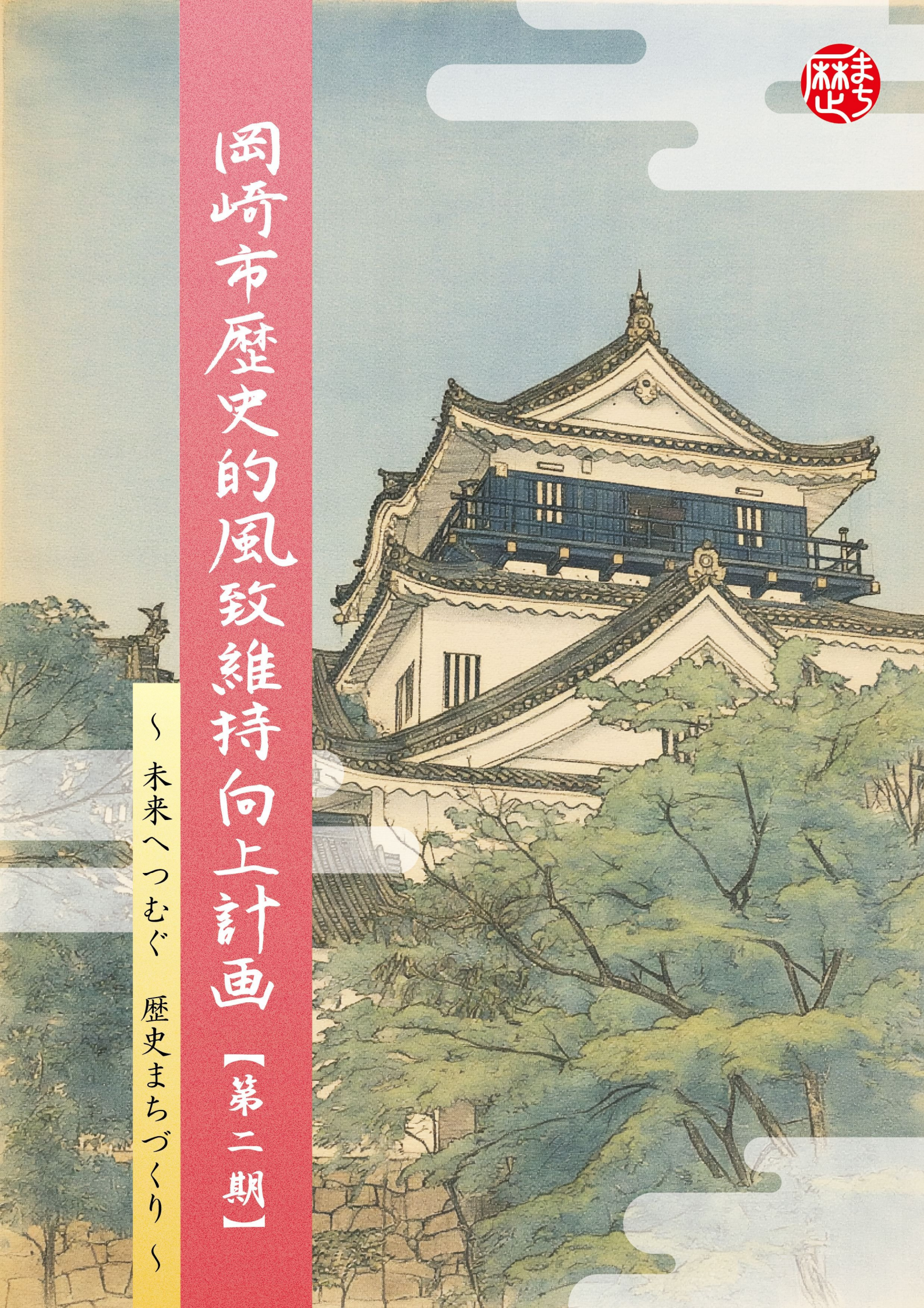
岡崎市歴史的風致維持向上計画【第二期】

～未来へつむぐ　歴史まちづくり～



岡崎市歴史的風致維持向上計画（第2期）

目　次

序章　計画の策定にあたって　…… 1

0-1.計画策定の背景と目的　…… 1
0-2.計画の期間　…… 6
0-3.計画策定の体制　…… 7
0-4.計画策定（変更）の経緯　…… 10

第1章　岡崎市の歴史的風致形成の背景　…… 13

1-1.自然的環境　…… 13
1-2.社会的環境　…… 17
1-3.歴史的環境　…… 30
1-4.岡崎城下町の成り立ちと都市の構造　…… 85
1-5.文化財等の分布状況　…… 91

第2章　岡崎市の維持向上すべき歴史的風致　……125

2-0.歴史風致の概要と分布状況　……125
2-1.家康公生誕の地にみる歴史的風致　……127
2-2.東海道を舞台にした信仰･祭礼等にみる歴史的風致　……144
2-3.瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致　……185
2-4.岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致　……196
2-5.郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致　……213
2-6.六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致　……227
2-7.額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致　……238

第3章　歴史的風致の維持向上に関する方針　……257

3-1.歴史的風致の維持及び向上に関する課題　……257
3-2.上位計画及び関連計画との関係性　……264
3-3.歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針　……285
3-4.歴史的風致維持向上計画の実施体制　……292

第4章　重点区域の位置及び区域 ……293

4-1.重点区域の位置及び区域 ……293
4-2.重点区域の設定の効果 ……300
4-3.重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携……301

第5章　文化財の保存又は活用に関する事項 ……329

5-1.市全体に関する事項 ……329
5-2.重点区域に関する事項 ……335

第6章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 ‥341

6-1.歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針 ……341
6-2.歴史的風致の維持向上に資する事業一覧 ……342
6-3.事業 ……345

第7章　歴史的風致形成建造物の指定の方針 ……361

7-1.歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方 ……361
7-2.歴史的風致形成建造物の指定の基準 ……361
7-3.歴史的風致形成建造物の指定対象の要件 ……362
7-4.歴史的風致形成建造物及び候補建造物の一覧 ……362

第8章　歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 ‥‥367

8-1.歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方 ……367
8-2.歴史的風致形成建造物の維持管理の指針 ……367
8-3.歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等 ……368

参考資料 ……371

資料-1.指定等文化財一覧表 ……371
資料-2.図表一覧表 ……379

序章　計画の策定にあたって

0-1.計画策定の背景と目的

我が国においては、城郭や神社仏閣等歴史上価値の高い建造物と、その周辺の建造物等とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。それらの地域においては、祭礼行事を始めとする地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が行われ、歴史的なまちなみと一体となって、情緒や風情のある、極めて良好な市街地の環境が形成されていることが多い。

本市においても、三河山地から連なる豊かな緑と、矢作川（やはぎがわ）や乙川（おとがわ）の清流など地形の起伏に富み、四季の移ろいを際立たせる自然環境を背景に、矢作川流域に人の営みが始まり、古来より交通の要衝として、古代には三河国の成立、中世には源氏・足利氏の武家文化の重要拠点、そして近世には江戸幕府の礎を築いた徳川家康公[1]の生誕の地・岡崎城下町として栄えてきた。現在も、13 件もの国の文化財指定を受けた建造物を有するとともに、八丁（はっちょう）味噌等の伝統産業、及び山車（だし）が練り歩く祭りや花火等の祭礼行事が今なお営まれており、西三河地方の拠点として、悠久の時を経て数多くの歴史文化資産が育まれてきた風格ある都市である。

しかしながら、全国的な課題として、民間団体や個人所有の歴史的な建造物については、文化財保護法に基づく保護（保存及び活用）がなされているものを除き、滅失が進んでいる状況にあり、結果として当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な市街地の環境が失われつつある。

本市においても、少子高齢化等による人口減少社会を迎えるなか、歴史的建造物は損傷や老朽化に対する維持管理の難しさなどから失われていくことが懸念され、伝統行事や祭礼、伝統産業等は担い手不足等により、時代とともにその形態を変えつつも、これまで継承されてきた固有の歴史文化や伝統をいかに守り、伝え、更に発展させていくかが課題となっている。



図0-1-1　岡崎城天守（景観重要建造物）

[1] 生誕地としての歴史的、文化的背景を持ち、連綿と祭礼や顕彰活動が行われている本市の地域特性に鑑み、徳川家康は「徳川家康公」として表記する。

このような状況を踏まえ、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組みを国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的として、平成20年(2008)に歴史まちづくり法(正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)が施行された。

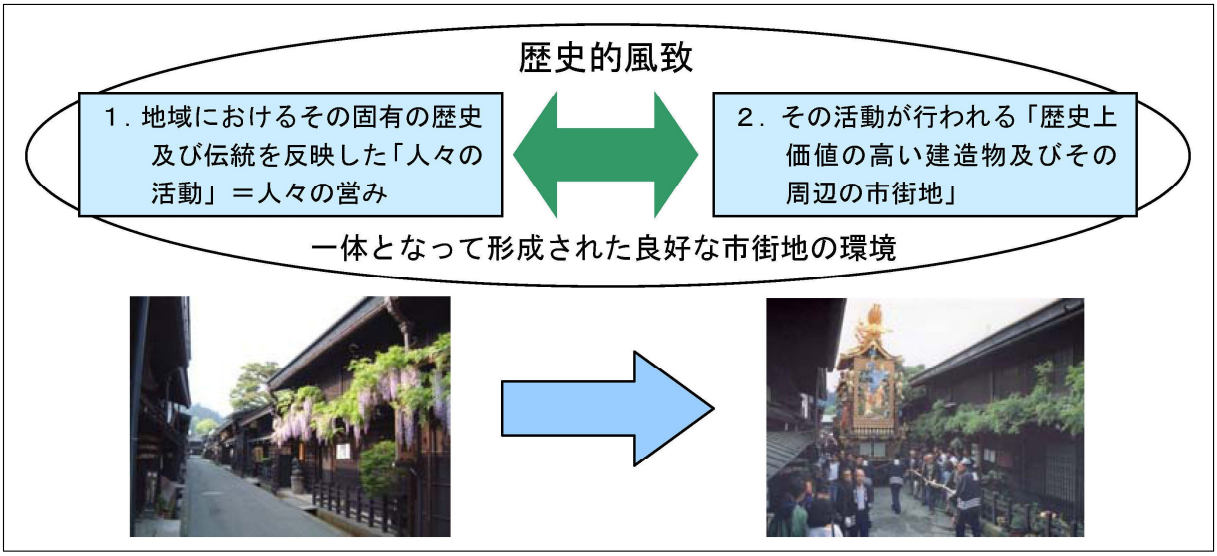


図0-1-2　歴史的風致の概念(歴史まちづくり法に基づく5年間の取組み成果(国土交通省、文部科学省、農林水産省))

地域における歴史的風致の維持及び向上の意義として、歴史的風致の維持及び向上が図られている地域においては、歴史上価値の高い建造物とその周辺の町家等の建築物、街道等の土木施設等が、住民等によって保存されてきた産業、祭り、行事等の伝統的な活動と一体となり、さらには、緑地等の良好な自然的環境を背景として、歴史的な風情、情緒、たたずまいを醸し出している。こうした歴史上価値の高い建造物は文化財であり、その周辺の歴史的な建造物や地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動もまた、文化財に該当することが多い。さらに、市街地は住民等が生活や生業を営み、ライフスタイルに応じた住まい方を実現する舞台であるため、伝統的な産業、伝統行事、伝統芸能、建築、工芸、造園等に関する伝統的な技術の蓄積等が行われる場として、地域の新たな文化や産業を創造する発想の源として、また当該地域を訪れる人々が地域の歴史や伝統を体感し、参加する場として大きな価値を持つ。

また、このような歴史的風致は、地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源でもあり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながるとともに、各地域のアイデンティティの確立や、本市の誇る固有の伝統文化を保存し、後世に継承するに当たり重要な意味を持つ。

しかしながら、地域によっては、市街地において歴史的な建造物が失われて空地になったり、歴史的なまちなみとは不釣り合いな建築物等が建築されたりすることや、高齢化等により地域の祭礼行事が維持できなくなることなど、歴史的風致が失われている例も多くみられており、このような状況が放置されることによって、地域が誇る固有の伝統的文化の喪失、郷土意識や地域の活力の低下といった、取り返しのつかない重大な損失を被るおそれがある。

そのため、文化財保護行政とまちづくり行政の緊密な連携のもと、文化財の保存・活用、都市計画の決定、景観計画の策定、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施その他の措置を講ずることにより、総合的かつ一体的な計画に基づき、地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、地域の歴史的風致の維持及び向上を図ることが重要である。

こうした背景のもと、本市では平成 28 年(2016) 5 月に「岡崎市歴史的風致維持向上計画」(以下、「第 1 期計画」という。)の認定を受け、歴史的建造物の保存・修景、城郭遺構の発掘調査、歴史文化資産の案内板整備など、多角的な取組みを進めてきた。なかでも、岡崎城跡における発掘・文献調査の推進、冨田家住宅の改修・活用、「徳川家康公像」の設置といった具体的な施策を通じて、市民の郷土愛や歴史文化への理解・認知を高め、歴史的風致に対する市民の意識醸成や地域のシンボル性の向上に寄与する成果を上げた。

しかし、その一方で、歴史的建造物の更なる利活用の促進、市民参画による持続可能なまちづくりの推進、多言語化や ICT を活用した発信力の強化といった課題も顕在化してきた。



図O-1-3　徳川家康公像(令和元年(2019)設置)

このため、「岡崎市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)」(以下、「第 2 期計画」という。)では、第 1 期計画で得られた成果や課題を踏まえ、歴史まちづくりに対する市民の理解・参加を一層促進し、公民連携によるまちづくりを進める。また、先端技術や観光施策との連携によって歴史的建造物の活用の幅を広げ、歴史文化資産を地域活性化の基軸として位置づけることで、岡崎市ならではの魅力と風格を備えた歴史的風致の維持・向上を目指す。

さらに、第 2 期計画では、歴史的風致を将来世代へと継承し、変化する社会環境に適応しながらも、地域に根ざした歴史・文化・伝統を活かし、歴史都市・岡崎として「持続可能なまちづくり」を進めることを目的とする。

本計画は、歴史まちづくり法に定義されている歴史的風致という観点から、歴史的な建造物の保存や活用のみならず、これらをとりまく歴史及び伝統を反映した人々の活動の推進や都市機能の整備など、本市における歴史的風致に関する各分野の施策それぞれが相互に連携を図り、併せて、行政と市民の適切な役割分担と協働のもと、次の３点を主なねらいとして、総合的かつ計画的に岡崎固有の歴史的風致の維持向上を図るため、歴史まちづくり法第４条の歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第５条の規定による歴史的風致維持向上計画として「岡崎市歴史的風致維持向上計画（第２期）」を策定するものである。

なお、本計画は、第７次岡崎市総合計画の将来都市像である「一歩先の暮らしで三河を拓く　中枢・中核都市おかざき」の実現に向けての計画の一つ、及び本市の歴史文化資産を活かしたまちづくりを集中的に進める上での基本的な計画として位置づけ、その策定にあたっては、特に関連性の高い「岡崎市都市計画マスタープラン」、「岡崎市景観計画」、「岡崎市文化財保存活用地域計画」との整合を図る。

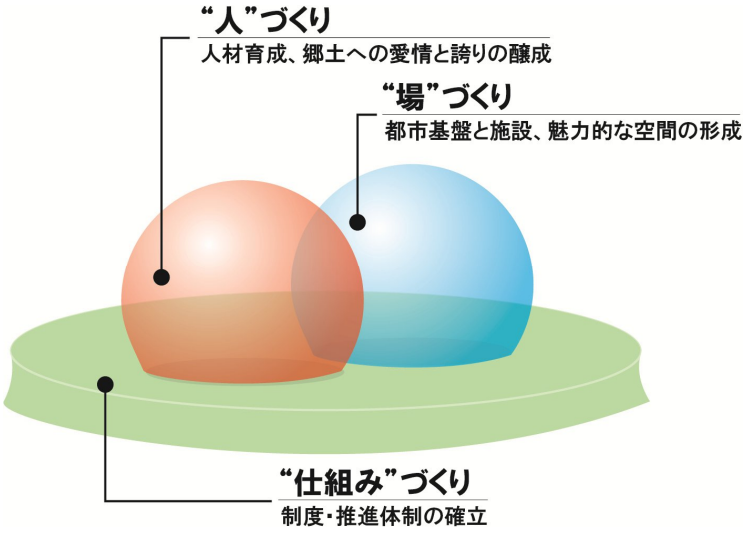


図0-1-4　計画策定のねらいの模式図

ねらい 01　“仕組み”づくり［協働による歴史文化資産を活かしたまちづくりの仕組みを整える］

歴史文化資産の保存・活用の取組みにより、地域の活性化を積極的に進めていくためには、歴史、文化、観光、産業、都市整備、景観、教育、企画、財政など多岐にわたる部署や関連する団体、専門家等との連携や協働が必要不可欠である。

歴史的風致の維持向上の取組みを支える制度や推進体制の確立など歴史文化資産を活かしたまちづくりの仕組みを整え、市民主体の取組みと多様な主体の連携・協働を促し効果的な施策の展開を図る。

ねらい 02　“人”づくり［体験を通して地域への愛情と誇りを育みながら活動の輪を広げる］

歴史や伝統を反映した人々の活動を、次世代へ継承・伝承していくためには、地域の歴史文化の価値を正しく伝え、地域への愛情と誇りを育みながら、担い手となるべく人材を育てるとともに活動の輪を広げていくことが必要不可欠である。

市民が地域の魅力を再発見し、自分自身の役割を再認識し、体験を通して地域への愛情と誇りを育むことができるような、きっかけとなる機会や場を提供し、本市の歴史文化資産の価値を正しく伝え、理解を深めてもらうとともに、これらを活かしたまちづくりへの参加の促進を図る。

ねらい 03　“場”づくり［歴史的建造物とその周辺の市街地空間を総合的・一体的に整える］

歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を、都市の持続可能な発展との調和により維持向上していくためには、核となる歴史的な建造物の確実な保存並びに新たな歴史文化資産の発掘、さらにその周辺の市街地環境の基盤整備及び良好な景観形成が必要不可欠である。

歴史的風致を下支えしている都市基盤や施設の整備も含めて、核となる歴史的建造物とその周辺の市街地がより魅力的な空間となるよう、必要な規制誘導や総合的かつ一体的な整備を図る。

0-2.計画の期間

本計画の期間は、令和８年度(2026)～令和 17 年度(2035)とする。

0-3.計画策定の体制

(1)計画策定の体制

本計画は、「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議」による課題の整理、施策・事業の検討、また、歴史まちづくり法第 11 条第 1 項の規定により設置した「岡崎市歴史まちづくり協議会」による計画案の協議、意見聴取及びパブリックコメント等による市民意見の募集並びに岡崎市文化財保護審議会等の意見聴取を経て策定した。



図0-3-1　計画策定の体制

(2)委員構成等

①岡崎市歴史まちづくり協議会

歴史まちづくり法第11条第１項の規定により岡崎市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに実施に係る連絡調整を行うため、平成27年(2015)10月１日より、「岡崎市歴史まちづくり協議会」を設置している。

表0-3-1　岡崎市歴史まちづくり協議会委員構成（令和8年(2026)3月末現在）

区分	氏名及び所属団体等		備考
学識経験者	○杉野　丞	岡崎市文化財保護審議会会長 岡崎城跡整備委員会副委員長 岡崎市景観審議会委員 愛知工業大学名誉教授	文化財 （建造物）
	◎瀬口　哲夫	岡崎市景観審議会会長 岡崎城跡整備委員会委員長 名古屋市立大学名誉教授	建　築
	野本　欽也	元岡崎市文化財保護審議会会長職務代理者 元小学校校長	民　俗
	松本　幸正	岡崎市都市計画審議会会長 岡崎市交通政策会議副会長 名城大学教授	都市計画
	三浦　正幸	岡崎城跡整備委員会委員 広島大学名誉教授	古建築
関係団体	深田　賢之	景観整備機構 （特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた 拠点運営　統括管理責任者）	まちづくり
	清川　ひろみ	景観整備機構 （公益社団法人愛知建築士会評議員）	まちづくり
	太田　亮哉	景観整備機構 （一般社団法人まちづくりマイスター理事）	まちづくり
	籾井　泰晴	一般社団法人岡崎市観光協会代表理事	観　光
行政機関	愛知県西三河建設事務所長		愛知県
	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室長		愛知県
	岡崎市経済振興部長		岡崎市
	岡崎市都市政策部長		岡崎市
	岡崎市教育委員会事務局教育部長		岡崎市

◎会長、○副会長

②岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議

第１期計画の策定に向けた課題の整理、施策・事業の検討を目的とし、平成 26 年(2014)11 月 25 日に設置した「岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議」は、平成 28 年(2016) 8 月 26 日に「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進会議」へと名称を変更し、第１期計画の進行管理及び連絡調整や施策・事業、計画変更の検討を行ってきた。その後、第２期計画の策定に向け、令和６年(2024)11 月 26 日に、再び名称及び委員構成を変更し、「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議」として、第２期計画の策定に向けた課題の整理、施策・事業の検討を行った。第２期計画策定後は、第１期計画と同様に、進行管理等を行っていく。

表0-3-2　岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議委員構成（令和8年(2026)3月末現在）

区分	所属・役職
会長	都市政策部長
委員	総合政策部企画課長
	総合政策部広報課長
	総合政策部地域創生課長
	財務部財政課長
	社会文化部文化振興課長
	社会文化部中央図書館長
	経済振興部商工労政課長
	経済振興部観光推進課長
	土木建設部道路維持課長
	都市政策部都市計画課長
	都市政策部建築指導課長
	都市基盤部公園緑地課長
	都市基盤部建築課長
	教育委員会事務局学校指導課長
事務局	都市政策部まちづくり推進課
	教育委員会事務局社会教育課

0-4.計画策定（変更）の経緯

本計画の策定（変更）の経緯は、以下のとおりである。

表0-4-1　第1期計画策定(変更)の経緯

年月日	会議等
平成 26 年　5 月 19 日	岡崎市文化財保護審議会(報告)
平成 26 年　7 月 23 日	岡崎市景観審議会(報告)
平成 26 年 11 月　4 日	岡崎市経営会議
平成 26 年 11 月　7 日	岡崎市文化財保護審議会(報告)
平成 26 年 12 月　8 日	第1回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 27 年　1 月 27 日	第1回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会
平成 27 年　2 月 12 日	第2回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 27 年　5 月 20 日	岡崎市都市計画審議会(報告)
平成 27 年　5 月 21 日	第3回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 27 年　6 月 15 日	第2回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会
平成 27 年 10 月 26 日	第1回岡崎市歴史まちづくり協議会(報告)
平成 27 年 11 月 10 日	岡崎市文化財保護審議会(報告)
平成 27 年 12 月 10 日	第2回岡崎市歴史まちづくり協議会(報告)
平成 27 年 12 月 14 日	岡崎市文化財保護審議会(報告)
平成 27 年 12 月 28 日	第4回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 28 年　1 月　6 日	第3回岡崎市歴史まちづくり協議会(報告)
平成 28 年　1 月 14 日	第3回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会
平成 28 年　1 月 25 日	岡崎市都市計画審議会(報告)
平成 28 年　1 月 29 日	岡崎市景観審議会(報告)
平成 28 年　2 月　5 日 ～　3 月　5 日	岡崎市歴史的風致維持向上計画案のパブリックコメント
平成 28 年　2 月 15 日	岡崎市歴史まちづくりシンポジウム
平成 28 年　2 月 22 日	岡崎市都市計画審議会(意見聴取)
平成 28 年　2 月 25 日	第4回岡崎市歴史まちづくり協議会(報告)
平成 28 年　2 月 26 日	岡崎市景観審議会(意見聴取)
平成 28 年　3 月　3 日	第4回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会
平成 28 年　3 月　4 日	第5回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 28 年　3 月 17 日	岡崎市経営会議
平成 28 年　3 月 18 日	岡崎市文化財保護審議会(意見聴取)
平成 28 年　3 月 29 日	第5回岡崎市歴史まちづくり協議会(意見聴取)
平成 28 年　4 月 28 日	認定申請
平成 28 年　5 月 19 日	認定
平成 29 年　5 月 19 日	岡崎市歴史まちづくり協議会（意見聴取）
平成 30 年　3 月 13 日	変更の認定申請
平成 30 年　3 月 29 日	変更の認定
令和 4 年　2 月 22 日	変更の認定申請
令和 4 年　3 月 29 日	変更の認定

表0-4-2　第2期計画策定(変更)の経緯

年月日	会議等
令和 6 年 11 月 26 日	第 21 回岡崎市歴史的風致維持向上計画推進･策定検討会議
令和 6 年 12 月 25 日	岡崎市歴史まちづくり協議会(協議)
令和 7 年　7 月 25 日	岡崎市歴史まちづくり協議会(協議)
令和 7 年 10 月　7 日	岡崎市歴史まちづくり協議会(協議)
令和 7 年 10 月 31 日	岡崎市文化財保護審議会(協議)
令和 7 年 12 月　8 日 ～令和 8 年　1 月　8 日	岡崎市歴史的風致維持向上計画(第2期)案のパブリックコメント
令和 8 年　2 月 13 日	岡崎市文化財保護審議会(意見聴取)
令和 8 年　2 月 16 日	岡崎市歴史まちづくり協議会(意見聴取)
令和 8 年　2 月 27 日	認定申請(第2期計画)
令和 8 年　3 月 19 日	認定(第2期計画)

第1章　岡崎市の歴史的風致形成の背景

1-1.自然的環境

(1)位置

本市は、愛知県のほぼ中央部に位置し、名古屋市から約 35 キロメートル、東京から約 250 キロメートル、大阪から約 150 キロメートルの距離にある。北は豊田市、東は新城市、西は安城市及び西尾市、南は豊川市、蒲郡市及び幸田町と接し、東西 29.1 キロメートル、南北 20.2 キロメートル、総面積 387.2 平方キロメートル(令和 7 年(2025) 8 月 20 日現在)である。



図1-1-1　愛知県の位置



図1-1-2　岡崎市の位置

(2)地形・地質・水系

①地形

市域は、東西 29.1 キロメートル、南北 20.2 キロメートル、面積 387.2 平方キロメートルに及び、県内では豊田市、新城市に次ぐ３番目の規模である。

市の北東部は中部山岳地帯に連なる三河山地、西部は広大な岡崎平野、南部は三河湾国定公園に含まれる山地となっている。中心部から北東部にかけて標高 100～300 メートル程の丘陵地がみられ、さらに、北東部にかけて 300～600 メートルの山地が嶺を連ねている。標高は東端に位置する本宮山（ほんぐうさん）の 789.2 メートルを最高地点とし、南西部の中島町の 6.2 メートルを最低地点とする。中心部から南東部にかけては桑谷山（くわがいやま）や扇子山（せんすざん）など 400 メートル以上の山々が連なり、やや急な地形を形成している。市内の標高差は 700 メートル以上に及ぶ。

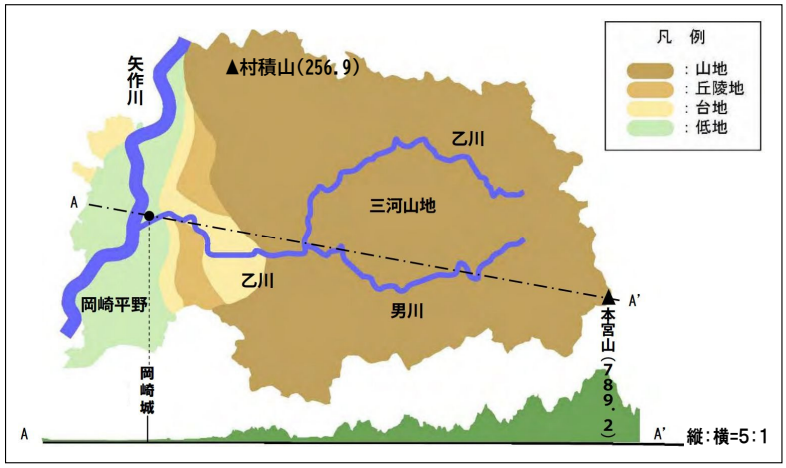


図1-1-3　岡崎市の高低差

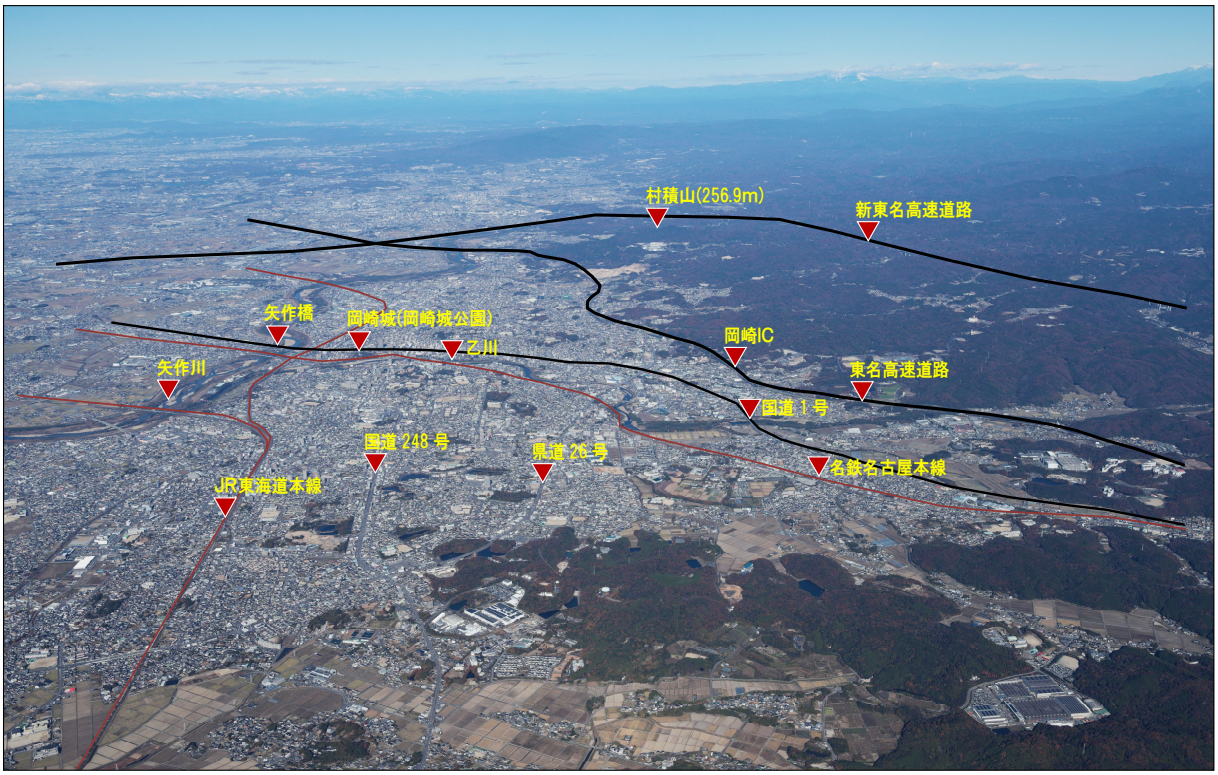
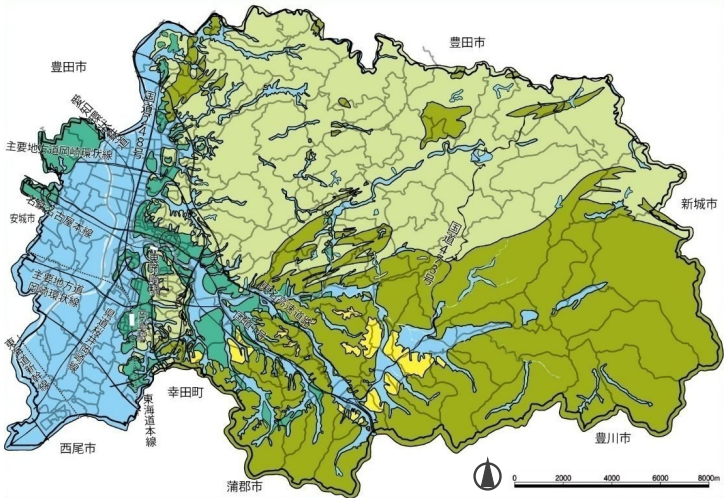


図1-1-4　航空写真(岡崎市街地)

②地質

中心部から北東部の山地を形成するのは白亜紀に作られた花崗岩類であり、良質の花崗石が採れたことから江戸時代より石製品づくりが盛んとなり、石都・岡崎として発展していった。南東部の山地を形成するのは同じく白亜紀に作られた変成岩類であり、丘陵地には新第三紀に作られた砂岩、シルト岩、礫岩が分布する。平野部は、第四紀に作られた礫・砂からなる段丘堆積物が分布しており、平野部の西側は矢作川が運んできた礫、砂、粘土が堆積してできた洪積層や沖積層により形成されている。



百万年前	地質年代		地質名 岩石名	凡例	地質の特徴	地形区分
0.01	第四紀	完新世	沖積層	A	低地を形成する未固結な砂、れき、粘土などです。	低地部 山間低地部
2		更新世	洪積層	D	低地の周辺に分布する段丘を形成する砂れき、砂、粘性土などです。沖積層よりは締りのよい地層です。	台地
65	新第三紀	鮮新世 中新世	新第三紀層	Tn	丘陵地を形成する半固結～固結した砂岩、シルト岩、れき岩などです。	丘陵地
77	白亜紀		領家新期花崗岩類	Gr	山地を形成する岩盤です。花崗岩類と変成岩類が分布します。いずれも新鮮部は硬質ですが、地表部付近では、割れ目が発達し、割れ目に沿って風化が進んでいます。	山地部
100			領家変成岩類	Ry		

図1-1-5　地形・地質

③水系

中央アルプス南端の長野県に源を発する矢作川が岡崎平野の丘陵地を北から南へ貫流し、清流がゆるく流れて三河湾に注いでいる。矢作川によって形成された沖積地は見事な水田地帯となっており、豊富な表流水及び伏流水は水力発電、農工業用水、そして飲料水として利用されている。矢作川の主な支流は、巴山に源を発する乙川、本宮山に源を発する男川（おとこがわ）等であり、矢作川と乙川の合流部付近に、中心市街地が広がっている。

乙川は、市域を東から西へと流れ下るにつれて、ホタルの生息地としても知られる山間部の渓流から、市街地の中心部、河川緑地が整備された川幅の大きな下流部へと姿を変化させる。青木川が流れる滝町では、明治期からその水流を使用したガラ紡績が盛んになり、郡界川、男川、山綱川、鉢地川等の流域各地に広がり発展していった。



図1-1-6　河川の分布

(3)気象

過去５年間(令和２年(2020)～令和６年(2024))の月別の気温と降水量をみると、７月～８月の夏季の平均気温は27℃前後、12月～２月の冬季の平均気温は５℃前後である。年間平均気温は16.3℃であり、四季を通じて温暖な気候である。

降水量は一年を通じて７月が最も多く、年間平均降水量は1,750ミリ程度である。降雪はほとんどない。

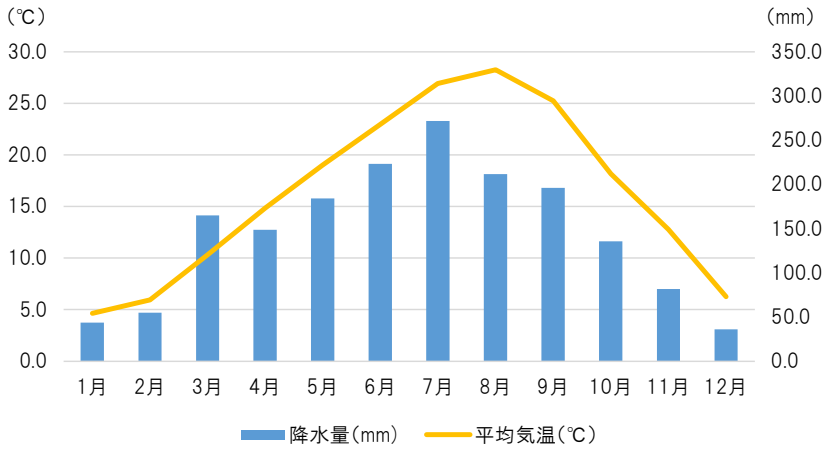


図1-1-7　月別の平均気温と降水量(令和2年(2020)～6年(2024))

平均気温は、気象庁が示している年別・月別の平均気温をもとに算出した値。
ここでは、令和2年(2020)～令和6年(2024)の5年間の各月別平均気温の平均値を求めた値である。

1-2.社会的環境

(1)市の合併経緯

明治４年(1871) ７月、廃藩置県により岡崎藩は岡崎県となった。同年 11 月、岡崎県、西尾県、刈谷県など 10 県が合併して額田県となり、岡崎城内に県庁を置いた。翌年の明治５年(1872)11 月に額田県は愛知県に統合された。そして、明治 22 年(1889)の町村制施行により岡崎町が誕生した。

明治 35 年(1902)には男川村の一部(欠)と、明治 39 年(1906)には三島村、乙見村の一部(稲熊・小呂)と、大正３年(1914)には広幡町と合併し、大正５年(1916) ７月１日に面積 19.68 平方キロメートル、人口 37,639 人で、県下３番目、全国 67 番目に市制を施行した。昭和３年(1928)には、岡崎村、美合村、男川村、常磐村の一部と合併した。昭和の大合併により、昭和 30 年(1955)に矢作町、岩津町、福岡町、本宿村、山中村、藤川村、龍谷村、河合村、常磐村の３町６村と、昭和 37 年(1962)に六ツ美町と合併した。面積は市制施行当時の約 11 倍の 226.97 平方キロメートルに、人口は約５倍の 185,959 人となった。

平成 15 年(2003) ４月に中核市へ移行し、平成の大合併により平成 18 年(2006)に額田町と合併して、面積 387.24 平方キロメートル、人口 36 万人以上を擁する岡崎市となった。

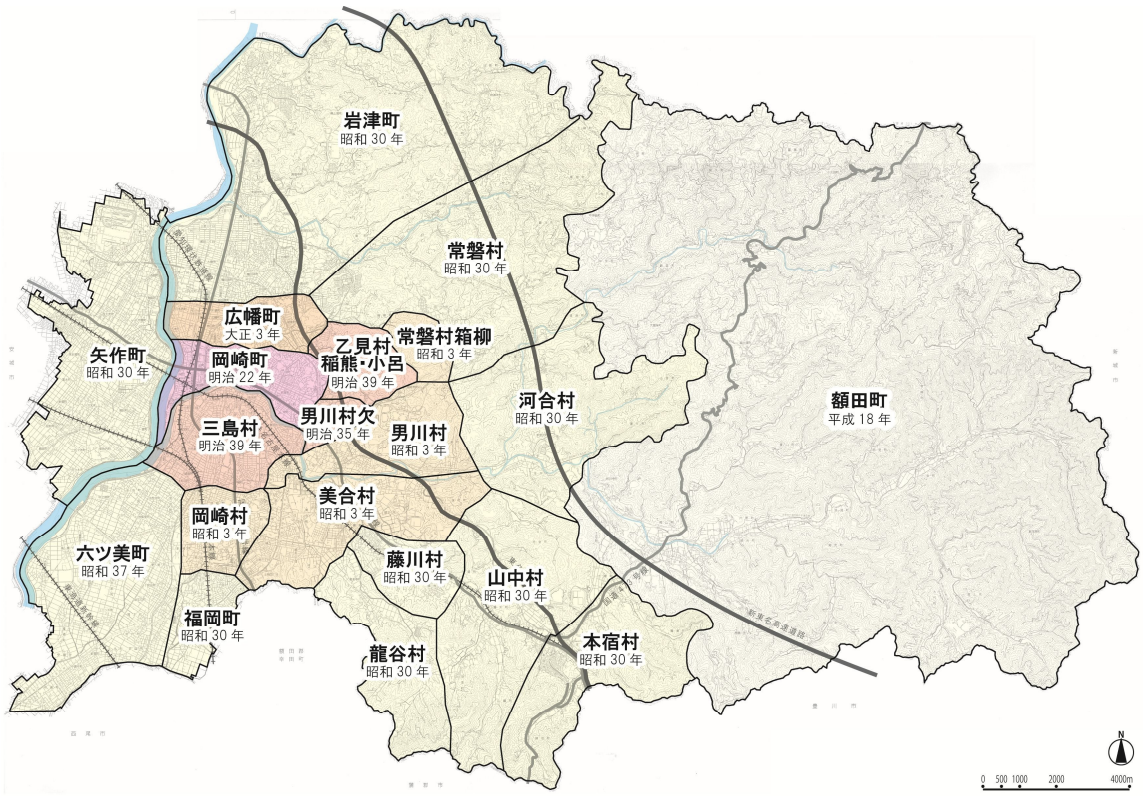


図1-2-1　合併による市域の拡大

表1-2-1　岡崎市の合併経緯(明治 22 年以降)（1/3）

<table>
<tr><th colspan="2">明治22年以前</th><th>明治22年
10月1日</th><th colspan="3">明治23年～明治45年</th><th colspan="2">大正1年～大正15年</th><th colspan="3">昭和1年～昭和64年</th><th>平成1年～
平成31年</th><th>令和1年～
現在</th></tr>
<tr><td rowspan="50">岡崎城下</td><td>岡崎槇町</td><td rowspan="50">岡崎町</td><td colspan="3" rowspan="50">岡崎町</td><td rowspan="50">岡崎町</td><td rowspan="50">T5.7.1
市制 岡崎市</td><td rowspan="50">岡崎市</td><td rowspan="50">岡崎市</td><td rowspan="50">岡崎市</td><td rowspan="50">岡崎市</td><td rowspan="50">岡崎市</td></tr>
<tr><td>岡崎亀井町</td></tr>
<tr><td>岡崎久右衛門町</td></tr>
<tr><td>岡崎下肴町</td><td>魚町</td></tr>
<tr><td>岡崎康生町</td></tr>
<tr><td>岡崎材木町</td></tr>
<tr><td>岡崎十王町</td></tr>
<tr><td>岡崎松本町</td></tr>
<tr><td>岡崎伝馬町</td></tr>
<tr><td>岡崎田町</td></tr>
<tr><td>岡崎唐沢町</td></tr>
<tr><td>岡崎島町</td></tr>
<tr><td>岡崎投町</td></tr>
<tr><td>岡崎能見町</td><td rowspan="2">岡崎能見町</td></tr>
<tr><td>岡崎中町</td></tr>
<tr><td>岡崎八幡町</td></tr>
<tr><td>岡崎板屋町</td></tr>
<tr><td>岡崎福寿町</td></tr>
<tr><td>岡崎門前町</td></tr>
<tr><td>岡崎祐金町</td></tr>
<tr><td>岡崎裏町</td></tr>
<tr><td>岡崎面町</td></tr>
<tr><td>岡崎連尺町</td></tr>
<tr><td>岡崎六地蔵町</td></tr>
<tr><td>岡崎籠田町</td></tr>
<tr><td rowspan="2">岡崎上肴町</td><td>岡崎上肴町</td></tr>
<tr><td rowspan="2">六供村</td></tr>
<tr><td>岡崎六供町</td></tr>
<tr><td>岡崎八軒町</td><td rowspan="2">梅園村</td></tr>
<tr><td>杉本村</td></tr>
<tr><td>岡崎松葉町</td><td>八帖村</td></tr>
<tr><td colspan="2">八町村</td><td rowspan="2">菅生村</td><td rowspan="2">菅生村</td></tr>
<tr><td colspan="2">菅生町</td></tr>
<tr><td colspan="2">極楽寺門前(岡崎蛤町)</td><td>中村</td><td>中村</td></tr>
<tr><td colspan="2">日名村</td><td rowspan="4">広幡村</td><td colspan="3" rowspan="4">M28.5.13
町制 広幡町</td><td colspan="2" rowspan="4">T3.10.1
岡崎町に編入</td></tr>
<tr><td colspan="2">能見村</td></tr>
<tr><td colspan="2">井田村</td></tr>
<tr><td colspan="2">伊賀村</td></tr>
<tr><td colspan="2">久後村</td><td rowspan="3">久後崎村</td><td rowspan="6">三島村</td><td rowspan="6">三島村</td><td rowspan="4">M39.5.1
岡崎町に編入</td><td rowspan="4">岡崎町</td><td rowspan="6">岡崎町</td></tr>
<tr><td colspan="2">国崎町</td></tr>
<tr><td colspan="2">下六名村</td><td rowspan="2">下六名村</td></tr>
<tr><td colspan="2">中六名村</td></tr>
<tr><td colspan="2">上六名村</td><td rowspan="4">明大寺村</td><td rowspan="2">M35.9.23
岡崎町に編入</td></tr>
<tr><td colspan="2">上明大寺村</td></tr>
<tr><td colspan="2">下明大寺村</td><td rowspan="3">男川村</td><td rowspan="3">男川村</td></tr>
<tr><td colspan="2">西明大寺村</td></tr>
<tr><td colspan="2">福島新田</td></tr>
<tr><td colspan="2">欠村</td><td rowspan="4">男川村</td><td rowspan="4">男川村</td><td rowspan="4">男川村</td><td rowspan="4">男川村</td><td rowspan="8">岡崎市</td></tr>
<tr><td colspan="2">大平村</td><td rowspan="2">大平村</td></tr>
<tr><td colspan="2">西大平村</td></tr>
<tr><td colspan="2">丸山村</td><td rowspan="2">丸山村</td></tr>
<tr><td colspan="2">丸平新田</td></tr>
<tr><td colspan="2">小美村</td><td rowspan="3">美合村</td><td rowspan="3">美合村</td><td rowspan="3">美合村</td></tr>
<tr><td colspan="2">高隆寺村</td></tr>
<tr><td colspan="2">洞村</td></tr>
<tr><td colspan="2">馬頭村</td><td rowspan="3">和合村</td><td rowspan="3">S3.9.1
岡崎市に編入</td></tr>
<tr><td colspan="2">生田村</td></tr>
<tr><td colspan="2">平地村</td></tr>
<tr><td colspan="2">岡村</td><td rowspan="3">岡崎村</td><td rowspan="3">岡崎村</td><td rowspan="3">岡崎村</td></tr>
<tr><td colspan="2">保母村</td></tr>
<tr><td colspan="2">羽根村</td></tr>
<tr><td colspan="2">柱村</td><td rowspan="6">乙見村</td><td rowspan="6">乙見村</td><td>M39.7.1 合併 常磐村</td><td>常磐村</td></tr>
<tr><td colspan="2">戸崎村</td><td rowspan="2">M39.5.1
岡崎町に編入</td><td>岡崎町</td><td>T5.7.1
市制 岡崎市</td></tr>
<tr><td colspan="2">若松村</td><td>岡崎町</td><td rowspan="2">岡崎市</td></tr>
<tr><td colspan="2">針崎村</td><td rowspan="4">M39.7.1
合併 常磐村</td><td rowspan="4">常磐村</td><td rowspan="4">常磐村</td><td rowspan="14">S30.2.1
岡崎市に編入</td></tr>
<tr><td colspan="2">箱柳村</td></tr>
<tr><td colspan="2">小呂村</td></tr>
<tr><td colspan="2">福熊村</td></tr>
<tr><td colspan="2">田口村</td><td rowspan="5">常磐村</td><td rowspan="5">常磐村</td></tr>
<tr><td colspan="2">板田村</td></tr>
<tr><td colspan="2">大井野村</td></tr>
<tr><td colspan="2">岩谷村</td><td rowspan="2">岩中村</td></tr>
<tr><td colspan="2">中畑村</td></tr>
<tr><td colspan="2">滝村</td><td rowspan="8">岩津村</td><td rowspan="8">岩津村</td><td rowspan="18">M39.7.1
合併 岩津村</td><td rowspan="18">岩津村</td><td rowspan="8">S3.5.1
町制 岩津町</td></tr>
<tr><td colspan="2">米河内村</td></tr>
<tr><td colspan="2">安戸村</td></tr>
<tr><td colspan="2">小丸村</td></tr>
<tr><td colspan="2">新居村</td></tr>
<tr><td colspan="2">蔵次村</td></tr>
<tr><td colspan="2">大ケ谷村</td><td rowspan="3">大柳村</td></tr>
<tr><td colspan="2">柳村</td></tr>
<tr><td colspan="2">北須山村</td></tr>
<tr><td colspan="2">岩津村</td></tr>
<tr><td colspan="2">八ツ木村</td><td rowspan="6">奥殿村</td><td rowspan="6">奥殿村</td></tr>
<tr><td colspan="2">西阿知和村</td></tr>
<tr><td colspan="2">東阿知和村</td></tr>
<tr><td colspan="2">真福寺村</td></tr>
<tr><td colspan="2">西蔵前村</td></tr>
<tr><td colspan="2">東蔵前村</td><td rowspan="2">東蔵前村</td></tr>
<tr><td colspan="2">磯部村</td></tr>
<tr><td colspan="2">丹坂村</td><td rowspan="6">細川村</td><td rowspan="6">細川村</td></tr>
<tr><td colspan="2">恵田村</td></tr>
<tr><td colspan="2">駒立村</td></tr>
<tr><td colspan="2">奥殿村</td></tr>
<tr><td colspan="2">桑原村</td></tr>
<tr><td colspan="2">川向村</td></tr>
<tr><td colspan="2">宮石村</td></tr>
<tr><td colspan="2">渡通津村</td></tr>
<tr><td colspan="2">日影村</td></tr>
<tr><td colspan="2">上細川村</td><td rowspan="2">細川村</td></tr>
<tr><td colspan="2">下細川村</td></tr>
<tr><td colspan="2">仁木村</td><td rowspan="4">大樹寺村</td><td rowspan="4">大樹寺村</td></tr>
<tr><td colspan="2">奥山田村</td></tr>
<tr><td colspan="2">大樹寺村</td></tr>
<tr><td colspan="2">大門村</td></tr>
<tr><td colspan="2">上里村</td><td rowspan="5">大樹寺村</td><td rowspan="5">大樹寺村</td></tr>
<tr><td colspan="2">鴨田村</td></tr>
<tr><td colspan="2">薮田村</td></tr>
<tr><td colspan="2">井ノ口村</td></tr>
<tr><td colspan="2">百々村</td></tr>
</table>

表1-2-1　岡崎市の合併経緯(明治 22 年以降)（2/3）

<table>
<tr><th colspan="2">明治22年以前</th><th>明治22年
10月1日</th><th colspan="2">明治23年～明治45年</th><th>大正1年～大正15年</th><th colspan="3">昭和1年～昭和64年</th><th>平成1年～
平成31年</th><th>令和1年～
現在</th></tr>
<tr><td>土呂村</td><td rowspan="5">福岡村</td><td rowspan="3">福岡村</td><td colspan="2" rowspan="3">M26.11.8
町制 福岡町</td><td rowspan="3">福岡町</td><td rowspan="3">福岡町</td><td rowspan="11">S30.2.1
岡崎市に編入</td><td rowspan="11">岡崎市</td><td rowspan="11">岡崎市</td><td rowspan="30">岡崎市</td></tr>
<tr><td>山畑村</td></tr>
<tr><td>高須村</td></tr>
<tr><td>菅園村</td><td rowspan="3">本宿村</td><td colspan="2" rowspan="3">本宿村</td><td rowspan="3">本宿村</td><td rowspan="3">本宿村</td></tr>
<tr><td>永井村</td></tr>
<tr><td>上地村</td><td rowspan="2">上地村</td></tr>
<tr><td>大谷村</td><td rowspan="2">龍谷村</td><td colspan="2" rowspan="2">龍谷村</td><td rowspan="2">龍谷村</td><td rowspan="2">龍谷村</td></tr>
<tr><td>本宿村</td></tr>
<tr><td>上衣文村</td><td rowspan="4">本宿村</td><td colspan="2" rowspan="4">本宿村</td><td rowspan="4">本宿村</td><td rowspan="4">本宿村</td></tr>
<tr><td>大幡村</td></tr>
<tr><td>鴨巣村</td></tr>
<tr><td>蛎地村</td></tr>
<tr><td>龍泉寺村</td><td rowspan="2">龍泉寺村</td><td rowspan="3">龍谷村</td><td colspan="2" rowspan="3">龍谷村</td><td rowspan="3">龍谷村</td><td rowspan="3">龍谷村</td></tr>
<tr><td>尾尻村</td></tr>
<tr><td>桑谷村</td></tr>
<tr><td>才熊村</td><td rowspan="2">才栗村</td><td rowspan="8">河合村</td><td colspan="2" rowspan="8">河合村</td><td rowspan="8">河合村</td><td rowspan="8">河合村</td></tr>
<tr><td>栗木村</td></tr>
<tr><td>秦梨村</td><td rowspan="2">秦梨村</td></tr>
<tr><td>友久村</td></tr>
<tr><td>切越村</td></tr>
<tr><td>蓬生村</td></tr>
<tr><td>須淵村</td></tr>
<tr><td>岩戸村</td></tr>
<tr><td>茅原沢村</td></tr>
<tr><td>古部村</td><td rowspan="4">山中村</td><td colspan="2" rowspan="4">山中村</td><td rowspan="4">山中村</td><td rowspan="4">山中村</td></tr>
<tr><td>生平村</td></tr>
<tr><td>羽栗村</td></tr>
<tr><td>池金村</td></tr>
<tr><td>舞木村</td><td rowspan="2">藤川村</td><td colspan="2" rowspan="2">藤川村</td><td rowspan="2">藤川村</td><td rowspan="2">藤川村</td></tr>
<tr><td>山綱村</td></tr>
<tr><td>藤川村</td><td rowspan="3">藤川村</td><td rowspan="3">藤川村</td><td colspan="2" rowspan="3">藤川村</td><td rowspan="3">藤川村</td><td rowspan="3">藤川村</td></tr>
<tr><td>市場村</td></tr>
<tr><td>蓑川村</td></tr>
<tr><td>柳田村</td><td rowspan="3">桜形村</td><td rowspan="15">形埜村</td><td colspan="2" rowspan="15">形埜村</td><td rowspan="15">形埜村</td><td rowspan="15">形埜村</td><td rowspan="22">S31.9.30
合併 額田町</td><td rowspan="22">額田町</td><td rowspan="22">H18.1.1
岡崎市に編入</td></tr>
<tr><td>名ノ内村</td></tr>
<tr><td>麻生村</td></tr>
<tr><td>鍛治屋村</td><td rowspan="3">鍛埜村</td></tr>
<tr><td>大林村</td></tr>
<tr><td>土村</td></tr>
<tr><td>南須山村</td><td rowspan="2">南大須村</td></tr>
<tr><td>大山村</td></tr>
<tr><td>大河村</td><td rowspan="3">大高味村</td></tr>
<tr><td>高薄村</td></tr>
<tr><td>法味村</td></tr>
<tr><td>笠井村</td><td rowspan="2">井沢村</td></tr>
<tr><td>竹沢連村</td></tr>
<tr><td>上毛呂村</td><td rowspan="2">毛呂村</td></tr>
<tr><td>下毛呂村</td></tr>
<tr><td>小楠村</td><td rowspan="3">小久田村</td></tr>
<tr><td>桃ケ久保村</td></tr>
<tr><td>赤田和村</td></tr>
<tr><td>切山村</td></tr>
<tr><td>亀穴村</td><td rowspan="8">宮崎村</td><td colspan="2" rowspan="8">宮崎村</td><td rowspan="8">宮崎村</td><td rowspan="8">宮崎村</td></tr>
<tr><td>石原村</td></tr>
<tr><td>明見村</td></tr>
<tr><td>中金村</td></tr>
<tr><td>大代村</td></tr>
<tr><td>雨山村</td></tr>
<tr><td>河辺村</td><td rowspan="2">河原村</td></tr>
<tr><td>栃原村</td></tr>
<tr><td>千万町村</td><td rowspan="3">巴山村</td><td rowspan="3">M23.12.17
改称 栄枝村</td><td>M39.5.1
宮崎村に編入</td><td rowspan="2">宮崎村</td><td rowspan="2">宮崎村</td></tr>
<tr><td>木下村</td><td rowspan="12">M39.5.1
合併 豊富村</td></tr>
<tr><td>柿平村</td><td>柿平村</td><td rowspan="6">夏山村</td><td rowspan="6">豊富村</td><td rowspan="6">豊富村</td></tr>
<tr><td>井ノ口村</td></tr>
<tr><td>平針村</td></tr>
<tr><td>鬼沢村</td></tr>
<tr><td>寺平村</td></tr>
<tr><td>寺野村</td></tr>
<tr><td>樫山村</td><td rowspan="5">豊岡村</td><td rowspan="5">豊岡村</td></tr>
<tr><td>桜井寺村</td></tr>
<tr><td>牧平村</td></tr>
<tr><td>鹿勝川村</td></tr>
<tr><td>下衣文村</td></tr>
<tr><td>細野村</td><td rowspan="2">細光村</td><td rowspan="6">高富村</td><td rowspan="6">高富村</td></tr>
<tr><td>光久村</td></tr>
<tr><td>片寄村</td></tr>
<tr><td>滝尻村</td></tr>
<tr><td>淡淵村</td></tr>
<tr><td>鳥川村</td></tr>
<tr><td>保久村</td><td rowspan="11">下山村</td><td colspan="2" rowspan="11">下山村</td><td rowspan="11">下山村</td><td rowspan="11">下山村</td></tr>
<tr><td>中保久村</td><td rowspan="2">中伊村</td></tr>
<tr><td>伊賀谷村</td></tr>
<tr><td>外山村</td></tr>
<tr><td>一色村</td></tr>
<tr><td>富尾村</td></tr>
<tr><td>上田代村</td><td rowspan="2">田折村</td></tr>
<tr><td>折地村</td></tr>
<tr><td>田代村</td></tr>
<tr><td>蕪木村</td></tr>
<tr><td>蘭村</td></tr>
<tr><td colspan="8">(一部、下山村、その後豊田市(田折村、田代村、蕪木村、蘭町)へ)</td></tr>
</table>

表1-2-1　岡崎市の合併経緯(明治 22 年以降) (3/3)

<table>
<tr><th>明治22年以前</th><th>明治22年
10月1日</th><th colspan="2">明治23年～明治45年</th><th>大正1年～大正15年</th><th colspan="3">昭和1年～昭和64年</th><th>平成1年～
平成31年</th><th>令和1年～
現在</th></tr>
<tr><td>合歓木村</td><td rowspan="3">阿乎美村</td><td>M24.11.10
分立
合歓木村</td><td rowspan="15">M39.5.1
合併 六ツ美村</td><td rowspan="15">六ツ美村</td><td rowspan="15">六ツ美村</td><td rowspan="15">S33.10.15
町制 六ツ美町</td><td rowspan="15">S37.10.15
岡崎市に編入</td><td rowspan="15">岡崎市</td><td rowspan="15">岡崎市</td></tr>
<tr><td>福桶村</td></tr>
<tr><td>高橋村</td></tr>
<tr><td>上青野村</td><td rowspan="3">M24.11.10
分立
上青野村</td></tr>
<tr><td>下青野村</td></tr>
<tr><td>在家村</td></tr>
<tr><td>下中島村</td><td rowspan="16">中島村</td><td rowspan="16">中島村</td></tr>
<tr><td>安藤村</td></tr>
<tr><td>高畑村</td></tr>
<tr><td>上和田村</td></tr>
<tr><td>法性寺村</td></tr>
<tr><td>牧御堂村</td></tr>
<tr><td>井内村</td></tr>
<tr><td>宮地村</td></tr>
<tr><td>赤渋村</td></tr>
<tr><td>中之郷村</td></tr>
<tr><td>土井村</td></tr>
<tr><td>下和田村</td></tr>
<tr><td>坂左右村</td></tr>
<tr><td>野畑村</td></tr>
<tr><td>定国村</td></tr>
<tr><td>国正村</td></tr>
<tr><td>中村</td></tr>
<tr><td>正名村</td></tr>
<tr><td>上三ツ木村</td></tr>
<tr><td>下三ツ木村</td></tr>
<tr><td>矢作村</td><td>矢作村</td><td>M26.2.19
町制 矢作町</td><td rowspan="30">M39.5.1
合併 矢作町</td><td rowspan="30">矢作町</td><td rowspan="30">矢作町</td><td rowspan="30">S30.4.1
岡崎市に編入</td><td rowspan="19">岡崎市</td><td rowspan="30">岡崎市</td><td rowspan="30">岡崎市</td></tr>
<tr><td>坂戸村</td><td rowspan="10">中郷村</td><td rowspan="10">中郷村</td></tr>
<tr><td>島村</td></tr>
<tr><td>小望村</td></tr>
<tr><td>池端村</td></tr>
<tr><td>館出村</td></tr>
<tr><td>桑子村</td></tr>
<tr><td>西牧内村</td></tr>
<tr><td>富永村</td></tr>
<tr><td>新堀村</td></tr>
<tr><td>西本郷村</td><td rowspan="6">本郷村</td><td rowspan="4">本郷村</td></tr>
<tr><td>東本郷村</td></tr>
<tr><td>北本郷村</td></tr>
<tr><td>暮戸村</td></tr>
<tr><td>渡村</td><td rowspan="2">M34.4.4
分立 渡村</td></tr>
<tr><td>筒針村</td></tr>
<tr><td>西大友村</td><td rowspan="8">長瀬村</td><td rowspan="8">長瀬村</td></tr>
<tr><td>東大友村</td></tr>
<tr><td>中園村</td></tr>
<tr><td>舳越村</td></tr>
<tr><td>北野村</td></tr>
<tr><td>森越村</td></tr>
<tr><td>橋目村</td><td>（下記以外）
茶臼、中茶臼、宮東、新居林、北茶屋浦、郷前</td></tr>
<tr><td>尾崎村</td><td rowspan="5">志貴村</td><td rowspan="5">志貴村</td><td rowspan="2">S35.1.1
安城市に編入</td><td>（安城市）</td><td>（安城市）</td></tr>
<tr><td>柿崎村</td></tr>
<tr><td>宇頭茶屋村</td><td rowspan="3">岡崎市</td><td rowspan="3">岡崎市</td><td rowspan="3">岡崎市</td></tr>
<tr><td>宇頭村</td></tr>
<tr><td>小針村</td></tr>
<tr><td>上佐々木村</td><td rowspan="3">藤野村
（左記村以外も含む）</td><td rowspan="3">M24.8.8
分立
志賀須香村</td></tr>
<tr><td>下佐々木村</td></tr>
<tr><td>東牧内村</td></tr>
<tr><td>河野村</td><td>S35.1.1
安城市に編入</td><td>（安城市）</td><td>（安城市）</td></tr>
</table>

(2)土地利用

土地利用の構成比は、森林が市域の59.5%を占め、宅地12.2%、農地8.1%である。なお、森林のうち98.4%が民有林であり、国有林は1.6%である。また、宅地の65.6%が住宅地であり、工業用地が10.7%である。

市域面積(行政面積387.2平方キロメートル)に対し、都市計画区域は260.8平方キロメートル(67.3%)で、市街化区域は59.2平方キロメートル(15.2%)、市街化調整区域は201.6平方キロメートル(52.1%)である。

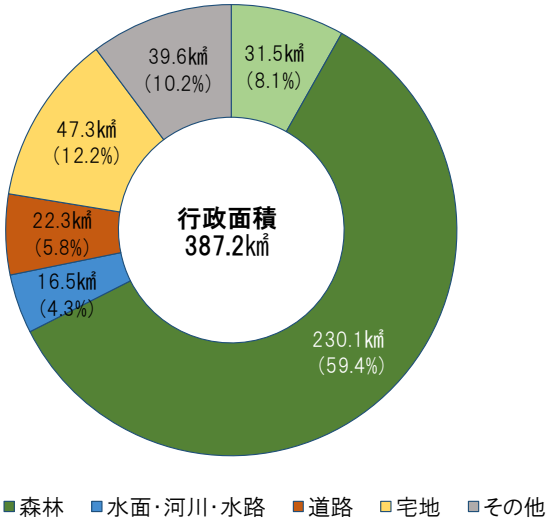


図1-2-2　地目別土地利用面積の構成比(令和5年(2023))

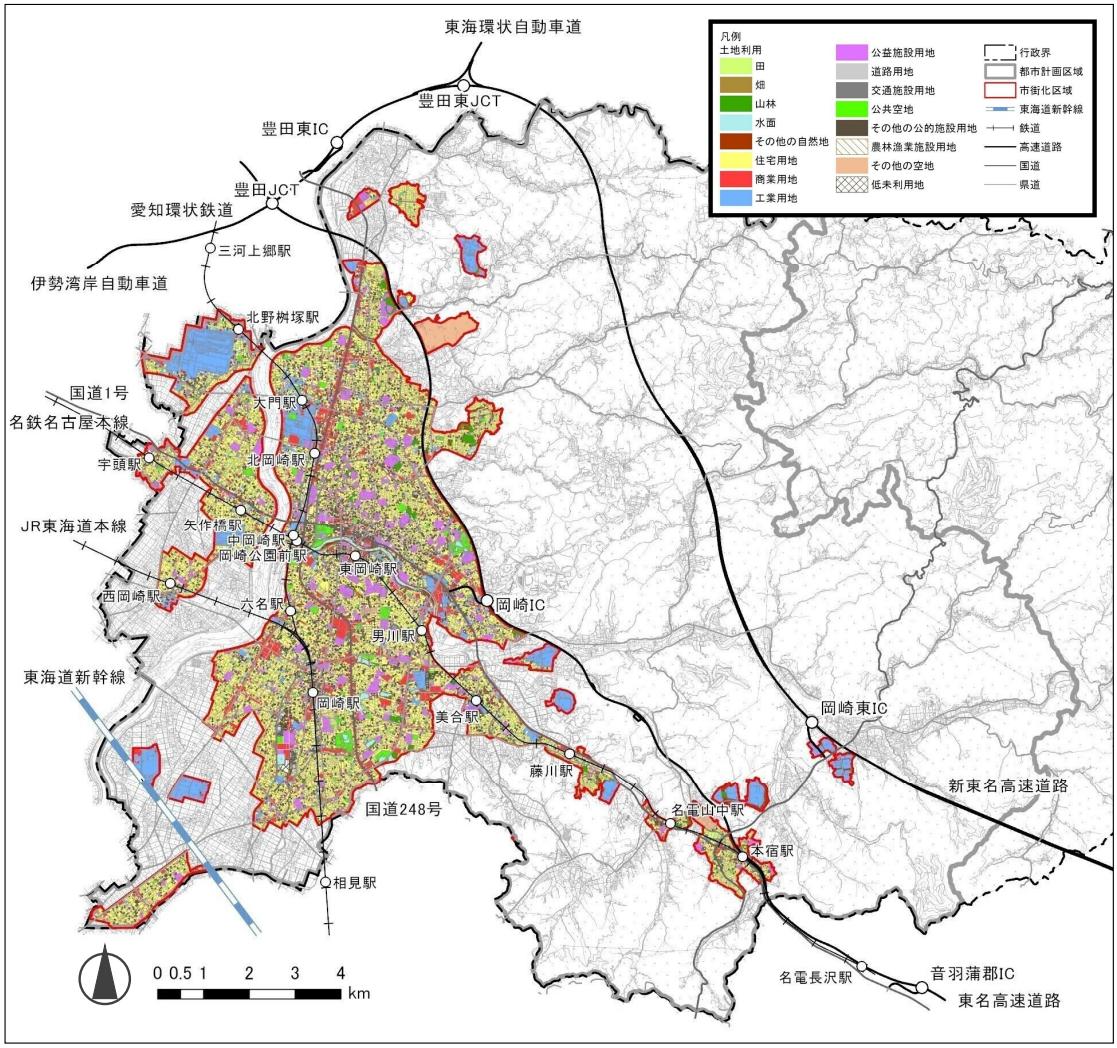


図1-2-3　岡崎市全域の土地利用現況

(3)人口動態

①総人口の推移と将来推計人口

令和２年(2020)10 月１日の国勢調査によれば、本市の人口は 384,654 人、県内では名古屋市、豊田市に次ぐ３番目の規模である。

国立社会保障・人口問題研究所が令和２年(2020)の国勢調査の結果を基準人口として推計した値をみると、令和７年(2025)の推計人口は 385,000 人を超えるものの、それをピークとして、以降は減少に転じている。

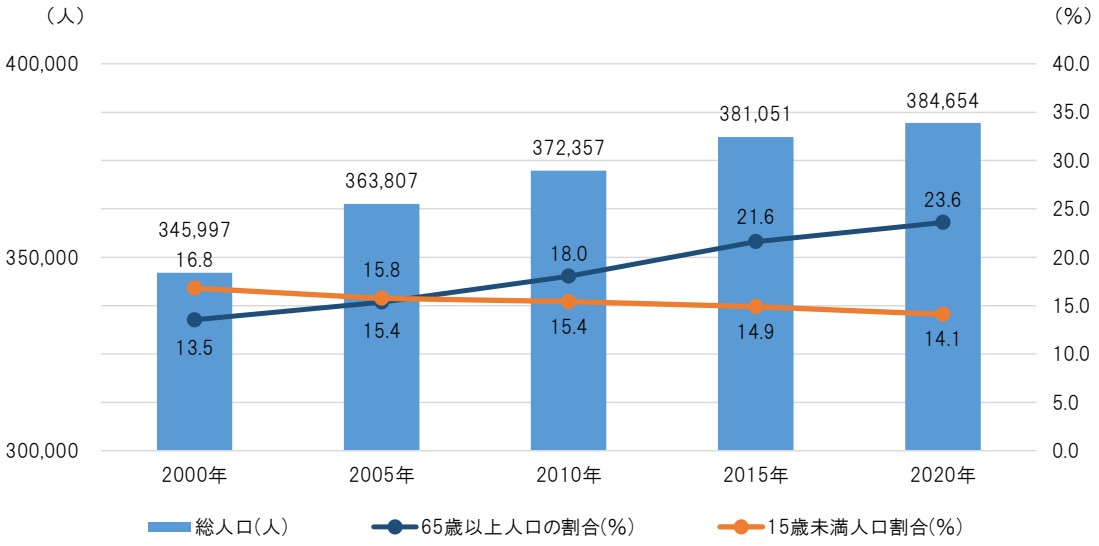


図1-2-4　総人口の推移と老年人口・年少人口の割合（令和2年(2020)10 月1日）
（※2000 年、2005 年は、旧岡崎市と旧額田町の数値を合算したもの）

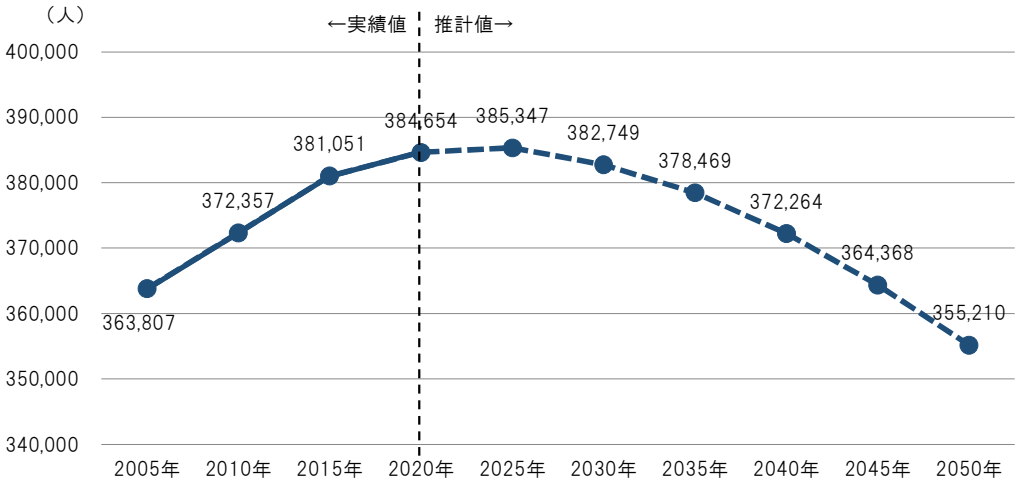


図1-2-5　将来推計人口(総人口)

②年齢別人口

令和６年８月の年齢別の構成比は、0～14 歳の年少人口が 50,538 人(13.18%)、15～64 歳の生産年齢人口が 238,185 人(62.14%)、65 歳以上の老年人口が 94,595 人(24.68%)である。

国立社会保障・人口問題研究所が令和２年(2020)の国勢調査の結果を基準人口として推計した値によると、老年人口は増加を続ける一方で、年少人口は減少していくことが示されている。

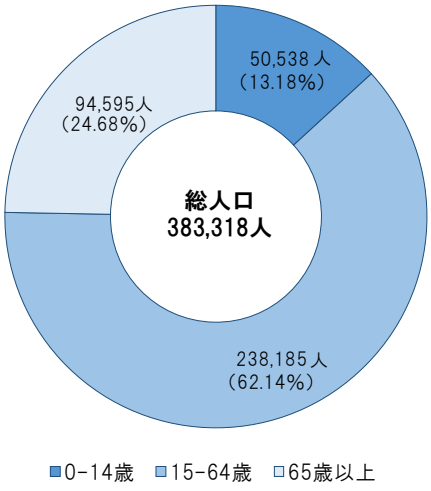


図1-2-6　人口の年齢別構成
（令和6年(2024)8月1日現在）

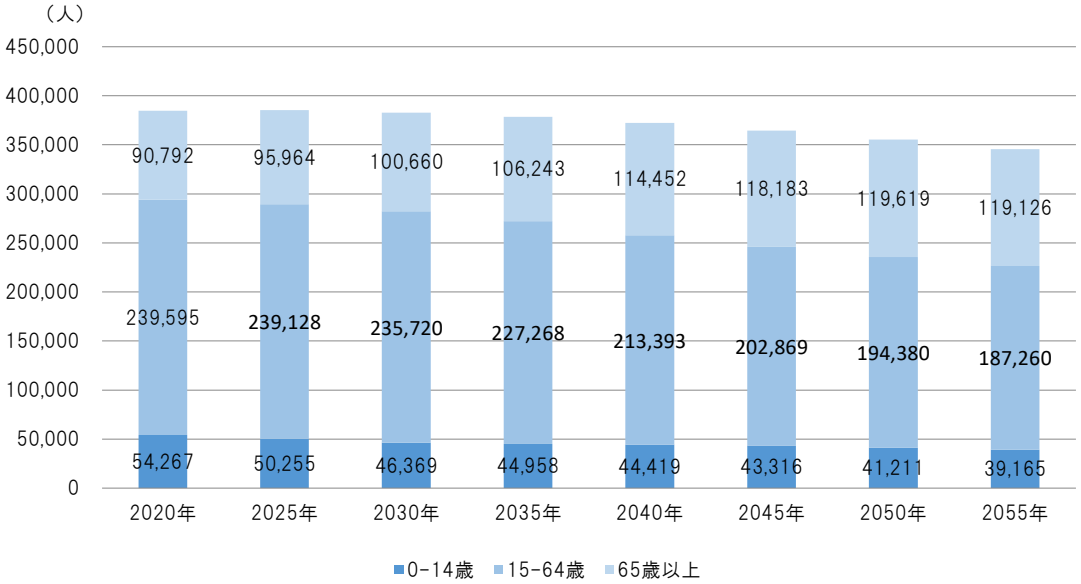


図1-2-7　将来推計人口(年齢3区分)

③世帯数

人口が増加するにしたがって世帯数も増えていくが、一世帯当り人員数は減少している。

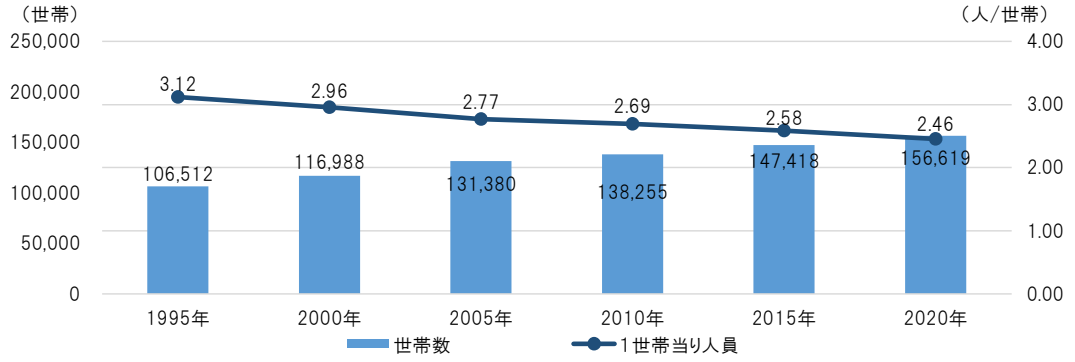


図1-2-8　世帯数

(4)交通機関

東西には、東京都中央区日本橋を起点として大阪市へ至る国道１号が横断し、南北には、蒲郡市を起点として岐阜市へ至る国道 248 号と、蒲郡市を起点として牧之原市へ至る国道 473 号が縦貫している。これらを軸として、主要地方道岡崎環状線、主要地方道岡崎刈谷線等の県道で幹線道路網が形成されている。

広域交通網としては、東名高速道路が市域を東西に通り、昭和 43 年(1968)から岡崎インターチェンジが供用されている。また、平成 28 年(2016)からは、新東名高速道路が東名高速道路と並行して通り、岡崎東インターチェンジが供用されている。令和８年度(2026)には、(仮称)岡崎阿知和スマートインターチェンジが東名高速道路の岡崎インターチェンジと豊田ジャンクションの間に完成予定である。

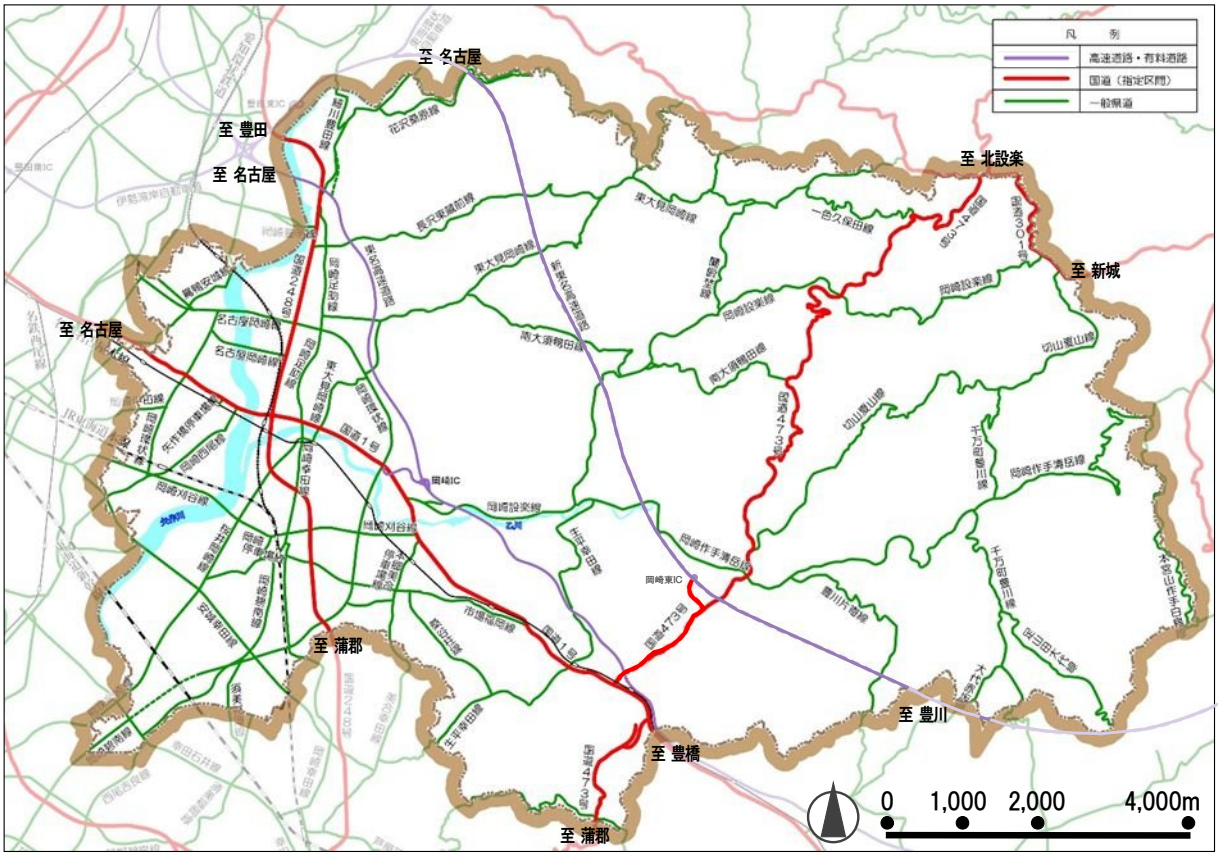


図1-2-9　道路網図

鉄道は、JR 東海道本線に２駅、名鉄名古屋本線に９駅、愛知環状鉄道（愛環）に６駅を有している。市街地を中心に名鉄が東西、JR が南西、愛環が南北を結んでいる。令和５年（2023）度の市内鉄道全駅乗客数合計は約 2,414 万人であり、新型コロナウィルス感染症による減少から回復傾向にある。

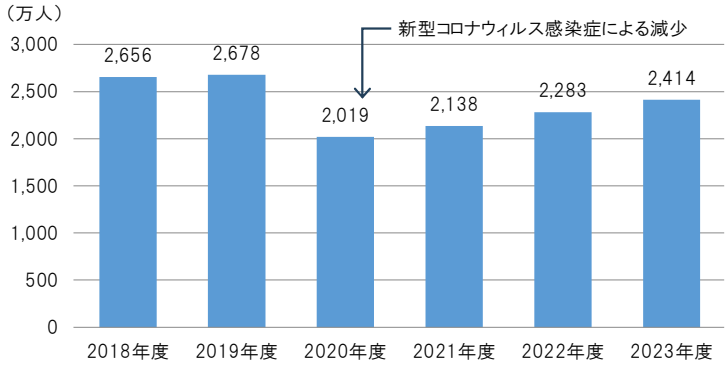


図1-2-10　市内鉄道利用者数（乗客数）

バス路線は、名鉄東岡崎駅、大樹寺、岡崎市民病院、JR 岡崎駅、名鉄美合駅等を起終点とし、それら拠点間を結ぶ基幹路線と日常の生活拠点を中心とした地域内交通のネットワークが形成されている。

コラム　岡崎の名の由来

岡崎には、丘の先という意味があるといわれている。15 世紀半ばに岡崎城が築かれた当時は、現在の菅生川（乙川）南岸の明大寺付近が岡崎と呼ばれていたが、享禄3年（1530）～4年（1531）に、松平清康が現在の場所に居城を移し、広い範囲が岡崎と呼ばれるようになった。

江戸時代末期の「三河国名所図会」によると、「岡崎は享禄（1528～1531）以来の名號にして、其以前は菅生郷なり」と記されており、この時期に岡崎という地名が定着していったと考えられている。

コラム　東海道とは

東海道は、律令時代（7世紀後半～10 世紀頃）、諸国の国府を結ぶものとして設けられた七道（東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道）のうちの1つである。しかし、その後の時代においては、気候、地勢、旅程目的等により道筋は変化し、定まっていなかったようである。

慶長6年（1601）、徳川家康公により、交通と運輸の便宜を図るため進められた五街道（東海道、中山道、奥州道中、日光道中、甲州道中）の整備によって、日本橋（江戸）から三条大橋（京都）までを 53 か所の宿駅でつなぐ、総延長約 495.5 キロメートルの東海道が誕生する。

岡崎城下では、田中吉政（城主時代 1590～1600）の城下町整備を受け継ぎ、本多康重（藩主時代 1601～1611）の時代に進められた城下町整備において、これまで菅生川（乙川）の南を通っていた東海道を城下に引き入れるなど、度重なる変更により、現在確認できる旧東海道の道筋になった。「東海道二十七曲り」は、この頃に整備されたものである。

(5)産業

令和２年(2020)の国勢調査によると、令和２年(2020)10 月 1 日現在の 15 歳以上就業者総数 191,309 人のうち、分類不能(5,456 人)を除いた第１次産業就業者は 2,484 人(1.3%)、第２次産業就業者は 72,551 人(39.0%)、第３次産業就業者は 110,818 人(59.6%)である。第２次産業と第３次産業を合わせた就業者数は全体の 98%以上を占めている。

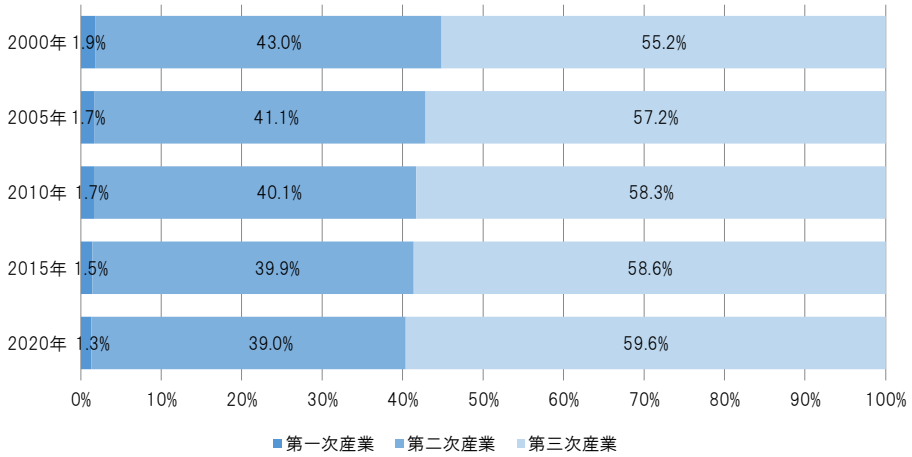


図1-2-11　産業別就業率(15 歳以上)　※割合の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合ある。

①農業

温暖な気候、矢作川(やはぎがわ)や乙川水系の豊富な水、肥沃な大地等の恵まれた風土を活かし、平野部では水稲、麦、大豆を主体とした土地利用型農業を中心に、いちご、なす、花き等の施設園芸が行われている。丘陵地では、ぶどう、柿等の果樹栽培、酪農、養豚、養鶏といった畜産業が行われている。



図1-2-12　ぶどう(岡崎市のブランド化推進品目)

②工業

戦前から繊維工業を中心として発展し、戦後は重化学工業が目覚ましく発達した。近年は、自動車を始めとする輸送用機械、生産用機械、金属製品等の製造業のほか、エレクトロニクス、メカトロニクス産業等の最先端産業も進出している。令和３年(2021)経済センサスによれば、同２年(2020)の製造品出荷額等は、約１兆 8,297 億円で県内４位である。



図1-2-13　岡崎東部工業団地(上衣文町衣文)

③商業

令和３年経済センサスによれば、同３年(2021)の年間商品販売額は約 9,190 億円で、名古屋市、豊田市、豊橋市に次ぐ県内第４位の規模である。近年では、百貨店の撤退とともに小売店も減少し、誘客力の低下がうかがわれる。その一方で、東岡崎駅やその周辺で開発が進み、駅を中心とした新規出店は増えつつある。また、本宿では、令和７年(2025)11 月に大型アウトレットパークがオープンした。

(6)観光

岡崎城を始め、家康公ゆかりの寺社(大樹寺や伊賀八幡宮等)、宿場町等の歴史・文化的な資源や、桜や紅葉等の名所である自然的な資源等の多数の観光資源を有している。また、絢爛豪華な時代絵巻を展開する春の風物詩「家康公行列」を始め、夏の夜空を大輪の花火が彩る「岡崎城下家康公夏まつり」、三河路に春を告げる「瀧山寺鬼祭り」など、四季を通して様々な催しが行われている。

主要な観光施設等の入込客数を種類別に整理すると下図のとおりとなる。「その他」を除くと、「スポーツ・レクリエーション」が最も高く、全体の 12.5%を占め、約 135 万人が訪れている。次いで「歴史・文化」が 7.7%を占め、約 83 万人が訪れている。

なお、これらは、いずれも令和２年(2020)の新型コロナウィルス感染症の影響による入込客数の減少から、近年、徐々に回復しつつある値といえる。



図1-2-14　家康公行列



図1-2-15　瀧山寺鬼祭り

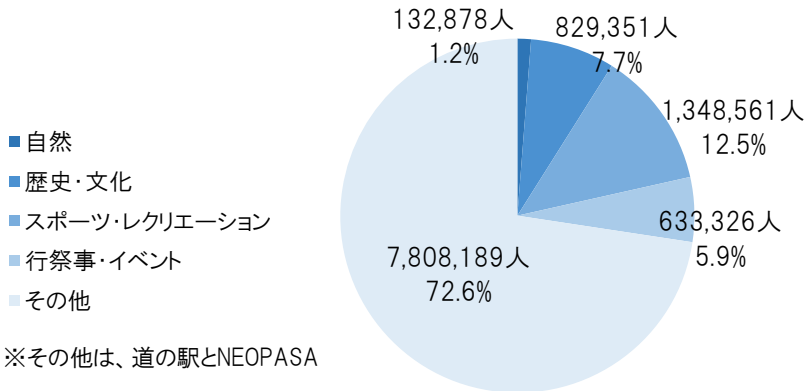


図1-2-16　主要観光施設等入込客数(種類別)(令和6年(2024))
※割合の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合ある。

表1-2-2　主要観光施設等入込客数(令和6年(2024))

※種類	施設など名称	令和元年度(2019)※(コロナ禍前)		令和6年度(2024)※	
		入込客数(人)	入込客数合計(人)	入込客数(人)	入込客数合計(人)(R6/R1(%))
自然	くらがり渓谷	111,296	129,026	117,959	132,878(103%)
	男川やな	17,730		14,919	
歴史・文化	岡崎城	213,419	913,686	214,851	829,351(90.8%)
	三河武士のやかた家康館	100,824		110,727	
	六所神社	42,500		43,000	
	岩津天満宮	350,000		319,000	
	八丁味噌蔵	206,943		141,773	
スポーツ・レクリエーション	岡崎城公園	431,000	1,516,476	622,200	1,348,561(88.9%)
	東公園	298,660		303,760	
	南公園	422,754		0	
	駒立ぶどう狩り組合	84,183		56,954	
	岡崎カントリー倶楽部	50,913		63,004	
	岡崎地域文化広場	156,713		228,535	
	額田ゴルフ倶楽部	72,253		74,108	
行催事・イベント	桜まつり	580,000	2,155,119	305,000	633,326(29.4%)
	家康公行列	450,000		88,000	
	藤まつり	410,000		18,826	
	岡崎城下家康公秋まつり	125,000		25,000	
	岡崎城下家康公夏まつり	110,119		6,500	
	岡崎城下家康公夏まつり(花火大会)	480,000		190,000	
その他	道の駅藤川宿	1,177,774	7,393,858	1,142,853	7,808,189(105.6%)
	NEOPASA 岡崎	6,216,084		6,665,336	

※「種類」は、「図1－2－16 主要観光施設入込客数」の「種類」に対応している。

令和６年度(2024)の岡崎城入場者数は 214,851 人である。新型コロナウィルス感染症の影響を受けた令和２年度(2020)の 100,838 人から回復した。なお、令和５年度(2023)は過去最高の入場者数となったが、これは大河ドラマ館が設置された影響が大きい。

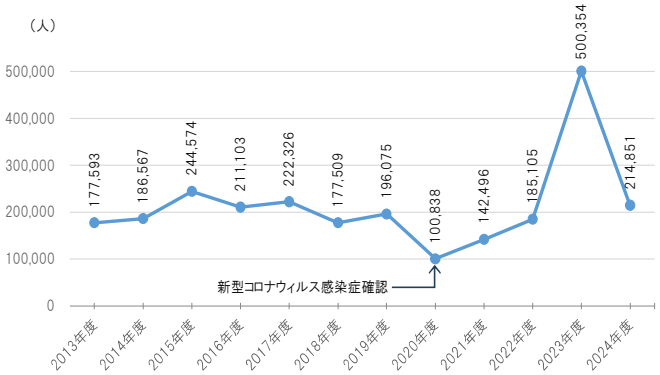


図1-2-17　岡崎城入場者数の推移

一方、外国人観光客は、岡崎城公園の外国人入込客数でみると、新型コロナウィルス感染症の影響を受けた令和２年度(2020)と令和３年度(2021)は、旅行者数、ツアー数ともに０人(件)であった。しかし、令和５年(2023)２月から来訪が再開しており、新型コロナウィルス感染症影響前の平成 30 年度(2018)の年間旅行者数 4,682 人、ツアー数 169 件までは回復していないものの、年々増加し、令和６年度(2024)の旅行者数は 1,415 人、ツアー数は 59 件である。

なお、平成 30 年度(2018)で、旅行者数とツアー数が大幅に増加したのは、台湾からの大型団体旅行があったことが要因である。

また、延べ外国人宿泊者数は新型コロナウィルス感染症影響前と比べると、徐々に回復しつつあり、令和６年度(2024)の 15,490 人は、令和５年度(2023)と比べると約 9,000 人増加した。

表1-2-3　バスツアーによる岡崎城公園の外国人入込客数（岡崎市観光白書/岡崎城公園駐車場ヒアリングシート）

	平成 19 年度(2017)	平成 30 年度度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
旅行者数(人)	2,599	4,682	2,115	0	0	133	1,145	1,415
ツアー数(件)	101	169	80	0	0	6	43	59

表1-2-4　外国人宿泊者数（岡崎市観光白書/宿泊者統計から推計(令和3年度以降は各施設へ直接調査)）

	平成 28 年度(2016)～平成 30 年度(2018)の平均	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
宿泊者数(人)	44,484	278	1,262	4,568	6,476	15,490

1-3.歴史的環境

(1)歴史

岡崎の歴史は後期旧石器時代に始まり、縄文、弥生及び古墳時代に栄えたとされる矢作川流域の文化を素地としている。その後、岡崎城や東海道を取り込んだ城下町等が骨格となり、度重なる市町村合併等により拡大、発展してきた。

岡崎では、鎌倉幕府を開いた源氏や室町幕府を開いた足利氏の重要拠点、そして徳川家康公生誕の地として発展した武家文化を始め、商人、町人等が創り、守り続けてきた伝統行事や祭礼、産業、食、信仰等が、戦災の猛火を乗り越えて、現在のまちのそこかしこに息づき、継承され続けてきた歴史を垣間見ることができる。

①原始 [岡崎の起源]

ア.旧石器・縄文・弥生時代　～矢作川流域における文化の発祥～

後期旧石器時代に生活の場として適していたと思われる中位段丘が、現在の康生町、伝馬通、鴨田町、岩津町等の集落やJR岡崎駅周辺の市街地が分布する範囲に発達している。また、低位段丘面が乙川流域の両岸の明大寺、菅生町、栄町、大平町等の市街地が形成されている範囲に広がっている。

乙川左岸の標高約40メートルの中位段丘上にある五本松遺跡(美合町)では、後期旧石器時代のナイフ形石器や細石刃等の石器類、縄文時代の石鏃や弥生時代の土器が見つかり、地域一帯が旧石器時代から弥生時代にかけて人々の生活に適した場であったことを推察させる。

また、乙川と合流する男川(おとこがわ)の左岸緩斜面に広がる西牧野遺跡(樫山町、牧平町)では、旧石器時代の石器類が4,400点と多数出土しており、山間地の開けた場所で安定した暮らしが営まれていたことがうかがえる。

国指定の史跡の真宮遺跡(真宮町・六名1丁目)は、矢作川と乙川の合流点付近にあり、縄文時代晩期の平地式住居と土器棺墓群等からなる集落遺跡で、人々の生活は鎌倉時代に至るまで連綿と続いている。

矢作川河床遺跡は、天神橋上流の井戸状遺構(細川町)から美矢井橋下流の井戸状遺構(合歓木町)までの約13キロメートルにも渡る広範囲な遺跡で、縄文時代草創期から近世にいたる多数の遺物が採集されている。近世の築堤によって矢作川の流路が定められ、河床となってしまったが、「郡府」(あるいは「郡厨」)と墨で書かれた官衙で使われていたとみられる奈良時代



図1-3-1　真宮遺跡の平地式住居と土器棺墓(復元)

の土器等も見つかり、当時の人々の重要な生活の舞台であったことがわかる。これら多数の遺跡から、岡崎の文化の発祥は、河川沿岸の台地や丘陵地であったことが推察される。

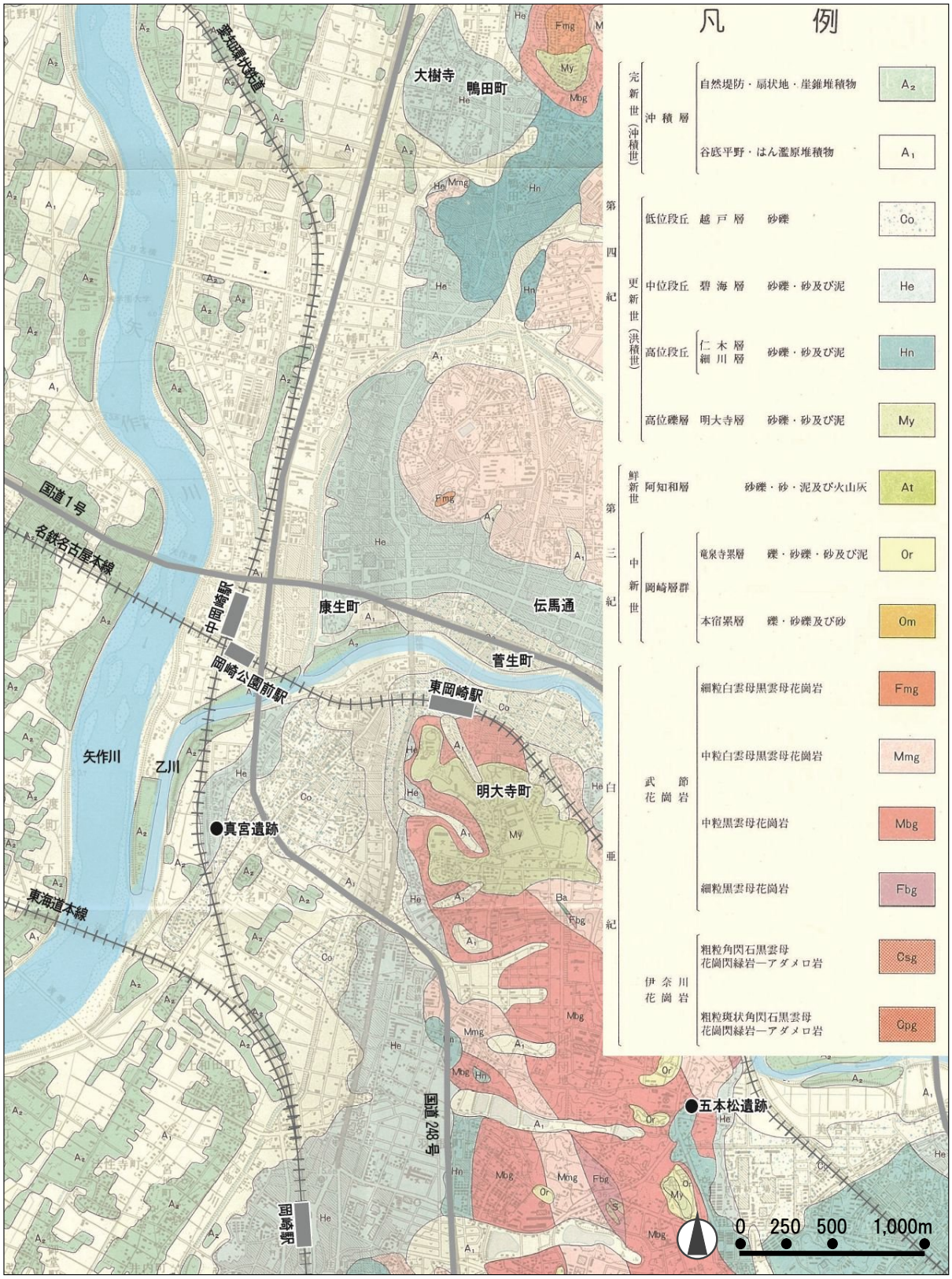


図1-3-2　矢作川・乙川流域の地形と現在の市街地等



図1-3-3　矢作川の様子(天神橋下流上空より)

イ.古墳時代　～首長層の出現と古墳群の形成～

古墳時代に造営された墳墓である古墳は、いずれも矢作川や支流の乙川、巴川、北斗川、真福寺川、青木川に沿った場所に所在している。

古墳時代前期の４世紀後半から中期の５世紀初頭に造営された大型古墳の和志山古墳(全長約 60 メートルの前方後円墳、西本郷町)や甲山第１号墳(直径約 60 メートルの円墳、前方後円墳説もあり。六供町)は、その規模や立地等から地域を支配した首長の墓であると推察されており、当時、統治社会が形成されていたことを示している。なお、和志山古墳は、景行天皇[1]の第 10 皇子五十狭城入彦の墓として陵墓に指定されており、宮内庁の管理地となっている。

古墳時代中期の５世紀中頃には、首長の墓はやや小型化し、人物埴輪等が出土した太夫塚古墳(直径 36 メートルの円墳、若松町)や馬具や囲形埴輪等が出土した経ヶ峰第１号墳(長さ約 35 メートルの帆立貝形古墳、丸山町)等は河川交通の要所に臨む場所に築かれた。



図1-3-4　太夫塚古墳

古墳時代後期の６世紀代以降に築造された古墳は群集墳を形成し、市内で約 200 基を数える。これらの古墳は、直径 10～20 メートル程度のも

[1] 第 12 代に数えられる天皇。名は大足彦尊(おおたらしひこのみこと)。垂仁天皇の第３皇子。『記紀』では紀元後 51 年に天皇になり、以後 60 年間即位し、日本武尊(やまとたけるのみこと)の父とされている。

のが多く、追葬が可能な横穴式石室を持つことが特徴である。首長墓の中には、神明宮第１号墳(石室長 11.6 メートル、丸山町)、岩津第１号墳(石室長 10 メートル、岩津町)等の西三河最大規模の横穴式石室をもつ円墳も現れる。先に示した当時の支配者の墓だけでなく、その地域の有力農民やその家族のものもあると推察されている。主な古墳群として、北部地区では巴川左岸から北斗川流域に所在する細川・仁木古墳群(11 基)、岩津天満宮周辺の丘陵上に所在する岩津古墳群(６基)、東部地区では乙川中流域右岸に所在する亀山古墳群(５基)や経ヶ峰古墳群(３基)を包括する丸山古墳群、西部地区では碧海台地上に所在する小針古墳群(６基)・宇頭古墳群(16 基)、中南部の明大寺丘陵部周辺に所在する外山古墳群(３基)・小豆坂古墳群(６基)等が挙げられる。

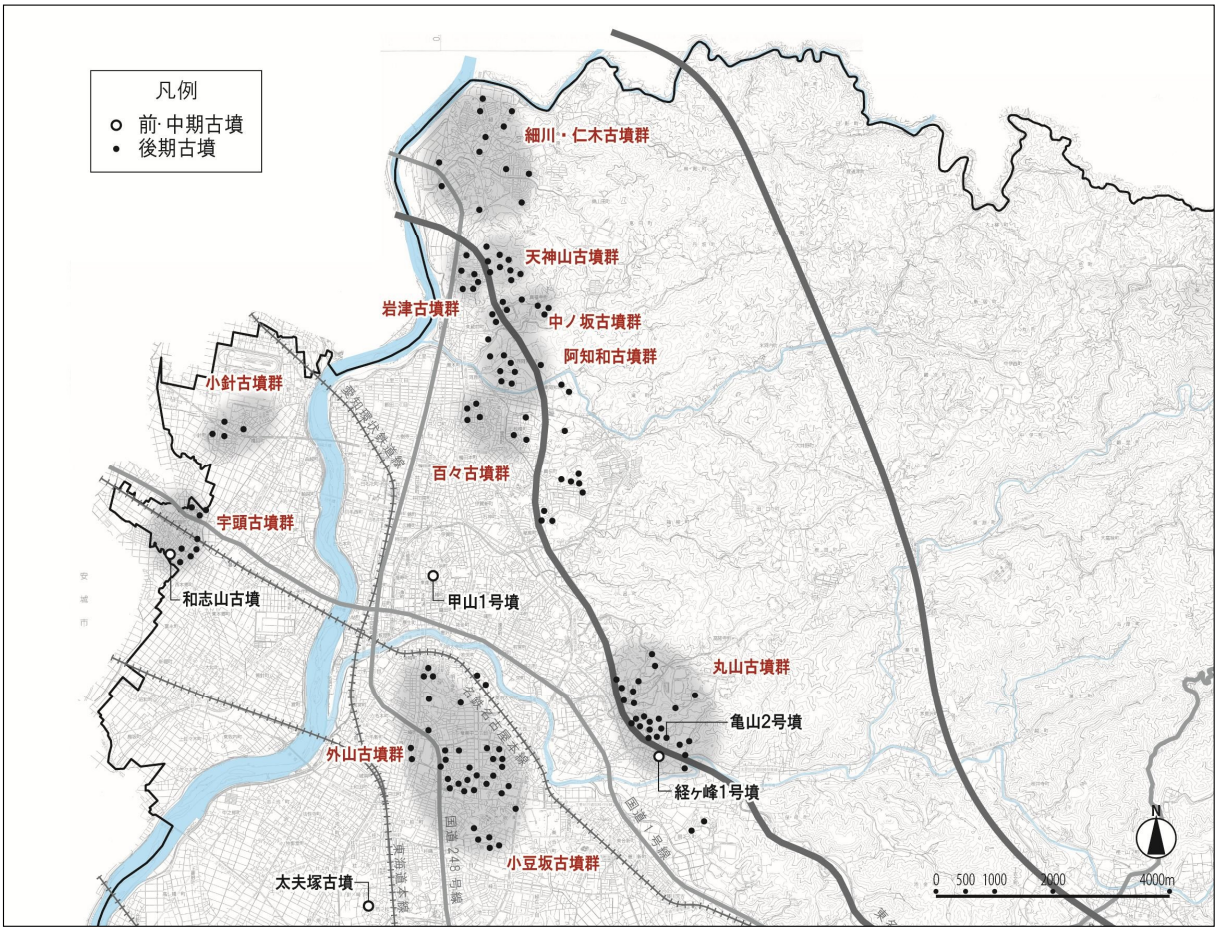


図1-3-5　古墳の分布

②古代［三河国の成立］

ア.飛鳥時代　～古代寺院の造営～

７世紀後期(飛鳥時代後期)になると律令制が実施され、律令国家は「国－郡－里(郷)」という行政区分によって全国を統一的に掌握するようになった。現在の岡崎市は古代三河国の額田郡と碧海郡の一部に含まれる地域にあたる。10 世紀に編さんされた『和名抄』によると、額田郡の鴨田郷や位賀郷(謂我郷)のように現在までその名が町名として残っているところもあり、その郷の位置から矢作川沿いに多くの人々が住んでいたことがわかる。

仏教文化の伝来や律令国家による古墳づくりの規制により、古墳造営は７世紀半ばを過ぎると減少し、８世紀初めにはほとんど築造されなくなった。その後、寺院をつくることが権力誇示の手段となり、７世紀後半に矢作川右岸の渡河点付近に北野廃寺(北野町)が建立された。北野廃寺は塔、金堂、講堂が一直線に並ぶ四天王寺式の壮大な伽藍を持つ西三河最古の寺で、その跡は国の史跡に指定されている。北野廃寺の瓦からは、矢作川流域から遠く長野県飯田まで広がり、周辺の仏教文化に影響を与えたことがうかがえる。北野廃寺と同じ型の瓦が使われた同時代の真福寺東谷遺跡(真福寺町)が対岸の山頂にある。

この時代、愛知県は尾張国造、三河国造、穂国造の勢力下で３つの地域に分かれていた。岡崎を含む西三河周辺は三河国造が支配し、最初の三河国造は『先代旧事本紀』に知波夜命と記されている。知波夜命は実在したか否かは判然としないが、祖先をたどると物部氏の祖先と結びついていることから、この地域と物部氏との結びつきは古くからあったと考えられている。また、三河には有力な豪族の私有民であった部曲がいた。特に西三河には物部氏の部曲である物部が多数存在し、物部連により管理されていたと考えられている。

なお、物部氏と三河の密接な結びつきは、古くから岡崎にある寺社にも見られる。東阿知和町にある謁播神社も知波夜命を祭神として祀っており、真福寺には物部真福により寺が創建されたという伝説も伝わっている。また『瀧山寺縁起』には物部のことが記されているなど、特に現在の市北西部は関係が深かったと考えられている。



図1-3-6　北野廃寺跡



図1-3-7　北野廃寺跡から出土した瓦

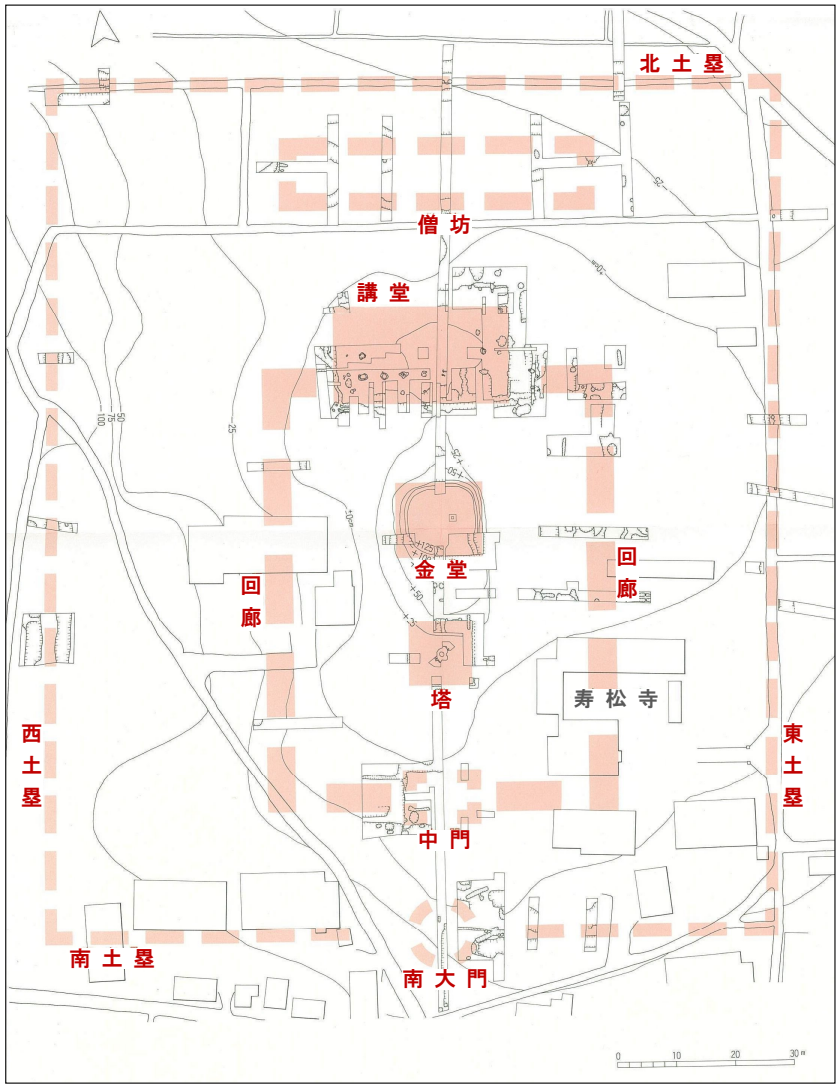


図1-3-8　北野廃寺跡の伽藍配置

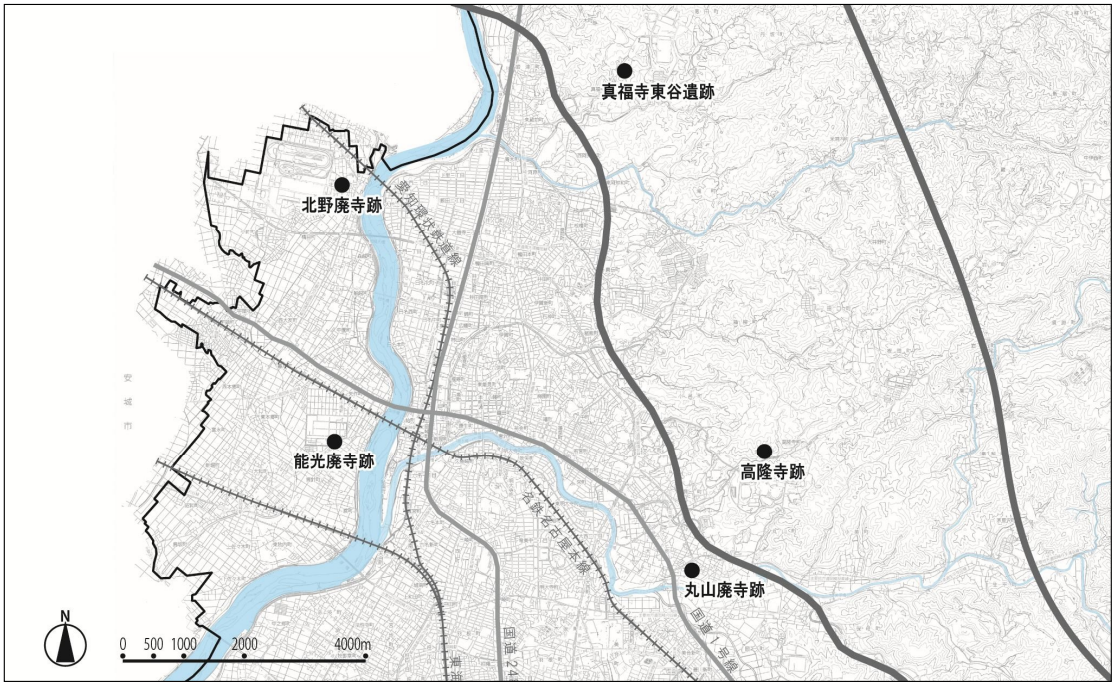


図1-3-9　古代寺院の分布

イ.奈良時代　～律令国家による東海道の整備～

三河国には律令国家が整備した七道（東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道）の一つである東海道が通っていた。要所には、駅制に基づく国の施設である駅家が設置され、中央に急を知らせる通信手段が確立されていた。駅家は、30 里（約 16 キロメートル）に１駅の割合で設置され、いつでも使えるように駅馬を常備していた。

延長５年（927）の『延喜式』によれば、市内には碧海郡の鳥　取（捕）駅家、額田郡の山綱駅家の２つの駅家の存在が考えられている。鳥取駅家は小針町付近にあった鷲取郷に隣接する宇頭町から矢作町のどこかに存在していたとされ、一方、山綱駅家は、山綱町にその地名を残していることから、山綱町を含むその周辺地域に存在していたと考えられている。

なお、『正倉院文書』により、天平勝宝２年（750）に物部氏が駅家の置かれた付近にいたと記され、山綱駅家に古代の軍事氏族であった物部氏が関係していたことから、古代の道は税を都に運ぶ道であるとともに、軍事的な役割を担っていたこともうかがえる。

ウ.平安時代　～藤原氏による支配～

11 世紀後半、三河国は藤原季　兼が開発領主として市域の農地開発を行っていたと考えられている。藤原南家・武智麻呂の子孫にあたり、中国の学問を教える職（文章博士）についた藤原実範の子である季兼は、自らの領地である三河国に居住し、「参川四郎大夫」とも号した。季兼は、農地開発した土地を国衙から認められた私領として郡規模に拡大したとされる。季兼は熱田大宮司尾張員職の娘、松御前と結婚し、晩年は尾張国の目代（国司の下級役人）も務めた。

季兼の子の季　範は、幼少期は額田で成長したことから「額田冠者」と呼ばれた。季範は、12 歳のときに季兼が亡くなり母方の祖父により養育され、後に熱田社（熱田神宮）の大宮司職の地位を譲り受けることとなる。さらに、季範は尾張国の目代にもなったことから、三河と尾張の２つの国に拠点を得ることとなり、藤原氏が大きく勢力を拡大し、これまでこれらの地を支配していた物部氏との勢力交替が起こった。

コラム　三河の名の由来

三河の名は、矢作川の尊称・美称として「御河（川）」や「美河（川）」と呼んだことから由来しているという説がある。『古事記』（和銅5年（712）編さん）において「三川」と記されているほか、奈良県明日香村石神遺跡から出土した7世紀後半と見られる木簡に、「三川穂評穂里穂部佐」（意味：「三河（国）穂評（ほのこおり）穂里（ほのさと）の穂部佐（ほべのたすく）」という人名であると解釈されている。）とあり、「三川」が記されている。また、他に「参河」の表記もあり、全て現在の三河を指し、三河の地を流れる豊川、矢作川、菅生川（乙川）の3つの河川に由来していると考えられ、他にも豊川、矢作川、境川の3川とする説などもあるが、いずれも通説には至っていない。

③中世［武家文化の重要拠点］

ア.鎌倉時代

a.鎌倉街道矢作宿

東海道の矢作川の渡河点には、矢作の渡し場が東西にあり、平安時代に流行した催馬楽に「矢作の市に沓買ひにかむ」と歌われ、早くから市が形成されていた。鎌倉時代、東海道は京都御所と鎌倉幕府を結ぶ重要な道となった。中世には京都から数えて 26 番目の宿駅である矢作宿は、宿泊施設や日用品を生産・販売する職人や商人の店が建ち並ぶなど、東西交通の要衝として大いに賑わいを見せていた。政治、経済、文化の中心地であり、近世城下町とは異なる商業中心の町であったと考えられている。

当時の矢作宿は、矢作川を挟んで東西に位置していた。東側の矢作東宿は、現在の八帖町・八丁町、明大寺町、六名町付近と推定とされ、一方、西側の矢作西宿は現矢作町の辺りを中心に、あるいは渡町をも含んでいたと考えられている。

b.源氏・足利氏の三河支配

藤原季範の娘、由良御前と源義朝との間に生まれた三男で鎌倉幕府を開いた源頼朝は、全国支配のなかで三河国を政治的・軍事的に重要視し、三河国の守護・地頭には有力な御家人を任命した。そのため、東国武士の三河進出がめざましく、源氏と三河国の武士の結びつきは古くから強いものとなっていった。承久の乱(1221)の恩賞地として額田郡が足利義氏の領地となり、義氏は三河守護職、額田・設楽郡地頭職等に任ぜられた。『吾妻鏡』嘉禎４年(1238)の記述に、義氏の屋敷に４代将軍藤原頼経が宿泊したとあり、その一族や家臣たちの屋敷や額田郡公文所も矢作宿の辺りに並んでいたと考えられている。鎌倉時代を通じて、矢作川中下流域を中心に、この地域の土地の名を名字とした、一色氏、仁木氏、細川氏等の足利氏の一族や家臣が多く生まれ育っており、その一族が後の三河武士の源流となっていった。また、天恩寺を開創した永源寺２世弥

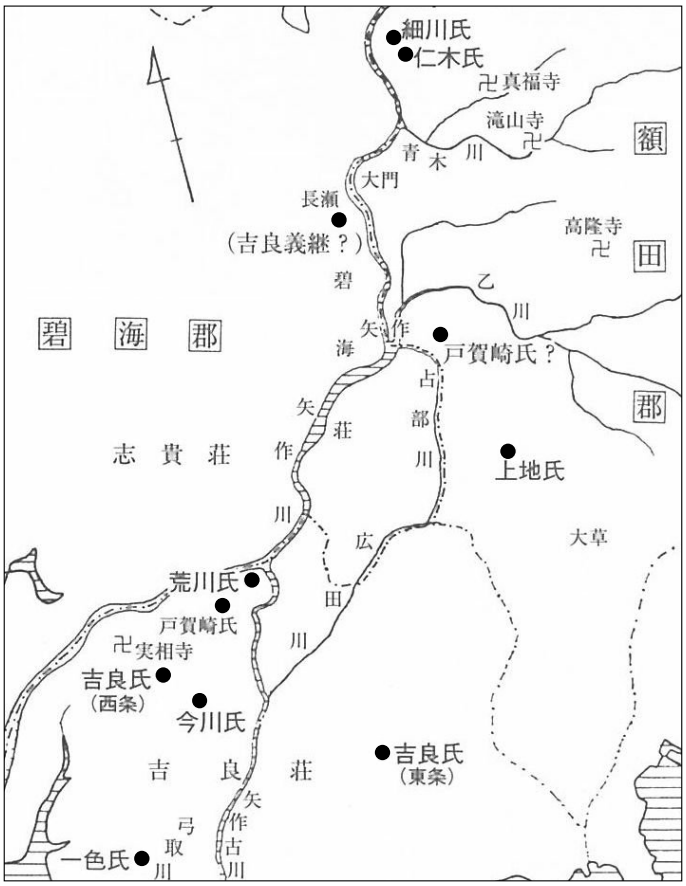


図1-3-10　矢作川中下流域に広がる足利一族
※位置をわかりやすくするため、下図(河川位置等)は、現在のものを用いている。

天永釈により、足利氏が帰依した臨済宗が額田・作手(新城市)の三河山間部へ広まった。

足利義氏の子孫の尊氏が室町幕府を開くと、三河は幕府の直轄地として更に栄えた。源頼朝が大伽藍を建立し足利義氏が本堂を建立した滝山寺や、足利義満が建立した天恩寺等の寺院は、足利氏により寺領や堂舎・什物の寄進などを受け厚い庇護を受けた。なかでも滝山寺は中世から時々の権力者の庇護を受け再建されてきた寺院で、特に源氏・足利氏との関係が深い。

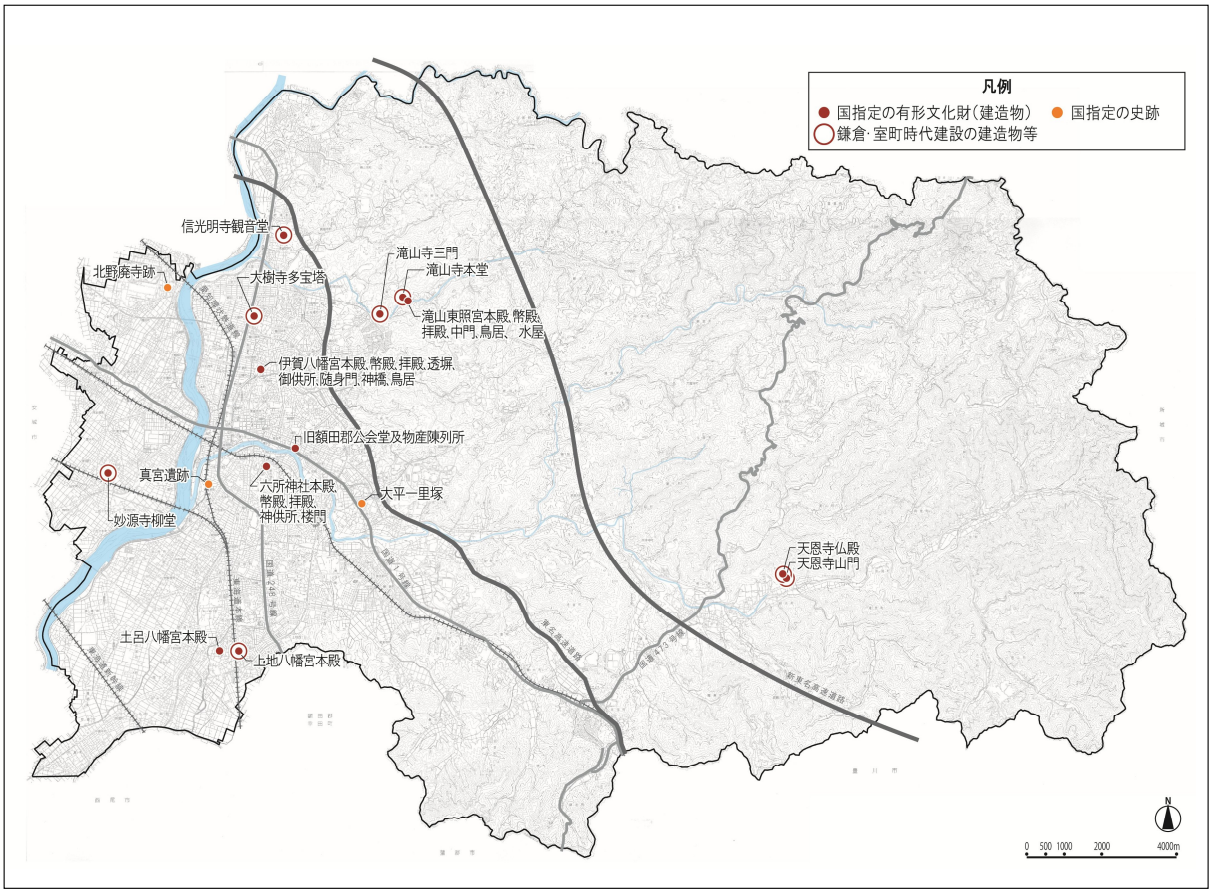


図1-3-11　国指定文化財(建築物、史跡)の一覧

コラム　源頼朝ゆかりの仏像

源頼朝の従兄であり、僧侶の寛伝は、頼朝の死に際してその菩提をとむらうため、三回忌にあたる正治3年(1201)に、滝山寺に惣持禅院を完成させ、頼朝と等身大の像をつくり、本尊とした。この像の胎内には、頼朝のあごひげと歯を形見として納めたと『瀧山寺縁起』に記されている。なお、滝山寺には、この像(聖観音)を含め、仏師運慶の作といわれている仏像(帝釈天、梵天)が合わせて3体(重要文化財)ある。

c.三河真宗のおこり

三河では、鎌倉時代後期までは真言宗、天台宗が正統仏教とされ、当時、現在の岡崎市域にあたる地域においても天台宗の勢力が強く、その代表的な寺院として真福寺、滝山寺、高隆寺等があげられる。

そうしたなか、建長８年(1256)、親鸞の弟子である顕智らが天台宗寺院の矢作薬師寺で浄土真宗を伝えている。浄土真宗の念仏(阿弥陀信仰)はもともと天台宗のものであり、天台宗の勢力が強い岡崎では浄土真宗の念仏を受け入れる土壌があった。

顕智は３年間三河に留まり、念仏に関心のある者たちに布教活動を行った。このとき集まった35人が顕智の弟子となり、道場を開いたことが、三河に真宗が広まるきっかけとなった。

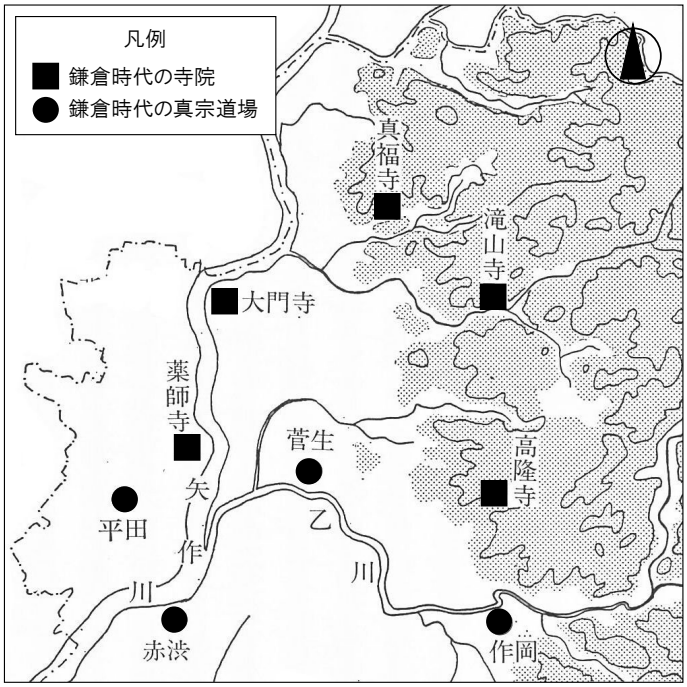


図1-3-12　鎌倉時代の寺院と真宗道場

コラム　浄瑠璃御前物語

岡崎には平安時代末期の矢作宿を舞台にした、『浄瑠璃御前物語』がある。

現在残されている室町時代末期以降の書写にかかる諸本の中の、赤木文庫本の『しやうるり御せん物語』には、矢作宿の長者の娘浄瑠璃姫と源義経の悲恋物語がつづられ、寿永２年(1183)3月、叶わぬ恋のため、浄瑠璃姫は菅生川(乙川)に身を投げたと記されている。

『浄瑠璃御前物語』は、国文学研究においては創作物であるとするのが定説であるが、岡崎には、浄瑠璃姫の墓と称するものが矢作の誓願寺の境内にあり、明大寺の成就院には供養塔がある。『宗長手記』大永7年(1527)の条に「それよりやはぎのわたりして、妙大寺。むかしの浄瑠璃御前跡、松のみ残りて、東海道の名残、」とあり、当時より浄瑠璃姫の遺跡が世に知られていた。

イ.室町時代

a.南北朝の動乱と三河

元弘３年(1333)の後醍醐天皇の呼びかけに応じ、鎌倉幕府への反幕府勢力に加わった足利尊氏は、鎌倉を攻め落とした。建武２年(1335)に尊氏は北条氏の乱を鎮圧したが、帰京命令を無視して鎌倉に留まった。これに対して後醍醐天皇は、尊氏追討のため新田義貞を出陣させた。

後醍醐天皇側(南朝側)と足利尊氏側(北朝側)の両軍が対峙した矢作川の戦いでは、北朝側は矢作東宿に陣を張り、一方、南朝側は矢作西宿に陣を張った。南朝側は北朝側に中州から矢を射かけ、挑発された北朝側は矢作川を渡り始めたが、攻撃され敗退した。その後、勢力を盛り返した北朝側は各地で南朝側を撃破して室町幕府を開いた。一方、後醍醐天皇は吉野に脱出したため、「京都の北朝・吉野の南朝」と呼ばれる南北朝時代が始まった。

現在、後醍醐天皇側(南朝側)と足利尊氏側(北朝側)が戦った場である矢作川の右岸には、矢作川合戦の伝説を伝える矢作神社のうなり石が祀られている。

この頃、三河守護には足利家執事であった高師直一族が任命されるも、足利氏内争により滅亡した。文和４年(1355)に高師泰の娘で高師冬の妻の明阿は尊氏に一族の菩提所を建てることを願い出て、後の籠田総門南に総持尼寺を建立し菅生郷を寺に寄進した。その後、三河守護は尊氏の信任が厚かった仁木氏が任命されたが、尊氏没後、仁木氏も没落した。代わって大島氏が就き、長い在任期間により三河守護の安定時代となった。

b.守護と奉公衆

永和４年(1378)頃、三河守護は大島氏から足利一族の一色氏に交代し、範光以後４代60年にわたり、一色氏が三河を支配した。実際は、一色氏自身は京都で幕府要職に就いて将軍に直接仕えており、守護代や守護又代と呼ばれる、その土地に住む家臣が統治していた。

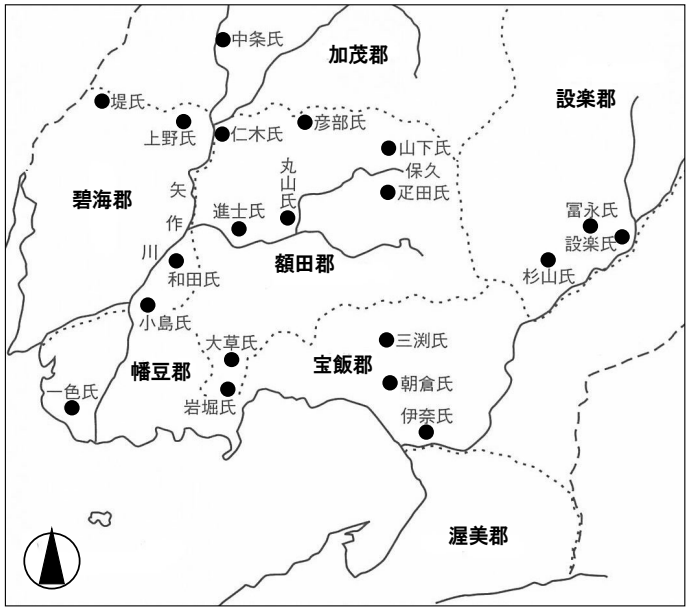


図1-3-13　三河に広がる奉公衆

こうしたなか、一色氏は南北朝の混乱のなかで、守護の権限を強め、渥美郡や下和田郷を幕府の命令に従わず配下とし、三河国の支配を強化していった。将軍は、このような勢力を抑えるため奉公衆と呼ばれる直属の軍隊を持っていた。

約340家あったといわれる奉公衆のうち、三河地域には約40家が存在していた。三河に次

いで美濃30 家、近江25 家、尾張 19 家であったことから、この４か国で約 110 家となり、全体の３分の１を占めていたことになる。

奉公衆は、彦部氏のように鎌倉時代から足利氏の家臣だった者や、進士氏のように鎌倉幕府の御家人だった者など、足利氏の一族に連なる者たちが多かった。

コラム　菅生川(乙川)の開削事業

現在、岡崎城の南側を西流する菅生川(乙川)は、かつては明大寺丘陵と六名の微高地の間を南流していた。室町幕府の命により、「六名堤」が現在の久後崎町地内に築かれ、岡崎城南側を開削し西流させる工事が行われ、現在の流路となったと考えられている。応永6年(1399)に、六名堤築造による影響で下和田郷の用水が不通となった記録があることから、六名堤の築堤はそれ以前に行われていたと推測できる。

六名堤の築造により矢作川から直接菅生や明大寺へ船で入れるようになり、まちの発展等に大きな影響を与えたとともに、西流する菅生川(乙川)は岡崎城南側の巨大な堀というべきものとなり、要害の地としての意味をもつこととなった。

コラム　中世の岡崎の城（岩津城、山中城）

市内には、岡崎城のほかに、中世の城館として重要な岩津城と山中城の2つの山城がある。

現在の岩津城跡は、南北 200 メートル、東西 150 メートルの大きさで、岩津町字東山の山頂にある。応永 28 年(1421)、松平泰親は松平より岩津に進出、泰親の子信光は勢力を拡大し、この頃までに岩津城が作られていたと思われるが、その規模・形態は不明である。

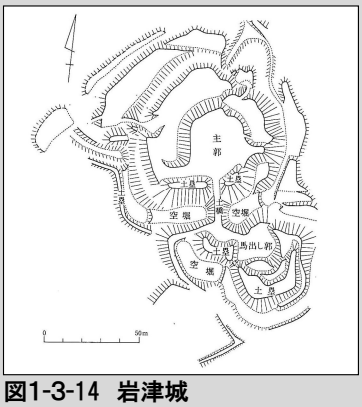


図1-3-14　岩津城

現在の山中城跡は、南北 200 メートル、東西 400 メートルの、山城としては愛知県下最大級の大きさで、舞木町字城山から羽栗町の通称岩尾山の頂上一帯にある。この城は、東海道や吉良道など交通の要衝にあるため、三河を支配する者にとって重要な城であった。

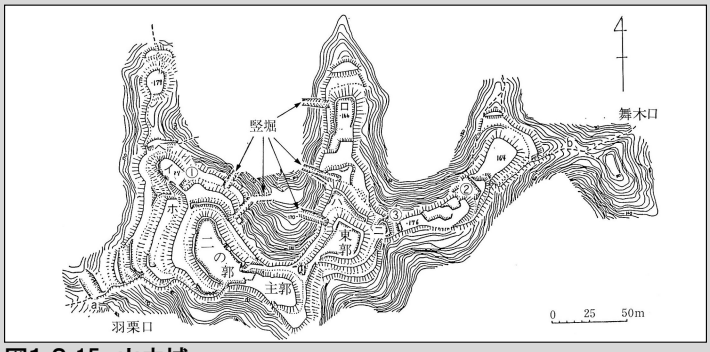


図1-3-15　山中城

ウ.戦国時代

a.応仁の乱と松平氏

応仁元年(1467)、将軍・管領家の後継ぎ問題に端を発し、天下を二分する応仁の乱が起こり、三河国内においても戦が行われた。

三河では、文明８年(1476)、三河守護代の東条氏が丹後・伊勢半国守護の一色氏と戦って敗北した。一色氏は三河の支配力を回復するため、三河守護の細川氏や三河国人領主の松平氏らと戦いを繰り広げたものの敗北し、松平氏が三河の支配力を強めていった。

一方、西郷頼嗣(稠頼)は永享年間(1429～1441)に明大寺に屋敷城を築き、享徳元年(1452)～康正元年(1455)に菅生川(乙川)北岸の菅生郷内龍頭山(現在の岡崎城)に砦を築いた。しかし、松平信光に屈服し、信光は頼嗣と和を結び、子である光重を婿に送り込み、以後、光重が岡崎を支配するようになった。

享禄３年(1530)～４年(1531)に、家康公の祖父にあたる松平清康が明大寺の岡崎城から龍頭山の岡崎城に松平氏の本拠地を移した。

西三河において、松平庶家が、家督を相続した親長の他、岡崎の光重、安城の親忠、竹谷の守家、五井の忠景、形原の与副、長沢の親則等に分立し、その後、松平４代親忠、５代長親、６代信忠のときにも支配地に一族を配置し、松平の勢力を広げていった。

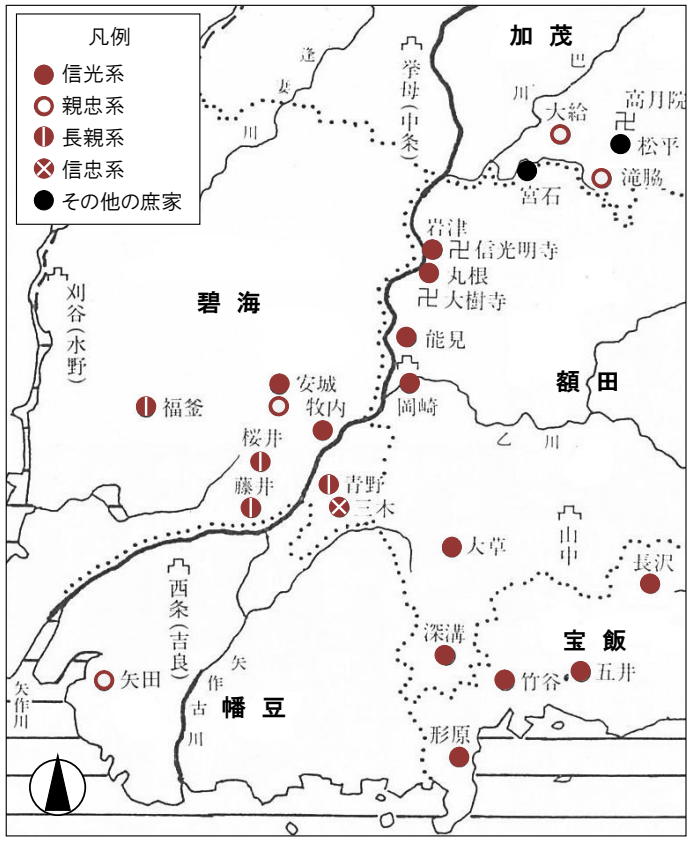


図1-3-16　松平諸家の分立図

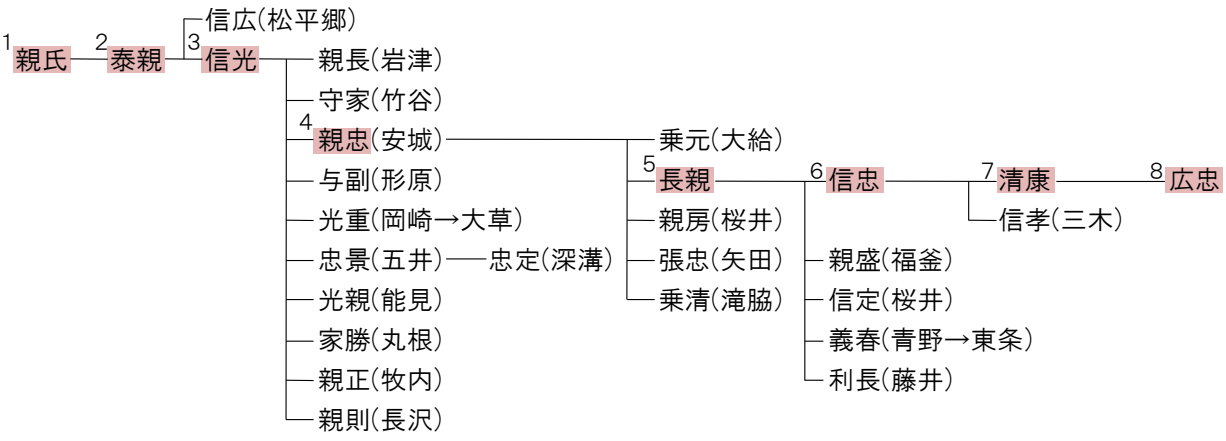


図1-3-17　松平8代系図

b.三河本願寺派の成立

15 世紀後半、もともと三河には、関東の真宗寺院の影響が強かった５か寺（上宮寺、妙源寺、満性寺、勝鬘寺、本證寺）があり、それらの寺院が中心となって三河真宗を牽引していた。

こうしたなか、本願寺８世の蓮如は、三河を始め近江や北陸等の地方教団の中心寺院を本願寺派に引き入れることに力を注ぎ、三河真宗教団を分裂させて、三河三か寺と称される上宮寺、勝鬘寺、本證寺の中心寺院とその他の寺院を上宮寺５世・如光の協力により本願寺派に引き入れた。永正７年（1510）頃、土呂（福岡町）の本宗寺は本願寺９世実如の四男・実円が住持となり、一家衆寺院として信者をつなぐ役割を果たした。次第に寺内町が形成され、『土呂山畠今昔実録』（明和５年（1768）頃）に東西 10 町余、南北８町余の範囲に末寺・民家が 1,200 軒あったと記されるほど広がった。



図1-3-18　蓮如・如光連座絵像

c.松平氏による三河統一と三河譜代の成立

応仁元年（1467）、応仁の乱に伴う三河国内での合戦のなかで戦いに勝ち、三河における支配力を強めていったのが、家康公の先祖である松平氏である。三河での権力争いは 15 世紀前半に松平郷（豊田市）から岩津に進出した松平２代泰親、３代信光の時代に始まり、以後、６代信忠までの間に西三河を中心に繰り広げられて支配を進め、家康公の祖父７代清康が岡崎城に入城している。

こうしたなか、松平氏の歴代の家臣は「譜代」といわれ、近世においても重要な役割を果たした。なかでも三河譜代といわれる家臣団は、広くは家康公の岡崎在城時代までに、狭くは清康の代までに服属した者を指し、後に四天王（酒井忠次、本多忠勝、榊原康政、井伊直政）、十六将と呼ばれる者もいた。これら三河譜代は幕府成立後も、譜代大名や旗本となり、幕府の政治の中核を担っていくこととなる。江戸幕府において三河出身の親藩・譜代大名は 279 藩のうち 123 藩、直参旗本では 840 家のうち 295 家を数えるなど、全国に渡った三河武士たちが日本の国造りの礎を築き、支えていたことになる。

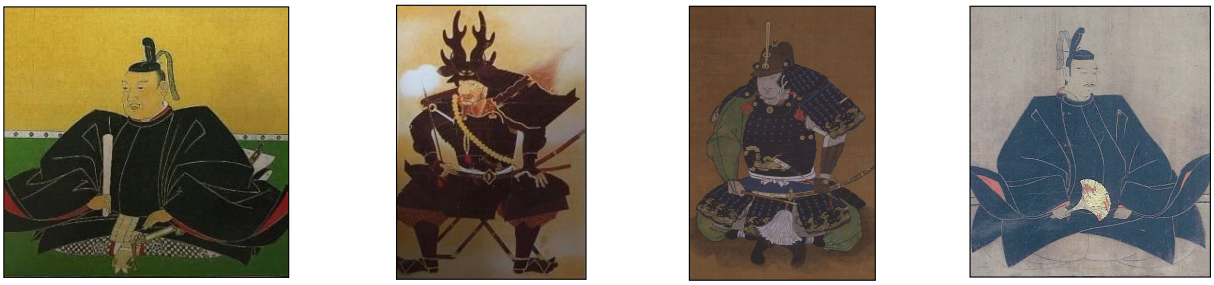


図1-3-19　四天王（左から、酒井忠次、本多忠勝、榊原康政、井伊直政）



図1-3-20　岡崎市出身の大名（幕末期）

コラム　岡崎三奉行

『藩翰譜』※1によれば、永禄8年(1565)、三河を統一した家康公は、三河の地を治めるために、「岡崎三奉行」あるいは「三河三奉行」といわれる民政・訴訟等を担当する職をつくり、高力清長、本多(作左衛門)重次、天野(三郎兵衛)康景の3名をこれにあたらせたと伝えられている。

家康公の、三人三様、異なる性格を持った者たちを抜擢し、適材適所に配置した人事面の評価に対して、当時、「仏高力、鬼作左、どちへんなし※2の天野三兵」という歌が流行したといわれている。

なお、「岡崎三奉行」については、成立年が永禄 10 年(1567)ではないか、また高力を始めとした3名以外にも奉行職にあたった者がいたのではないかとする異説もある。

※1：江戸時代の家伝・系譜書。元禄 13 年(1700)、甲府藩主徳川綱豊の命により、儒者の新井白石が編さんしたものであり、慶長5年(1600)から延宝8年(1680)までの内容が収録されている。
※2：「どちらにもかたよらない」、「公平な」という意味。

d.松平氏・徳川家の勢力拡大と浄土宗の発展

松平氏はその勢力拡大とともに各地に寺院を建立したため、家康公生誕地である岡崎市には特に松平氏、徳川家が創建に関わった寺社が多く存在している。松平３代信光建立の萬松寺、信光明寺、妙心寺、松平４代親忠建立の大樹寺（松平宗家の菩提寺）、伊賀八幡宮、松平７代清康建立の六所神社、龍海院、家康公建立の松應寺、隨念寺等である。これらの寺社には松平氏、徳川家による寄進物も多く、彼らの勢力伸張とともにその寺格を高め、勅願寺となる寺院もあった。また松平氏建立寺院の多くは浄土宗であり、特に信光明寺と大樹寺の建立によって、三河の地に浄土宗が広く普及し、その発展につながった。

e.松平氏の衰退と徳川家康公の誕生

天文４年（1535）、「守山崩れ」により松平清康を失った松平一族では対立と分裂が起こる。天文９年（1540）、尾張の織田信秀は三河への進出を本格化させ、安城城を攻め落として矢作川以西の大部分を奪った。



図1-3-21　小豆坂古戦場跡

このような状況のなか、天文 11 年（1542）に岡崎城内で竹千代（家康公）が誕生した。この時期、松平家では、内外ともに争いが相次いだ。同年の第一次小豆坂の戦いで織田氏が勝利すると内部分裂が更に激しくなり、三木の松平信孝を退かせる動きがあった。また、天文 16 年（1547）、織田信秀が松平信孝と共に岡崎を攻撃するという動きが見られ、松平広忠は、今川氏に嫡男竹千代を人質に出して加勢を求めた。天文 17 年（1548）第二次小豆坂の戦いでは、今川氏は西三河に大軍を派遣し、織田信秀に勝利した。同年、松平信孝は岡崎城の松平広忠を攻めるも返り討ちに合って戦死し、翌天文 18 年（1549）には、広忠も刺客により殺害され、松平家には後継ぎが不在となった。



図1-3-22　家康公産湯の井戸

f.今川支配下の三河と家康公の自立

天文 15 年（1546）、今川義元の吉田城（豊橋市）攻撃により、三河の今川領国化が始まった。以前より三河の国人たちと緩やかな主従関係を持っていた今川氏は、三河に大きな影響力を及ぼすことになった。

松平広忠が殺害された天文 18 年（1549）、松平領国は今川氏の支配下に入り、以後、三河に

おける最高権力者は今川義元となった。岡崎城代には今川氏の有力な家臣が入り、永禄３年(1560)の桶狭間の戦いまでの約 10 年間は今川氏が西三河を支配した。

一方、天文 18 年(1549)、８歳の竹千代は義元の命により人質として駿府に送られた。その後、竹千代は 14 歳で元服して元信と名乗り、弘治３年(1557)、義元の姪にあたる瀬名姫(築山殿)をめとり、元康と改名した。

永禄３年(1560)、桶狭間の戦いで義元が織田信長の急襲を受けて戦死すると、元康は岡崎に逃げ帰って大樹寺に入ったのち、今川勢が岡崎城から撤退すると帰城した。元康は、その直後から旧領地を支配下におき、松平家臣団の再編成に努める。永禄４年(1561)、松平と織田との和睦が成立すると、元康は今川氏からの完全独立と三河国統一を目指し、西三河南部をほぼ自らの支配下とした。翌永禄５年(1562)、元康は清須城で信長と会見し、同盟を結んで東三河への進出を始めた。永禄６年(1563)、義元の「元」の字を与えられて名乗っていた元康は家康に改名し、今川氏からの完全自立を図った。

コラム　守山崩れ(松平清康の暗殺)

岡崎城主松平清康の家臣阿部定吉が織田信秀と内通し、謀反を企んでいるという噂があるなか、天文4年(1535)12月5日の早朝、三河国岡崎城主松平清康の陣中(尾張国春日井郡森山(現在の名古屋市守山区))において、清康が定吉の嫡男正豊によって暗殺されたことをいう。

実は、この謀反の噂に対し定吉は正豊に、もし自分が濡れ衣で殺されることがあったら、これを殿に見せるよう誓書を手渡し、自らの潔白を示していた。ところが 12 月5日早暁、清康の本陣で起こった放れ馬の騒ぎを、正豊は清康により父定吉が誅殺されたためと勘違いし、清康を背後から殺してしまったということが伝わっている。これにより、三河をほぼ統一した名将である清康を失うこととなった松平家は、その嫡男広忠が家督を継ぐものの、広忠は若年であったことから、織田信秀の侵攻を抑えられなくなり、松平氏は衰退していった。

コラム　徳川改姓

永禄九年(1566)、家康公は「松平」を改めて「徳川」姓とすることを正親町天皇から許され、あわせて三河守に任ぜられている。これには、家康公自身が三河一国の支配者であることを、天皇による改姓の承認によって国内外に明確化しようとする政治的意図があったと考えられている。

このとき家康公が名乗った徳川姓については、提出された系図において松平氏を藤原氏系統と位置づけており、徳川氏も藤原氏系統であると説明されていた。

その後、約 40 年を経て関ヶ原の戦いに勝利し、天下を掌握した家康公は、征夷大将軍に就任するにあたり、将軍職は清和源氏の流れを汲む者が就くべきであるという伝統的な慣例を重視し、徳川氏を源氏系統の後裔とする新たな系譜を公式に採用した。これは姓を改めたものではなく、将軍就任の正統性を確保するために、祖先系譜の説明を変更したものである。

g.三河一向一揆と家康公の三河平定

永禄６年(1563)、三方ヶ原の戦い、伊賀越えと並び、家康公の三大危機とされるできごとが起こった。家康公の家臣が一向宗(真宗本願寺派)寺院の外部権力の使者の立ち入りを拒否することができる「不入の権」を無視し、兵糧米を徴収しようとしたことに反発した一向宗門徒(土呂本宗寺、三河三か寺といわれた佐々木上宮寺、針崎勝鬘寺、野寺本證寺)が、三河一向一揆を起こした。これは、三河では古くから浄土真宗信仰が盛んで、15 世紀後半には蓮如上人の布教により本願寺派教団がすでに成立し、一向宗の勢力地盤であったことが大きく影響している。家康公の家臣の中にも一向宗側の者がおり、攻め入られた家康公は、窮地に立ったものの、永禄７年(1564)、馬頭原の戦いにおける勝利により浄珠院(岡崎市上和田町)での和議に持ち込み、一揆の解体を行った。これにより天正 11 年(1583)までの 19 年間は、三河は真宗禁制の地となった。

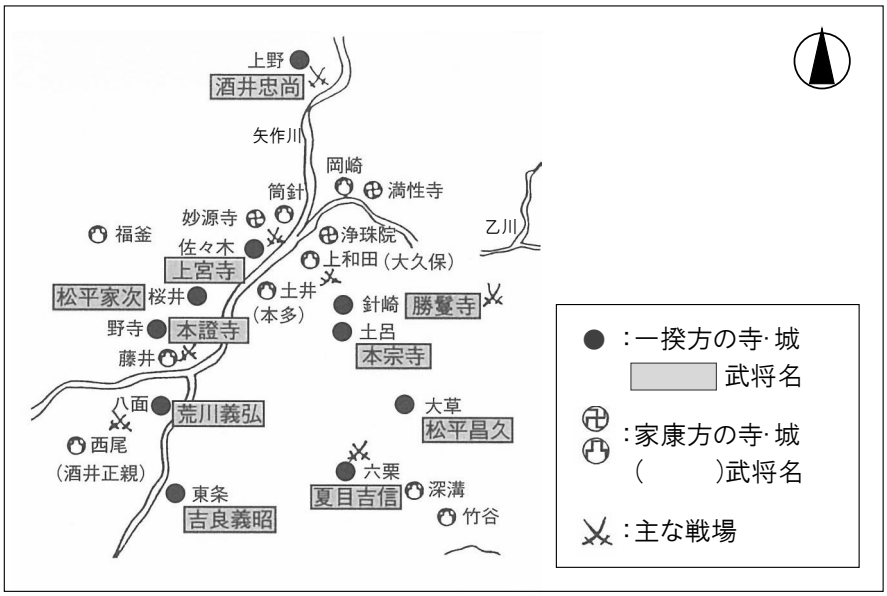


図1-3-23　一向一揆関係図

④近世　[岡崎藩の成立と幕府領による支配]

ア.安土桃山時代

a.豊臣家臣田中吉政による城下町整備

天正 18 年(1590)の家康公関東移封後は豊臣重臣の田中吉政が岡崎城主となった。江戸時代初めに本多康重が任ぜられてからの城主は代々譜代大名が務め、本多家４代(前本多家)、水野家７代、松平家１代、さらに本多家６代(後本多家)の計 19 名が岡崎城主となり、279 年間、岡崎を治めた。特に、田中吉政は大土木事業を行い、岡崎城の城郭(総構え・総曲輪)の整備を進め 、東海道を城下へ引き入れた。城下町では、武士を城の近くに住まわせる侍町の整備や生活必需品と戦に必要な商品などを扱う商人や職人の住む町の整備を行い、それを堀と土塁で囲む総構えとし、近世の大城郭の基礎を築いた。

イ.江戸時代前期

a.前本多家の城下町整備

関ヶ原の戦い後の慶長６年(1601)に藩主となった本多康重を始め、その後３代にわたる城主は田中吉政による城下町整備を引き継ぐとともに、矢作橋や東海道の整備、町人たちの大規模な移住等を行った。特に、慶長６年(1601)の伝馬制の制定と矢作橋の完成により、岡崎城下へ引き入れられた東海道に対して、馬出しや白山曲輪を整備することで城郭防衛が進められた。東海道は、その後更に変更が重ねられ、慶長 14 年(1609)以降、まちの防衛と街道筋の伸長のために曲がりくねり、『東海道巡見記』(延享２年(1745))に「廿七曲りと云ふ」と記され、「東海道岡崎城下二十七曲り」と呼ばれる街道となった。現在もその道筋のほとんどをたどることができる。

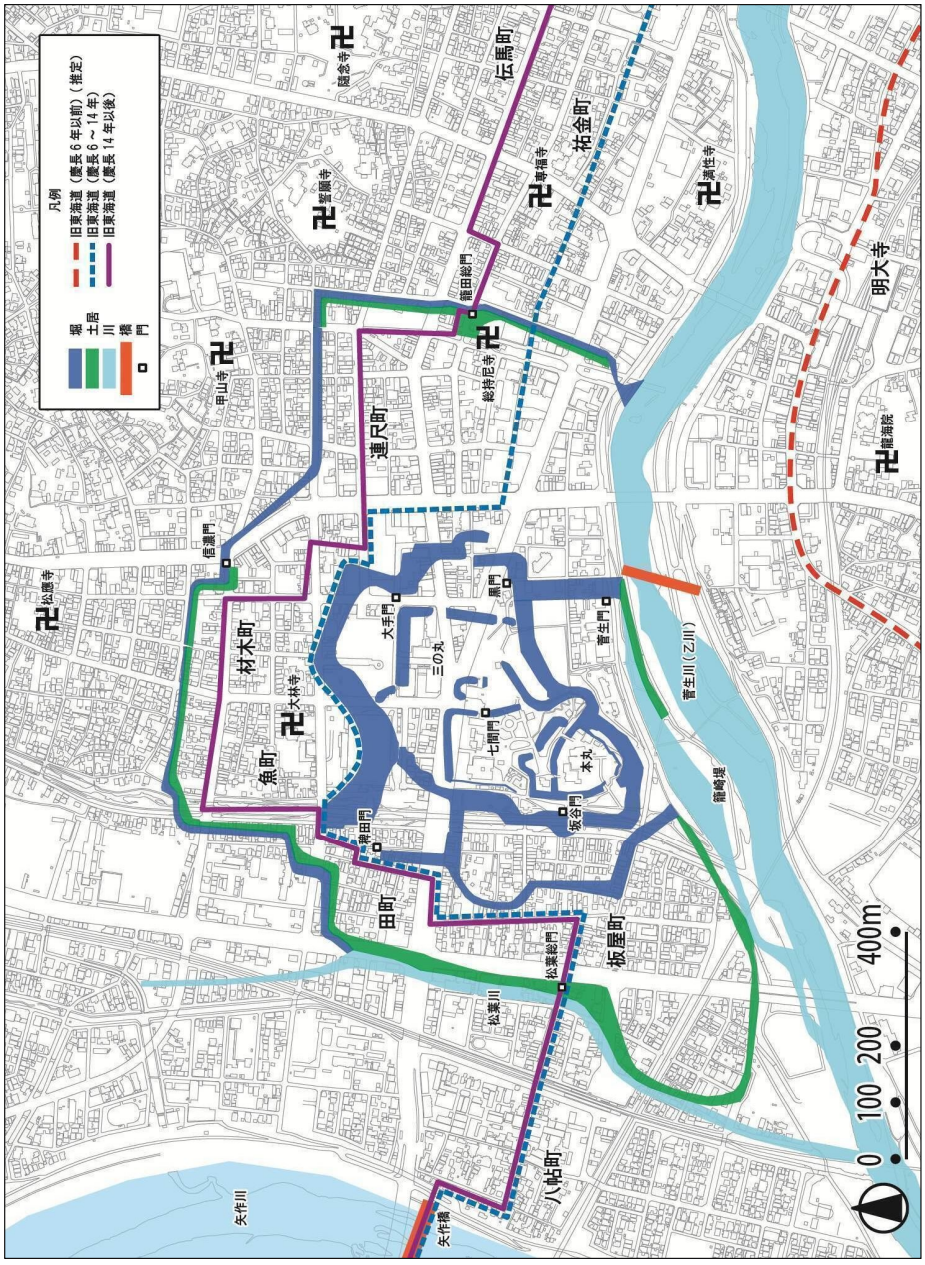


図1-3-24　東海道の位置の変遷

また、「お城下まで舟が着く」と歌われたように、矢作川と菅生川（乙川）では舟が行き交い、さらに、東海道により物資・文化が往来して城下町・宿場町として繁栄した。正保２年（1645）、本多忠利の頃までには、東海道が城下に入る出入口の東に籠田総門、西に松葉総門が、さらに北方の塩の道へ通じる足助街道の起終点となる出入口に信濃門が設けられた。

こうした整備により岡崎城は家康公の生誕城として、５万石の石高に比しては大規模な城郭となった。近年の発掘調査により日本国内で五指に入る規模の城の遺構が明らかとなってきている。

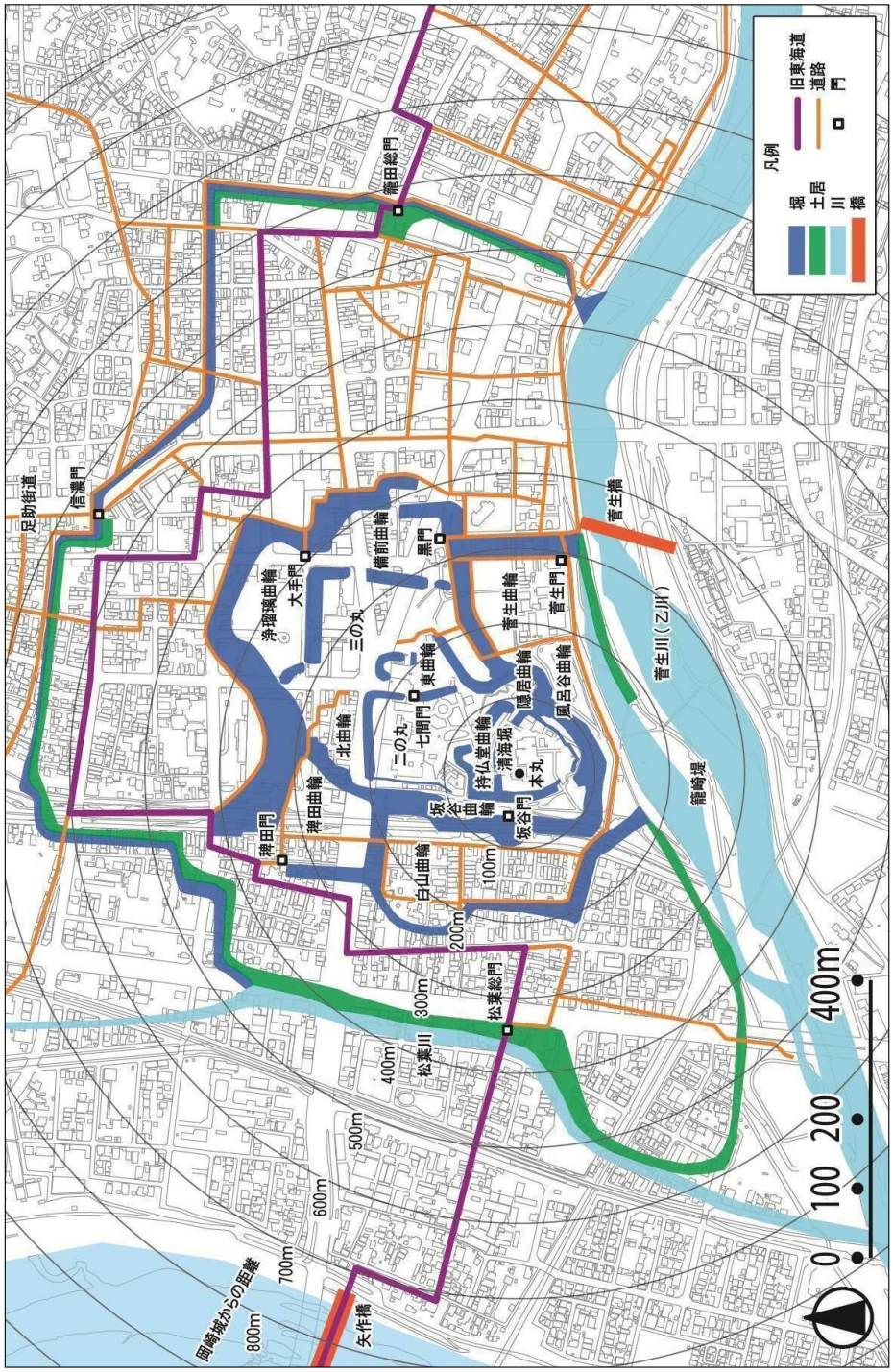


図1-3-25　岡崎城郭

b.水野忠善の城下町整備

正保２年(1645)、岡崎藩主になった水野忠善は、田中吉政時代に始まり前本多家に受け継がれた城下町整備を更に進め、完成させた。

堀で守られた総構え内の町人が住んでいた町家を総堀近くに移し、空いた場所に家臣が住む侍屋敷を作り、その戸数を増やした。また、それまで根石原、欠村、六名村の総堀の外に分散していた足軽が住む組屋敷を、材木町、連尺町の総堀の北側や明大寺村に移して城郭の周囲を取り巻くように配置した。

こうした城下町の総堀や東海道沿いには、町家も多数作られ、特に東海道沿いには 19 の町があり、「岡崎城下町廻り」又は「岡崎宿廻り 19 か町」と呼ばれ、その様子は明治維新まで変わることがなかった。

表1-3-1　岡崎歴代藩主(城主)と在籍期間等

歴代岡崎城主	在任期間	できごとなど
西郷頼嗣	不明	文明年間の初め松平信光の攻撃を受けて敗北、信光の子光重を婿養子に迎え、額田郡大草(幸田町)へ隠棲したとされる。
松平光重	不明	松平信光の五男で、西郷頼嗣の跡を継いで岡崎松平氏の初代となった。紀伊守を名乗る。明応2年(1493)、妙(明)大寺の彦左衛門尉に光林寺屋敷の替地を与えた。
松平信貞	不明	額田郡山中に要害をかまえ、安城松平氏の清康と対立したので、大永4年(1524)清康によって山中城を攻め落とされ、ついで岡崎城も清康に譲り、額田郡大草に隠棲した。
松平清康	1524～1535	当時の居城は菅生川南岸明大寺にあったが、狭隘で軍事的にも不十分であったために龍頭山の砦(現在の岡崎城)を拡張･整備して同所に移った。
松平広忠	1535～1549	松平家の内紛により桜井松平家の信定によって岡崎城から追われ、伊勢･遠江を流浪した。天文6年(1537)に今川義元の援助で岡崎城に復帰した。
徳川家康	1560～1570	今川義元が桶狭間の戦いで亡くなると岡崎城に復帰、三河平定に乗りだす。三河一向一揆を鎮圧 し、永禄8年(1565)には三河一国を支配下においた。
徳川信康	1570～1579	元亀元年(1570)に家康公が浜松城に居城を移すと岡崎城主となった。織田信長から武田氏に内通したとの嫌疑を受け、天正7年(1579)に遠江二俣城で切腹した。
石川数正(城代)	1579～1585	天正7年(1579)に信康が切腹すると岡崎城代となる。家康公の片腕として活躍したが、天正 12 年(1584)小牧･長久手の戦いの後に徳川家を出奔して豊臣秀吉に臣従した。
本多重次(城代)	1585～1590	家康公上洛の人質である大政所宿所の周りに薪を高く積み上げ、万に一つ、主君家康公が秀吉に捕らえられるようなことがあれば、薪に火をつけ大政所を焼き殺すと脅した。
田中吉政	1590～1600	天正 18 年(1590)、徳川家康公が関東に領地替えになった後に岡崎領主となる。城下町建設や矢作川築堤を行い、近世岡崎の基礎をつくる。
本多康重(前本多)	1601～1611	岡崎藩本多家初代藩主。家康公の家臣として、小牧･長久手の戦いで活躍。関ヶ原の戦い後の岡崎藩主に任命された。
本多康紀(前本多)	1611～1623	大坂冬の陣･夏の陣で活躍し、その後も大坂に残って城門の警備を行った。岡崎城の大改築を行い、天守を再建した。
本多忠利(前本多)	1623～1645	大坂夏の陣で父と共に活躍し、家康公に褒められた。城改修工事を進め、土塁を石垣にし、堀に菅生川の水を引き入れた。
本多利長(前本多)	1645～1645	10 歳で岡崎藩主になった。藩主になった1か月後に、遠江国横須賀藩に領地をかえられた。久能山東照宮の修造工事を行った。

みずのただよし 水野忠善	1645～1676	三河国吉田藩(豊橋市)から領地替えで岡崎藩主となる。手永制で農村を支配した。家臣団の強化に力を入れた。
みずのただはる 水野忠春	1676～1692	無駄な出費を抑えて苦しい財政の立て直しを図った。年貢率を引き下げようとして検見引や木綿何割引(もめんなんわりびき)[2]を行った。
みずのただみつ 水野忠盈	1692～1699	矢作橋修造や大樹寺修営を行った。三河国絵図作成の責任者として絵図を元禄 12 年(1699)に作り、将軍に献上した。
みずのただゆき 水野忠之	1699～1730	幕府の老中となり、享保の改革の中心人物として活躍した。しかし、藩の支出は増え続け、財政悪化が急速に進んだ。
みずのただてる 水野忠輝	1730～1737	享保の大飢饉のときに、領内から一人も餓死者を出さなかったので、8代将軍吉宗からお褒めの言葉を受けた。
みずのただとき 水野忠辰	1737～1752	若手の人材を採用して藩政の改革を図った。重臣の反抗で改革は失敗したが、一般家臣や領民からは名君といわれた。
みずのただとう 水野忠任	1752～1762	10 年間岡崎藩主を務めた後、肥前国唐津藩主になった。村役人や町役人は領地替えの中止を願ったが、かなわなかった。
まつだいらやすよし 松平康福	1762～1769	下総国古河藩から岡崎藩主となった。幕府の老中も務めた。藩が財政難であったため、幕府に領地替えを願い出て、石見国浜田藩主となった。
ほんだただとし 本多忠粛(後本多)	1769～1777	石見国浜田藩から領地替えで岡崎藩主となった。財政の立て直しのために家臣の禄高を減らしたが、上手くいかなかった。
ほんだただつね 本多忠典(後本多)	1777～1790	藩財政が苦しいために、老中に領地替えを願い出たが、認められなかった。その代わりに御番所火の番などが免除された。
ほんだただあき 本多忠顕(後本多)	1790～1821	財政を立て直すために、31 か条の倹約令を出して改革を図った。当初は改革に熱心だったが、上手くいかず熱意を失った。
ほんだただなか 本多忠考(後本多)	1821～1835	前藩主の財政改革の失敗により、再び藩士の禄高を減らしたが、上手くいかなかった。幕府から 7,000 両の借金を許される。
ほんだただもと 本多忠民(後本多)	1835～1869	安政の財政改革を行った。幕府の老中となり、幕末の難局を処理した。大政奉還後は、新政府に協力する立場をとった。
ほんだただなお 本多忠直(後本多)	1869～1871	明治2年(1869)2月、忠民隠居に伴い家督を継いで岡崎藩主となり、6月、版籍奉還により岡崎藩知事となる。

コラム　正調岡崎五万石

古く江戸時代から歌い継がれてきた歌に「正調岡崎五万石(せいちょうおかざきごまんごく)」がある。

江戸時代に岡崎のお城下を巡る矢作川のきれいな川面を、大きな白帆を張ってのんびりと上り下りした舟の船頭衆が、「五万石でも岡崎様はお城下まで舟がつく」と歌った舟唄から始まったと伝えられる「五万石」は、祭礼時の長持ち歌や木遣り歌、味噌仕込み歌等として取り入れられ、またお座敷唄、お座敷踊りとして芸能界に定着していった。

現在、「岡崎五万石」は、「正調」と「民謡」に分かれ、「正調」はお座敷唄、お座敷踊りとして歌われている。また「民謡」は、盆踊りなどで歌われている。

[2] 江戸時代から明治期にかけて用いられた年貢や課税の際の木綿布の換算基準の呼び方である。特に、農民が年貢の一部を木綿(布地)で納める場合や、木綿を貨幣や米に換算して取引する場合に使われた。

c.寺社領や旗本領の多い岡崎

本市には多数の寺社があるが、これらの多くは家康公等が与えた「朱印状」を持つ寺社であった。朱印状(領地朱印状)とは、将軍の代替わりに公家や武家等の所領を確定する際に発給したもので、岡崎では、特に松平氏や徳川家にゆかりのある寺社に朱印状が与えられ、幕府公認の領地を持った寺社が多数みられた。岡崎城下では、徳川家先祖の菩提寺である大樹寺を始め、滝山寺、真福寺、甲山寺等がある。また、城下町中心部近辺にも多数の寺社があり、周辺は門前町として栄えていた。

これらの寺社は、家康公が将軍になったことにより一層寺格や社格が高められ、幕府によって修理、援助を受けるという特別扱いを受けた。特に大樹寺は別格の扱いとなっている。

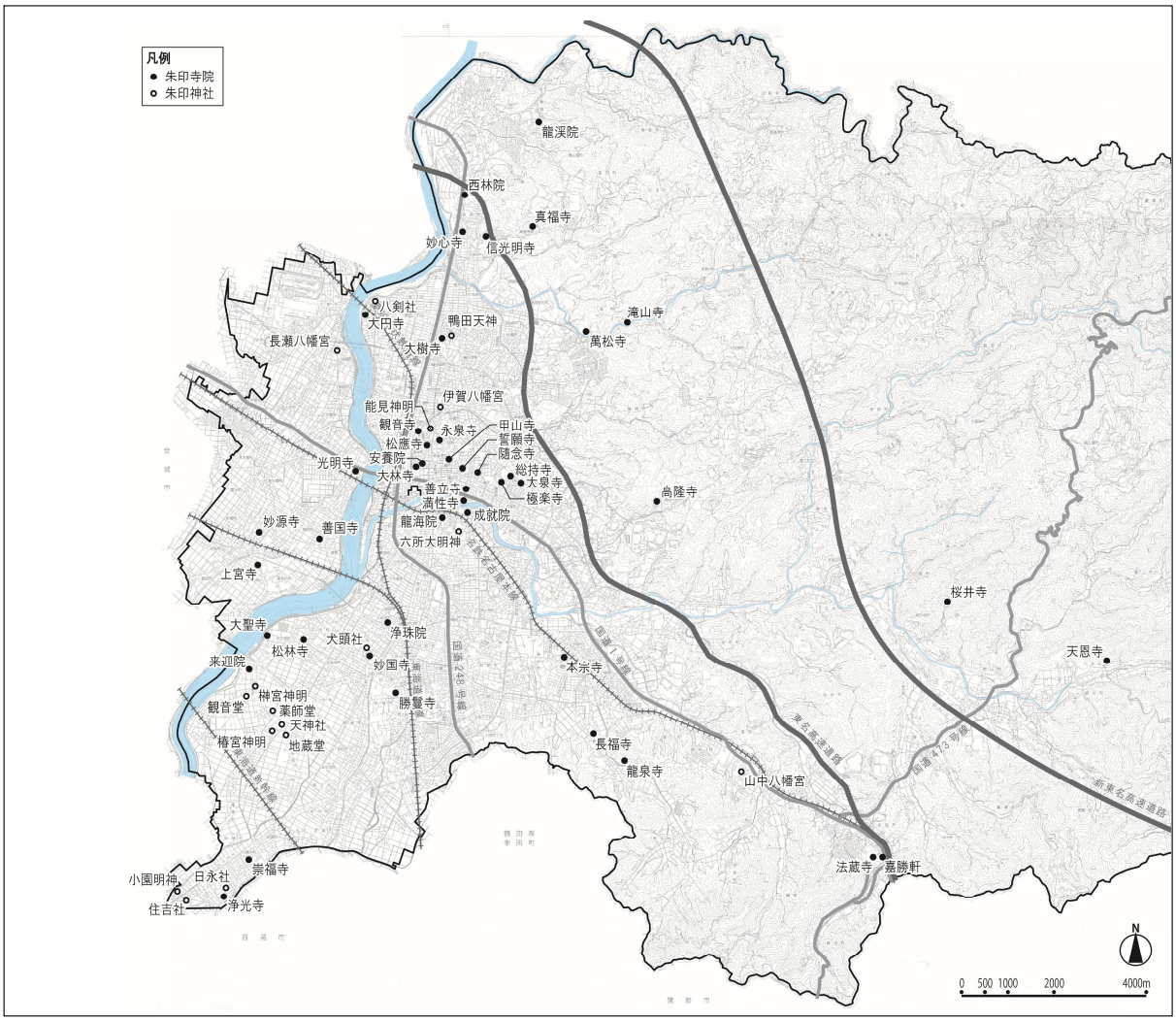


図1-3-26　江戸幕府より朱印状が与えられた寺社

さらに、徳川３代将軍家光は祖父家康公に対する畏敬の念が厚く、自らも滝山東照宮を建立するとともに、松平氏・徳川家ゆかりの寺社を大造営している。現在まで近世前期の優れた建築物が多いのはそのためである。

表1-3-2　家康公朱印拝領の寺社

寺社	朱印状発行年月日	山号	寺名・社名	宗派	朱印高	寺社所在地
寺院	慶長７年　６月　２日	成道山	大樹寺	浄土	616 石余	鴨田
	６月 14 日	能見山	松應寺	浄土	100 石	能見
	６月 16 日	崇徳山	善国寺	浄土	24 石	渡
	〃	大沢山	龍渓院	曹洞	20 石	桑原
	〃	御所山	西林院	浄土	7 石	岩津
	〃	廬安山	崇福寺	浄土	30 石	中島
	〃	広沢山	天恩寺	臨済	79 石余	片寄
	６月 22 日	弥勒山	信光明寺	浄土	120 石余	岩津
	慶長８年　８月 18 日	長輝山	甲山寺	天台	250 石	岡崎
	８月 20 日	仏現山	隨念寺	浄土	50 石	岡崎
	〃	法性山	妙心寺	浄土	101 石余	岩津
	８月 22 日	万燈山	長円寺	曹洞	10 石	中島
	８月 26 日	本寿山	妙国寺	日蓮	15 石余	宮地
	〃	多宝山	高隆寺	天台	35 石	高隆寺
	〃	海運山	長福寺	日蓮	15 石余	尾尻
	〃	仁王山	萬松寺	曹洞	20 石	滝
	〃	清光山	浄珠院	浄土	20 石	上和田
	〃	靈鷲山	真福寺	天台	354 石	真福寺
	８月 28 日	瑞生山	総持寺	曹洞	100 石	菅生
	９月 11 日	満珠山	龍海院	曹洞	四至(35 石)	明大寺
	〃	拾王山	大林寺	浄土	100 石	八町
	〃	桑子山	妙源寺	高田	30 石	桑子
	〃	二村山	嘉勝軒	浄土	12 石	本宿
	９月 15 日	鏡立山	光明寺	時宗	8 石	矢作
		花園山	桜井寺	真言	27 石余	桜井寺
神社	慶長７年　６月 22 日	―	小園神明	―	10 石	中島
	６月 26 日	―	六所大明神	―	62 石	明大寺
	８月　４日	―	伊賀八幡	―	228 石	伊賀
	慶長８年　８月 22 日	―	日永社	―	10 石	中島
	８月 26 日	―	山中八幡	―	150 石	舞木
	８月 28 日	―	犬頭大明神	―	43 石	宮地

表1-3-3　家光朱印拝領の寺社

寺社	朱印状発行年月日	山号	寺名・社名	宗派	朱印高	寺社所在地
寺院	寛永 13 年 11 月　9 日	田生山	満性寺	高田	50 石	菅生
	〃	大雲山	極楽寺	曹洞	2 石余	岡崎
	寛永 18 年　9 月 27 日	吉祥山	滝山寺	天台	412 石	滝
	寛永 19 年　9 月 24 日	二村山	法蔵寺	浄土	82 石余	本宿
	慶安　元年　2 月 14 日	見松山	観音寺	曹洞	5 石	能見
	2 月 24 日	無道山	大聖寺	浄土	23 石余	中之郷
	〃	諏訪山	誓願寺	浄土	11 石余	岡崎
	〃	大光山	善立寺	日蓮	10 石	菅生
	2 月 27 日	向上山	大円寺	浄土	5 石余	大門
	7 月 11 日	照光山	安養院	浄土	10 石	岡崎
	8 月 17 日	聖衆山	来迎院	浄土	5 石	上青野
	〃	浄行山	松林寺	浄土	5 石	赤渋
	〃	仏日山	大日堂	曹洞	5 石	岡崎
	〃	東林山	大泉寺	曹洞	5 石	岡崎
	〃	瑠璃山	成就院	曹洞	5 石余	明大寺
	〃	七池山	本宗寺	一向	13 石	平地
	〃		龍泉寺	日蓮	3 石余	竜泉寺
	9 月 17 日	良永山	浄光寺	一向	3 石余	中島
神社	慶安　元年　－	－	神明	－	5 石	能見
	〃	－	八劔神明	－	29 石余	大門
	〃	－	天神	－	3 石	鴨田
	〃	－	住吉神明	－	3 石余	中島
	〃	－	椿宮神明領他	－	3 石他	下青野
	〃	－	神明領他	－	2 石他	上青野

コラム　奥殿藩、西大平藩及び旗本領

江戸時代、大名、旗本、寺社は幕府から領地を与えられていた。現在の岡崎市内は、岡崎藩(5万石)の1藩で支配されていたわけでなく、岡崎藩以外にも奥殿藩(おくとのはん)(1万6千石)、西大平藩(にしおおひらはん)(1万石)があり、それぞれの領地を支配していた。

また、岡崎市及びその周辺には、松平氏・徳川家ゆかりの寺社も多く、家康公等により与えられた「朱印状」(証明書)によって幕府公認の領地を持つ寺院もあった。

このように、現在の岡崎市内は、複数の藩及び「朱印状」を持った寺院による領地によって治められていた。

一方、家康公は、関ヶ原の戦いで味方についた大名の手がらと、家康公側につかなかった大名を区別し、大規模な領地替えを行った。その結果、岡崎藩領は額田、碧海、幡豆、加茂の４郡内に決められた。しかし、現在の市域の全てを岡崎藩は支配しておらず、岡崎藩以外の領地も多数あった。

こうしたなか、大坂夏の陣の活躍により、松平真次は幕府より祖先の土地である大給を領地として与えられ、真次の子、乗次が１万石加増されて大給藩初代藩主となり、大給藩として奥殿周辺を支配した。大給藩第４代乗真は、幕府に願い出て、正徳元年(1711)に陣屋を大給から三河国額田郡奥殿に移し、奥殿藩が成立した。この奥殿藩からは著名人が輩出している。７代乗友の五男栄五郎は、裏千家第 10 世認得斎宗室の養子となり、その後第 11 世玄々斎宗室となっている。玄々斎宗室は、第１回京都博覧会の際に立ったままお茶をたてる立礼式の茶室を発表し、近代茶道の基礎を築いた。奥殿藩８代藩主で龍岡藩初代の藩主となった松平乗謨は文久３年(1863)に奥殿から田野口村(長野県佐久市)へ藩庁を移し、星型稜堡をもつ擬洋式城郭の龍岡城を建造した。大給恒と改名し、明治 10 年(1877)勃発の西南戦争の際、後に日本赤十字社となる博愛社を創立した。

三河国内には旗本領も多くあった。水野忠善(藩主時代 1645～1676)から数えて３代後の水野忠之(藩主時代 1699～1730)の時代である享保 10 年(1725)には、三河国内に 86 家、現在の岡崎市域内に 14 家の知行地(幕府から旗本に与えられた領地)を持つ旗本がいた。

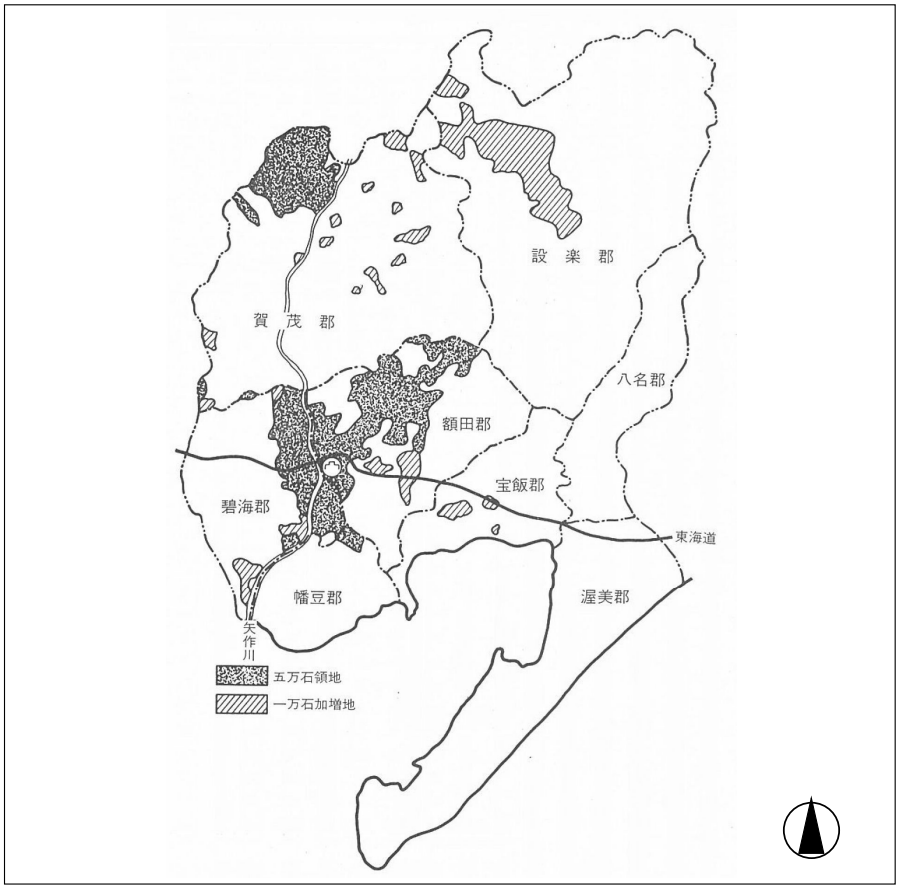


図1-3-27　水野氏時代(正保2年(1645)～宝暦 12 年(1762))の岡崎藩領

d.水陸交通の発展と東海道有数の宿場町の形成

慶長６年(1601)、家康公は東海道に宿駅を置き、各駅に参勤交代等の公用旅行者に対する伝馬を用意することを義務づけた。これにより東海道の利用や宿駅を中心としたまちの賑わいが増した。

当初、岡崎には榎(えのき)町(現在の祐金町)に宿駅があったが、本多康重(藩主時代 1601～1611)により、伝馬町が新設され、それ以降、伝馬町が岡崎の宿駅として発展した。伝馬町では、享和元年(1801)に、本陣(ほんじん)２軒、旅籠屋(はたごや)115 軒、木賃宿(きちんやど)26 軒があったとされ、天保 14 年(1843)には、本陣が３軒、脇(わき)本陣が３軒に増えている。本陣、脇本陣合せて６軒というのは、東海道では小田原の８軒、箱根の７軒に次いで３番目の規模であった。また、旅籠屋の数も宮(みや)、桑名(くわな)に次いで３番目であり、岡崎の宿場町は東海道屈指の規模を誇っていた。

東海道を中心にまちが賑わい発展するとともに、市内を流れる矢作川でも人々の暮らしに大きな発展と変化をもたらした。河川は大量の物資を運搬する最も有効な手段として利用され、岡崎は矢作新川(しんかわ)の河口である鷲塚(わしづか)(碧南市)や平坂(へいさか)(西尾市)と上流の足助や信州飯田につながる信州中馬(ちゅうま)あるいは三州中馬の陸運と結びついて発展した。

岡崎城下では、信州への中継地の一つとして、物資の陸揚げや積み出しが行われた。こうした物資の陸揚げ等を行う場所を土場(どば)といい、市域の矢作川沿いでは合歓木(ねむのき)、佐々木(ささき)、赤渋(あかしぶ)、福島新田(ふくしましんでん)、八町(はっちょう)、矢作(天王)、上ノ里(かみのさと)、岩津の８つの土場があり、賑わった。また、矢作川の支流である菅生川沿いには、御用(ごよう)土場、桜馬場(さくらのばば)土場、満性寺土場の３つがあり、岡崎の特産品である石、味噌、大豆、綿作の肥料等が運ばれた。

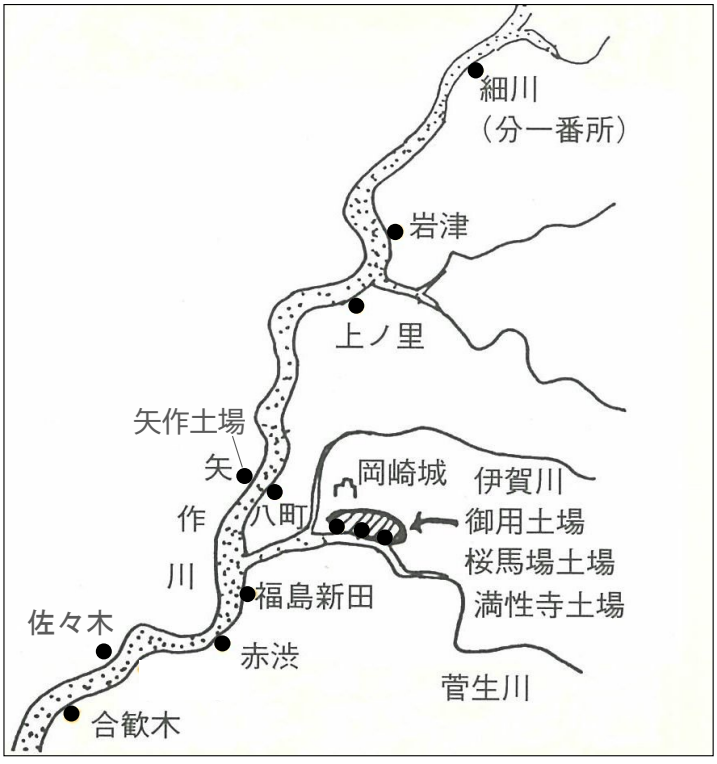


図1-3-28　岡崎市内の土場

ウ.江戸時代中期･後期

a.岡崎城下町の産業の発展

西三河を北から南へ流れる矢作川は、大量の物資を安い費用で運ぶ最も有力な経済の道であり、城下を通る東海道は参勤交代等のための政治の道であったため、その中継地となる岡崎の産業は大いに発展していった。城下町には、田中吉政により整備された町の地名が現在まで多数残っている。それらの多くは、材木町(鍛冶屋、大工等の職人町)、魚町(魚問屋)、田町(塩、海産物等を扱う商人町)のように、職業と密接に関係する名称がつけられている。こうしたなか、近世を通じて城下町の中心となった町に、城の大手門近くに開かれた市場をもとに形成された連尺町がある。行商人の「背負子」が名称のもとになったといわれる連尺町は、酒、油、穀物等の日常品を扱う大きな商家が軒を連ねていたとされている。

田中吉政は城郭や城下町整備の際に多くの石工を大坂の河内や和泉から呼び寄せた。城郭整備等が一段落すると、石工たちは岡崎の良質な花崗石を用いて鳥居や灯籠等の石材加工を行うようになり、これらを諸国大名等がこぞって求めたことで全国に岡崎の名が広まった。



図1-3-29　石屋町界隈(昭和 14 年(1939))

また、家康公が早くから銃火器に着目していたこともあり、稲富伊賀守直家が鉄砲隊の指導として持ち込んだ稲富流火術により煙火師が多く育った。開幕後、火薬の生産と貯蔵は家康公の生誕の地である三河に限定されるなかで、豊作を願う農民の間にも取り入れられて、祭礼の花火として打ち上げられたのが、三河花火の始まりとされている。２代将軍の秀忠が観賞用として許可してから盛んになり、祭礼の献上用として発展した。



図1-3-30　三河花火工場(大正期)

さらに、戦国時代、簡単に栄養を補給できて保存がきく携行食として重宝された味噌は、江戸時代初期に八町村(八帖町・八丁町)で本格的に生産された。この辺りは矢作大豆という優良な大豆が産出され、矢作川の伏流水によって豊富な水が得られたため生産に非常に適しており、矢作川の舟運により原料や製品の運搬も便利であった。その地名を取り八丁味噌という名がついたとされ、三河の譜代大名や旗本等により全国的に広められた。

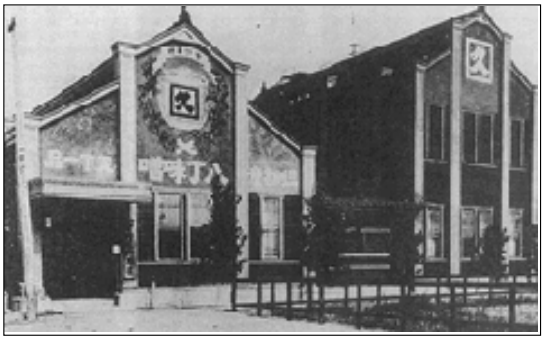


図1-3-31　八丁味噌 カクキュー合資会社(大正期)

その他、岡崎では綿作を行う者が多く、全ての畑に対する綿の作付率が50%を占めるほどであった。これは、綿作が稲作のように田植えや稲刈りの時期に大量の労働力を必要としなかったことがある。また、稲作よりも綿作の方が収益が良かったことと、矢作川周辺では、頻繁に起こる矢作川の洪水により田に大量に流れ込んで積もった土砂を取り除かずに畑とし、稲作から綿作に切り替えた農家が多かったことも一因にあげられる。岡崎の綿作は全国有数の地位を占めるようになり、江戸市場では三河木綿としての名が定着した。

コラム　何度も架け替えられた矢作橋

矢作橋の架橋工事は、慶長3年(1598)、家康公の家臣牧野康成から命じられた岡崎城主田中吉政により始められ、慶長6年(1601)に長さ約135メートルの表面に土をかぶせた土橋が完成した。

しかし、矢作橋は矢作川の洪水により幾度となく流失し、その度に架け替えられた。寛永 11 年(1634)に架けられた矢作橋は、これまでの土橋から板橋となり、欄干、擬宝珠を備えた長さ208間(約378メートル)の壮麗な反り橋であったといわれている。



図1-3-32　歌川広重　東海道五十三次之内岡崎

表1-3-4　矢作橋の架橋

年号		架替	内容
慶長 6	1601		土橋架設
元和 9	1623		土橋架設
寛永11	1634	1回目	板橋架設
寛文10	1670		8月火災落失
延宝 元	1673	2回目	架設開始、完成延宝2年
正徳 元	1711		洪水流失
正徳 3	1713	3回目	架設開始、完成正徳5年
ー			老朽化
延享 2	1745	4回目	架設開始、完成延享3年
ー			洪水老朽化
宝暦11	1761	5回目	架設開始、完成宝暦 12 年
安永 9	1780		洪水流失
安永 9	1780	6回目	架設開始、完成天明元年
寛政 8	1796		洪水流失
寛政10	1798	7回目	架設開始、完成寛政 12 年
文化13	1816		洪水流失
文化14	1817	8回目	架設開始、完成同年
天保 8	1837		洪水流失
天保10	1839	9回目	架設開始、完成天保 11 年
安政 2	1855		7月 29 日洪水流失
ー			渡船通行
明治 元	1868		舟橋仮橋
明治 4	1871		仮橋完成
明治10	1877	10 回目	新橋完成
明治23	1890	11 回目	新橋完成
大正 2	1913	12 回目	鉄橋完成

コラム　伊勢信仰と秋葉信仰

市内には、神明宮や神明社、また百姓の神様である御鍬社などの伊勢信仰に関係する神社と、火事を防ぐ神様である遠江(静岡県)の秋葉信仰に関係する常夜燈が多く見られる。

伊勢信仰が広まったのは、江戸中期以降、内宮・外宮の御師によるものといわれる。御師は、割り当てられた担当地域の各家に御札や伊勢暦、また青のり、白粉、薬等を配って回り、米や麦を初穂料としてもらう檀那廻りや、檀那の伊勢参詣の際は屋敷を参詣宿として提供していた。

一方、秋葉信仰は、寛政年間(1789～1801)に広まったといわれている。秋葉信仰のシンボルともいえる常夜燈が、寛政2年(1790)の両町のものを筆頭に、東海道の辻や村の入口等に多数建立されている。

b.岡崎城下町の文化の開花

江戸時代中期から後期になると、岡崎には石材加工、八丁味噌、綿作(三河木綿)等の代表的な産業が定着するとともに、旅籠屋、鍛冶屋、桶屋、荒物屋、指物屋、穀屋、煙草屋、大工、左官、道具屋、茶屋など様々な商売を営む者があふれ、まちが大きくなっていった。

こうした農業や商工業が飛躍的に発展することで、まちには賑わいが増し、様々な文化が花開いていった。

c.幕末の政治の動き

文人、俳人、画家等による様々な文化が花開いた江戸時代末期であったが、その一方で、14 代将軍徳川家茂の死後、15 代将軍となった慶喜は慶応３年(1867)に大政奉還した。ところが、翌４年(1868)、旧幕府軍と新政府軍による戊辰戦争が始まった。

岡崎藩は、表面的には旧幕府支持の態度をとりつつも、内部には旧幕府軍と新政府軍のそれぞれを支持する意見があった。しかし、藩主忠民により藩意は新政府軍支持となり、その結果、藩士 30 数名は脱藩し、両軍に分かれて戦うことになった。

明治２年(1869) ５月、約１年５か月続いた戊辰戦争が終わり、新しい時代が始まることとなる。

コラム　龍海院の別名「是の字寺」

龍海院は、別名「是の字寺」と呼ばれる。

家康公の祖父の松平清康が、あるとき、自らの手に「是」の字を握るという夢を見た。これに対し、龍渓院8世の模外惟俊が、「『是』は、『日の下の人』と読めることから、子孫が天下を取るという意味である。」と説いた。それを聞いた清康は喜んで、模外のために寺を建てた。その寺が龍海院といわれている。

⑤近代 ［都市岡崎の成立］

ア.明治期

a.額田県の成立と廃止

明治４年(1871) ７月、明治政府による廃藩置県により、これまでの岡崎藩は岡崎県となった。また、同年(1871)11 月には、三河各県と尾張知多郡が統合されて額田県となり、県庁が旧岡崎城内に置かれた。庁舎は、江戸時代の二の丸御殿を使用していた。県名が額田県というのは、県庁が置かれた郡の名前を県名にするという廃藩置県のルールに則ったからである。しかし、明治５年(1872)11月には、愛知県に統合され、額田県はわずか１年ほどで廃止された。

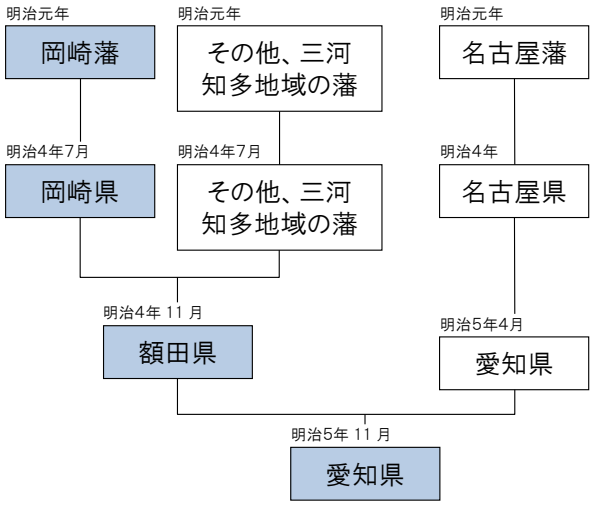


図1-3-33　額田県の成立と廃止

この愛知県への統合を不服とする声が多く、三河を愛知県から分離して単独の県にしようとする「三河分県運動」が展開された。しかし、その願いや行動は実ることはなかった。

こうしたなか、明治維新が進むと、新しい時代には不用とされた城郭が、明治６年(1873)～７年(1874)にかけて取り壊された。明治８年(1875)、旧藩士たちによる保存運動が起き、県の許可を受けて本丸・二の丸跡は城址公園となった。城址公園部分は、明治 28 年(1895)に再び本多家に所有が戻った後、大正７年(1918)に寄附を受け、市有となった。翌８年(1919)以降、公園改修５カ年計画により、公園としての整備がなされ、現在の岡崎城公園となっている。

なお、堀と石垣のみが残され、往時の岡崎の象徴であった天守がないままではしのびないという市民の声により、昭和 34 年(1959)に鉄筋コンクリート造の天守が再建された。

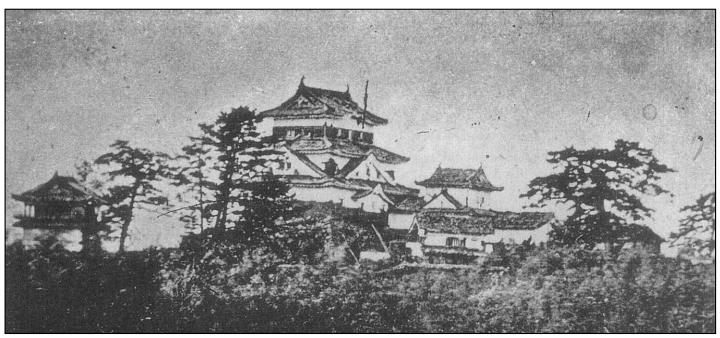


図1-3-34 旧岡崎城天守(明治5年(1872)、南東方向より)



図1-3-35　三河国岡崎城内県庁図（明治初頭）

b.殖産興業と鉄道整備

明治初めの岡崎は、東海道沿いということもあり、西三河の物産が集まる地域であったが、周辺町村との合併により更に広い地域との連携強化を図り、産業及び商業の一層の拡大と安定を目指した。大正３年(1914)の広幡町との合併後、広幡町内を通り、岡崎と東加茂郡足助町の山間部を結ぶ唯一の道路である足助街道を拡幅したことで、輸送量が東海道を上回るほどになり、岡崎町と広幡町の商業地域が拡大し、産業基盤が安定したといわれている。

こうしたなか、江戸時代から綿の生産地として有名であった岡崎では、明治期になって発明された水車等を動力とする「ガラ紡」という紡績機が、この地域の流れの速い川で利用できたため普及した。それと並行して明治政府が殖産興業の政策として、「官営愛知紡績所」(現在の大平町)を設置したことから紡績業が発達し、繊維の町となった。

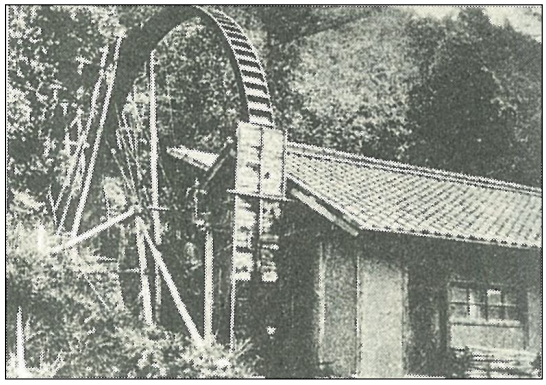


図1-3-36　ガラ紡水車(滝町)

一方、こうした産業の発展には、鉄道輸送が大きく影響している。特に明治 21 年(1888)に東海道本線岡崎駅が開業してからは、岡崎の物資が鉄道を利用して運ばれるようになった。

しかし、郊外にある岡崎駅が不便であることから、明治 31 年(1898)、岡崎駅(岡崎停車場)と市街地(殿橋)を結ぶ岡崎馬車鉄道が開通する。また、明治 44 年(1911)には西尾と岡崎を結ぶ西三軌道株式会社が開業し、岡崎・西尾方面への重要な交通機関となった。なお、岡崎馬車鉄道は、利用者の増加と馬の糞尿問題から大正元年(1912)に電車化され、岡崎電気軌道に変わった。

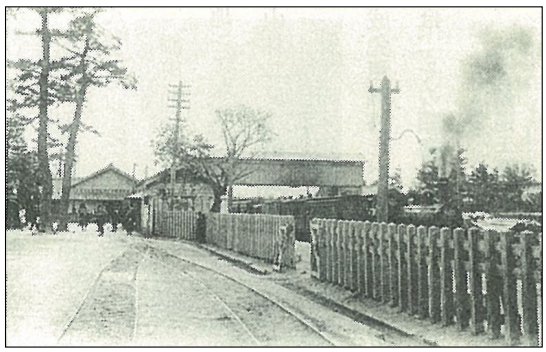


図1-3-37　岡崎停車場

コラム　官営愛知紡績所と日本製の紡績機(ガラ紡)

明治政府は、欧州の先進諸国にならって洋式機械を導入し、我が国の産業発展のための模範工場にしようと、官営紡績所が広島と岡崎の2か所に建設された。広島の方は開業前に民間に払い下げられたため、国内唯一の「官営紡績所」となった。操業わずか5年8か月で民間に払い下げられるが、その間に技術伝習生の受け入れや技術指導を通して、その後の日本の綿糸紡績業の発展に寄与したといわれている。しかし、導入された外国製の紡績機は非常に高価であった。

こうしたなか、臥雲辰致は、14 歳の時に、遊びからヒントを得てガラ紡績の仕組みを発明した。明治 10 年(1877)、第1回内国勧業博覧会にこのガラ紡機が出品され、最高賞を得たことが評判となり、また外国製紡績機に比べて安価であったことから、全国に普及していった。

イ.大正・昭和(戦前)期

a.町村合併と産業基盤の拡大

明治 22 年(1889)の町村制施行により岡崎町が誕生したのちも、明治 35 年(1902)、同 39 年(1906)、大正３年(1914)、昭和３年(1928)と町村合併を繰り返し、行政域と人口を拡大してきた。

そうしたなか、大正末期には、愛知電気鉄道(後の名古屋鉄道)の開通や岡崎電気軌道(路面電車)の軌道延長など公共交通が充実するとともに、これまで成長を見せていた紡績業(ガラ紡)から製糸業への転換、農村部から都市部への人口流入等により、康生町を中心とする町の様相が大きく変化した。

康生町付近には西洋風の建物が並び、これまでなかった電気器具、万年筆、自転車等の新しい商品を扱う店舗が登場した。また、岡崎城は市が公園として整備し、同時に市立図書館も建てられて近代的な公園となった。さらに、県立の岡崎病院と東病院、市立梅園病院が公的な病院として整備され医療面でも充実した。

市内では、大正末期から昭和初期にかけて自動車が普及し始めたことから、道路網の整備が進められた。市内を通る国道１号は、改修前は幅員(康生～大平区間)が 4.5～7.2 メートルと狭く、曲がり角が多い不便な道路であったが、昭和８年(1933)には幅員 21.6 メートルの幹線道路に変わり、社会基盤が整っていった。



図1-3-38　岡崎市内線(岡崎電気軌道(民営))(県道 39 号(殿橋通り))

b.都市岡崎の成立「市制施行」

明治末期、町村合併を繰り返してきた岡崎町では人口が 20,000 人を超え、当時愛知県内で人口が最も大きな町となっていた。

大正５年(1916) ７月１日、岡崎町は岡崎市となり、愛知県では名古屋、豊橋に次いで３番目、全国では 67 番目の市制施行となった。当時の市域面積は 19.68 平方キロメートル、人口は 37,639 人であった。

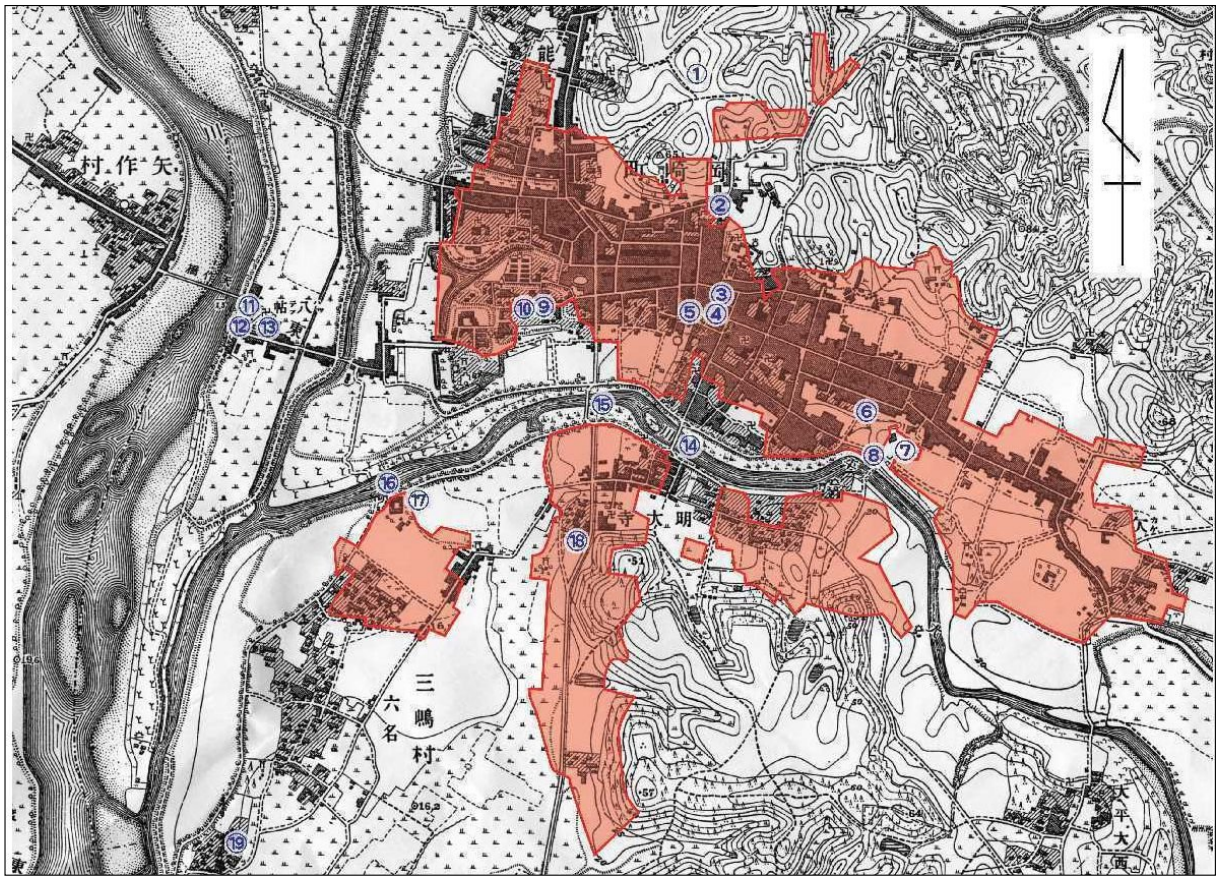
c.空襲により焦土となった岡崎

昭和 16 年(1941)12 月 8 日、日本のハワイ真珠湾攻撃により太平洋戦争が始まった。昭和 17 年(1942)を境に戦況は悪化し、昭和 19 年(1944)には本土決戦の掛け声も聞かれるようになった。

こうしたなか、昭和 20 年(1945) 7 月 19 日から 20 日にかけて、アメリカ軍のB29 爆撃機約 80 機により焼夷弾(しょういだん)を中心とする 12,000 発以上の爆撃が行われ、連尺町(れんじゃくちょう)、康生町等の市中心部を焼き、近世以来続いた城下町を一瞬にして焦土(しょうど)とした。このときの被害は、全焼 7,312 戸、半焼 230 戸とされ、当時の市内全戸数 20,000 戸のうち３分の１以上の建物が焼失した。



図1-3-39　焦土と化した岡崎市街



図中番号
①六供浄水場ポンプ室･配水塔　②旧石原東十郎家住宅　③大黒屋漢方薬店
④永田屋精肉店　⑤岡崎信用金庫資料館　⑥三浦彦男家住宅
⑦旧額田郡公会堂･物産陳列所　⑧鈴木克明家住宅　⑨吉田正平家住宅
⑩吉田市五良家住宅　⑪板倉正家住宅　⑫木藤孝一家住宅
⑬八丁味噌本社事務所･蔵　⑭明代橋　⑮殿橋
⑯名鉄鉄橋　⑰田口公也家住宅　⑱林槇夫家住宅
⑲斎藤保家住宅

図1-3-40　戦災範囲と歴史的建造物の位置

⑥現代 ［復興した岡崎の発展］

ア.昭和（戦後）期

a.戦災復興

昭和 21 年（1946）９月、本市は、名古屋市、豊橋市、一宮市とともに戦災都市として国の指定を受け、戦災復興事業を進めることとなった。

主に、狭く曲がりくねった城下町時代の町割りを近代的なものにするために、土地区画整理事業が進められた。当時の不安定な社会経済状況のあおりを受け、度重なる計画見直しを経て、碁盤目状の道路網整備や籠田公園を含む７つの公園の整備・拡張が、昭和 32 年（1958）に完了した。現在の本市における中心市街地の原型が、この事業により形作られた。

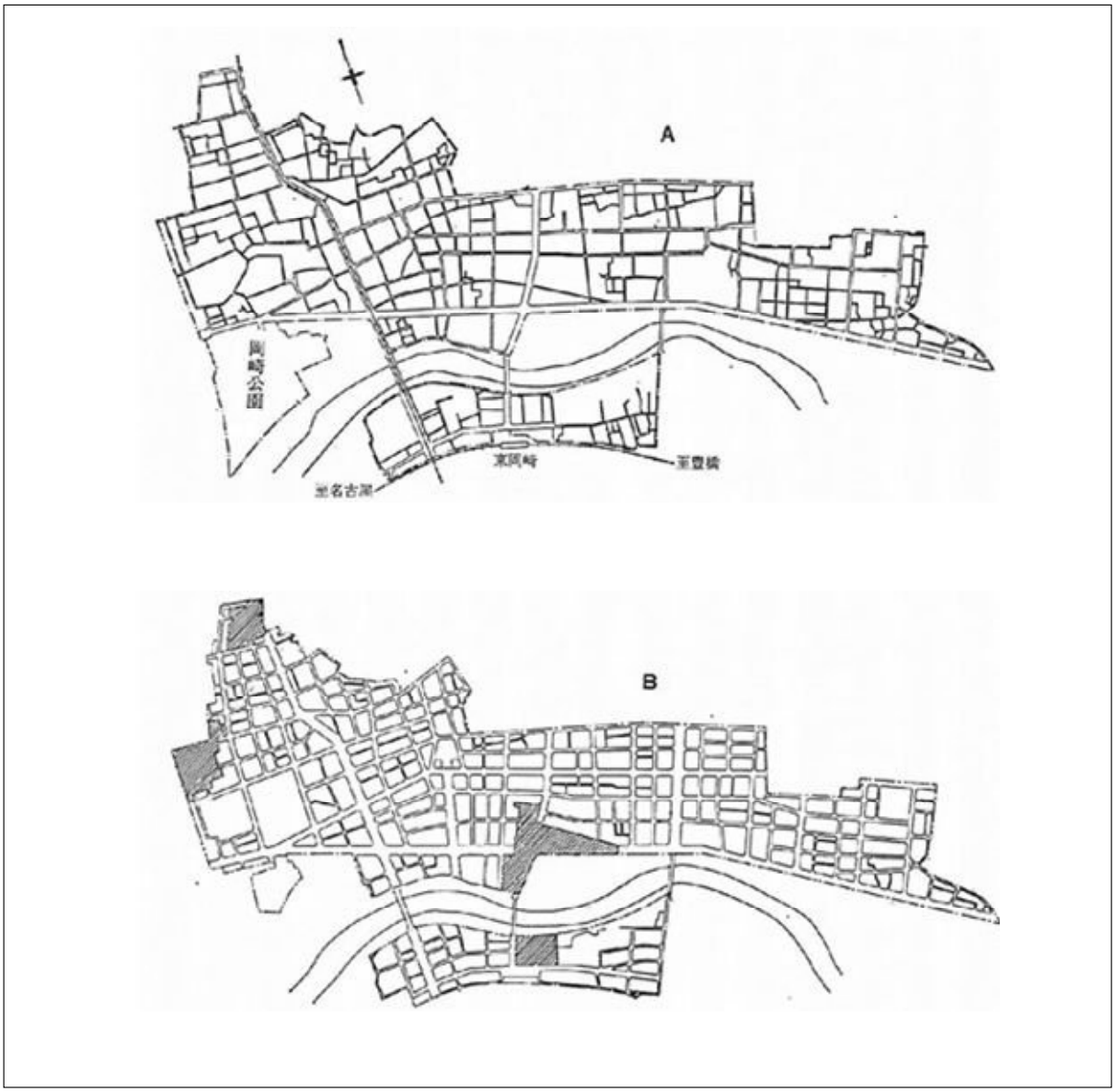


図1-3-41　岡崎市戦災復興土地区画整理事業の施行前後の比較（A：施行前、B：施行後（網掛部は対象外区域））

b.町村合併による近代都市の成立

昭和 30 年(1955)、町村合併促進法を受けて、岡崎市は矢作町及び額田郡２町６村(岩津町、福岡町、本宿村、山中村、藤川村、龍谷村、河合村、常磐村)を編入し、昭和 37 年(1962)には六ツ美町を編入した。これらの合併により市域面積を合併前の約４倍の 226.97 平方キロメートル、人口を約 1.8 倍の 185,959 人に増大させた。

この時代の合併とその後の経済成長は、一度は戦火により失われた岡崎城下町の繁栄を蘇らせるとともに、戦後の西三河の中心地としての岡崎市の地位を確立させた。

イ.平成・令和期

a.中核市への移行

昭和 30 年(1956)頃から昭和 48 年(1973)まで続いた高度経済成長期のなかで、自然と産業と市民生活の調和のとれた都市づくりを目指し、各種都市基盤の整備を進めてきた本市は、平成 15 年(2003) ４月１日に全国で 31 番目に中核市に移行した。人口は 348,049 人、市域面積が愛知県内で３番目となった。

b.平成の大合併、そして市制施行 100 周年を迎えて

愛知県内では、平成 15 年(2003) ８月から平成 23 年(2011) ４月までの間に市町村合併が繰り返され、50 の市町村が 15 の市町に集約された。

そうしたなか、平成 18 年１月１日、岡崎市は額田町と合併し、面積 387.24 平方キロメートル(令和７年(2025)現在は、387.20 平方キロメートル)、人口 367,518 人、世帯数 138,137 世帯の新しい岡崎市が誕生した。

平成 28 年(2016)には市制施行 100 周年を迎え、現在に至る。

コラム　額田地区

明治4年(1871)、廃藩置県により、すでに岡崎県となっていた旧岡崎藩は、その他三河知多地域の藩と統合して額田県となり、県庁を岡崎城の中に置いた。しかし、翌年、額田県は愛知県と合併して愛知県となり、現在の額田は愛知県に包含されることとなり、現在に至っている。

奈良・平安時代、合併以前の額田町に相当する地域は、三河国の額田郡に属し、額田八郷と呼ばれ、新城、鴨田、位賀、額田、麻津、六名、大野、駅家の八つの郷に分かれていたといわれている。そのいずれの郷も、乙川や男川(おとこがわ(おとがわ))、またその支流の近くに位置していたと推測され、古来よりその下流にあたる岡崎との関係は深かったと考えられている。

額田地区は、山深い地域であることなどから、河川を中心とした流域単位での文化が継承され、現在でも、万足平の猪垣、千万町の神楽、当(頭)屋祭祀等の、暮らし、信仰、祭礼儀式等に関する地域固有の特徴的な伝統や歴史文化資産が多数残されている。

表1-3-5　岡崎市年表（主なできごと）　（徳川家康公に関する部分は下線表示）

時代	西暦（元号）	できごと	
		岡崎市	全国
旧石器	紀元前 14000	・仁木八幡宮遺跡・五本松遺跡でナイフ形石器や細石器を使う	・ナイフ形石器や細石器が発達 ・磨製石器が発達
縄文	10000（縄文早期）	・村上遺跡で押型文土器をつくり、屋外に炉を築いて生活する	
	3000（縄文中期）	・村上遺跡で炉を設けた竪穴住居をつくって定住生活をする ・真宮遺跡で大規模な集落が営まれ、土器棺墓が盛んにつくられる。また、土偶を祀る	
	1000（縄文晩期）		
弥生	300（弥生前期）	・味噌粕岩遺跡に人が住み始める	・稲作農耕が西日本東日本まで広がる
	100（弥生中期）	・高木遺跡で方形周溝墓への埋葬が行われる	
	紀元後		
	200（弥生後期）	・東郷遺跡で集落の周囲に壕をめぐらす	・倭国大乱 ・卑弥呼が魏に使者派遣(239)
古墳	300（古墳前期）		
	400（古墳中期）	・和志山古墳・甲山第１号墳が築かれる ・生平遺跡など市内各地で大規模な集落が営まれる ・経ヶ峰第1号墳が築かれる	・巨大前方後円墳築かれる
	500（古墳後期）	・岩津第1号墳・神明宮第1号墳が築かれる。横穴式石室をもつ小円墳ができる	・前方後円墳衰退 ・群集墳がつくられる
飛鳥			・聖徳太子、摂政となる(593)
	645（大化　1）	・このころ、北野廃寺が建立される	・大化の改新(645)
	701（大宝　1）	・真福寺創建の説がある	・大宝律令(701)
奈良			・平城京に遷都(710)
	792（延暦　11）	・矢作川河床遺跡から、このころの墨書土器が出土する	
平安			・平安京へ遷都(794)
	807（大同　2）	・北野廃寺が焼失という説がある	
			・藤原道長、摂政となる(1016)
			・平清盛、太政大臣となる(1167)
			・頼朝、熱田で生まれる(1147)
鎌倉	1184（応徳　1）	・源範頼が三河守となる	
			・頼朝、鎌倉幕府を開く(1192)
	1238（暦仁　1）	・このころ足利義氏が三河守護となり、矢作宿に三河国守護と額田郡公文所を置く	
		・このころから矢作西・東宿にぎわう	・建武の新政(1333)
	1336（建武　2）	・矢作川の戦いで足利尊氏方が敗退する	・南北朝開く(1336)
室町			・足利尊氏、室町幕府開く(1338)
	1380（康暦　2）	・このころ、菅生川(乙川)の西流化工事が行われる	
	1452（享徳　1）	・三河守護代西郷稠頼が龍頭山に砦(岡崎城)を築く	
			・応仁の乱(1467)
	1471（文明　3）	・松平信光が安城城を手に入れ、安城に移る	
	1475（〃　7）	・松平親忠、大樹寺を創建する	
	1530（享禄　3）	・松平清康が龍頭山に岡崎城を移す	
	1542（天文　11）	（家康　1歳）　家康公生誕。幼名は竹千代	
			・鉄砲伝来(1543)
	1547（〃　16）	（家康　6歳）　今川氏の人質として駿府へ護送中、戸田氏の裏切りで、織田氏の人質となる	

	1549（天文 18）	（家康 8歳） 今川氏が織田氏との人質交換により竹千代を取り戻す	・キリスト教伝来(1549)
戦国	1555（ 〃 24）	（家康 14歳） 元服し松平次郎三郎元信と名乗る	
	1557（弘治 3）	（家康 16歳） 関口親永の娘瀬名(築山殿)と結婚	
	1558（永禄 1）	（家康 17歳） 尾張大高城への兵糧入れを成功させる	
	1560（ 〃 3）	織田信長が今川を桶狭間で破る 今川義元討死 大高城を逃れ大樹寺に入る。岡崎城に帰る	
	1561（ 〃 4）	（家康 20歳） 西三河を平定。織田信長と和睦をする	
	1562（ 〃 5）	（家康 21歳） 織田信長と清洲同盟を結ぶ 人質交換で今川より妻子を取り戻す	
	1563（ 〃 6）	・西三河に一向一揆勃発。翌年終結	
	1563（ 〃 6）	（家康 22歳） 家康と改名	
	1565（ 〃 8）	（家康 24歳） 三河三奉行を制度化する	
	1566（ 〃 9）	（家康 25歳） 徳川への復姓を勅許され、三河守に叙任	・織田信長入京(1568)
	1570（元亀 1）	（家康 29歳） 姉川で織田・徳川軍が浅井・朝倉軍を破る 浜松に城を築き岡崎城より移る	
	1572（ 〃 3）	（家康 31歳） 三方ヶ原の戦いで武田信玄に惨敗する	
安土桃山			・幕府滅亡(1573)
	1575（天正 3）	（家康 34歳） 織田信長と共に長篠の戦いで武田軍に大勝	
	1582（ 〃 10）	（家康 41歳） 本能寺の変の際に伊賀越えで岡崎に帰還する	・本能寺の変
	1590（ 〃 18）	（家康49 歳） 豊臣秀吉と小田原北条氏を攻略。関東移封に	・豊臣秀吉、天下統一
	1590（ 〃 18）	・岡崎城には田中吉政が入る	
	1591（ 〃 19）	・田中吉政による城下町建設が進む	・豊臣秀吉、朝鮮出兵
	1594（文禄 3）	・豊臣秀吉が田中吉政に矢作川の築堤を命じる	
	1598（慶長 3）	・矢作橋の架橋工事が始まる	・豊臣秀吉没
	1600（ 〃 5）	（家康 59歳） 関ヶ原の合戦。多くの豊臣武将が味方する	・関ヶ原の戦い
	1601（ 〃 6）	・本多康重、岡崎藩主となる（前本多）	
江戸	1603（ 〃 8）	（家康 62歳） 征夷大将軍に叙任される	・江戸幕府成立
	1605（ 〃 10）	（家康 64歳） 将軍職を徳川秀忠に譲り、時代は安定へ	
	1607（ 〃 12）	（家康 66歳） 駿府城に移り、大御所と呼ばれる	
	1611（ 〃 16）	（家康 70歳） 伊賀八幡宮本殿などを修復する	
	1614（ 〃 19）	（家康 73歳） 大坂冬の陣	
	1615（ 〃 20）	（家康 74歳） 大坂夏の陣	・武家諸法度
	1616（元和 2）	（家康 75歳） 駿府城で永眠	
	1617（ 〃 3）	・岡崎藩主本多康紀、岡崎城天守を再建する	
	1634（寛永 11）	・矢作橋第1回かけ替え(初めて板橋となる)	・参勤交代制度(1635)
	1636（ 〃 13）	・徳川家光、伊賀八幡宮・六所神社・大樹寺の築造を命じる（奉行は藩主本多忠利）	・鎖国(1639)
	1645（正保 2）	・滝山東照宮の造営を開始する	・享保の大飢饉(1732)
	1767（明和 4）	・三河でお鍬祭りが流行する	
	1770（ 〃 7）	・藩主水野忠粛、六手永制を採用する	・天明の大飢饉（1783～1787）
	1786（天明 6）	・この年、三河大飢饉となる	
	1789（寛政 1）	・「岡崎藩萬書上」によると、藩領 200 か村、石高 60,383 余石、人口 39,531 人とある	
	1790（ 〃 2）	・このころ、秋葉信仰が広まり、各地に常夜燈が建てられ、秋葉講がはやる	
	1801（享和 1）	・「享和の書上」によると、岡崎城下町廻り 19 か町、総戸数 1,845 軒とある	
	1822（文政 5）	・このころ、菅生天王社祭礼に鉾船が出て、花火を奉納する	

	1836（天保　7）	・加茂一揆がおこる（岡崎藩出兵し鎮圧）	
	1850（嘉永　3）	・矢作川大洪水で被害。翌年にかけて、岡崎藩総力をあげて堤防を直す	
			・ペリー来航(1853)
	1854（安政　1）	・安政の大地震、大きな被害がでる	・日米和親条約
	1855（〃　2）	・大樹寺の本堂、書院、庫裏などを全焼する	
	1857（〃　4）	・大樹寺の本堂、大方丈の障壁画が完成する	
			・日米修好通商条約(1858)
	1867（慶応　3）	・藤川宿でお札降り、ええじゃないか運動が起きる	・大政奉還
明治	1868（明治　1）	・三河県が設置される	・五箇条の御誓文
	1871（〃　4）	・岡崎藩など藩制改革始まる	・廃藩置県
		・廃藩置県、岡崎県・西大平県が設置される	
		・三河の諸県が統合されて、額田県となり県庁が置かれる	
	1872（〃　5）	・額田県が廃止され、愛知県に合併される	
			・徴兵令、地租改正令(1873)
			・西南戦争(1877)
	1881（〃　14）	・官営愛知紡績所が操業を開始する	
	1886（〃　19）	・官営愛知紡績所が民間に払い下げられる	
	1888（〃　21）	・東海道線浜松―大府間が開通し、岡崎駅が開業する	
	1889（〃　22）	・愛知県が町村合併を実施。30 町村が合併して岡崎町が誕生	・大日本帝国憲法発布
	1890（〃　23）	・岡崎銀行が設立される	
			・日清戦争(1894)
	1896（〃　29）	・岡崎製糸株式会社ができる	
	1897（〃　30）	・岡崎電燈合資会社が開業する	
	1898（〃　31）	・岡崎馬車鉄道の岡崎停車場―殿橋間が開通	
		・男川製糸場ができる	
			・日英同盟(1902)
	1903（〃　36）	・岡崎町役場庁舎が完成する	
			・日露戦争(1904)
	1906（〃　39）	・大平紡績場が愛知紡績所跡地に創業する	
		・愛知県で大規模な町村合併が行われる	
	1909（〃　42）	・岡崎繭糸株式会社設立	
	1910（〃　43）	・菅生川(乙川)・伊賀川堤防に桜・楓 5,000 本植える	
	1911（〃　44）	・西三軌道株式会社設立。岡崎新駅～西尾間の営業開始（西尾軽便鉄道）	
		・岡崎馬車鉄道から岡崎電気軌道に社名変更	
大正	1912（大正　1）	・西三軌道から西尾鉄道に社名変更	
		・岡崎電気軌道が電化による電車運行開始	
	1915（〃　4）	・家康公薨去 300 年祭	
	1916（〃　5）	・岡崎市制施行（7月1日）	
	1923（〃　12）	・岡崎市立図書館ができる	・関東大震災
		・愛知電気鉄道、新知立～東岡崎間が開通	
	1924（〃　13）	・岡崎電気軌道、殿橋～細川門立間が開通	
			・普通選挙法(1925)
昭和	1926（昭和　1）	・日清紡績が帝国紡績を買収し、日清紡績戸崎工場となる	
	1927（〃　2）	・愛知電気鉄道、神宮前～豊橋間全通する	・金融恐慌
	1928（〃　3）	・岡崎村・男川村・美合村・常磐村箱柳と合併する	
			・世界恐慌(1929)
			・満州事変(1931)
	1933（〃　8）	・国道1号の開通式	
	1934（〃　9）	・愛電自動車、本宿～蒲郡間にバス開通	
			・日中戦争(1937)

			・第二次世界大戦(1939)
			・太平洋戦争(1941)
	1945（〃　20）	・三河地震(M6.8)、大きな被害がでる	
		・岡崎空襲、多大な被害がでる	・広島、長崎原爆投下
		・岡崎戦災復興事務所が設置される	・無条件降伏
	1946（〃　21）	・八幡町にバラック店約 200 軒でき、闇市と呼ばれ、にぎわう	・日本国憲法公布
			・六三制実施(1947)
	1950（〃　25）	・東岡崎駅前整備工事が完了する	・朝鮮戦争
	1951（〃　26）	・名鉄市内線が福岡町まで延長する	
			・日米安全保障条約発効(1952)
	1954（〃　29）	・県立愛知病院(結核療養所)ができる	
	1955（〃　30）	・福岡町・龍谷村・藤川村・山中村・本宿村・河合村・常磐村・岩津町の8町村が岡崎市に合併する	
		・矢作町が岡崎市に合併する	
	1956（〃　31）	・形埜村・宮崎村・豊富村・下山村の一部が合併し額田町になる	
	1959（〃　34）	・岡崎城天守復元工事完了し、一般公開される	
		・伊勢湾台風で大きな被害が出る	
	1962（〃　37）	・六ツ美町が岡崎市へ合併する	
		・名鉄市内線が廃止され、バス輸送となる	
	1964（〃　39）	・石田茂作氏による北野廃寺跡の発掘調査	・東京オリンピック
	1965（〃　40）	・家康公薨去 350 年祭	・ベトナム戦争
	1966（〃　41）	・市立図書館が康生町の元警察署跡へ移転する	
	1967（〃　42）	・岡崎石工団地が上佐々木町に完成する	・総人口1億人突破
	1968（〃　43）	・東名高速道路の岡崎インターが開通する	
	1969（〃　44）	・岡崎市郷土館が開館する	
	1970（〃　45）	・国道1号、騒音の実態調査が行われる	・大阪万博
		・岡多線、岡崎～北野枡塚間が開通する	
		・岡崎市が市街化区域・市街化調整区域を決定する	
	1971（〃　46）	・市立図書館が明大寺町に移転する	・沖縄復帰
	1973（〃　48）	・名鉄挙母線が廃止され、バス輸送となる	・第一次石油ショック
		・六名町の区画整理工事中に真宮遺跡発見される	
	1976（〃　51）	・岡多線、岡崎～新豊田間が営業を始める	
		・岡崎石製品工場団地が小呂町にできる	
			・第二次石油ショック(1979)
	1982（〃　57）	・三河武士のやかた家康館ができる	
	1985（〃　60）	・奥殿陣屋復元工事が完成する	
	1987（〃　62）	・市制 70 周年記念博「葵博」が開かれる	・国鉄分割、民営化
	1988（〃　63）	・JR岡多線が愛知環状鉄道となる	
		・JR東海道線西岡崎駅ができる	
	1989（平成　1）	・東岡崎駅地下駅化工事が完成する	・消費税3%導入
平成		・JR岡崎駅橋上駅化工事が完成する	
			・阪神淡路大震災(1995)
	1996（〃　8）	・岡崎市美術博物館が開館する	
	2000（〃　12）	・東海豪雨により床上・床下浸水住家などが多数発生する	
			・愛知万博(2005)
	2006（〃　18）	・額田郡額田町が岡崎市に編入合併する	
	2008（〃　20）	・平成 20 年8月末豪雨が発生	
			・東日本大震災(2011)
	2015（〃　27）	・家康公薨去 400 年祭	
	2016（〃　28）	・新東名高速道路が開通する	
		・市制施行 100 周年	・新型コロナウィルス感染症流行(2020)
令和	2019（令和　1）	・東岡崎駅ペデストリアンデッキ供用開始。家康公像が完成する。	・東京オリンピック(2021)

※参考：『ふるさとの歴史　岡崎（平成 12 年発行）』を基に作成。

(2)関わりのある人物

岡崎の歴史及び歴史的風致と関わりのある主な人物を以下に整理する。

藤原季兼(ふじわらの　すえかね・としかね)

天喜3年(1055)～康和4年(1102)

藤原南家・武智麻呂の子孫にあたり、中国の学問を教える職(文章博士)についた藤原実範の子として生まれる。文章博士等を多数輩出している家系であるが、中下級貴族の出身で父や兄弟を超える栄達の道がほとんど閉ざされていた。季兼は、都市貴族として都に住まわず、祖父の弟保相と異母兄弟の季綱の２人が三河守を歴任した際に築いた富や領地の一部を譲り受けて、三河国の私領主として自立する方向に活路を見出したと考えられている。



図1-3-42　熱田神宮

こうしたなか、尾張国愛知郡に鎮座する熱田社(熱田神宮)の祀祭者の最高位大宮司職を世襲していた国造の末裔尾張氏は、この頃急速に衰退していた熱田神宮の神格を、藤原氏を通じて高めようと、季兼を大宮司尾張員職の娘、松御前と結婚させた。２人の間には、後に熱田大宮司となる藤原季範が生まれる。晩年、季兼は尾張国目代となった。

藤原季範(ふじわらの　すえのり・としのり)

寛治4年(1090)～久寿2年(1155)

藤原南家・藤原季兼と熱田大宮司尾張員職の娘、松御前との間に生まれる。「額田冠者」と呼ばれる。季範12歳のとき、父季兼が亡くなったため、母方の祖父の下で養育された。母松御前の実家である尾張氏は、代々熱田大宮司を務めていたが、これを季範に譲ったことから、季範は尾張国の目代にもなり、三河と尾張の２つの拠点を得て勢力を拡大していった。



図1-3-43　熱田神宮

なお、季範の長男範忠は、大宮司職を継ぎ、その他にも額田郡の私領等を継いでいる。また、範忠の代に滝山寺の寺域の確定や本堂の移築造営が行われており、滝山寺に対する強力な援助や保護が行われていたことがうかがわれる。

源頼朝（みなもとの　よりとも）
久安3年(1147)～建久 10 年(1199)

源　義朝の三男として熱田で生まれる。母は熱田大宮司藤原季範の娘、由良御前である。鎌倉幕府初代将軍。平治の乱で伊豆に流された後、平家を滅ぼして征夷大将軍に補任される。全国支配を進めるなかで早くから三河国を重視し、元暦元年(1184)に弟の範頼を三河守に推挙して知行国の一つに加えた。また、三河最初の守護に、側近として信任する安達盛長を補任した。


図1-3-44　源頼朝像

滝山寺の住職であった従兄寛伝は、頼朝が没するとその菩提を弔うため滝山寺山内に惣持禅院の建立を開始し、頼朝三回忌に追善供養を行った。

源範頼（みなもとの　のりより）
久安6年(1150)～建久4年(1193)

源義朝の六男として生まれる。源頼朝の異母弟、源義経の異母兄である。治承・寿永の乱において、頼朝の代官として源義仲・平氏追討に赴き、義経と共にこれらを討ち滅ぼした。その後も源氏一門として、鎌倉幕府において重きをなすが、頼朝に謀反の疑いをかけられ、誅殺された。

元暦元年(1184)、兄の頼朝から三河守に推挙され知行国を与えられている。


図1-3-45　源範頼像

足利義氏（あしかが　よしうじ）
文治5年(1189)～建長6年(1254)

鎌倉中期の武士。三河国守護職を務めた。貞応元年(1222)滝山寺の３度目の本堂を造立し、大いに庇護した。また、守護所を矢作宿において国内統治の要所とし、一族や被官を地頭代・郷司に取り立てて所領を支配させた。亡くなった翌年滝山寺に法華堂が菩提所として建てられた。


図1-3-46　足利義氏像

足利尊氏（あしかが　たかうじ）
嘉元3年(1305)～延文3年(1358)

室町幕府初代将軍。建武新政下では参議・武蔵守となり、後醍醐天皇の諱の一字を賜って高氏から尊氏と改名した。三河守護に執事の近親者である高師兼ら高一族を補任するなど三河の政治的・軍事的位置を重視した。三河で育った一門・被官の支持を基盤に、彼らの軍事力で内乱を戦い抜いた。


図1-3-47　足利尊氏像

足利義満（あしかが　よしみつ）
延文3年(1358)～応永 15 年(1408)

室町幕府３代将軍。南北朝の合一を果たし、有力守護大名の勢力を抑えて幕府権力を確立させた。また勘合を用いた日明貿易を始めたり、鹿苑寺（金閣）を建立し、北山文化を開花させたりした。足利尊氏の遺言により天恩寺を建立し、足利一族の祈願所とした。


図1-3-48　足利義満像

松平親氏（まつだいら　ちかうじ）
生没年不詳

家康公の父祖松平８代の初代。江戸時代前期には書かれていた『松平氏由緒書』によれば、親氏は遍歴する旅の者で、三河国松平郷に寄った際、催されていた連歌の会に参加した。その際の作法や筆跡が見事であったことから、加茂郡松平郷の松平太郎左衛門信重のもとに逗留し、その後、信重の娘婿になったといわれている。


図1-3-49　松平親氏像

松平泰親（まつだいら　やすちか）
生没年不詳

松平８代の２代目。初代親氏の子説と弟説があり、没年は永和２年（1376）から文明４年（1472）までの９説がある。岩津町若一王子神社蔵の棟札銘等写によれば、応永 33 年（1426）に若一王子社を建立したとあり、泰親の実在と応永 33 年以前の岩津移転が確認された。


図1-3-50　若一王子神社

松平信光（まつだいら　のぶみつ）
応永 11 年(1404)～長享2年(1488)

松平８代の３代目。親氏子説と泰親子説がある。三河版応仁・文明の乱に乗じて岡崎・安城の２城を入手し、西三河の有力な国人領主としての地位を確立した。御料所（足利将軍領）であった額田郡の政所職と深い関係があったとも推定されている。永享 11 年（1439）に万松寺を創建し、宝徳３年（1451）に信光明寺を建立、さらに、寛正２年（1461）に岩津に妙心寺を開創した。


図1-3-51　松平信光像

蓮如（れんにょ）
応永 22 年(1415)～明応8年(1499)

本願寺中興の祖と呼ばれる。本願寺７世存如の長男で、長禄元年（1457）に本願寺８世を継職して以降、精力的な教線拡大を行うなか、三河布教により三河真宗の中心だった五か寺のうち、上宮寺、勝鬘寺、本證寺を本願寺派に組み入れ、他の三河教団も分裂させて大部分を本願寺派にしていった。近江、越前のほか、近畿・中国地方の国も組織化し、今日の東西本願寺派の基礎を築いた。地方教団の中心寺院を本願寺派に引き入れた初の成功例が三河であった。


図1-3-52　蓮如像

松平親忠（まつだいら　ちかただ）
永享3年(1431)～文亀元年(1501)

松平８代の４代目。文明初年までに鴨田郷に分立していたらしいが、安城城を譲られて移転し、安城松平家初代となった。文明２年（1470）松平の氏神として社を三重県の伊賀より移し伊賀八幡宮を建立し、文明７年（1475）に鴨田の旧館址に勢誉愚底を開山として菩提寺大樹寺を創建した。


図1-3-53　伊賀八幡宮

松平長忠（まつだいら ながただ）
文明5年(1473)～天文 13 年(1544)

松平８代の５代目（安城松平家の２代目）。永正３年(1506)今川氏の三河侵入のとき、安城城より出撃し矢作川を越えて井田野で今川軍と対戦し、激戦の末これを退去させた。同６年(1509)まで続いた永正大乱の過程で、松平氏惣領の岩津家が滅び、安城家が惣領となったと思われる。

なお、「長忠」は「長親」とも表す。



図1-3-54　松平8代の墓

松平信忠（まつだいら のぶただ）
文明 18 年(1486)～享禄4年(1531)

松平８代の６代目（安城松平家の３代目）。従来安城家の支配圏外であった大浜（碧南市）・坂崎（幸田町）・滝・岩津の寺院に禁制や寄進状を出していることから、信忠は安城松平家の勢力を大きく伸ばしたと考えられている。これは永正３年(1506)三河に侵攻した駿河の今川氏との戦いによって惣領の岩津松平家や長沢松平家が衰退し、代わって安城松平家が惣領となったためと推察される。



図1-3-55　松平信忠像

松平清康（まつだいら きよやす）
永正8年(1511)～天文4年(1535)

松平８代の７代目（安城松平家の４代目）。大永４年(1524)岡崎松平家の山中城を攻め落とし、岡崎松平家３代信貞の婿となり岡崎城に移転した。松平一門の結束を成し遂げた清康は、以後三河統一の戦いを始めた。龍頭山への城移転と城下町形成、大樹寺修造と勅願寺化、岡崎五人衆－代官－小代官体制の形成、源姓世良田氏呼称等も一連の政策であった。また岡崎入城後、六所神社を加茂郡六所山から岡崎に勧請し、享禄３年(1530)龍海院を創建した。



図1-3-56　松平清康像

松平広忠（まつだいら ひろただ）
大永6年(1526)～天文 18 年(1549)

松平８代の８代目。徳川家康公の父。父の清康が亡くなったとき、わずか 10 歳という若さのため、今川氏に従属せざるを得ず、織田氏らが岡崎に攻め入る際、自力で対抗できなかったため、家康公（竹千代）を人質に出して今川氏の加勢を求めた。



図1-3-57　甲山寺本堂(護摩堂)

酒井忠次（さかい ただつぐ）
大永7年(1527)～慶長元年(1596)

家康公の家臣。徳川四天王の１人。天文 18 年（1549）に家康公（竹千代）が駿府に人質として送られる際付き従う。弘治２年（1556）加茂郡宇機賀井（福谷）城で織田氏と戦ったのを始めとし、家康公の武将として歴戦した。永禄８年（1565）吉田の城主となり、三備（東三河衆、西三河衆、直轄の旗本）の軍制では東三河諸士の旗頭になった。



図1-3-58　酒井忠次像

徳川家康（とくがわ いえやす）
天文 11 年(1542)～元和2年(1616)

江戸幕府初代将軍。岡崎城内で誕生。幼名竹千代。初名元信・元康、永禄６年（1563）７月頃家康と改名。幼少期を人質として尾張・駿府にて過ごし、桶狭間の戦いで今川義元が敗れると岡崎城に入る。その後三河統一、天下統一を果たし、慶長８年（1603）に江戸幕府を開設した。以後 265 年間、世界でも稀な泰平の世を築き、独自の日本文化が花開いた。江戸を居城とする際に多数の三河武士とその家族が関東に移り住み、譜代大名やその上級家臣、旗本等の中核を形成した。遺言に従って遺骸は駿河久能山に一旦埋葬され、江戸増上寺で葬儀が行われ、大樹寺に位牌が納められた。



図1-3-59　徳川家康像

本多忠勝（ほんだ ただかつ）
天文 17 年(1548)～慶長 15 年(1610)

家康公の家臣。徳川四天王の１人。永禄６年(1563)の三河一向一揆の際は改宗して家康公に従い、同９年(1566)家康公より騎馬の士 50 余人を付属され先手役の武将とされた。その後武田勢と戦い、小牧・長久手の戦いにも参加した。徳川四天王随一の勇将として知られ、57 回出陣して１度も負傷したことがなかったと伝わる。



図1-3-60　本多忠勝像

榊原康政（さかきばら やすまさ）
天文 17 年(1548)～慶長 11 年(1606)

家康公の家臣。徳川四天王の１人。永禄６年(1563)に元服し、家康公の１字を賜り康政と称した。翌年吉田城攻めの先手となり、それ以後、旗本先手役の武将として戦功をあげ、武略と剛勇をもって家康公の四天王の１人に数えられた。とりわけ小牧・長久手の戦いでは、秀吉方の先陣三好秀次の軍を破り、名を挙げた。２代将軍秀忠の後見人となった。



図1-3-61　榊原康政像

田中吉政（たなか よしまさ）
天文 17 年(1548)～慶長 14 年(1609)

安土桃山時代の武将、岡崎城主。徳川家康公の関東移封後、豊臣家臣田中吉政が岡崎城主となり、近世の大城郭の基礎を築いた。岡崎城の造営、城下町建設、兵農・商農分離、矢作川築堤、太閤検地の実施、寺社領改め等の政策を実施した。関ヶ原の戦いでは東軍徳川方につき、石田三成を捕縛した。



図1-3-62　田中吉政像

本多康重（ほんだ やすしげ）
天文 23 年(1554)～ 慶長 16 年(1611)

本多豊後守広孝の長男として碧海郡土井郷で生まれる。永禄５年(1562)に家康公により片諱を与えられ、康重と称した。天正５年(1577)家督を相続。遠江高天神の戦い、小牧・長久手の戦い等で戦功を立て、天正 18 年(1590)に家康公が関東移封された際には上野国白井２万石を拝領。



図1-3-63 本多康重像

文禄元年(1592)家康公名護屋出陣の際は関東の留守役を務めた。同４年(1595)に従五位下、豊後守叙任。慶長５年(1600)関ヶ原の戦いに参陣、翌年(1601)２月に３万石の加増を受けて岡崎に転封。

徳川信康(とくがわ　のぶやす)

永禄2年(1559)～天正7年(1579)

家康公の長男として生まれる。母は関口親永の娘で今川義元の姪の築山殿である。家康公が元亀元年(1570)、浜松城に居城を移すと岡崎城主となった。天正３年(1575)の長篠の戦いでは徳川軍の先手の大将として参加した。天正７年(1579)、織田信長から武田氏に内通したとの嫌疑をかけられ、家康公の命により遠江二俣城で切腹をした。



図1-3-64　徳川信康像

井伊直政(いい　なおまさ)

永禄4年(1561)～慶長7年(1602)

家康公の家臣。徳川四天王の１人。直政の部隊の軍装は赤で統一していたため、「井伊の赤備え」と呼ばれ、戦国屈指の精鋭部隊として恐れられた。関ヶ原の戦い後は江戸幕府の組織づくりなど政治と外交に手腕を発揮し、家康公は文武両面で厚く信頼していたといわれる。



図1-3-65　井伊直政像

本多康紀(ほんだ　やすのり)

天正7年(1579)～　元和9年(1623)

本多康重の長男として田原で生まれる。天正 19 年(1591)家康公より片諱を与えられ、康紀と称した。慶長６年(1601)に従五位下、伊勢守叙任。同 16 年(1611)家督を相続し、のち豊後守に改める。同 19 年(1614)、大坂冬の陣では備前島に出陣して功をあげ、講和後も大坂城に留まって城門を警備するとともに惣堀を埋めた。慶長 20 年(1615)、大坂夏の陣では大手千貫櫓で大野主馬助治房の軍と戦い武功をおさめた。同３年(1617)岡崎城天守を再建。



図1-3-66　本多康紀像

稲富直家（いなとみ　なおいえ）
生没年不詳

戦国時代から江戸時代初期にかけての武将、砲術家。江戸初期に、稲富流砲術から稲留流という三河花火の一流派を開き、主として西三河に広がった。これは、兵法の稲富流砲術が、島原の乱以後、人々の娯楽に転用され、花火が五穀豊穣の祈願と豊作の喜びをこめて神社の祭礼に献上されたためである。幕末から明治にかけて三河地方に生まれた花火の各流派は、稲留流から派生したものが多い。砲術にある「流星」と稲留流打上げ花火「流星」は構造がよく似ている。


図1-3-67　岡崎花火

本多忠利（ほんだ　ただとし）
慶長5年(1600)～　正保2年(1645)

本多康紀の長男として生まれる。慶長 18 年(1613)に将軍秀忠の片諱を与えられて忠利と改め、伊勢守と称した。慶長 20 年(1615)、大坂夏の陣に初陣して功名をあげる。元和９年(1623)11 月に家督を相続する。寛永元年(1624)、家中向けに 32 か条の条目を出す。同 11 年(1634)、３代将軍家光上洛の途次、岡崎城にて饗応し、帰途に５千石の加増を受ける。


図1-3-68　本多忠利像

徳川家光（とくがわ　いえみつ）
慶長9年(1604)～慶安4年(1651)

江戸幕府３代将軍。２代将軍秀忠の次男として生まれる。母は浅井長政の娘で織田信長の姪の江である。乳母は春日局。東照大権現として祀られた祖父の家康公を尊崇し、家光は日光社参を生涯のうちに 10 回行っている。寛永 13 年(1636)、家康公鎮座 20 年である 21 年神忌に向けた日光東照宮の社殿の大造営に着手する。現在、見ることができる社殿群のほとんどが、このときの造営によるものである。また、家光は岡崎市内の大樹寺を寛永 13 年(1636)から大造営し、同年に六所神社、伊賀八幡宮を改築している。


図1-3-69　徳川家光像

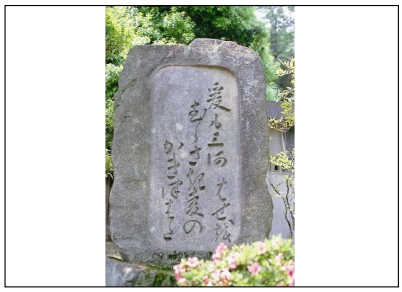
水野忠善（みずの ただよし）
慶長 17 年(1612)～ 延宝4年(1676)

水野忠元の長男として江戸藩邸で生まれる。元和６年(1620)、家督を継いで下総国山川藩３万５千石を領有したが、幼少のために井上正就が後見人となった。寛永７年(1630)に従五位下監物に叙任。同 12 年(1635)駿河国田中藩４万５千石に加増転封、同 19 年(1642)三河国吉田藩に転封となった。正保２年(1645)、岡崎藩５万石に入封となり、滝山東照宮に石鳥居・石灯籠を献じた。寛文４年(1664)、弟忠久に碧海郡の新墾田５千石を分け与える。同５年(1665)、家中に宗門改めの条目を出す。同９年(1669)、歩当番所普請。同 10 年(1670)、武断派の忠善と文治派の長男忠春の対立から忠春を１万石の捨扶持を与えて廃嫡とする。


図1-3-70　水野忠善像

松尾芭蕉（まつお ばしょう）
寛永 21 年(1644)～元禄7年(1694)

江戸時代前期の俳諧師。旅を繰り返し、『おくのほそ道』など、多くの俳句・紀行文を残した。当時、藤川宿一帯では紫色に染まる麦が作られていたことから、「爰も三河むらさき麦の かきつはた」句が詠まれ、藤川宿の西端にある十王堂の境内には松尾芭蕉の句碑がある。


図1-3-71　十王堂境内の句碑

水野忠之（みずの ただゆき）
寛文9年(1669)～享保 16 年(1731)

水野忠春の四男として生まれる。元禄 12 年(1699)、実兄の岡崎藩主水野忠盈の養子となり、忠盈の没後に家督相続して岡崎藩主水野家４代となる。享保２年(1717)に老中となり将軍徳川吉宗の「享保の改革」を支え、同７年(1722)、財政責任者としての功により１万石を加増されたが、米価急落や負担増による世の不評をかった。同 15 年(1730)、老中職を辞し、次男の忠輝に家督を譲って隠居した。


図1-3-723　岡崎城

大岡忠相（おおおか ただすけ）

延宝5年(1677)～宝暦元年(1751)

西大平藩初代藩主。享保２年(1717)に江戸町奉行に昇任し、能登守から越前守に改称した。優れた実務官僚として江戸町奉行を 19 年間務め、８代将軍吉宗の信任が特に厚かった。寛延元年（1748)、寺社奉行兼奏者番となった際に官俸にかえ、三河国額田郡２か村等を拝領して正式に１万石となり、額田郡西大平村に陣屋を設置して西大平藩が成立した。初代藩主となったときの忠相は 72 歳で定府大名であった。



図1-3-73　西大平藩陣屋跡

松平康福（まつだいら やすよし）

享保4年(1719)～寛政元年(1789)

石見国浜田藩主松平康豊の長男として生まれる。元文元年(1736)家督を継ぎ、従五位下周防守に叙任。寛延２年(1749)奏者番就任、宝暦９年(1759)には寺社奉行を兼務。同９年(1759)下総国古河藩に転封した。同 10 年(1760)大坂城代となり、従四位下に昇位。同 12 年(1762)岡崎に転封。同年(1762)西の丸老中に昇進して、侍従に任ぜられる。同 13 年(1763)本丸の老中職も兼務。明和元年(1764)正式に本丸老中に就任。同６年(1769)旧領浜田へ転封。天明８年(1788)老中職を辞す。

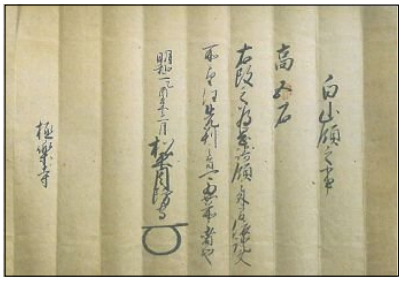


図1-3-74 松平康福除地安堵状
康福が、極楽寺に、5石を白山社の特別な土地として与えることを認めた書状。極楽寺は白山社を管理する立場にあった。

月僊（げっせん）

元文6年(1741)～文化6年(1809)

江戸時代中期の画家、丸山応挙と与謝蕪村、また室町時代の雪舟の影響を受け、画風を取り入れたといわれる。

元文６年(1741)尾張国名古屋の味噌商の家に生まれた。７歳で得度し、玄瑞の名で浄土宗の僧侶となり、安永３年(1774)、伊勢寂照寺の住職となった。

市内には門前町随念寺、伊賀町昌光律寺等に、月僊の絵画作品が多数残されている。



図1-3-75　瞽者図

菅江真澄（すがえ ますみ）
宝暦4年(1754)～文政 12 年(1829)

江戸時代後期の民俗学の先駆者であり、優れた紀行家として知られる。出生地は岡崎（伝馬町）と伝えられるが確定していない。若くして名古屋の国学者田中道麻呂のもとに通い、また岡崎城下を代表する文化人国分伯機ら多くの文化人が訪れる学芸サロンとして利用されていた書斎「市隠亭」に出入りし、蔵書の利用や文人との交流を通じて多方面の知識を深めた。

29 歳で信州へ旅立って以後、約 50 年間にわたって北海道や東北各地を巡り、庶民生活や風俗を学問的視点で観察した。旅日記、随筆、地誌、図絵集など著作は 200 冊を超え、民俗学・歴史学・考古学の分野で高く評価されている。、文化７年（1810）頃から「菅江真澄」と号し、文政12年（1829）角館町（秋田県仙北市）で没した。



図1-3-76　菅江真澄

鶴田卓池（つるた たくち）
明和5年(1768)～弘化3年(1846)

菅生の満性寺門前で染物業を営む鶴田光雅の子として生まれた俳人である。俳号には卓池のほか、柏声社、青々処、藍叟、青々卓池を用いていた。

天明４年（1784）、17 歳で名古屋の俳人加藤暁台に入門し、寛政４年（1792）暁台没後は、それを継いだ井上士朗に師事した。享和元年（1801）、江戸から信州へ旅する途中の小林一茶をはじめとする信濃の俳人たちと同行し、その時の旅の成果を『鶴芝』にまとめた。

天保８年（1837）には古希を祝う盛大な宴が催され、全国の門人・友人から寄せられた、475 句を収めた賀集『竹春集』がつくられた。弘化３年（1846）、79 歳で亡くなるまで多数の門人を抱え、この地方の俳諧を牽引した。

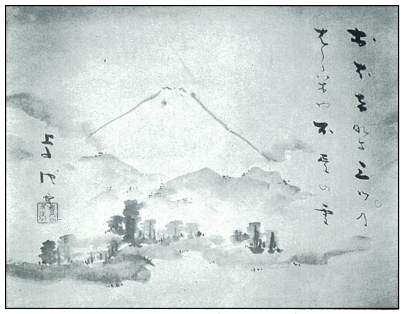


図1-3-77　富士画賛（卓池筆）

石川貫河堂（いしかわ　かんがどう）
天明元年(1781)～安政6年(1859)

三河で生まれる。京都で岸駒に学び、後に岡崎城下の祐金町に住み、寺社・旧跡を描いた挿絵作者として知られている。

市内に残る貫河堂の作には、中島町龍泉寺所蔵の仏涅槃図等がある。また門人に、俳人の鶴田卓池がおり、貫河堂が描いた挿絵に卓池らが俳句を詠んだ作品もある。



図1-3-78　仏涅槃図

桜間青厓（さくらま　せいがい）
天明6年(1786)～嘉永4年(1851)

片桐桐隠に学び、三河国田原藩の藩士・画家であった渡辺崋山とも交流があった画家である。

岡崎藩主本多忠顕の家臣桜間出右衛門能保の次男として江戸本郷の本多家下屋敷に生まれた。

岡崎城主本多氏に仕える岡崎藩士であった青厓は、江戸時代の文人画家として活躍し、市内には文政８年(1825)の作である『青緑山水図』、文政６年(1823)の作である『林和靖閑居図』等が残されている。



図1-3-79　青緑散水図

玄々斎精中（げんげんさいせいちゅう）
文化7年(1810)～明治 10 年(1877)

三河国奥殿藩４代藩主松平乗友の五男として生まれる。文政２年(1819)、10 歳のとき、裏千家 10 代認得斎宗室家の養子縁組が組まれてその長女と結婚し、文政９年(1826)、17 歳のとき、認得斎が亡くなり、裏千家 11 代家元を継承した。幕末から明治にかけての日本文化疲弊の時期に、茶道を通じて日本文化の復興に尽力し、数多くの功績を残した。明治５年(1872)、京都博覧会に際し、明治維

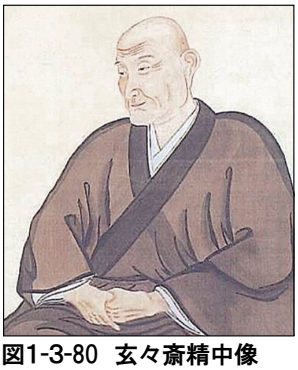


図1-3-80　玄々斎精中像

新後の外国文化の流入に合わせて、椅子を用いた立礼式の点前を考案することで、伝統を重んじながらも日本文化の開放性と適応性を内外にアピールし、茶の湯の近代化を図った。

松平乗謨（まつだいら のりかた）・大給恒（おぎゅう ゆずる）
天保 10 年(1839)～明治 43 年(1910)

奥殿藩８代・田野口藩初代・龍岡藩初代の藩主。明治２年(1869)に大給 恒と改名。幼い頃より才覚を現し、外国にも関心が高く、特にフランス語が堪能。最後の奥殿藩主として領民からも慕われた。文久３年(1863)に奥殿から田野口(長野県佐久市)へ藩の役所を移す。その後の慶応３年(1867)に、フランスの建築様式を取り入れた龍岡城五稜郭を建設した。函館五稜郭と共に星形の稜堡式城郭として貴重である。明治 10 年(1877)西郷隆盛が九州で政府軍との戦いを始めると、敵味方区別なく傷ついた人を助けたいと博愛社を創立。その後、博愛社は日本赤十字社と名前を変え、今も世界の人々の平和と幸福のために活動を続けている。



図1-3-81　松平乗謨

臥雲辰致（がうん ときむね・たっち）
天保 13 年(1842)～明治 33 年(1900)

綿糸紡績機として有名なガラ紡の発明者。幼少から足袋底織を手伝ううちに労を省くための機械のことを考え出し、明治６年(1873)、足袋底に用いる太糸用のガラ紡機械を完成し、さらに同９年(1876) 、細糸用に改良し、松本開産社内に連綿社を設立して製造を開始した。同 10 年(1877)の第１回内国勧業博覧会に出品して最高の鳳紋賞牌を受賞したことによりガラ紡はその後各地に広まった。額田紡績組合は、明治 21 年(1888)に臥雲辰致を招き技術指導を受け、滝村や矢作古川を中心に発展した。大正 10 年(1921)三河紡績組合は、臥雲の功績に感謝し、市公会堂北庭に記念碑を建立した。

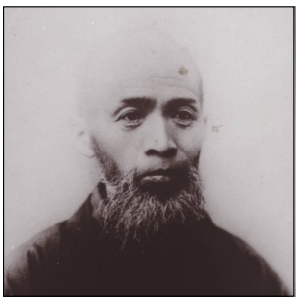


図1-3-82　臥雲辰致

本多忠直（ほんだ ただなお）
天保 15 年(1844)～明治 13 年(1880)

信濃国小諸藩の牧野遠江守康哉の次男として生まれる。慶応３年(1867)10 月、本多忠民の娘、久を妻として婿養子に入り、翌月、平八郎忠直と改名。慶応４年(1868)、藩主忠民の代行として上京参内し、朝廷側恭順の誓約書に名を連ねる。明治２年(1869) ２月、忠民隠居に伴い家督を継いで岡崎藩主となり、６月、版籍奉還により岡崎藩知事となる。同年(1869)藩校允文館、允武館建設。明治４年(1871)廃藩置県により藩知事を罷免され、東京本郷の森川邸に移る。明治５年(1872)～11 年(1878)、ヨーロッパに留学。

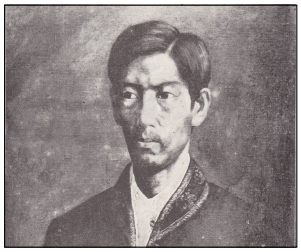


図1-3-83　本多忠直像

志賀重昂（しが しげたか）
文久3年(1863)～昭和2年(1927)

岡崎市出身の地理学者。明治中期にベストセラーとなった『日本風景論』（明治 27 年(1894)）は、我が国で初めてといわれる科学的解説を試みたもので、当時の日本人に新しい風景観をもたらした。日本人が「風景」という言葉を得たのは、この『日本風景論』によるともいわれている。岡崎市民にとっては「三河男児の歌」が最も親しみ深い。木曽川の「日本ライン」の名付け親でもある。

なお、東公園には、志賀重昂の像、歌碑、墓のほか、自身が東京の敷地内に建てた茶室「南北亭」が移築されている。



図1-3-84　志賀重昂

1-4.岡崎城下町の成り立ちと都市の構造

(1)中世末期～近世初期の岡崎城下　-天正 18 年(1590)～慶長6年(1601)頃-

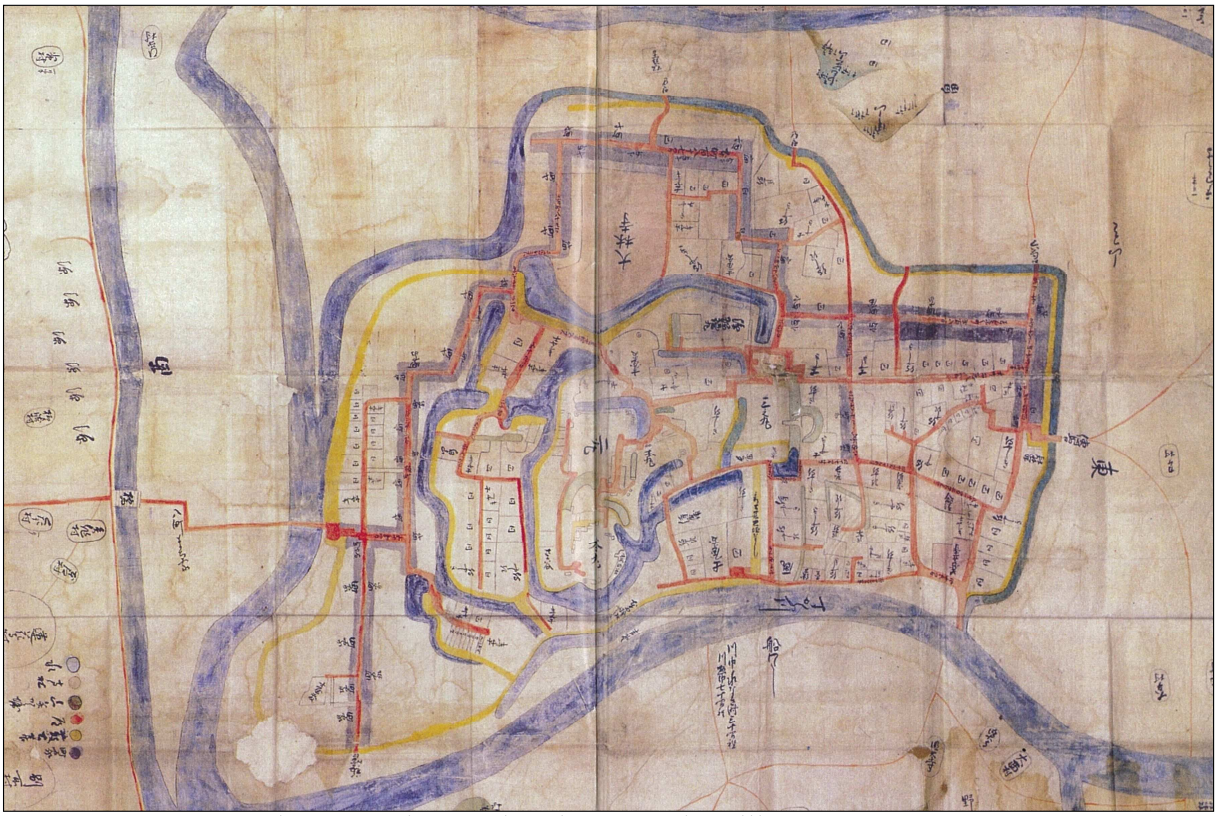


図1-4-1　岡崎城下の絵図(前本多時代(慶長6年(1601)～正保2年(1645)))

豊臣政権下において豊臣方の田中吉政は、関東の徳川家康公を意識して城の東側を守ることができる城郭の整備、約 2,500 人の家臣が暮らす城下町の整備、矢作川の築堤等を行った。

特に城下町全体を取り囲む堀と土塁を築き、総構え(総曲輪)とした。板屋、松葉、田、材木、肴町等の商人や職人が住む町を造った。また、東海道沿いの連尺、材木、肴、田、板屋と六地蔵、福島各町を除く総構え内は武士の屋敷地とした。

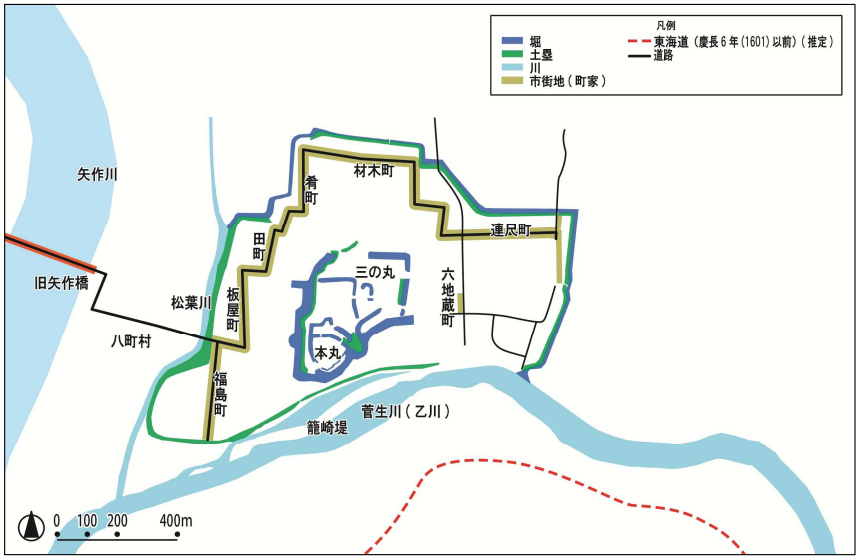


図1-4-2　近世初期の城下町(慶長 6 年(1601)前後)

(2)近世の岡崎城下 -慶長6年(1601)～正保2年(1645)頃-



図1-4-3　岡崎城下の絵図(後本多時代(明和6年(1769)～明治4年(1871)))

田中吉政により始められた岡崎城下の整備は、その後の岡崎藩主により引継がれ、徐々に城下町が形成されていった。菅生川(乙川)の南を通っていた東海道は吉政により城下内に引き入れられ、防衛のための屈曲した形状は、現在も「東海道二十七曲り」と呼ばれている。

市街地は連尺町の東に徐々に広がり、籠田町、伝馬町が新たに設けられた。また、東海道から城下への出入口には、東に籠田総門、西に松葉総門を始めとする門が整備され、侍屋敷と町家の境となる郭木戸が設けられた。菅生橋の整備もこの頃である。

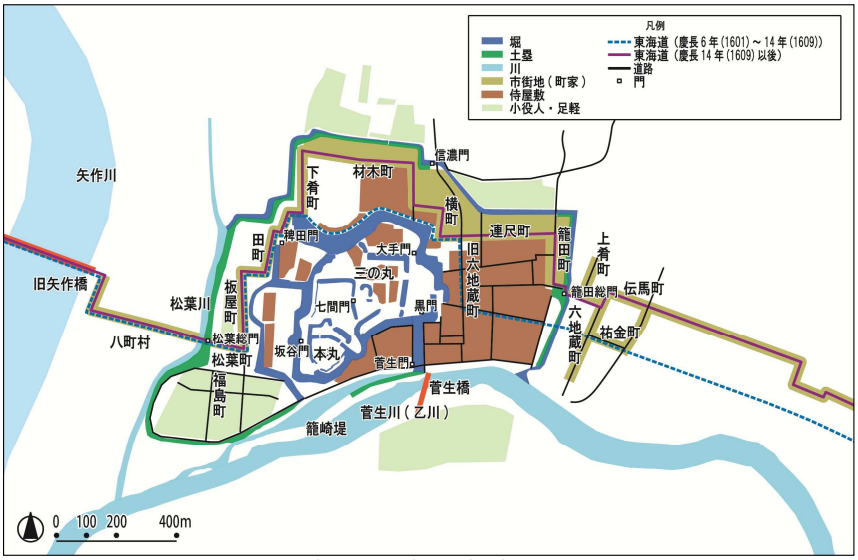


図1-4-4　近世における城下町(正保2年(1645)頃)

(3)近代における市街地

①明治期の市街地

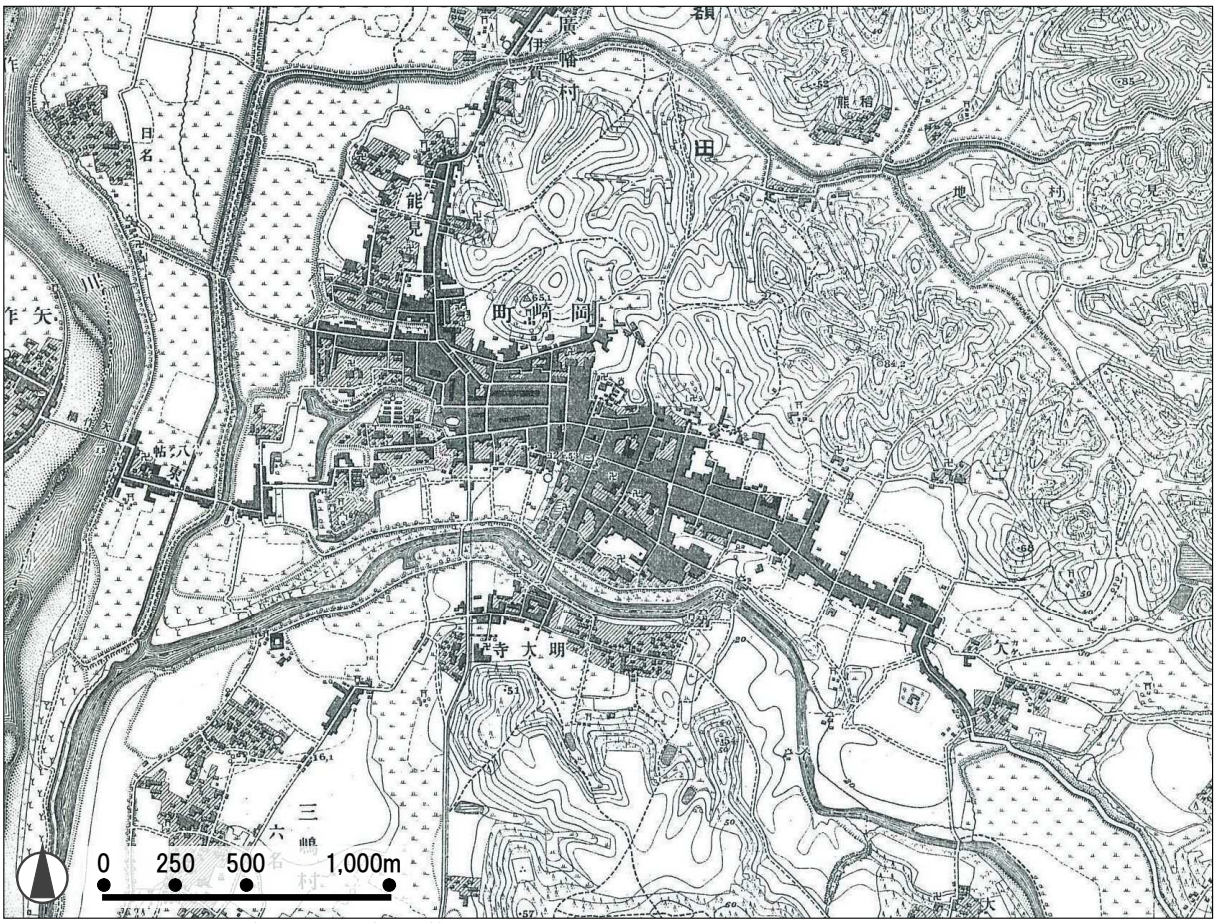


図1-4-5　岡崎の市街地(明治 26 年(1893))

明治初期、愛知県は全国一の綿の産地であったため、岡崎では紡績(ぼうせき)業が発達し、繊維の町として発展した。また、明治 20 年(1887)頃からは製糸業が急速に発達しつつ、産業革命の時代を迎えたこともあり、岡崎は大きく発展した。

岡崎城下町を形成していた堀や土塁等は除かれて道路や住宅地となり、市街地が広がった。特に、北へ延びていた旧足助街道(あすけかいどう)沿いや、伝馬(てんま)町の東に延びる旧東海道沿いに市街地が広がっていった。



図1-4-6　近代における城下町(明治 26 年(1893)頃)

②大正期の市街地

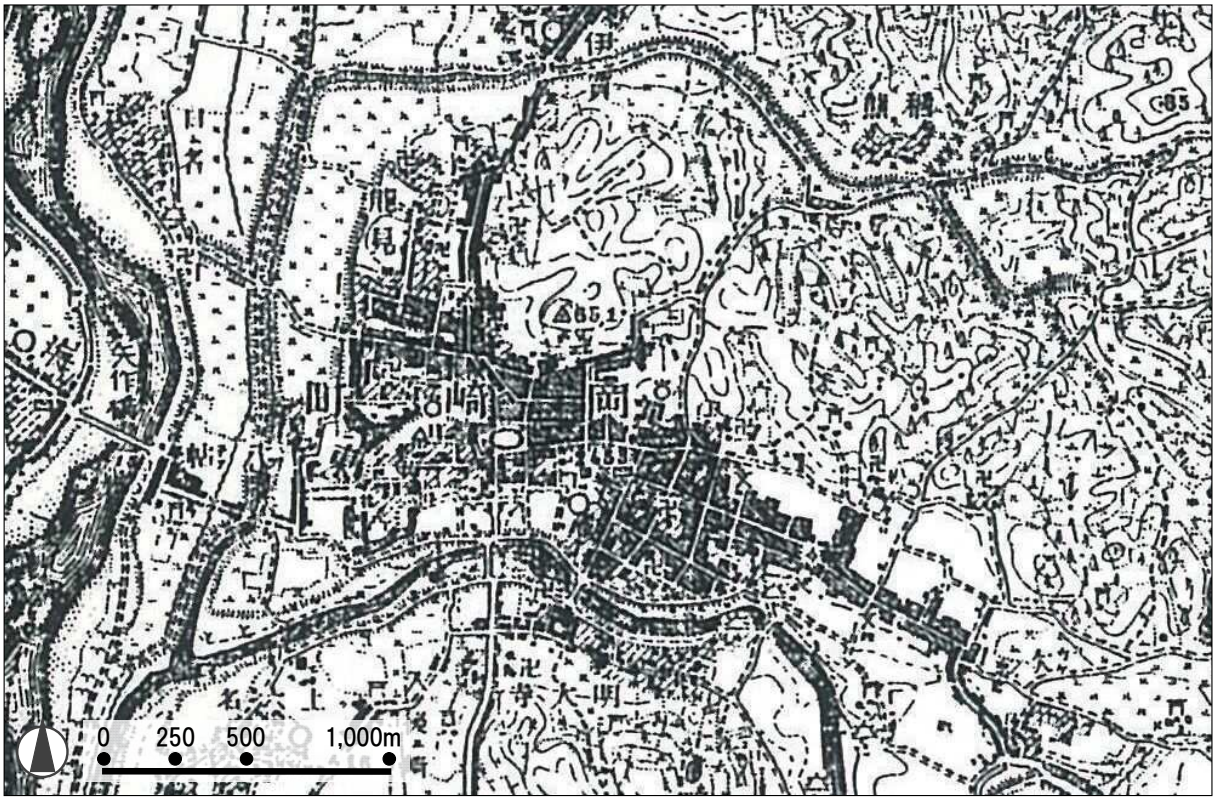


図1-4-7　岡崎の市街地(大正9年(1920))

③昭和期(戦前)の市街地

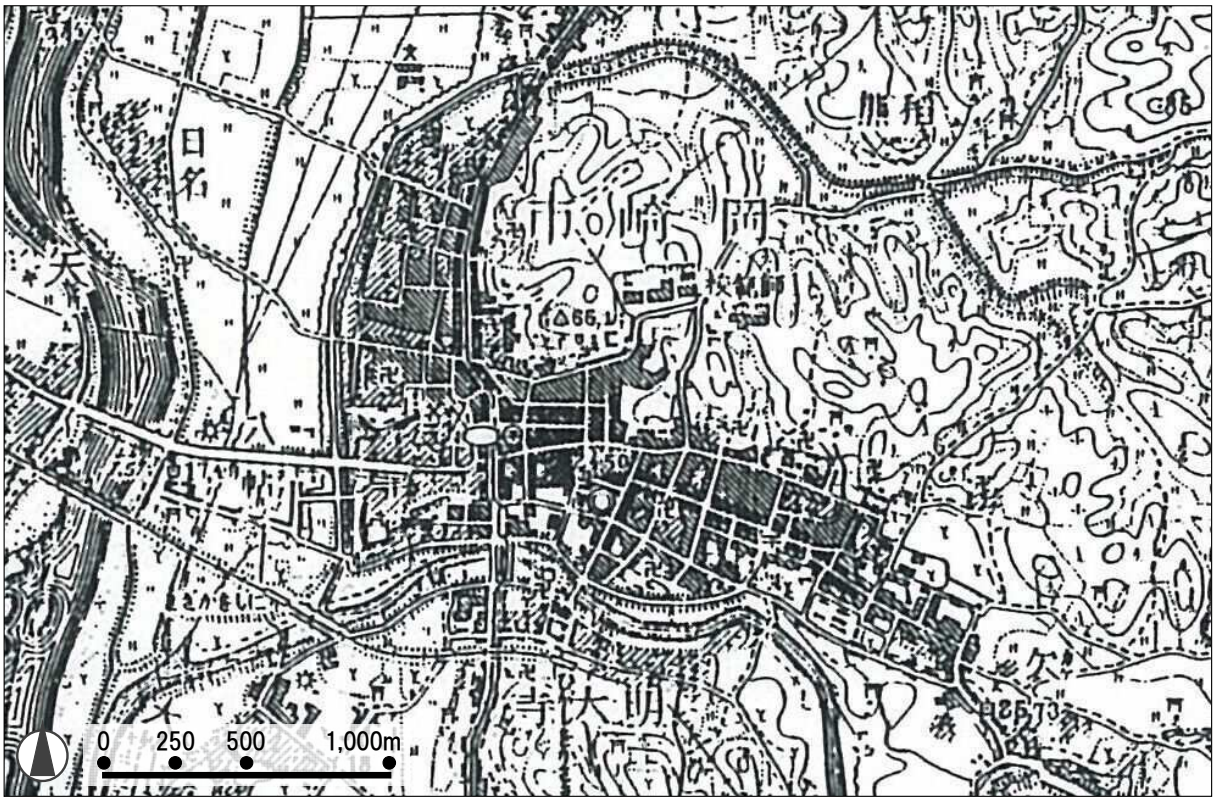


図1-4-8　岡崎の市街地(昭和7年(1932))

④昭和期(戦後)の市街地

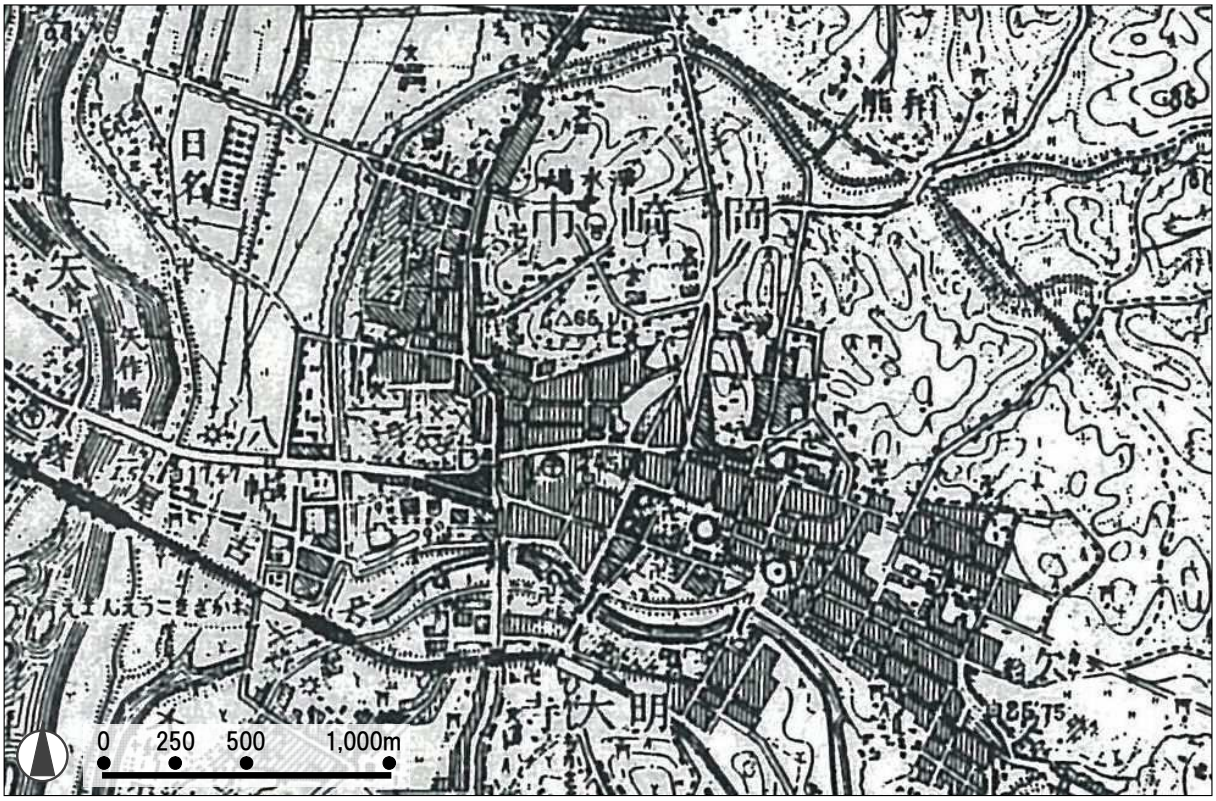


図1-4-9　岡崎の市街地(昭和 26 年(1951))

⑤昭和期(戦災復興土地区画整理事業完工後)の市街地

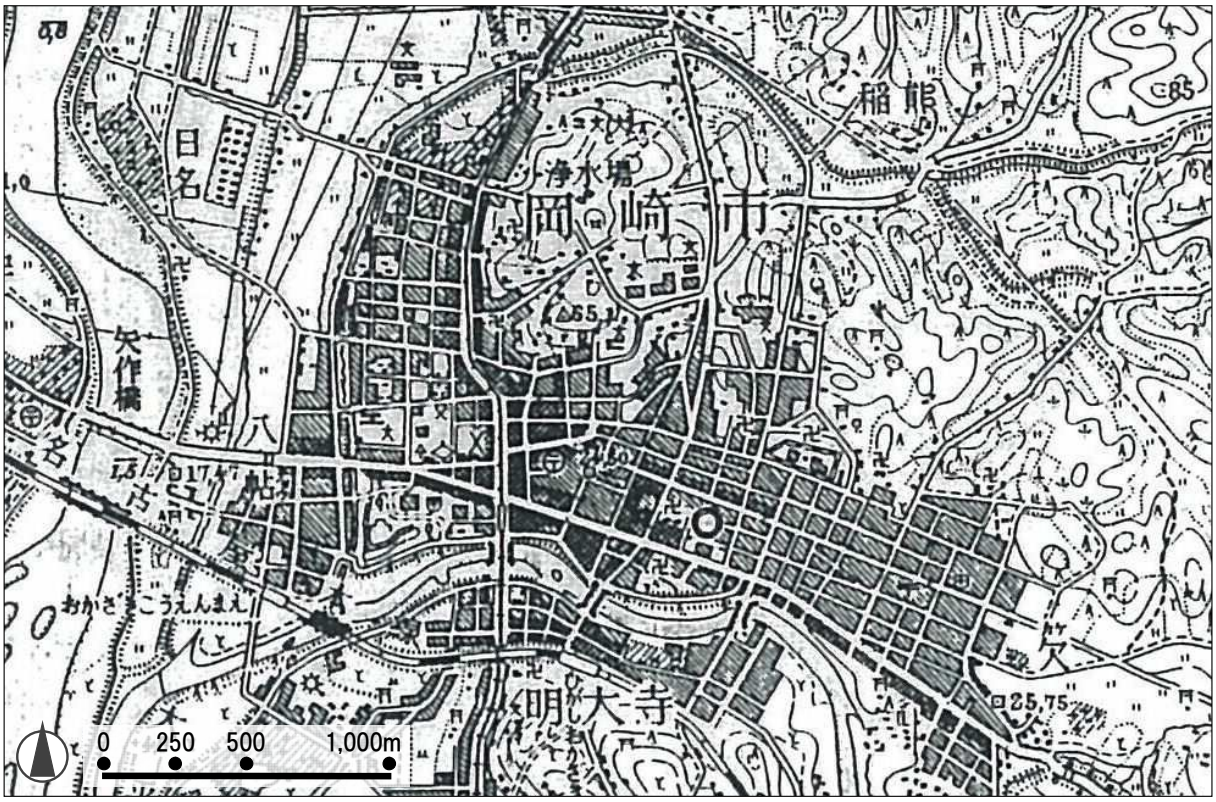


図1-4-10　岡崎の市街地(昭和 33 年(1958))

(4)現在の岡崎市街地



図1-4-11　岡崎の市街地(平成2年(1990))

明治・大正期に大きく発展した岡崎城下町であったが、昭和 20 年(1945) 7 月、太平洋戦争下において、焼夷弾(しょういだん)を中心とした爆撃が町のほとんどを焼き尽くしてしまった。

岡崎市では、昭和 21 年(1946)～昭和 33 年(1958)に戦災復興土地区画整理事業により南北の県道 39 号線と東西の国道 1 号を主要道路とする碁盤目状の道路網整備が行われた。現在の中心市街地の原型はこの事業によりできあがった。なお、名鉄名古屋本線は、その前身である愛知電気鉄道が昭和 2 年(1927)に神宮前−豊橋間を開通している。



図1-4-12　現在の岡崎市街地(令和7年(2025))

1-5.文化財等の分布状況

(1)文化財の指定等の状況（令和7年(2025)11 月末現在）

本市は、地方の一都市としては稀な歴史的建造物に恵まれた土地で、歴史や文化の層の厚さを感じさせる。政権の置かれなかった地方の一都市において中世の建築遺構が残ることの少ないなかで、本市には中世の建造物で国の指定文化財に指定されているものが８件８棟もあり、近世初期の建造物で国の指定文化財になっているものは４件 15 棟に及んでいる。

また、市内には国の指定文化財が、重要文化財 28 件、重要無形民俗文化財１件、史跡３件、天然記念物１件の計 33 件所在している。

愛知県の指定文化財は、有形文化財 34 件、有形民俗文化財２件、無形民俗文化財１件、史跡３件、天然記念物６件の計 46 件所在している。

市の指定文化財は、有形文化財 185 件、有形民俗文化財７件、無形民俗文化財７件、史跡 25 件、天然記念物 28 件の計 252 件所在している。

その他、国の登録有形文化財(建造物)20 件、県の登録記念物１件が所在している。

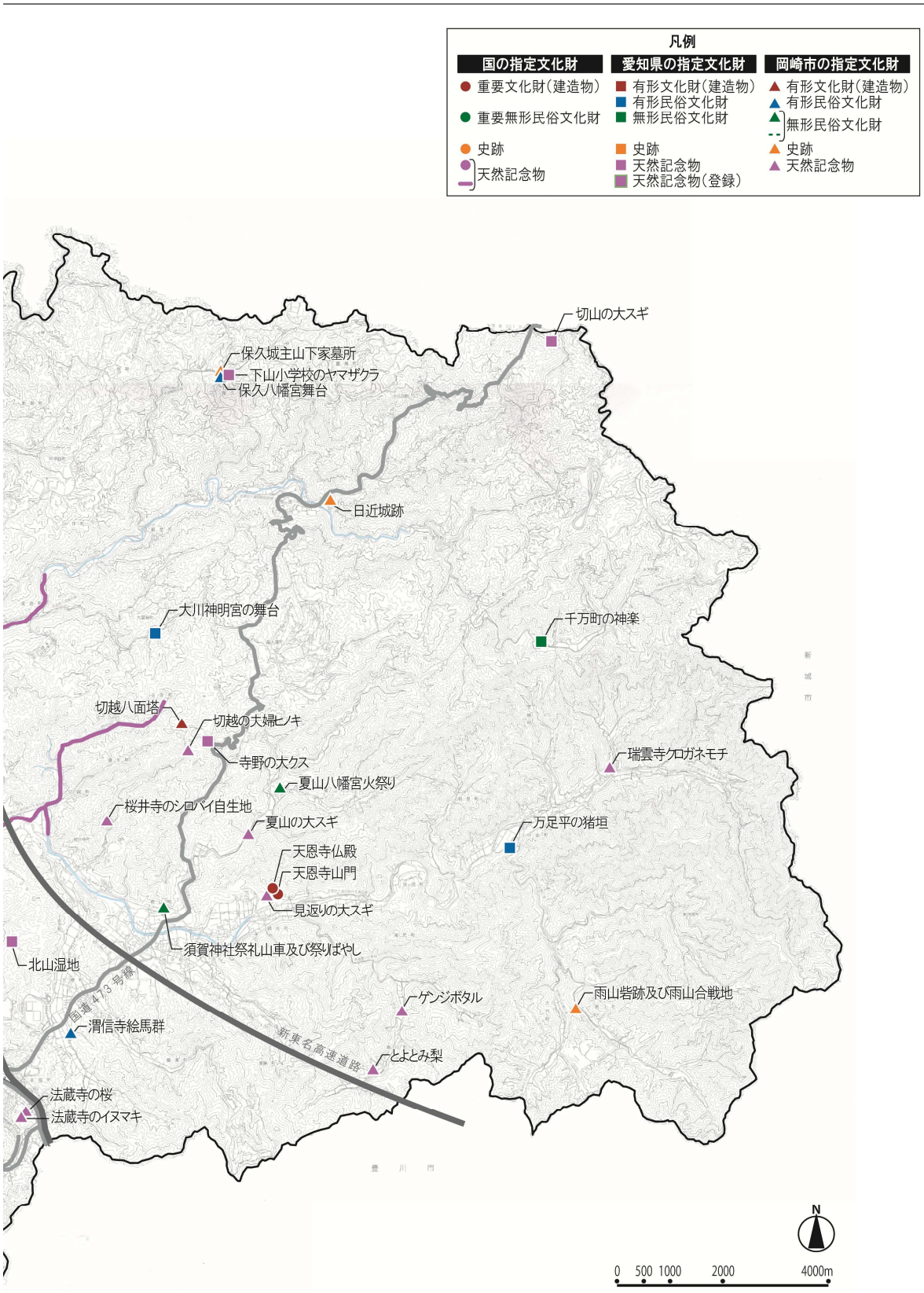
表1-5-1　岡崎市の指定文化財等の件数　　（件）

種類		国		県		市
		指定	登録	指定	登録	指定
有形文化財	建造物	13	20	2	0	16
	絵画	6	0	8	0	57
	彫刻	5	0	10	0	45
	工芸品	3	0	11	0	40
	書跡･典籍･古文書	1	0	1	0	21
	考古資料	0	0	2	0	2
	歴史資料	0	0	0	0	4
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	2	0	7
	無形の民俗文化財	1	0	1	0	7
記念物	遺跡※1	3	0	3	0	25
	動物･植物･地質鉱物※2	1	0	6	1	28
合　計		33	20	46	1	252

※1:「遺跡」は、国、愛知県、岡崎市いずれも、それぞれ指定された文化財を「史跡」と表現している。
※2:「動物･植物･地質鉱物」は、国、愛知県、岡崎市いずれも、それぞれ指定された文化財を「天然記念物」と表現している。



図1-5-1　指定文化財の分布（国・県・市の有形文化財（建造物）、有形・無形民俗文化財、史跡、天然記念物を掲載）


凡例
国の指定文化財
重要文化財（建造物）
重要無形民俗文化財
史跡
天然記念物
愛知県の指定文化財
有形文化財（建造物）
有形民俗文化財
無形文化財
史跡
天然記念物
天然記念物（登録）
岡崎市の指定文化財
有形文化財（建造物）
有形民俗文化財
無形民俗文化財
史跡
天然記念物
切山の大スギ
保久城主山下家墓所
下山小学校のヤマザクラ
保久八幡宮舞台
日近城跡
大川神明宮の舞台
千万町の神楽
切越八面塔
切越の大婦ヒノキ
寺野の大クス
夏山八幡宮火祭り
桜井寺のシロバイ自生地
夏山の大スギ
瑞雲寺クロガネモチ
万足平の猪垣
天恩寺仏殿
天恩寺山門
見返りの大スギ
須賀神社祭礼山車及び祭ばやし
北山湿地
ゲンジボタル
雨山砦跡及び雨山合戦地
国道473号線
渭信寺絵馬群
新東名高速道路
とよとみ梨
法蔵寺の桜
法蔵寺のイヌマキ
新城市
豊川市
N
0 500 1000 2000 4000m

(2)歴史上価値の高い建造物

①国指定(重要文化財)

ア.滝山寺三門　**(建築年代:鎌倉末期～室町前期)**

三間一戸、入母屋造、こけら葺の楼門で、下層中央の柱間を通路とするが扉は設けず、その両側後方に仁王像を安置している。寺伝では、権飛騨守藤原光延により、文永４年(1267)に建立とされているが、様式的には鎌倉時代末期から室町時代前期の建築と考えられている。

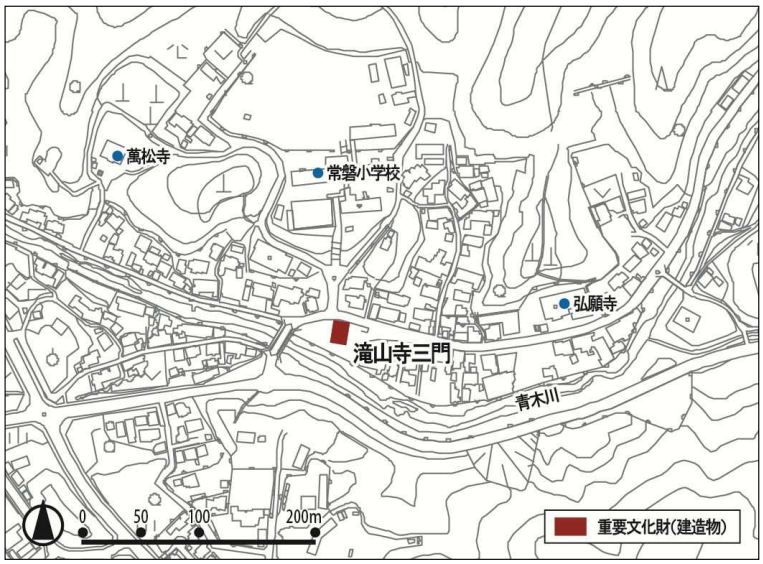




図1-5-2　滝山寺三門

図1-5-3　滝山寺三門の位置

イ.妙源寺柳堂　**(建築年代:正和3年(1314))**

桁行３間、梁間３間、寄棟造で、屋根を檜皮葺とし、前面に１間の向拝を付けている。棟札には正和３年(1314)の再建とある。妙源寺は安藤氏が河内国より三河桑子に移住したとき、聖徳太子像を安置するために建てられたもので、堂の前に柳の大木があったことから柳堂の名で呼ばれるようになった。

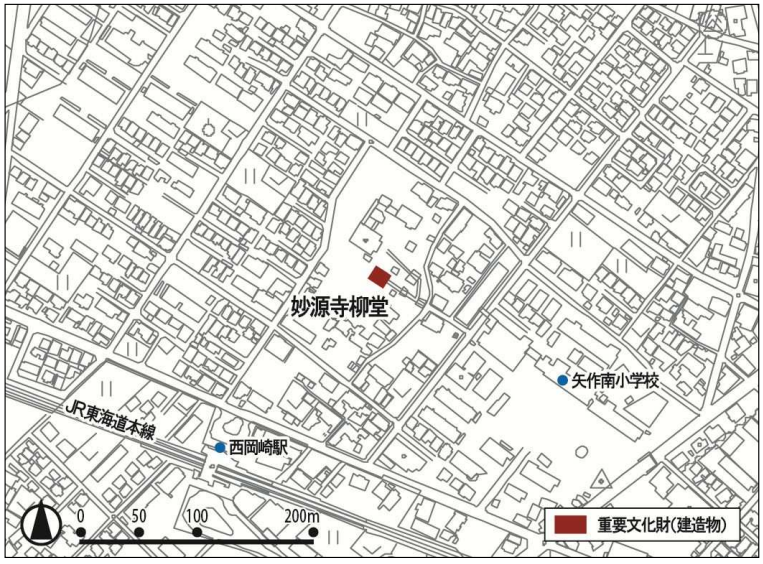




図1-5-4　妙源寺柳堂

図1-5-5　妙源寺柳堂の位置

ウ.信光明寺観音堂 （建築年代：文明 10 年(1478)）

信光明寺は、浄土宗に属し、宝徳３年(1451)岩津城主の松平３代信光が父親の菩提を弔うため創建された。方三間、入母屋造、こけら葺で、禅宗様の仏堂である。斗栱は詰組といって柱上以外にも密に組まれ、軒は二重の繁垂木で、それが禅宗様独特の扇形をなし見応えがある。平成 30 年度(2018)～平成 31 年度(2019)にかけて、屋根の葺替えを中心とした保存修理工事が実施された。





図1-5-6　信光明寺観音堂

図1-5-7　信光明寺観音堂の位置

エ.大樹寺多宝塔 （建築年代：天文4年(1535)）

大樹寺多宝塔は、心柱の記年銘により天文４年(1535)の立柱であることがわかり、家康公の祖父松平清康によって建立された、大樹寺に現存する建物のなかで最も古い遺構である。１層が方三間、２層が円形の亀腹上に小柱 12 本を立てた円筒型の上層とされ、柱上の四手先斗供により宝形造、檜皮葺の屋根を支え、頂部に相輪・宝珠を上げている、室町後期の和様の美しい二重塔である。





図1-5-8　大樹寺多宝塔

図1-5-9　大樹寺多宝塔の位置

オ.滝山寺本堂（建築年代：室町前期）

桁行５間、梁間５間の寄棟造で、屋根は檜皮葺、内陣には禅宗様の大型厨子を置き、本尊を安置している。様式的には南北朝頃の建築と考えられている。滝山寺は寺伝によれば、朱鳥元年(686)に役小角が創建し、保安年間(1120～23)に仏泉上人により中興されたと伝えられている。中世から時々の権力者の庇護を受け、源氏・足利氏との関係が深い。本堂は、岡崎市内で最古の密教仏堂となる。

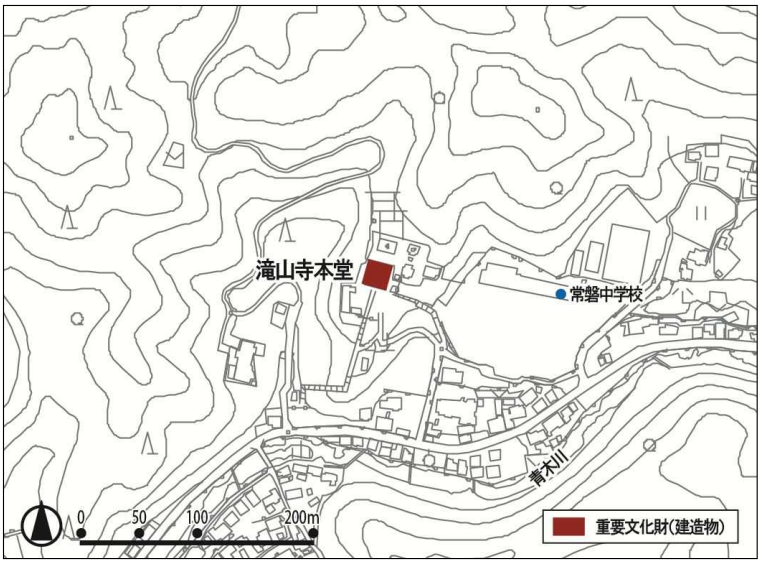




図1-5-10　滝山寺本堂

図1-5-11　滝山寺本堂の位置

カ.天恩寺仏殿（建築年代：室町前期）

天恩寺は、寺伝によると、貞和元年(1345)足利尊氏の遺言により足利義満が建立したとされ、延命地蔵菩薩を本尊としている。仏殿は、桁行３間、梁間３間、入母屋造で、屋根は檜皮葺である。内部は土間とし、中央後方に来迎柱を立て、禅宗様の須弥檀を置いている。南北朝期の禅宗様建築をよく伝えている。令和元年度(2019)～同２年度(2020)にかけて、屋根の葺替えを中心とした保存修理工事が実施された。





図1-5-12　天恩寺仏殿

図1-5-13　天恩寺仏殿の位置

キ.天恩寺山門（建築年代：室町後期）

南向きに建てられた１間の薬医門であり、屋根は切妻造でこけら葺である。現存する薬医門としては全国で最古級のものと考えられている。平成 20 年(2008) ８月には屋根葺替えの保存修理工事が実施された。

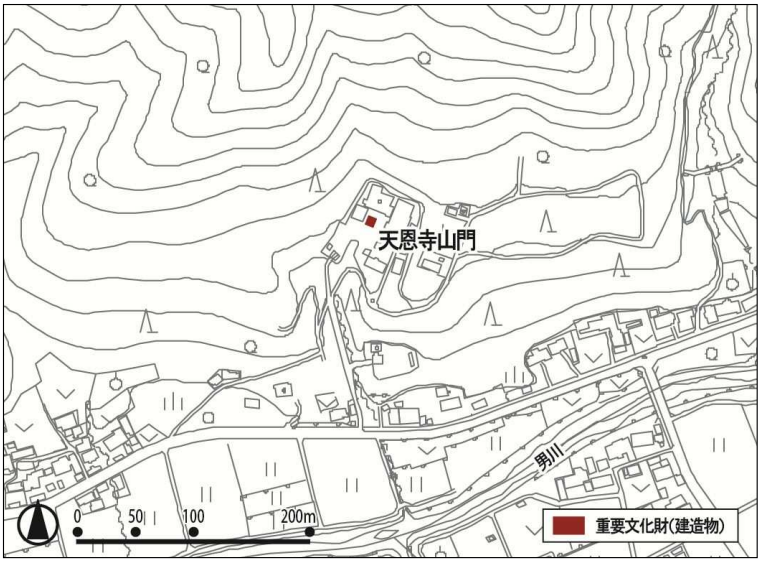


図1-5-15　天恩寺山門の位置



図1-5-14　天恩寺山門

ク.八幡宮本殿(上地)（建築年代：室町後期）

上地八幡宮は、社伝によれば、建久元年(1190)に源範頼が創建したと伝えられている。本殿は三間社流造、檜皮葺で、土呂八幡宮本殿と平面形式や意匠に多くの共通点がみられ、この地域の室町時代後期の特徴を示す貴重な建築物である。

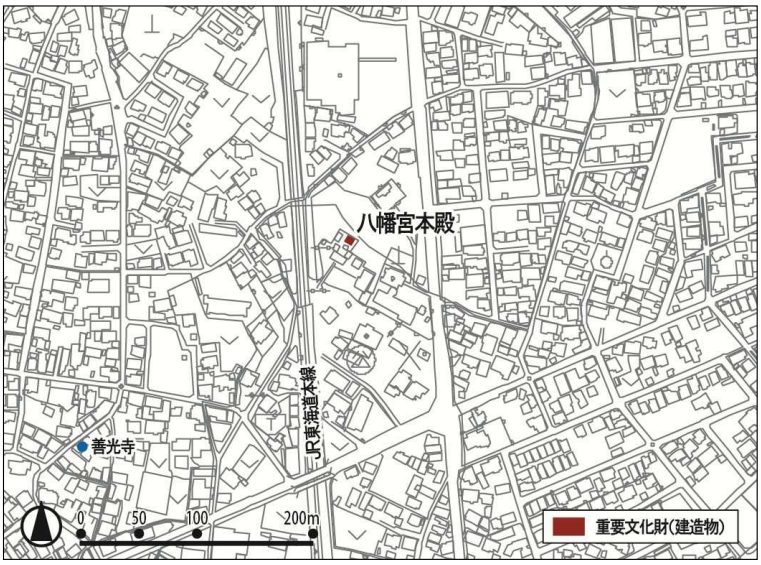


図1-5-17　上地八幡宮本殿の位置



図1-5-16　上地八幡宮本殿

ケ.八幡宮本殿(土呂)（建築年代:元和5年(1619)）

土呂八幡宮は、社伝によれば、永禄７年(1564)３月、三河一向一揆の兵火により社殿が焼失したことから、後に徳川家康公が家臣の石川数正に再興させたものと伝えられている。本殿は三間社流造で、屋根は檜皮葺、江戸時代初期の建築であるが、木鼻等の意匠にこの地方の室町時代後期の特徴が残されている。





図1-5-18　土呂八幡宮本殿

図1-5-19　土呂八幡宮本殿の位置

コ.伊賀八幡宮本殿、幣殿、拝殿、透塀、御供所、随身門、神橋、鳥居（建築年代:寛永 13 年(1636)）

伊賀八幡宮は、社伝によれば、文明２年(1470)松平４代親忠が松平の氏神として、社を三重県の伊賀より勧請したことに始まると伝えられている。社殿は、本殿、幣殿、拝殿が連結した権現造で、寛永 13 年(1636)３代将軍家光により、現在の社殿に整えられた。家康公も大きな戦の前には必ず必勝祈願に訪れたとされ、東照大権現を祭神として合祀している。平成 18 年度(2006)～平成 20 年度(2008)にかけて、40 年ぶりに屋根の葺替えを中心とした保存修理工事が実施された。

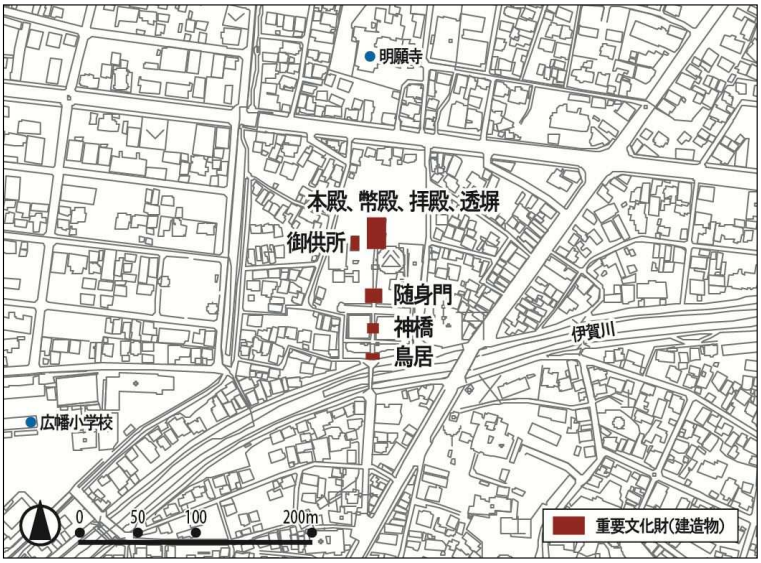




図1-5-20　伊賀八幡宮拝殿

図1-5-21　伊賀八幡宮本殿等の位置

サ.六所神社本殿、幣殿、拝殿、神供所、楼門 （建築年代：本殿は寛永 13 年(1636)）

六所神社は、岡崎に進出した松平氏によって勧請・信仰され、徳川家康公の産土神となった。現在の社殿は、３代将軍家光の命により、寛永 13 年(1636)に再建された。本殿、幣殿、拝殿が連結した権現造で、華麗な彫刻、彩色が施されている。平成 26 年度(2014)～平成 29 年度(2017)にかけて、屋根の葺替えを中心とした保存修理工事が実施された。





図1-5-22　六所神社拝殿

図1-5-23　六所神社本殿等の位置

シ.滝山東照宮本殿、幣殿、拝殿、中門、鳥居、水屋 （建築年代：正保3年(1646)）

３代将軍家光の造営で、日光、久能山とともに三宮と称せられた。滝山寺本堂の東、やや小高い敷地に南向きに建っている。拝殿と幣殿は連結し、上段の中門の奥に本殿がある。本殿は入母屋造で銅瓦葺、中門は一間一戸の小さな平唐門となっている。東照宮として絢爛豪華な極彩色が施され、江戸時代初期の様式がよく表現されている。令和３年度(2021)～令和７年度(2025)にかけて、50 年ぶりに屋根の葺替えを中心とした保存修理工事が実施された。

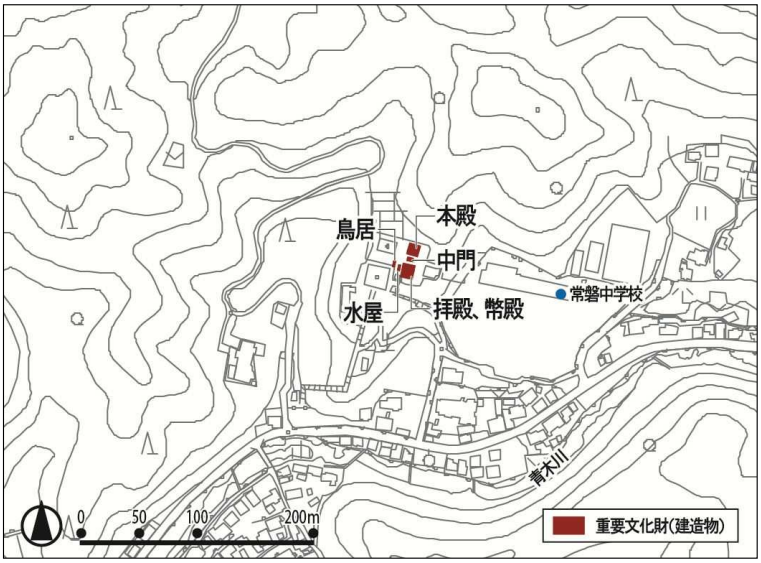




図1-5-24　滝山東照宮本殿

図1-5-25　滝山東照宮本殿等の位置

ス.旧額田郡公会堂及物産陳列所 （建築年代：大正2年(1913)）

２棟共に木造平屋建て、桟瓦葺（さんかわらぶき）の建築物である。地元の職人たちが伝統的な職人技を基本としながらも、新しい西洋建築の様式を取り入れ、それを見事に修得していることを示すのがこの建築物の大きな特徴である。

旧額田郡公会堂（ぬかたぐんこうかいどう）は、大正２年(1913) ８月の竣工で、同５年(1916)に岡崎市公会堂となり、昭和 44 年(1969)から平成 22 年(2010)まで岡崎市郷土館として利用されてきた。

旧額田郡公会堂の東南側に隣接して建っているのが額田郡物産陳列所として使われていた建物である。大正２年(1913)に額田郡公会堂の北側に建てられたが、昭和 36 年(1961)、勤労会館(現在のせきれいホール)の建設に伴い、現在の位置へ移転し、岡崎市郷土館の収蔵庫棟として利用されてきた。公会堂と同様、西洋建築の意匠が随所に取り入れられている。初期の郡単位の公会堂と物産陳列所が揃って残されている点で貴重である。

市内の近代建築物として初めて国の重要文化財に指定された。



図1-5-28　旧額田郡公会堂及物産陳列所の位置



図1-5-26　旧額田郡公会堂



図1-5-27　旧額田郡物産陳列所

②県指定（有形文化財）

ア.大樹寺伽藍（三門、総門、裏二門、鐘楼、大方丈）（建築年代：三門は寛永 18 年(1641)）

大樹寺は浄土宗鎮西派に属し、松平４代の親忠により文明７年(1475)に創建されたと伝えられている。三門、総門、裏二門、鐘楼、大方丈の建築物が伽藍として指定されている。三門は３代将軍家光が建立し、境内から三門、総門を通して岡崎城が見えるように伽藍配置の工夫がされている。



図1-5-29　大樹寺三門

イ.淇菉庵並水屋（建築年代：正保年間(1645～1648)、宗徧茶室）<明願寺>

淇菉庵は、吉田城主小笠原忠知の依頼により、茶道宗徧流の流祖である山田宗徧が、千宗旦の今日庵を写して建築したと伝えられている。茶室は、切妻造の平家建て、桟瓦葺で、こけら葺の庇を付けている。宗徧好みの茶室として現存する唯一の建築物といわれている。



図1-5-30　淇菉庵並水屋

③市指定（有形文化財）

ア.切越八面塔（建築年代：平安末期）

桜井寺から北へ約３キロメートル進んだ山間部に建っている。八面の石塔は、切越の集落を見下ろす南面に造られている。由来は不明であるが、平家落ち武者の墓、南朝関連の祭祀遺跡、あるいは古代の祭祀遺跡などと推測されている。縦長の石４本を柱として、その上に片麻岩の板状の石を載せて高さ 1.45～1.7 メートルに積み上げている。



図1-5-31　切越八面塔

イ.諏訪神社石灯籠（建築年代：天正 16 年(1588)）<梅園町>

総高 185.0 センチメートル、花崗岩製で八角形。灯籠には普通、宝珠と受花があるが、この灯籠には受花ではなく露盤が造られている。露盤の軒には松長押の装飾がされており、一辺ずつの模様を交互に変えている。細部に独創性に満ちた灯籠といえる。



図1-5-32　諏訪神社石灯籠

ウ.犬頭神社石鳥居（建築年代：慶長 10 年(1605)）

総高 320.5 センチメートル、柱間 255.0 センチメートル、凝灰岩製（福井県笏谷産）、明神系鳥居。向かって左側の柱に銘文がある。岡崎市内最古の石鳥居で、越前鳥居としても最古の形式のものである。



図1-5-33　犬頭神社石鳥居

エ.弟也斎（建築年代：天保(1831～1845)の頃、龍渓茶室）<明願寺>

淇蓁庵と同様に主屋になっている四畳半と二畳の茶室からなる弟也斎は、江戸から岡崎に来て定住した宗徧流を継ぐ茶人龍渓が、天保の頃に建てたものといわれている。龍渓は江戸における宗徧流継承の第一人者とされ、各地を歴訪の後、岡崎に定住し、この地で没した。



図1-5-34　弟也斎

オ.明神型石鳥居（建築年代：寛永 15 年(1638)）<菅生神社>

岡崎城主・本多忠利が菅生神社本殿を修復した際に奉納した。高さ 271.0 センチメートル、柱間 181.5 センチメートル、花崗岩製で明神型。笠木は一本通し、柱の表面が火災により一部剥離しているものの、左右どちらの柱の銘文も明確に読み取れる。



図1-5-35　明神型石鳥居

カ.甲山寺本堂(護摩堂)（建築年代：元禄 15 年(1702)～元禄 16 年(1703)再建）

享禄３年(1530)に、岡崎城鬼門の守護として、松平清康が安城より薬師堂とその六坊を移転し、甲山寺とした。本堂は、桁行５間、梁間５間、桟瓦葺の禅宗様式で、創建は、天文 13 年(1544)に、松平広忠が和田村法性寺の六坊を移転、護摩堂を建てたことによる。慶長８年(1603)、徳川家康公が本堂を再建、さらに元禄 15 年(1702)に５代将軍綱吉が再建している。平成 29 年度(2017)に屋根の葺替えを中心とした保存修理工事が実施された。



図1-5-36　甲山寺本堂

キ.日吉山王社本殿 （建築年代：正保2年(1645)）

日吉山王社は 12 世紀前半に滝山寺の鎮守として勧請された。滝山寺本堂の北側に鎮座しており、全国的にも数少ない七間社流造で、こけら葺の建築物である。内陣の造りが、七間社以上の流造にみられる連結社殿ではなく、身舎を横長一室の内陣としている点が注目される、江戸時代初期の建築物である。平成 31 年度(2019)～令和２年度(2020)にかけて全解体修理工事が実施された。



図1-5-37　日吉山王社本殿

ク.大樹寺本堂 （建築年代：安政4年(1857)再建）

桁行７間、梁間７間、入母屋造、本瓦葺。大樹寺の伽藍は３代将軍家光によって整えられたが、安政２年(1855)に多宝塔、三門、総門、裏門、鐘楼、開山堂を除いて焼失した。本堂は、やや規模を縮小して安政４年(1857)に再建された。近世の浄土宗本堂では、外陣については方丈のように三区分するもの、間仕切りのない横長一室のもの、さらには凹型のものがあるが、この本堂はいずれの形式の要素も取り入れられている点が注目される。



図1-5-38　大樹寺本堂

ケ.大樹寺開山堂 （建築年代：江戸前期）

桁行３間、梁間３間、宝形造、桟瓦葺。内部を一つの空間とし、背面に半間幅の箱仏壇を設けている。天井は格天井で、床は畳敷。屋根頂には露盤、宝珠を上げている。建立年は不明であるが、木鼻等の絵様や彫刻などから、江戸時代前半頃の建立と考えられている。



図1-5-39　大樹寺開山堂

コ.伊賀八幡宮末社上総社社殿、牟久津社社殿 （建築年代：寛永 13 年(1636)（推定））

上総社は拝殿に向かって右側(東)に位置し、正面を西に向け、牟久津社は上総社の反対側に位置している。両社殿とも木造一間社流造、檜皮葺で大きさも同じである。寛政２年(1790)の古絵図にも記載があることや、両社殿の木鼻・虹梁の絵様が随身門・拝殿のものと近似していることから、３代将軍家光が社殿・境内の大造営を行った寛永 13 年(1636)に建立された可能性が高いと考えられている。



図1-5-40　伊賀八幡宮末社上総社社殿、牟久津社社殿

④国登録

ア.八丁味噌本社事務所、蔵（史料館）（建築年代：事務所は昭和2年(1927)、蔵(史料館)は明治 40 年(1907)）

江戸時代初期より豆味噌を作り続ける老舗のひとつが「カクキュー」を屋号とする早川家の八丁味噌である。

本社事務所は、昭和２年(1927)に建築された木造の建物で、伝統的建築である多くの蔵の建物群に囲まれて、洋館のような意匠を持つ建築物として異彩を放っている。南北に２棟並び、共に２階建てで、バシリカ式教会堂のように中央部を一段高くし、頂部に棟飾りをつけている。



図1-5-41　八丁味噌本社事務所

イ.本光寺本堂、山門（建築年代：本堂は大正2年(1913)、山門は文政 10 年(1827)）

本光寺は、寺伝によると、平安時代に比叡山良源の弟子證恵が額田郡稲隈の稲前神社の別当職に任じられたのが始まりと言われている。本堂は、入母屋造、桟瓦葺で、三間向拝を正面に付ける。典型的な浄土真宗平面で、三方に広縁と落縁を廻し、内陣は後門形式とする。内陣廻りには黒漆地に金箔張の彫刻や絵様が施されている。

山門は、本堂の東、通りに面して建つ。入母屋造、桟瓦葺、三間一戸の楼門。下層の側廻りは開放とし、上層は正・背面中央に桟唐戸を建て、他を格子と板壁とする。組物は出組詰組。内部に釈迦如来など三尊を安置している。


図1-5-42　本光寺本堂


図1-5-43　本光寺山門

ウ.岡崎信用金庫資料館(旧岡崎銀行本店)（建築年代：大正6年(1917)）

旧東海道沿いの角地に建っている。鉄筋コンクリート造、２階建て、一部３階、スレート葺。設計は鈴木禎次で、塔屋を含めたリズミカルな外観は御影石(花崗岩)と煉瓦の白と赤で構成する。ルネッサンス様式を基調としながら、当時流行していた幾何学的意匠も織り交ぜ、多彩な表情をみせる。


図1-5-44　岡崎信用金庫資料館

エ.旧石原家住宅主屋、土蔵、庭門（建築年代：主屋は安政6年(1859)）

石原家は米穀業・金融業を本業とする商家で、六供杉本村(江戸時代は総持尼寺の寺領)の庄屋を務め、明治維新後は当村の戸長を務めた。４代目の石原東十郎(1813～1886)により主屋・土蔵が新築された。主屋新築後は柳原家関係者や勤皇家も訪れた。建築当時の普請帳を基に復元され、昭和53年(1978)から60年(1985)までは、江戸時代の料理を復元し、提供する料亭として活用された。


図1-5-45　旧石原家住宅主屋

角地に建ち、北側を正面とする。主屋は、間口18メートル、奥行9.1メートルの木造つし２階[3]建て。切妻造、桟瓦葺で、南・北・東面に下屋を付設。東寄りに土間、西に２列各３室を配し、西端に仏間と座敷を並べ、土間正面に大戸をたて、太格子や出格子を並べた町家らしい構えとなっている。

オ.旧愛知県第二尋常中学校講堂（建築年代：明治30年(1897)、大正14年(1925)移築）

木造平屋建て、寄棟造、桟瓦葺で、南北各２か所の屋根窓を設ける。西正面に切妻の玄関ポーチを付け、玄関欄間は三心アーチとする。東背面に奉安殿が突出。外壁はドイツ下見板張で上下窓の額縁を延ばしたスティックスタイル。内部は東に演壇を設け格天井とする。


図1-5-46　旧愛知県第二尋常中学校講堂

カ.旧愛知県岡崎師範学校武道場（建築年代：大正15年(1926)）

敷地の北寄りに南北棟で建っている。鉄筋コンクリート造で、外壁に柱や梁形を表し、細部にゼツェッション意匠を取入れる。小屋は引張材である下弦材を鋼材として他を木材とする混構造のトラスを組み、内部の大空間を軽快に見せている。


図1-5-47　旧愛知県岡崎師範学校武道場

キ.日本福音ルーテル岡崎教会教会堂（建築年代：昭和28年(1953)）

木造平屋建てで北面し、切妻造妻入、桟瓦葺で、正面玄関に庇を付け、棟上に尖塔を立てて十字架を戴く。内部は三廊式で身廊にキングポストトラスを架け、側廊は間仕切により小部屋に分割できるよう工夫されている。白壁と赤屋根のコントラストが映える、近江のヴォーリズ建築事務所設計の教会建築である。


図1-5-48　日本福音ルーテル岡崎教会教会堂

[3] 街路側の平入屋根の軒高を低く抑え、天井が低い２階部分を持つ建築様式のこと。

ク.旧本多家住宅主屋　**（建築年代：昭和7年(1932)、平成 24 年(2012)移築）**

旧藩主本多家の子孫・本多忠次が東京世田谷に建造した洋館。木造２階建てで、全体の意匠をスパニッシュでまとめつつ、車寄せの尖りアーチなど、テューダー様式を加味している。また洋風外観で内部も洋間を主としながら、２階には３室続きの和座敷を持つ。洋風生活の浸透のなかで和室を調和よく取入れた住宅である。



図1-5-49　旧本多家住宅主屋

ケ.善立寺本堂、七面堂、玄関、山門　**（建築年代：本堂は享保 19 年(1734)、昭和5年(1930)・昭和中期改修）**

善立寺の本堂は、敷地の中央部やや西側に建ち、桁行６間、梁間７間、寄棟造、桟瓦葺、西に七面堂が接続する。前面に１間の向拝、北側背面に位牌堂が付く。内陣の来迎柱のみ円柱で、上方を極彩色で飾る。来迎壁の前には、典型的な禅宗様須弥壇が置かれている。

七面堂は、本堂の西に並んで配置される。間口２間半、奥行６間の切妻造、桟瓦葺、前面に半間の濡縁と１間の向拝が付く。向拝まわりは極彩色の寛政期の様式が見られる。

玄関は、本堂の東側に接続して建つ。座敷３室を１列に並べ、渡り廊下により本堂に接続している。中央には唐破風玄関を張り出す。正面から見ると、左から七面堂・本堂・玄関が一体化して見える。

山門は、敷地の南西部に西を正面にして建つ。桟瓦葺の高麗門で、主柱は長方形断面、控柱は面取角柱で主柱間に楣を入れ、頂に冠木を通し、主柱や楣から前後に腕木を出して、出桁を受け、短い切妻の屋根をかける。



図1-5-50　善立寺本堂



図1-5-51　善立寺七面堂



図1-5-52　善立寺玄関



図1-5-53　善立寺山門

コ.愛知県立岡崎高等学校正門門柱(旧愛知県立第二中学校正門)

(建築年代:大正 13 年(1924)、昭和 47 年(1972)移設)

花崗岩製の主門柱と脇門柱各２本からなり、洋風意匠に、柱身部はこぶ出し仕上げ[4]で和洋折衷の特色を示している。南側主門柱の柱礎構内側には、「石工　杉浦磯治」と刻まれている。この名前の下は舗装面で埋もれており、もう一文字刻まれている可能性がある。主門柱の高さは 3.11 メートル、脇門柱の高さは 2.94 メートル。



図1-5-54　愛知県立岡崎高等学校正門門柱

サ.愛知県立岩津高等学校正門旧門柱(旧岩津町立愛知県岩津農商学校正門)

(建築年代:昭和 12 年(1937)、昭和 60 年(1985)移設)

花崗岩製の２本の門柱で、柱身部は四隅だけを成形し、他の部分は粗削りの状態で仕上げている。柱頭部に笠石、柱頂部には直径 54 センチメートルの半球が載る特徴的な意匠である。主門柱の高さは 3.32 メートル。



図1-5-55　愛知県立岩津高等学校正門旧門柱

シ.冨田家住宅木南舎・土蔵

(建築年代:木南舎は文政 10 年(1827)・明治前期・平成 30 年(2018)改修/土蔵は明治9年(1876)・平成 30 年(2018)改修)

旧東海道が縦貫する本宿町にある幕末まで陣屋代官を務めた冨田家の住宅。木南舎は代官屋敷の旧主屋で東面して建つ。切妻造の棟に越屋根を載せ、背面の屋根を下屋まで葺下ろし、四周に下屋を廻す。内部は北を土間、南を床上とする。代官屋敷の景観を今に伝える。

土蔵は敷地南西の木南舎背面にある南北棟で、南の家財蔵と北の米蔵からなる。いずれも切妻造、桟瓦葺で、鉢巻を廻す。家財蔵は東に、米蔵は北に戸口を開き、それぞれ戸前に下屋を付す。外壁は下見板張で、家財蔵２階は漆喰塗とする。屋敷構えの一角を形成する。



図1-5-56　冨田家住宅木南舎・土蔵

[4] 石材の表面を、意図的に自然な凹凸やこぶ状の突起のある状態に加工する仕上げ。

(3)史跡

①国指定

ア.北野廃寺跡　（年代：飛鳥後期）

矢作川右岸に広がる碧海台地の東縁に立地する。寺域は東西 126.5 メートル、南北 146 メートルで、四周に土塁をめぐらし、南大門・中門・塔・金堂・講堂・僧坊が南から北へ縦一列に並ぶ四天王寺式の伽藍配置である。過去の発掘調査により瓦、塼仏、磬形垂飾、須恵器、灰釉陶器、緑釉陶器等が出土しており、これらから飛鳥時代後期に創建された西三河最古の寺院であったことがわかる。



図1-5-57　北野廃寺跡

イ.大平一里塚　（年代：慶長9年(1604)）

慶長９年(1604)に五街道の制が定められ、江戸日本橋を起点に１里(3.92 キロメートル)ごとに一里塚を築いて榎を植えた。大平一里塚もこのとき、西大平を領していた本多重次の嗣子成重により築かれた。昭和３年(1928)の道路改修で北側の塚は壊されてしまったが、現在の塚の規模は高さ 2.4 メートル、底部は縦 7.3 メートル、横 8.5 メートルの菱形である。



図1-5-58　大平一里塚

ウ.真宮遺跡　（年代：縄文晩期～平安）

乙川が矢作川に合流する地点の段丘上に位置する縄文時代晩期中葉を中心とした鎌倉時代までの集落跡である。発掘調査の結果、住居跡 12 基、土器棺墓 37 基及び土坑６基が確認され、石鏃・石・石皿などの生活道具のほか、土偶・石棒・石剣等の儀礼用の遺物も出土している。東海地方における当該期の代表的な集落跡であるとともに、多数の土器棺墓を有し、当時の墓制を解明する上で重要な遺跡である。他に弥生時代の方形周溝墓、古墳時代の竪穴建物 11 軒、奈良・平安時代の竪穴建物 19 軒と掘立柱建物跡１棟などが確認されている。



図1-5-59　真宮遺跡

②県指定

ア.太夫塚古墳　（年代：古墳中期）

矢作川左岸の中位段丘先端部に立地している。墳丘測量結果から直径約 36 メートル、高さ約 5.5 メートルの規模であったと推定されている。須恵器の他に円筒埴輪、朝顔形埴輪、人物埴輪が出土しており、これらの遺物から５世紀後半の年代とされているが、埋葬された主体部については未確認であり不明な点も残る。



図1-5-60　太夫塚古墳

③市指定

ア.松平八代墓　（年代：室町）

大樹寺は松平氏の菩提寺。初代親氏から３代信光の墓は、４代親忠が大樹寺建立時に移設し、元和元年（1615）に家康公が墓所を再興、元和３年（1617）に２代将軍秀忠が先祖８代の墓の再建修復を行った。

親忠の墓標を中心に向かって右側前３代の墓標は小さく、向かって左側４代は大きい。左端の家康公の墓標は昭和 44 年（1969）に完成したものである。



図1-5-61　松平8代墓

イ.岡崎城跡　（年代：享徳元年(1452)～康正元年(1455)築城）

矢作川と乙川（菅生川）の合流点の龍頭山に、享徳元年（1452）～康正元年（1455）に西郷弾正左衛門頼嗣（稠頼）が築城したのに始まった。

天文 11 年（1542）徳川家康公が城内で生まれ、天正 18 年（1590）に城主となった田中吉政により、城下町建設と、それを囲む総構えの大城郭となった。江戸時代には神君生誕城として格の高い譜代大名が城主となった。前本多家及び水野忠善の藩主時代の整備により大城郭として完成し、城下を通る東海道は「二十七曲り」と呼ばれる非常に屈折の多い道筋となった。

明治６～７年（1873～1874）頃、建築物は取り壊されたが、城郭としての堀や石垣、えな塚、産湯の井戸は重要な遺構として残されている。明治８年（1875）、旧岡崎城の本丸・二の丸を中心に公園化され、昭和 34 年（1959）３月、三層五重の天守と井戸櫓、付櫓が再建された。



図1-5-62　岡崎城跡

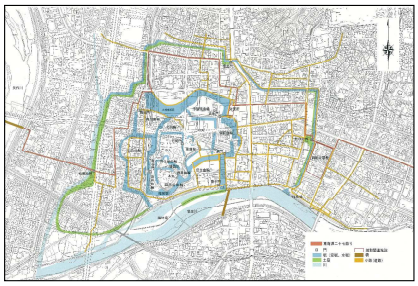


図1-5-63　岡崎城郭図

ウ.松平清康墓、松平広忠墓 （年代：天文4年(1535)清康没、天文 18 年(1549)広忠没）

大林寺は西郷信貞の建立した寺で、後に岡崎城主松平清康の菩提寺となっている。天文４年(1535)に清康が、同 18 年(1549)に広忠が没するとここに遺物を収め、ともに墓をたてたといわれている。清康の墓は高さ 1.93 メートル、広忠の墓は高さ 1.55 メートルで、いずれも五輪塔で各輪に梵字が刻まれているが、地輪のみ大樹寺に移されたことになっており、現在は無銘の切石で代用されている。



図1-5-64　松平清康墓(左)
松平広忠墓(右)

エ.松平広忠公御廟所 （年代：慶長 10 年(1605)）

松應寺は永禄３年(1560)徳川家康公が父広忠菩提のため、隣誉月光を開山として創建した。広忠は天文 18 年(1549)に家臣の岩松八弥に刺殺され、野見原で火葬された。

広忠廟所は慶長 10 年(1605)広忠の 57 回忌に家康公が建立したもので、松廟、拝殿、鳥居、玉垣等が建てられた。平成 31 年度(2019)～令和３年度(2021)に、版築工法による土塀の修復と経年劣化が進んでいた門の保存修理が実施された。



図1-5-65　松平広忠公御廟所

オ.甲山第1号墳 （年代：古墳中期）

甲山第１号墳は乙川と伊賀川に挟まれた愛宕山丘陵縁辺の甲山山頂に立地する。これまで直径 60 メートルの大円墳と考えられていたが、近年は前方後円墳の可能性も指摘されている。防空壕の掘削時に大量の木炭が確認されていることから、内部施設には木炭槨が推定されている。同時に鉄刀が出土したとされるが、戦災で消失している。築造年代は４世紀末～５世紀初頭と考えられている。



図1-5-66　甲山第1号墳

カ.千人塚 （年代：応仁元年(1467)井田野の戦い）

西光寺南方の、周囲を民家に囲まれた場所に所在する。塚の頂部には２メートル程の石碑が建てられ、その周囲に碑や墓が 20 基程建てられている。中央の大きな碑の正面に「南無阿弥陀仏」、左側面に「井田埜〇〇霊金壷」、右側面に「元禄九壬年八月二十九日大樹寺　廿八世忍誉碑金名」とある。松平親忠が井田野の戦いで戦死者を敵味方の区別なくこの地に埋葬したと伝えられる。



図1-5-67　千人塚

キ.藤川宿脇本陣跡　（年代:江戸）

江戸時代の東海道五十三次のうち37番目の宿駅である。中世から交通の要地で、慶長６年(1601)の伝馬制度により設置された。脇本陣跡には門が現存し、昔の名残を留めるものとして貴重である。門は享保４年(1719)の大火後再建され現在に至っている。明治以降は藤川村役場、昭和 30 年(1955)の合併後は岡崎市藤川連絡所として利用され、現在は藤川宿資料館となっている。



図1-5-68　藤川宿脇本陣跡

ク.岩津城跡　（年代:室町～安土桃山）

岩津城は応永 28 年(1421)松平泰親の岩津進出後から、子信光の勢力拡大の頃までに築城されたとされているが、その規模や形態は不明である。その後、天正年間に家康によって西三河の他の城郭とともに整備されたことが推定されている。

現存する遺構からみた城域は東西 150 メートル、南北 200 メートルほどである。主郭と南郭、それらを結ぶ土橋、大規模な空堀など多くの遺構が現存する。



図1-5-69　岩津城跡

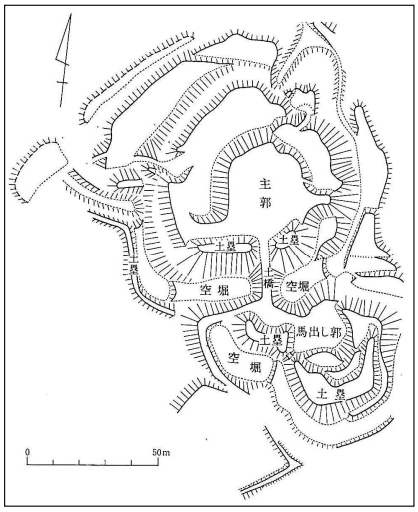


図1-5-70　縄張図

(4)天然記念物

①国指定

ア.岡崎ゲンジボタル発生地

指定区域は、国道１号の大平橋付近から旧額田町までの乙川、男川と、山綱川、竜泉寺川、鉢地川、古部川の一部の総延長約 25 キロメートルにのぼり、稀に見る広がりを持つ。

都市化の影響を受け、一時生存が危ぶまれたが、美合及び河合地区の保存会、小中学校による保護増殖の活動が功を奏している。また、上流区域並びに区域外に及ぶ生息地まで大切に保全されている。



図1-5-71　岡崎ゲンジボタル発生地

②県指定

ア.藤川の松並木

慶長９年(1604)五街道の制が定められ、江戸日本橋から京都まで東海道五十三次が整えられた。東海道の街道沿いには松が植えられ、道行く旅人たちにうるおいを与えた。藤川町地内には、旧道の約１キロメートルの間に約 90 本の松が群生し、往時を偲ばせている。



図1-5-72　藤川の松並木

イ.岡崎城跡の五万石ふじ

岡崎城跡(岡崎城公園)の南西部、乙川を望む 1,300 平方メートルの範囲に生育するフジの古株である。かつて岡崎城の入り口付近にあったものを現在の場所に移植したと伝わる。岡崎藩の所領石高にちなんで「五万石ふじ」と呼ばれており、５月初旬の花期には、約 160 センチメートルに及ぶ花穂が開花し、優美な姿を展開する。樹齢は少なくとも 120 年以上と推定される。



図1-5-73　岡崎城跡の五万石ふじ

③県登録

ア.小呂湿地

岡崎市小呂町の標高 160～170 メートルの丘陵地帯の谷間に成立した湧水湿地である。小丘が連続した背後地の間に小湿地や水田が位置し、本湿地はそのなかでは最も規模の大きなものである。

本湿地は、かつては水田として利用されており、湿地本来の姿を失っていたが、水田としての利用がされなくなった後に、現在のような環境に復帰していったとされている。



図1-5-74　小呂湿地

(5)歴史及び伝統を反映した人々の活動

①国指定（重要無形民俗文化財）

ア.瀧山寺鬼祭り

祭　典　：旧暦１月７日に近い土曜日

起　源　：源頼朝（みなもとのよりとも）の祈願に始まると伝えられ、正保４年(1647)３代将軍家光の時代に復活されて以後、徳川幕府の行事として盛大に行われるようになった。

旧暦元日から７日まで、天下泰平と五穀豊穣を祈願する「修正会（しゅしょうえ）」の最終日の夜に行われる祭りで、仏前法要、鬼塚供養、庭祭り(田遊祭（たあそびまつり）)、火祭りが行われる。特に、半鐘（はんしょう）・太鼓・双盤（そうばん）の乱打、法螺（ほら）の音とともに、燃えさかる松明（たいまつ）を持った男たちと祖父面（じじめん）・祖母面（ばばめん）・孫面（まごめん）を被った３鬼が、本堂の回廊と内陣（ないじん）を廻る火祭りは、非常に壮観である。



図1-5-75　瀧山寺鬼祭り(火祭り)



図1-5-76　瀧山寺鬼祭り(庭祭り)

②県指定（有形民俗文化財）

ア.大川神明宮（おおかわしんめいぐう）の舞台

大川神明宮にある農村舞台で、豊楽座（ほうらくざ）と呼ばれている。明治から昭和にかけて地区の人々に親しまれてきた、茅葺屋根の風情溢れる舞台である。明治 15 年(1882)に建立され、舞台の法量は間口 10.9 メートル、奥行 9.08 メートル、高さ 10.9 メートルの入母屋造である。舞台内部は直径 6.18 メートルの回り舞台を設えており、床下に 22 個の木車付の皿回し式の台座を組み、盆の背面４か所に腕木が取り付けてあり、床下で操作する方式を採っている。太夫座（たゆうざ）、花道も残されており、セリ(迫)は天井から奈落（ならく）まで上下する大セリがあるなど舞台機構も多く備え、地方舞台としては貴重なものである。



図1-5-77　大川神明宮の舞台

農村舞台は単なる娯楽の場ではなく、祭祀空間の一部として位置づけられていたと考えられている。かつて額田地区には数多くの農村舞台があり、三河山間部は信州とともに農村舞台の文化圏を形成していた。

イ.万足平の猪垣

猪垣は猪・鹿が田畑へ侵入するのを防ぐ目的で、江戸時代中期頃から築かれた。猪垣は、宮崎地区を中心に分布し、その総延長は約 50 キロメートルにもおよび、全国的にも貴重な存在であるといえる。この地域一帯で採取される、硬く平らな板状に割れやすい領家片麻岩を多く利用している。万足平の猪垣はその代表的な例で、高さ約２メートル、底幅１メートル、上幅 60 センチメートル、現存長で 612 メートルあり、文化２年(1805)と天保３年(1832)の２度にわたり築かれたという記録が残っている。猪垣は、村人の吉右衛門と孫左衛門が専門家集団の手ほどきをうけ、その技術を学び、地元の石を積み上げて造り上げたものである。

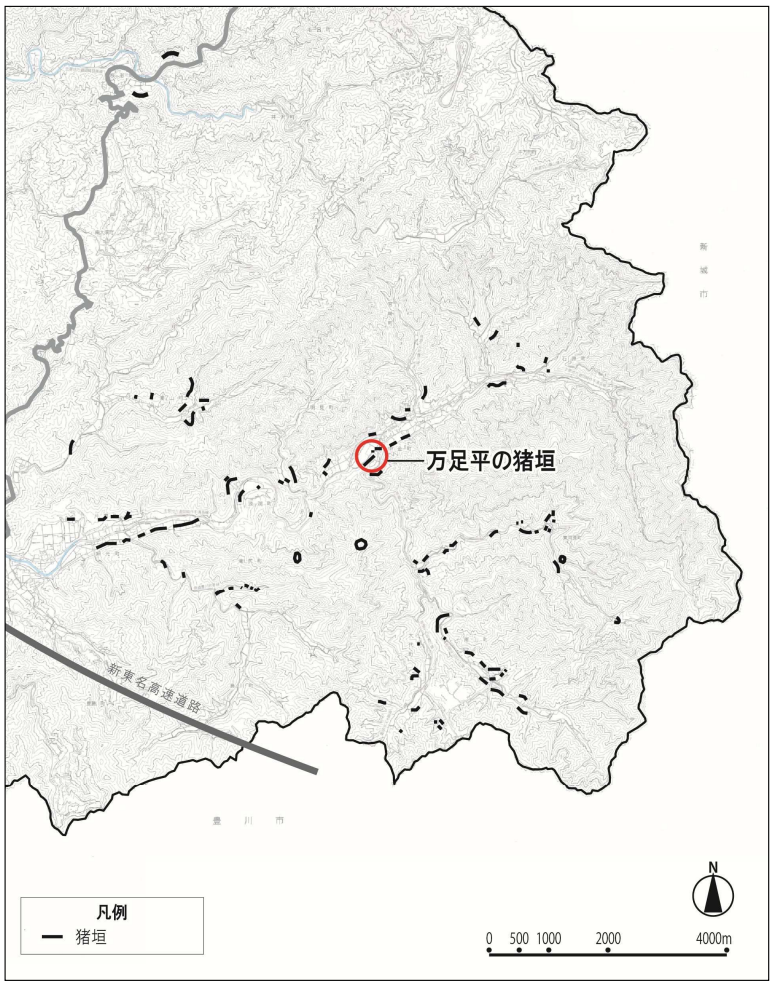


図1-5-80　猪垣の位置



図1-5-78　万足平の猪垣

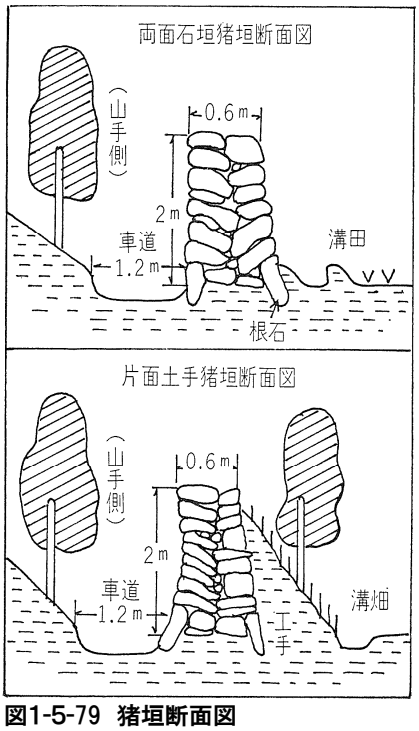


図1-5-79　猪垣断面図

③県指定（無形民俗文化財）

ア．千万町の神楽

八劔神社の祭礼で奉納される神楽で、嫁（娘）獅子神楽としては県下で最も長い伝統がある。４月 16 日に近い日曜日に行われている。

文献に初めて見られるのは宝暦元年（1751）で、豊作と悪魔祓いの願いが込められていると伝わる。

舞方・後持方・笛方（２人）・太鼓方・囃子方で構成され、獅子は御幣と鈴を持って「幕の舞」と「鈴の舞」を神社拝殿で奉納する。また、若宮社への神輿渡御が行われ、若宮社南の広場で舞（ホラの舞）が奉納される。



図1-5-81　千万町の神楽

④市指定（有形民俗文化財）

ア.祭礼山車（矢作三区）

正面には唐破風屋根を二重に作り、これに諸種の彫刻をはめ、金銀箔を押している。破風上には楠公訣別、下段には飛竜力士の彫刻があり、最も人目を引く。山車の両側と背面には猩々緋の大幕が垂れ、黒地に竜を刺繍した水引を張り、その刺繍には金銀糸を用いて眼に玉をはめ、爪に銀箔が貼ってある。山車の大きさは、縦 4.24 メートル、横 2.42 メートル、台の高さ 6.37 メートル、車輪の直径 0.90 メートル。矢作町にはかつて４台の山車があったが、現在では「東中之切」と「西中之切」の２台が保存されている。江戸時代末期の作である。



図1-5-82　祭礼山車

イ.祭礼山車（矢作二区）

正面には唐破風屋根を二重に作り、一番下の箱段には牛若丸と鞍馬天狗の彫刻が施されている。その上の御拝の２本の柱には登り竜と降り竜を彫り、蟇股・懸魚等にも彫刻がある。全てに金箔を押して極彩色が施されている。幕類は大幕猩々緋、水引は金通し地金に麒麟と鳳凰の金銀色糸の刺繍が施されている。山車の大きさは、縦 4.29 メートル、横 2.48 メートル、台の高さ 7.09 メートル、車輪の直径 1.18 メートル。江戸時代末期の作である。



図1-5-83　祭礼山車

ウ.八帖諏訪神社絵馬群

八帖諏訪神社の拝殿に掲げてあるもので、江戸中期から明治期に製作された大絵馬である。

八帖には矢作川の土場があり、古くから商人で栄えた。この神社の絵馬もこうした商業関係者の奉納によるものが多いと考えられている。



図1-5-84　八帖諏訪神社絵馬群

エ.六所神社絵馬群

楠公父子桜井駅別れ図は、宝永年間(1704～1711)に奉納された。算額は、安永年間(1772～1781)に盛んに奉納され、人々が集まる寺社に掲げ、自分の解法を発表する役割をなしたり、学問成就を祈願したりした。金的中額は、神社の神事(射的)で的中したときに奉納された。



図1-5-85　六所神社絵馬群

オ.矢作神社絵馬群

江戸時代幕府直営で施行された矢作橋の掛替え工事（延宝２年(1674)）の完成を記念した絵馬８点を含む絵馬群が保存されている。



図1-5-86　矢作神社絵馬群

⑤市指定(無形民俗文化財)

ア.大嘗祭悠紀斎田(田植唄、踊り、用具、装束一式)

大正４年(1915)、大正天皇即位の大嘗祭で、悠紀斎田に六ツ美村中島(現在の中島町)が選ばれた。大嘗祭は、天皇即位後初めて新穀をもって皇祖と神々を悠紀・主基の両殿に迎え、収穫祝いと今後の豊作を祈願する宮中の儀式である。京都より東日本を「悠紀の地」、西日本を「主基の地」と称し、大嘗祭に供える米を作る田を「斎田」という。当地には、お田植唄、お田植踊り及び装束・用具・記録が保存伝承されている。６月第１日曜日に行われている。



図1-5-87　大嘗祭悠紀斎田

当日は、女性は「藍色の着物に菊菱と稲の丸の古代染」、男性は「白の上衣に浅葱色の単袴」という当時さながらの衣装を身に着け、歌と踊りに合わせて斎田に早苗を植える。

イ.デンデンガッサリ

山中八幡宮に古くから伝わるお田植え神事で、１月３日に行われている。

歌詞の初めに「デーンデーンガッサリヤー」という詞があるので「デンデンガッサリ」といわれている。

前歌・後歌・せりふ・所作により年間の農作業を表現し、天候の恵みと稲の豊作を祈願する。

当日は、苗に見なした餅を大鏡餅に植える所作、豊作を表す大鏡餅を牛の背に載せ、牛が重さに耐えきれず倒れる所作がある。牛が運搬、豊作の象徴として登場してくることが極めて珍しく貴重なものである。



図1-5-88　デンデンガッサリ

ウ.須賀神社祭礼山車及び祭りばやし

春の祭礼であり、かつては「祇園祭」として６月に行われていたが、現在は４月第２日曜日に行われている。須賀神社の祭神が同じ町内にある神明社の祭神を、山車（だし）と囃子などで、にぎやかに訪問することが目的といわれている。

入船山車（新居野組）・竜神山車（原組）・恵比寿山車（仲組）・鳳凰山車（庄野組）の山車４台と、河瀬・宮北市組の花組と称した花車（チャラボコ）が参加する。



図1-5-89　須賀神社祭礼山車及び祭りばやし

当日は、神明宮で「御照覧（ごしょうらん）」として２組による祭り囃子が奉納される。また、須賀神社への宮入時には景気の良い囃子の音にのせて山車が須賀神社前の坂を一気に駆け上る姿は勇壮である。額田の山を背景に４台の山車と花車がゆったりと曳かれる景色は人々を惹きつける。

エ.夏山八幡宮火祭り

旧暦９月９日に近い日曜日に行われている。

夏山町の柿平・平針地区が１年ごとに当番となり祭りを執行している。祭りの当日、神社境内の林から伐採した生木を、拝殿前の広場に高さ３メートル程積み上げて「ソダ山」を築き、「太夫」と呼ばれる鬼が拝殿で矢竹で熾（おこ）した火種で点火する。この火の周りで「鈴の舞」「獅子討ち」を行った後、鬼が燃える木を持って逃げる参拝者を追い掛け回す。火の粉にあたるとその年は風邪を引かないといわれる。夏山八幡宮には、永禄元年（1558）の銘のある獅子頭が残されている。作者は「光國」と記されている。



図1-5-90　夏山八幡宮火祭り

オ.堤通手永御田扇祭り

旧岡崎藩領の堤通手永の区域内（現在の岡崎市 16 か所、西尾市４か所）で行われ、五穀豊穣・町内安全・天下和順等を願い、毎年 1 年ごとにマチ[5]からマチへと神輿を中心とした渡御行列により手永内を巡行する伝統行事である。７月の日曜日に行われている。御田扇祭りはその形態から岡崎藩の農民支配制度である手永制度との深い関わりが指摘されている。



図1-5-91　堤通手永御田扇祭り

カ.山方手永御田扇祭り

旧岡崎藩領の山方手永の区域内（現在の岡崎市 12 か所、額田郡幸田町１か所で構成）を、五穀豊穣・町内安全・天下和順等を願い、毎年１年ごとにマチからマチへと神輿を中心とした渡御行列により手永内を巡行する伝統行事である。７月の日曜日に行われている。御田扇祭りはその形態から岡崎藩の農民支配制度である手永制度との深い関わりが指摘されている。



図1-5-92　山方手永御田扇祭り

キ.能見神明宮大祭

江戸時代より続く岡崎を代表する祭りの一つ。５月の第２土・日曜日（その他神事を月曜日）に行われている。

能見神明宮は、旧岡崎市街の中部に位置し、氏子も大変多い。「御神輿渡御」は一番重要な神事で、御神体（天照大神）が御神輿に移され、先獅子を先頭に長い行列を組み、氏子の 11 町内に設けられた御旅所を巡行し、町の安全と繁栄を祈願してお祓いを受ける。「山車の宮入り」は町ごとに８台の山車が明かりを点し、囃子の音と共に町内を巡り、揃って神明宮に入る最大の見せ場である。踊り子には氏子の家の女児がなり、身内の人は山車に付いて回って「花」と呼ばれる包み金を投げる。



図1-5-93　神明宮大祭

[5] 民俗学においては、行政的な「村」「町」と区別するために、祭礼組織や近世の自治組織としてのコミュニティなどを指す際に、カタカナで「ムラ」「マチ」と表記することが多い。

⑥伝統産業

以下に示す伝統産業のうち、昔からの伝統工業の技術を守り、育て、発展させるため、経済産業大臣により「伝統的工芸品」に指定されたものに、「岡崎石工品(石材加工)」と「三河仏壇(三河仏壇製造)」がある。

ア.石材加工 ［伝統的工芸品：岡崎石工品］

家康公が関東に移った天正 18 年(1590)に田中吉政は岡崎城主となり、城郭や城下町の整備等を行った。その際、大坂の河内や和泉から大勢の石工を呼び寄せ、地元の花崗石で堀や石垣を造らせている。

その後、宿場町の北に位置する随念寺周辺の八軒町と裏町(現在の花崗町)(別名石屋町)に居住した石工たちは、その石工技術を活かして灯籠、鳥居、手水鉢等を作って生計を立てた。こうして受け継がれてきた技術が、現在の岡崎の石材加工業に活かされている。高度な手法を使った飾りつけの彫刻は、石工品に繊細さと優美さを与えている。



図1-5-94　石灯籠

石材加工の主体は新たな石工団地に移ってはいるが、現在でもこの場所には十数軒の石材店や鍛冶屋等が建ち並び、石屋町としての風情が残っている。

イ.三河仏壇製造 ［伝統的工芸品：三河仏壇］

文献によると、三河仏壇は元禄 17 年(1704)に、矢作川から運ばれる松、杉、檜等の良材と三河北部の漆を材料として、仏壇師が製造したのが始まりといわれている。

三河仏壇は、台が低く、精緻な彫刻を持った内陣の豪華さが特徴で、八職と称する専門職(木地師、宮殿師、彫刻師、錺金具師、塗師、蒔絵師、箔押師、組立師)による合作により製造される。



図1-5-95　三河仏壇

仏壇は価値の高い商品であるとの認識があったため、岡崎城下大手門近くの材木町を中心に仏壇町が形成された。仏壇の技術が山車製作にも活かされている。その後市内各所に店舗ができ、現在でも数件の仏壇店が岡崎城下で営業している。

ウ.八丁味噌製造

八丁味噌は、600 年程前から地元の大豆と矢作川の伏流水を用いて醸造されていたといわれている。二夏二冬の間、人の手が一切入らず醸造され、濃厚な旨みとコクのある独特の風味が特徴である。戦国時代には武士の携行食として重宝され、家康公が幕府を開いた際には、三河武士たちにより、諸国大名にその名が伝えられ、広まったとされている。

現在は、江戸時代創業の２つの老舗、早川商店（現在のカクキュー）と大田商店（現在のまるや）が、昔ながらの製法と趣のある味噌蔵を脈々と受け継ぎ、岡崎を代表する味となっている。

エ.花火製造

家康公に仕えた稲富伊賀守直家が、鉄砲隊の指導者として砲術・火術（稲富流火術）を伝えた。これを弟子の沢田四郎右衛門が平和のための火術として改良を重ね、大筒、手筒による打上げ花火の製作に応用し、現在の三河花火の基を作ったといわれている。

文化５年（1822）、これらの大筒、手筒花火は菅生神社で五穀豊穣を願う農民により神への奉納とされ始め、現在の天王祭りに受け継がれている。今では、岡崎発祥の噴出花火「ドラゴン」を始め、打ち上げ花火や玩具花火、仕掛け花火、金魚花火など多様な花火が製造されている。

オ.やはぎの矢作り

やはぎの矢は、明治３年（1870）、静岡県三ケ日にて矢師となった初代小山嘉六（こやまかろく）に始まり、伝統的な手法により代々竹矢の製造に取り組んできた。70 もの製造工程を持つため、完成までに２年の歳月を要するといわれている。現在は、流鏑馬（やぶさめ）神事を始めとした各神事で使用されている。



図1-5-96　やはぎの矢

製法は、まず竹を切り出し、熱して柔らかくして竹の曲がりがなくなるまでしごく。その後、小刀で削り、再び焼いて真直ぐにする。砂で擦って小刀の削りめを取り、焼き色をつけて砂と水で磨く。仕上げ砥ぎをし、最後に重心が揃うように鉄粉を混ぜた松脂を焼け火箸で矢竹の端に入れ込み、完成させる。



図1-5-97　やはぎの矢づくり

昭和 40 年代以降、量産可能なアルミ製の矢が主流となり、現在、昔ながらの製法を守る矢師は全国でも 10 名程度となったが、その内３名が岡崎市に残る１軒に勤め、代々受け継いできた竹矢づくりの技法を後世に伝承し続けている。

カ.五月武者絵幟作り

かなめ染め武者絵幟（むしゃえのぼり）は、「かなめ本染め」の手法で染め上げられる絵幟で、江戸時代中期に職人の町・三河国土呂（福岡町）の地で誕生した。絵幟とは、男児の立身出世（りっしんしゅっせ）、無事成長を祈念する絵柄が、伝統の色使いとボカシが特徴の「手描き本染め」の手法で染め上げられたものである。かなめ本染めは、今なお熟練の職人により全て手づくりされ、下絵も含め、変わることなく受け継がれている。

キ.チャラボコ太鼓作り

チャラボコ太鼓（小締め太鼓・コンコロ太鼓の２種類がある）は、この地方独特の祭り囃子で演奏される太鼓のことである。原木の切断から完成まで数年を要し、ほとんどの工程が手作業で行われる。なお、「チャラボコ」とは太鼓のリズムを言葉で言い表したものである。呼び名については諸説あるが、蒲郡等の海沿いの地域では南の海から伝わったといわれ、岡崎市・安城市辺りでは東海道から京都のものが伝えられたとされている。


図1-5-98　チャラボコ太鼓

明治・大正期には西三河に太鼓店がいくつかあったが、昭和になりそのほとんどが廃業した。今ではチャラボコ太鼓を製作できるのは全国でも２軒のみで、そのうちの１軒が、慶応元年（1865）の創業から 150 年余り、岡崎城下で製作を行っていた。令和２年（2020）に本宿町に移転後、現在も製作を続けている。

ク.大門（だいもん）のしめ縄作り

しめ縄には、御霊を宿す神聖な境・領域を他と区別するために奉り、周囲の汚れを清め、災い等の侵入を防ぐという意味がある。わらをなった縄に、縁起が良いとされる飾り物を付ける。


図1-5-99　大門のしめ縄

岡崎におけるしめ縄の生産は、明治 20 年（1887）代前半、伊勢神宮へ参拝した石川米吉が神宮のしめ縄を参考に開発したことに始まり、鮮やかな青みが特徴である。生活様式の変化により、従来に比べ生産量の減少は否めないものの、手づくり、本物志向により注目されている。

ケ.三州岡崎和蝋燭（わろうそく）作り

ハゼの木の実からとれる「木蝋（もくろう）」を原料として製造される和蝋燭（木蝋燭）は、江戸時代に入ると需要が急伸し、各藩において重要な産業として各地に蝋燭問屋ができた。和蝋燭の製法が本市へ伝授されたのも、その頃（17 世紀後半）といわれている。「生掛（きが）け」と呼ばれる江戸時代の製法により、一本一本手作りされる。


図1-5-100　和蝋燭

現在、和蝋燭の製造は全国で 20 軒ほどとなったが、本市では３軒が営業を続けている。現在でも、「あかり」として仏事を始め、寺院・茶道・記念行事など幅広い用途に用いられ、根強い需要がある。

(6)近代化産業遺産

全国各地には、産業近代化の過程を物語る存在として、数多くの建築物、機械、文書が継承されており、これらは、自らが果たしてきた役割や先人たちの努力など、豊かな無形の価値を今に伝えている。近代化産業遺産は、平成 19 年(2007)から平成 22 年(2010)にかけて、これらの歴史的価値をより顕在化させ、地域活性化の有益な「種」として、地域の活性化に役立てることを目的に、経済産業省が、全国各地から推薦を受けた産業史的価値の高い施設や機械、関連資料などを認定したものである。

対象は、明治期以降(19 世紀後半)から高度経済成長期以前にかけて、日本の近代化に大きく貢献した鉱業、製鉄・製鋼、造船、繊維、交通、通信、土木、水力発電など多様な分野にわたる建造物や施設、機械、資料である。

ア.ガラ紡（遺産名称：岡崎市の紡績関連遺産）

ガラ紡(ぼう)は、ブリキの筒に綿打した原綿を入れ、筒を回転させることにより撚りをかけて糸を上に巻き取る仕組みの和紡で、回転する筒の音からガラ紡と呼ばれた。

臥雲辰致(がうんたつち)の「ガラ紡績機」の発明が、繊維工業・機械工業の近代化に向けた一つの大きな転機となった。三河地域を中心として「ガラ紡」は急速に普及し、さらに水車動力の採用と、船に水車を取り付け、船中に紡機を設置して水量豊富な矢作川などの河川につなぐ「船紡績」への技術発展により、三河のガラ紡績は明治 20 年(1887)頃に最盛期を迎えた。

イ.八丁味噌（遺産名称：八丁味噌カクキュー関連遺産、㈱まるや八丁味噌関連遺産）

良質な大豆と天然の湧水、矢作川の水運に恵まれた八丁村(岡崎市八丁町)で生まれた八丁味噌は、カクキュー(合資会社八丁味噌)とまるや(㈱まるや八丁味噌)という二大企業により愛知を代表する醸造製品として全国に知られるようになった。

八丁味噌は古くは三河武士の兵糧として重用された保存食であったものを、味が良く、栄養価が高く、長期保存にも耐えられる味噌のブランドとして二社が江戸時代に商品開発したものである。

コラム 二七市

二七市（ふないち）は、旧岡崎城総堀にあたる八幡町（はちまんちょう）の二七市通りで毎月下一桁の数字が2と7のつく日に開催される青空市である。 市内だけでなく、市外からも露店商が来て出店し、青果や乾物等の食料品だけでなく、衣料品、植木・切り花等を扱う店も加わり、賑わっている。

二七市は、第二次世界大戦後の闇市に始まる。戦後、東岡崎駅から明大寺町（みょうだいじちょう）にかけての通りに集まった闇市の商人は、交通障害になるという理由から八幡町に移転させられた後、中央マーケットを設立した。その後の昭和 27 年(1952)、中央マーケットが、康生町のたつき百貨店と本町の中央マーケットに分かれて再移転した後、人が集まらなくなった八幡町では、八幡町発展会が露店商組合と共同で市を出したのが現在の姿である。

現在では、開催時に交通規制を行い、歩行者天国になった通りに露店商等が出店し、賑わいを見せている。なお、令和8年(2026)には、70 周年を迎える。

第2章　岡崎市の維持向上すべき歴史的風致

2-0.歴史的風致の概要と分布状況

(1)歴史的風致とは

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第１条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

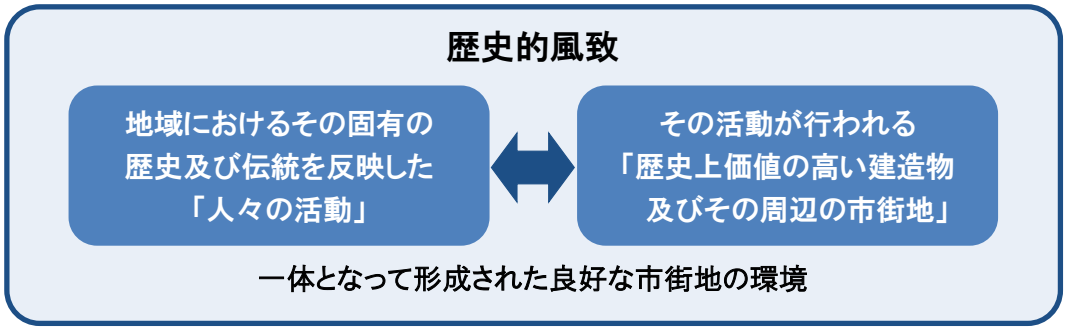


図2-0-1　歴史的風致の構成

(2)岡崎市の歴史的風致

岡崎市の維持・向上すべき歴史的風致は、以下のとおりである。

表2-0-1　岡崎市の歴史的風致

整理番号	歴史的風致の名称
2-1	家康公生誕の地にみる歴史的風致
2-2	東海道を舞台にした信仰･祭礼等にみる歴史的風致
2-3	瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致
2-4	岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致
2-5	郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致
2-6	六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致
2-7	額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致

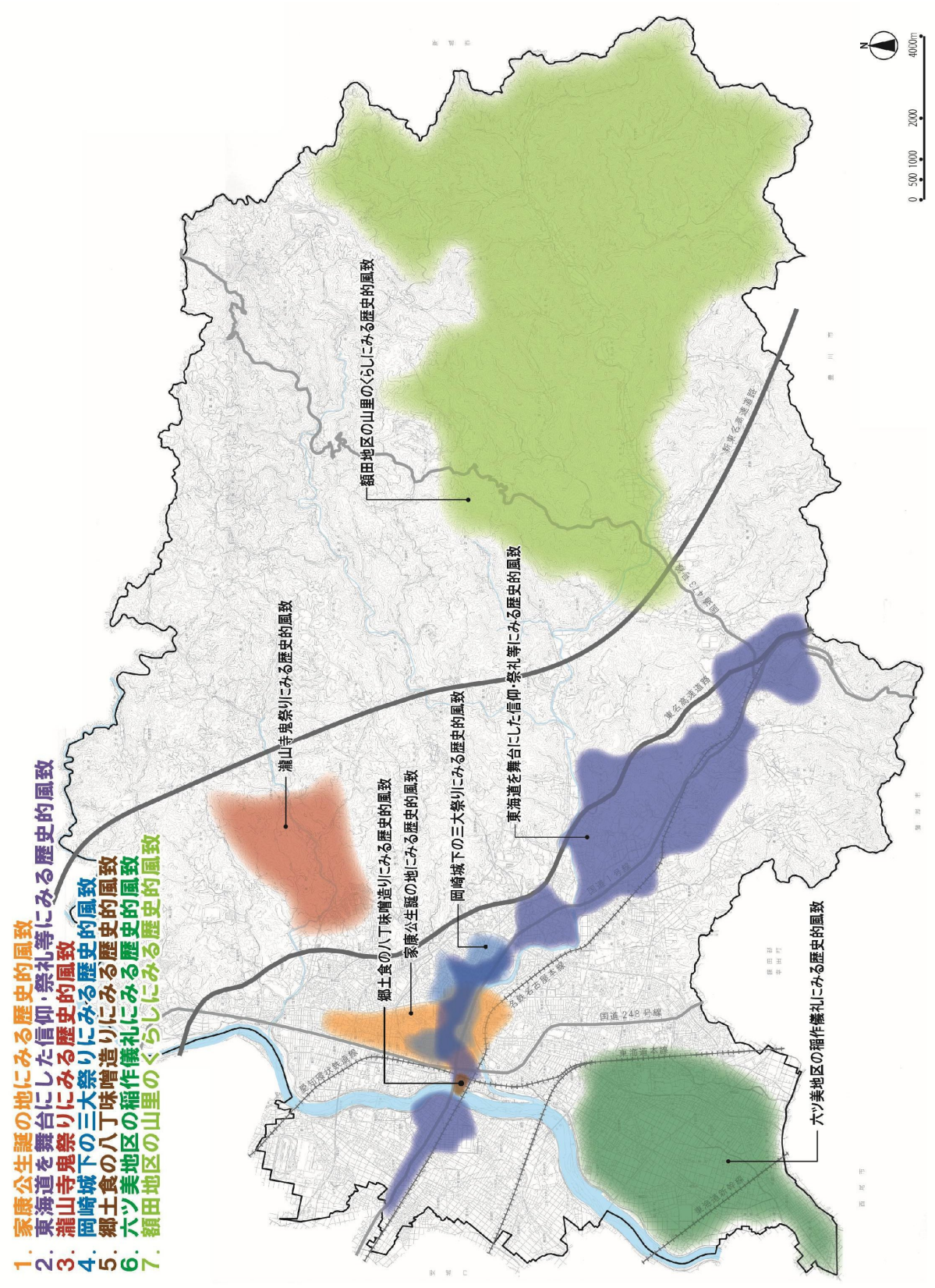


図2-0-2　歴史的風致の位置

2-1.家康公生誕の地にみる歴史的風致

(1)はじめに

徳川家康公の生誕地である本市には、徳川家の先祖である松平氏や家康公が創建に関わる寺社が数多く存在する。松平氏、そして家康公の勢力拡大とともに市内の各地に建立されたそれらの寺社は、家康公が「征夷大将軍」として天下泰平の世を築くと朱印状が与えられ、一層格が高められることとなった。家康公が亡くなると「東照大権現」として神格化されたことで、生誕地である岡崎の地は聖地となり、顕彰の舞台となる関係寺社は華麗な装いをこらすことになった。

これら本市の一大特色である松平氏・徳川家建立の寺社には松平氏・徳川家による寄進物も多く、岡崎の歴史を語る貴重な文化財となっているほか、これらを舞台に行われる顕彰活動や年中行事は現在も脈々と市民に受け継がれている。

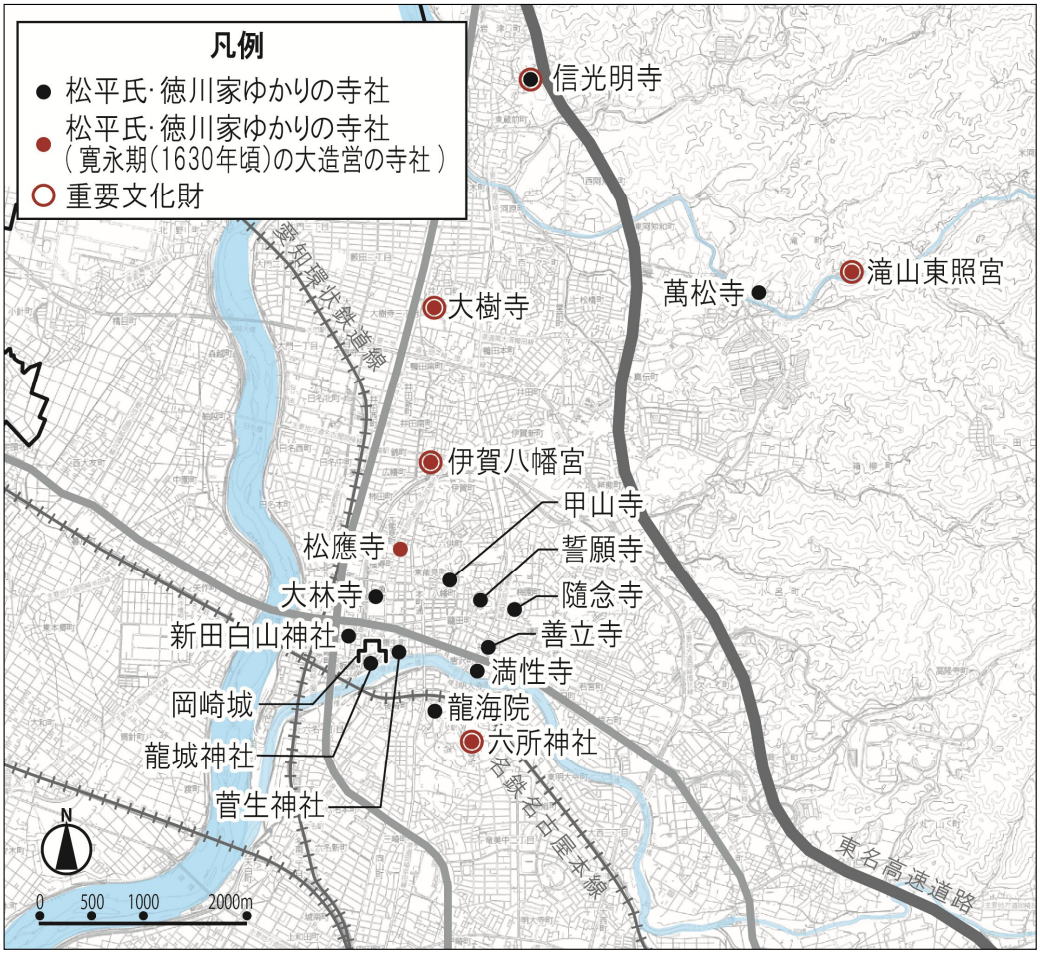


図2-1-1　松平氏・徳川家ゆかりの寺社（主に中心市街地）

(2)家康公顕彰の始まり

祖父・家康公への崇敬が特に厚かった家光が江戸幕府３代将軍になると、日光東照宮や上野寛永寺を始め多くの寺社が造られ、先祖の地である岡崎でも、松平氏・徳川家ゆかりの大樹寺、伊賀八幡宮、六所神社、松應寺で大規模な造営工事を行い、自らは滝山東照宮を建立した。特に大樹寺の大造営では「祖父生誕の地を望めるように」との想いから、本堂から三門、総門（現在は大樹寺小学校の南門）を通して、生誕城である岡崎城を望むことができるよう伽藍を配置、造営した。これら一連の造営は「寛永の大造営」といわれ、生誕地である本市において神君家康公の偉業を称える顕彰活動の始まりとなり、現在まで続く良好な市街地の象徴となっている。



図2-1-2　大樹寺惣絵図(寛永期)

幕府により造営されたこれら寛永期（1630 年頃）の建築は、三河における地方の普請ながら、木原義久（大樹寺・滝山東照宮）、鈴木長次（伊賀八幡宮・六所神社）、平内正信（大樹寺）など、当代一流の幕府お抱えの御用大工棟梁の手によるもので、江戸建築界の潮流を見事に開花させたといえる。現在見られる伊賀八幡宮や六所神社の華麗な建築物が完成し、大樹寺が徳川将軍家の菩提寺として威容を整えるのもこの時期である。また現存する指定文化財の建造物に 17 世紀前半のものが多いのはこのためである。

(3)建造物

①岡崎城(岡崎城公園)

岡崎城は、神君家康公の生誕城として江戸時代を通じて神聖視され、本多家（前本多）、水野家、松平家、本多家（後本多）と家格の高い譜代大名が城主となった。５万石の石高に比して大規模な城郭を誇り、大名は岡崎城主となることを誇りにしたといわれている。しかし明治維新後の廃藩置県により、明治４年（1871）岡崎城内に額田県庁が置かれることとなり、以後、裁判所を始めとした公的機関が旧郭内に設置されていった。明治６年（1873）に廃城令が出される



図2-1-3　岡崎城天守(景観重要建造物)

と、同年から７年(1874)にかけて岡崎城は取り壊しが行われ、建物は払い下げられた。そして旧城内の地は、家康公誕生地にちなみ「康生町」と名付けられた。その後、岡崎城の荒廃を憂いた多門伝十郎を始めとする旧藩士たちによって保存運動が起き、旧本丸と二の丸の一部の区域を城址公園として保存したいと県へ申請を行い、明治８年(1875)県の許可を受けて公園として外観を整えることとなった。

岡崎城公園内には篤志家らによって建立された家康公の偉業を称えるいくつもの顕彰碑がある。天守前に建つ「東照公遺訓碑」は、刻銘によると、昭和 11 年(1936) 4 月に建立され、総高 4.5 メートル、碑は 2.7 メートルの堂々たるものである。天守の西には、家康公の産湯に使ったとされる「産湯の井戸」と、家康公の胞衣を埋めたとされる「えな塚」があり、それぞれの刻銘によると、「東照公産湯井碑」は昭和８年(1933)、「東照公えな塚石宝塔」は昭和 11 年(1936)に、共に岡崎の石工らによって花崗岩で造られたものである。



図2-1-4　東照公産湯井と産湯井碑(令和7年(2025)10 月)


図2-1-5　東照公えな塚石宝塔(令和7年(2025)10 月)

昭和 30 年(1955)になると、家康公の生誕城にも関わらず石垣しか残されていない寂しい様子を嘆いた市民が、岡崎城天守の再建を強く願い、本格的な再建運動が始まった。「お城再建は市民の力で」という機運のもと「岡崎城復元募金委員会」が結成され、総工費 5,700 万円のうち約 1,200 万円が市民からの寄付により集められた。このことからも、市民の岡崎城再建にかける特別の思いを感じ取ることができる。そして、市民からの強い要望、厚い寄付を受け、昭和 34 年(1959)、明治期の写真を基に、鉄筋コンクリート造の天守が再建された。連日、再建工事の進捗が報じられ、「愛知新聞（昭和 34 年(1959) 3 月 25 日)」では、復元工事の完成が報じられるなど、関心の高さがうかがえる。


図2-1-6　岡崎城再建(昭和 34 年(1959)2月 18 日)

こうして家康公顕彰のシンボルとなった天守は、岡崎のランドマークとして、平成 13 年(2001)には入場者 1,000 万人に達し、復興 66 年が経った現在(令和 7 年(2025))は 1,350 万人以上が家康公生誕城を訪れ、この地を舞台に繰り広げられた往時の歴史に思いを馳せている。

②大樹寺

文明７年(1475)、松平４代親忠によって創建され、以後安城松平家の菩提寺となった。多宝塔(重要文化財)は、天文４年(1535)に松平７代清康によって建立されたものである。下層は方三間、総円柱、二手先斗栱尾垂木付とし、上層は亀腹上に円形の塔身を立て、四手先斗栱で軒を支えている。屋根は檜皮葺で、鉄製の相輪を上げている。浄土宗鎮西派に属する寺院で、桶狭間の戦い[1]から逃れた家康公が、自害を思い止まり再起の決意を固めた立志開運の寺院として知られる。登誉上人[2]により教えを受けた「厭離穢土欣求浄土[3]」は、生涯家康公の旗印となった。大樹は唐名で「将軍」という意味を持つ。


図2-1-7　多宝塔(重要文化財)


図2-1-8　三門(県指定有形文化財)

元和２年(1616)に家康公が亡くなると「東照大権現」として神格化され、「位牌は三河大樹寺に祀るべきこと」という遺命に従い、大樹寺に祀られることとなった。このことからも家康公にとって大樹寺は単に先祖代々の菩提寺というだけでなく、自身の人生観の確立と一代の危地を救った寺院として生涯に亘り特別な場所であったことがうかがえる。


図2-1-9　松平8代・徳川歴代将軍位牌

また、大樹寺位牌堂には、全国で唯一、徳川家先祖である松平８代の位牌と、すべて等身大の歴代将軍 14 代までの位牌も安置されている。その他、家康公 33 回忌にあわせて３代将軍家光により造られた家康公木像も安置されている。


図2-1-10　鐘楼(県指定有形文化財)

３代将軍家光が寛永 15 年(1638)から４年をかけて大小 40 余棟の諸堂を建立し、以後ほぼ 50 年ごとに幕府によって修復がなされてきた。家光は、正保元年(1644)に当寺に東照宮を造営するよう命じたが、城下に近すぎるなどの理由で東照宮は滝山寺に設けられ、当寺には家康公と秀忠の御霊屋が置かれることになった。安政２年(1855)の火災により、多宝塔、総門、三門、鐘楼等を残して焼失したが、同４年(1857)に規模を縮小して本堂(市指定有形文化財)及び冷泉為恭の障壁画(重要文化財)で装飾された大方

[1] 永禄３年(1560)の織田軍と今川軍の合戦。家康公は今川方として参戦。
[2] 大樹寺第 13 世住持で、家康公の自害を思い留まらせたとされる。
[3] 戦国の世は、誰もが自己の欲望のために戦いをしているから、国土が穢れきっている。その穢土を厭い離れ、永遠に平和な浄土を願い求めるならば、必ず仏の加護を得て事を成すとの意味。

丈（県指定有形文化財）等の伽藍を再建し、現在に至っている。三門（県指定有形文化財）は、三間一戸重層門。屋根は入母屋造、本瓦葺で、両脇に山廊をつけて全体を禅宗様でまとめたものである。鐘楼は、桁行３間、梁間２間、２階袴腰付。屋根は入母屋造、本瓦葺で、全体を和様でまとめている。大樹寺本堂は、桁行７間（約 12.6 メートル）、梁間７間（約 12.6 メートル）、入母屋造、本瓦葺の建造物である。

③伊賀八幡宮

正保４年（1647）の縁起では、文明２年（1470）に松平４代親忠が伊賀国（現在の三重県伊賀市や名張市辺り）から当地へ勧請したとされ、武運長久・子孫繁栄の守護神「氏神」として松平家の崇敬を受けた。祭神は、応神天皇、神功皇后、仲哀天皇で、相殿に家康公を祀っている。



図2-1-11　随身門（重要文化財）

永禄９年（1566）家康公は社殿を造営して、神殿の戸帳に姓名を自署し、献納している。慶長７年（1602）には朱印状を寄進し、後陽成天皇宸筆の神号額を献納、同 16 年（1611）に本殿など社殿の造営を行った。寛永 13 年（1636）には３代将軍家光が岡崎城主本多忠利を奉行とし、幕府お抱えの御用大工棟梁の鈴木長次をつかわして、大々的に造営したのが現在の社殿（本殿・幣殿・拝殿・透塀・御供所・随身門・神橋及び石鳥居は重要文化財）である。その際、本殿は家康公建立のものを使用し、これに幣殿・拝殿を連結し、華麗な彩色を施し、権現造社殿とした。以後も幕府の手で補修が行われ、本殿は三間社流造、屋根は檜皮葺で千木、鰹木を上げ、社殿の彩色は六所神社社殿に準ずる。本殿以外は寛永 13 年（1636）に造られたものである。

なお、伊賀八幡宮には、戦にまつわる逸話が残っている。松平７代清康が守山崩れ[4]に遭って急死すると、尾張の織田信秀が岡崎を攻め、松平８代広忠はわずかの兵で苦戦するなか、伊賀八幡宮の方角から白羽の神矢が乱れ飛び、敵兵は敗走し、危機を脱したという。九死に一生を得た広忠は、自らその神矢を拾って伊賀八幡宮に奉納したとされている。また、伊賀八幡宮は、松平家代々の祈願所であったことから、家康公の崇敬も非常に厚く、初陣の参詣を吉例に大きな合戦の前には必ず戦勝祈願することが慣わしとなった。

[4] 三河を統一し尾張へと攻め上っていた清康が、父が謀反の罪で殺されたと誤解した阿部弥七郎に殺され、今まで築き上げた領国が瞬時に崩れてしまったできごと。

④龍城神社

龍城神社は岡崎城公園内にあり、岡崎城旧本丸に位置している。祭神は徳川家康公、本多忠勝朝臣、天神地祇、護国英霊である。社伝によると三河国守護代の系譜をひく西郷弾正左衛門頼嗣（稠頼）が、享徳元年（1452）～康正元年（1455）龍頭山に城を築いた際に龍神が現れ、城の井戸から水を噴出させて天に去ったとされる。以後、松平７代清康が現在の地に城を移してからも龍神を祀り、城の名を「龍ヶ城」、井戸の名を「龍の井」と称したといわれている。家康公生誕の際にもこの井戸から金の龍が岡崎城の上空を舞ったと伝えられており、神社の名の由来や、岡崎城が別名「龍ヶ城」といわれるのは、このように龍に関係が深いためとされている。本市の市章も龍の爪が宝珠を掴んでいる形となっている。



図2-1-12　龍城神社

家康公薨去の後、藩主本多忠利はその偉業を称え、寛永年間（1624～43）に生誕城である城内に東照宮[5]を奉祀し、これが当社の創始となる。明和７年（1770）には藩主本多忠粛が、本丸内にあった東照宮を自由参拝できるようにと三の丸に移し、徳川四天王の一人である本多忠勝を祀る映世神社を新たに本丸に建てた。そして明治維新後、東照宮と映世神社を合祀して、明治９年（1876）龍城神社と改称し、現在地（旧本丸跡）に移転した。同 14 年（1881）神殿・玉垣・神門・鳥居等を建設し、大正２年（1913）本殿・幣殿・拝殿・神饌所、社務所等を新築、同３年（1914）県社に昇格し、当地域の崇敬を集めることとなった。昭和 23 年（1948）には社殿を焼失してしまうが、同 38 年（1963）には広く崇敬者の浄財を得て、日光東照宮より神木の寄進を受けた社殿が竣功し、現在に至る。関連する資料として、同 37 年（1962）の「龍城神社社殿御造営　御寄附芳名錄」が残されている。社殿は、入母屋造、銅板葺、平入、唐破風を設けた鉄筋コンクリート造である。平成８年（1996）には岡崎市市制80周年を記念して、拝殿天井に国内最大級といわれる白木彫りの昇龍が奉納された。その他、大林寺や隨念寺、甲山寺、誓願寺、善立寺など、本市には松平氏・徳川家ゆかりの寺社が城下町を中心に数多く存在しており、その周辺は門前町として栄えてきた。また、これらの寺社は紫衣勅許を受け、江戸時代を通じて修理が幕府直轄で行われるなど、徳川将軍家の手厚い庇護を受けて発展してきた。そしてこれら寺社が立ち並ぶ市街地では、家康公の


図2-1-13　龍の井

[5] 東照大権現たる徳川家康公を祀る神社のこと。

遺徳を偲ぶ顕彰活動が現在も至るところで続けられている。

(4)活動

①家康公行列[6]

本市の顕彰活動の代表的なものとして、毎年４月上旬の桜まつりの期間中に「家康公行列」が行われている。この行列は、もとは江戸時代に後本多[7]家藩祖本多忠勝を祀る映世神社(現在の龍城神社)の例祭(10 月 8 日)として、岡崎藩主の指揮のもと、鎧兜(よろいかぶと)を付け、旗指物(はたさしもの)を立ててほら貝を鳴らし、隊列を組み、矢を放ち、鉄砲を撃つなど戦法を鍛錬した行軍儀式が起源とされる。明治９年(1876)に映世神社と徳川家康公を祀る東照宮が合併して龍城神社となると、家康公の命日である４月 17 日が例祭となった。こうした起源から、現在の行列では各武将の隊列の前に龍城神社の神輿行列が先陣を務める慣わしとなっている。


図2-1-14　武者行列(家康公行列の前身)(大正4年)


図2-1-15　龍城神社の神輿渡御

明治維新を迎え、岡崎藩が解体された後も、家康公生誕地としての誇りを胸に、旧藩士たちは「不忘義団(ふぼうぎだん)」という団体を組織し、太平洋戦争(昭和 16 年(1941))頃まで、神輿渡御(とぎょ)の際に甲冑などを帯して供奉(ぐぶ)する武者行列として行っていた。龍城神社の狛犬の台座には、「旧岡崎藩士一同」と「大正二年九月」の文字が刻まれており、家康公への深い崇敬の念が垣間見える。昭和 23 年(1948)の龍城神社の火事により、甲冑などが焼失したため戦後一時休止したが、昭和 28 年(1953)に山岡荘八の小説「徳川家康」が出版されて家康公顕彰の気運が高まると、岡崎商店街連盟の働きかけと岡崎商工会議所の支援によって「家康まつり」として再開された。昭和 34 年(1959)に岡崎城天守が再建されると、まつりは市・市観光協会の主催で開催されるよ


図2-1-16　狛犬(旧岡崎藩士一同より寄贈)
(令和7年(2025)10 月)

[6] 令和６年(2024)に家康公顕彰条例が制定されたことを受け、市制施行 110 周年の節目となる令和８年(2026)から「家康公行列」に名称を改めた。
[7] 岡崎城主として近世前期に本多広孝を祖とする本多家が入城していることから、近世後期の本多忠勝を祖とする城主家を後本多(平八郎)家と呼んでいる。

うになり、岡崎桜まつりの中心行事として受け継がれている。コロナ禍により、令和２、３年(2020、2021)は開催中止、同４、５年(2022、2023)は秋開催となったが、現在は毎年４月上旬の日曜日に開催し、令和７年(2025)で 66 回目を数えた。令和５年(2023)の家康公行列では、大河ドラマ「どうする家康」出演者を招聘した特別版として開催し、沿道や河川敷には抽選で当選した約１万人の観客が集まり、大きな盛り上がりをみせた。



図2-1-17　家康行列(平成 23 年(2011)4月 10 日)



図2-1-18　令和7年(2025)徳川家康公役
細田佳央太氏
(令和7年(2025)4月6日)



図2-1-19　大樹寺での出陣式(令和7年(2025)4月6日)

郷土の英傑・徳川家康公の遺徳を偲び、華麗な時代絵巻を繰り広げるこの家康公行列は、令和６年(2024)まで、長年、伊賀八幡宮で出陣式を行っていたが、令和７年(2025)は、大樹寺にて行われた。大樹寺は、桶狭間の戦いにより敗走した家康公を匿(かくま)い、家康公が自害しようとした際に、登誉上人が「厭離穢土欣求浄土(おんりえどごんぐじょうど)」の言葉とともに諫(いさ)め、自害を思いとどまらせたとされる。その後、登誉上人は寺内の僧兵と共に家康公に加勢することとし、「厭離穢土欣求浄土」の旗印を掲げて戦ったことで、家康公は無事に岡崎城に入ることができたとされる。以降、戦場で家康公はこの８文字が書かれた旗印を掲げ、天下を取ることができた。大樹寺は徳川将軍家の菩提寺であるとともに、家康公再起の地としても重要な場所といえる。

大樹寺での出陣式後、行列は松應寺東側の足助街道（県道 39 号線）を出発し、南下して中心市街地（旧岡崎城下町）を通り、国道１号を横断して、乙川河川緑地右岸河川敷までの約 1.5 キロメートルを練り歩く。家康公を中心に、家康公を支えた勇猛な三河武士団の行列や、きらびやかな姫列、少年武者や少女隊を含めて総勢 700 余名になる。



図2-1-20　行列道中での演舞（令和7年(2025)4月6日）

これら出陣式や市街地での行列、そして乙川河川緑地右岸河川敷でのイベントなどを見物しようと、毎年多くの市民や観光客が訪れ、岡崎の春の風物詩となっている。

行列が行進する市街地周辺には、家康公ゆかりの寺社等歴史的な建造物が多く建ち並び、旧城下町、門前町のまちなみを背景に絢爛豪華な時代絵巻が繰り広げられ、往時の風情が感じられる一幕となっている。

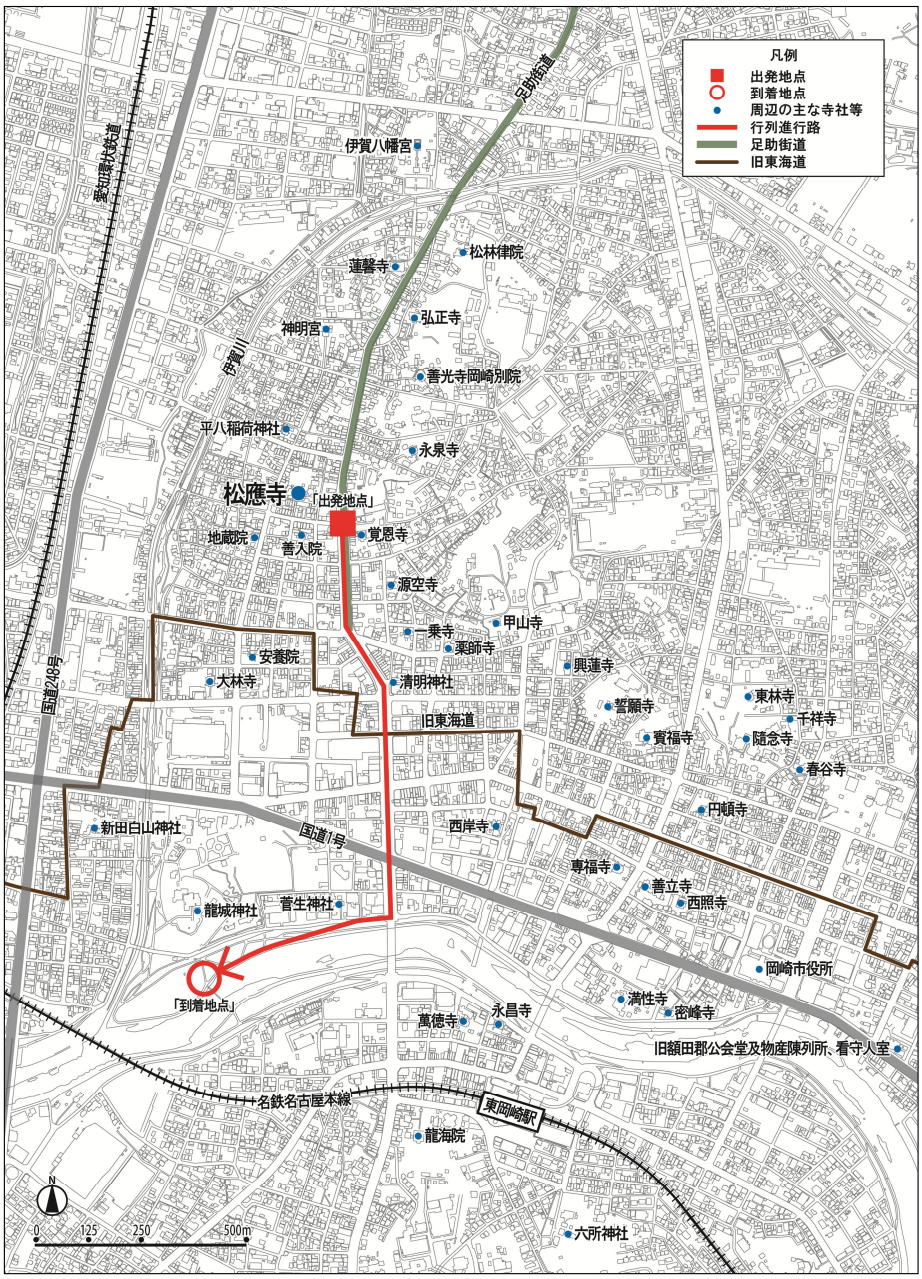


図2-1-21　家康公行列進行路(令和7年(2025)4月6日)

1　神輿渡御(龍城神社)
2　大のぼり
3　奴列
4　竹千代・少年武者列
5　於大の方列
6　築山御前・亀姫列
7　千姫列
8　少女隊
9　鳴物隊
10　岡崎三郎信康列
11　井伊直政列
12　本多忠勝列
13　徳川家康公列
14　榊原康政列
15　酒井忠次列

図2-1-22　隊列順(例)

②岡崎城再建と大樹寺から岡崎城を望む歴史的眺望

大樹寺と岡崎城天守の間には、家康公への顕彰を空間的に体現する全国的にも珍しい歴史的眺望が残っている。祖父を慕う３代将軍家光が、寛永の大造営で大樹寺の伽藍を配置、造営する際、君主生誕の地を望めるようにとの想いから誕生した、大樹寺本堂から三門、総門を通して、岡崎城天守を望む眺望である。

この大樹寺から岡崎城までの約３キロメートルの間には、歴史に裏付けされた見えない直線が引かれ、歴代岡崎城主は、毎日天守から大樹寺に向かって拝礼したとも伝えられており、大樹寺の三門から本堂までの参道には、水野忠善（ただよし）以降の歴代城主が奉納した石灯籠がこの歴史的眺望に沿うように並んでいる。

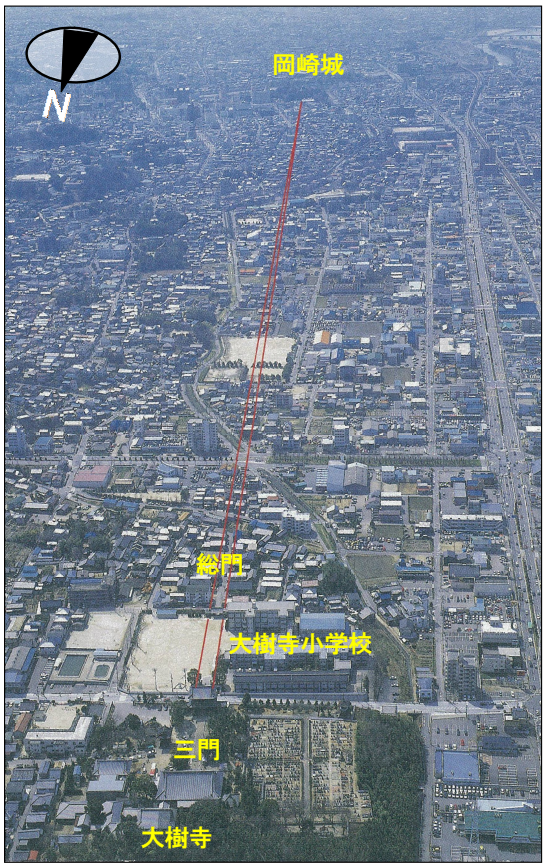


図2-1-23 大樹寺から岡崎城までの市街地

明治維新後、岡崎城が取り壊されたときは、この総門越しに見る岡崎城天守への眺望も存在しなくなってしまったが、昭和 34 年(1959)の岡崎城天守の再建とともに、この江戸寛永期から続く歴史的眺望も再び本来の姿を取り戻し、平成 24 年(2012)に建築規制が措置されるまで、法や条例による保全の規制がないなかで、市民の郷土への愛情と誇りによってその眺望が保全されてきた。


図2-1-24　天守のない岡崎城跡(昭和元年(1926)頃)

大樹寺の総門を額縁に見立て、岡崎城天守を望む眺望景観は、まるで額の中の絵のようだといわれ、その馴染みやすさと愛情から「ビスタライン[8]」という名が広く市民に浸透し、この歴史的眺望景観を守ることが古くから慣習化してきた。大樹寺の寺領に起源を持つ大樹寺小学校では、昭和 34 年(1959)12 月 23 日に制定された校歌の中で「南の門の　まん中に　岡崎城も　絵のようだ」と歌われている。また、「中部経済新聞(平成 24 年(2012) 2 月 22 日)」では、40 年前からビスタラインを眺めてきた市民の、眺望景観の保全を望む声が紹介されている。

先人から受け継がれてきた唯一無二の眺望景観は、過去と未来の人々をつなぐ大切な資源

[8] 眺望線のこと。ビスタは眺望という意味。

であり、家康公の生誕の地であることを誇りに思う、岡崎ならではの顕彰の意識が感じられる。



図2-1-25　大樹寺総門より
（岡崎城再建前(昭和 30 年代初期)）



図2-1-26　総門越しに望む岡崎城天守
（令和7年(2025)1月 16 日）

③寺社における伝統行事

ア. 御神忌法要、松平八代墓の清掃活動(大樹寺)

大樹寺の年中行事として、家康公の薨去以降、毎年命日の４月 17 日に、壇信徒や地域住民らが本堂に参列し、家康公の威徳を讃える「御神忌法要」が厳修[9]されている。特に、家康公が薨去してから 300 年にあたる大正４年(1915)には、４月 10 日から 18 日にわたり大法要が行われ、薨去 350 年にあたる昭和 40 年(1965)には、命日前夜の逮夜[10]である４月 16 日に大法要が行われた。薨去 400 年にあたる平成 27 年(2015)には盛大に 400 回忌の法要が行われるとともに、岡崎の経済界を中心に「徳川家康公霊夢像建立の会」が組織され、孫である家光の夢枕に立った祖父・家康公の姿を彫った石像を、岡崎石製品協同組合連合会が協賛金により岡崎産の花崗石で製作し設置した。



図2-1-27　御神忌法要(令和7年(2025)4月 17 日)



図2-1-28　薨去 300 年の大法要(大正4年(1915))

寺の北西の桜の木立に囲まれた静寂な場所には松平８代の墓所がある。これは松平４代親忠が大樹寺を創建する際、先祖３代の墓をこの地に移設し、家康公が父である松平８代広忠までの墓を建て再整備したものである。その後、家康公一周忌にあたり２代将軍秀忠が修復再建し、昭和 44 年(1969)には、大樹寺保存会により家康公の遺徳を顕彰し、遺品を納めた墓と碑が建立された。この松平８代の墓は、家康公が自害を思い留まり、再起を決意した神聖な場所として、戦前から現在まで近隣の檀家らによって季節ごとに清掃活動が行われ、大切に守り続けられている。



図2-1-29　松平八代墓の清掃活動

家康公ゆかりの寺で行われる法要や日々の清掃活動から、歴史の重みと家康公を大切に思い続ける地域住民らの心情が感じられる。

[9] 仏教で儀式を厳かに執り行うこと。
[10] 命日や七日ごとにある忌み日の前日の夜を指す言葉で、亡くなった日の前夜という意味。

イ.東照宮本祭、武者的神事(伊賀八幡宮)

伊賀八幡宮の年中行事として、家康公の薨去以降、毎年命日に東照宮本祭が行われ、御祭神である東照大権現の御神徳を仰ぐ春の大祭となっている。家康公が薨去してから 300 年にあたる大正４年(1915)には、「徳川家康･本多忠勝公三百年祭」が行われ、関連資料として、家康忠勝両公三百年祭 岡崎協賛會による『岡崎(大正４年(1915) ４月 15 日)』がある。また、薨去 400 年にあたる平成 27 年(2015)には「家康公 400 回忌」が執り行われた。

また、伊賀八幡宮では、矢にまつわる江戸幕府ゆかりの神事として武者的神事(むしゃまとしんじ)が受け継がれている。ひのき板を矢で射て割り、割れ方で占いをする神事で、古くは、１月７日の開催とされているが、昭和 27 年(1952)の『伊賀八幡宮』では､「武者的神事　２月節分」と記されている。その後、昭和 30 年代頃から平成 14 年(2002)まで、再び１月７日開催となり、平成 15 年(2003)以降は、毎年１月の大寒の頃に行われている。300 年以上続く行事で､当初は武運を祈る占いだったものが、豊凶を占うものに変わった。占いの結果は、三州岡崎から千代田の江戸城まで早馬にて、急ぎ知らせていたことからも、家康公のふるさと岡崎からの報告は、ただの便りではなく、大きな意味があったといわれている。



図2-1-30　武者的神事(平成 25 年(2013)1月 20 日)



図2-1-31　武者的神事判定表

伊賀八幡宮で行われる武者的神事は、300 年以上続くという伝統と、その年の土地の豊凶を占うという重圧から、矢を射る際の境内には張り詰めた空気が感じられる。

ウ.例祭、降誕祭、神幸祭、提灯行列、兎汁(龍城神社)

龍城神社の年中行事として、家康公の薨去以降、毎年命日に例祭、生誕日の 12 月 26 日に降誕祭、４月第１日曜には神幸祭(じんこうさい)が行われている。神幸祭はもともと江戸時代から続く神社の祭礼で､10 月 18 日に行われていたものが現在の家康公行列の起源となったとされる。

家康公が薨去してから 300 年にあたる大正４年(1915)には、徳川宗家の賓客を始めとして



図2-1-32　例祭の様子(平成 27 年(2015)4月 17 日)

1,200 人以上の来賓を迎え盛大に式典が行われた。関連資料として、家康忠勝両公三百年祭岡崎協賛曾による『岡崎(大正４年(1915) ４月 15 日)』がある。薨去 350 年にあたる昭和 40 年(1965)には、約 600 人の参列のもと記念式典が行われ、祝砲花火が打ち上げられるなかを宮司祝詞奏上や浦安の舞[11]、人長の舞[12]などによって郷土の英雄家康公の遺徳を偲んだ。そして薨去 400 年にあたる平成 27 年(2015)には、生誕日に提灯行列が執り行われた。この行列は、薨去 300 年の際に行われた伝統行事で、泰平の世を願い、旧城下町を約 6,000 人の市民が龍城神社に向けて練り歩いた。

また、「中日新聞(平成 30 年(2018) 12 月 31 日)」の記事によれば、昭和 39 年(1964)より家康公ゆかりの兎汁が毎年元旦に振る舞われている。これは家康公の先祖である松平初代・親氏が諸国を旅していた苦難の時代に、信州松本の猟師の家で迎春の膳に兎の雑煮をいただいたという伝説にちなみ、江戸城で続いていた元旦祝賀の伝統行事である。龍城神社ではその想いを受け継ぎ、昭和 38 年(1963)の社殿造営にあたって日光東照宮から寄進された御神木到着の奉告祭に兎汁の直会[13]をした。その翌年の正月からは参拝者に地元名物八丁味噌で煮込んだ兎汁を盛大に振る舞い、往時の伝統行事とともに御神霊の意に沿って家康公の遺徳を偲んでいる。



図2-1-33　提灯行列(平成 27 年(2015)12 月 26 日)



図2-1-34　元旦の兎汁

龍城神社で行われている例祭、降誕祭、神幸祭、提灯行列、兎汁の振る舞いには、多くの岡崎市民等が参列する様子がみられ、ときには静寂の中で、ときには太鼓や笛の音とともに、またときには冷え切った空気の中に上る湯気と味噌の香りに包まれながら、家康公やその祖先の偉業や功績、偉大さを偲ぶ気風が感じられる。

[11] 巫女神楽の一つ。近代に作られた神楽である。
[12] 神楽人の長が、武官の装束を着け、手に神鏡の象徴という木製の輪を付けた榊の枝を持った舞。
[13] 神社における神事の最後に、神事に参加したもの一同で神酒を戴き神饌を食する行事。

(5)おわりに

このように家康公生誕の地である本市では、松平氏・徳川家ゆかりの寺社を始めとする歴史的建造物やその周辺市街地において、家康公の遺徳を偲ぶ顕彰活動や伝統行事が古くから継承され行われている。「厭離穢土欣求浄土」を旗印に幾多の艱難辛苦を乗り越え、世界でも類を見ない 265 年の長きに亘る天下泰平の世の礎を築いた家康公に想いを馳せ、その郷土の英傑を輩出した生誕地として市民の大きな誇りとなっていることはいうまでもない。その偉業を称える顕彰の意識は現在も市民の心の内に脈々と受け継がれ、ゆかりの寺社の荘厳な佇まいは周囲の市街地と一体となり「家康公のふるさと岡崎」の風格へとつながっている。そして顕彰活動や伝統行事、顕彰碑といったそれぞれの営みを通じて、郷土への愛情とともに家康公の生誕地に相応しい岡崎の良好な歴史的風致を形成している。

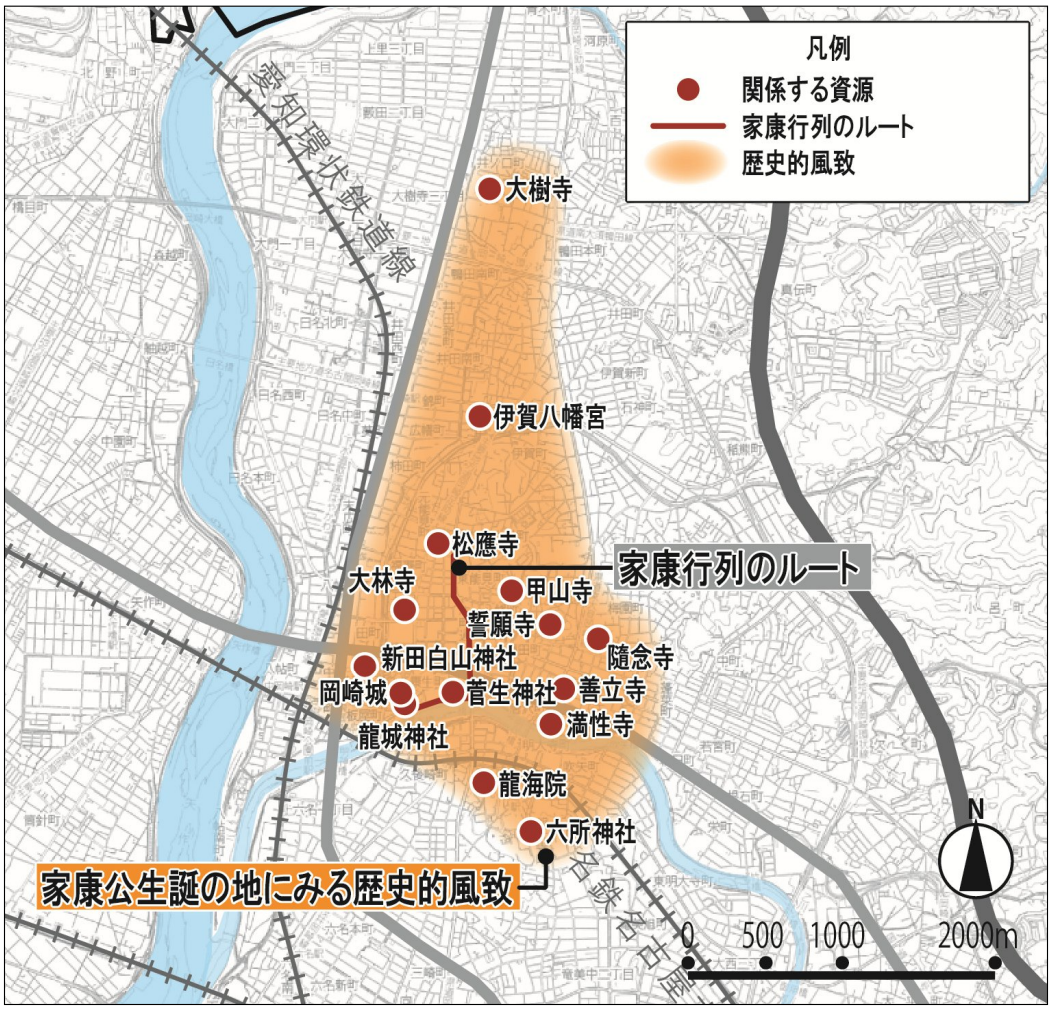


図2-1-35　家康公生誕の地にみる歴史的風致の範囲

コラム　大樹寺地区の景観配慮と教育活動

大樹寺小学校は、大樹寺から岡崎城天守を望む歴史的眺望(ビスタライン)の真下に位置しているため、古くからその眺望を保全するための配慮をしてきた。

昭和 17 年(1942)にはすでに校舎間を結ぶ廊下を地下道にしており、当時から意識の高さがうかがえる。平成 17 年(2005)に屋内運動場を新築する際にも、校舎との渡り廊下を地下道とするなど、歴史的眺望の景観に配慮した学校施設配置としている。また屋内運動場自体もこの眺望への配慮から半地下式とし、屋根の高さは三門の棟高より約 6.5 メートル低い 9.8 メートルで、更に外観のデザインも周辺の景観と整合させている。

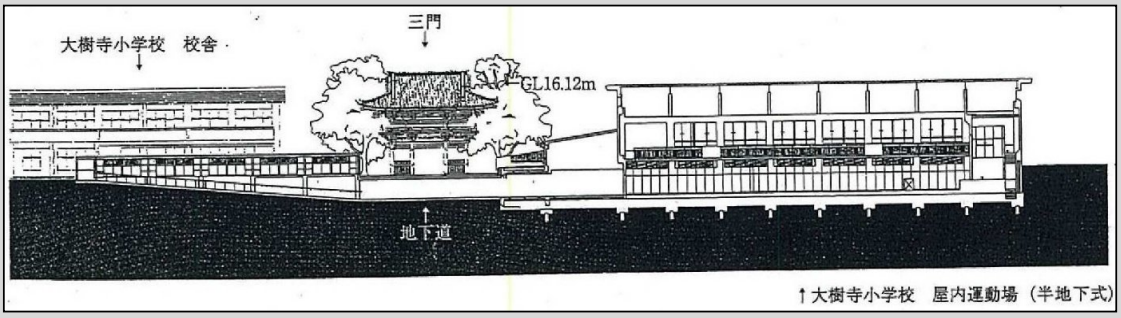


図2-1-36　大樹寺小学校の地下道(総門より北を望む)

さらに、その歴史的･文化的環境を活かし、「家康学習」と名付けた地域学習が行われ、家康公を偲ぶ先人たちの郷土への思いを後世に受け継いでいる。この学習は開校 110 周年の昭和 58 年(1983)を機に本格的に始まった。ふるさと探検で松平氏･徳川家ゆかりの地を訪ねて自分の足で聞き取り調査をしたり、そこでつかんだ事柄から更に調べを進めたり考えたりして積み上げた学びを、地域の方や大樹寺の観光客に向けたボランティアガイドなどで発信している。また、運動会の演目も家康公顕彰にちなんだものとなっており、野外劇をつくりあげて地域の方にも広く披露している。さらに、家康公が岡崎城に永禄3年(1560)5月 23 日に入城したことにちなみ、毎月 23 日を「自立の日」と定め、児童らの自発的な提案により「自立の活動」が行われている。そして、この場所が家康公立志の地であるという歴史的背景から、卒業式の日には卒業生がこの日のみ開放される大樹寺総門から旅立っている。

このように大樹寺地区では、古くから慣習的に景観配慮の意識が地域に根付くとともに、小学校の児童を始め地域の方まで老若男女問わず学区全体で家康公を顕彰する風土が広がっている。



図2-1-37　家康学習（ボランティアガイド）



図2-1-38　運動会（家康公の野外劇）



図2-1-39　自立の活動（大樹寺の清掃活動）

2-2.東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致

(1)はじめに

岡崎は、地理的に交通の要地として、矢作川・乙川の水運があり、また、古代からの主要街道である東海道と北へ上る足助街道(中馬街道、塩の道)、三河湾へと続く吉良道など多くの街道が交差している。とりわけ、東海道は岡崎の中心部を含み延長約 20 キロメートルと市域を南東から北西に貫く。中世より東西交通の要衝として宿が置かれ大いに賑わいをみせ、人、物、情報や文化の交流が活発に行われてきた。近世には城下町、宿場町、門前町が発達し、街道を通じて様々な民間信仰がもたらされ、街道沿いの町々では、秋葉信仰や牛頭天王[1]信仰等の習俗・文化が根付き、民衆の間で広がり盛んとなった。東海道は交通の要衝であったため、各地に多様な習俗や文化が根付き、それらに基づく祭礼が生まれてきた。現在も、地域住民による清掃や保護活動によって、松並木や一里塚、歴史的な風情を残すまちなみなど、当時の面影を伝える東海道の景観が守り続けられている。

こうした東海道を舞台として、地域で大切に受け継がれてきた祭礼は、時代に応じて形を変えながらも毎年行われ、歴史と伝統を今に伝えている。

表2-2-1 小風致[2]の概要

小風致	建造物	活動
秋葉信仰(秋葉祭)にみる歴史的風致	秋葉社と秋葉山常夜燈	秋葉祭
	秋葉堂	秋葉山大祭
東海道を舞台にした祭礼等にみる歴史的風致	本宿神明社	本宿神明社の祇園祭
	山中八幡宮	山中八幡宮のデンデンガッサリ
	津島神社	津島神社の天王祭り
	称名寺、十王堂(藤川町) 地蔵堂(大平町)	地蔵祭り
	矢作神社	矢作神社の祭礼
	藤川宿 (旧野村家住宅(米屋)、 旧平岡家住宅(銭屋) 等)	地域団体によるまちづくり活動

[1] 仏教における天部の一つ。山城国東山や播磨国広峰山に鎮座して祇園信仰の神(祇園神)ともされ、現在の八坂神社(京都府)にあたる祇園感神院から勧請されて全国の祇園社、天王社で祀られた。

[2] 複数の歴史的風致が密接な関係を持つ場合、それらをまとめて一つの歴史的風致とし、前者を「小風致」、後者を「大風致」とよぶ。

(2)東海道の歴史と秋葉信仰

①東海道の歴史

東海道は、江戸日本橋を起点とし京都の三条へと至る街道で、中山道・甲州道中・奥州道中・日光道中とともに江戸時代の五街道と称される。本市においては、古くからの街道としてもっとも市民に親しまれ、街道沿いにはその歴史を物語る史跡や建造物が数多く残されていて、歴史と伝統・風情を感じさせる市街地を形成している。

ア.古代

「東海道(うみつみち)」(『日本書紀』)と称される街道の形成は、大和政権が東方へと支配権を及ぼし始めた５、６世紀以降のことで、７世紀後半以後に次第に整備がなされていったと推定されている。鳥捕(宇頭町付近)・山綱(山綱町)を通るのが古代の東海道の大略の道筋と比定されている。



図2-2-1　古代三河の駅路

イ.中世

鎌倉幕府の成立によって東海道の性格は大きく変化する。２つの政権所在地を結ぶ道は、政治・軍事のみならず、経済・文化的にも国内最重要の幹線「京鎌倉往還」となった。『太平記』には、矢作川の渡河点が３か所あったことをうかがわせる記述があり、東海道(鎌倉街道)もいくつかの道筋が推定されている。大永７年(1527)には菅生川(乙川)南岸の明大寺が岡崎で、東海道も同地を通っていたことが『宗長手記』で確認できる。道筋が菅生川(乙川)北岸に移るのは16世紀末の岡崎城主・田中吉政時代である。

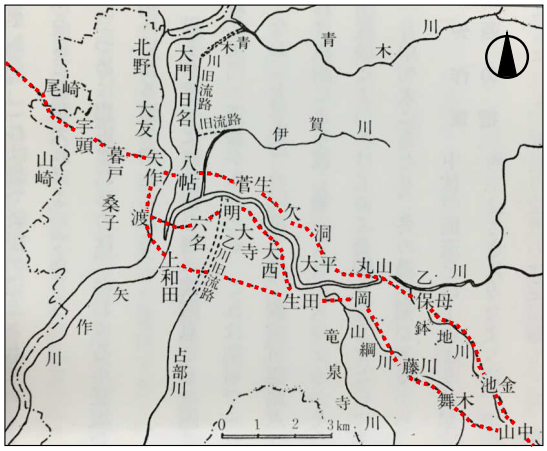


図2-2-2　中世の東海道(鎌倉街道)推定図

ウ.近世

慶長６年(1601)、徳川家康公が開いた江戸幕府によって、東海道はいわゆる五街道の第一として、江戸と京を結ぶ宿駅制度が定められ、幕藩体制を支える大動脈となった。これにより、東海道の江戸品川宿から藤川は37番目、岡崎は38番目の宿となった。岡崎藩主・本多康重が慶長14年(1609)に水害で疲弊した八町村の町人を城東の台地上に移して伝馬町を新設

し、ほぼ道筋は固定した。城下廻り以外の市域での道筋は、天正 10 年(1582)に甲斐から凱旋する織田信長のために家康公が道路改修を行っているので、それらを整備して近世の道筋が固定したと推定されている。以後、文化３年(1806)の『東海道分間延絵図』、天保 14 年(1843)の『東海道宿村大概帳』により道筋をたどってみると、次のとおりである。本宿村・山綱村・舞木村・加宿市場村・藤川宿までは断層に沿った谷筋を東海道が東西に走っている。本宿村内には家数 110 軒、山綱村内の道幅は２間半から３間半で家数は９軒のみであった。舞木村内の道幅は２間半から３間半で家並は全長１町[3]の道を西進する。

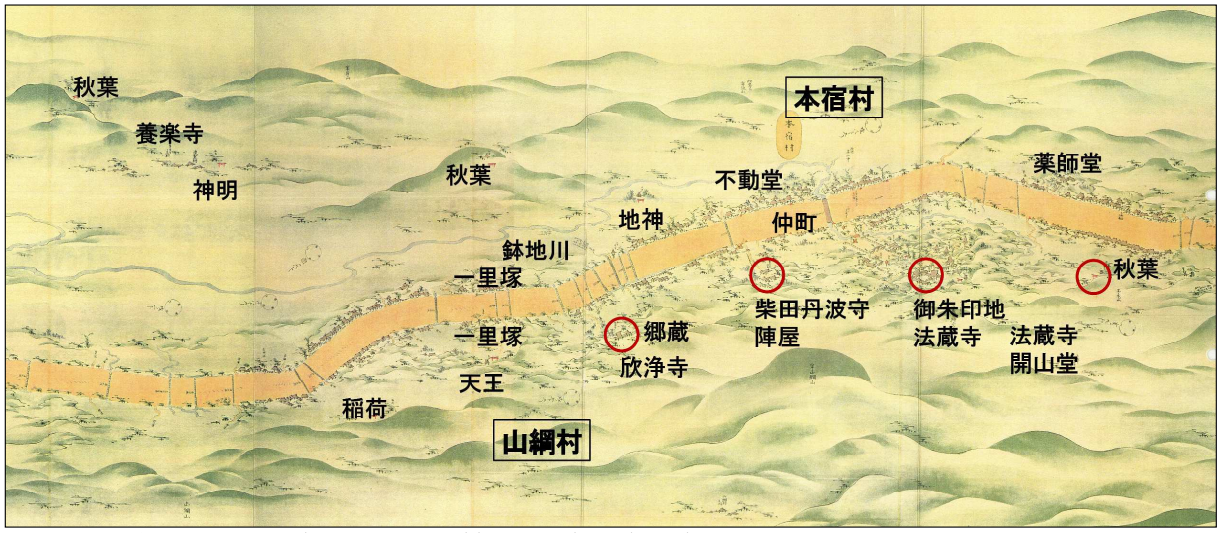


図2-2-3　東海道分間延絵図(本宿村・山綱村)(文化3年(1806)完成)　※赤丸内は現存寺社等

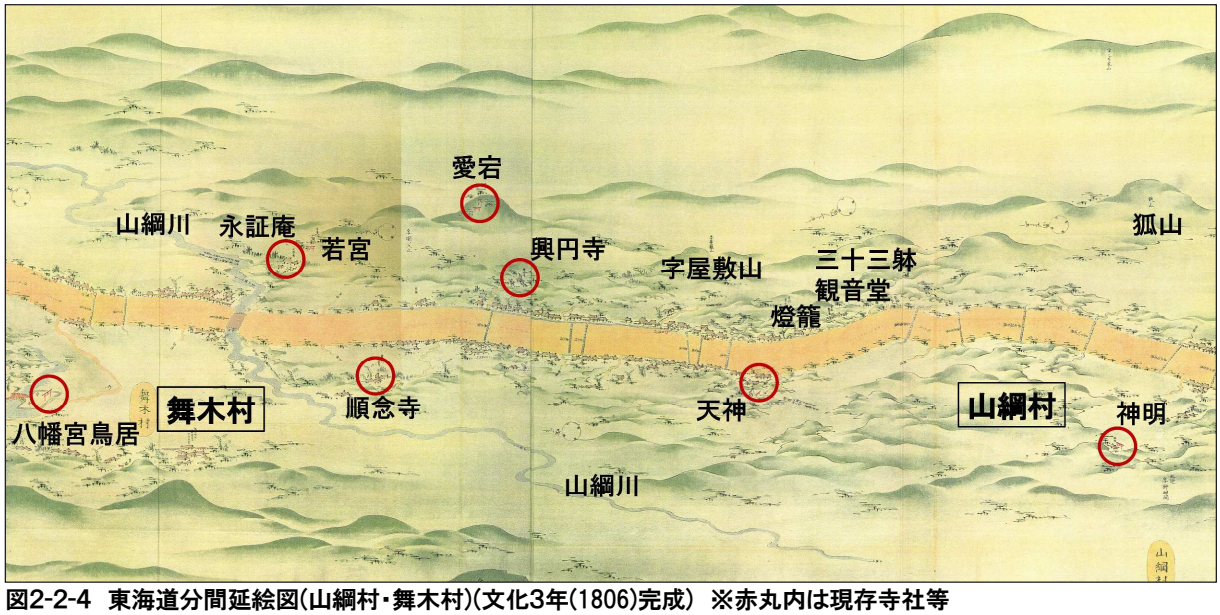
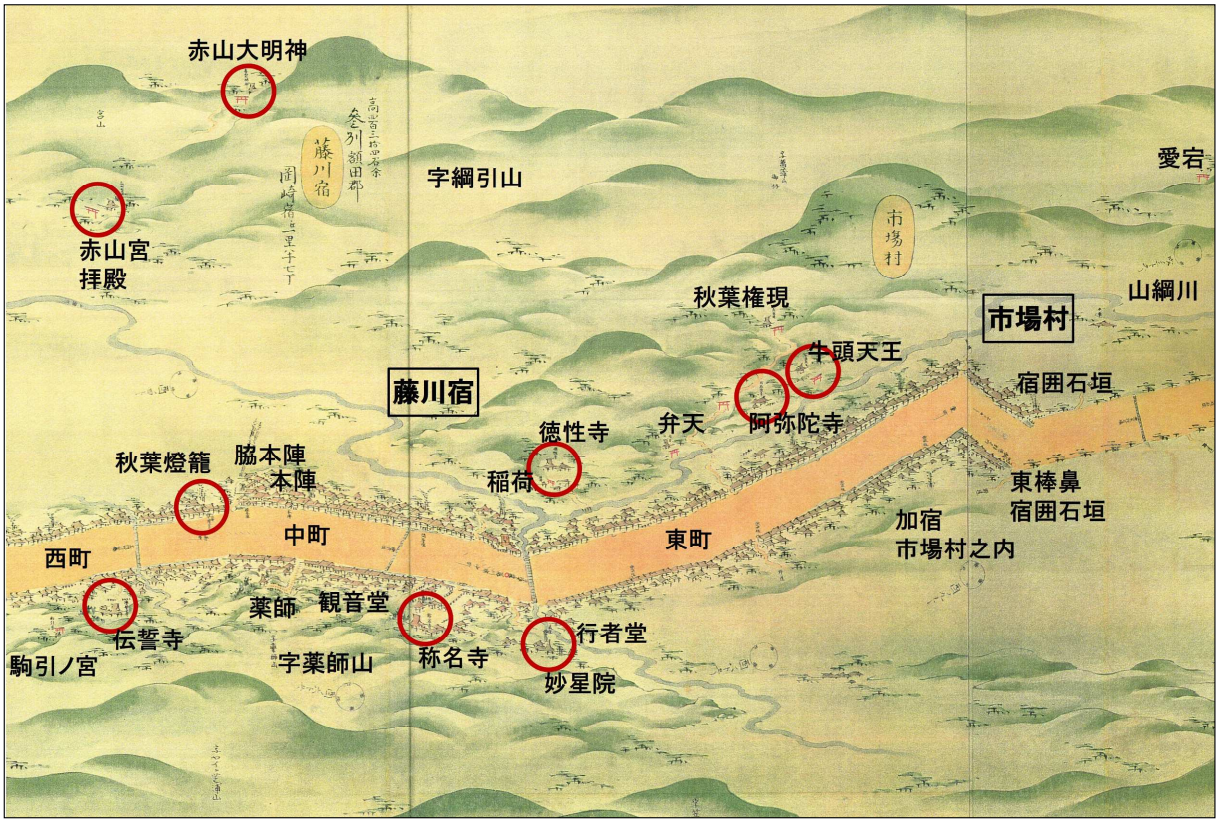


図2-2-4　東海道分間延絵図(山綱村・舞木村)(文化3年(1806)完成)　※赤丸内は現存寺社等

続いて広義の藤川宿の東入口となる加宿市場村に至り、東町・中町・西町・一里山の順に藤川宿内の道幅２間半で全長 36 町５間となっている。宿はずれの松並木を過ぎると岡村地内に入る。

[3] 町(ちょう)＝60 間＝約 108 メートルの長さ。



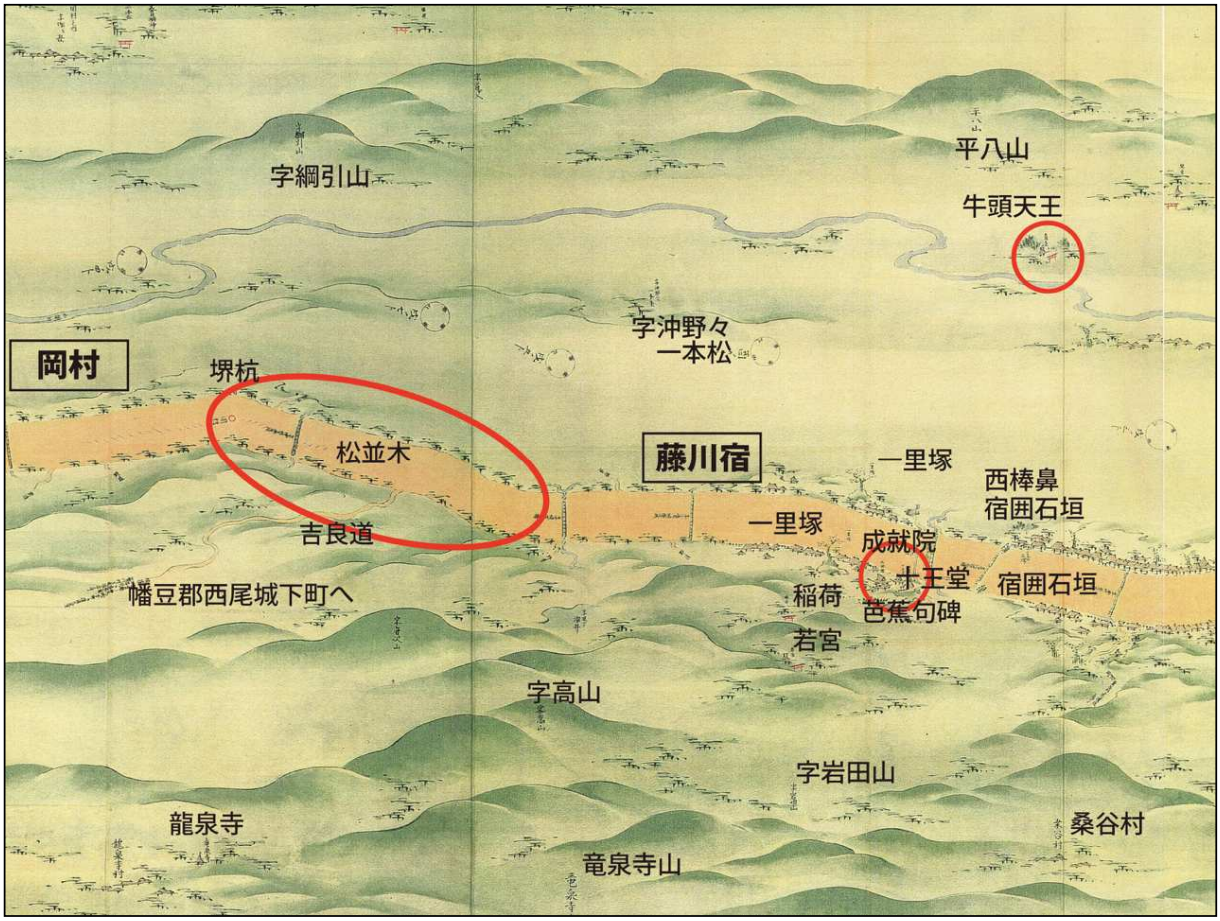


図2-2-5　東海道分間延絵図(藤川宿)(文化3年(1806)完成)　※赤丸内は現存寺社等

岡・生田（しょうだ）両村地内の東海道は山綱川・竜泉寺川・乙川の各氾濫原地帯をやや北東方向に進行する。家並は岡村が４町 16 間、生田村が３町 29 間であった。大平川（乙川）の板橋・大平橋を渡って大平（おおひら）村・西大平村に至る。絵図でみると、西大平藩大岡陣屋東番所までの家数は東西で 46 軒の百姓家が確認できる。西大平村に入る直前で東海道は南北から東西に方向を変えている。西大平村は１万石大岡家の陣屋所在地にふさわしく南北両側に 58 軒が家並を形成していた。西大平藩陣屋の近くに大平の一里塚が左右榎木立として描かれ、家並が若干続くと南側に西大平藩西番所に至る。西番所から松並木を過ぎると更沙川の筋違橋の右端に「従是岡崎領分」の石碑が立ち、岡崎領欠（かけ）村となる。

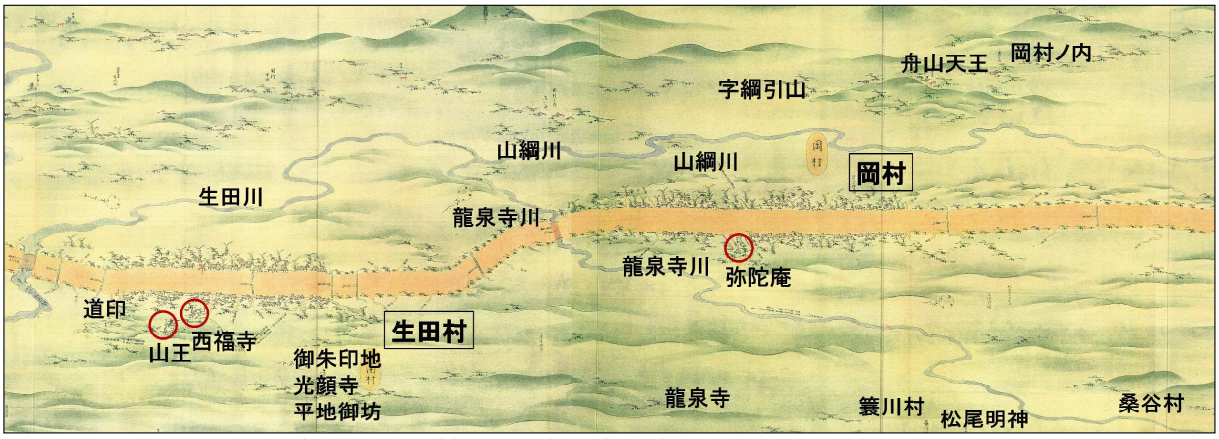


図2-2-6　東海道分間延絵図(岡村・生田村)(文化3年(1806)完成)　※赤丸内は現存寺社等

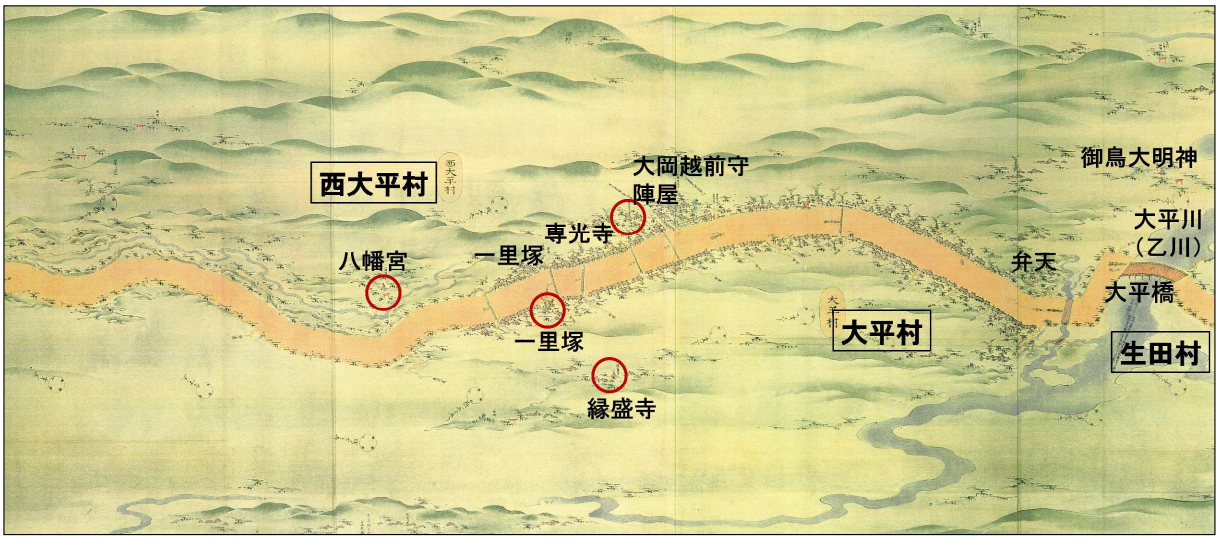


図2-2-7　東海道分間延絵図(生田村・西大平村)(文化3年(1806)完成)　※赤丸内は現存寺社等

欠村は広義の岡崎宿の東入口である。投町（なぐりまち）から始まり両町・伝馬町・籠田町・連尺町等を通過して、「町数５町４間 27 曲」の屈曲した宿場兼城下町を材木町・下肴町・田町・板屋町で西の総門を出て、伊賀川の松葉橋・早川の亀屋橋を渡り終えて岡崎町廻りが終了する。

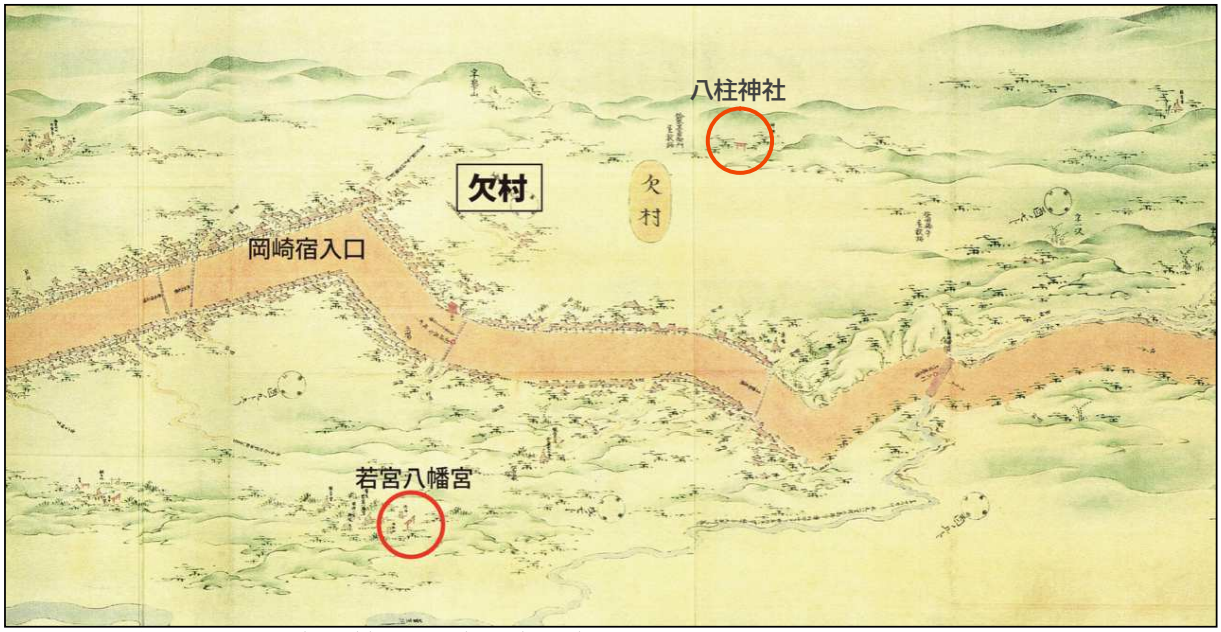


図2-2-8　東海道分間延絵図(欠村)(文化3年(1806)完成)　※赤丸内は現存寺社等

矢作村内の道幅は４間と広く、往還全長は 14 町 35 間で家数は 250 軒以上であったから、藤川宿よりも往還通りの家数は多かった。

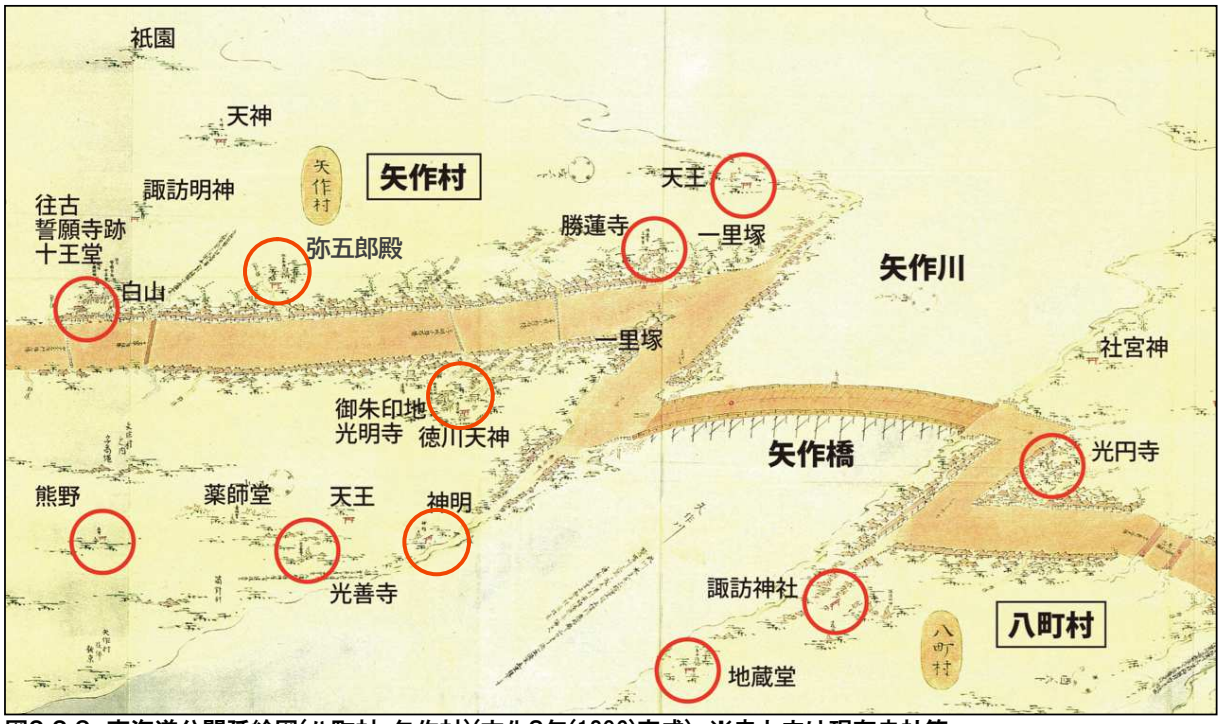


図2-2-9　東海道分間延絵図(八町村・矢作村)(文化3年(1806)完成)　※赤丸内は現存寺社等

エ.近現代

近代に入ると東海道に代わって鉄道が主役となり、東海道の役割も変化した。大正期に入ると自動車の発達により国道の整備・改修が進められた。市内を通る東海道は、曲折が多く、繁華街を通る部分は道幅が狭く、拡幅が困難なこと、経費が高くつくことなどから、新国道は、東海道とは別の道筋がとられた。戦時中は整備・改修を一時中止、未開通区間は昔の東海道のままであった。戦後、本宿・矢作地区の整備が昭和 31 年(1956)に完了し、ここに旧東海道の幹線道路としての役割は国道 1 号に変わった。東海道と並行して新道が建設された部分、本宿・舞木・市場・藤川・美合(みあい)・大平・矢作の各町等は、寺社や歴史的建造物が残るまちなみとなっている。これに比べて、並行する新道が作られなかった部分は、まちなみとしての歴史は古く、記録も残るものの、現在は交通量が多い幹線道路となっている。しかし、歴史的な場所として東海道沿いのまちなみの中では重要な地点であることには変わりがない。旧道は現在も生活道路として利用されており、道筋に変更はあるが、昔の街道筋をたどることができる。藤川・美合・大平の各町等には現在も松並木が残っており、東海道の面影を残している。

②秋葉信仰

江戸時代には街道を通じて様々な民間信仰がもたらされ、伊勢信仰や秋葉信仰が民衆の間で広がっていった。三河地域においては、特に秋葉信仰が盛んで、現在も街道沿いの町や村の中心及び街道の三叉路等に建立された常夜燈が現存しており、町内会等・講[4]により祭礼が連綿と続き、信仰の対象となっているほか、現在も町内会組織等を通じて秋葉山のお札(ふだ)を代参により毎年求め、台所等で祀る風習が東海道沿いを中心に市内全域に広がっている。

遠州秋葉山(浜松市)に発する秋葉信仰は、修験者三尺坊が神仏混淆(こんこう)の秋葉三尺坊大権現として祀られるようになり、火の神を祀ることから、民間では火伏(ひぶせ)の神として信仰されてきた。貞享２年(1685)にこの三尺坊像を神輿に担ぎ、西は伊勢国関・坂下へ、東は島田・藤枝まで村送りをした「貞享の秋葉祭」により東海道筋に秋葉信仰が一気に広まった。以降、天明期(1781～1789)に京都の大火事、浅間山の噴火、大飢饉と災害が相次いだため、秋葉信仰が一層盛んになり、町・集落や同業者有志で講が結成され、秋葉山遥拝(ようはい)のために常夜燈が建てられたとされる。特に、関東・中部地方を中心に、各地で秋葉講が組織され参詣することが流行した。さらに慶応３年(1867)の「ええじゃないか」では、秋葉山おかげ参りが発生したり、各地の秋葉社や常夜燈で秋葉祭が催された。

[4] 江戸時代の庶民にとって秋葉山へ参詣するには多額の旅費がかかり、経済的負担が大きかった。そのため、秋葉講という互助組織を結成し、毎年交代で選出された講員が積み立てた旅費を使い、組織の代表として秋葉山へ参詣していた。

(3)秋葉信仰(秋葉祭)にみる歴史的風致

①はじめに

岡崎における秋葉信仰の始まりは、延享元年(1744)建立の甲山寺多宝坊の秋葉三尺坊(明治14年(1881)に極楽坊へ移築)に端を発し、秋葉大権現燈籠が延享４年(1747)に建立されている。東海道沿いの各地と同様に、岡崎でも地縁組織を中心に講が結成され、秋葉山常夜燈を建て、代表者が東海道や脇街道を通り、遠州秋葉山へ代参してお札を貰い受けてきた。寛政５年(1793)の岡崎からの参詣記である『秋葉山道中記』(伊藤家文書)には、行路として東海道を東に進み浜松から北上し、秋葉大権現にて祈祷と札を受け、帰路は山道部の道を西に進み鳳来寺を参詣して南下し、御油(豊川市)から東海道沿いに戻るコースが記されている。

伝馬町の記録(杉山家文書)には、秋葉講は明治期まで「寛政講」と呼ばれ、享和２年(1802)には、秋葉山にて大札３枚、御姿３枚、火防の札30枚を受け、講仲間の初穂料100疋を納めていたことが記されている。享和・文化年間(1801～1817)には毎年１月、５月、９月に２人ずつ遠州秋葉山に参詣していることが記され、大札は常夜燈の祠等に納められ、火防の札は各戸へ配布されたと考えられている。

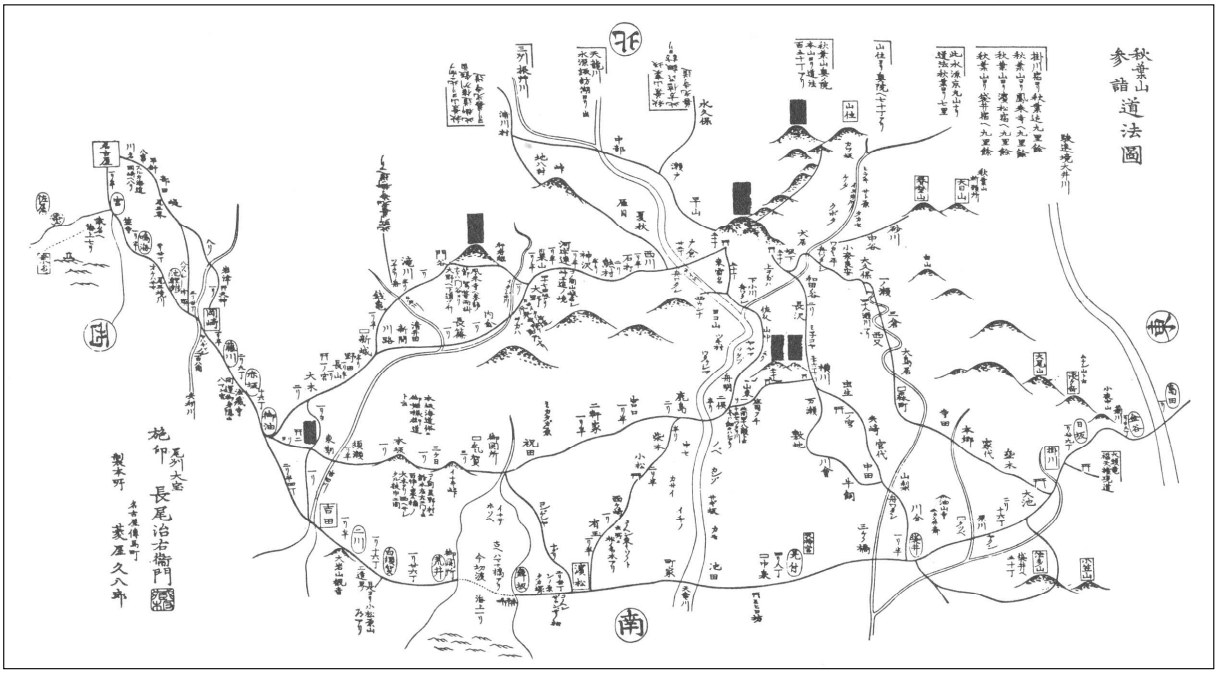


図2-2-10　秋葉山参詣道法図(杉山家文書)

②建造物

岡崎城下の秋葉山常夜燈について、江戸時代に記された『参河聡視録』には、「秋葉山常夜燈、寛政二年庚戌冬十二月より初めて町々に建立せり」とある。秋葉講による単立の秋葉山常夜燈は寛政２年(1790)の両町のものを筆頭に、建立が流行するのは、各地域の民衆に信仰が浸透した江戸時代後期の寛政期(1789～1801)で、この時期の常夜燈は、両町、板屋町、籠田町等の城下町や東海道沿いに多い。建立地は、街道沿いの町や村の中心地となる道の三叉路、辻、寺の門前等である。中には、方角、行き先を刻み、道標としての役割を果たしていたものがあることもその建立地の特徴を示している。こうした常夜燈は、近世に建立されたもののうち約半分が文化・文政期(1804～1830)に建立されている。寛政期によく見られた「講中安全」の銘文がなくなり、「村中安全」「町内安全」等の銘文が多くなることから、秋葉信仰が講仲間の信仰から町や村の信仰として浸透定着したことを物語っている。現在でも、秋葉山常夜燈の建つ町の多くでは、講がありお札を受ける代参が行われ、市街地では本山で受けてきたお札を祀る祠が付随する例も多い。



図2-2-11　秋葉山常夜燈(籠田町)



図2-2-12　秋葉山常夜燈(花崗町)

秋葉山常夜燈は、市内では現存で 120 基を数え、ほぼ全てが花崗岩製である。本市は良質な花崗岩が産出し、茨城県桜川市真壁、香川県高松市庵治町(あじちょう)と並んで石の三大産地のひとつに数えられている。特に、墓石や灯籠、彫刻を始めとする石製品は、伝統に培われた品質と技術の高さで日本一ともいわれ、「石都岡崎」と称されている。江戸時代には、岡崎の石製品を諸大名が徳川家ゆかりの寺社に競って奉納したほか、秋葉信仰を背景とした町や村による常夜燈の建立も盛んに行われ、文化・文政期(1804～1830)に最盛期となった。常夜燈に石工銘が刻まれているものは少数であるが、作者が判明しているものには岡崎の石工が多い。それらは規模が大きく優美で、石材も硬質なため保存状態の良いものが多く、市街地の中において、現在も街道筋の歴史文化や近世の町と村の中心地を今に伝える重要な建造物の一つとなっている。

表2-2-2　東海道沿いの主な秋葉山常夜燈の所在地及び建立年代

所在地	建立年代	所在地	建立年代
本宿町	寛政年間(1789～1800)	梅園町	文政 11 年(1828)
本宿町	寛政 13 年(1801)	籠田町	寛政 10 年(1798)
舞木町	文化 10 年(1813)	亀井町	天保 15 年(1844)
市場町	寛政 7 年(1795)	六供町	嘉永 6 年(1853)
蓑川町	文政 10 年(1827)	六供町	延享 4 年(1747)
保母町	天保 12 年(1841)	六供町	寛延 3 年(1750)
岡町	万延 1 年(1860)	六供町	明治 12 年(1879)
丸山町	大正 13 年(1924)	本町	文化 3 年(1806)
大平町	弘化 4 年(1847)	康生通	昭和 53 年(1978)
大平町	文化 7 年(1810)	材木町	寛政 10 年(1798)
大平町	明治 16 年(1883)	東能見町	嘉永 4 年(1851)
大平町	昭和 9 年(1934)	東能見町	年代不詳
欠町	文政 13 年(1830)	福寿町	天保 11 年(1840)
栄町	昭和 8 年(1933)	魚町	天保 4 年(1833)
朝日町	大正 15 年(1926)	魚町	天保 4 年(1833)
両町	寛政 2 年(1790)	板屋町	寛政 9 年(1797)
中町	弘化 4 年(1847)	八帖町	寛政 10 年(1798)
中町	明治 11 年(1878)	八帖町	享和 3 年(1803)
中町	明治 13 年(1880)	八帖町	安政 4 年(1857)
伝馬通	享和 3 年(1803)	矢作町	年代不詳
島町	嘉永 2 年(1849)	暮戸町	明治 35 年(1902)
花崗町	文化 10 年(1813)	西本郷町	天保 2 年(1831)
花崗町	昭和 49 年(1974)	宇頭町	明治 28 年(1895)

ア.秋葉社と秋葉山常夜燈

本宿町にある秋葉社は、『参河國額田郡神社誌（昭和７年(1932) ９月１日)』によると、大正２年(1913)に氏神である本宿神明社に合祀された。神祠(しんし)は、桁行１尺５寸(約45.5センチメートル)、梁間１尺５寸(約45.5センチメートル)、折屋造、板葺。

大平東町には弘化４年(1847)、大平西町には昭和９年(1934)と刻銘された常夜燈がある。旧城下より東海道を東へ向かった欠町には、文政 13 年(1830)建立と刻銘された常夜燈が街道脇に建つ。東海道沿いの岡崎城下で石屋町として栄えた花崗(みかげ)町には、文化 10 年(1813)建立と刻銘された大型の常夜燈があり、石工の技を極めた龍の彫刻が施されている。同じく城下であった籠田町には、『参河聡視録』に寛政 10 年(1798)建立と記された常夜燈が建つ。



図2-2-13　秋葉山常夜燈(大平辻中)

イ.秋葉堂

岡町の総持院は、「岡の三尺坊」「男川（おとがわ）三尺坊」と呼ばれる享保３年(1718)開創の曹洞宗寺院である。「岡崎市史第７巻(昭和 47 年(1972)10 月)」によると、境内には慶応元年(1868)再建、大正６～７年(1917～1918)に改修された本堂、文久年間(1861～1864)に建立された秋葉堂が並び建つ。本堂及び秋葉堂は、木造平屋建て、入母屋造、桟瓦葺である。また、境内には、慶応３年(1867)の手水鉢や、明治 42 年(1909)建立の門柱がある。



図2-2-14　総持院秋葉堂と常夜燈

六供（ろっく）町の甲山寺(本堂(護摩堂)は市指定有形文化財)は、天台宗寺院であり、創建は、天文 13 年(1544)に松平広忠が和田村法性寺の六坊を移転、護摩堂を建てたことによる。慶長８年(1603)に徳川家康公が本堂を再建、さらに元禄 15 年(1702)に５代将軍綱吉が再建している。甲山寺山内の一坊であった極楽坊の境内には、延享元年(1744)建立と伝えられる秋葉堂がある。桁行３間(約 5.4 メートル)、梁間３間半(約 6.3 メートル)、宝形造、桟瓦葺で、前面に１間の向拝がつき、四方に縁をめぐらす様式からも、17 世紀半ば頃のものと考えられている。



図2-2-15　甲山寺秋葉堂と秋葉大権現燈籠

③活動

東海道を中心に広がっている秋葉信仰の祭礼は、秋葉祭と呼ばれることが多い。各町内会・講等で年に１度、年行事等の代表者が代参して受けてきたお札を秋葉山常夜燈や秋葉社へ納め、町の人々が集まり僧侶・神職の祈祷を受けるものと、寺院の秋葉堂において秋葉山大祭として三尺坊命日にあたる 11 月 16 日又はその前後の日に祈祷や火渡りを行うものがある。

ア.秋葉祭

秋葉社での秋葉祭として、『町の記録 特集 (昭和 56 年(1981))』によれば、東部の本宿町では、秋葉山本宮秋葉神社（静岡県浜松市）の火祭りで祈祷を受けた「火災鎮護」のお札を配ると記載されている。現在も、毎年 11 月中旬に氏子町の世話役が約 620 枚のお札を代参で受け、秋葉社で大晦日に除夜祭りとともに秋葉祭を行っている。また、昭和 30 年(1955)頃までは燈明番があり、各常夜燈に火が灯されていた。

東海道沿いの秋葉山常夜燈での秋葉祭としては、常夜燈建立後、祭礼が連綿と行われ続けている町内会・講等がある。現在の祭りの形態としては、毎年、あらかじめ各組織の世話役等が秋葉山に代参し、お札を受けて、秋葉山常夜燈で祭礼を行っている。

大平東町では、常夜燈に消防団の詰所と火の見櫓が隣接している。５月４日の祭礼日に秋葉講の旗と紅白幕、祭壇を飾り、常夜燈に注連縄（しめなわ）でお札を取り付け、１年の安全を祈願している。大平西町では、12 月第２日曜日に、常夜燈の前に幟や祭壇をしつらえ、野菜や果物等を供える。幟は、昭和 29 年(1954)10 月、氏子中によってつくられたものが現在も使われている。お札は年行司が代参し、当日お参りにきた町内の人々に配られる。欠町では、11 月中旬に常夜燈に幟を立て、近隣の町公民館で祭壇を設け住職の祈祷を受ける。花岡（みかげ）町では、11 月中旬の日曜日に、常夜燈に隣接する公民館で、町内の人々が供物を供え、祭礼を行っている。籠田町では、11 月 16 日前の日曜日にお札と各自持ち寄ったお神酒、菓子、果物等の供物を常夜燈の前にしつらえた祭壇に供え、町内の人々が菅生神社宮司のお祓いにより祭礼を行っている。お札は供物と共に各戸へ配られる。代参や祭礼の準備は、当番となる年行事等が取り仕切っている。



図2-2-16　大平西町の秋葉祭
（平成 24 年(2012)12 月9日）

イ.秋葉堂での秋葉山大祭

総持院所蔵の『三尺坊略縁記』によると、秋葉堂での秋葉山大祭は、文久年間より寺院鎮守の秋葉大権現の大祭として始められた。同じく文久年間より始められた火渡りは、厄落としと無病息災を願う神事である。『美合村々誌(大正９年(1920))』では、火渡り神事に豊橋遠州の地より参詣するものも多いと記載されている。昭和 50 年代から休止され、平成 22 年(2010)に約 30 年ぶりに再開されたが、新型コロナウィルス感染症の影響を受け、令和２年(2020)以降、再び休止している。２度目の休止前は、12 月第２又は第３日曜日(17 日に近い日曜日)に行われていた。大祭当日は、午後１時より夕刻まで、堂内の丈３尺の三尺坊本尊に般若心経等の祈祷があげられ、読経と鈴の音が参道に響き渡る。宵



図2-2-17　秋葉山大祭　火おこし



図2-2-18　秋葉山大祭　火渡り

闇につつまれ、空気の冴えわたる午後６時頃、堂前に現れた行者たちが２基の常夜燈（万延年間（1860～1861）建立）との間に白砂が敷かれ、注連縄で結界された周囲を回り祈祷し、神火を起こす。大きな火が境内と参拝者を照らし、火の粉が天へと舞う。その火を鎮め、先達の行者が炎の間を渡ると町内外の老若男女の参拝者も次々と素足で火渡りをする。

甲山寺秋葉堂では、毎年 11 月 16 日に大祭として大護摩が焚かれ、信徒を始め多くの参拝者が祈祷を受けたお札を持ち帰る。堂内には、昭和 26 年（1951）の祈祷札が残されている。



図2-2-19　秋葉山大祭　大護摩焚き
（令和4年(2022)11 月 16 日）

④まとめ

東海道沿いを中心に広がっている秋葉信仰の風習や祭礼は、現在も秋葉山常夜燈や寺社を舞台に、各町内会・講等に連綿と受け継がれており、江戸時代以来の防火と地域の安全を祈る伝統行事が毎年行われている。「講内安全」「町内安全」と記された常夜燈には、東海道よりもたらされ、地域に根付いていった信仰と、１年間の地域の防火と息災を祈る人々の想いが込められており、祭壇を設け幕が引かれた常夜燈での祭礼に、本市の東海道の歴史文化の一端が感じられる。

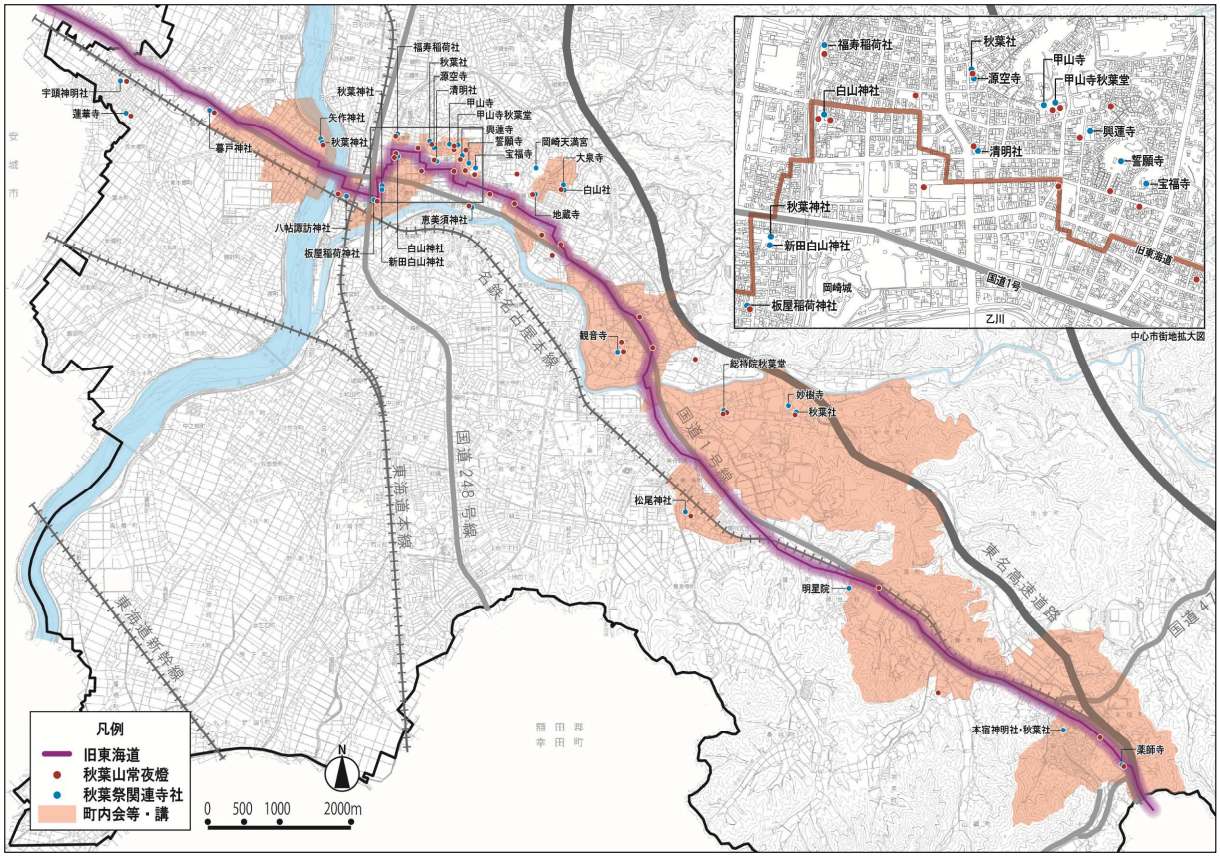


図2-2-20　東海道周辺の秋葉山常夜燈と秋葉祭の分布

コラム　今も続く秋葉山常夜燈の燈明番

曲亭馬琴が著した『羇旅漫録』※(享和2年(1802))の中で、至る所にあると記した秋葉山常夜燈であるが、空襲や災害、市街地の整備等により損壊に至ったものや、元の位置から移動されたものも多く見られる。また、火を灯すことのない常夜燈や、ロウソクの代わりに電球(現在はLED電球がほとんどである)が設置された常夜燈も目立つ。しかし、現在も常夜燈にロウソクの火を灯す地区も存在している。

a.鳥川町上の事例

ニンヤとイヌバサに2基の常夜燈があり、それぞれのイエが「お灯明番」と称して交替で火を灯し、お参りをしている。

b.大代町の事例

常夜燈の燈明番は、「番長」と書かれた板の入った箱が回ってくると、夕方にロウソクをあげにいく。ロウソクに火を灯して帰ってくると、箱をトナリのイエに回す。

c.桜形町麻生の事例

この地では12軒で毎晩順番に燈明番として、火を灯し続けている。

d.福岡町萱園の事例

萱園の秋葉常夜燈は、井杭・向郷の区で別々に祀られていたが、明治24年(1891)11月17日、中西野の地に統合し、現在の常夜燈が建立された。町内では、雨の日、風の日を問わず、毎日交代で常夜燈に燈明を灯し続け、お参りを続けている。

e.中島町の事例

中島町では、燈明番が毎日交代し、燈明箱が引き継がれていく。

この他に、保久町・千万町町においても燈明番が続けられている。



図2-2-21　中島町の燈明番
(令和7年(2025)9月29日)



図2-2-22　千万町町の燈明番
(平成29年(2017)5月31日)

※享和2年(1802)に初めて関西地方を旅した際の紀行文。旅の道中や京阪地方での見聞を、風俗や奇談、古跡などを交えて克明に記録した作品で、後世に文化や風俗を知る上で重要な資料。

(4)東海道を舞台にした祭礼等にみる歴史的風致

①はじめに

古代より人々の往来の多かった東海道では、古くから道沿いに集落ができ、寺社が建ち、祭礼が行われてきた。そして人々の往来が積み重ねられ、様々な文化が伝えられ地元の祭礼に融合し継承されている。

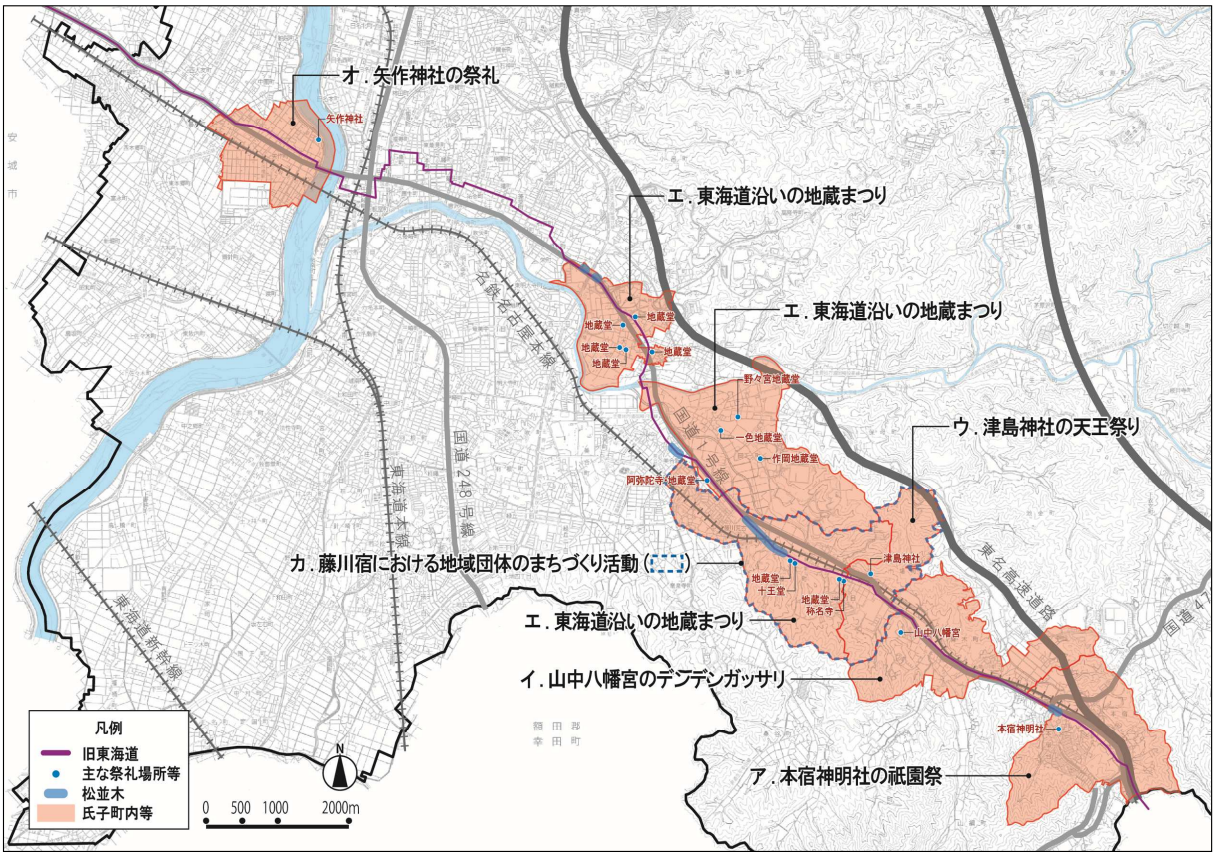


図2-2-23　東海道沿いの主な祭礼等

②建造物と活動

ア.本宿神明社の祇園祭

本宿は、本市の東海道東の出入口にあたり、旧東海道、国道１号、東名高速道路、名古屋鉄道が束となり、古今とも東西交通の要衝となっている。元宿と表記されたこともあり、古代の山綱(やまつなごう)郷は、この地域も含み山綱駅家があったということからこのような地名になったのではないかといわれている。本宿陣屋跡があり、江戸時代にはこの付近12か村の代官の置かれた所であ



図2-2-24　本宿神明社

る。山の神を祀るテイチン(帝鎮)講[5]等の古くからの民俗行事も多く残されている。

中世以降、室町幕府６代将軍足利義教(あしかがよしのり)の祈願所とされる法蔵寺を中心にまちなみが形成された。法蔵寺は東海道に接する場所に位置しているため、江戸時代には多くの参詣者が訪れた。家康公学問所の寺伝もあり、82 石余の朱印寺院となり幕府からの庇護厚く、参勤交代の大名も駕籠(かご)から降りて参詣したとされる。

a.本宿神明社

『参河國額田郡神社誌(昭和７年(1932) ９月１日)』によると、本宿神明社は、至徳２年(1385)将軍足利義満のとき、龍芸和尚が二村山法蔵寺と号し、堂中に祭祀していた皇大神を今の地に遷し、村民の産土神として社殿を建立し崇敬したとある。同文献によると、社殿は、大正２年(1913)に建立されたとある。その後、神社の資料（平成 27 年(2015) ４月１日）によると、昭和 30 年(1955)に拝殿が建て替えられ、昭和 45 年(1970)、平成９年(1997)に本殿の屋根が葺き替えられた。現在の本殿は、部材も相応に古いものであることから、大正初期のものであると推測される。本殿は、桁行１間(約 1.8 メートル)、梁間１間(約 1.8 メートル)、神明造、銅板葺で、拝殿は、桁行３間(約 5.4 メートル)、梁間２間(約 3.6 メートル)、切妻造、銅板葺、神明造である。祭神は天照皇大神で、秋葉社、稲荷社を合祀し、津島社、琴平社を境内社として祀っている。

b.祇園祭の歴史

本宿神明社では、境内社である津島社の祇園祭(天王祭)が７月最終日曜日に行われる。祭りの起源は今から 250 年程前の江戸時代に、本宿村や近村で伝染病が流行したが、牛頭天王を祀っていた立場(たてば)(東町)では病人がなく、牛頭天王のおかげだとうわさが広まり、本宿村中心の西木竹(きたけ)に社を建て、祀るようになったとされる。古くは「ちょうちん祭り」と呼ばれ、神輿とちょうちん行列のみであったものが、大正の中頃から昭和初期になると、飾り付けをした荷車に子供が乗って、笛や太鼓を鳴らすようになり、花火ややぐらを担いで東海道を練り歩くようになった。神輿の内部には、明和４年(1767)に造られたことが記されており、嘉永３年(1850)には修繕が行われた。山車(だし)は４氏子町に各１台ある。当初の山車は立場の東町だけであったが、昭和６年５月に栄町の山車が造られた。山車の床下には「栄町山車製作年月日　昭和六年五月吉日　作者　松本源治」と記されている。戦後になって、西町が昭和 25 年(1950)に、



図2-2-25　本宿神明社祇園祭の山車巡行

[5] 鉢地町で、収穫後の旧暦 11 月第２申の日に行われる山の神祭り。３歳以上の男が参加し、注連縄等を作り、荒神の森の神木へ参る。

中町が昭和 27 年(1952)にと、順次、氏子町ごとに造られた。東町の山車は伊勢湾台風時に壊滅し、現在の山車は、昭和 63 年(1987)に再建されたものである。

c.現在の祇園祭

祭礼当日は、午後３時より津島社前で氏子による発輿式の後、出立し、旧東海道や新町各町８つの御旅所・お立宮を移動する。午後５時過ぎの宵祭渡御では、先頭町の山車に続き、神輿渡御の行列が高張(提灯)、十二張[6]２本、梵天(花笠)２本、白丁(神輿と榊持ち)で並び、他の山車の列が繰り出す。西町の御旅所、中町のお立宮のそれぞれの地点で神事と舞踊りを奉納する。東町の法蔵寺前に到着すると神輿は法蔵寺境内へ入り、踊りを奉納する。出発地点は西町又は東町で毎年入れ替わる。十二張、梵天の竿先にはススキの葉を飾る。お立宮は、秋葉山常夜燈の前に祭壇をしつらえ、６月 30 日の大祓(迎神祭)から９月中頃(送神祭)までの夏の暑い時期に分社として立てられる。ここは、火の見櫓、本宿村道路元標が集中し、旧本宿村役場が建てられた本宿の中心地である。午後８時過ぎに山車は各町へ、神輿は津島社へ帰還渡御する。その後、本宿神明社、法蔵寺、本宿陣屋代官屋敷前が煙火場となり、宵闇を染める手筒花火が奉納され、祭りは華やかに終了する。



図2-2-26　祇園祭のお立宮前の神事



図2-2-27　手筒花火(本宿神明社境内)

本宿神明社の祇園祭は、地域の氏子らが連携し、古くからの祭礼に、高張提灯等を掲げて練り歩く竿燈行列、山車渡御を加え発展させながら伝えられており、祭礼を通じて地域の団結力が感じられる。

[6] 12 個の提灯を取り付けた竿燈。提灯の数は旧暦に換算して、その月の数と同じ 12 又は 13（閏月）個が取り付けられる。

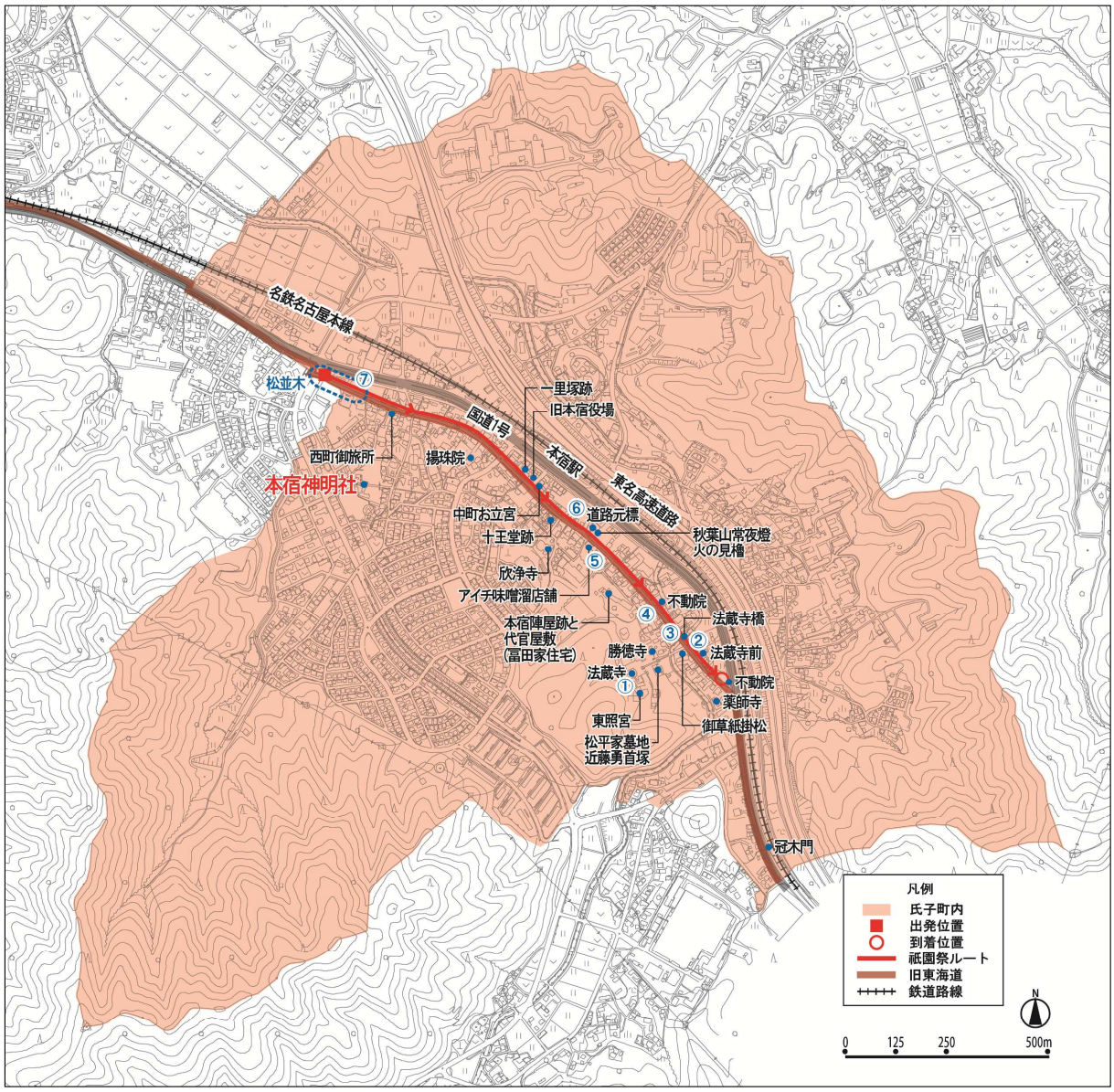


図2-2-28　本宿神明社の祇園祭の山車巡行図と市街地の状況(令和7年(2025))



図2-2-29　周辺市街地の景観(令和7年(2025))

イ.山中八幡宮のデンデンガッサリ

a.山中八幡宮

岡崎市の東部、国道１号沿いの舞木町地内の丘陵地にある山中八幡宮は、寛永４年(1627)の『山中八幡宮記』によれば、文武天皇３年(699)秋、当地に創建された稲前(いなさき)神社で初めて「供物の礼」が行われたことに始まるとある。さらに永禄６年(1563)、三河一向一揆に追われた家康公が、社地の鳩ケ窟(はとがくつ)といわれる洞窟に身を隠し、一命を救われたといい、慶長 8 年(1603)家康公朱印状で 150 石を寄進された。このことは、『参河国額田郡神社誌(昭和７年(1932) ９月 １日)』にも記されている。祭神は応神天皇、比咩大神、息長足姫命。本殿は、桁行２間(約 3.6 メートル)、梁間１間３尺(約 2.7 メートル)、三間社流造、檜皮葺。多数の棟札が所蔵されており、現在の本殿が再建されたのは延宝７年(1679)で、安永５年(1776)に修復、文化 12 年(1815)に屋根替えを行っている。寛政 13 年(1801)に再建された拝殿は、桁行５間(約９メートル)、梁間３間(約 5.4 メートル)、入母屋造、桟瓦葺、平入り。参道には常夜燈と正面参道入口の鳥居の横にはクスノキの巨樹がそそり立ち、背景の社叢林とともに、神社境内としての壮厳な雰囲気を醸し出している。



図2-2-30　山中八幡宮の社叢



図2-2-31　山中八幡宮境内

b.デンデンガッサリの由来

デンデンガッサリ(市指定無形民俗文化財)は、毎年正月３日、正式には山中八幡宮の御田植祭として行われる。田遊びの歌詞の始めに「デーンデーンガッサリヤー」という詞(ことば)があるので、「デンデンガッサリ」と呼ばれるようになった。その年の稲作の豊作を予祝するために、田作りの過程を模倣的に演技する「田遊び」である。東海地方に多く分布し、特に田遊びが単純で伝承されている例が三河地方に多く、三河国三之宮である猿投(さなげ)神社の貞和５年(1349)『年中祭礼記』に「田遊」が登場する。デンデンガッサリの起源は室町時代といわれている。現在は、正月３日の午後２時から拝殿で行われるが、昭和初期までは旧暦正月３日の夜に行われてい



図2-2-32　デンデンガッサリ　稲刈り

た。

例祭の準備は、昭和 47 年(1972)に設立されたデンデンガッサリ保存会により、12 月 30 日に社務所で行われ、祭りに使われる 60 キログラムの大鏡餅やお供えの餅が作られる。もち米は八幡宮周囲に広がる田で実ったものを使用する。

c.現在のデンデンガッサリ



図2-2-33　デンデンガッサリ　牛

デンデンガッサリの構成は大別すると「前歌」「後歌」「せりふ」「所作」の４部に分けられる。奉仕者が全員そろうと、まず神職が祝詞(のりと)を奉納する。終わると太鼓の周囲に立ち、太鼓を乱打すると、「ヤヤヤヤヤヤヤー」と言いながら足踏みで「田ごね」の所作をする。次いで、「デーンデーンガッサリヤー」と前歌に入る。歌の間中、太鼓は規則正しく叩かれる。歌が終わると「弁当」となり、櫃(ひつ)から祭りに奉仕する人と参拝者全員にしゃもじで１口ずつ御飯が配られる。人々はそれを手のひらで受け取り、口に入れる。「弁当」が終わり、再び前歌・後歌が歌われる。歌が終わるとせりふとなり、神前に飾られていた大鏡餅を田に見立てた太鼓の上にのせ、天気の良いことと稲の出来栄えをほめ、氏子中の地名を呼び上げる。全員で「ザーラザラ」と声を揃えて鎌に見立てたお供え餅を手に稲刈りの所作をする。この後に登場する牛の準備ができたかどうかを尋ねた後で、縄であんだ角を頭につけた牛役が四つん這いになって、収穫した稲穂(大鏡餅)を背に載せて太鼓の周りを回る。重さに耐えかねた牛が倒れると、人々は「丈夫な牛でも倒れるほどの豊作だ」と言って、喜び合う。牛が神前から姿を消した後、鏡餅は手頃な大きさに切られ、見物人に対して餅投げが行われる。この餅を食べると１年間かぜをひかないという言い伝えがある。

街道に沿った集落と田園風景の中に、古来より守られてきた社叢林を背景に常夜燈と朱色の鳥居が建つ中、氏子らによるデンデンガッサリの大太鼓の音が響き渡り、人々が五穀豊穣を願う古式ゆかしい祭礼の風情が感じられる。

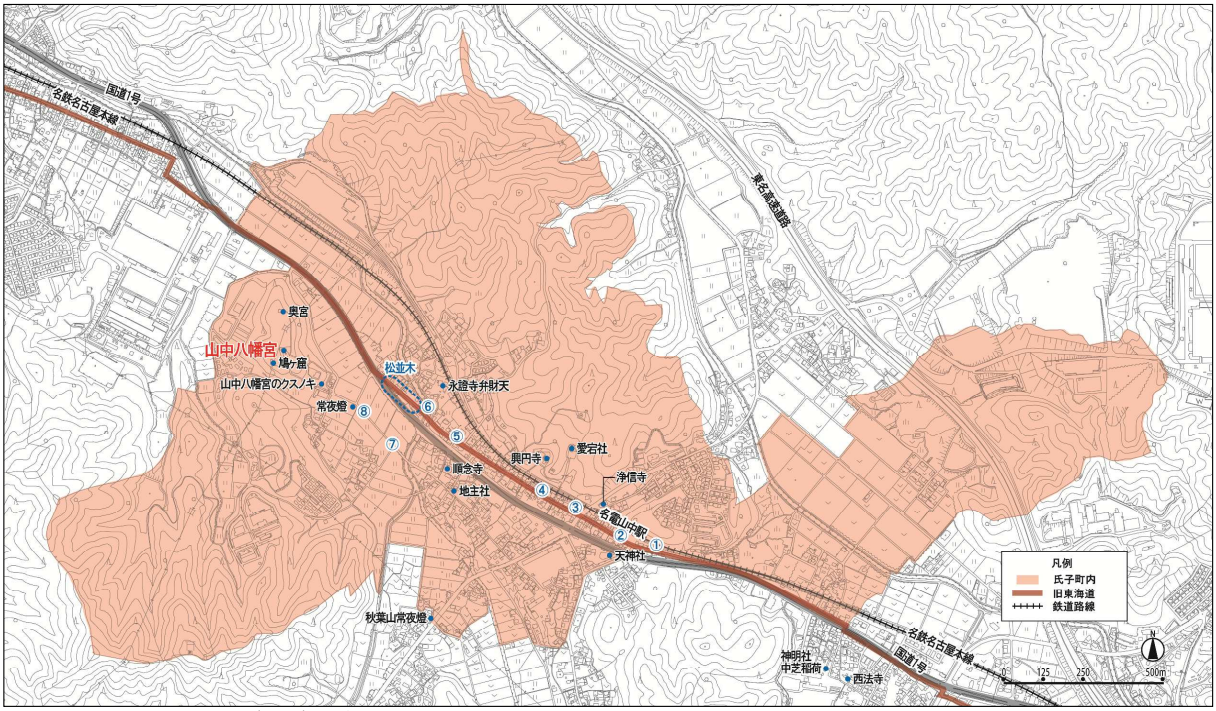


図2-2-34　山中八幡宮デンデンガッサリと市街地の状況



図2-2-35　周辺市街地の景観(令和7年(2025))

ウ.津島神社の天王祭り

a.津島神社

かつて藤川宿であった市場町には、現在も街道沿いに寺社や伝統様式の歴史的な建造物が数多く建ち並ぶ。中でも、市場町の津島神社は、藤川宿の加宿市場村の氏神であり、「牛頭天王宮」と呼ばれていた。『参河国額田郡神社誌(昭和７年(1932) ９月１日)』には、元文３年(1738)創建、延享５年(1748)社殿を修理、嘉永７年(1854)拝殿を改築、明治 25～26 年(1892～1893)に本殿雨覆を改築とあり、現在の社殿の部材も相応に古いことから、延享初期のものと考えられる。また、境内の灯籠には、寛政５年(1793) ９月の刻銘がある。現在の本殿は、桁行３間(約 5.4 メートル)、梁間２間(約 3.6 メートル)、流造、瓦葺で、拝殿は、桁行３間(約 5.4 メートル)、梁間２間３尺(約 4.5 メートル)、入母屋造、瓦葺である。祭神は牛頭天王。本殿は牛乗(うしのり)山を背に今もかわらず町を見守っており、藤川宿の歴史を今に伝える重要な建造物である。



図2-2-36　津島神社祭礼のお立宮

b.天王祭りの歴史

天王祭りは、氏子らにより毎年７月第２土曜日に行われ、夏病み防止と虫送りの意味が含まれている。社伝によれば、天王祭りに使用する渡御の神輿は、慶安年間(1648～1651)に現在地に加宿移転した際に、隣町の山中八幡宮より移されたものと伝えられ、山中八幡宮の祭礼でもこの神輿が使われることから、少なくともこの頃には始められたと考えられている。現在の神輿には、文化５年(1808) ５月吉日と記名がある。また、『参河国額田郡神社誌(昭和７年(1932) ９月１日)』にも、神輿渡御の記述がある。

c.現在の天王祭り

津島神社(津島市)のお札を年行司が受けに行き、市場町の明星院に７日間宿をし、お立宮(たちみや)に 75 日間納めた後、本殿へ納める日が宵祭り日である。旧東海道からの参道入口の常夜燈脇に幟を立て、お立宮(通称「おたちぐうさん」)と呼ばれる祠を祀り、雄竹注連で囲む。その祭礼当夜に行われる神事として、竿燈行列(通称「おとぎょ」)がある。神輿渡御の行列の前後に高張、十二張の竿燈が加わり、ほの暗くなる午後７時頃より提灯に明かりを灯し、氏子町の人々が藤川宿であった東海道中を厳かに巡行する。竿燈は、戦前には提灯を 20 余りつけ、竿数も多かったとされているが、戦後には、提灯 12



図2-2-37　津島神社の竿燈行列の巡行

個、高張６本、十二張 12 本となり、現在は、更に竿数を減らして実施している。行列は市場町東外れの国道１号の御旅所まで進み、そこで祝詞があげられる。

竿燈に灯火が入れられたさまは、赤い提灯が夕暮れ深まった街道沿いのまちなみの夜景に映え、天王祭りならではの、夏の祭りにふさわしい素朴な美しさを感じさせる。

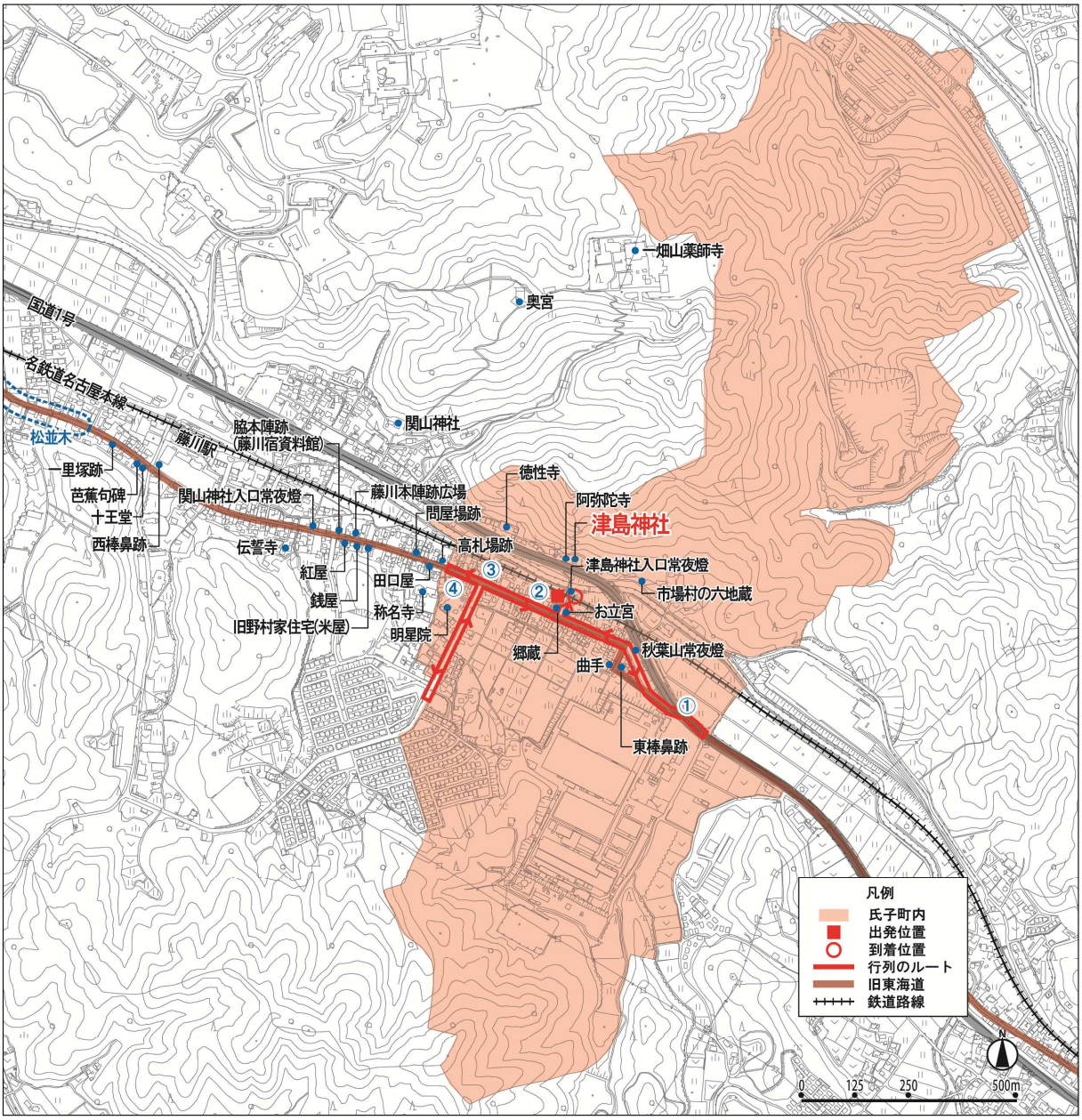


図2-2-38　津島神社の天王祭りの神輿渡御・竿燈行列の巡行図と市街地の状況



図2-2-39　周辺市街地の景観(令和7年(2025))

エ. 東海道沿いの地蔵祭り

地蔵祭りは、「地蔵盆」「地蔵会（じぞうえ）」とも呼ばれ、地蔵菩薩の縁日である旧暦７月 24 日辺りに信徒らが地蔵に供物・灯明を供え、仏名を唱えたりする行事である。現在は、それぞれの地域で日を選んで行っている。地蔵菩薩は、平安時代末期から六道で苦しむ衆生の救済仏として京都を中心に信仰され始め、中世には子供を守る仏として信仰を集めた。地蔵祭りの信仰は、江戸時代前期に複数の記録がある京都及び近畿地方で盛んであったものが、東海道を通じて広がったとみられる。道祖神信仰と結びついた路傍や街角のお地蔵さん、いわゆる「辻地蔵」が対象で、子供の幸福を祈る民間信仰である。ここでは、藤川町（称名寺、十王堂）と、大平町（大平地蔵堂）を取り上げる。

a. 藤川宿の称名寺・十王堂の地蔵祭り

（ⅰ）称名寺

称名寺は、藤川宿の中心部の市場町との境の藤川町にある浄土宗西山深草派の寺である。永禄 11 年（1568）に藤川村内「王子ヶ入」の赤山大明神（現在の関山（せきさん）神社）西南の「川向」に法蔵寺教翁洞慧（きょうおうどうえ）の隠居寺として開創された。慶安３年（1650）の「称名寺領除地証文」が残されている。



図2-2-40　称名寺

寺伝によれば、寛文２年（1662）に、三河代官鳥山牛之助の指示で、東海道が宿内で南方に変更される際に、街道沿いより奥まった現在地に移転した。境内に、「寛永５年」と刻銘された石塔があるほか、『東海道宿村大概帳（天保 14 年（1843））』には、藤川宿には旅籠が少ないため、興円寺・阿弥陀寺・徳性（とくしょう）寺とともに旅籠（はたご）の代行をしたことが記されている。



図2-2-41　称名寺の地蔵堂と鐘楼

街道から入る参道を抜けると境内が開け、正面には宝暦９年（1759）建立の本堂が建つ。本堂は、木造平屋建て、寄棟造、桟瓦葺である。また、境内左手にある鐘楼の脇には、慶応２年（1866）に、地域の女人講によって造立された延命子安地蔵像を祀る堂がある。

（ⅱ）十王堂

十王堂は、藤川町の一里塚跡近くの成就院の境内にあり、東海道に面して建てられている。堂内の中央には緋（あけ）の衣をまとった地蔵菩薩立像が安置され、その両脇に十人の王の像が並ぶ。像の台座に「宝永（ほうえい）七庚寅年七月」の記年があることから、創建はこの年と推測されており、

昭和 12 年(1937)の成就院本堂の入仏式の写真には、十王堂が写っている。昭和 34 年(1959)の伊勢湾台風により、堂の屋根が破損して切妻に改修されていたが、平成 29 年(2017)には、古写真を参考に、梁材等を最大限に活かしながら、現在の堂に改修された。木造平屋建、寄棟造、桟瓦葺。



図2-2-42　藤川宿の十王堂(令和7年(2025))

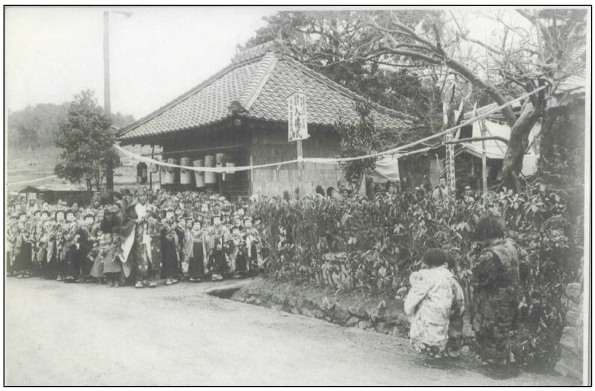


図2-2-43　成就院本堂入仏式の十王堂
(昭和 12 年(1937))

(iii)現在の称名寺・十王堂の地蔵祭り

称名寺の延命子安地蔵祭りは、寺伝によれば慶応２年(1866)の地蔵像が祀られた頃には始められ、毎年、月遅れの８月 24 日に行われる。昭和60年(1985)に地蔵祭りを実施する地蔵会が地域の人と共に発足し、活動が行われている。現在の地蔵祭りは、当日、午前８時より近隣の檀家・信徒と藤川小学校区を中心とした藤川宿周辺の小中学生の子供たちが集まり、お堂の清掃や準備が行われる。日中は、白色の七如来の旗７本がつるされた本堂内で元禄８年(1695)に祀られた地蔵尊像への祈願会が行われる。境内では、餅投げや縁日の出店(でみせ)も出されて賑わう。夕方になると地蔵堂の前で住職の読経により揃ってお参りをする。その後、境内にござを敷いて皆で夕食をとり、子供たちは花火を行う。翌日の片づけに参加する子供は、寺におこもりをする。３世代にわたる参加があり、地蔵祭りが地域と世代をつなぐ行事となっている。



図2-2-44　延命子安地蔵祭り(昭和 60 年(1985))

十王堂本尊の阿弥陀如来尊前では、字一里山(いちりやま)の十数軒の講仲間により、毎年８月 24 日に近い土曜日に、地蔵祭り(地蔵盆施餓鬼(せがき)会)が行われている。年番が本尊に紙の物相旗(もっそうはた)(施餓鬼の旗)の串数本を刺し、生米を載せたナス等で施餓鬼棚を設け、境内の地蔵堂に果物等を飾る。称名



図2-2-45　地蔵祭り(令和7年(2025)8月 30 日)

寺の住職を呼び、十王堂内で地蔵盆施餓鬼会が勤められ、その後外に出て地蔵堂前でお参りが行われる。地蔵像はやや大型の坐像で、台座に文化 10 年(1813)の銘が刻まれているため、少なくともこの頃より地蔵祭りが続いていると考えられている。また、町には、昭和 41 年(1966)の地蔵祭りに関する記録資料が残されている。

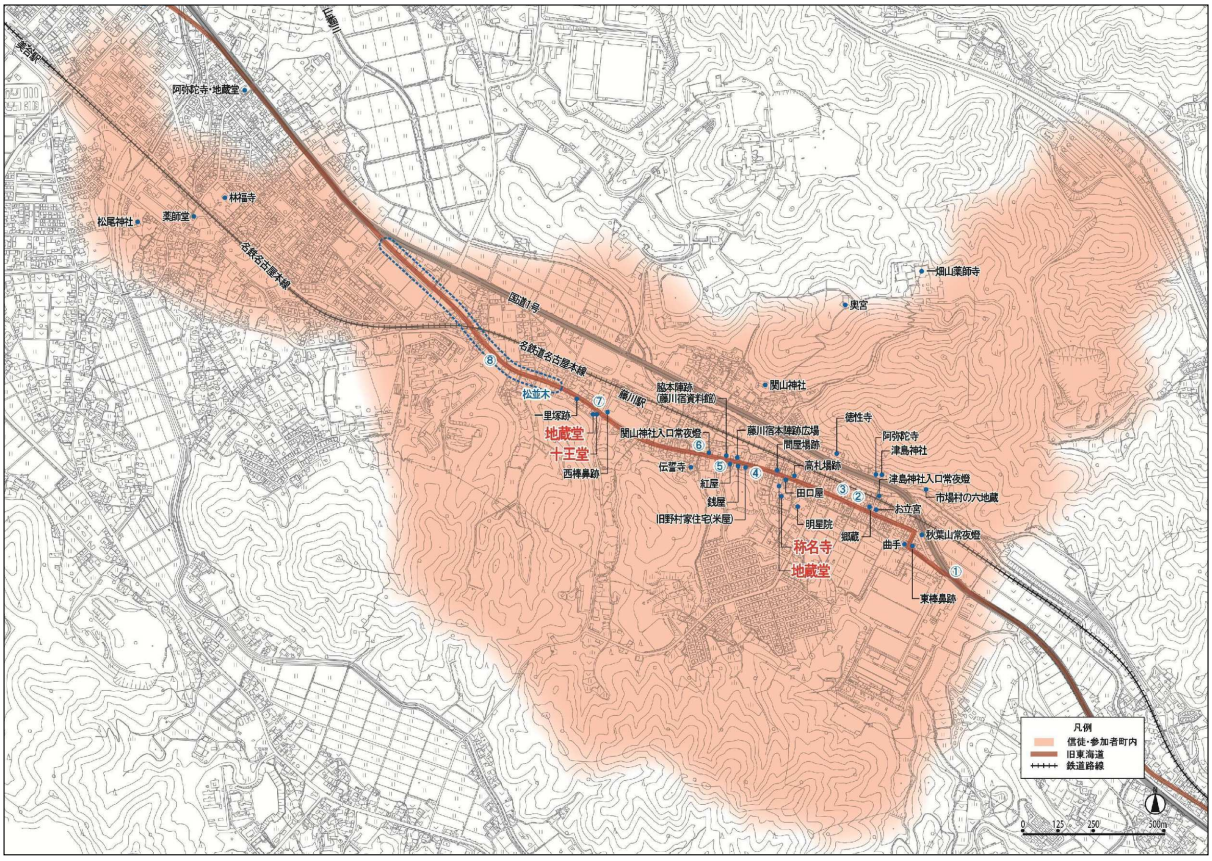


図2-2-46　藤川宿の称名寺・十王堂の地蔵祭りと市街地の状況



図2-2-47　周辺市街地の景観(令和7年(2025))

b.大平地蔵堂の地蔵祭り

大平町は、江戸時代、大岡裁きで著名な大岡越前守忠相（ただすけ）が大名となり治めた西大平藩に当たり、陣屋跡がある。東海道沿いには市内で唯一現存する一里塚が往時の姿を伝えている。市内の一里塚は、東より本宿（本宿町字一里山）、藤川（藤川町字一里山）、大平（大平町字岡田）、矢作（矢作町矢作橋西詰）にあった。慶長９年（1604）に江戸日本橋を起点に１里（3.92 キロメートル）ごとの道標として設置され、旅行者の道程の目印になるとともに、夏には木陰で旅人が休息できるように配慮され、ひとときの憩いの場でもあった。榎が植えられ、緑陰を供する風情を保ち、現在も東海道を歩く見学者の道標ともなっている。地元では清掃や草刈り、そして目の前のお堂の管理等を行っている。



図2-2-48　大平一里塚（史跡）

（ｉ）地蔵堂（大平町）

旧東海道を挟んで一里塚の向かい側に地蔵尊を祀った大平西町の地蔵堂がある。町では江戸時代後期の建立と伝わり、一里塚の前にあったものを史跡整備に伴い、昭和 13 年（1938）に現在地へ移築した。木造平屋建、切妻造、桟瓦葺。地蔵堂の隣には、昭和９年（1934）建立の秋葉山常夜燈がある。



図2-2-49　大平西町の地蔵堂と秋葉山常夜燈

堂内の一体は、地域の子供たちの無事成長を見守る「子安地蔵」で、棟札によると、昭和 59 年（1984）に再建されたことがわかる。また、背後には長い年月を経て風化した地蔵像も大切に安置されている。もう一体は、東海道を往来する人々の安全を守る「馬頭観音」である。

町内には、東海道を東へ行った薬師寺境内と、一里塚より南へ分岐した国道１号付近の辻に１棟と観音寺付近に２棟の地蔵堂がある。

（ⅱ）現在の大平の地蔵祭り

大平町では、大平西町、大平辻中、大平東町のそれぞれで地蔵祭りが行われている。

大平西町の地蔵祭りは、昭和 13 年（1938）より地蔵堂が一里塚向かいに移築された現在地で行われ、現在は、町内の子供会の感謝の心を込めた奉仕活動として、毎年６月第１日曜日に行われている。前日に青々とした笹を 600 本切り出し、小学生の子供たちが「交通安全」「家内安全」と書いた紙と折紙を吊るし、笹を飾りつける。

当日は、朝から帽子と前掛けを新しくした地蔵尊にお供えをし、観音寺の尼僧の読経と共

にお勤めをする。その後、子供たちは近所の家々に笹を配り、志を受けて回る。「東海愛知新聞（平成 25 年（2013）５月 31 日）」には、地元では明治期から行われていると伝わり、昭和 10 年代に参加していたという市民の声が紹介されている。



図2-2-50　大平西町の地蔵祭り

昭和 30 年代には、子供から子供に受け継がれる行事となった。祭りの日が近づくと、近くを流れる大平川（乙川）へ行き、良い音のする石を探し合い、当日は地蔵堂の前に筵（むしろ）を敷き、往来の人々に向かって「おローソクは一丁こころざしであがーります」「チン、チン」と、大平川（乙川）で拾ってきた石を叩いた。地蔵堂の前にある手洗水盤は、子供たちが叩いたことによる窪みがみられる。また、『新編郷土誌「男川」（平成 12 年（2000））』でも、古くから伝わる地域の祭りとして紹介されている。



図2-2-51「東區延命地蔵尊」木版と半紙

大平辻中（おおひらつじなか）でも、観音寺の尼僧を招き子供たちが３つの地蔵堂にお参りをする。

大平東町では、薬師寺境内の地蔵堂で７月第１日曜日に地蔵祭りを行う。「東區（ひがしく）延命地蔵尊」と彫られた木版を赤と緑で半紙に押し、川沿いで採ってきた竹に吊るす。この竹飾りを子供たちが鉦を鳴らしながら近所に配り、志を受けて回った。10 年程前からは、竹が入手困難になったため、半紙のみを配るようになった。

現在も、この伝統行事は子供会の奉仕活動として受け継がれているほか、常時、仏花が絶えることなく供えられていて、歴史的な街道の遺構や建造物等と次代を担う若者が地域の伝統行事を受け継ぐ姿とが相まって、昔ながらの集落の一体感を感じさせる、この地域独自の雰囲気が感じられる。

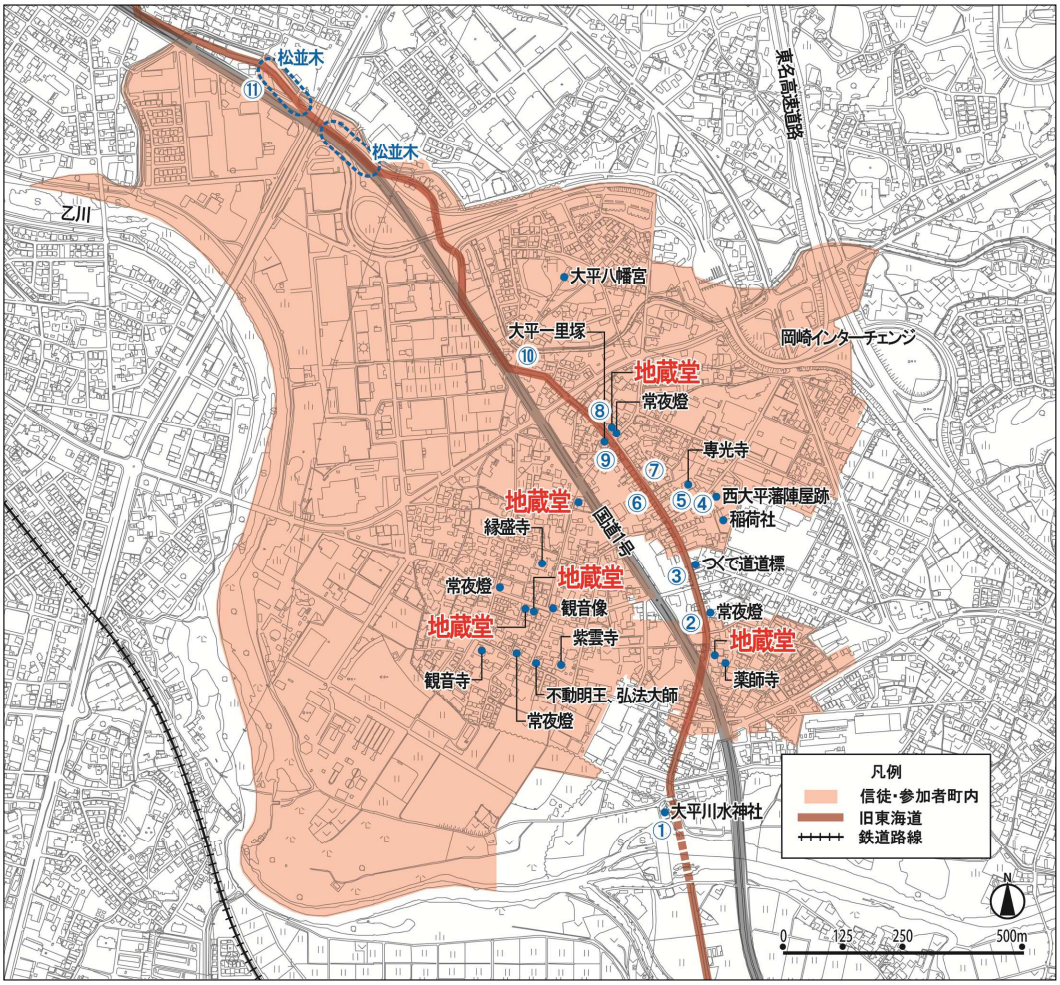


図2-2-52　大平一里塚・地蔵堂と市街地の状況



図2-2-53　周辺市街地の景観(令和7年(2025))

このほか、岡町でも地蔵祭りが行われている。岡町は、東海道と乙川が近接する地域であり、丸山古墳群と丸山廃寺が連なる対岸にあたる。中世には鎌倉街道の宿として作岡宿があり、現在も岡町字作岡の地名が残されている。また、天正13年(1585)の家康公上洛時の宿所(岡御殿)となった岡城跡もあり、交通の要衝に開けた町である。近世には、岡町の神馬崎に東海道藤川宿と岡崎宿間の立場が置かれていた。



図2-2-54　阿弥陀寺と地蔵堂



図2-2-55　岡町野々宮の地蔵堂

神馬崎(阿弥陀寺)の地蔵祭りは、各町内会等の人々により、毎年８月 24 日に近い土曜日に行われる。小学生の子供たちがお参りの１週間ほど前に「南無阿弥陀仏」と書いた習字紙を笹につけ、道沿いに立てていく。お供えの線香やお金も集めて回る。当日は、地蔵堂前に提灯を飾ってお供えをし、阿弥陀寺の尼僧の読経に合わせ、子供たちがお参りをする。寺伝によれば戦前より行われ、昭和 30 年(1955)頃には男児のみが参加しておこもりも行われていたが、30 年ほど前から宿泊は行われなくなり、近年では女児も参加している。祭礼後にはお供えの菓子等が子供たちに配られる。

岡町の西側、野々宮、一色、作岡でも、各集落の辻に立つ地蔵堂で地蔵祭りが町内会等により毎年行われており、『みあい 学区の概要（昭和 33 年(1958)）』では、「地蔵尊縁日」として記載されている。西側地区では、田植え時期の５月の水路清掃後に、文化２年(1805)銘の馬頭観音と地蔵像の祀られる地蔵堂へお参りが行われる。野々宮地区では、地蔵祭り独自の世話役があり、昭和３年(1928)に子供連により建てられた地蔵尊の祭りは、大人も多く集まる行事となっている。一色地区では、慶応２年(1866)銘のある地蔵尊に彩色が施される。作岡地区では、宿となる家が世話役を一手に引き受け、子供たちが集まり昼食をとる。どの地蔵祭りにも阿弥陀寺の尼僧が読経に招かれ、街道沿いの寺院と各地区とがつながりを持っている。

集落の子供たちと街道を行き交う人々を見守り続ける各地域の地蔵に、子供たちが集い、感謝する行事が変わらずに続けられており、長い歴史の中で地元に根付いた伝統が感じられる。

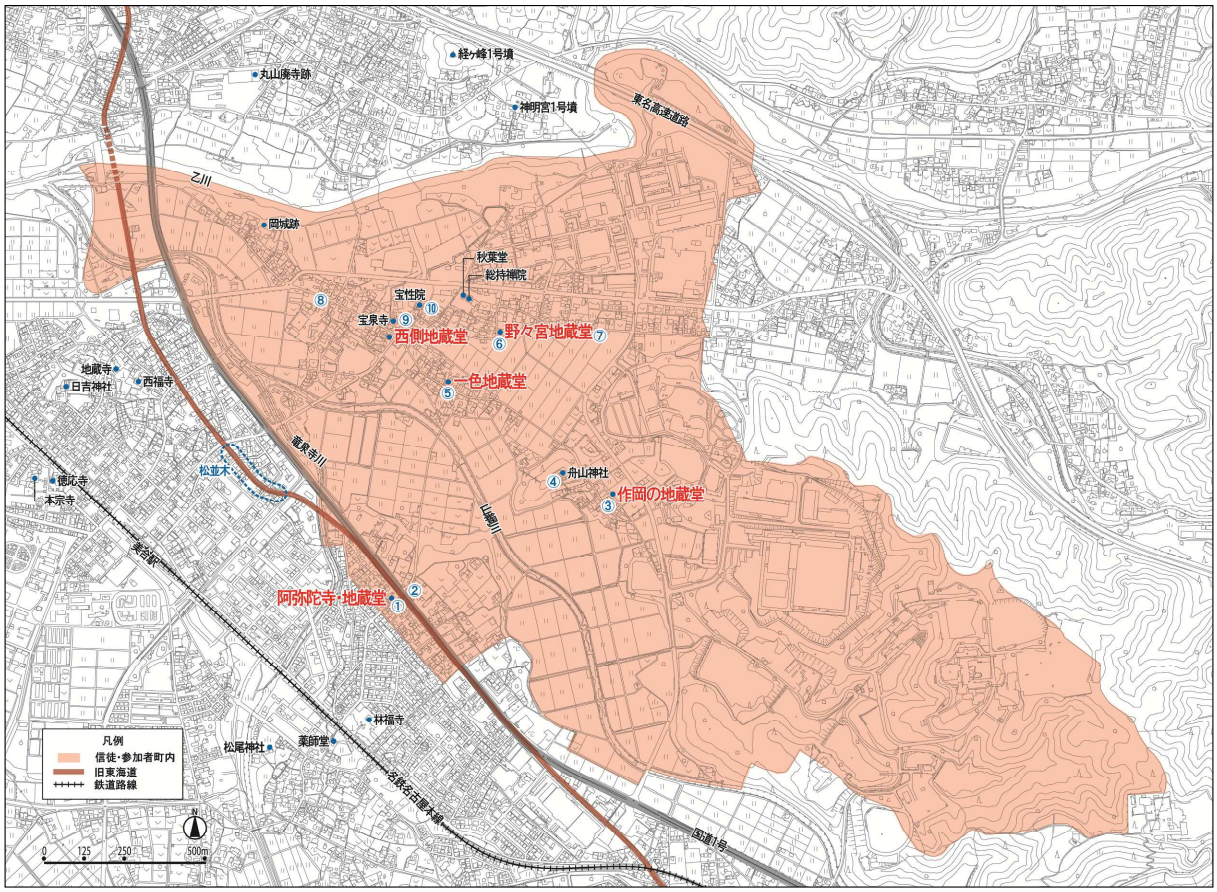


図2-2-56　岡町の地蔵祭りと総寺禅院の秋葉山大祭火渡りと市街地の状況

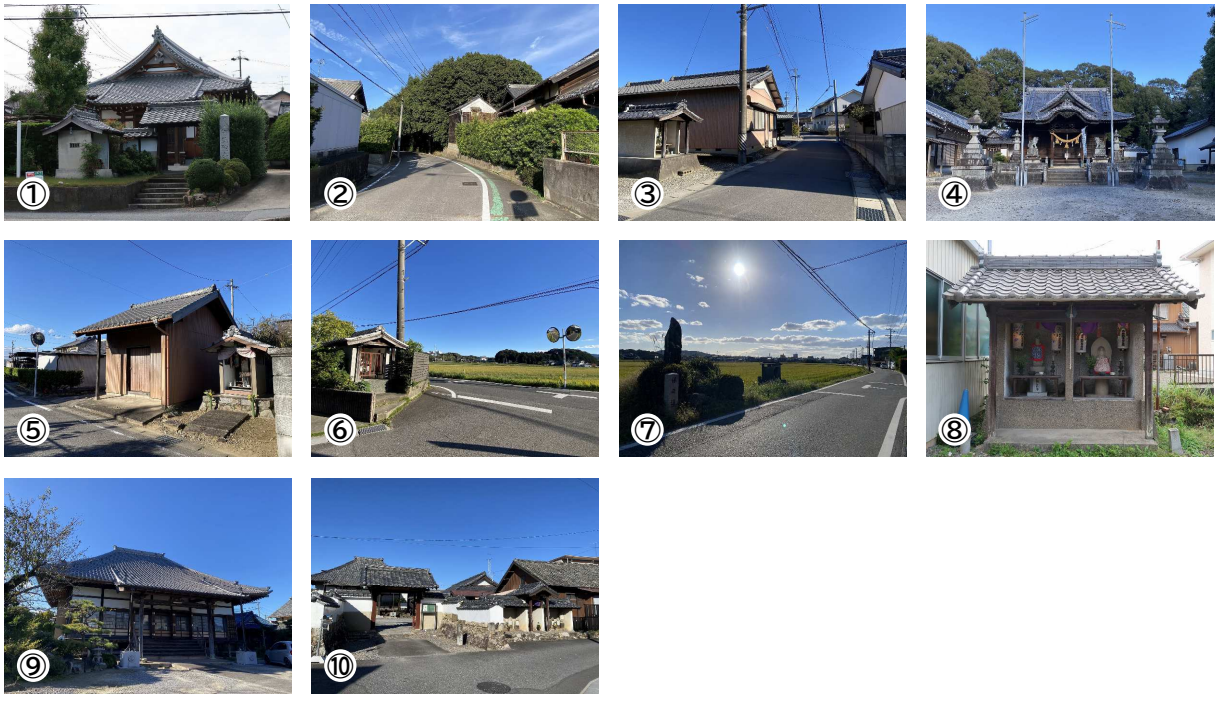


図2-2-57　周辺市街地の景観(令和7年(2025))

オ.矢作神社の祭礼

a.矢作神社

矢作町の矢作神社には、「矢作」の地名の由来とされる日本武尊（やまとたけるのみこと）の伝承がある竹藪が残る。主祭神は素盞嗚命（すさのおのみこと）。



図2-2-58　矢作神社

伝説では、「東征の折通りかかった、日本武尊に住民が、川の東に住む賊に苦しめられていることを訴えた。日本武尊に命ぜられた矢作部（やはぎべ）たちは矢を作ろうとするが、竹の生えている川の中州まで行けない。突然一匹の蝶が人の姿となり、竹を切り取ってきてくれた。矢作部たちは１万本の矢を作り、日本武尊は軍神（ぐんしん）素盞嗚命（すさのおのみこと）を祀り戦勝を祈願し、賊（ぞく）を滅ぼした。それ以来、神社は矢作神社と呼ばれた」とされる。

応安３年～永和元年（1370～1375）のころ、兵火にかかり、烏有（うゆう）に帰し、天文年間（1532～1554）に岡崎城主松平広忠が祠を今の字祇園に再建したが、天正年間（1573～1591）の堤防決潰により流失したため、神殿を宝珠稲荷に合祀した。棟札より、社殿を延宝３年（1675）に建立し、宝暦 12 年（1762）に本殿、明治 35 年（1902）に拝殿を再建していることがわかる。本殿は、木造平屋建て、入母屋造、桟瓦葺で、拝殿は、木造平屋建て、切妻造、桟瓦葺である。近世には「牛頭天王」（享和２年（1802）の村差出帳）と呼ばれ、神社下の土場（どば）（舟着き場）を天王土場と称する。近世の矢作橋架け換えのとき、諸大名や普請奉行は当社に「矢作橋杭打ち図」「矢作橋設計図」等の絵馬（市有形民俗文化財）を奉納し工事成功を祈願している。その他水運業者等の絵馬の奉納が多い。また、戦前には、海軍の巡洋艦に「矢矧」の名が冠され、武神を祀ることで広く信仰を集めた。

b.矢作神社の祭礼の歴史

矢作神社の祭礼は、以前は７月中旬に行う夏祭りで、現在は毎年 10 月１・２日が祭礼日である。祇園祭と同様に山車が加わる。

西中之切（矢作三区）の山車（市指定有形民俗文化財）は、旧来の簡素なものから天保 10 年（1839）に新造され、前棚に記された墨書から、山車は６月に完成し、彫刻師は名古屋の瀬川治助（せがわじすけ）（重定）、総頭領は岡崎城下材木町の大山庄八として、木地（きじ）師や箔置師等岡崎の職人集団で作り上げていることがわかる。また、東中之切（矢作二区）の山車（市指定有形民俗文化財）は、文化 11 年（1814）作（天保 11 年（1840）塗り上げ彩色）で、墨書銘より天保 11 年（1840）に上山が大山庄八により築造され、さらに、文久元年（1861）改造時とみられる前棚の檀箱（だんばこ）彫物に「瀬川」「重光」の印型彫が認められ、より壮麗な姿へと改修が重ねられたことがうかがえる。い

ずれの山車も江戸時代後期に作られ、この頃には祭りが行われていたと考えられている。

各山車の正面と上段拝など随所に施された彫刻には全てに金箔が押され、丸柱等は黒漆塗りで、幕の金銀色糸による刺繍と相まって華麗荘厳である。戦時中は額田地区の桜井寺町に三区の飾り物等を疎開させ、車輪等は岡崎空襲で焼失したものの戦後復元し、大切に保管をしている。

c.現在の祭礼

10 月１・２日の祭礼日には、江戸時代末期に各氏子町の人々により作られた祭礼山車２台が山車蔵の前で飾り付けられる。祭礼が週末となる年は２日目に山車の巡行がある。矢作川沿いの矢作神社より出立し、氏子町の人々が曳く華麗な２層式の山車が秋空の下、旧東海道のまちなみを進む。花の撓(とう)[7]で有名な誓願寺門前を過ぎ『三河国内神名帳』（平安時代中期以降編さん）に名のある窺樹(ひそこ)神社で折り返し、国道１号を超えて矢作橋駅前まで曳きまわす。道中には山車上の囃子方のゆらりと練るさまを表した文化文政以来とされる曲を始め、道行きの緩急に合わせた囃子が鳴り響く。



図2-2-59　祭礼山車（令和5年(2023)）

華麗荘厳な山車と囃子がよく合い、矢作神社の祭礼ならではの晴れやかな祭りの風情が感じられる。



図2-2-60　祭礼山車(矢作三区)（平成 28 年(2016)）



図2-2-61　祭礼山車(矢作二区)（令和5年(2023)）

[7] ５月８日熱田神宮の豊年祭の田所、畠所に行き、豊年絵図を受けてツクリモノを再現し、近郊の農家が見に来て作物の豊凶を占う。「おためし」ともいう。

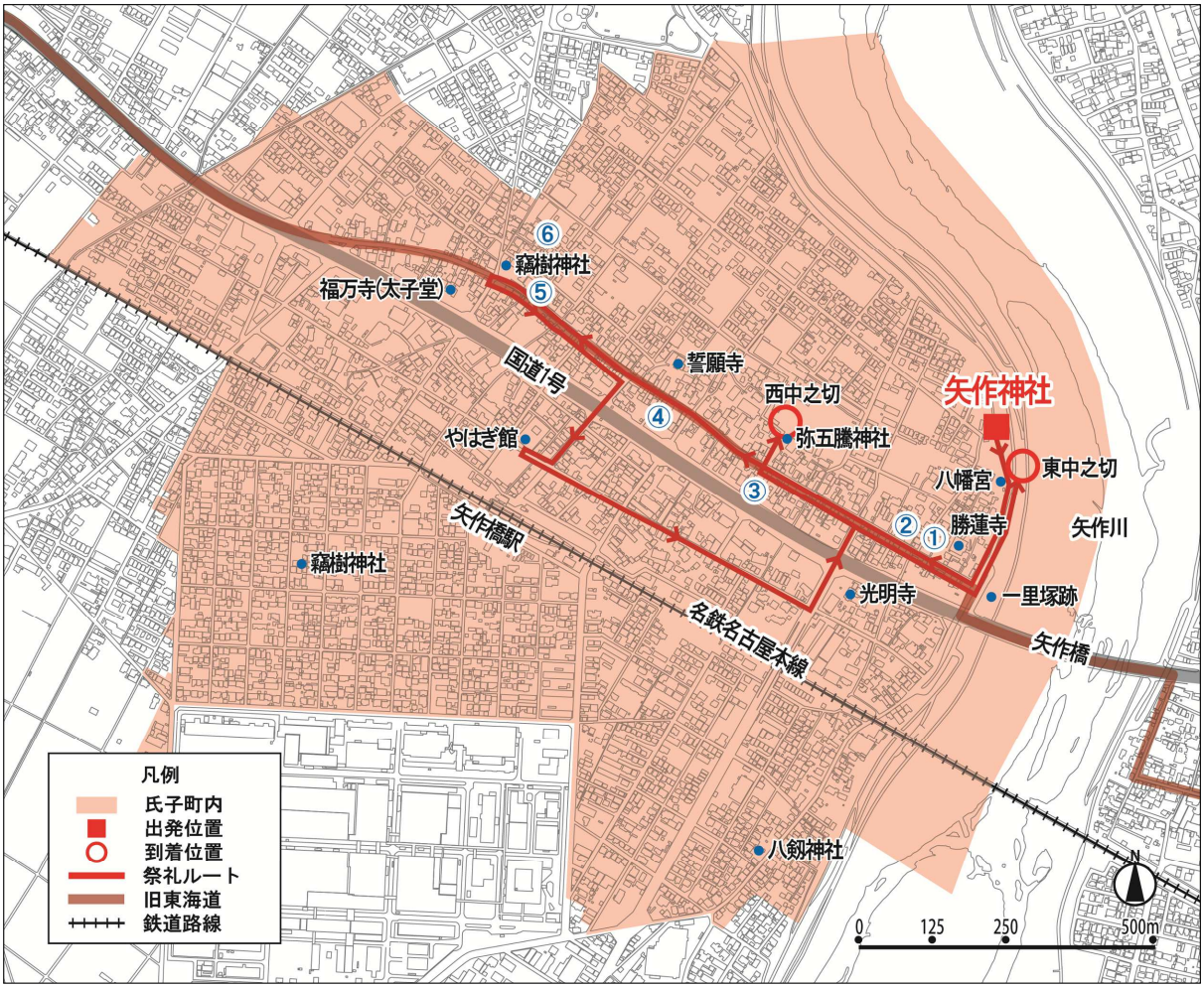


図2-2-62　矢作神社の祭礼山車の巡行図と市街地の状況



図2-2-63　周辺市街地の景観(令和7年(2025))

カ.藤川宿における地域団体のまちづくり活動

市を東西に貫く東海道沿いには、街道を往来する旅人を日差しや寒風から守るために植えられた松並木や、一里塚、常夜燈又は道標など、東海道を特徴づける史跡も多く残されている。市内の東海道松並木は、東端の本宿町から西へ、デンデンガッサリの行われる舞木町、37 番目の宿場町「藤川宿」のまちなみが残る藤川町、美合町、岡崎宿東の東名高速道路岡崎インターチェンジ付近の大平町に残され、旧東海道の位置と風情を伝えている。岡崎でみられる松並木のマツは「みかわくろまつ」と名付けられ、昭和 46 年(1971)に市民投票によって岡崎市の木に決定された。人々によって大切に手入れされている松並木は、緑と木陰が目を涼ませ、往時の東海道の風情を感じさせる風物詩となっている。特に、藤川の松並木(県指定天然記念物)は、旧東海道の両側約 1 キロメートルの間に約 90 本のクロマツが道の両側に並び、往時の旅の風情を漂わせ、見応えがある。



図2-2-64　藤川の松並木(県指定天然記念物)

a.藤川宿

藤川は、慶長 6 年(1601)に家康公により伝馬朱印状が発給され、宿場町として栄えた。当初はおよそ 5 町 45 間(約 630 メートル)の小さな宿場であったが、人馬の不足を補うために慶安元年(1648)に東隣の舞木村字市場を加宿し、 9 町 20 間(約 1,020 メートル)と規模を大きくした。幕末の資料によると、本陣と脇本陣が各 1 軒、旅籠屋が 36 軒あった。藤川宿脇本陣跡(市指定史跡)の東海道に面した棟門は、享保 4 年(1719)の大火の後に再建され、江戸時代の名残を留め、歴史を物語る貴重な遺構となっている。平成 2 年(1990)には、藤川宿脇本陣跡に、藤川宿資料館が建てられ、市指定有形文化財である高札(こうさつ)等が展示されている。江戸時代の参勤交代の大名を迎えた藤川宿本陣跡は、平成 25 年度(2013)に「藤川宿本陣跡広場」として整備された。裏手の石垣がよく残り、国道 1 号、名鉄名古屋本線からも眺められる。



図2-2-65　藤川宿資料館(脇本陣跡)

格子のある町家も各所に見られ、街道の風景をつくっている。旧野村家住宅(米屋)は、藤川宿内で最大級の規模の町家建築である。昭和 25～30 年(1950～1955)頃の主屋の大屋根の修理の際、天保 12 年(1841)の棟札が発見されたことから、江戸時代後期の建築と推定されている。木造つし２階建て､桁行６間半(約11.7メートル)、梁間９間(約 16.2 メートル)、切妻造、桟瓦葺。旧東海道に面する正面の外壁の仕上げに、漆喰塗りや木組格子、妻西側の下部になまこ壁、２階部分に袖壁がみられるなど、町家の面影を一部にとどめており、内部は日本の伝統建築である堅牢な柱や梁の構造で、広い土間などに当時の暮らしを十分に偲ぶことができる。旧平岡家住宅(銭屋)は、文政年間(1818～1830)の建築と考えられており、明治 33 年(1900)の屋敷図面が残されている。木造つし２階建、桁行６間(約 10.8 メートル)、梁間６間(約 10.8 メートル)、切妻造、桟瓦葺。建物後半は腐朽により失われたが、建物前半には、建築当初の柱、梁等の構造材が残され、建物正面には、格子構え、柱間装置、つし２階軒下等、明治期以降の意匠材が残されており、藤川の近代の風景として長く人々に親しまれてきた町家である。



図2-2-66　旧野村家住宅(米屋)



図2-2-67　旧平岡家住宅(銭屋)



図2-2-68　吉良道道標

また、藤川宿は、古くから穂が紫色をした珍しい「むらさき麦」が栽培されており、江戸時代の『東海道名所記』に記録されているほか、十王堂境内には、寛政５年(1793)再建と刻まれた松尾芭蕉の句碑「爰(ここ)も三河 むらさき麦の かきつはた」がある。

藤川宿を抜けると、道が二手に分かれ、右が旧東海道藤川の松並木、左が土呂(とろ)(現在の福岡町)・吉良(西尾市)方面へと続く吉良道(きらみち)となっている。分岐地点には、「文化 11 年(1814)建之」と刻まれた吉良道の道標が立ち、古くからこの辺りが交通の結節点として大きな意味をもっていたことがわかる。

b.地域団体によるまちづくり活動

昭和 38 年(1963)頃から、藤川の老人クラブや地域のまちづくりを行う有志らにより、松並木の保護活動が行われ、その様子は昭和 50 年(1975)頃の写真からも確認できる。現在は、藤花荘(障がい者支援施設)利用者の協力で熱心に清掃活動が行われている。また、有志らの活動は、松尾芭蕉没後 300 年となった平成 6 年(1994)に、むらさき麦の復活栽培を始めるなど、地域のまちづくり活動に発展し、平成 7 年(1995)に「藤川宿まちづくり研究会」を設立、その後、平成 21 年(2009)に「藤川まちづくり協議会」と改称した。同年～平成 29 年(2018)に行われた、旧野村家住宅(米屋)の一般公開や「小箱ショップ・むらさき小町」の開店といった、宿場文化財の積極的な保全・活用の取組みを始め、「藤川宿を詠(よ)む」俳句募集やむらさき麦まつりの開催など、街道沿いの寺社や歴史的な建造物を背景に、むらさき麦を始めとする、地域の歴史や文化を後世に伝えるための様々な活動が行われている。



図2-2-69　藤川の松並木の保護活動(昭和 50 年(1975)頃)



図2-2-70　藤川の松並木の清掃活動

藤川まちづくり協議会の活動は、地元の幼稚園から大学、企業まで、多様な世代と連携して取り組まれており、藤川宿ならではの歴史や伝統、文化を誇りに思い、次世代に継承していく強い意志が感じられる。

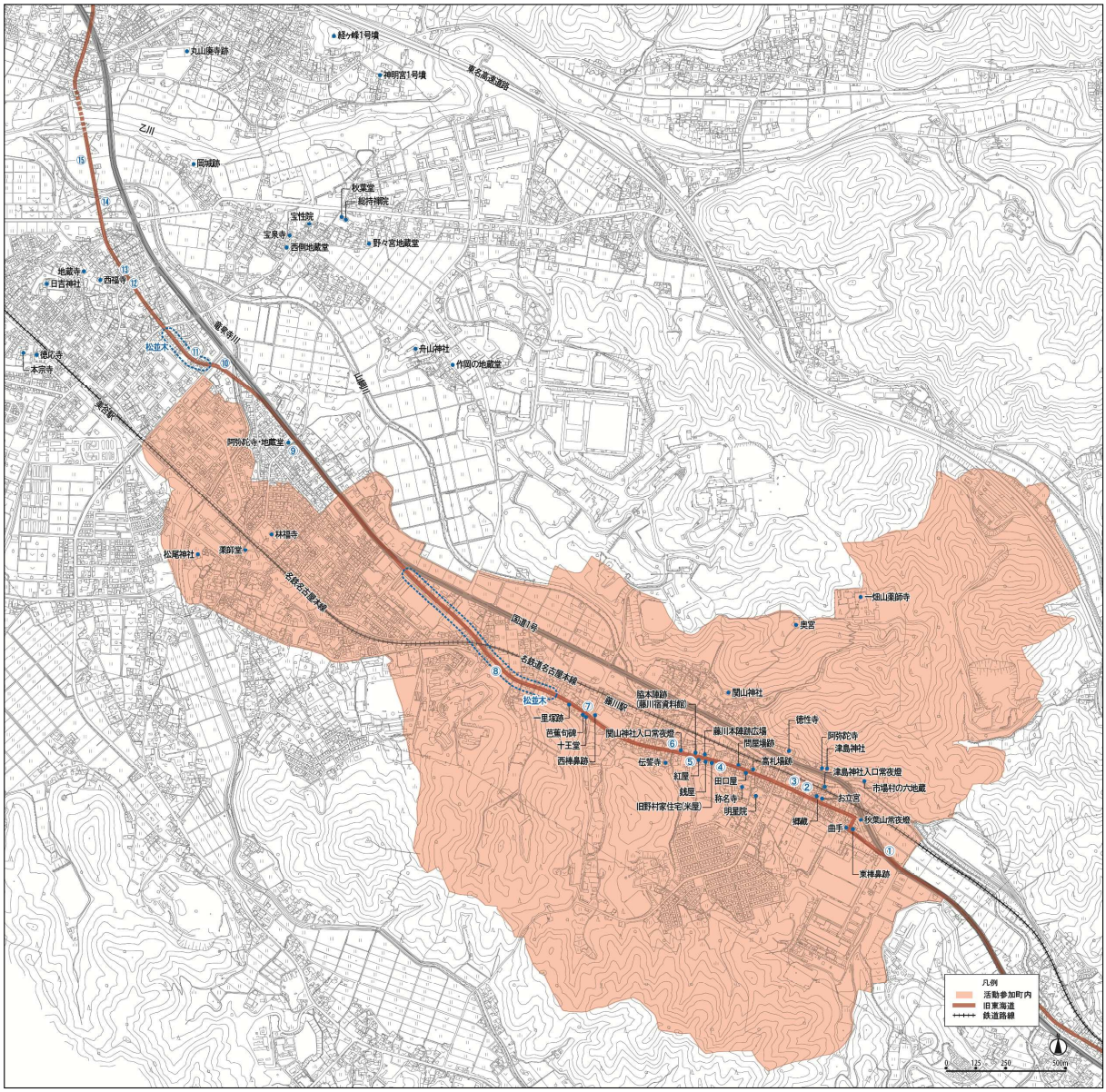


図2-2-71　松並木と地域団体による保護活動と市街地の状況



図2-2-72　周辺市街地の景観(令和7年(2025))

③まとめ

東海道を舞台に、各地で行われる祭礼等と、祭礼等を大切に継承してきた人々からは、地域への深い愛着と故郷への誇りが感じられる。

(5)おわりに

市域を南東から北西へ縦断する東海道は、市域を通る古くからの街道の中でも、ことに市民に親しまれている歴史ある道である。東海道を通って人や物、情報が往来し、新しい文化が本市域にもたらされた。現在、幹線道路としての役割は並行する国道１号が担っているが、中心市街地を除いて、ほぼ東海道と並行して私鉄が敷設されたことから、街道沿いの集落では市街地化が進み、その中を通り抜けている東海道は、人々の生活道路として今なおその往来は活発である。

東海道沿いの市街地においては、江戸時代に宿場等として栄えた歴史が現在の地域コミュニティを形成する上でも重要な役割を果たし、継承されている信仰行事等が地域コミュニティを更に強固なものにしている。周囲に広がる山並み等を背景として、昔ながらの風情を備

えた建造物が残る地区が続き、路傍には灯籠などの石造物が点在し、街道沿いに残る古くから信仰を集めてきた寺社の歴史的な建造物と、古くから伝わる信仰行事等の人々の活動が相まって、自然豊かで趣のある街道の面影を今に伝える良好な歴史的景観を形成している。

四季折々に町々で催される祭礼では、旧東海道を舞台に、ハレの日に揃いの法被等の装束に身を包んだ人々が力を合わせ、工芸技術の集約された山車を曳き、また提灯を灯し、厳かに行列をすすめている。ここには街道筋に生きる町衆の誇りと地域の人々のつながりが表れている。東海道を舞台とする歴史と伝統を伝え、三河の穏やかな文化の彩りを添え、風情を醸し出しているこれらの祭礼等と民俗的行事の光景は、本市の歴史文化の一端を象徴する歴史的風致を形成している。

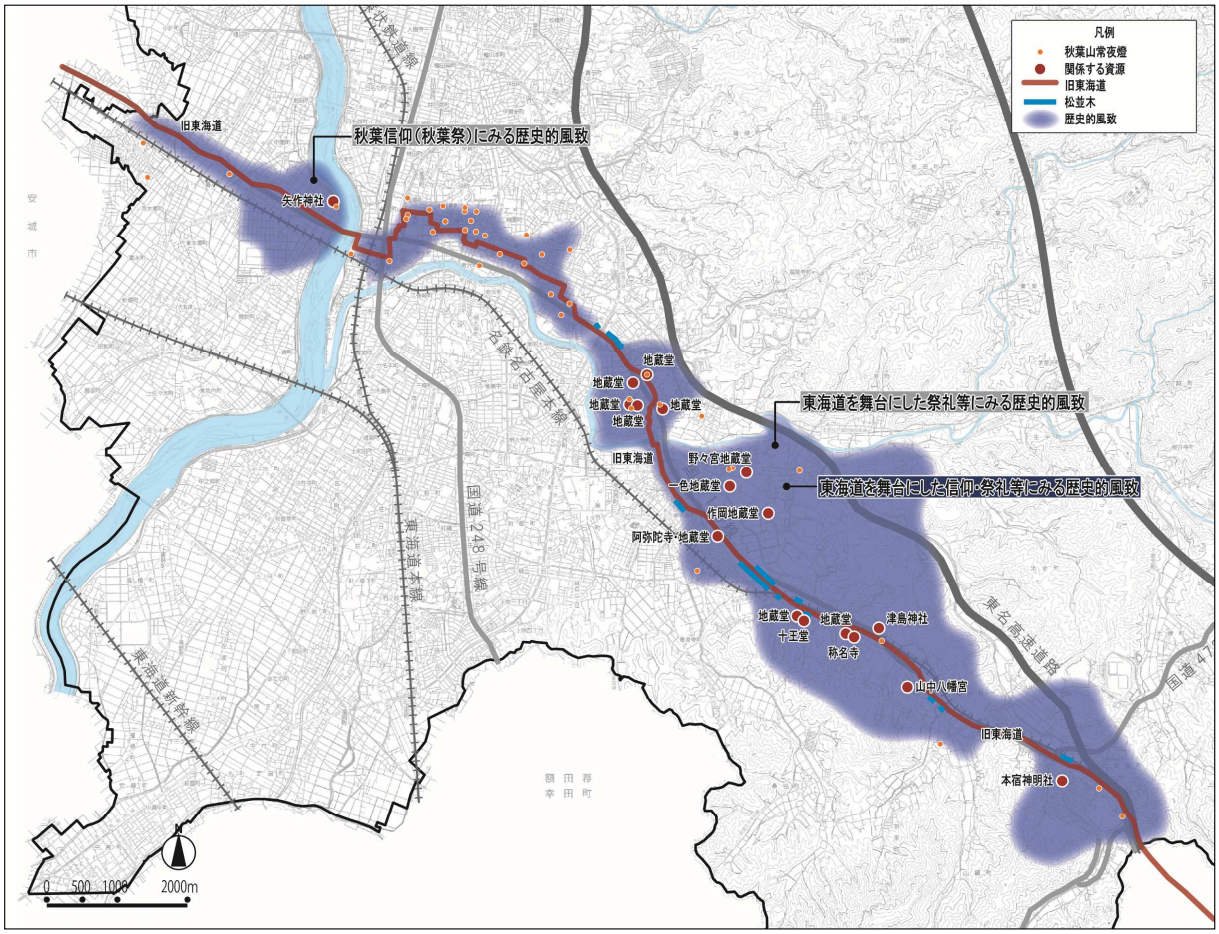


図2-2-73　東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致の範囲

コラム 藤川地区の教育活動

藤川小学校では、平成 13 年度(2001)の藤川宿開宿 400 年記念祭を機に、6年生が総合的な学習の時間に地域の題材である藤川宿を教材化した学習に取り組み、平成 21 年度(2009)には、学習内容をパネル化して旧東海道沿いに現存する町屋建築の歴史的建造物である旧野村家住宅(米屋)に常設展示した。平成 22 年度(2010)には、藤川地区内の大学である愛知産業大学の学生と連携して、学区の地図の立体模型の製作に取り組み、平成 23 年度(2011)は、「藤川ガイドになろう」という学習目標のもと、藤川宿を中心とした学区探検を繰り返し行い、その成果を「ガイドブック」、「缶バッチ」、「旧野村家住宅(米屋)のミニチュア模型」、「むらさき麦の食料品等商品化提案パネル」、「町屋屋号の表札」などにまとめた。このような総合学習を通して、藤川地区の児童は宿場町としての地域固有の歴史を学び、藤川まちづくり協議会などの地元団体と連携しながら、地区全体で積極的にまちづくりに参画していこうという風土が広がっている。



図2-2-74　総合学習(藤川ガイド)の様子



図2-2-75　総合学習(藤川ガイド)の様子

2-3.瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致

(1)はじめに

瀧山寺[1]鬼祭りは、旧暦正月７日(現在は旧暦正月７日に近い土曜日)に滝山寺を舞台に行われ、燃え盛る松明を乱舞させる若衆の火の競演が特徴の祭りである。祭り当日の行事は、行列、仏前法要、御礼振り、鬼塚供養、庭祭り(田遊び)、火祭りである。火祭りに３匹の鬼が登場することから、一般的に「鬼祭り」と呼ばれている。

(2)瀧山寺鬼祭りの歴史

瀧山寺鬼祭り(重要無形民俗文化財)の起源は鎌倉時代、源頼朝の祈願に始まると伝えられている。室町時代に一時廃絶したが、正保４年(1647)３代将軍家光から学頭青龍院亮盛に当年から毎年、滝山寺において天下泰平の祈願をするように命じられ、以後、鬼祭りは徳川幕府の行事として盛大に行われるようになった。明治維新後、徳川幕府の庇護を失い、さらに神仏分離が影響して明治６年(1873)に休止となった。しかし、明治10年(1877)以降、青木川沿いに設置され、普及したガラ紡の経済的繁栄が大きな原動力となり、明治21年(1888)に滝村により再開された。



図2-3-1　瀧山寺鬼祭り(火祭り)

滝山寺の鬼祭りは五穀豊穣を祈る寺院の正月行事である修正会[2]と、大晦日の夜に悪鬼を払う宮中行事である追儺式[3]が変化した鬼祭り、火祭りが一体となった行事とされている。滝山寺の修正会に関する記述の初見は、嘉禄２年(1226)で、この時期に修正会が行われていたことは明らかである。また、天明２年(1782)成立の『三州滝山寺人日法会記』にも滝山寺修正会鬼祭りについての記述がある。しかし、鬼祭りがどのように組み合わさって展開してきたかは明らかでない。ただし、鬼祭りに登場する鬼の面は室町時代前半期の作とされている。修正会に鬼が登場すること、鬼が登場する前に田遊びが演じられることも瀧山寺鬼祭りの特徴である。

[1] 「滝山寺」と「瀧山寺」の表記については、本書では常用漢字の「滝」を使用するが、史料名は原文のままとし、指定文化財は指定名称の表記に従った。
[2] 寺院で正月に修する法会。旧年の悪を正し，その年の吉祥を祈願する。
[3] 大晦日(12月30日(旧暦))の宮中の年中行事であり、平安時代の初期頃から行われている鬼払いの儀式

祭りに登場する鬼は、祖父面・祖母面・孫面の３匹の鬼であるが、かつては父面・母面も存在したと伝わる。ある年の祭りの日に、山伏と称する２人の男が来て「鬼面を我らに被らせよ」と要求した。鬼面を被る者は、本堂に籠ったり、滝に打たれたりして７日間身を清めなければならないとされていたが、無造作に取って被り、祭りに参加した。祭りが終わって、その面を脱ごうとしたところ、顔面にくっついて離れず、息が詰まって死んでしまった。村人は哀れみ、本堂の西に葬り、塚を築いた。今も鬼塚伝説として伝えられている。この時、父面・母面も２人と共に埋められたので、父面・母面は現存していないという。

(3)建造物

①滝山寺

役小角[4]が滝壺より得た薬師如来を祀るとする開創伝承がある天台宗寺院で、物部氏、熱田大宮司家、鎌倉幕府、足利氏、徳川幕府と時の権力者により寄進を受けた。源頼朝の従兄である僧寛伝の縁で頼朝の歯と鬢を収めた運慶・湛慶作の木造観音菩薩・梵天・帝釈天立像（重要文化財）、『瀧山寺縁起[5]』等、中世からの重要資料を多く所蔵している。


図2-3-2　滝山寺本堂（重要文化財）


図2-3-3　滝山寺三門（重要文化財）

滝山寺は『瀧山寺縁起』によれば、飛鳥時代、天武天皇の御代、当地に分け入った役小角が滝壺から拾い上げた薬師如来を本尊とし、吉祥寺と号して創建され、後に滝山寺に改められたという。滝山寺が本格的な寺院として成立するのは中世であり、滝山寺は、東海道筋の矢作東宿から足助（豊田市）、信州へ続く街道より分岐し、三河山間部へと至る道上の重要な場所に位置し、多くの人々、物資、文化の通過点であった。この頃、滝山寺は伽藍として最盛期を迎えた。

鬼祭りの際、３鬼や大松明を持った人々が外陣、回廊を駆け抜け、本堂を焦がすほどの熱気に包まれる滝山寺本堂（重要文化財）は、鎌倉時代末期から室町時代前期の建築で桁行５間（約９メートル）、梁間５間（約９メートル）の和様である。

鬼祭りの行列の起点となる滝山寺三門（重要文化財）は、文永４年（1267）に飛騨権守藤原光延が建立したとされる。三間一戸、こけら葺の楼門で、逆垂木を恥じた棟梁が楼上から飛び

[4] ７、８世紀に大和の葛城山にこもって修行した呪術者であり、修験道の開祖といわれる。
[5] 滝山寺の由緒・来歴を記した書物。著者は滝山寺の僧侶とみられる。

降りたとする伝説があり、祭りの「行列」の際に歌われる「瀧山寺鬼祭りの唄」の歌詞にも表現されている。

②日吉山王社

滝山寺中興の祖仏泉永救により 12 世紀前半に鎮守として近江より勧請され、神仏習合の様相を今に伝えているのが、日吉山王社本殿（市指定有形文化財）である。全国的にも希少な七間社流造で、身舎の内陣は七間以上の流造にみられる三間社を連結した構造ではなく、横長一室の一体型内陣として造っている点が注目される。現在の社殿は初代将軍家康公、３代将軍家光によって建立、修築されている。



図2-3-4　日吉山王社（市指定有形文化財）

鬼祭りの境内における祭礼は、日吉山王社及び後述の滝山東照宮神前での長刀御礼振りにより始まる。また、火祭りの松明は日吉山王社の前庭で灯されており、祭りでの重要な役割を果たす建造物である。

③滝山東照宮

滝山東照宮（重要文化財）は、正保元年（1644）、３代将軍家光が家康公の生まれた岡崎城の近くにも東照宮を観請したいと考え、古跡であり、家康公に縁深い滝山寺に勧請することになり、正保３年（1646）に境内東奥に建立された。久能山、日光と合わせて日本三東照宮といわれ、幕府から厚く保護されてきた。滝山東照宮の造営は、当時荒廃の一途を辿っていた滝山寺の再興に拍車をかけたとされている。



図2-3-5　滝山東照宮（重要文化財）

滝山寺、滝山東照宮の境内地には、石灯籠が林立している。これは、東照宮造営時に諸大名、岡崎藩主から奉納され、以後代々の岡崎藩主の寄進を受けたものである。

(4)活動(瀧山寺鬼祭り)

①準備

鬼祭りの主役である鬼面をかぶる冠面者は厄年の男性から選ばれる。冠面者は、厄落としのために、７日間精進潔斎をして面を被る。精進潔斎の内容としては、四足の物、鶏肉、卵、牛乳も禁忌で、以前は別火で男手のみで生活していたと伝えられている。現在は、60 歳以上の女性が作ればよいとされている。祭り当日の朝、冠面者３人と手引き[6]で、滝山寺南東に位置する寺の草創伝説に関わり、近世の村絵図にも描かれている「三界の滝」と呼ばれる滝壺に行って水を汲んでくる。汲んできた水を風呂に入れて沸かし、最後の潔斎をして祭りに臨む。祖母面役がカマドロで火の番をすることになっている。



図2-3-6　三界の滝

鬼祭りの中心となる十二人衆も大役を無事に勤めるため、多くの準備を行う。十二人衆は「谷ノ衆」とも呼ばれ、滝山寺周辺の十二谷からの代表者を示す役職として現在も伝わっている。十二人衆は滝山寺を支援し、年貢・田畑の管理をする等の役目を担っており、年貢を徴収する集落的な単位が「谷」であったと考えられる。「谷」の存在については鎌倉時代に成立した『瀧山寺縁起』に記述があることから、十二人衆も平安時代末には組織されていたと推定される。祭りの際、以前は十二人衆も冠面者と同様に旧正月元旦から７日間、宿において男性のみで精進潔斎していた。現在は宿泊こそしていないものの、宿を借りて、前日と当日の２日間、食事、練習、打合せに関して精進潔斎を行っている。



図2-3-7　十二人衆の宿での練習風景



図2-3-8　大松明の作成

[6] 火祭りの際に冠面者の手を引き補助する役。祖父面・祖母面には２人、孫面には５人の手引きがつく。

祭りの準備では、松明（たいまつ）や牛木[7]作りもある。鬼祭りに使われる松明には、庭祭り用の大松明、冠面者の松明、火祭りに出る人が持つ普通の松明、子供たちが持つやや小振りの松明がある。材料となる竹は寒のものが良いとされ、祭り終了後に次の年の材料を揃えておく。大松明に使われる竹は滝町の北に位置する丹坂（たんざか）町から調達し、それ以外の松明に使われる竹は十二人衆が所有する町内の山の竹やぶから調達している。大松明は十二人衆によって作られ、その他の松明は「瀧山寺鬼祭り保存会」の会員が中心となって 30 名余りの人々が参加して作っている。松明作りは三門近くの広場で行われる。松明作りの技術は脈々と受け継がれており、継承者は会員たちへの指導に当っている。



図2-3-9　松明の作成



図2-3-10　牛木の作成

主要な役どころの他にも、警護役の棒突と呼ばれる人々や火祭りの際の火消しなど、様々な役割がある。祭りの諸準備も含め、これらの役割は、町内各地域の戸数に合わせて分担して執り行われる。

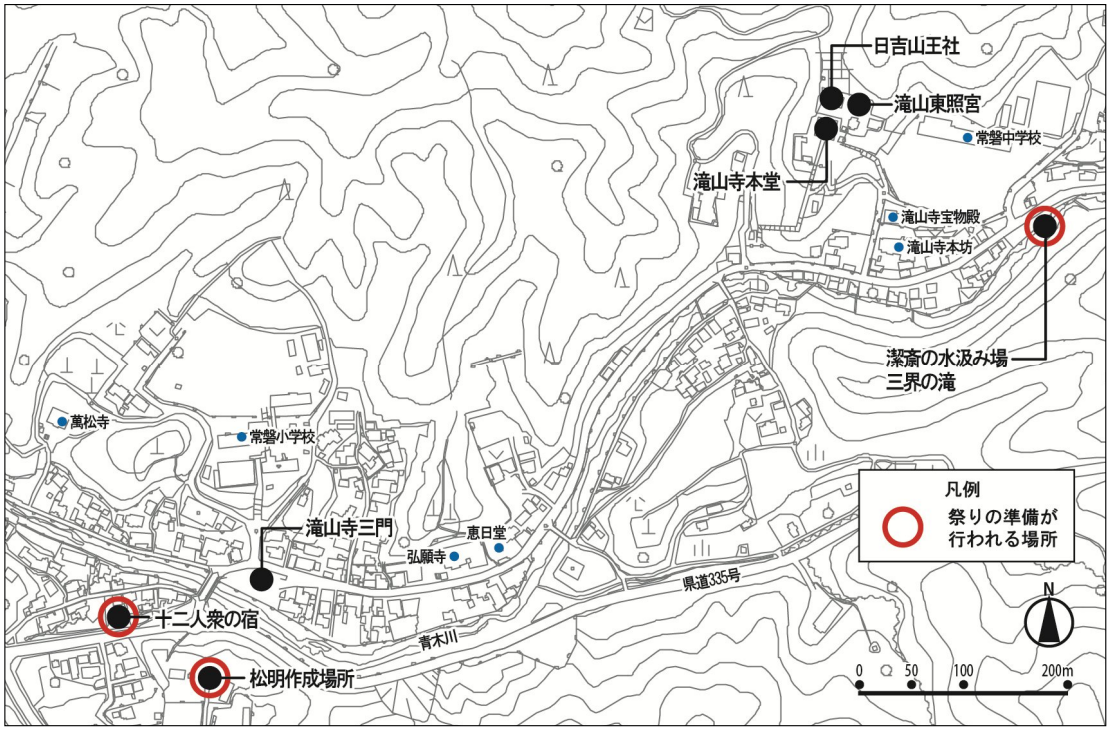


図2-3-11　祭りの準備が行われる場所

[7] 日本では古来、田を耕す際に牛に犂を引かせていたため、田遊びなど民俗芸能の場に牛が登場することも多い。鬼祭りの牛木は雄松と雌松の端に横木を通して牛に見立てたもので、祭りの冒頭に石段上の灯籠根元に置かれる。鬼祭り独特の存在である。

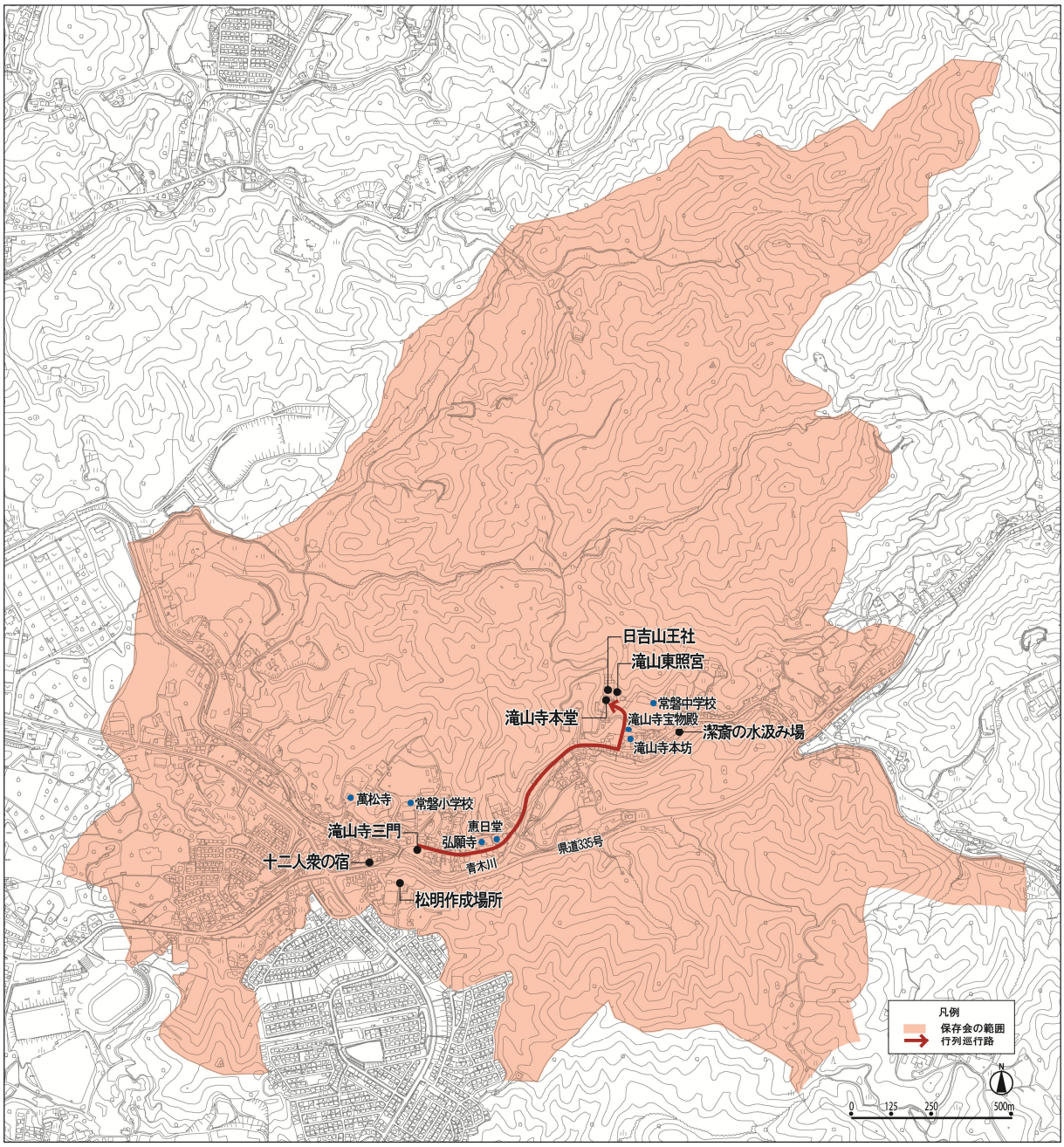


図2-3-12　瀧山寺鬼祭り保存会の範囲(滝町)

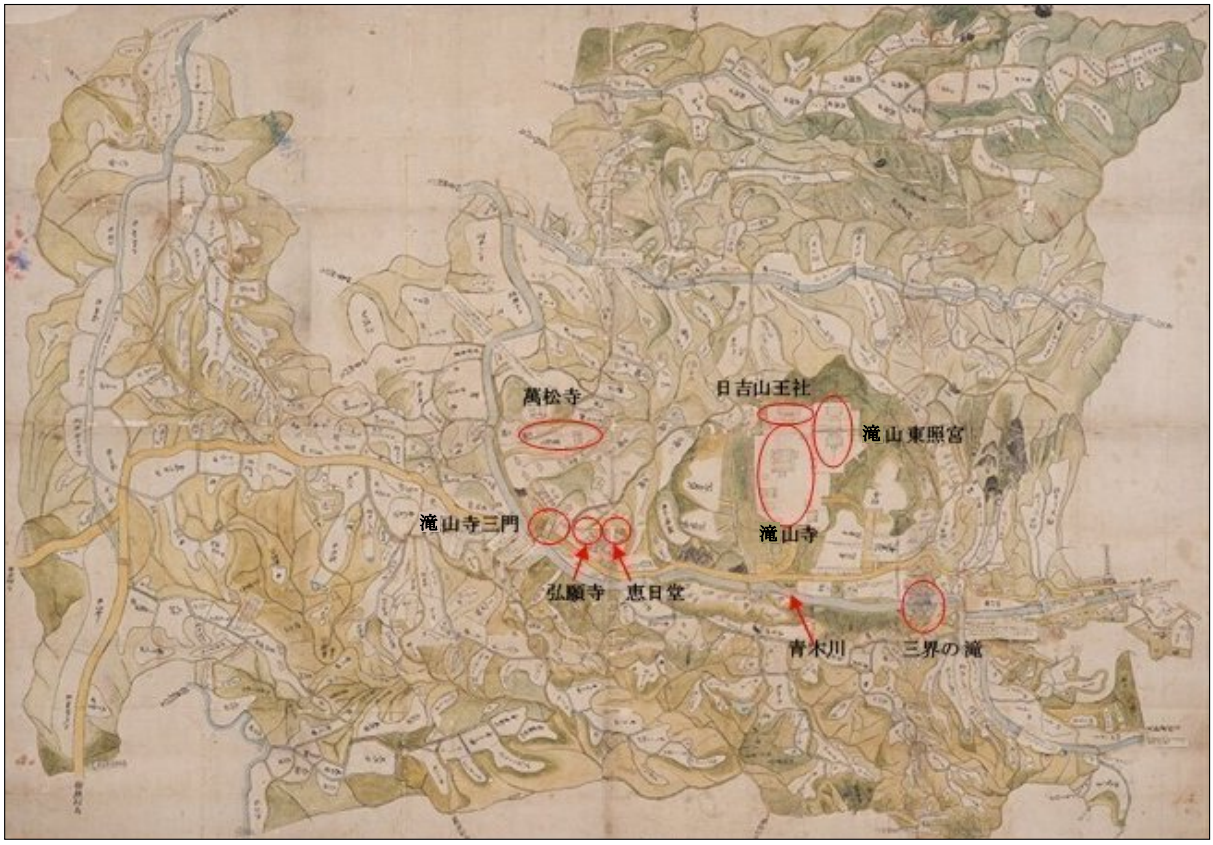


図2-3-13　瀧村地引大絵図(滝町区有文書)

②祭り当日

当日の行事は下記のとおり執り行われる。まず、「行列」は幕府将軍の使者としての住職が江戸から到着したことを表し、滝山寺の三門から滝山寺本堂に向かって出立する。行列には冠面者や十二人衆、住職等が参列する。このとき、「瀧山寺鬼祭りの唄」が歌われ、町に祭りの始まりを告げる。２月の冷えた空気の中、静かなせせらぎと共に山峡を流れる青木川沿いに行列は進んでいく。唄の合間や道中休憩後の出立時にはほら貝が鳴らされ、山間の谷に響く。平地が少ない土地であり、一般には「谷ふさがり」といって避けることの多い寺の門前に並ぶ屋敷も多い。これらの屋根には、魔除けの屋根神として寺に向けて瓦製の大黒天・鐘馗(しょうき)・鳩などが上げられている。



図2-3-14　渡御行列出発の三門前



図2-3-15　滝山寺三門から本堂への行列

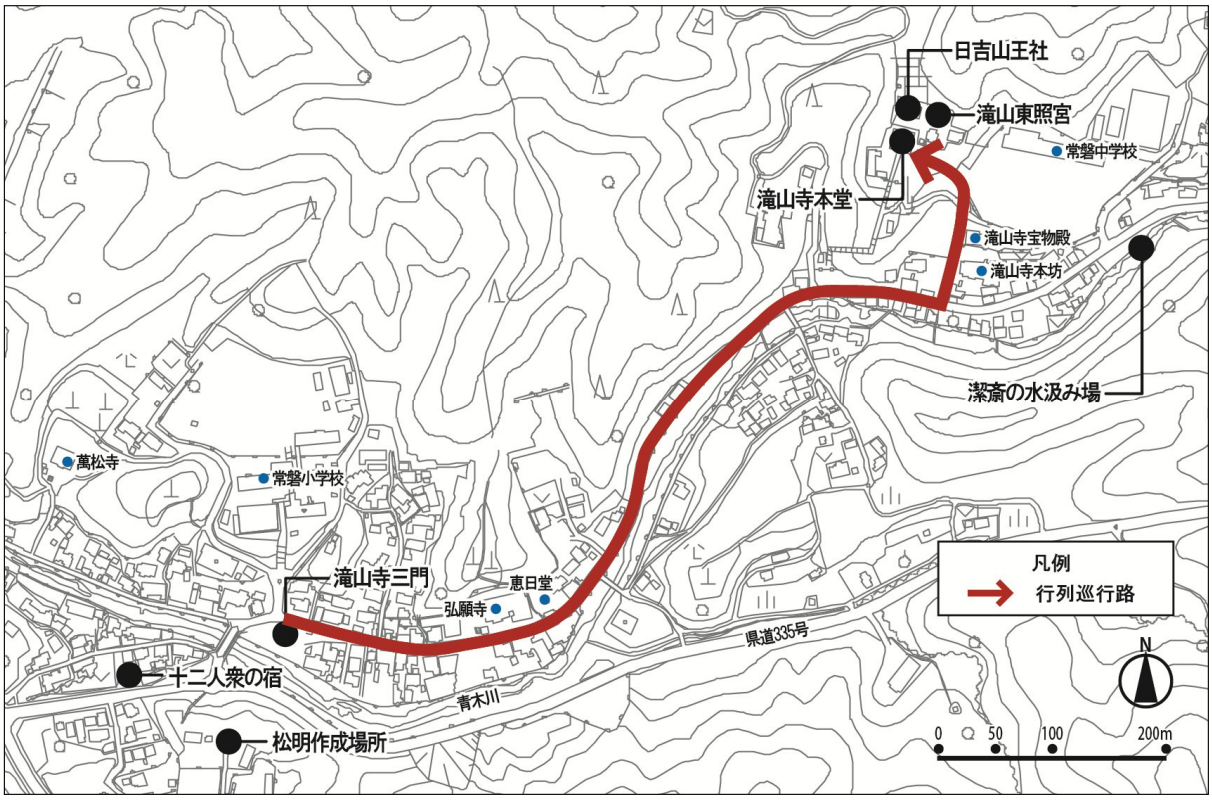


図2-3-16　瀧山寺鬼祭り行列巡行図



図2-3-17　庭祭り　昼寝の様子

行列が本坊へと到着すると、十二人衆は精進料理の饗応を受ける。現在、山で採取したヤマクチナシを含むこの献立は祭りの見学者にも供されており、味覚で祭りを体感することができる。饗応の後、鐘楼の鐘と拍子木の音が、十二人衆の本堂への登山を知らせる。続いて本堂へと登山した住職により仏前法要が始まる。その最中、十二人衆は滝山東照宮・日吉山王社での長刀御礼振り等、所定の場所で様々な所作を行う。住職による鬼塚供養も法要の半ばに執り行われ、豆をまいて供養を行う。ここから、庭祭り（田遊び）が始まる。十二人衆の中でも上役に位置する東次郎、西次郎が長刀御礼振りで悪魔を払った後、同じくコツボネ、福太郎が鍬を担いで登場する。昼寝や寝言というユーモラスな場面も交え、呼びかけや台詞で力強く掛け合いながら、田遊びの所作が演じられる。内容は、田打ち・代掻き・苗代作り・種まき・田植えなどの農作業の様子である。太鼓の音に合わせて十二人衆によって、この祭り独自の田植え歌が披露される。

歌が終わり火祭りに突入すると、滝山寺の内陣では半鐘、双盤、太鼓がけたたましく連打

され、ほら貝が吹き鳴らされる。この音と共に燃え盛る大松明を持った男たちと祖父面・祖母面・孫面を被った３鬼が本堂の外陣と回廊を駆け巡る。孫面の鬼は、初めは右手にまさかり、左手に松明を持って登場するが、途中から豊作を意味する丸餅を持って現れる。大松明を持ち、乱舞するかのように走る人々、鳴り響く音、炎の熱気に包まれ、祭りは最高潮を迎える。大きく火の手が上がり、松明からはじけ飛ぶ火の粉が見学者の方へ降り注ぐと、歓声が上がる。見学者は火の粉を浴びて五穀豊穣や家内安全を祈願するからである。やがて、大役の拍子木（ひょうしぎ）とともに一斉に火が消され、静寂な一山に帰って祭りは終わる。祭り終了後は、祭りの参加者や見学者が堂内に上がり、消された松明や松明の燃えさしを縁起物として持ち帰る。



図2-3-18　日吉山王社前での松明点火



図2-3-19　火祭り

祭りは「瀧山寺鬼祭り保存会」を始め、地区全体で実施されている。一般の見学者にも供される精進料理は、地区の女性たちが協力して整えている。滝山寺の隣に位置する常磐（ときわ）中学校の生徒たちは鬼の顔をかたどった土鈴等を製作し、バザーを実施して参加している。また、火祭りにあたっては地元消防団が滝山寺本堂屋根への事前放水を行い、本番中は万が一に備えて待機している。このように、地区全体で祭りを支え、盛り上げようという思いが活動となって表れている。



図2-3-20　精進料理

③祭り翌日及び翌年度への準備

午前８時から、十二人衆は宿の片づけを、保存会の有志は本堂周辺の片づけを始める。宿では使用した食器類を片づけ、庫裡（くり）へと収納する。本堂付近では松明や火消しに使われた桶

の水もそのままになっているため、桶の水抜き、煤や松明の欠片で汚れた本堂内部の掃除を丁寧に行う。松明は十二人衆が耕作している田へ返される。

また、鬼祭り執行日の１週間前の吉日に冠面者３人によってつくられた御供え用の鏡餅５つは冠面者に３つ、十二人衆に２つ、各組に１つ渡され、それぞれで小分けにして関係者や各戸に配られる。

また、片づけと共に次の年の祭りに向けた準備も進められる。松明に使う竹は寒のものがよいとされるため、毎年、鬼祭り後の寒さの強い２月下旬に十二人衆によって大松明用の竹や笹の準備が行われる。竹は十二人衆が所有する滝町内の竹やぶ等から調達され、一定の長さを測って伐採していく。竹の枝は払い、束にして１年間保管しておく。片づけやこの時期の準備は、祭りを次の年へつなげるための大切な１つの過程である。

祭り当日はもちろんのこと、開催前の準備や翌年度に向けた資材の調達等を、季節に配慮しながらそれぞれが行う様からは、山あいの厳しい自然環境の中で住民が一体となって五穀豊穣を願う様子がみられ、そうした取組みを後世に受け継いでいこうとする住民の気概が強く感じられる。

(5)おわりに

滝山寺の位置する滝地区は、矢作川支流の青木川流域にあり、三河山間部の入口にあたる。深山霊谷の観あり、川床は岩盤が表れ急渓流となっている。山地に接しながら、古代東海道の矢作川渡河点の１つであった大門地区へ通じる街道があり、中世以降も松平往還、大沼街道と三河山地奥部へ通じる街道筋にあったため発展した。特に滝山寺中興の祖仏泉永救が古代豪族物部氏[8]の外護により堂を築いた頃から発展を始め、中世には源頼朝、熱田大宮司家、足利家の寄進を受けて滝山寺は最盛期を迎えていく。近世には徳川将軍家から朱印地を安堵されたため、滝地区は朱印寺社領地としての景観を成していった。



図2-3-21　青木川

滝地区は山間に位置するため、元々は棚田での耕作が行われていたが、水田は減少しつつある。現在、滝地区には大沼街道を起源とする市道瀧山寺参道線及び県道 477 号東大見岡崎線南側に新たな道路が開通したため、交通量が減少し、祭りの行列が歩く滝山寺三門から本堂までの道には旧道として歴史を感じる良好な環境の市街地が形成されている。

[8] 大和国山辺郡・河内国渋川郡あたりを本拠地とした有力な豪族。



図2-3-22　滝山寺、日吉山王社、滝山東照宮

また、滝山寺、滝山東照宮、日吉山王社はひとつの境内に配置されており、中世から近世にかけての神仏習合の様相と各建物が一体となって織りなす景観を見ることができる。これは五穀豊穣を祈る寺の正月行事である修正会と宮中の行事である追儺式が変化した鬼祭り・火祭りが一体となったのを示す好例である。渓流に沿って通る街道を歩く行列に始まり、滝山寺の境内地を舞台に松明30数本を持込み、半鐘（はんしょう）、双盤（そうばん）、太鼓を乱打し、ほら貝が吹き鳴らされるなかで鬼が乱舞する。瀧山寺鬼祭りは、天下泰平・五穀豊穣を祈り、三河路（みかわじ）に春を告げるといわれ、岡崎を代表する歴史的風致となっている。

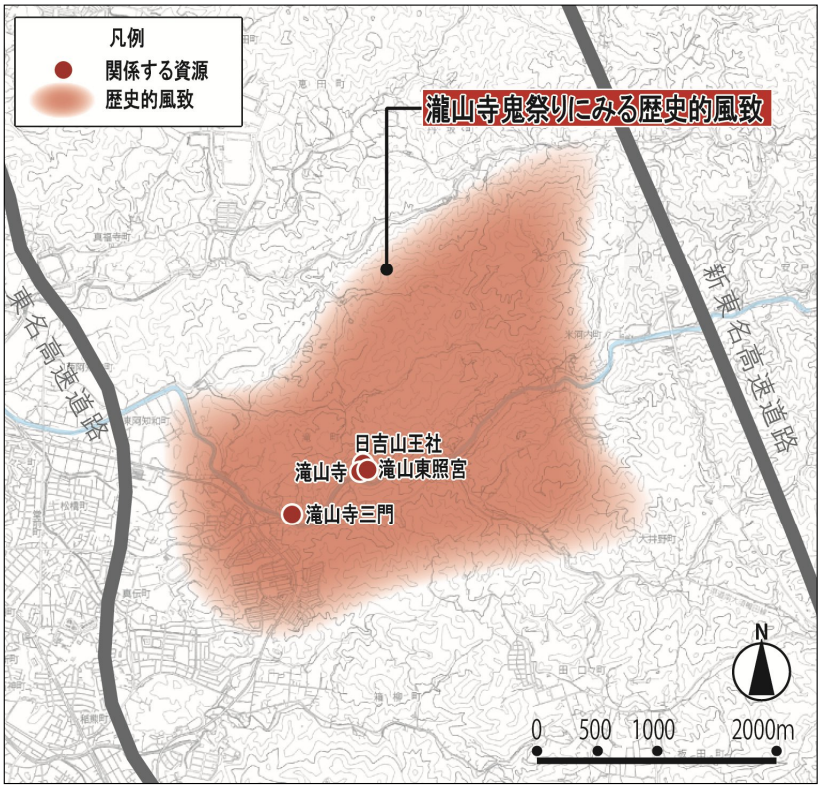


図2-3-23　瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致の範囲

2-4.岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致

(1)はじめに

本市の中心市街地は、江戸時代の岡崎城の城下町と東海道の宿場町岡崎宿が母体となっている。東海道と矢作川水運による物資流通及び交通の要衝として発展し、西三河地方の政治・経済の中心であった。太平洋戦争の空襲により市街地の大部分が焼失したが、大規模な復興事業によって現在の市街地の原型が形づくられ、戦後も西三河の中心地としての地位を継承し続けた。

菅生祭、岡崎天満宮例大祭、能見神明宮大祭の「岡崎三大祭り」は、江戸時代の町割りの一部や寺社の境内がそのまま残る旧岡崎城下を舞台に、地域の人々が大切に守り続け、形を変えつつも毎年行われている。

表2-4-1 小風致の概要

小風致	建造物	活動
菅生祭にみる歴史的風致	菅生神社	菅生祭
岡崎天満宮例大祭にみる歴史的風致	岡崎天満宮	岡崎天満宮例大祭
能見神明宮大祭にみる歴史的風致	能見神明宮	能見神明宮大祭

(2)岡崎城下と城下の祭り

①岡崎城下

江戸時代の岡崎は、神君家康公の生誕の地、歴代譜代大名の城下町であると同時に、東海道五十三次の 38 番目の宿場町、また矢作川水運の基地として、賑わいを見せていた。

岡崎城下を通る東海道は屈折の多さで知られ、世に「二十七曲り[1]」と呼ばれている。二十七曲りは、延享２年(1745)の『東海道巡見記』には「宿町数五十四町、廿七曲りと云ふ。」とあり、町数[2]とともに岡崎の町の特色を端的に表すものとして用いられている。東海道有数の宿場町でもある岡崎城下町は、寛文から元禄期頃までの江戸中期に東海道往還に面した町や周辺の町など合わせて領主支配の 19 町で成立していた。まちなみは東から西へと城内を経て連なり、19 町のうち東海道沿いの町数は、投町(現在の若宮町)・両町・伝馬町(現在の伝馬通)・籠田町・連尺町(現在の連尺通・本町通)・材木町・下肴町(現在の魚町)・田町・板屋町・松葉町(現在の八帖町・八丁町・中岡崎町)の 10 町で、それらの町なかを通る東海道

[1] 天正 18 年(1590)岡崎に入城した田中吉政は東海道を城下町に通した。その際、城下の道を防衛の必要性から屈折の多い道とした。また、江戸時代初期の本多家の整備により、城北へ大きく迂回され、城までの距離を伸ばすことで間道を利用して防御することができた。

[2] 町(ちょう)＝60 間＝約 108 メートルの長さ。

の長さは合計で 36 町 51 間(約４キロメートル)もあり、東海道各宿の中で最も長いといわれる。

往還周辺の町数は、十王町・久右衛門小路町(現在の久右衛門町)・裏町(現在の花岡町)・上肴町(現在の花岡町・伝馬通)・六地蔵町・唐沢町・祐金町・横町(現在の本町通)・能見町(現在の能見町・能見通・東能見町)の９町である。近世岡崎城下町はこれら城下町廻り 19 町と城主支配外の甲山寺、大林寺、総持尼寺、松應寺、満性寺、隨念寺、極楽寺など大小の朱印寺門前町が複雑に入り組んで構成されてきた。

天保末の『宿村大概帳』によれば本陣・脇本陣数は各３軒の計６軒で、これは小田原の８軒、箱根の７軒に続いて浜松・桑名とともに３番目の多さである。また一般旅行者のための旅籠屋は 112 軒で、これも宮(現在の名古屋市熱田区)の 248 軒、桑名の 120 軒に続いて３番目の多さである。以上の事実からも、岡崎宿は宿場町として東海道往来の重要な拠点の一つとして大きな役割を果たすとともに大きな賑わいをみせていたことがわかる。

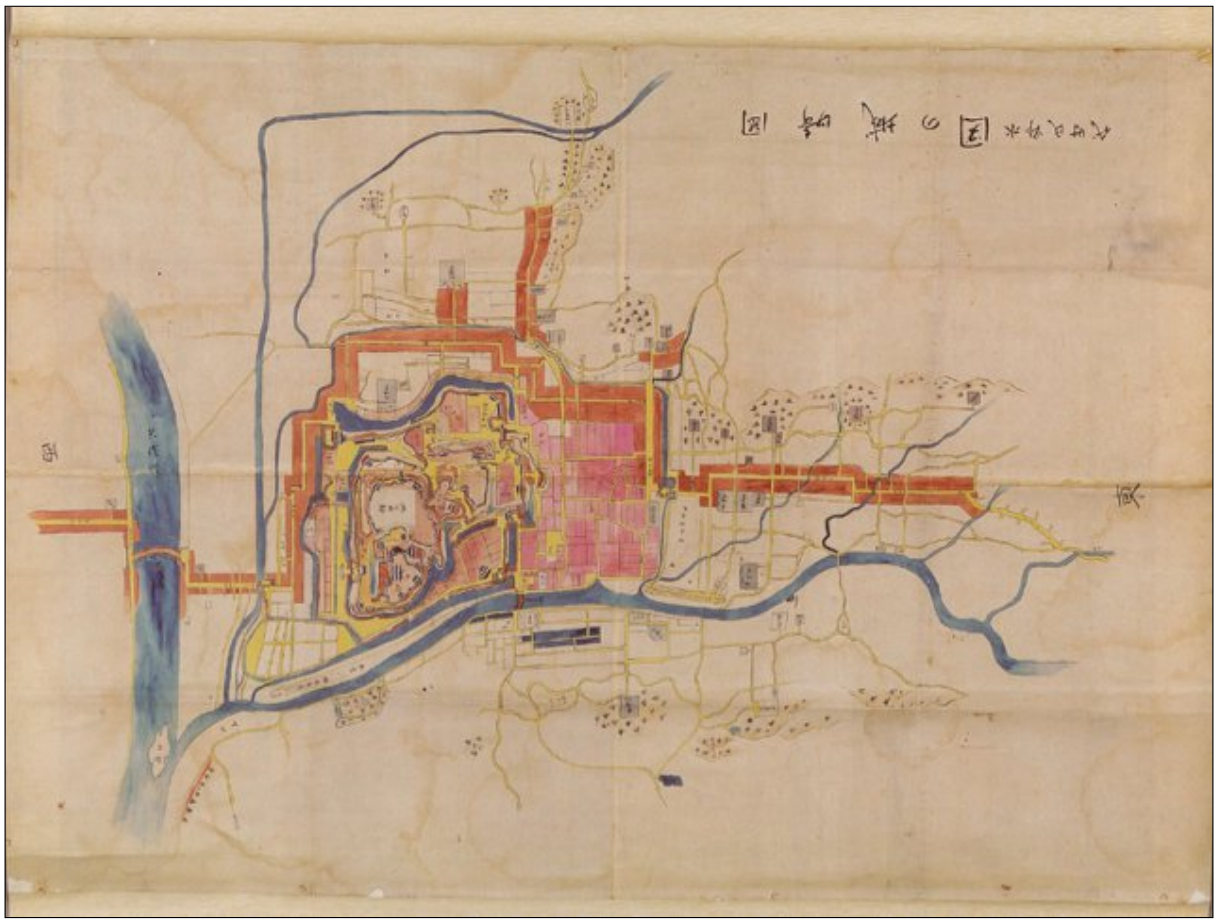


図2-4-1　水野氏時代の岡崎城図(正保2年(1645)～宝暦 12 年(1762))

②岡崎城下の祭り

東海道有数の宿場町として栄えた岡崎城下は、その経済力や街道の往来によりもたらされた文化等により、城下の発展とともに民衆の力も蓄積され、江戸時代後期には町が実質的なまとまりとなり、産土神（うぶすながみ）や氏神[3]の神事や祭礼に合わせて華やかな祭りが行われるなど、次第に祭礼行事が興隆し、形態を変容させながら現在に受け継がれている。

江戸時代の庶民の楽しみは何といっても祭りであった。岡崎城下では、主要な祭りとして、菅生天王社（すごうてんのうしゃ）（現在の菅生神社）、北野天神（現在の岡崎天満宮）及び能見神明宮の三大祭りが有名で、それぞれの氏子[4]が競って祭りを盛り上げた。当初は例祭日に神事が行われるのみであったが、江戸時代中期頃になると、東海地方で神輿や山車（だし）の巡行や、からくり・人形芝居・手踊りなどが盛んに行われるようになり、岡崎城下でも各神社が取り込んでいったとされる。江戸時代後期になると、花火奉納や派手な祭礼行列が定着するようになっていった。

こうして江戸時代後期には、城下でも大きな神社であった菅生天王社と北野天神、能見神明宮において、氏子が主役となって参加する形が生まれ、内容も創作性に富み、地域生活に根ざした祭りとなった。そしてこれらは武家、町人の身分的な枠を越えて共有され、両者に支えられることとなる。

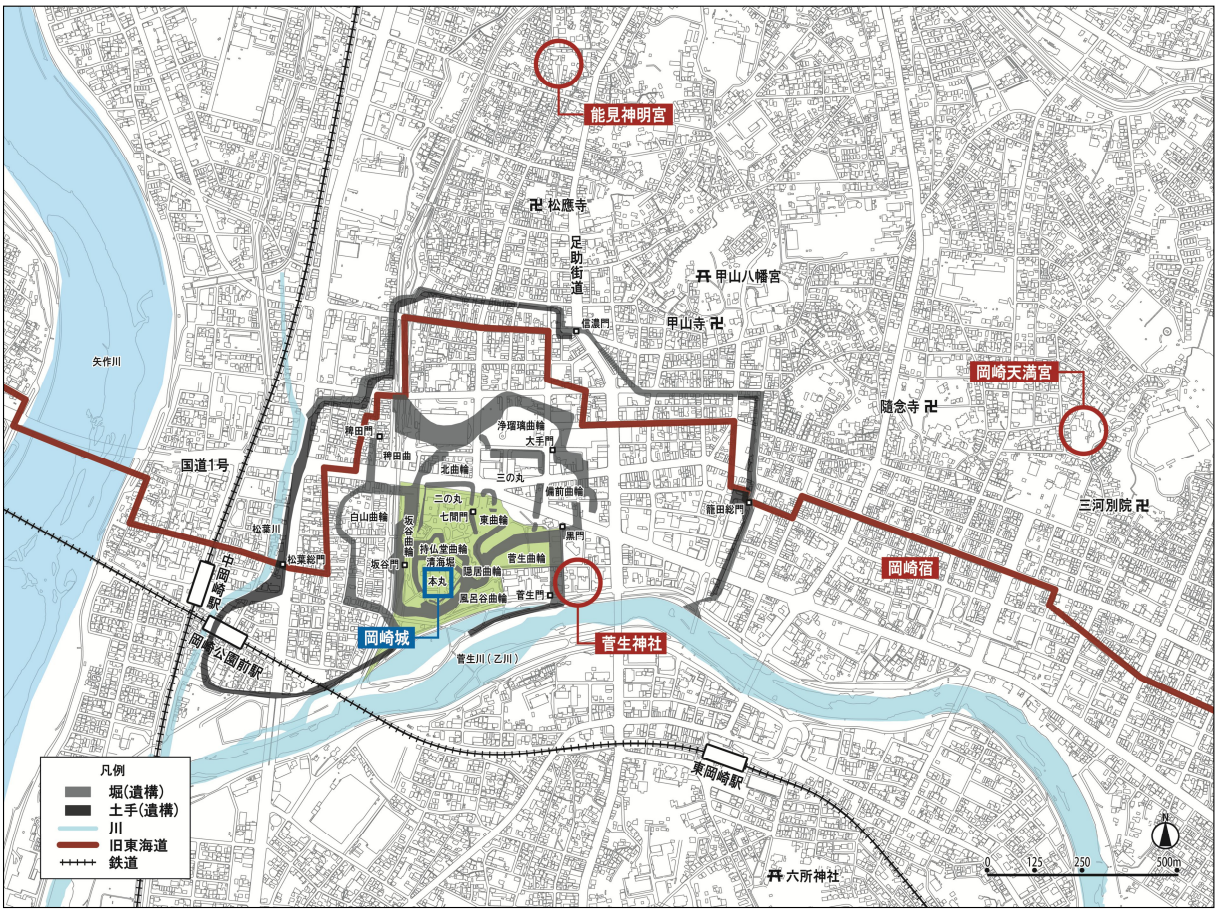


図2-4-2　岡崎城下と関連寺社等の位置図

[3] 江戸時代後期では、町・村全体を守護してくれる神を産土神・氏神とも呼んだ。
[4] 産土神・氏神の町民・村民を氏子と呼んだ。

(3)菅生祭にみる歴史的風致

①はじめに

菅生祭では、７月 19 日の宵宮祭、20 日の例大祭、８月第１土曜日の鉾船神事・奉納花火の３つの祭事が行われており、鉾船神事・奉納花火は、岡崎の夏の風物詩として親しまれている。

②建造物

ア.菅生神社

社伝によれば、日本武尊が菅生の地を通過した際、高石(現在の菅生町)に伊勢大神を勧請し、吹矢大明神と称した。菅生神社が岡崎市最古の神社といわれるのはこの言い伝えをもとにする。永禄９年(1566)家康公が社殿を再建。その後、岡崎城内の当時の殿橋(菅生橋)の東側の地に移転し、歴代岡崎城主の崇敬を受けた城下の総鎮守となった。別名、菅生天王社。現在の本殿は明治 27 年(1894)、拝殿は明治 38 年(1905)に建てられたものである。本殿は、木造平屋建、入母屋造、桟瓦葺で、拝殿は、木造平屋建、切妻造、桟瓦葺である。昭和 31 年(1956)の写真には、現在と同一の社殿が写っており、その部材も相応に古いことから、昭和 31 年当時と同じ社殿と推測される。

祭神は、天照皇大神、豊受姫命、須佐之男命、徳川家康公、菅原道真。



図2-4-3　菅生神社の境内



図2-4-4　菅生神社(昭和 31 年(1956))

③活動

ア.菅生祭

a.菅生祭の歴史

厄災の除去を祈願した祭礼で、宝暦８年(1758)の『菅生天王宮年中行事』によれば、葦で作った８束の「疫柄」に疫神を負わせて流すというもので、疫病退散の厳粛な神事が中心であった。ところが、津島や吉田(豊橋市)の天王祭りの影響を受けたのか、文政５年(1822)の記録によれば、菅生川(乙川)に提灯を付けた鉾船が出され、管弦を奏し、船中から金魚花火[5]

[5] 水上に浮かび金魚が泳ぐように動く花火。川の流れを火の流れと化し観衆を魅了したと伝えられている。

や手筒花火が奉納されるようになり、壮麗で賑やかな祭りに変化した。この背景には、城下における花火技術の拡がりがあった。文政元年(1818)には藩主上覧の花火大会が行われ、これには菅生町を始めとする城下各町がそれぞれ打ち上げを行っており、城下町の住民たちも花火の技術を習得していたことがうかがえる。大正 11 年(1922)の木版画にも、現在の祭りと変わらぬ様子が描かれている。江戸時代の例祭日は 6 月 15 日・16 日であったが、現在は 7 月 19 日に「宵宮祭」、20 日に「例大祭」、8 月第 1 土曜日に「鉾船神事・奉納花火」の 3 つの祭事が執り行われている。「鉾船神事・奉納花火」は、昭和 23 年(1948)から「岡崎市観光夏祭り(平成 26 年(2014)度より岡崎城下家康公夏まつり)」の花火大会との共催(合同開催)で行われ、岡崎の夏祭りとして市民はもとより、近郷近在から多くの見物客が集まる祭りとなっている。



図2-4-5　鉾船からの奉納花火(大正 11 年(1922))



図2-4-6　鉾船での神事

b.現在の菅生祭

炎天の下、菅生町・本町連・康生連・祐金町・六地蔵町・籠田町の各町からは氏子衆が長持ち唄を歌い、威勢よく足を蹴上げながら神社まで、花火玉の長持ちを担いで練り込み行列する。先導を先頭に高張提灯と大うちわ、大人用の長持ちに小型の子供用長持ちが並び氏子が続く。行列は岡崎城総構え[6]の東端にあたる中央緑道を出発し菅生川(乙川)沿いを進む。



図2-4-7　長持ち行列の練り込み

[6] 城のほか城下町一帯も含めて外周を堀や土塁、石垣で囲い込んだ日本の城郭構造をいう。

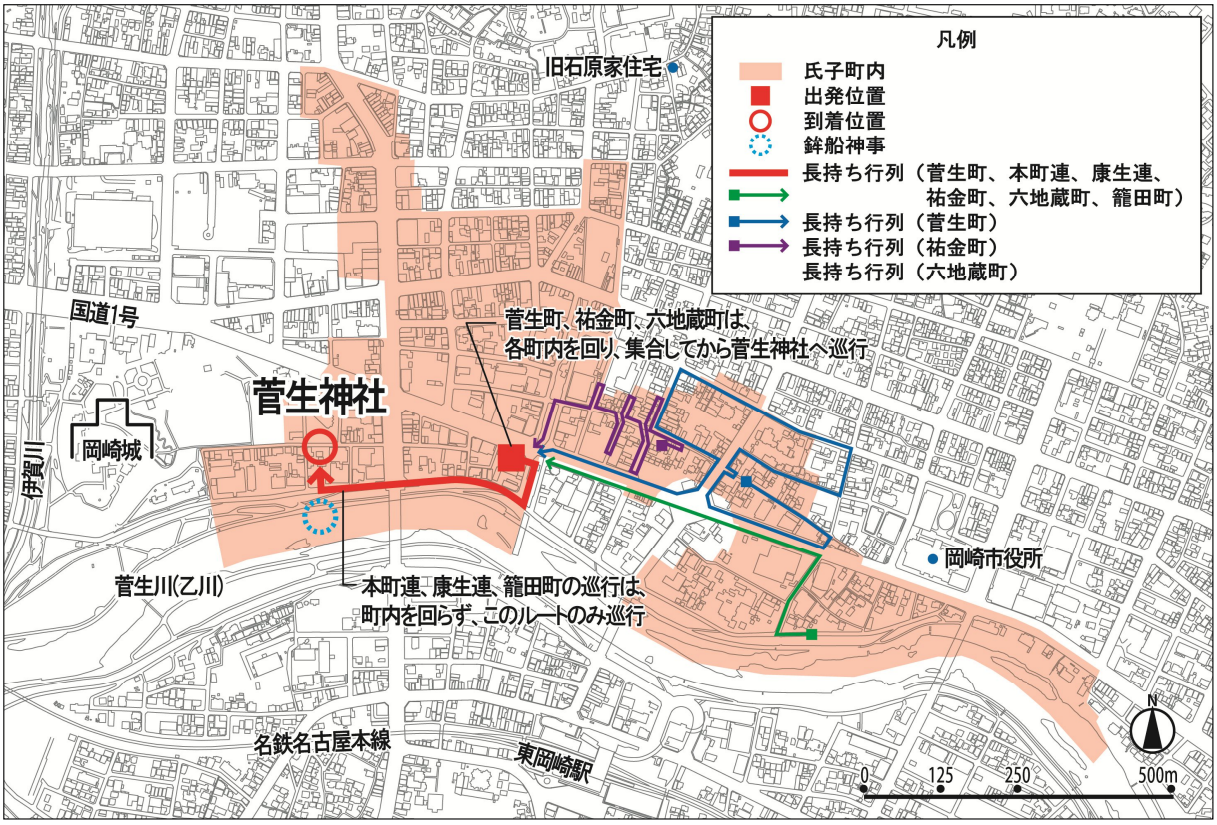


図2-4-8　菅生祭　氏子衆による長持ち行列巡行図

神社へ到着すると、神前に奉納者が３名並び、手筒花火を奉納する。本殿での神事が午後２時に開始。次に午後２時 30 分、花火観覧のための桟敷が敷かれた河原に面して浮かべられた２艘の鉾船、天王丸・菅生丸に宮司らが分乗し、安全を祈願する「船魂祭（ふなだままつり）」が行われ、宮司の祝詞（のりと）に続き、「鉾船神事」が始まる。これは船上から葦で編んだ舟形の中に人形（ひとがた）、神輿（みよし）を乗せ、菅生川（乙川）に流し、疫神を流すという御霊会（ごりょうえ）の儀式を伝える神事である。午後３時 30 分、神前にて奉納手筒花火が行われる。宵闇の頃午後７時には、船上の提灯塔に一年の月数を表す 12 個の提灯を立て並べ、下方に傘状に一年の日数 365 個の提灯を点じた天王丸・菅生丸より手筒花火を打ち上げ、金魚花火を奉納する。現在でもこのように古礼に基づき、儀礼や祭礼が執り行われ続けている。



図2-4-9　鉾船に乗る様子(令和6年(2024)8月3日)



図2-4-10　鉾船神事(神輿流し)

④まとめ

岡崎城天守を背景に夜空を染める打ち上げ花火と、鉾船を照らし川面に映る金魚花火・手筒花火は、美しく風格ある景観であり、岡崎の夏の風物詩としての風情が感じられる。



図2-4-11　岡崎城天守を背景に菅生川(乙川)に浮かぶ鉾船と打ち上げ花火(令和6年(2024)8月)

(4)岡崎天満宮例大祭にみる歴史的風致

①はじめに

岡崎天満宮例大祭は、式月式日である９月 23 日から 25 日に齋行され、長持ちを担いだ練り込み行列や奉納花火が行われており、歴史や伝統を感じ伝える祭礼である。

②建造物

ア.岡崎天満宮

元は総持尼寺の鬼門除けとして道臣命を勧請し、古くは北野天神、弓弦天神、伴天神と称した。元禄３年(1690)、菅原道真を合祀して岡崎天満宮に改め、東海道岡崎宿の総鎮守として崇敬を受けた。社殿は、昭和 20 年(1945)に戦災で焼失したが、その後再建された。現在の本殿は、木造平屋建、入母屋造、桟瓦葺で、昭和 33 年(1958)に建てられ、拝殿は、昭和 45 年(1970)に建てられた。拝殿竣工時の奉祝祭後の写真が残されており、部材も相応に古く、昭和 45 年(1970)の建築時のものと推測される。祭神は菅原道真・道臣命。



図2-4-12　岡崎天満宮(昭和 45 年(1970)3月 25 日)

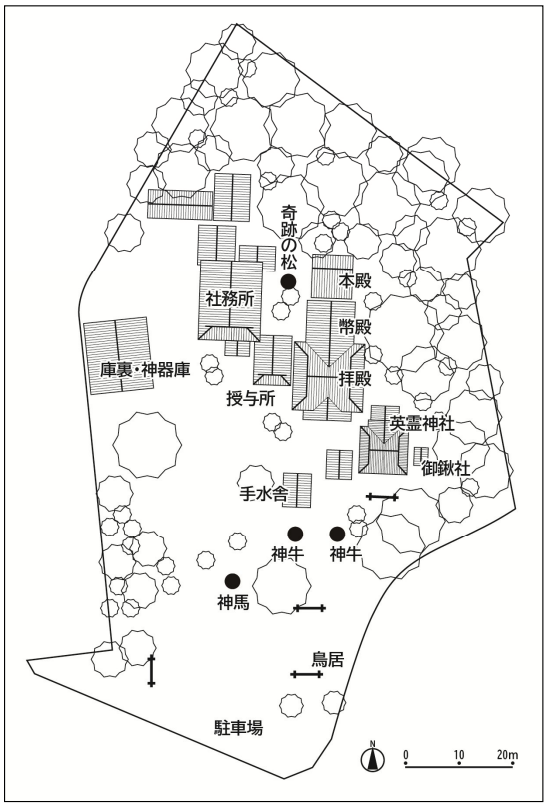


図2-4-13　岡崎天満宮境内図

③活動

ア.岡崎天満宮例大祭

a.岡崎天満宮例大祭の歴史

元は東海道岡崎宿の伝馬町を中心に行われた祭礼で、氏子は城下の大半を占め、祭礼は盛大であった。古き伝統を守り、祭礼日を変更せず、式月式日に斎行している。文政６年(1823)の『御祭礼警護行列帳』によれば、神輿や花笠山車・子供の手踊り等の行列が行われたとある。安政４年(1857)には藩主本多忠民が御馳走屋敷[7]で見物した。同様の内容が、安政４年(1857)の『万留書覚帳』にも記されており、大人の手踊りが 29 番もあるなど、より派手になっている。その

[7] 御馳走とは接待を意味し、屋敷は公用の役人等をもてなす、岡崎藩の迎賓館的な役割を持っていた。

後、江戸時代後期には、奉納花火も上げられるようになり、特に昼間の打上花火は有名で、「菅生さんの川花火、天神さんの丘花火」として知られていた。町内ごとに、だるま、将棋の駒、番傘など、特徴的な役物が打ち上げられたという。戦災後は、大規模な花火は民家の密集により休止されている。



図2-4-14　岡崎天満宮の境内

b.現在の岡崎天満宮例大祭

毎年９月 23 日から 25 日に齋行（さいこう）される例大祭では、氏子衆が長持ち唄を歌いながら、天満宮まで長持ちを担ぎ練り込み行列する。以前は、氏子の一部の両町、中大門・中天神・東中（以上、中町）が行っていたが、現在は、両町・中大門のみで続けられている。長持ち唄はどの町も基本的に同じ唄を踊りながら歌うが、イントネーションや細かい歌詞が町ごとに違う。

かつては筒場（現在の梅園公園辺り）があり、大規模な打ち上げ花火が上げられていたが、市街化に伴って行われなくなった。その後、各町で手筒花火が上げられていたが、平成 15 年（2003）頃からは、唯一、中大門のみが、天満宮境内で手筒花火を上げている。



図2-4-15　長持ち行列の練り込み



図2-4-16　岡崎天満宮の手筒花火

④まとめ

岡崎天満宮例大祭は、形を変えつつも現在まで受け継がれる貴重な祭礼である。寺社の門前や旧東海道など古くからの道筋を舞台に行われる練り込み行列や、岡崎天満宮を背景に奉納花火が上げられる様は、往時の風情を偲ぶことができるとともに、境内の南に広がる東海道岡崎宿であった市街地に思いを馳せることができ、歴史や伝統が感じられる。

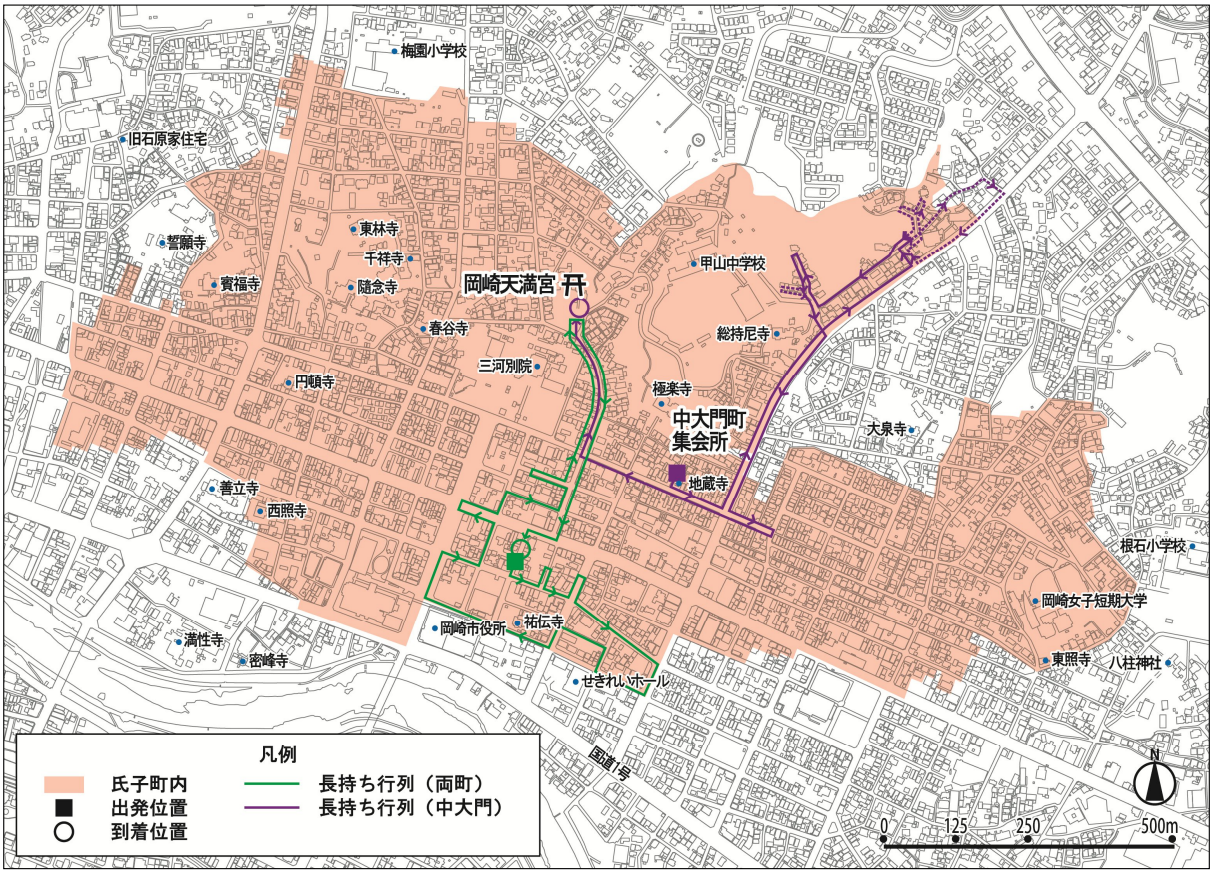


図2-4-17　岡崎天満宮例大祭の長持ち行列巡行図

(5)能見神明宮大祭にみる歴史的風致

①はじめに

能見神明宮大祭は、５月第２日曜日及びその前日、翌日に行われ、御神輿渡御や山車の曳き廻しを特徴とする祭礼であり、岡崎城下の風情と岡崎の町人文化の伝統を今に伝えている。

②建造物

ア.能見神明宮

社伝によれば、創建は平安時代中期とされ、伝承によると、天正 18 年(1590)に田中吉政が岡崎城主になって城地拡大を行った際に、材木町久後にあった稲前神社(現在は稲熊町へ移転)を、この地に移転再興したといわれている。



図2-4-18　能見神明宮の境内

明治３年(1870)の『神社取調帳』によれば、寛延２年(1749)に社殿を再建している。『神明宮社寺記録』(明治 29 年(1986)～大正 14 年(1925))によると、明治 42 年(1909)には拝殿が改築され、大正 13 年(1924)には神殿、神楽殿、石鳥居等が建立されている。拝殿は間口３間(約 5.4 メートル)、奥行３間(約 5.4 メートル)、本殿が間口１間(約 1.8 メートル)、奥行１間(約 1.8 メートル)で、いずれも切妻造、銅板葺とし、棟に千木・鰹木、破風に鞭懸を備えた神明造とされ、２つの社殿が切妻造の渡殿で繋がれて、３殿が縦一列に並んでおり、明治から大正期に建立されたものである。祭神は、天照皇大御神、萬幡豊秋津姫命、手力男命、豊受姫命、須佐之男命、市杵島姫命、五十猛命。

③活動

ア.能見神明宮大祭

a.能見神明宮大祭の歴史

この祭りの起源について詳細は不明であるが、『諸用扣』(弘化３年(1846)～明治８年(1875))で存在を確認することができる。幕末には材木町東部の氏子が中心となって山車や花笠を作り、祭りに使うようになった。その後、明治 25 年(1892)の『神明社祭事録』によれば、その頃には祭りが現在に近い形で開催されていたことがわかる。祭りの重要な大行事は「御神輿渡御」と「山車の曳き廻し」である。「御神輿渡御」が大祭の静の象徴であるならば、「山車の曳き廻し」は動の象徴といえる。

明治の頃までは２層式、３層式であった山車は、電線が引かれるなどの道路事情により、現在の山車へ改造・新造されたものの、いずれも趣がある。山車の曳き廻しも、戦争の拡大

により、昭和 11 年(1936)にいったん休止されたが、昭和 27 年(1952)に再開した。各町独特の昔から伝わる「お囃子」を大人から子供へと、代々伝えて行くのも良き風習となっている。現在も「神明さん」の愛称で親しまれている。

b.現在の能見神明宮大祭

現在は５月第２日曜日及びその前日、翌日に行われる。江戸時代後期からほとんど変わることなく現代に引き継がれてきている「御神輿渡御」は、神明宮の御神体を神輿に移して氏子町を巡る祭礼の重要な神事である。境内には花笠梵天が参道の両脇に立てられ、東西には芝居の舞台と山車がずらりと並ぶ。先獅子と呼ばれる金色の獅子を先頭に進む数百メートルの行列は、まさに平安絵巻と呼ぶにふさわしいもので、各町に設けられた御旅所[8]では町の安全と繁栄を祈願して御祓いが行われる。

現在、神明宮の氏子には８台の山車があり、各町の特色を表した法被やゆかた姿も勇ましい大人や子供の手によって、各町独自のお囃子を奏でながら、江戸時代に重要な街道筋であった足助街道を始め、氏子町内を曳き廻される。明治頃までは２・３階建てであったが、道路事情や電灯、電話の引き込み線等のため、現在では平屋建ての形に改造されている。町の辻々で止められた山車の前面からは舞台が引き出され、管弦・太鼓に合わせて子供たちの手踊りが披露される。氏子の家の女児が踊り子となり、身内の人は山車について回って「花」と呼ばれる御祝儀を入れた包み紙を投げる。お囃子や踊りで彩られた山車曳きで、祭りの雰囲気は一層華やいだものとなる。夕方には各山車が神明橋に集まり、いよいよ祭りのクライマックス「山車宮入り」が始まる。午後７時を過ぎた頃、全ての



図2-4-19　能見神明宮の御神輿渡御


図2-4-20　御旅所



図2-4-21　能見神明宮の山車の曳き廻し

[8] 御神輿車が留まる場所のことを指し、町内に神が立ち寄る場といえる。木垣（井桁とも）と呼ばれる木製の枠の中に清砂を盛り、四方を忌竹と注連縄で囲った形をしており、各町が用意し、神聖な場所として清砂をまたぐことは禁止されている。

山車の提灯を一斉に点灯し、高張提灯を先頭に動き始める。

そして、およそ２時間をかけて、氏子各町をお囃子の音を響かせながら廻り神明宮に向かう。境内に集結した後、８台の山車の舞台では奉納の舞が華やかに行われる。このとき、祭りは最高潮に達する。山車の練り歩きは、松本、元能見中、元能見南、城北・元能見北、能見北、能見中、能見南、材木二丁目の順番で、毎年１町ずつ繰り上げて行われる。前日祭の夜、神社境内において手筒花火が奉納される。打ち上げ後の花火の筒は縁起ものとされ、火災除けとして玄関等に飾られる。令和７年(2025)に市指定無形民俗文化財に指定された。



図2-4-22　能見神明宮の奉納の舞

④まとめ

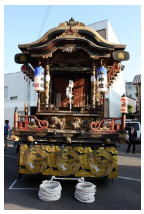
市街地の多くで、狭あいな道路など江戸時代の町割りが感じられ、特に松本町周辺は、永禄３年(1560)創建の家康公の父・松平広忠の菩提寺・松應寺（しょうおうじ）があり、江戸時代にはその門前町として、また大正から昭和 40 年代までは花街としても栄えた場所で、空襲により町の８割が焼失したものの、松應寺周辺の随所にその面影が残されている。祭りの時期には、岡崎城下の風情と伝統が感じられる場へと舞台転換するのである。

こうした昔ながらの祭礼風景を今に残す祭りは貴重であり、巡行する町筋の歴史性と相まって、往時の風情を偲ぶことができるとともに、中心市街地における岡崎の町人文化の伝統が感じられる。



図2-4-23　能見神明宮境内に集結した山車

表2-4-2　能見神明宮の山車

町	概要	山車
松本町	建造時期：昭和 35 年(1960)。各所に「矢作橋行列図」や「「天の岩戸図」等(江坂兵衛)の彫刻。平成 14 年(2002)、二世代前の山車に飾られていた彫刻「陰陽の龍」が復活。前面から引き出された舞台の上で手踊りを披露。	
元能見中町	建造時期：昭和 28 年(1953)(花車)。昭和 32 年(1957)改造。正面に「牡丹」の彫刻。左右の「神文五三の桐」を透かし彫りにし、牡丹の花・藤の花の友禅夢樹の行灯仕立。友禅夢樹(久恒俊治)の行灯は全国伝統的工芸品入選。舞台を引出し、 手踊り披露。	
元能見南町	建造時期：昭和33年(1958)。総白木造りで一本の釘も使われていない。天井の真中に「龍」の彫刻。外側の前面と側面にも「龍」の彫刻を配置。引き出した舞台の上で子供たち(小学生以下)が踊りを披露。	
城北町 元能見北町	建造時期：不明。昭和31年(1956)材木町から譲り受けた。山車前面は彩色箔押しされた彫刻で装飾。明治頃までは2・3階建てであったが、道路事情や電灯、電話の引込線等のため現在の形に改造された。	
能見北之切	建造時期：江戸後期に建造された高層式山車を明治中期及び昭和31年(1956)に改造。壇箱上山笈形、中備等の彫刻は文政5年(1822)瀬川治助重定の作で主題は「雲水龍」、「波紋」、「唐獅子」、「雲鶴」等である。山車前面より舞台を引出し、子供たちによる踊りを披露。	
能見中之切	建造時期：昭和 28 年(1953)。彫刻「鳳凰」、「龍」(懸魚)、「蓮」、「鶴」(欄間)等。水引幕に赤地に能見中之切、腰幕に紺地に阿吽の獅子、見返り幕に赤地に能中。前面の引出し式の舞台で子供たちが日本舞踊を氏子町内で披露。	
能見南之切	建造時期：明治初期。各所に極彩色の彫刻。前面の柱には「昇龍下龍」の目にさらしが巻かれており、これを外すと祭礼に雨が降るという言い伝えがある。辰年に巻き変えられる。山車から簡易舞台を引出し、踊子連が3曲ほど披露。	
材木二丁目	建造時期：大正4年(1915)。黒・赤の漆塗り。彫刻「獅子」、「龍」、「象」、「仁王像」、「狛犬」等。天井には昇り龍を中心に彩色された四季の花鳥がとり巻く天井絵が描かれている。山車の前面から引き出された舞台の上で手踊りを披露。	

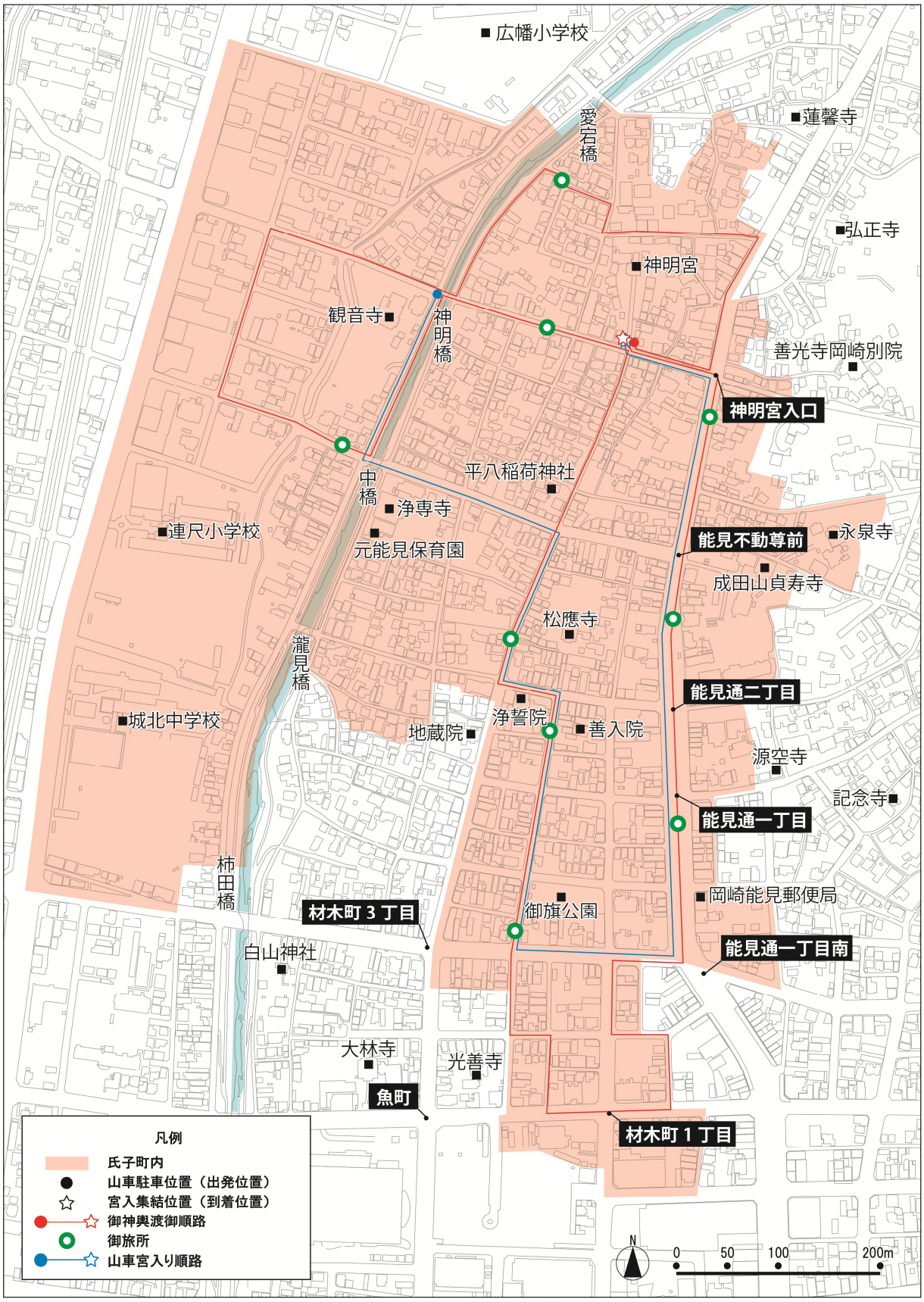


図2-4-24　能見神明宮の御神輿渡御及び山車宮入り図(令和7年(2025))

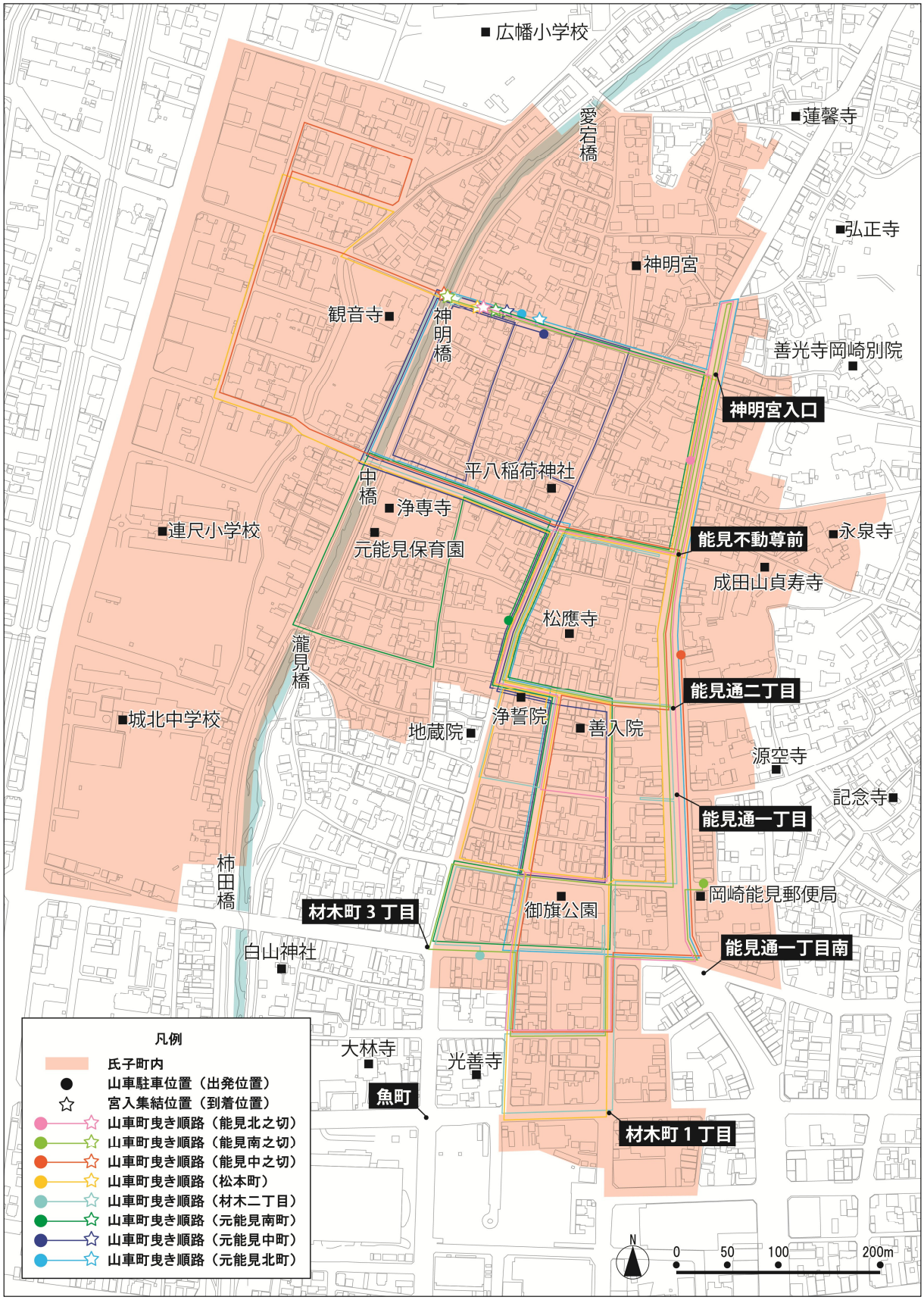


図2-4-25　能見神明宮の山車町曳き図(令和7年(2025))

(6)おわりに

現在では町名変更がなされ、旧来の町名は通称となっているが、自治会組織やその運営、そして祭礼において旧町名のまとまりは存続している。お囃子の練習等を通して、町内の人間関係が築きあげられるなど、祭礼形態や運営のあり方はその町の性格と密接に結びついており、祭礼の変容は町の展開の一つの表れでもあるが、祭礼は大人から子供たちへと伝えられ、伝統文化を継承していく重要な場となっている。

このように、神輿を担ぎ、山車を曳き回す氏子の勇壮な姿や奏でられるお囃子の笛等の音色は、江戸時代から連綿と行われてきた祭りの華やかさや、歴史や伝統を反映した人々の心意気を今に伝えるものであり、旧岡崎城下の市街地を舞台に受け継がれてきたこれらの祭礼は、良好な景観を形成し、岡崎城下として栄えた往時の賑わいを彷彿(ほうふつ)とさせ、本市固有の歴史的風致を形成している。

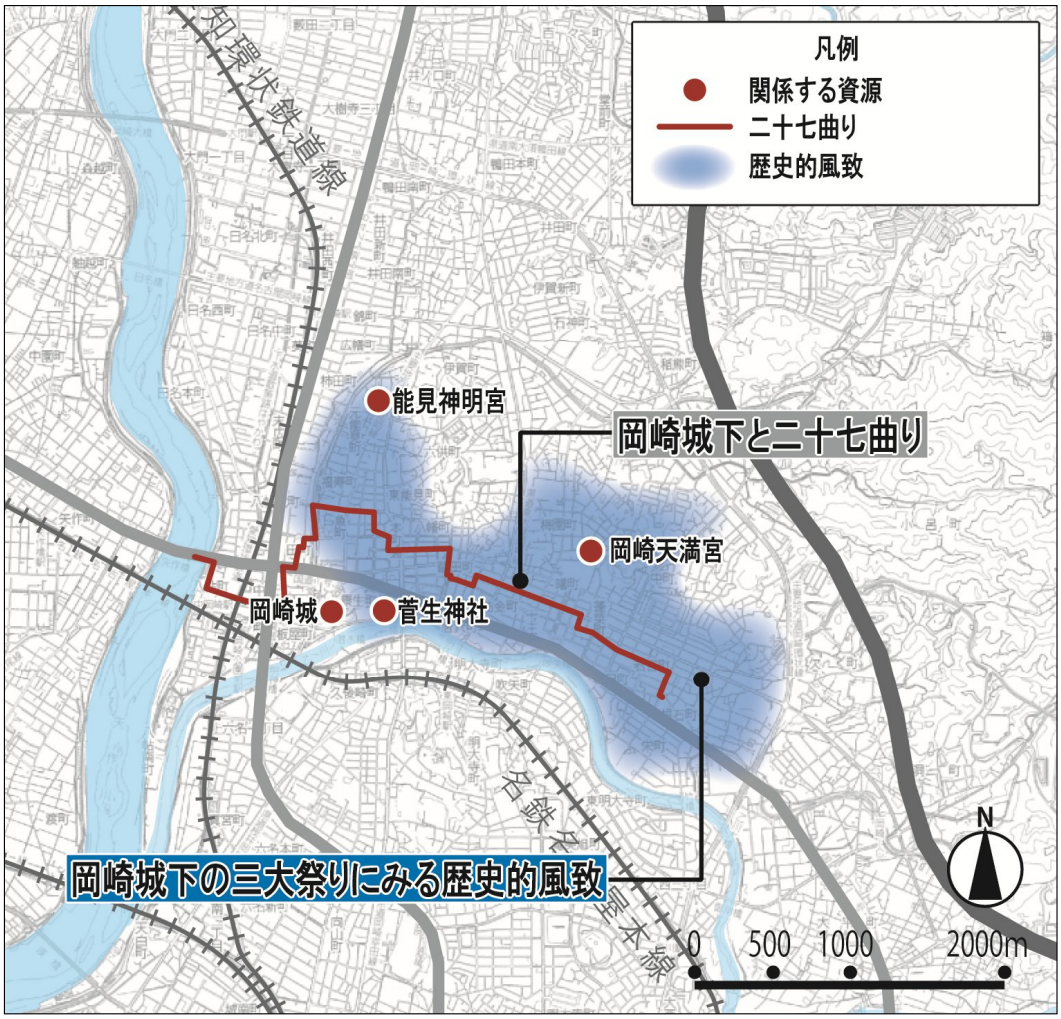


図2-4-26　岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致の範囲

2-5.郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致

(1)はじめに

八丁味噌は、17 世紀の江戸時代初期から、旧東海道を挟んで立地する 2 軒の老舗が 300 年以上続く昔ながらの伝統製法により製造する豆味噌[1]で、現在に至るまで岡崎を代表する地場産業及び名産として全国的にも名高い。両家は「カクキュー[2]」、「まるや[3]」の屋号で現在も八丁味噌の製造を続けており、八町村(現在の八丁町)に立地したことから、「八丁味噌」という名がついたとされる。

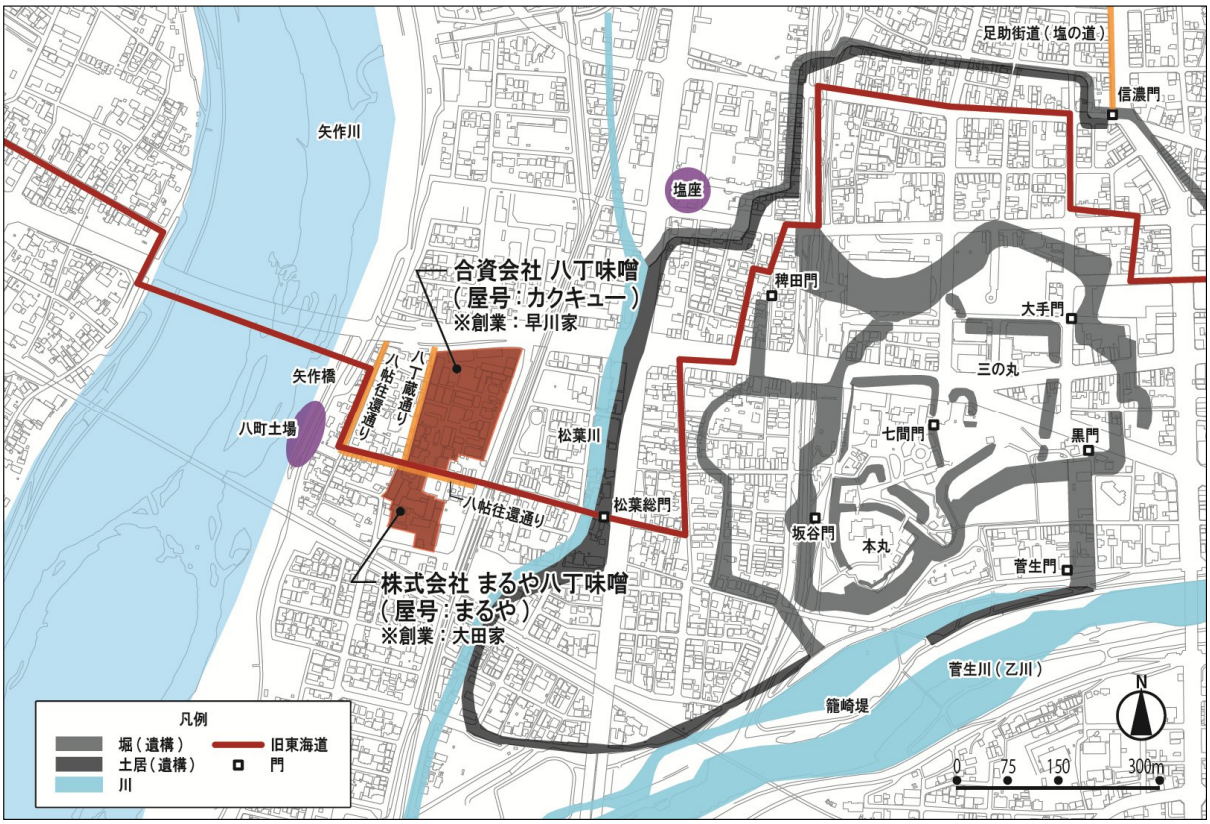


図2-5-1　八丁味噌2軒の位置(江戸時代後期の絵図を現在の地図に重ねたもの)

[1] 大豆を原料にした豆麹を使用して作る味噌
[2] 合資会社 八丁味噌(創業：早川家)
[3] 株式会社 まるや八丁味噌(創業：大田家)

(2)建造物

①八丁味噌本社事務所、蔵(史料館)

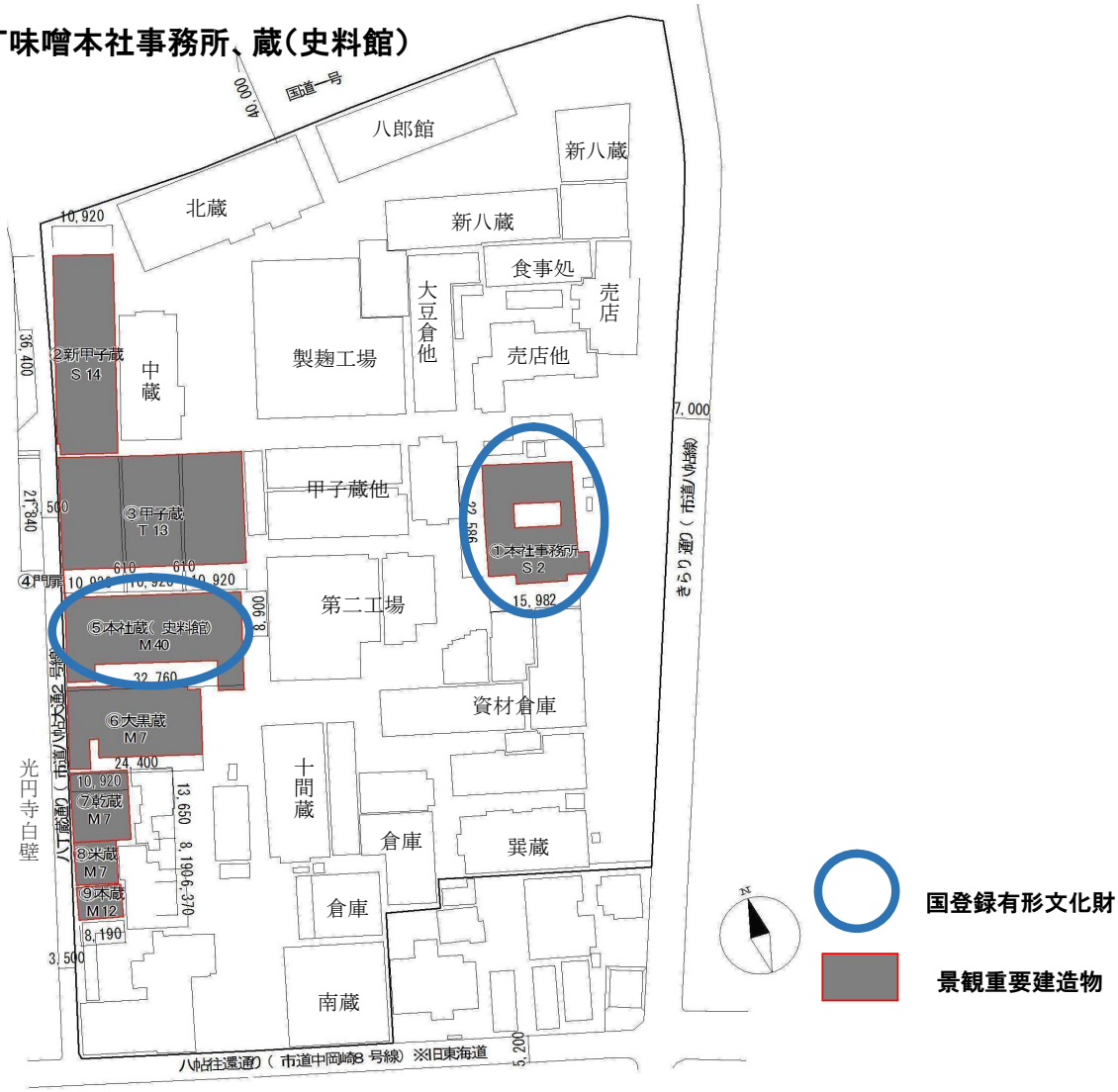


図2-5-2　カクキュー建造物配置

味噌造りが行われている敷地内には、その活動の舞台となってきた歴史的な建造物がいくつもある。カクキューの本社事務所(国登録有形文化財)は、昭和２年(1927)に建築され、南北２棟が中庭と土間を挟んで接続し、現在も本社として使われている。ともに２階の外観は西欧のバシリカ[4]式教会堂風の構成となっており、柱の白い部分と壁面の濃茶色とを対照させた意匠が特徴的である。内部は洋風の意匠でまとめられており、この建築の型は、当時わが国で行われていた古建築模倣様式の一例である。



図2-5-3　①カクキュー本社事務所

[4] 建築の平面形式のひとつで、中央の身廊の２辺ないしはそれ以上の辺を、側廊によって取り囲むものをいう。

カクキューの本社蔵（史料館）（国登録有形文化財）は、明治 40 年（1907）に建築され、大規模な総二階の土蔵建築で、昭和 40 年代中頃まで味噌仕込み用の蔵として使用されていた。石垣の基段上は黒塗りの板張り壁面とし、二層目は白漆喰塗りである。蔵のすぐ近くを矢作川（やはぎがわ）が流れているため、水害に備え、花崗岩の石垣を高く積み上げたその上に蔵が造られており、壁面に開けられた格子窓の連続するさまが特徴的である。平成３年（1991）には、伝統の味噌造りが一目でわかる史料館として改修し、人形を使って仕込みや大豆を蒸す様子を再現するほか、宮内省御用達、岡崎藩との関係、八丁味噌の優れた品質を表する賞状や記録など、貴重な史料を展示し、その歴史や文化を内外に伝えている。

これら２棟は、平成８年（1996）に愛知県で最初の国登録有形文化財に登録された建造物であり、その外観は重要な景観資産となっている。



図2-5-4　⑤カクキュー本社蔵（史料館）



図2-5-5　⑤カクキュー本社蔵（史料館）

また、特に八丁蔵通りは、新甲子蔵から本蔵まで、明治・大正・昭和初期の年代の蔵が連なっており、花崗岩の石垣、味噌製造業者の信仰厚い光円寺の白壁、そして味噌蔵群の統一感ある黒壁のコントラストが約 180 メートルに渡って特徴的な景観を構成しており、ほのかに漂う味噌の香りに、今も続く伝統的な地場産業の風情を味わうことができる。



図2-5-6　②新甲子蔵
（昭和 14 年(1939)建築）



図2-5-7　③甲子蔵
（大正 13 年(1924)建築）



図2-5-8　④門扉



図2-5-9　⑥大黒蔵
（明治7年(1874)建築）



図2-5-10　⑦乾蔵
（明治7年(1874)建築）



図2-5-11　⑧米蔵
（明治7年(1874)建築）



図2-5-12　⑨本蔵
（明治12年(1879)建築）



図2-5-13　②～⑨八丁蔵通りの全景



図2-5-14　カクキュー本社の完成理想図

昭和初期に描かれたカクキュー本社の完成理想図

※服部臣宏氏作成

現状はほぼこの絵にそって建築されてきた。（中央左下が昭和２年（1927）年完成の現在の本社事務所）

②まるや八丁味噌事務所、土蔵

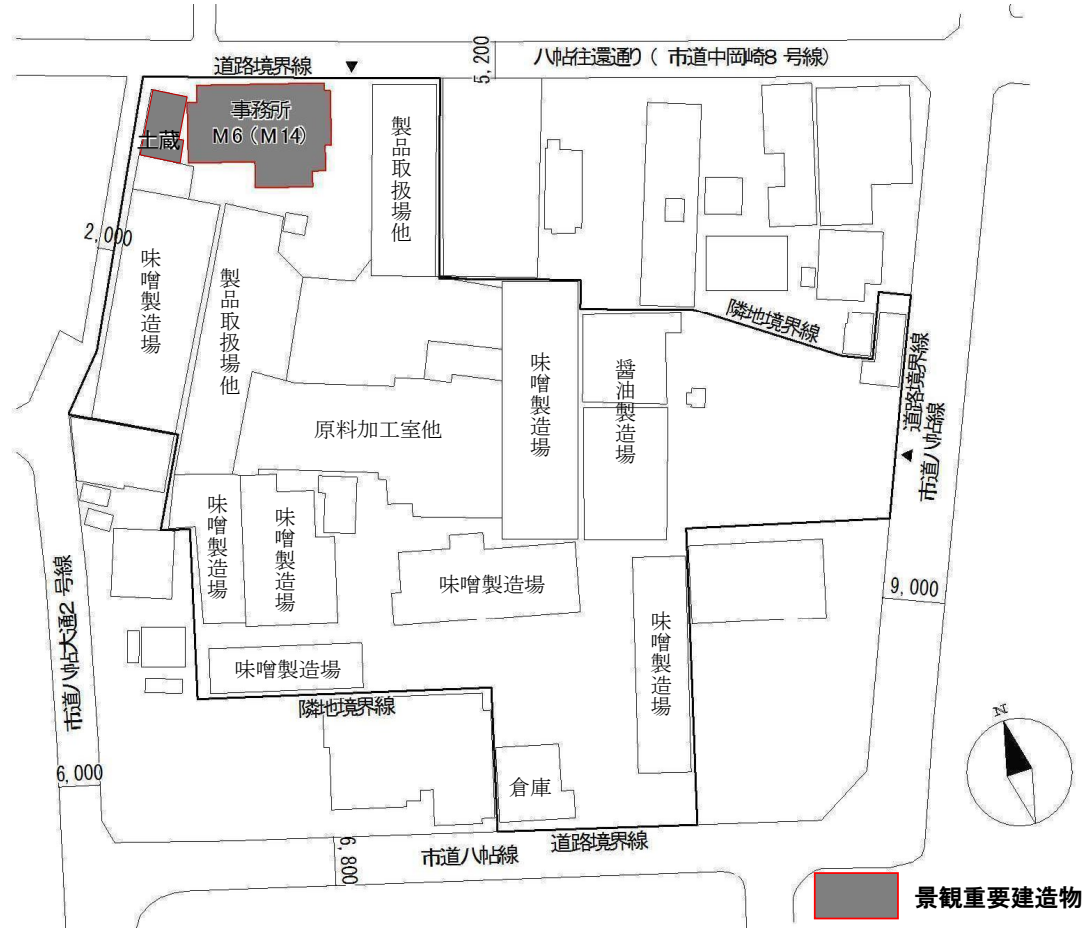


図2-5-15　まるや建造物配置

まるや事務所は、明治６年(1873)に建築された。切妻造、瓦葺、平屋建ての建造物で、西側増築部には採光、通風のための縦に格子状に開口部を設けた虫籠窓があり、古いまちなみの風情を色濃く感じさせる建造物である。低湿地のため採用された石垣の基礎が今も残っており、外壁上部は漆喰仕上げで木組格子をもっている。この意匠は、明治 43 年(1910)頃の写真でも確認できる。



図2-5-16　まるや事務所

まるや八丁味噌土蔵は、文政４年(1821)及び大正６年(1917)の修理棟札があることから、文政４年(1821)以前には創建されたと推定されている。木造２階建て、切妻造、瓦葺の建造物で、外壁上部を白漆喰仕上げ、腰壁は下見板張りとし、３面に庇と窓が付く。現在は、まるや事務所に隣接しているが、明治５年(1872)の屋敷図では、現位置に描かれてないため、明治～大正期に屋敷南方から移築されたと考えられている。この地域固有の景観を特徴づけているとして、平成 26 年(2014)にはまるや事務所が、令和２年(2020)には土蔵が、景観重要建造物に指定された。



図2-5-17　まるや事務所(明治 43 年(1910)頃)



図2-5-18　まるや八丁味噌土蔵

この八丁地区は、我が国の主要幹線である国道１号に隣接するも、旧東海道沿いを中心に八丁味噌関連の歴史的な建造物等が建ち並び、地場産業と住宅が共存する、落ち着いた環境で、平成 18 年(2006)には、ＮＨＫの連続テレビ小説「純情きらり」の舞台となるなど、地域固有の歴史的なまちなみ景観が形成されている。

(3)活動(八丁味噌の製造)

八丁味噌がこの地で産業として発展したのは、原料の調達、醸造の環境、製品の運搬の面で、味噌造りにとって最適な場所であったことが大きい。この地は、南北の矢作川の舟運と東西の旧東海道が交わる水陸交通の要衝であり、江戸時代には矢作川に土場(船着場)、岡崎宿に塩座(塩の専売)が置かれたことから、原料となる大豆や塩を入手しやすく、さらに矢作川の伏流水という良質な湧水や温暖な気候風土など、味噌造りにとって三拍子揃った立地条件であった。

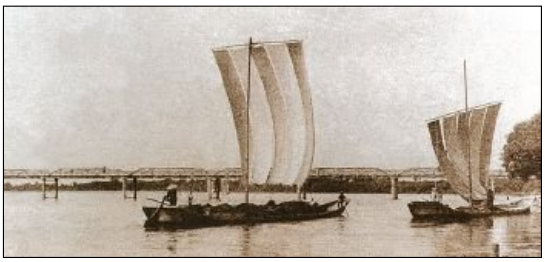
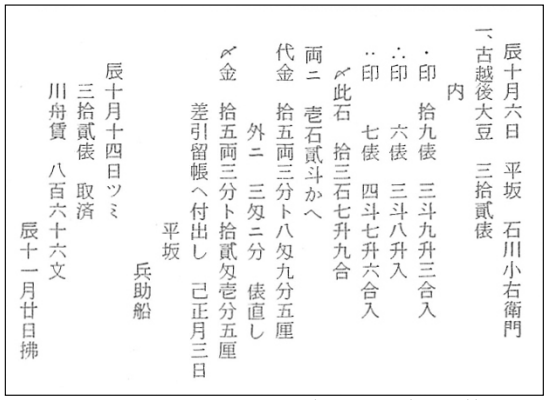


図2-5-19　矢作川の舟運(大正期)

①大豆の仕入れ

八丁味噌の主たる原料である大豆を、いかに適正な品質と価格で大量に入手するかが重要であった。

早川家の「大豆買帳」に記載された主な仕入れ先・仕入れ量によると、地元から仕入れた大豆は、盆大豆(古盆・新盆)と総称されており、また仕入れ先の場所名から、地元大豆(矢作大豆)、吉田[5]大豆、知多大豆等とも呼ばれていた。他国より仕入れたものは、関東では上州大豆、武州大豆、東北では仙台大豆、越後大豆、宮古品などがあり、特に港名で大豆名を記載しているものがあることから、舟運との関係がうかがえる。



辰十月六日　平坂　石川小右衛門
一、古越後大豆　三拾貳俵
内
・印　拾九俵　三斗九升三合入
∴印　六俵　三斗八升入
∴印　七俵　四斗七升六合入
〆此石　拾三石七升九合
両ニ　壱石貳斗かへ
代金　拾五両三分ト八匁九分五厘
外ニ　三匁ニ分　俵直し
〆金　拾五両三分ト拾貳匁壱分五厘
差引留帳へ付出し　己正月三日
平坂　兵助船
辰十月十四日ツミ
三拾貳俵　取済
川舟賃　八百六十六文
辰十一月廿日拂

図2-5-20　早川家「大豆買帳」(寛政8年(1796))

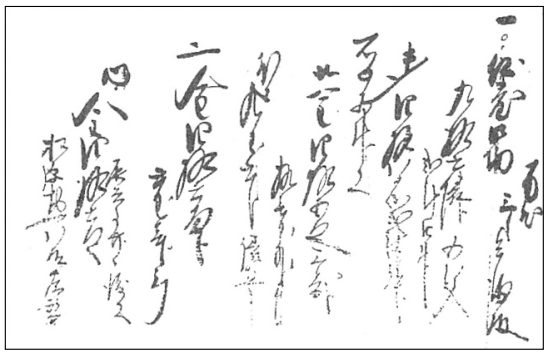


図2-5-21　早川家「大豆買帳」(天保 15 年(1844))

大豆の仕入れは７月から 11 月までが大半で、関東・東北方面がその６割以上を占め、地元の割合は低かった。地元大豆が少ないのは、周辺から人馬で少しずつ運ぶよりも、遠方で大量に生産される良質な大豆を、海運の進展、特に江戸廻船[6]の発達により、大量に入手できたこと、また三河木綿[7]や味噌製品等を運搬する帰り荷

[5] 旧幡豆郡吉田町。現在の西尾市。
[6] 江戸時代において、江戸・大坂間の港で運行された貨物船のこと。
[7] 三河は全国有数の木綿の産地として江戸にも多く流通した。

として、安く入手できたことが大きな要因である。関東・東北方面からの仕入れ大豆は、江戸・大坂を経由する廻船によって海上輸送され、三河湾の矢作川河口で川舟に積み換えされ、八町土場で荷揚げされた。

年　代	関東	東北	九州	西三・知多	東三	そ　の　他
天明7	55%	37%	3%			
〃 8	52	13		10%	10%	
寛政元	76	10		15		
〃 2	67	26				7%(越後)
享和元	63		6	12	20	20(浜)
〃 2	16	60				
〃 3	90		10			
文化元	20	34			40	
〃 2	53		4		31	5(浜)6.5(大津)
〃 3	9	53	19		13	
天保15		31		58		
弘化2	15	6	7.5	54	3	6.5(知多)
〃 3	14	35.5		38		
〃 4	58	42				
嘉永元	61	11.6		27.5		
〃 2		35		37.4		

図2-5-22　早川家「地区別年代別仕入れ量の割合」

②塩の仕入れ

塩も八丁味噌造りにおいて重要な原料であり、生活必需品でもあったが、江戸時代には塩座による専売が行われており、その統制下に置かれていた。

早川家で仕入れていた塩は、「饗庭塩（あいば）」といい、鉄釜によるニガリが少なく、粒が細かい上質の真塩で、味噌醸造に適していたため、矢作古川河口付近（現在の西尾市）にあった大岡屋鈴木健治から仕入れ、その他若干量を特定の岡崎城下・田町塩問屋から購入していた。一方、大田家も同じく「饗庭塩」を吉田村（現在の西尾市吉良町）の塩問屋より仕入れていた。

	買った塩俵の総数	うち大岡屋より買った塩俵	塩相場（両二）	運賃（1俵ニ付）	小たちん（1俵ニ付）	川揚（1俵ニ付）	口銭（100俵ニ付）	升銭（100俵ニ付）	御運上（100俵ニ付）
	俵	俵	俵	文	文	文	匁	匁	匁
嘉永4（1851）	1100	1100	19.5	16.6	4.3	5.4	11.0	2.0	9.0
6（1853）	1000	1000	25.5	16.6	4.34	4.4	6.97	2.0	9.45
安政3（1856）	1259	1150	24.0	16.6	4.24	4.39	8.41	2.43	9.5
文久2（1862）	1852	1500	19.0	16.53	3.94	4.48	12.59	2.0	9.45
3（1863）	1360	1360	13.0	16.92	4.66	4.65	17.22	2.0	9.12
元治元（1864）	1000	1000	8.0	19.83	4.99	4.58	85.0	2.0	9.4
慶応元（1865）	725	725	8.0	24.98	5.25	5.33	24.65	2.0	9.52
2（1866）	750	750	6.5	33.33	6.66	6.89	35.4	2.0	9.0
3（1867）	850	850	9.5	67.36	14.60	10.51	22.0	1.82	9.45
明治元（1868）	685	685	6.5	88.00	15.34	16.39	26.94	3.0	9.44
2（1869）	593	593	3.2	102.35			74.74	3.0	
3（1870）	950	950	4.3	124.72	14.59		48.17	3.0	
4（1871）	1220	1220	5.0	137.60	16.76		38.86	3.0	
5（1872）	690	500	9.2		14.61		16.16	3.0	
6（1878）	936	880	8.5		14.00		22.47	3.0	

図2-5-23　早川家「塩買帳」の整理表

塩の仕入れは、三河湾沿岸部の製塩地から舟運で矢作川を上り、塩座を通して行われていたが、明治元年（1868）の幕府崩壊とともに塩座の特権が喪失し、運上（うんじょう）も徴収されなくなった。

※岡崎の塩座

天正年間（1573～1592）に織田信長旧臣の国分（こくぶ）家が尾張熱田より八町村に移り、松平氏の軍事物資を扱う商人となり、塩屋を営んだことに始まる。慶長12年（1607）の矢作川の洪水によってこの地が大きな被害を受けたため伝馬町に移り、同じく洪水から町を救済するため塩の商売を願い出た田町とともに慶長14年（1609）に許可された。塩座を経た塩は、馬の背に積み替え足助（あすけ）まで運ばれたことから足助街道[8]は塩の道ともいわれる。

[8] 岡崎城の外堀にあった信濃門を起点に足助に通じる街道。延長が7里（約28キロメートル）あることから、別名「七里街道」とも呼ばれる。

③八丁味噌の醸造

江戸時代から続く伝統製法を守り継ぎ、原料は大豆と塩のみである。まず蒸した大豆に麹（こうじ）カビをつけて豆麹にし、この豆麹に塩と水を加えて、100 年以上使用しているものもある大きな杉桶に仕込んでいく。そして職人の手により天然の川石を山のように一つ一つ積み上げて重石とし、当地の自然環境に任せ、こだわりの天然醸造で二夏二冬の間じっくりと熟成させる。この重石を木桶全体に均等に圧力が加わるように、かつ地震があっても崩れないようにする熟練の域に達するには、少なくとも 10 年の経験が必要といわれている。

一般的な味噌は、コストを下げるため気温の低い季節でも味噌を加熱することで熟成を早める即醸法という方法をとるが、どうしても風味が単純となり四季の変化を経た天然醸造には及ばない。八丁味噌では二夏二冬の醸造期間の間、人の手は一切入らず、自然の摂理に従ってじっくり寝かせるため、大豆の旨みを逃さず、硬くて色が濃い、そして少々の酸味と渋味がありながらも濃厚な旨みとコクのある独特の風味が特徴の八丁味噌ができる。



図2-5-24　石積み



図2-5-25　仕込み(踏み)

④八丁味噌の販売

大豆そのものを麹化し、塩と水だけを加えて熟成させる八丁味噌は、一般の味噌に比べて水分が少ないことから保存性が良く、携帯するのに便利であったため、戦国時代には三河武士の兵糧として重用されていた。その後、徳川家康公の関東移封を機に、三河譜代[9]の大名や旗本、そして参勤交代やお伊勢参りといった旧東海道を行き交う人々を通じて、広く全国に知られ、多くの人々に親しまれるようになった。



図2-5-26 旧東海道(八帖往還通り)

江戸時代以来、八町村の旧東海道を挟んで向かい合った早川家と大田家の２軒が製造販売する八丁味噌は特に有名となり、地元周辺のみならず江戸にも多く積み出され、その名を高からしめた。

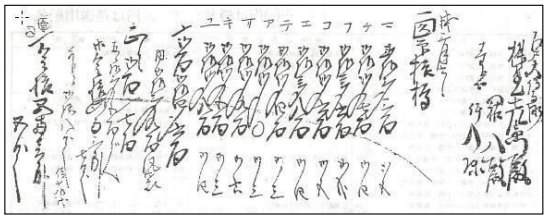


図2-5-27　早川家「江戸当座帳」の記載例

両家の家伝によれば、味噌造りの始まりは戦国期又は室町時代初期まで遡るといわれるが、問屋として製造販売を行うようになったのは史料によると元禄期(1688～1704)頃からである。

早川家の「江戸当座帳」から販売先や販売量を整理してみると、販売先の問屋は、１年間で 20 軒程度で、そのうちの８～９軒は江戸であり、日本橋・大伝馬・麹町・牛込等の大店へ、伊勢では津・白子・松坂・四日市等の問屋を中心に販売されていることがわかる。

問屋名	文久２(1862)	文久３(1863)	元治元(1864)	慶応元(1865)	*慶応２(1866)
	貫	貫	貫	貫	貫
江戸日本橋　伊勢屋吉之助	6328.3 (45.2%)	7418.8 (60.1%)	7050.0 (64.8%)	8192.3 (63.5%)	2270.4(65.8%)
江戸　麹町　三河屋治郎八	947.4 (6.8%)	940.5 (7.6%)	393.3 (3.6%)	488.0 (3.8%)	155.8(4.5%)
江戸牛込津久戸　三河屋吉兵衛	294.3 (2.1%)	233.7 (1.9%)	252.1 (2.3%)	308.0 (2.4%)	114.4(3.3%)
江戸下谷稲荷町　三河屋茂八	984.2 (7.0%)	942.2 (7.6%)	392.1 (3.6%)	1002.6 (7.8%)	315.9(9.1%)
江戸牛込小日向　三河屋又兵衛	655.4 (4.7%)	405.0 (3.3%)	291.7 (2.7%)	345.6 (2.7%)	／
江戸大伝馬町　川喜田半七	580.5 (4.1%)	410.7 (3.3%)	576.7 (5.3%)	／	／
江戸大伝馬町　川喜田清助	397.1 (2.8%)	199.2 (1.6%)	194.0 (1.7%)	195.3 (1.5%)	／
江戸大伝馬町　枡屋七左衛門	396.4 (2.8%)	394.7 (3.2%)	198.1 (1.8%)	398.1 (3.1%)	／
伊勢　四日市　西村　長八	／	4.9	24.0	170.4 (1.3%)	／
伊勢　白子　川喜田藤兵衛	5.0	4.7	9.5	／	／
伊勢　白子　青木　佐七	／	4.4	／	4.8	／
伊勢　津　神納屋長三郎	5.0	358.9 (2.9%)	9.4	／	／
伊勢　松阪　小野屋伊右衛門	／	117.1 (1.0%)	6.0	56.1	358.7(10.4%)
長谷川和七・与七	411.3 (2.9%)	119.7 (1.0%)	388.8 (3.6%)	163.0 (1.3%)	／
長谷川文兵衛	118.1 (0.8%)	456.3 (3.7%)	681.3 (6.3%)	100.4 (0.8%)	／
平坂　外山(柳助・徳太郎)	205.6 (1.5%)	43.8	43.0	504.8 (3.9%)	43.5

図2-5-28　早川家「江戸当座帳」の年代別・問屋別の味噌販売量(*印は4月まで)

[9] 家康公が三河に在城していた時代に服属した家臣のこと。

安政４年(1857)に江戸役人が書いた『三河美やげ』という本の中には「八丁味噌」の記載があり、江戸時代以来、岡崎城下の名産として称賛されてきた。さらに安政２年(1855)頃に大樹寺再建のため江戸から派遣された役人の記録には、「味噌八丁味噌とて名物也、百文は三百三十匁又三百五十匁目位也、八丁村に問屋二軒あり」とあるなど、幕末には八丁味噌の名はかなり広い範囲に知られていたことがうかがえる。そして「今日も亦　雨かとひとりごちながら　三河味噌あぶりて喰ふも」という斎藤茂吉[10]の短歌にも詠われた。



岡崎城下町と周辺の販売先

米屋市蔵（山中）願照寺（舳越）新助（町内）法蔵寺（本宿）緒方（城内）早川（隣家）定治郎（藤川）綿屋（百々）今井（百々）八三郎（村入用）-足袋屋（本町）長坂（細川）平川（町内）鶴屋（連尺）羽田（両町）御陣屋（本郷）新実（西矢作）手永会所（渡）畔柳（連尺）大嶋屋（連尺）中野（城内代官所）大樹寺（鴨田）穀屋（久右ヱ門）平野（中嶋）本屋文七（連尺）穀屋（投町）服部（伝馬町）紙屋（連尺）垣内（御家中）具津（百々）㋑（六地蔵）羽田（両町）松応寺（能見）広瀬（城内）酒屋（祐金）成瀬（連尺）上様御勝手（城内）茶屋役人（板屋）御陣屋（西本郷）植村（城内）太田（北野）中野屋（伝馬）津嶋屋（能見）貝津屋（百々）御賄所（城内）小村屋（上伝馬）志賀（城内）足立（中嶋）古手屋(連尺)奥村（城内）御番所（伝馬）玉泉寺（大友）千賀（連尺）林（城内）御役所（城内）深見藤十（新堀）鈴木（伝馬）回向院（鴨田）中根（細川）御宿（伊賀）

岡崎領外の販売先

福嶋屋（挙母）村木屋（古鼠）油屋七兵衛（新川）小林屋（濃州）豆腐屋（九久平）宇野（平藪）溜屋（城ケ入）米屋（桑名）新実（平坂）西尾屋吉左ヱ門（挙母）橋本屋（大須）白木屋（挙母）米屋（平坂）中屋(越戸)塩屋吉右ヱ門（大浜）山形屋（越戸）太田（川島）万座（名古屋）土方（七浜）松平（赤坂）問屋源之助（古鼠）御陣屋（深溝）機屋嘉右ヱ門（牛田）畔鍬親方（棚尾）藤田（宮）片山（鷲塚）武右ヱ門（茶屋村）尾張屋（知鯉鮒）市川（平坂）佐藤（名古屋）渡辺（濃州芝原）吉嶋（名古屋）野村（田原）現金屋（岩村）結梗屋（名古屋）大和屋（名古屋）渡辺（濃州・芝北方）徳次郎（亀崎）穂積屋（亀崎）間瀬（亀崎）白木屋（田原）長谷川（岩村）弥重（越戸）代三郎（佐久嶋）栗田（滝山）八百屋（名古屋長者町）油屋（挙母）彦左ヱ門（平藪）麻屋（吉田）伊助(浪合)市古（伏見屋新田）山川（江州）関東屋（京都）吉田（亀崎）稲垣(中畑)天野（京都）海口屋（京都）御宿喜太郎（伊賀）田中屋（大坂）加賀屋（大坂）善永寺（京都）万屋（津）国家（京都）正観寺（京都）米屋（桑名）大和屋（名古屋・堀川）渡船方会所（名古屋）松居（伊勢）

地元問屋による江戸への販売

三上宗左ヱ門（江戸）御山門（芝）大納戸（江戸）大和屋（日本橋）浅見（江戸御屋敷）三河屋（浅草）小津清左ヱ門（大伝馬）関戸（元浜）和泉屋（大伝馬）堺屋（西久保）木戸（江戸御屋敷）内田屋（元浜）宮部（下谷）近江屋（新大坂町）太田屋（深川）田原屋（本材木）

図2-5-29　早川家「地廻当座帳」による地元の販売先（慶応2年(1866)）※(　)内は販売先地名

八丁味噌の生産地として地元でも多く販売され、古くから東海圏の食文化を支えてきた。岡崎城下及び岡崎領外への地元販売については「地廻当座帳」に記載されており、その販売圏は岡崎城下やその周辺を主として、知多・渥美・名古屋・美濃、そして信州伊那谷までに及び、領内寺院や藩庁、旗本、役所、番所、茶屋役人など小口購入も多い。

味噌造りの伝統はその後も代々受け継がれ、カクキューでは明治 25 年(1892)に宮内省への納品が始まり、同 34 年(1901)には正式に御用達の栄に浴することになった。また、志賀重昂の尽力により、明治44年(1911)のドレスデン(ドイツ)での万国博覧会で八丁味噌が出品され、三等賞を受けた。長い航海と赤道直下の暑さに耐え、何の異常もみられなかった点が注目された。さらに、日清戦争での広島大本営への製品納入や病院、有名料理店、菓子屋での使用など販路が拡大し、第２次世界大戦後も八丁味噌の銘柄の声望は衰えず、マナスル[11]登山隊や南極観測隊の携行食品に採用されるなど注目されてきた。

さらに現在では、両社とも味噌蔵等の工場見学を設けており、販売だけでなく伝統産業を実際に見て味わうことのできる貴重な場として今日まで多くの観光客を受け入れ、本市の観光振興においても欠かせない産業となっている。こうした味噌蔵等が集中する地域一帯は、歴史的な趣を残した味噌蔵の特徴的な景観と、地域にかすかに広がる八丁味噌の香りが合わさり、往時のまちなみの風情を感じさせる。

[10] 明治から昭和にかけての歌人、精神科医。
[11] ヒマラヤ山脈に属する標高世界８位のネパールの山。

月	日	江戸の問屋名	日	岡崎以西の問屋名	日	地元の販売先
1	17	大伝馬　万屋平三郎(4) 中屋　吉助(5) 長谷川丈助(3) 日本橋呉服町　伊勢屋吉之助(5)		名古屋玉屋　麩屋萬兵衛(1) 本町　こまや源兵衛〈棚尾　磯七舟〉		新堀　深見佐兵衛(2)
2	5 11 17 24	日本橋　伊勢屋吉之助(5) 白子屋紀兵衛(3) 大伝馬　大和屋善吉(5)〈大浜　長七舟〉 日本橋　伊勢屋吉之助(5)〈中畑　大吉舟〉 大伝馬　伊藤作兵衛(5)〈中畑　仁平舟〉			1 5 5	中村　中甚(1)　〈平古　清作舟〉 味浜　普元寺(1) 平坂　外山六右ヱ門(1)〈中畑　清吉舟〉
3	4 12 21 31	〃　伊藤利助　〈六供　伊藤屋〉 日本橋　伊勢吉(5)〈大浜　長四郎舟〉 白子屋仁兵衛(3)〈中畑　善吉舟〉 水野和泉守屋敷丸尾(4)〈中畑　勘蔵舟〉	2	鳴海　山花文吉(2)	11 19	中村　中根甚助(1)〈平藪　金吾舟〉 中村　中根甚助(1)〈中畑　善吉舟〉
4	1 16 18	水野和泉守屋敷大石(4)〈中畑　勘蔵舟〉 日本橋　伊勢屋(5)〈棚尾　長四郎舟〉 〃　〃　(5)〈　〃　〉	24	伝馬町１　鈴村庄兵衛(1)	16 22	平坂　石川小左ヱ門(1)〈中畑　勘蔵舟〉 九久　伊　八(1)　〈平古　清吉舟〉
5	14 22	小畑町　伊勢屋伝右ヱ門(5)〈中畑　友吉舟〉 水野和泉守屋敷大石(3)〈中畑　友吉舟〉 〃　上野(1)〈中畑　仁平舟〉 大伝馬　田端屋武兵衛(3)〈　〃　〉 日本橋　伊勢屋(5)　〈　〃　〉	22	鳴海　山花文吉(2)	6	中村　中根甚助(1)〈中畑　要太郎舟〉
6	9 17	日本橋　伊勢吉(5)　〈中畑　仁平舟〉 白子屋仁兵衛(5)〈中畑　仁平舟〉 大伝馬　田端屋武兵衛(3)			1 6 6 18	中村　中根甚助(1)〈平古　清吉舟〉 米屋幸四郎(2) 土呂町　成瀬林右ヱ門(3) 福嶋屋幸助(2)
7	26 26 26 26	日本橋　伊勢吉(5)　〈中畑　茂助舟〉 大伝馬　田端屋(4)　〈　〃　〉 大　善(3)　〈　〃　〉 伊勢八(3)　〈　〃　〉			12 26	中村　中根甚助(1)〈平古　清吉舟〉 中村　中根甚助(1)〈平坂　惣八舟〉
8	16	水野和泉守屋敷松本(2)〈中畑　七舟〉	11	熱田　白子屋(2) 鳴海　山花文吉(2)		
9	20	日本橋　伊勢屋(4)　〈中畑　勘七舟〉 白子屋仁兵衛(3)〈　〃　〉 大伝馬　紙屋七右ヱ門(5)〈　〃　〉	3 20 20	名古屋　次郎左ヱ門(2)〈堤　茂兵衛馬〉 大坂　大坂屋小三郎(5)〈中畑　仁平舟〉 京都　岡田小八郎(5)　〈　〃　〉	8 9	中村　中根甚助(1)〈平坂　惣八舟〉 新堀　深見佐兵衛(5)〈中畑　仁平舟〉
10	5 5 20	大伝馬　長谷川丈助(3) 牛込　木村休逸(1)〈中畑　又八舟〉 日本橋　伊勢屋吉之助(5)〈中畑　太郎吉ヱ門舟〉 白子屋仁兵衛(3)〈　〃　〉 大伝馬　万屋平三郎(3)　〈　〃　〉 赤坂　諏訪隼人屋敷(1)〈　〃　〉	4 9 14 14 19 20	鳴海　児玉代助(1)〈六供　伊藤屋〉 名古屋　麩屋万兵衛(1)〈中畑　又八舟〉 熱田　小沢屋市兵衛(2)〈知立　源内馬〉 魚問屋沢右ヱ門(2)〈堤　新吉馬〉 桑谷　鍵屋喜蔵(1)〈中畑　又七舟〉 鳴海　山花文吉(2)〈知立　神七馬〉	10	中村　中根甚助(1)〈平古　清吉舟〉
11	8 19 26 25	日本橋　伊勢屋吉之助(10)〈渡場　清七舟〉 八丁堀　山川百太郎(3)　〈　〃　〉 水野和泉守屋敷大石(3)　〈　〃　〉 日本橋　伊勢屋吉之助(5)　〈中畑　仁平舟〉 国　紀(3)　〈　〃　〉 大伝馬　中屋吉助(5)　〈　〃　〉 大和屋善吉(2)　〈　〃　〉 萬　平(3)　〈　〃　〉 水野和泉守屋敷丸尾(6)　〈中畑　又八舟〉	14 15 13 13 12 12 28	名古屋伝馬　山屋次右ヱ門(1)〈中畑　又七舟〉 〃　納屋　近江屋藤左ヱ門(1)〈　〃　〉 大坂　嶋屋佐右ヱ門(1)〈渡場　清七舟〉 京都　山端屋弥助(1)　〈　〃　〉 大坂　葉守屋新右ヱ門(2)〈　〃　〉 京都　小川徳右ヱ門(2)〈　〃　〉 名古屋　福嶋屋幸助(1)〈中畑　又七舟〉 〃　岩田屋源兵衛(1)〈　〃　〉	7 21 24 22 27	中村　中根甚助(1)〈平坂　惣八舟〉 平坂　七福丸源六(注文6)〈渡場　清七舟〉 中村　中根甚助(1)〈平古　甚助舟〉 新堀　深見佐兵衛(7)〈中畑　仁平舟〉 中村　中根甚助(1)〈平古　清吉舟〉
12	10	日本橋　白子屋仁兵衛(3)　〈中畑　清九郎舟〉 大伝馬　大和屋善吉(3)　〈　〃　〉 田端屋半兵衛(3)　〈　〃　〉 〃　平三郎(3)　〈　〃　〉	8 5 21 22	名古屋　駒屋源兵衛(2) 伊勢津　平田新左ヱ門(1)〈中畑　米蔵舟〉 〃 白子　嶋村甚九郎(1)〈　〃　〉 名古屋　麩屋万兵衛(1)〈中畑　三郎兵衛舟〉 熱田　小沢屋市兵衛(2)〈知立　徳蔵馬〉	9 9	平坂　石川小左ヱ門(2)〈中畑　久蔵舟〉 中村　中根甚助(2)〈平古　清吉舟〉

図2-5-30　早川家「注文覚」による問屋名(天保8年(1837))　※( )は樽数、〈 〉は運送川船名

(4)おわりに

八丁味噌は、その名に「八丁」を冠するように、歴史あるこの地において、三河武士の資質・質実剛健をそのままに 300 年以上変わらぬ伝統製法を頑(かたく)なに守り継ぎ、歴史的建造物の味噌蔵で時間をかけてじっくり醸造されてきた。また岡崎人にとっては日々の生活に浸透しているかけがえのない故郷の味であり、まちを歩くとほのかに漂う味噌の香りとともに、歴史に裏付けされた誇りある蔵造りのまちなみ景観が風情を漂わせている。八丁味噌にみる歴史的風致は、まさにこの土地の風土と歴史が育んだ伝統的地場産業の風致である。

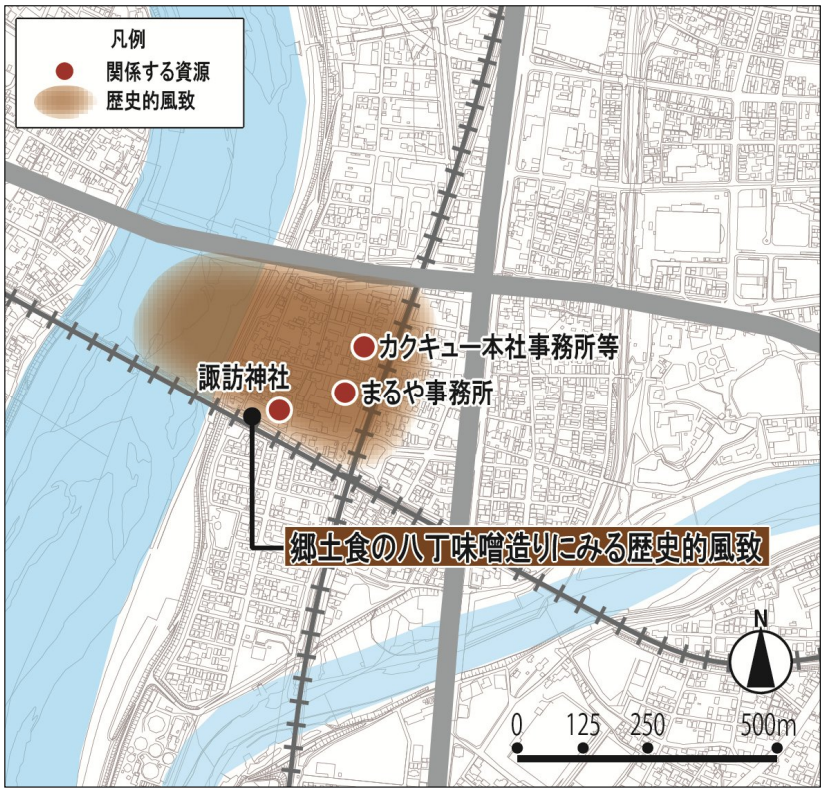


図2-5-31　郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致の範囲

郷土食としての八丁味噌

早川家の創業口伝によると、貞治元年(1362)矢作川右岸の舳越村の屋敷で自家用の豆味噌を製造したと伝え、大田家の口伝では、延元2年(1337)、八丁村で酒造りから味噌造りに移行したとある。この両家に共通しているのは、自家用の豆味噌を3年間放置したものを食べたところ風味がよかったので、兵食や庶民層の需要に応じ、醸造業に転移したと伝えている点である。

このことは、すでに室町時代には矢作川流域の農家では自家用の豆味噌を製造し、食していたことを物語るものといえる。矢作川流域は台地と自然堤防に恵まれ、古来より低地における稲作のほか、クワ･ワタ･ダイズ･ダイコン･イモ等が栽培されてきた。そして 1400 年前後より味噌･味噌汁として庶民の食膳にあがり、特に戦国時代には、兵食又は保存食品として重用され、需要の高まりとともに製法も工夫され、普及してきたと考えられる。

八丁味噌の特徴としては、耐保存性だけでなく、栄養価が高いことがあげられ(蛋白質･脂肪･カロリーなどは他の味噌の2倍)、特に人体必須アミノ酸･脂肪酸の含有特殊食品であることがわかっている。天保7年(1836)の『参河志』には、「三河国朝夕食汁に赤味噌を用ゆ、他国にはなし」「瘍疽(はれもの)･疔瘡(できもの)･瘰癧(頸部のしこり)･癪痞(さしこみ)の病人は稀なり、思ふに当国は朝夕赤味噌を用る故なるべし」と記されており、江戸時代には三河の地において味噌汁を始めとした赤味噌文化が毎日の食卓に欠かせない日常食として根付き、さらに他の味噌とは違った栄養価があることにすでに気づいていたことが読み取れる。そもそもこの八丁味噌の母体と考えられる豆味噌は、全国の中でも東海三県(愛知、岐阜、三重)で常食とされてきた。この地方の夏は高温多湿で酸敗が起こりやすかったため、米味噌や麦味噌よりも、高温に耐え、長期保存ができる豆味噌が個性的な伝統食品として定着したのである。この豆味噌は煮込んでも香りの変化が少なく、食材への香りの吸着と油の乳化性に優れ、特に肉や魚介類の旨みを相乗的に高めるとともに、その味を補強し、調和させるという優れた調理機能を持っている。これが東海地域に味噌料理の多い食文化をつくってきた。 そのなかでも八丁味噌が天下に名声を博したのは、何といってもその香りと味の良さによる。長期熟成の寝かし味噌なので、生で食べても辛すぎず料理にしてものびが利き、その独特の風味が様々な料理を引き立てるとされる。また、「摺ってよし、摺らず猶よし、生でよし、煮れば極よし、焼いて又よし」といわれる八丁味噌は、料理用途が広く、艶のある濃い赤褐色の色沢は田楽のたれに最適であり、焼き味噌にも煮味噌にも合い、味噌汁でもよく食される。

この西三河地方に伝わる冬の農家の郷土料理「煮味噌」は、人参･葱等の野菜と油揚げ･蒟蒻等を自家製豆味噌(赤味噌)でじっくり煮込んだ鍋料理で、現在でも各家庭の味付けがあり、冬の家庭料理の代表のため、他の味噌料理と違って料理店で供されることがないのが特徴である。

このように、古くから三河武士を始め、農民、町人たちに親しまれ、今日まで様々な料理で日々の食卓を彩ってきた八丁味噌は、市民にとってはなくてはならない郷土の味となっている。まさに風土に培われ、庶民の嗜好性に支えられて成立した代表的な伝統食品である。

そして、近年では、八丁味噌に含まれる塩分量が他の味噌に比べて少ないことなどもあり、健康食としてますます評判を高め、その人気は国内だけでなく、世界 20 カ国以上にわたり、無添加の自然食品として特にヨーロッパ等で注目されている。

日吉丸と蜂須賀小六の出会い

後に豊臣秀吉となる日吉丸は8歳の頃に奉公に出されたが、12 歳のとき奉公先の陶器屋を逃げ出し、家へ帰るわけにもゆかず、東海道を東へ下る途中、疲れて矢作橋の上で寝ていた。そこへ野武士の頭だった後の蜂須賀小六が現れ、日吉丸の頭を蹴った。日吉丸は「詫びていけ」と言って小六を睨みつけたが、小六は、子供にしては度胸があると思い「手下にするから初手柄をみせよ」と言うと、日吉丸は同意し、橋の東にある味噌屋の門近くの柿の木に登り、屋敷の中に入って門を開け、小六らを引き入れた。目的を達して逃げようとしたとき、家人が騒ぎ始めたので、日吉丸は咄嗟（とっさ）に石を井戸に投げ込み、「盗賊は井戸に落ちた」と叫びながら、家人が走り集まる隙に素早く門を抜け出たという。まるやの敷地には、その伝説にちなんだ井戸が今も残っており、矢作橋のたもとには2人が出会った様子を再現した「出合之像」が建てられ、乱世の時代劇を垣間見る逸話となっている。

【参考：絵本太閤記（寛政9年（1797））】



図2-5-32　出合之像



図2-5-33　まるやの井戸

2-6.六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致

(1)はじめに

六ツ美地区は本市の南西端に位置し、原始より矢作川の氾濫原にあたり、肥沃な土地に人々の生産基盤が依拠してきた。人々の住居は洪水により形成された自然堤防上に立地し、生産基盤は沖積低地を利用した水田や畑であり、平野部の田園風景の中に集落が点在する地域である。古くから農業が盛んな地区であり、現在も受け継がれている御田扇祭りや六ツ美悠紀斎田お田植え祭りなど、この地域特有の稲作儀礼をみることができる。

表2-6-1　小風致の概要

小風致	建造物	活動
御田扇祭りにみる歴史的風致	犬頭神社　他	御田扇祭り
六ツ美悠紀斎田お田植え祭りにみる歴史的風致	悠紀斎田跡碑	六ツ美悠紀斎田お田植え祭り

(2)御田扇祭りにみる歴史的風致

①はじめに

御田扇祭りは、７月の日曜日に行われる五穀豊穣を願う祭礼である。神輿を中心に幟や紅白の扇、花傘を持った人々の渡御行列が、稲の繁る田園地帯を巡行する。近世岡崎藩の農民支配制度である手永制度のもと、藩領の６つの手永全てで行われていたが、現在も継承しているのは堤通手永 20 町と山方手永 13 町のみで、１年に１町ずつ神輿を渡御する。形態を変えつつも江戸時代から現在まで受け継がれている貴重な稲作儀礼である。

②建造物

御田扇祭りの起点となる神社は町により異なるため、堤通手永を構成する町のうち、宮地町の起点である犬頭神社を取り上げる。

ア.犬頭神社

犬頭神社は大宝元年(701)、彦火火出見尊を祀って建立されたもので、上和田城主宇都宮泰藤[1]が貞和２年(1346)に犬のおかげで災難を逃れ、その犬の頭を祀ったという伝承がある。以前は



図2-6-1　犬頭神社

[1] 宇都宮泰藤(1302～1352 年)は下野国宇都宮氏の末裔で、三河大久保氏の始祖とされる人物。南北朝時代に碧海郡上和田の妙国寺前に移り住んだ。孫泰道は宇津氏と改姓し、さらに泰道の５代孫の忠俊・忠員兄弟の時に大久保氏となったといわれる。

隣接する上和田町の糟目にあったため糟目神社といわれていたが、たびたびの洪水により今の場所に移された。現在の本殿は明治 22 年(1889)に、拝殿は明治 34 年(1901)に再建されたものである。

神社には、越前福井(現在の福井市)産の凝灰岩(笏谷石)を原石とした鳥居、狛犬一対、唐猫一対等の石造がある。石鳥居は、総高 320.5 センチメートル、柱間 255.0 センチメートル、向かって左側の柱の銘文より、慶長 10 年(1605)に建立されたことがわかる。岡崎市内最古の石鳥居であり、越前鳥居としても最古の形式のもので、市指定有形文化財である。



図2-6-2　犬頭神社石鳥居

③活動

ア.御田扇祭り

a.御田扇祭りの歴史

御田扇祭りは、正式には「皇大神宮御田扇祭」といい、地元の人々からは「おうぎさん」「たおうぎまつり」と親しみを込めて呼ばれている。

御田扇祭りは、近世岡崎藩の農民支配制度である手永制度[2]のもと、藩領である手永内で行われた五穀豊穣を祈る祭りである。宝暦６年(1756)の『諸色覚書』によれば、同年にはその存在が認められるが、当時は手永から手永へと御田扇が巡行する形態であった。明和６年(1769)に本多忠粛が藩主となると手永は６つに区分される。本多氏時代には大庄屋の居村を発着地として各手永内において巡村が完結する形をとっていた。各手永内での巡行は旧暦６月に 20 日間前後かけて行われていたことが史料からわかる。

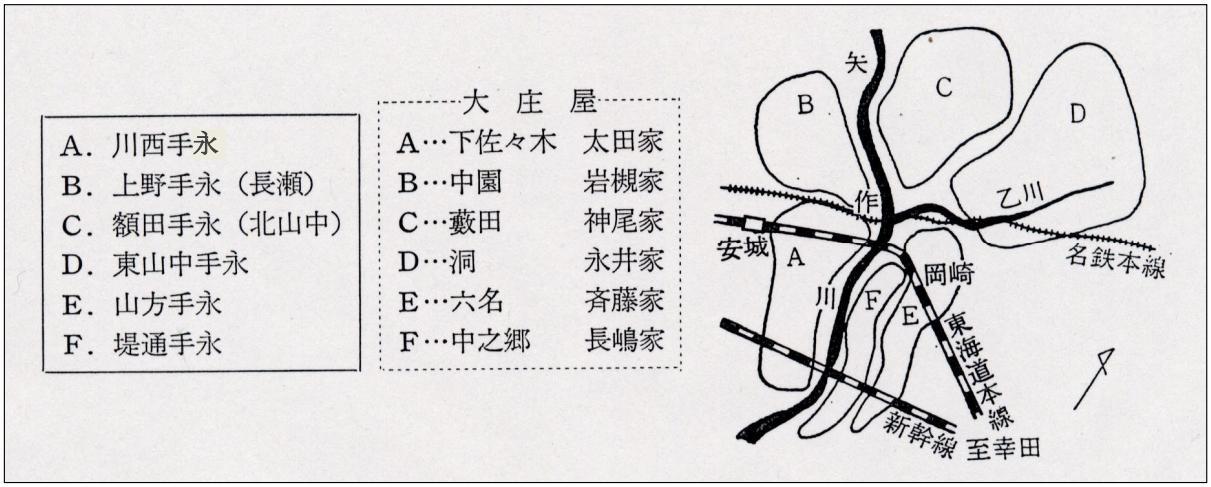


図2-6-3　6手永範囲と大庄屋

[2] 手永制度は大庄屋制度ともいわれ、水野忠善が岡崎藩主に就任した正保２年(1645)に成立したとされる。寛文４年(1664)時点で９手永に区分され、それぞれに大庄屋が置かれていた。大庄屋に各手永内の村々を支配させた制度であり、全国的にも導入した藩は希少である。

後本多家藩主時代には、御田扇祭りの開始(出発)時期の指示が岡崎藩から出され、６手永で一斉に開始されている。また、文化14年(1817)に伊勢神宮祓札の受取を大庄屋に命じる史料があり、天明元年(1781)に岡崎藩が伊勢御師の山本大夫と春木大夫の両人に扶助し、家中扱いとしている事実を勘案すると、御田扇祭りと伊勢信仰が藩主導の下に結びつけられたものと想定される。


図2-6-4　額田手永の扇


図2-6-5　額田手永の大麻(春木大夫銘)

実際に額田手永の神輿の中から春木大夫銘の大麻が発見され、伊勢信仰と御田扇祭りとの関わりを示す資料として注目される。神輿内には現在、伊勢神宮外宮の豊受大神宮の御神札が納められているが、かつて額田手永や山方手永では扇が、川西手永では扇と鍬形が納められていたことが確認されている。

このように、御田扇祭りは岡崎藩の農民支配制度のなかで、虫送りや伊勢御師の廻壇配札行為と結びつき、行われてきた民俗行事と考えられる。岡崎藩の施策と密接に関わる御田扇祭りの存在は歴史的にも重要であり、他に類をみない民俗行事である点も大きな特色である。

b.現在の御田扇祭り

かつては岡崎藩の６手永全てで行われていたが、現在も神輿渡御を継承しているのは堤通手永、山方手永の２手永のみである。堤通手永は20町(うち４町は西尾市)、山方手永は13町(うち１町は額田郡幸田町)で構成している。

後本多家藩主時代には旧暦６月に約20日前後かけて手永内の村々を神輿巡行していたが、明治期になってからは、１年に１町ずつ神輿を渡御行列により巡行する形態へと変化し、現在にいたる。堤通・山方手永とも田植えが終わった７月に１日かけてマチ[3]からマチへと移動する。

表2-6-2　御田扇祭り関係神社一覧

堤通手永		
1	中之郷	中之郷神社
2	上青野	榊宮神明宮
3	高橋	神明社
4	上合歓木	神明社
5	下合歓木	神明社
6	高落	神明社
7	新村	神明社
8	西浅井	白山神社
9	東浅井	社宮司社
10	安藤	鍬神社
11	福桶	三宮神社
12	下三ツ木	三社神明社
13	上三ツ木	神明社
14	下青野	椿宮神明社
15	在家	神明社
16	土井	社宮司社
17	牧御堂	薬師堂
18	法性寺	五社神明宮
19	宮地	犬頭神社
20	赤渋	御鍬神社

山方手永		
1	井内	八幡宮
2	下和田	犬尾神社
3	国正	稲荷社
4	正名	占部川神社
5	永野	永野神社
6	定国	素盞嗚神社
7	中村	占部天神社
8	坂左右	神明社
9	野畑	鍬神社
10	若松	春日神社
11	針崎	御鍬神社
12	柱	綿積神社
13	羽根	稲荷神社

[3] 民俗学においては、行政的な「村」「町」と区別するために、祭礼組織や近世の自治組織としてのコミュニティなどを指す際に、カタカナで「ムラ」「マチ」と表記することが多い。

c.堤通手永御田扇祭り

御田扇祭りの行列の出発・到着は各町の神社となる。祭りは７月 20 日前後の日曜日に行われている。神輿などを送る側の町の神社で神事を執り行うことから始まり、その後渡御行列が出発する。各町の女性部や子供会も参加し、町の規模によっても異なるが、行列は 300 人を超えることもある。行列の最中には藩、町、人が繁栄するように願う祝歌が歌われる。青々とした稲の繁る田園地帯を幟や紅白の扇、花傘を持った人々が練り歩く様には、その年の豊作を願う人々の思いが表れている。送る側と迎える側の町境で受け渡し式を行い、行列は迎える側の町の神社へ向けて出発し、到着後に神事が行われる。地元の小中学生による浦安の舞、女性たちによる踊りなどが奉納され、祭りは神社内でも大きな賑わいをみせる。



図2-6-6　堤通手永御田扇祭りの渡御行列風景
（平成 24 年(2012）中之郷町から上青野町）

手永内の順村は、旧暦の６月に約 20 日間前後で一巡するものであった。この形式は江戸時代末期まで続き、明治期に入って手永制度が終焉を告げても、祭りは６手永の中で存続していた。時代の流れに合わせて、次第に形態を変えてはいるが、先のとおり現在は２手永において存続している。(堤通手永御田扇祭り及び山方手永御田扇祭りは、市指定無形民俗文化財)

④まとめ

御田扇祭りは、形態を変えつつも現在まで受け継がれている貴重な祭礼である。山並みを背景に、地形に起伏のない田園地帯に大屋根の寺社とその社叢が点在し、またそれら寺社を中心に集落が形成され、それを街道が結ぶ。五穀豊穣を願い、青々と広がる田園地帯のマチからマチへと神輿を中心とした渡御行列が巡行する姿は、岡崎市ならではの稲作儀礼の風情が感じられる。

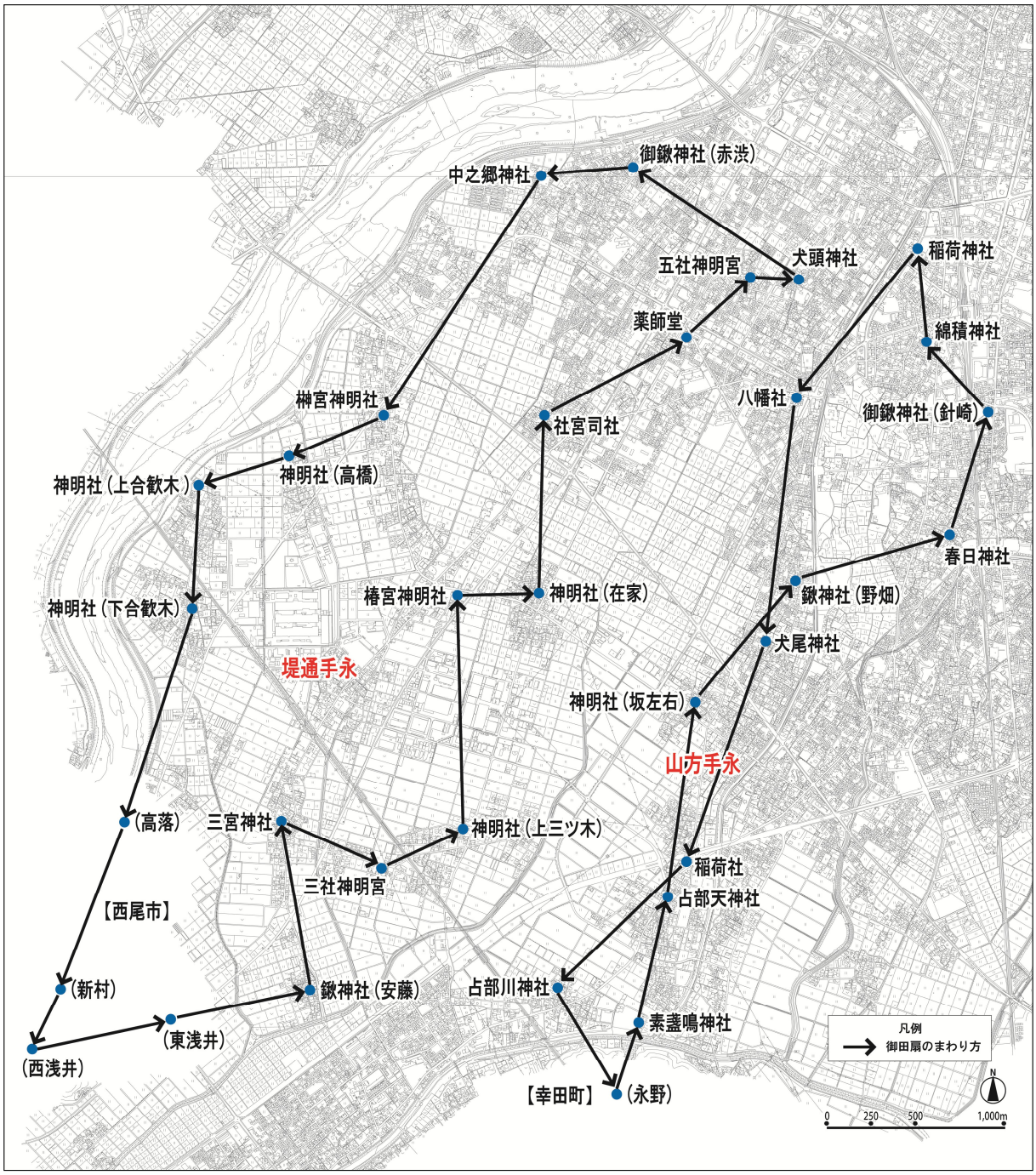


図2-6-7　御田扇祭りの巡回ルート（堤通手永・山方手永）

(3)六ツ美悠紀斎田お田植え祭りにみる歴史的風致

①はじめに

六ツ美悠紀斎田お田植え祭りは、６月第１日曜日に行われ、斎田で田植唄を歌いながら踊り、昔ながらの装束・農具を使って苗を植え、その年の豊作を祈る祭りである。大正期より続く祭りを継承することにより、稲作文化の伝承や地域の交流・活性化を図っている。

②建造物

ア.悠紀斎田跡碑

大正４年(1915)、大正天皇即位の大嘗祭[4]を行う際の新米をつくる斎田として、岡崎市中島町(旧碧海郡六ツ美村大字下中島字上丸ノ内)の４反歩(約 3,960 ㎡)が選ばれた。



図2-6-8　現在の悠紀斎田

悠紀斎田の選定は、大正天皇即位後の大正３年(1914)２月５日、宮中三殿[5]で行われた亀卜[6]により、悠紀の地が愛知県と定められた。このことを受け、愛知県が適地の調査を進めて挙がった候補地 11 か所から、最終的に西春日井郡北里村大字小針(現在の小牧市)、中島郡稲沢町大字稲沢(現在の稲沢市)、碧海郡六ツ美村大字下中島(現在の岡崎市)の３か所に絞った。この３か所に対し、宮内省と農商務省が、同年３月６日、岡崎市の早川定之助氏が所有する土地を悠紀斎田の地として決定した。「悠紀斎田跡碑」は、銘文によると大正５年(1916)３月に建立され、この地が悠紀斎田に選ばれ、稲を供納した経緯が記されている。なお、現在の悠紀斎田の場所は、平成 18 年(2006)の都市計画道路の建設に伴い、移転した場所である。

③活動

ア.六ツ美悠紀斎田お田植え祭り

a.六ツ美悠紀斎田お田植え祭りの歴史

大嘗祭は天皇が即位後、初めて行う特別な新嘗祭で、新穀をもって皇祖と神々を悠紀・主基の両田に迎え、収穫祝いと今後の豊作を祈願する宮中の儀式である。京都を中心に東日本を「悠紀の地」、西日本を「主基の地」と称し、大嘗祭に供える米を作る田を斎田という。大正４年(1915)の大正天皇即位の大嘗祭では、悠紀斎田に岡崎市中島町(旧碧海郡六ツ美村大字下中島字上丸ノ内)の４反歩、主基斎田に香川県綾歌郡綾川町(旧綾歌郡山田村)の４反４畝が選ばれた。斎田地として選ばれた背景には、高橋用水などの用排水路が整備されていたこと、

[4] 天皇が皇位継承に際して行う最初の特別な新嘗祭(宮中祭祀)。
[5] 皇居の吹上御苑にある賢所、皇霊殿、神殿の総称。
[6] カメの甲羅を使う占いの一種。カメの甲羅に熱を加えて、生じたヒビの形状を見て占う。

愛知県内では最初の耕地整理事業であり、全国的に見ても先駆的なものであった中島地区の耕地整理が完了していたこと、鉄道駅が整備されていて交通の便がよかったことが理由としてあったといわれている。

中島の地が大嘗祭悠紀斎田に決定されると、八幡社社務所が大嘗祭悠紀斎田新穀奉納事務所となり、境内には農具小屋・清斎所（せいさいしょ）・井戸・休憩所・精米所などが建てられた。境内中央北側には悠紀斎田のときに使われた農作業道具を入れた収納庫が今も残されている。奉耕者は西三河全体から集められ、奉耕者が記した大正４年(1915)『大嘗祭悠紀奉耕記念記録』には、奉耕者に選ばれ、稲を栽培し、10 月 16 日に御所に供納するまでの日々の作業内容や、奉耕者として参加した思いや喜びなどが詳細に記されている。悠紀斎田に定められたことは、六ツ美村だけでなく、愛知県全体にとって名誉なこととされた。また、八幡社社殿の北側には昭和８年(1933)12 月に建てられた大正宮がある。この社には大正天皇が祀られており、以前はお田植え祭りの神事が行われ、お田植踊りが奉納されていた。



図2-6-9　大正宮

大嘗祭に新米を供納した後も、これを記念して毎年６月第１日曜日に悠紀斎田お田植え祭りとして、長年にわたり保存・継承されている。

b.現在の六ツ美悠紀斎田お田植え祭り

大嘗祭の終了後も、斎田奉耕者やその子孫、村民有志等によって斎田地は保存され、田植唄を歌いながら踊り、昔ながらの装束・農具を使って苗を植え、その年の豊作を祈願する「お田植え祭り」として続けられている。六ツ美村青年会など地元の関係者を中心に続けられ、昭和 41 年(1966)には市指定無形民俗文化財に指定された。昭和 47 年(1972)には、六ツ美地区の住民により「六ツ美悠紀斎田保存会」が設立され、それまでの活動を引き継ぎ、現在まで継承されている。


図2-6-10　お田植えの風景


図2-6-11　お田植踊り

現在は、悠紀斎田の古跡地に六ツ美地域の歴史や文化財などを紹介する六ツ美歴史民俗資料室を核とし、六ツ美地域の歴史・文化の保存と伝承、地域交流の拠点となる地域交流センター六ツ美分館「悠紀の里」が整備され、

平成 26 年(2014) 2 月に全面開館した。斎田は悠紀の里の悠紀斎田広場に移設された。

お田植え祭りの当日は、事前の祈願祭が八幡社で行われる。斎田広場では午後 2 時から神事が執り行われ、神官により五穀豊穣などを祈願する内容の祝詞(のりと)が読まれ、参列者による玉串奉奠(たまぐしほうてん)が行われる。祭りは式典の後、お田植唄に合わせて地元の女性や小学校女子児童によるお田植踊りが披露される。お田植唄の拍子に合わせて斎田周辺を早乙女(さおとめ)が踊りながら練り歩き、実際に苗が植えられていく風景は、大正期から受け継がれてきたものである。平成 27 年(2015)には悠紀斎田 100 周年を迎え、記念式典が秋篠宮同妃(あきしののみやどうひ)両殿下(りょうでんか)の御臨席のもと盛大に開催された。100 周年記念事業を開催するにあたっては、平成 24 年(2012)に地元で実行委員会を立ち上げ、六ツ美地区が一体となって準備を行った。

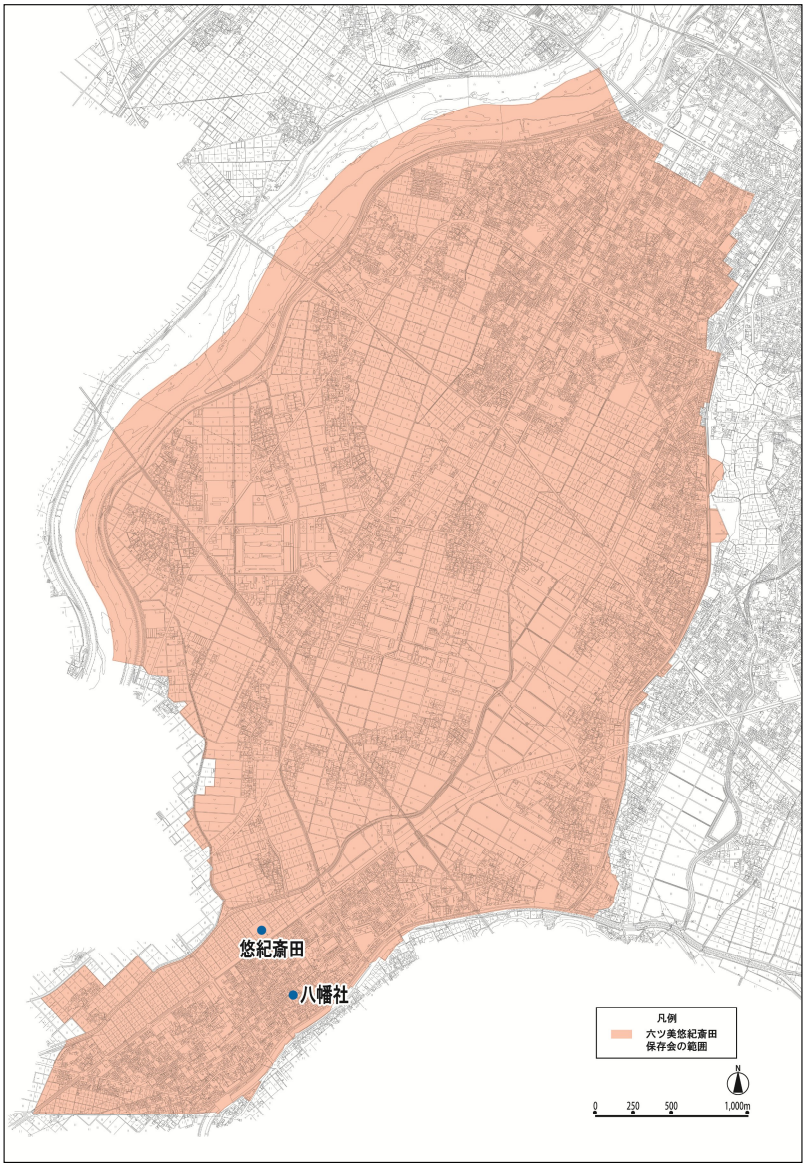


図2-6-12　六ツ美悠紀斎田保存会の範囲

④まとめ

六ツ美地区は田園風景の中に集落が点在する地域であり、古くから農業が盛んな地区である。お田植え祭りを長年にわたり保存・継承することにより、稲作文化の伝承や地域の交流・活性化を図ってきた。その地域特有の歴史や文化を伝えていこうとする取組みがみられ、地域に根差したコミュニティ活動の姿が感じられる。

(4)おわりに

このように、六ツ美地区は近世以降、県内でも先進的な農業地域としての歴史をもつ。また、近世には岡崎藩の農民支配体制の施策と相まって御田扇祭りという独特の民俗事例も生まれるなど、農耕儀礼に関わる民俗事象が色濃く残る背景には、現代まで農業を主たる生産基盤として発展してきたことがあげられる。

祭りを受け継ぐことを通じて、地域がまとまりをもち、さらには活性化へとつなげていこうとする団結力を感じることができる。稲作儀礼の伝承に地域をあげて取り組み、六ツ美地区特有の歴史・文化を次の世代に伝えていこうと努力している姿は、地域に根差した新しいコミュニティ作りの姿でもある。市街地では宅地化が進み、従前よりも田畑は減少しているが、田園地帯に寺社が点在し、その周辺に集落が形成されている風景は、農作業や祭りを行う人々の営みが調和する、岡崎市ならではの歴史的風致を形成している。

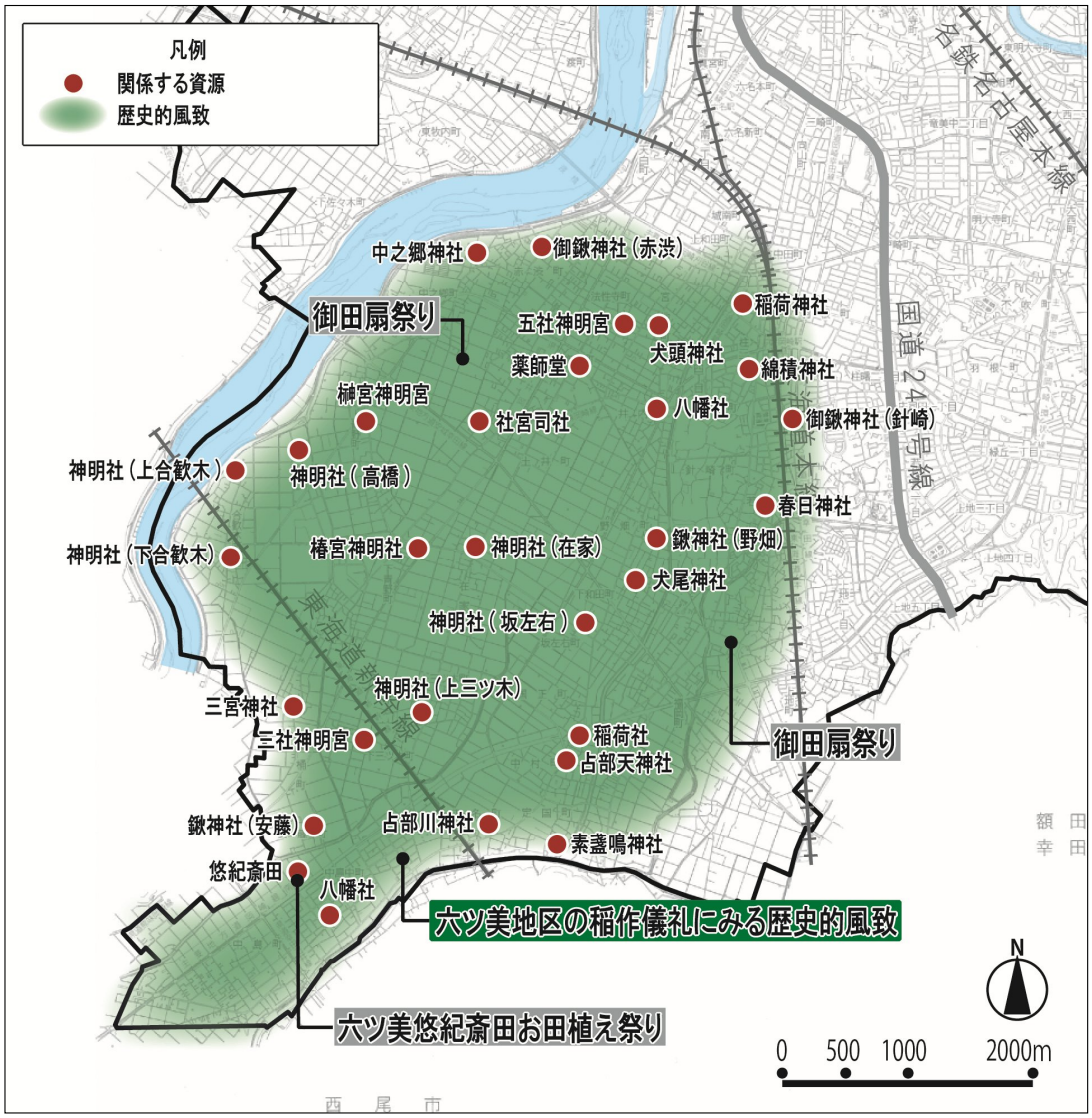


図2-6-13　六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致の範囲

コラム　用水開発

六ツ美地区は矢作川の氾濫原にあたり、近世以降も頻繁に氾濫に見舞われ、人々の暮らしは古来、矢作川（やはぎがわ）の氾濫との戦いであった。矢作川の氾濫は洪水被害をもたらした一方で、上流部から養分を含む堆積物を運び込み、これが六ツ美地区の肥沃な土地を形成した。とはいえ、耕地への導水は課題でもあった。

①占部用水

占部（うらべ）用水は慶長 8 年(1603)に竣工し、矢作川流域で初めて開削された用水とされている。その後も改修されながら現在まで使用され、六ツ美地区 20 町地内を灌漑（かんがい）する用水である。現在の用水の大部分は埋管され、直接見ることはできない。

慶長期(1596-1615)の占部用水開削の功労者である野本新十郎と渡辺弥蔵は占部川神社に用水の守護神として祀られ、神社では毎年6月 16 日に「水恩忌」として祭りがおこなわれている。また、明治 18 年(1885)には2人の偉業を後世に伝えるため、「占部用水の碑」が思案橋のたもとに建てられた(昭和 27 年(1952)に占部川神社に移転)。



図2-6-14　用水配置図

②高橋用水

高橋用水は明治初期に着手し、昭和 33 年(1958)に完成した。高橋町地内を水源とし、六ツ美地区 13 町内を経て西尾市にいたる。高橋用水は大正4年(1915)の大嘗祭悠紀斎田に用水を供給した。

コラム 耕地整理

六ツ美地区で最初に耕地整理に着手したのは中島地区で、明治 33 年(1900)に耕地整理法が施行された直後に耕地整理事業に着手し、明治 37 年(1904)に完成した。中島地区の耕地整理は全国的にみても先駆的なもので、愛知県内では最初の耕地整理事業であった。この後、明治 39 年(1906)から上合歓木(かみねむのき)、下合歓木(しもねむのき)、高橋、下青野(しもあおの)、福桶(ふくおけ)、安藤、高落(たかおち)等の地区で連合整理が行われ、明治 42 年(1909)に竣工した。大正元年(1912)からは高橋、赤渋(あかしぶ)、中之郷(なかのごう)の連合整理が行われ、大正4年(1915)に竣工した。耕地整理や先にあげた用水整備により、六ツ美地区の収穫高は向上した。

また耕地整理により湿田から乾田となったことで二毛作が可能となり、昭和初期には菜種栽培で全国1位の生産量を誇るまでにいたった。当時、羽角山(はすみやま)から見渡すと六ツ美地区は黄色い絨毯(菜の花)で一面が埋め尽くされていたといわれるほど菜種栽培が盛んに行われていた。当時を記憶する人々には菜種の花が咲くときには養蜂家がミツバチを運んできて「花の蜜」の採集をするなど、蜂蜜の香りただよう美しい豊かな農村であったと懐古される。

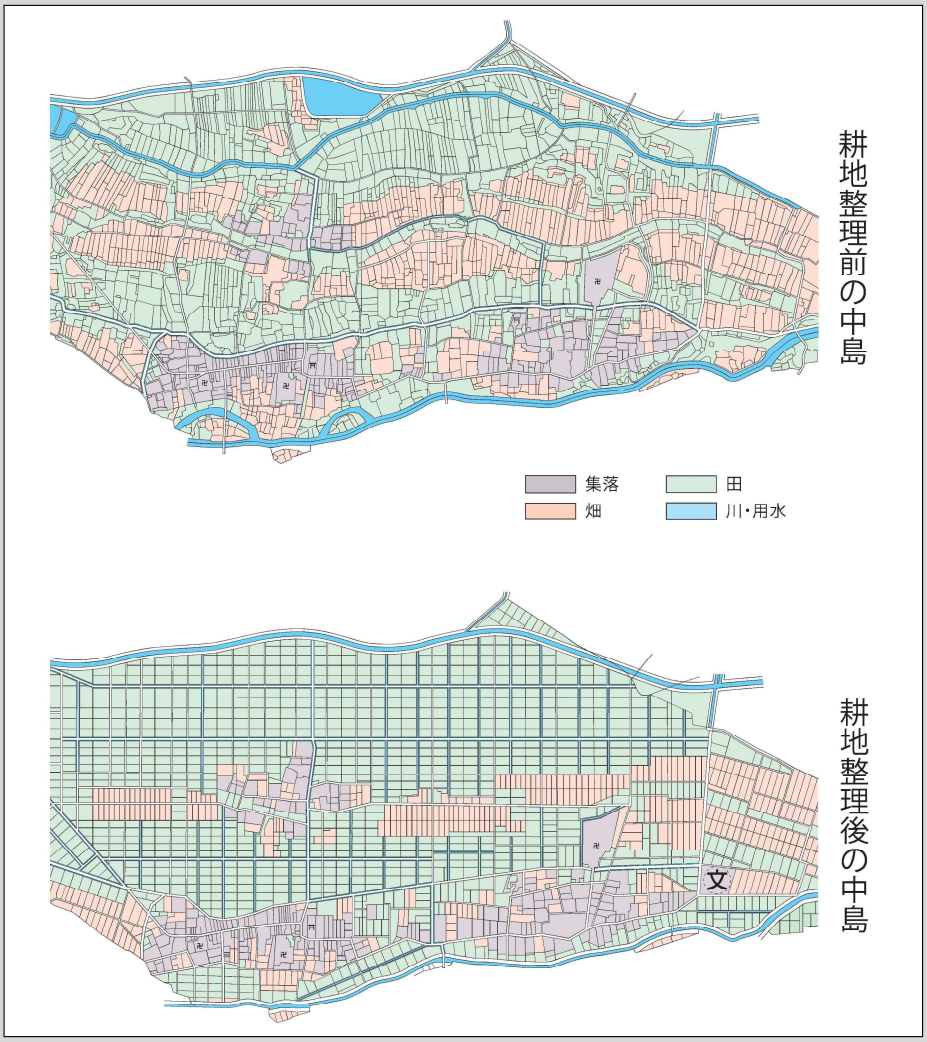


図2-6-15　中島地区耕地整理前後の状況

2-7.額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致

(1)はじめに

市東部の額田地区は、三河高原の西端に位置している。額田東部には標高 400 メートルから 600 メートルの山々が連なっており、最東部には本市最高峰の本宮山が位置している。これらの山々は、豊川市との市境を形成し、西三河と東三河の境界となっている。額田地区はその 98 パーセントが山地であり、南部の男川と北部を流れる乙川が作る渓谷沿いの平地に大小の集落が点在する。

北部の乙川水系は花崗岩帯で、谷底が浅く広く発達した地形であるため耕地が比較的得やすい。南部の男川水系では領家変成岩類の広がる急峻な山とＶ字谷が多くみられ、山の斜面が棚田として利用されてきた。鎌倉時代から室町時代の中頃までは足利氏とその一族の勢力が入り、戦国時代には日近城(桜形町)を拠点とした奥平氏が渓谷ごとに奥平庶家を配置し、一帯を支配した。江戸時代には約 50 か村に分かれ、幕府領、岡崎藩や鳥羽藩、西大平藩等の大名領、戸田家や巨勢家等の旗本領、天恩寺等の寺社領が入り組み、領主も入れ替わった。額田地区では、このような自然条件の違いに適応しながら、独自に営まれてきた人々の暮らしと民俗事例をみることができる。

表2-7-1 小風致の概要

小風致	建造物	活動
千万町の神楽にみる歴史的風致	八劔神社	千万町の神楽
須賀神社の祭礼山車と祭りばやしにみる歴史的風致	須賀神社	須賀神社の祭礼山車と祭りばやし
夏山八幡宮の火祭りにみる歴史的風致	夏山八幡宮	夏山八幡宮の火祭り
額田地区の当屋祭祀にみる歴史的風致	宮崎神社 石座神社	宮崎神社「オトウの神事」(オトウダイコン) 石座神社「神迎え神事」(アマザケトウ)
大代町と雨山町のコト八日行事にみる歴史的風致	正泉寺 菩提院	大代町のコト八日行事 雨山町のコト八日行事
額田地区の猪垣にみる歴史的風致	万足平の猪垣	万足平の猪垣の石積み

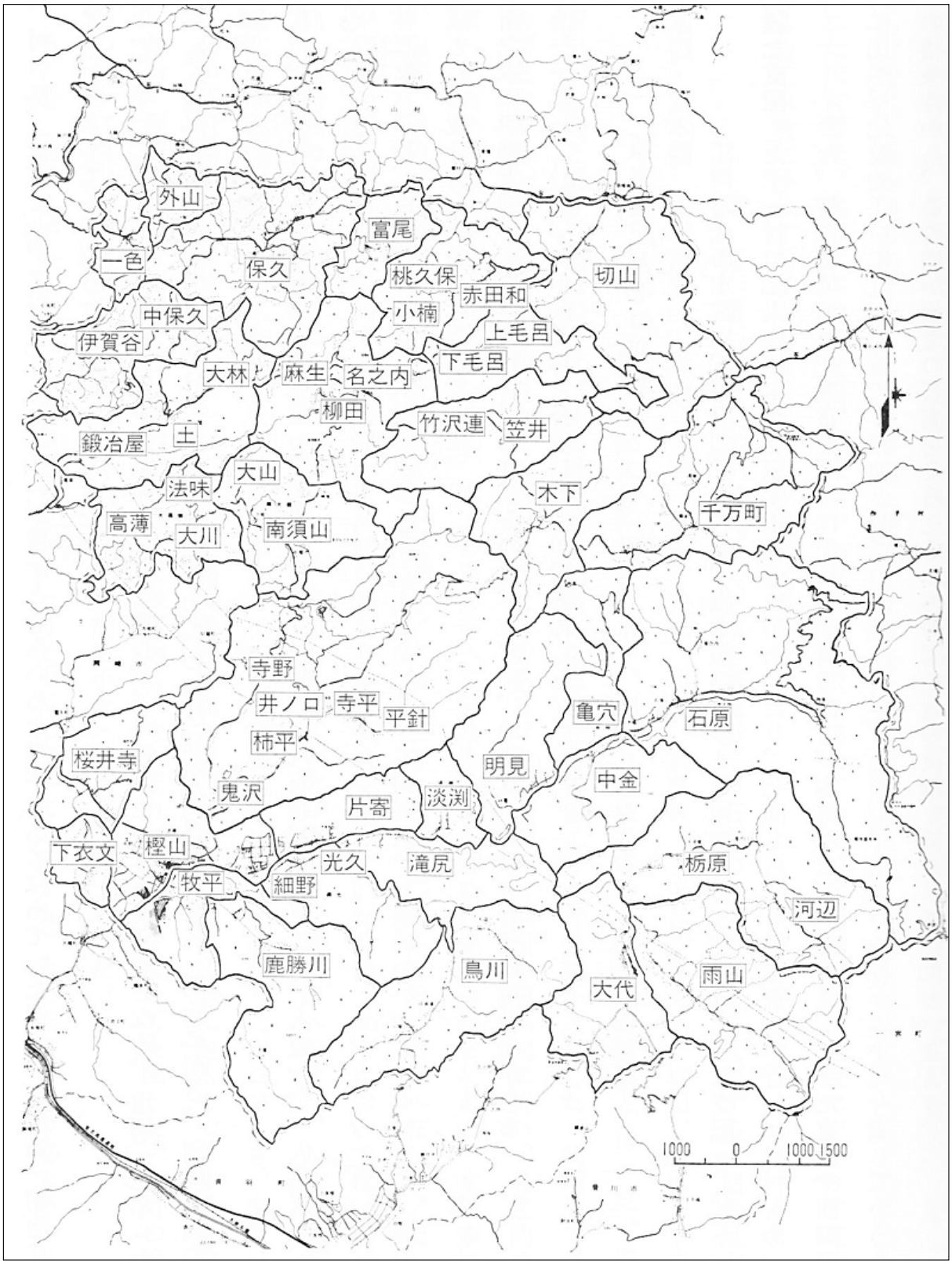


図2-7-1　近世の額田の村々（現在も村名の多くが町名や字名に残っている。）

(2)千万町の神楽にみる歴史的風致

①はじめに

千万町の神楽は、山あいにある八劔神社で４月第３日曜日に行われる春祭りにおいて、獅子舞神楽と神輿渡御を行う祭礼であり、豊作と悪魔祓いの願いが込められている。

②建造物

ア.八劔神社

八劔神社(千万町町)は、日本武尊、建御名方命を祭神とし、文永３年(1266)創建と伝えられ、同年の棟札が残されている。三間社流造の本殿は、絵様などの様式から江戸時代後期の文化年間(1804～1817)頃のものと推定されている。



図2-7-2　八劔神社

③活動

ア.千万町の神楽

千万町の神楽は、八劔神社で４月第３日曜日の春祭りに豊作と悪魔祓いの願いを込めて奉納される神楽(県指定無形民俗文化財)である。

宝暦元年(1751)の文書には、この年の祭礼で神楽を舞ったという記録が残っている。ここで奉納される神楽は獅子舞神楽である。獅子の頭をつけ女物の着物を身につけた舞方が舞うため、嫁(娘)獅子神楽とも呼ばれ、その起源は歌舞伎を取り入れた獅子芝居であるとされる。その神楽の構成は、舞方・後持方・笛方(２人)・太鼓方・囃子方〔太鼓・歌方(２人)〕で、獅子は御幣と鈴を持って「幕の舞」と「鈴の舞」を神社拝殿で奉納する。



図2-7-3　千万町の神楽　神楽奉納(ホラの舞)



図2-7-4　千万町の神楽　八劔神社での神楽奉納

祭礼当日、午前８時より関係者が神社にて幟、神輿、獅子頭等の準備を行う。午前９時から八劔神社境内の矢場では祭礼弓の参加者が弓射を始める。金的に的中するまで神輿渡御のオネリ(お練り)はできないとされ、弓射は祭礼の重要な役割を担っている。弓射と並行して、午前 10 時に開始される神事の後半で神楽が奉納される。午後２時頃には、送り囃子が奏されるなか、若宮社への神輿渡御となる。囃子の音

を聞き、集落の人々が行列に加わる。若宮社に到着すると、神官らの参拝が行われ、その後、神楽が先程よりも賑やかに舞われ、見物人を楽しませる。午後４時頃、戻り囃子が奏されるなか、神輿は若宮社を後にして八劔神社へ還御（かんぎょ）する。

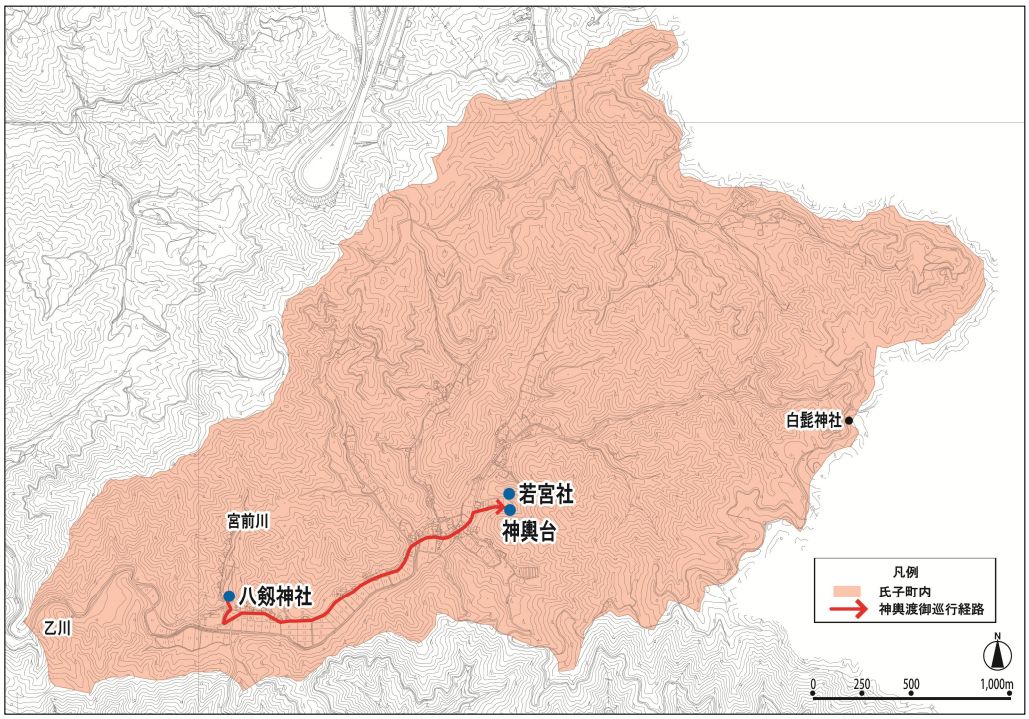


図2-7-5　千万町の神楽　御輿渡御巡行図

④まとめ

囃子が奏されるなか、集落の人々がお練り行列に加わる神輿渡御や、見物人を楽しませるように賑やかに舞う千万町の神楽からは、山深い厳しい自然環境の中で生きる人々の豊作と悪魔祓いの切なる願いが感じられる。

(3)須賀神社の祭礼山車と祭りばやしにみる歴史的風致

①はじめに

須賀神社の祭礼山車と祭りばやしは、「樫山の山車祭り」と呼ばれる春の祭礼で、４月第２日曜日に、額田地区の中心である樫山町のまちなかで山車と花車の巡行と神輿渡御、祭りばやしの奉納が行われる。

②建造物

ア.須賀神社

須賀神社(樫山町)は、須佐之男命等を祭神とし、本殿に永正 10 年(1513)の棟札があることから、室町時代後期には創立されていたことがわかる。二間社流造の本殿は、建築様式から 18 世紀中期の建物と考えられている。



図2-7-6　須賀神社

③活動

ア.須賀神社の祭礼山車と祭りばやし

額田地区の中心となっている樫山町にある須賀神社では「樫山の山車祭り」と呼ばれる春の祭礼が行われている。

祭礼(市指定無形民俗文化財)は、江戸時代から続くとされ、明治８年(1875)の『祭礼記』に当時の様子が記されている。旧暦６月の祇園祭として催されていたが、明治末期より４月 14 日となり、近年は４月第２日曜日が祭礼日である。山車の綱を氏子総出で曳く様子から、「蟻子祭り」とも呼ばれていた。

春のうららかな日の中を芽吹き始めた山々を背景に、山車と花車に続き、提灯、幟等のお手道具と神輿の行列が樫山町内の男川河畔にある神明宮までまちなかを渡御する。神明宮では祭囃子を奉納し、夕刻に須賀神社へ帰着する。現在、山車は４台あり、明治 28 年(1895)頃製作の竜神丸(原組)、同じころ能見町より譲り



図2-7-7　須賀神社から神明宮へ祭礼山車の巡行



図2-7-8　神明宮での祭囃子奉納(御照覧)

受けた恵比寿丸（仲組）、鳳凰丸（庄野組）、平成 10 年（1998）新造の新若丸（新居野組）で、河瀬・宮北市組は花組と称し、花車（チャラボコ）で参加している。祭囃子はこれらの山車の上で演奏され、囃子の伝承には、それぞれの組が工夫・努力をしている。

また、神明宮で行われる年番の組による「御照覧」は囃子を神に奉納するだけでなく、囃子の型を守り伝える意味もある。

祭りの準備は、前日に御照覧舞台作り等の準備を行い、当日は朝から各組が山車の飾り付けを須賀神社境内で行う。御神体を神輿へ移す時は、拝殿の幕が降ろされ、神主と神輿を担ぐ者以外は拝殿より外に出る。以前は、３月下旬から須賀神社の傷んだハギコ（ハギの枝製玉垣）を替えるため、ハギコ集めをすることから始まった。ハギコ作りは年番の役目で、祭礼の２週間程前に傷んだ所を作り変えていたが、平成 28 年（2016）に白壁塀となった。

祭礼は午前 11 時 30 分、山車のお祓い後に年番組を先頭に宮出となる。４台の山車に続き、お手道具（御神灯、梵天、赤提灯、鉾等）、神輿と続く。午後１時頃、地区の中心にある四叉路の辻[1]にて中休みをし、ここで花組が合流する。辻の特設舞台では余興が行われ、午後２時頃神明宮に向けて出発する。神明宮に到着後、式典及び「御照覧」が行われ、年番を務める２組がそれぞれ特設舞台において、囃子を披露し、午後３時 30 分に神明宮を出発する。午後４時 30 分頃、須賀神社前に到着し、祭りのクライマックスともいえる境内横の急な坂を順次、山車、花車を上げていく。

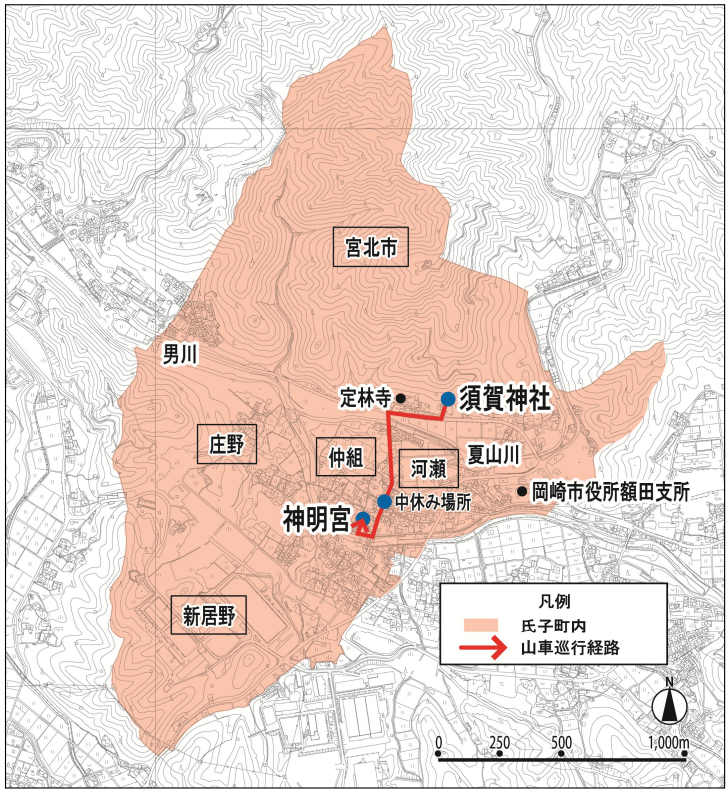


図2-7-9　須賀神社の祭礼山車巡行図

④まとめ

須賀神社の祭礼山車と祭りばやしは、春のうららかな日に新緑の山々を背景に山車と花車、神輿の行列がまちなかを渡御し、祭囃子を奉納する祭礼であり、額田地区の春の風物詩としての風情が感じられる。

[1] 地区の中心であり、余興・休憩の場所。

(4)夏山八幡宮の火祭りにみる歴史的風致

①はじめに

夏山八幡宮の火祭りは、旧暦９月９日近くの日曜日に行われ、生木を積み上げた「ソダ山」に火をつけ、面を被った鬼がソダ山から燃え木を持ち、境内の参拝者を追い回す勇壮な火祭りである。

②建造物

ア.夏山八幡宮

夏山八幡宮(夏山町)は、平針、寺平、柿平、鬼沢、寺野の５集落の総氏神で、由緒書によれば、額田部貞春が三河国夏山郷柿平を開き、継体天皇25 年(531)に祖神を祀ったのが始まりとされ、元慶４年(880)に応神天皇始め、６柱を合祀して王宮八幡宮と称し、後に夏山八幡宮と改めたと伝わる。棟札によると、一間社流造の本殿は明治27年(1894)、拝殿は明治12年(1879)、神楽殿(舞殿)は昭和 10 年(1935)の建立である。舞殿は、幣殿と拝殿の間に建てられている。また、火祭りに使用したといわれる永禄元年(1558)の銘のある獅子頭が宝物として伝承されている。



図2-7-10　夏山八幡宮

③活動

ア.夏山八幡宮の火祭り

夏山八幡宮の火祭り(市指定無形民俗文化財)は、旧暦９月９日近くの日曜日に夏山八幡宮境内で行われる勇壮な火祭りである。町内の柿平・平針地区が１年ごとに当番となり、祭りを執行している。１年交代で、祭りを行うようになったのは、明治36年(1903)からである。

火祭りの準備は当日の午後０時30分頃から行われる。境内周辺の森から鉈でスギ・ヒノキ以外の生木を伐採し、拝殿前の広場に高さ３メートルほど積み上げて「ソダ山」を築く。そして厄男や若者から選ばれた「太夫」と呼ばれる鬼役が、白装束に身を包み水垢離し、潔斎を行う。水垢離の場所は、担当の集落で異なる。柿平は



図2-7-11　夏山の火祭り　ソダ山の点火

八幡宮裏手にある集落の庚申を祀る川の淵で、平針は集落の山中で不動明王を祀る滝である。その後、八幡宮に戻り、拝殿内で神火を熾し（火鑽り）、神降ろしを行う。この後、祭りはソダ山に火をつけて、面を被った鬼と鬼の師匠的な役割を果たす「ババ」が様々な所作事を行うことで進んでいく。鬼はババの所作事を真似るが、上手く真似られないとソダ山から燃え木を持ち、境内の参拝者を追いかけ回す。



図2-7-12　夏山の火祭り　火鑽り神事

参拝者は「ボケ、ボケ」等と鬼を囃し立てながら逃げ回り、両者が一体となって祭りを盛り上げる。鬼の持つ燃え木に打たれるとその年は病気にかからないとされる。



図2-7-13　夏山の火祭り　神降ろし



図2-7-14　夏山の火祭り　鬼追い

④まとめ

夏山の火祭りは、境内周辺の森から切り出した生木の山に火をつけ、燃え木を持つ鬼と参拝者の両者が一体となって祭りを盛り上げる。祭りからは急峻な山林の間の厳しい自然の中で生きる人々の厄除けと無病息災の願いが感じられる。

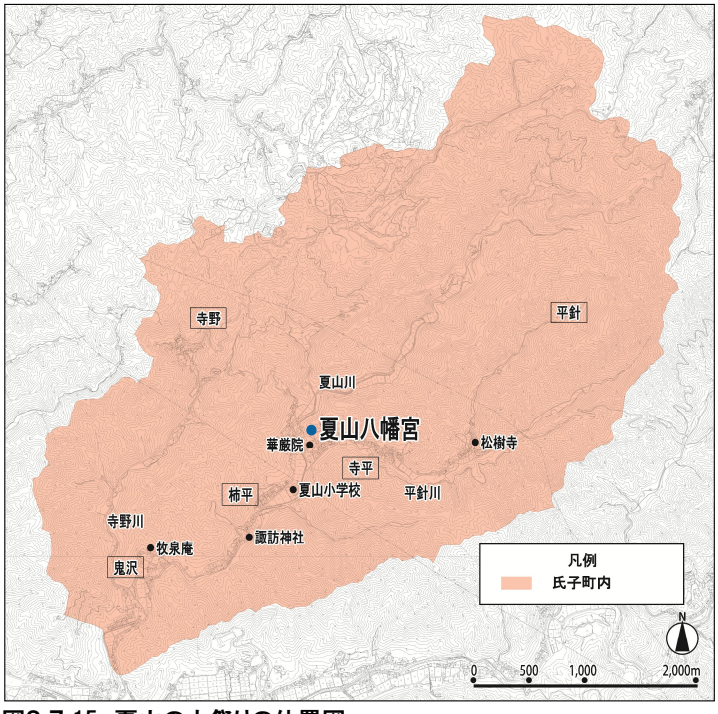


図2-7-15　夏山の火祭りの位置図

(5)額田地区の当屋祭祀にみる歴史的風致

①はじめに

当(頭)屋とは、神社の祭りや講等に際し、神事や行事の世話をする人、またそのイエのことをいう。当(頭)屋が重要な役割を担って神社の祭祀が行われるため、当(頭)屋祭祀という。現在、当(頭)屋は１年交代で務めることが多く、その選出は紙クジあるいは家並順や帳簿等の記載に基づき、輪番で行うことが多い。ここでは、宮崎神社の「オトウの神事」(オトウダイコン)と、石座神社の「神迎え神事」(アマザケトウ)を取り上げる。

②建造物と活動

ア.宮崎神社「オトウの神事」(オトウダイコン)

a.宮崎神社

宮崎神社(明見町)は、須佐之男命等を祭神とし、創立は菅生神社(菅生町)の由緒に天平宝治元年(757)に播磨国広峰社より牛頭天王を勧請されたと記され、このときに万足平より現在地に天王宮として遷座され、明治当初に宮崎神社と改称された。寛永９年(1632)の棟札が残されており、このときに再建されたと伝えられるが、一間社流造の本殿は、虹梁の絵様等からみて、江戸時代中期の元禄～宝永年間(1688～1711)頃の建立と考えられている。



図2-7-16　宮崎神社

b.「オトウの神事」(オトウダイコン)

奥平氏が武田氏と戦った滝山合戦(天正元年(1573))の戦勝祝いに端を発すると伝わるオトウの神事(オトウダイコン)は、神社の氏子全体の行事としてではなく、明見町の行事として旧暦 11 月１日に行われる、神迎えの神事である。神事は当屋制をとる祭祀で、オトウとは神事に用いるオトウダイコン(大根の味噌煮)を準備する役割を担う当屋を指す。オトウとなる社守は、毎年神事後にクジで２名選出され、明治 32 年(1899)から昭和 35 年(1960)までの記録が納められた箱を引き継ぎ、前年度の社守２名と共に任にあたる。関連資料として、明治 32 年(1899)の『宮崎神社乃ぼり役記帳』が残されている。



図2-7-17　オトウダイコンの準備

以前は、オオトウ、コトウとイエを区別し、オオトウのイエが輪番で当屋を務めていた。神迎えの２日前からオトウダイコンの仕込みが行われる。使用する大根は各戸から２～３本集められ、皮をむいた後、長さ５寸(約 15 センチメートル)の輪切りにする。一昼夜かけて水煮及び調味液で味が染み込むまで煮込む。調理する大根は 200～250 本に及ぶ。このとき、同時に神饌(しんせん)の一つで「オシロジロ」と呼ばれる洗米をすり鉢で粉状になるまで擂(す)り、水を加えてどろどろにした液状のものを準備する。当日、午前６時からの神事には各戸から男性１名が参列し、社守がオトウダイコンを献供して神迎えを行う。神事の後、直会(なおらい)にてオトウダイコンが振舞われる。



図2-7-18　オトウダイコン



図2-7-19　オシロジロの振舞い



図2-7-20　オトウダイコンの位置図

イ.石座神社「神迎え神事」(アマザケトウ)

a.石座神社

石座神社(石原町)は、天照国照彦 天 火 明命等を祭神とし、創建は明らかでないが、大正13年(1924)の『三河國額田郡誌』によると、南設楽郡東郷の式内社石座神社から勧請されたとされている。一間社流造の本殿についても棟札等の建立時期を示す資料はないが、虹梁や木鼻の絵様から江戸時代中期頃の様式と考えられる。昭和５年(1930)には拝殿、幣殿、渡殿が改築されている。



図2-7-21　石座神社

b.「神迎え神事」(アマザケトウ)

オトウダイコンの神事の１週間後に行われるのが、石座神社の神迎え神事、アマザケトウである。

アマザケトウは、神社の六座社に「シロジロ」と呼ばれる榊と大根で作った舟に白神酒(甘酒)を入れた神饌を供える神事である。神事の際に甘酒を献じる当屋をアマザケトウと称し、毎年４名がクジで選出される。選出されたアマザケトウは神事前日にオコモリをし、祭礼の準備と神饌の調整を行う。当日早朝には境内脇の室合地川で禊を行った後、神事に臨む。



図2-7-22　大根舟・甘酒・シロジロ



図2-7-23　シロジロ



図2-7-24　大根舟

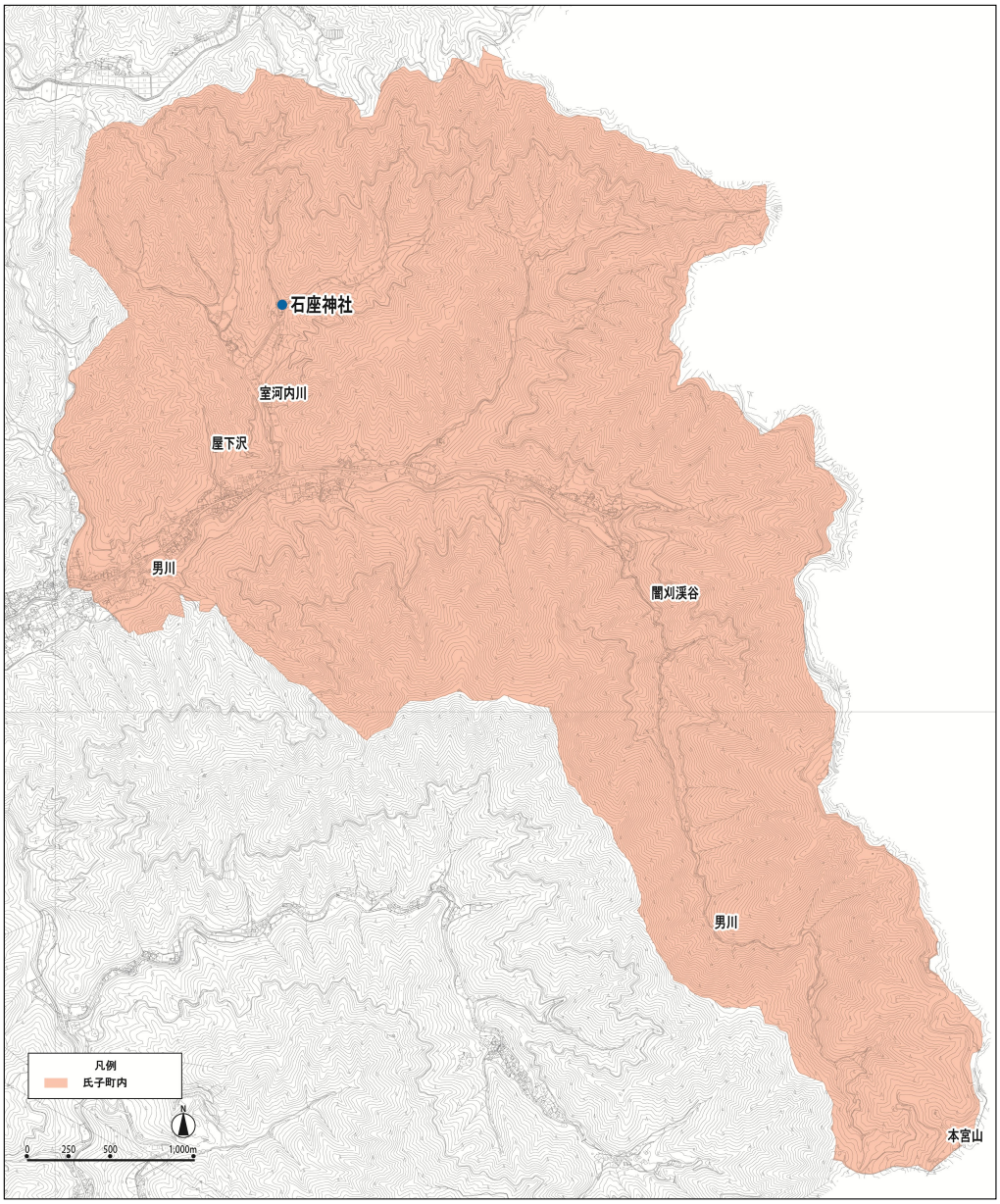


図2-7-25　アマザケトウの位置図

③まとめ

宮崎神社の「オトウの神事」や石座神社の「神迎え神事」といった、当屋制をとる祭祀は近畿地方を中心に広がっており、岡崎市域ではあまり見られないものである。額田地区独特の祭事であり、旧来とは少し変貌しつつも、現代のライフスタイルに合わせて当屋制の祭祀の形態を維持し、地域に息づく文化が伝承されている様子をみることができる。

(6)大代町と雨山町のコト八日行事にみる歴史的風致

①はじめに

大代町と雨山町では、コト八日行事[2]として、２月８日のコトハジメに田畑や山の仕事を開始するにあたり、悪霊を藁人形に憑依させて、子供がムラ境まで送る「オカタ[3]送り」が行われている。

②建造物と活動

ア.大代町のコト八日行事

a.正泉寺

正泉寺(大代町)は曹洞宗に属し、創建は永禄４年(1561)と伝えられている。本堂は寄棟造、トタン葺（旧茅葺)、周囲に瓦庇を巡らしており、入口の大虹梁の絵様から明治・大正期の建立と考えられている。また、境内には安政２年(1855)の銘文がある釈迦如来等の石仏が祀られている。



図2-7-26　正泉寺

b.コト八日行事

昭和 35 年(1960)の『宮崎村誌』によると、大代町と雨山町では、２月８日に藁人形を作り、鉦太鼓を打って送るコト八日行事が行われていた。大代町では、正泉寺に集合し、和尚による読経、お祓いが行われる。お祓いが終わると、子供たちは、鉦(１人)、太鼓(２人)、人形(３人)、御幣(１人)の順番に並び、寺を出発する。鉦１回、太鼓１回「２月８日のコトハジメ」と唱えながら行く。大人は、子供たちを送り出すとすぐに百万遍の数珠を取り出し、各戸より参加した大人たちが車座になり、念仏が始まる。子供たちは、集落境に到着すると、人形と御幣を置き、軽く拝み、元来た道を決して振り返らずに、寺まで言葉を発せずに帰っていく。寺に着くと、百万遍も終了となる。昭和 30 年代まではそれぞれの家で八日餅をついて準備をした。また、コトオサメ行事(12 月８日)も昭和 50 年(1975)頃まで行われていた。

[2] コト八日とは、２月と 12 月の８日に行われる行事の総称であり、全国各地で様々な行事が行われる。２月８日をコトハジメ、12 月８日をコトオサメと呼ぶ。(地域によっては逆になる。)
[3] 憑依させる人形とコシのことを指す



図2-7-27　大代町のオカタ送り



図2-7-28　村境のオカタ場

イ.雨山町のコト八日行事

a.菩提院

菩提院（雨山町）は曹洞宗に属し、天文元年（1532）以前の創建で、棟札によれば元禄５年（1692）に本堂が建立されている。入母屋造、銅板葺（旧茅葺）、前面に広縁を通し、その奥に前後２列横３列の６室を構える方丈形式をとっている。禅宗寺院の本堂は方丈型が一般的であるが、ここではその前に露地と呼ばれる土間を通している点に特徴があり、前面土間六室型の平面形式をとっている。江戸中期の貴重な建造物である。



図2-7-29　菩提院

b.コト八日行事

雨山町のコト八日行事は、菩提院に集合し、和尚による読経、お参りが行われる。その後、子供たちは、鉦（１人）、コシに乗せた人形（２人）、ハタ（２人）の順番に並び、「２月８日のコトハジメ」と唱え、鉦を２回鳴らしながら行く。片道３キロメートルのオカタ場に到着すると、人形とハタを置き、手を合わせてお辞儀をし、振り返らず黙って帰る。



図2-7-30　雨山町のオカタ送り



図2-7-31　コシと人形

③まとめ

愛知県内で現在もコト八日行事を行っているのは、大代町と雨山町など数カ所のみで、全国的にも分布の西端である可能性が高い、この地域独特の行事である。急峻な山林の間に営まれる山里を背景とし、人口減少などで行事の存続が困難な状況になりつつあるなか、地域に息づく文化を伝承しようとする人々の強い結びつきが感じられる。

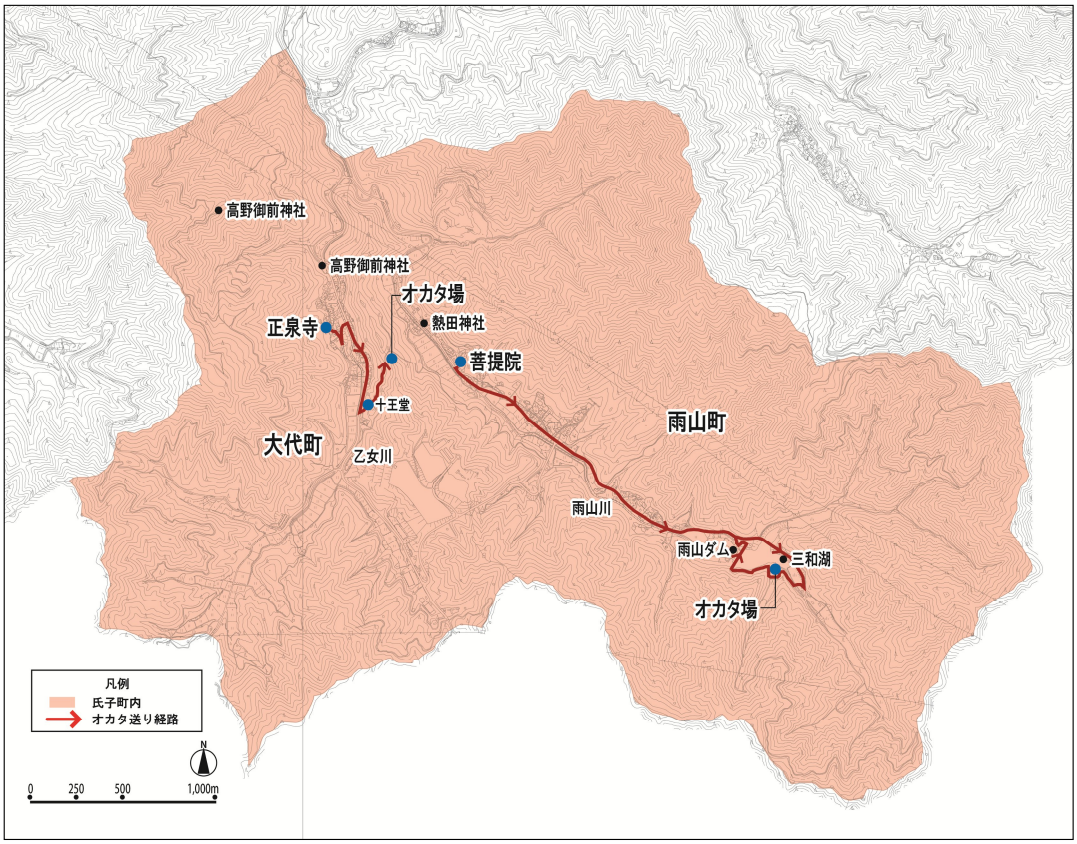


図2-7-32　オカタ送りの位置図

(7)額田地区の猪垣にみる歴史的風致

①はじめに

額田地区の猪垣(ししがき)は、山間地という限られた耕地を猪鹿等の獣害から守るために、額田地区南部の男川(おとこがわ(おとがわ))水系に分布する領家片麻岩(りょうけへんまがん)を積み上げてつくられた。この地域に特徴的で全国的にも希少な文化財である。建造時期は江戸時代中期から開始され近代まで続いており、現在も地元の人々により保存・普及が図られている。

②建造物

ア.万足平の猪垣

猪垣の分布は、南部、特に宮崎地域が中心である。猪垣の主な材料である領家片麻岩は、節理(せつり)により板状に割れるため、ほとんど加工せずに原石のまま石積みに利用できる利点があり、他の材料に比較して容易に築造できたものと考えられる。



図2-7-33　万足平の猪垣(中金町)

猪垣は、高さ 1.6 メートル～２メートルで、石を垂直に積むものが大半であるが、イノシシに飛び越えられないと思わせるように山側に反らせて積んだものも見られる。この地域に特徴的で全国的にも希少な文化財である。建造時期は江戸時代中期から開始され近代まで続いており、築造方法もいくつかの形態・様式が確認されている。その総延長は 50 キロメートル以上とも推計されている。



図2-7-34　孫左衛門の石垣(淡渕町)

額田地区の中金(なかがね)町有文書には寛政４年(1792)に「猪垣」の記載があり、石原町有文書には享和３年(1803)に「夥(おびただ)しく罷(まか)り出た」猪、鹿、猿を防ぐため「金子を借り入れ石垣を積み候」、天保５年(1834)「猪鹿之垣」とあり、近世から猪垣を築き耕地を獣害から守ってきたことが記録されている。

県指定有形民俗文化財の「万足平の猪垣」は、高さ約２メートル、底幅１メートル、上幅 0.6 メートルの造りで現存延長 612 メートルあり、文化２年(1805)と天保３年(1832)の２度にわたり築かれたという文献史料も残されている。

③活動

ア.万足平の猪垣の石積み

額田地区では、山間地という限られた耕地を補うため、緩斜面に平坦面を形成した石垣棚田や、猪垣、家屋の土台となる石垣等、人々の生活により密着した事象として石積み文化が発展し、その技術が今に伝わっている。

額田地区の中金町有文書には、寛政４年(1792)に猪垣が大破し、「百姓自力ニ修　難復成候間御見分奉願上候」とあり、近世から猪垣を築き、修復してきたことが記録されている。



図2-7-35　石積み講習会の実施(万足平を考える会)

平成 17 年(2005)には、「万足平を考える会」(中金町)が地元で立ち上がり、地域住民や学生・児童への石積み講習会を実施し、保存・普及を図っている。

④まとめ

山間地の急峻な山林の裾と、耕地の境に整然と巡らされた猪垣に囲まれた田畑で耕作が行われ、時折猪垣などを修理するこの地域独特の様子からは、耕作地を大切に守ってきた人々の意志が感じられる。

表2-7-2　猪垣・シシ穴(猪を生け捕りにする落とし穴)所在一覧

町名	No.	小字名	町名	No.	小字名	町名	No.	小字名
滝尻	1	大小野	石原	27	梅ノ入	大代	53	長田
	2	長沢	鹿勝川	28	嶋		54	カラ沢
	3	長沢口	雨山	29	ヒガン田		55	サイカチ
	4	山下		30	栗タワ(シシ穴)		56	大洞
	5	上堺津		31	寺ケ入(シシ穴を含む)	中金	57	万足平
	6	神田		32	東アワチ(石垣棚田を含む)		58	森西上
	7	大野(石垣棚田、シシ穴)		33	ワセ田	鳥川	59	小安道
	8	馬場(シシ穴)		34	宮ノ入	東河原	60	ハマイバ
	9	札木		35	川原		61	治平向
片寄	10	細久後		36	入ノコ沢		62	滝沢口
	11	山下		37	長崎		63	中川原
	12	上堺津	夏山	38	ヒシノキ(石垣棚田)		64	堂皆津
淡渕	13	大西		39	矢崎		65	貝津(シシ穴)
	14	滝野		40	金蔵		66	曲久保
	15	堂面		41	松川		67	草刈場(シシ穴)
	16	日向(孫左衛門の石垣)		42	香木		68	黒石
明見	17	黒谷		43	上向田(土塁形式のシシ垣)		69	ホドクチ
	18	田代		44	惣礼(土塁形式に近いシシ垣)		70	仲田
	19	妙慶		45	上柿平	井沢	71	セドノ田(片面式)
宮崎	20	東原	細光	46	細野前(大海家・藤井家)	桜形	72	上日影(両面式)
石原	21	宮脇		47	山畔		73	一本柿(両面式)
	22	室合内		48	大崎	鍛埜	74	日面(両面式)
	23	西横手		49	小源原		75	下切(石組)
	24	相野向	大代	50	林下	毛呂	76	柿金日影
	25	帝口(シシ穴)		51	大窪	大高味	77	大西(石垣)
	26	東横手		52	大明神			

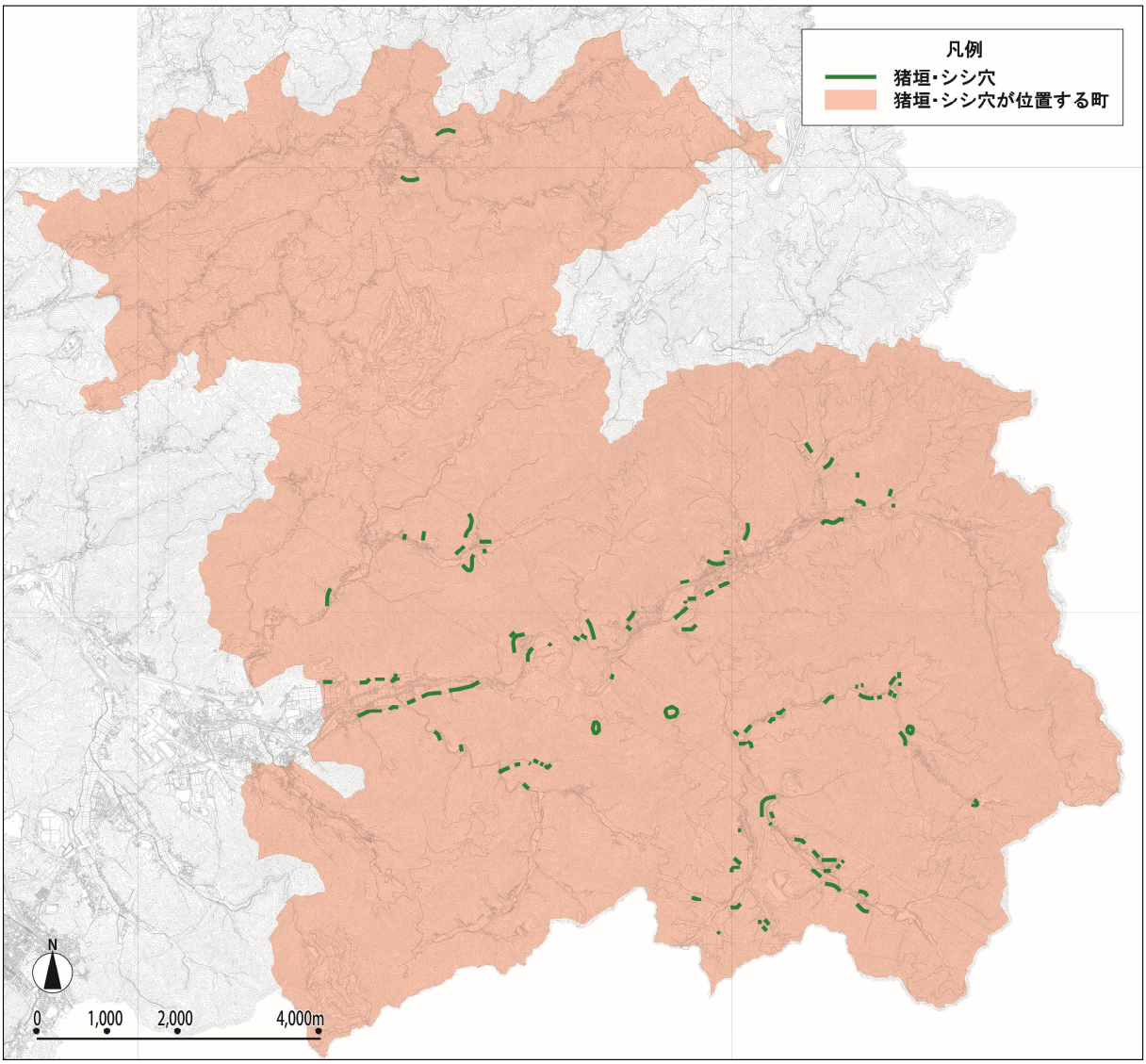


図2-7-36　猪垣・シシ穴の位置図

(8)おわりに

額田地区は岡崎市東部山地の急峻な山林の間に営まれる山里を背景としており、山間部に通じる街道により、岡崎市街、豊川市、信州とも関わりながら特有の文化を育んできた地域である。近世の額田地区には52か所ほどの村々があり、幕府領、大名領、旗本領、寺社領が入り組み、複雑な支配を受けていた。また、それ以前は豪族の支配拠点を中心に形成された村や戦乱を避けて住み着いた人々の村が混在していた。これら住民の歴史的、経済的な成り立ちから、様々な組織が生まれて強い結びつきが形成され、こうした結びつきから、毎年、男川本流の井堰から通じる用水路から田へ井道を普請し、また、炭焼きや茶の栽培等の生業も続けられている。

このように額田地区には地域の紐帯[4]の中心ともなる寺社や集落を舞台として、各地区の個性あふれる民俗行事と調和した景観が形成されており、山里のくらしとそこに息づく伝承文化が織りなす歴史的風致が感じられる。

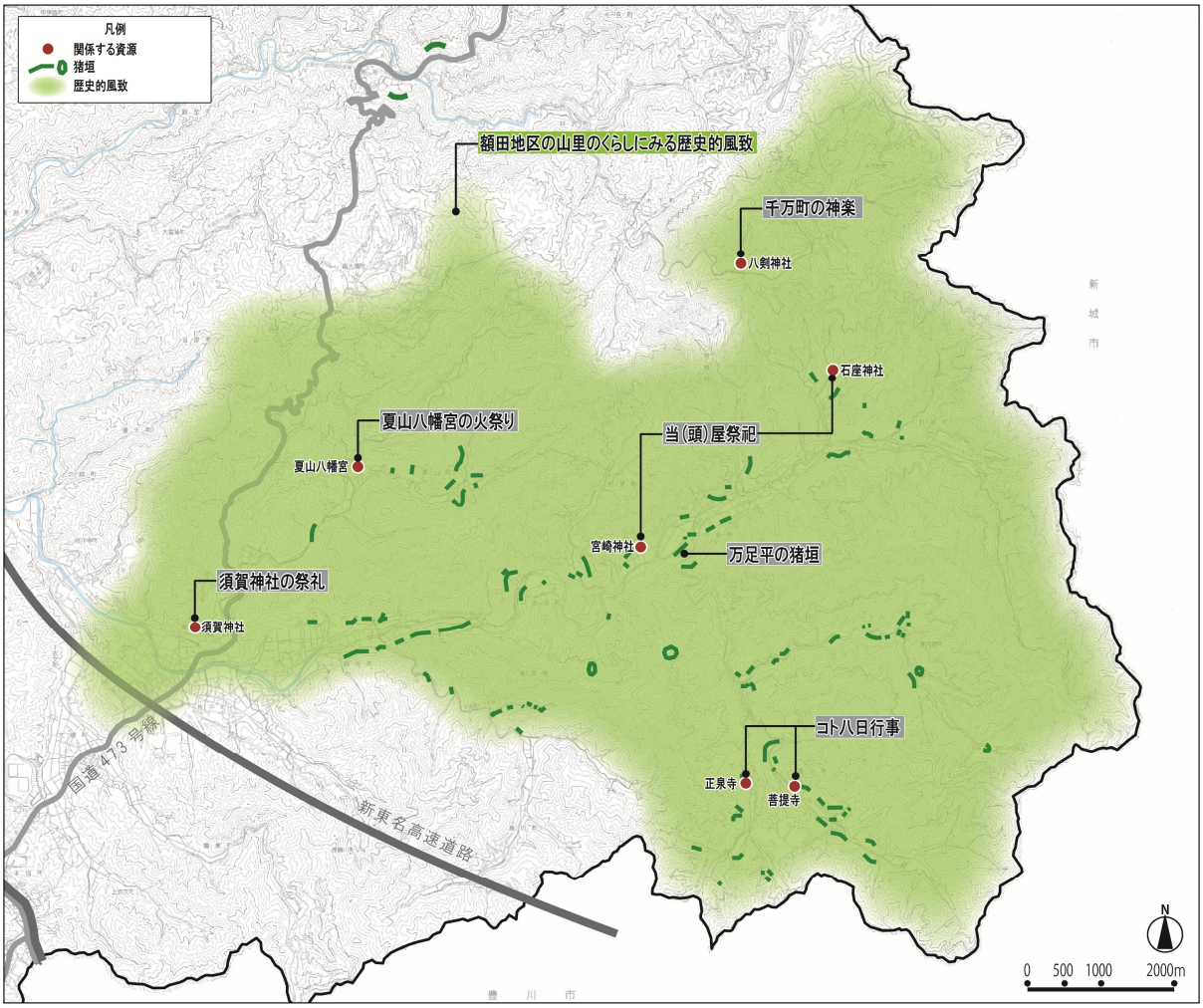


図2-7-37　額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致の範囲

[4] 社会を形づくる結びつき。

第3章　歴史的風致の維持向上に関する方針

3-1.歴史的風致の維持及び向上に関する課題

古くは旧石器時代まで遡ることができる岡崎市において、顕在化又は潜在化している様々な歴史文化資産に光を当て、「まちづくり」という観点から着目しつつ、目に見える形で浮かび上がらせ、歴史まちづくりを進めていく上で必要な課題を以下に示す。

(1)歴史文化の認知に関する課題

市内には、極めて価値の高い文化財と併せて、地域においてのみ認識されている歴史や伝統を色濃く反映した建造物や祭礼等の歴史文化資産が数多く存在する。しかし、これらは、身近な歴史文化資産であるにもかかわらず、学術的な調査や検証が不十分な面もあり、その価値や魅力に多くの人が気づいていないものも多い。

「歴史まちづくり」に関する市民アンケートの結果を見ると、第１期計画認定前に実施した平成 26 年(2014)では、87.8%の市民が岡崎市は歴史的な資源が豊富なまちであると感じているにも関わらず、歴史まちづくりを行う上で核となる「文化財の指定等や保存修理」の認知度は 28.0%と低く、「岡崎城跡の史跡整備(63.4%)」に偏っていた。これは市内各所で行っている取組み自体が十分ではないということに加え、行っていても認知されていない、取組み自体に関心がないことを示しており、保護意識の低さや普及啓発不足が読み取れた。

令和６年(2024)に行った同様の調査の結果を見ると、90.0%の市民が岡崎市は歴史的な資源が豊富なまちであると感じており、10 年前より若干増加した。しかし、「歴史的建造物の文化財の指定等や保存修理」に関しては 22.2%と減少し、「岡崎城跡の史跡の発掘調査や整備(78.6%)」に一層の偏りが見られる結果となった。

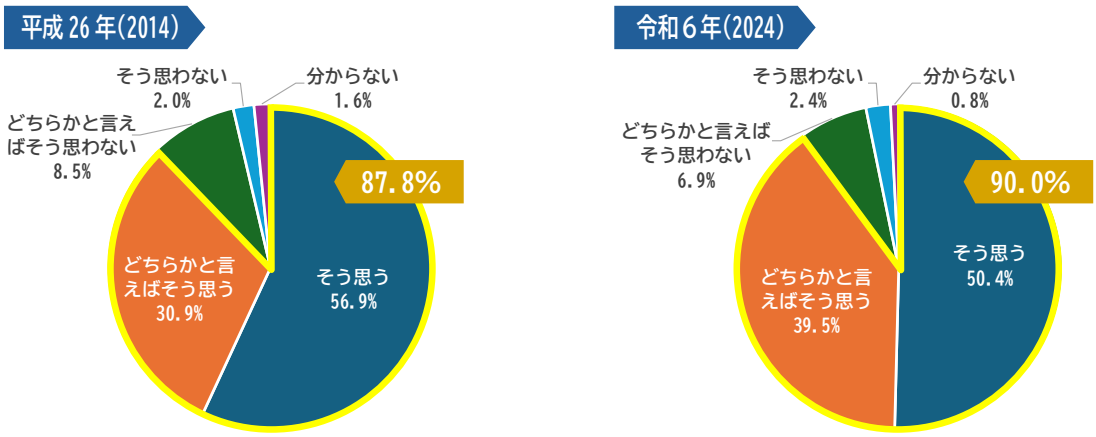


図3-1-1　市民アンケートの結果（【平成 26 年(2014)9月、回答者 246 名】と【令和6年(2024)6月、回答者数 248 名】）
（「問：岡崎市は歴史的な資源が豊富なまちであると思いますか？」）

平成 26 年(2014)

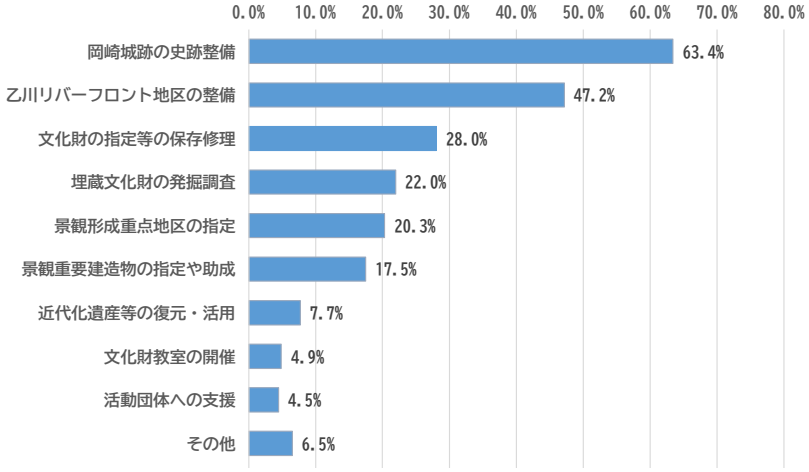


図3-1-2　市民アンケートの結果（【平成 26 年(2014)9月、回答者 246 名】
（「問：知っている岡崎市の「歴史まちづくり」に関する取組みはどれですか？（複数回答可）」）

令和６年(2024)

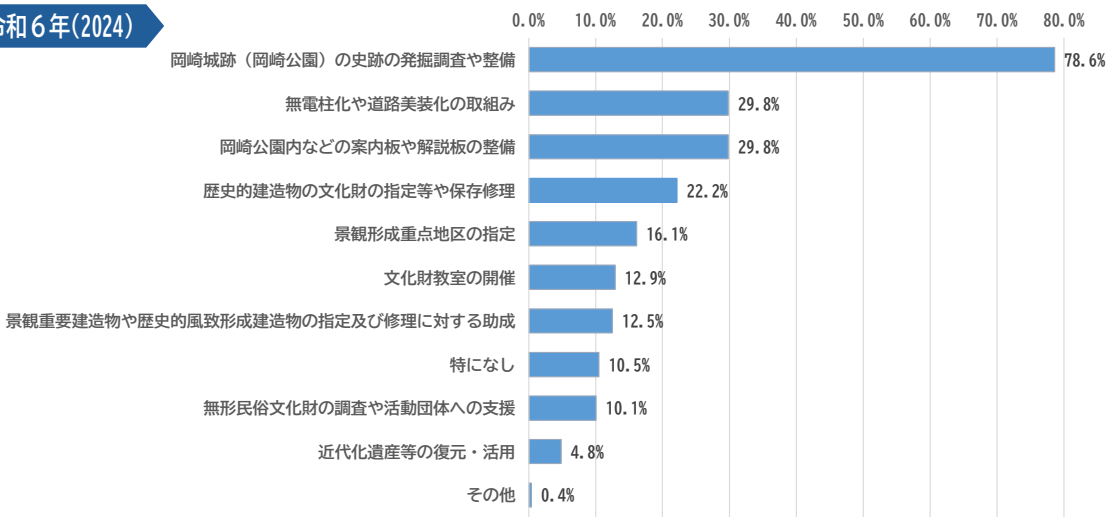


図3-1-3　市民アンケートの結果（【令和6年(2024)6月、回答者数 248 名】）
（「問：知っている岡崎市の「歴史まちづくり」に関する取組みはどれですか？（複数回答可）」）

歴史文化資産の掘り起こしや調査・価値付けにより、市民が身近な地域の歴史文化に関心を持ち、その価値や魅力に気づき、理解を深め、誇りと愛着を育みながら、自ら積極的かつ主体的にまちづくりに活かしていけるような施策を展開していくことが求められる。

見方を変えれば、市内全域において、総括的な調査や研究が不十分であるがゆえに、どこにどの程度の歴史文化資産が存在し、どのような状況に置かれているかなどの全体像が把握できておらず、まだまだ見出されていない相当数が眠っているものと推測される。継続的な発掘調査を行っている岡崎城跡でも、貴重な遺構が発見されている場所はあるが、大規模な城郭のため、全容解明にまでは至っていない。これらの資産は、既存の認知されている資産と相まって、岡崎の歴史文化を更に広げ、深めてくれるものと期待される。

また、これまで市民や観光客に向け、市ホームページや広報誌、岡崎城天守内での展示、企画展、シンポジウム、現地説明会など、様々な媒体や機会を捉え、歴史文化資産の価値を

発信してきたが、今後も、わかりやすく親しみの持てる内容を、適切な媒体で発信し続けることが課題である。さらに、近年の新たな調査成果を反映することや、個々の歴史文化に関する情報の背景にある、岡崎の歴史文化を総合的に発信する場や機会を提供することが課題となっている。

一方、第１期計画の策定を契機として、一層の進展を見せた岡崎城石垣の調査整備をはじめ、歴史的建造物の実態調査や歴史的風致形成建造物の指定と保護活動、また無電柱化や道路の美装化、景観阻害要素の除去等の景観面の取組み、さらには案内人養成や読本作成等の、ハード・ソフトの両面からの歴史まちづくりの取組みが進むなか、市民の歴史まちづくりに対する意識を見ると向上しつつあることがわかる。

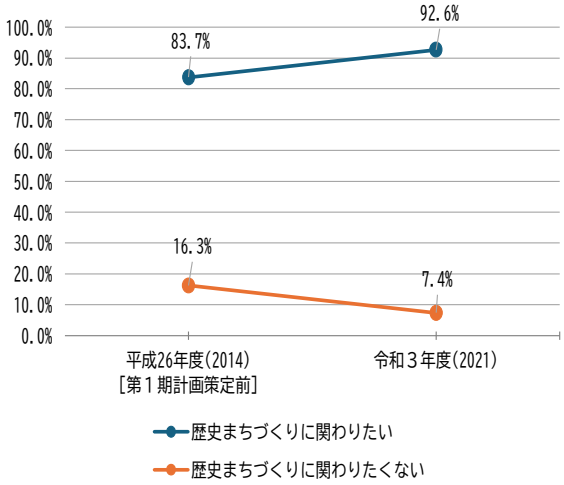


図3-1-4　歴史まちづくりに対する市民参加意識の変化（歴史まちづくり市民アンケート調査より）【回答者数(H26:246 件、R3:244 件)】

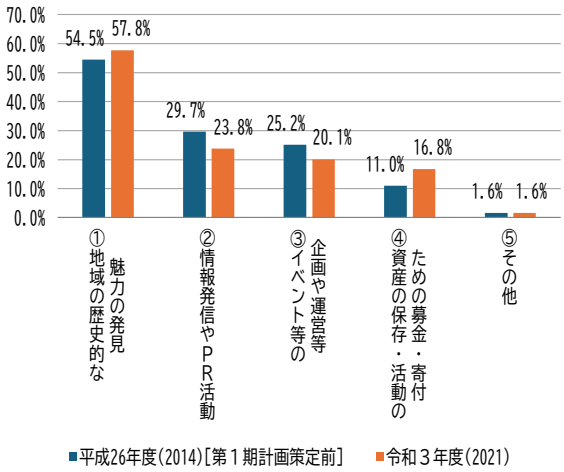


図3-1-5　市民が参加したい歴史まちづくりの変化（歴史まちづくり市民アンケート調査より）【回答者数(H26:246 件、R3:244 件)】

しかし、平成26年度(2014)と令和３年度(2021)の市民アンケート調査の結果を比較すると、有志らが取り組む歴史まちづくりを称える一方で、そうした取組みが、いつ、どこで行われているのか分からないことが指摘されている。また、自分の興味に合った活動に参加しやすくなるよう、歴史まちづくりに関する参加の場や機会等の各種情報を求める声が寄せられている。

また、歴史的・文化的な資源を含めた観光面においては、訪日外国人のインバウンド需要等を含めた観光おもてなし活動(ボランティア活動)に対し、10～20歳代の若者が前向きな参加意欲を示していることを「岡崎市市民意識調査(令和４年(2022)３月)」(以下「市民意識調査」という。)の結果に見ることができ、今後の観光を支える原動力として期待されている。

財政状況の悪化や市民の行政需要の多様化等により、公共サービスの全てを市だけで行うことが困難になってきているなか、こうした歴史まちづくりに対して積極的な参加を望む市民等と協力して取り組むことが課題となっている。

なお、市民参加を進めることで、市民目線で地域が大切にする行事や慣習を活かした歴史まちづくりが進められることも期待する。

(2)歴史や伝統を反映した活動に関する課題

社会的な背景の変化や農業技術の進展等に伴い、祭礼等の伝統行事や伝統産業の必要性が薄れ、行われなくなったものもあるが、長い歴史の中で形を変えながらも現在に受け継がれているものが今も市内の各地で数多く営まれている。

特に価値の高い祭礼等の伝統行事については、文化財指定等により保護が図られてきたが、たとえ指定されて保護された場合であっても、その保護のために有効な支援等の対策が講じられなければ失われてしまうおそれもある。

具体的には、地域に根付いている伝統行事等の多くは、高齢化による担い手の減少を始め、経済事情やコミュニティの希薄化など様々な要因によって、その保存・継承・伝承が困難になりつつある。住民が参加しやすいように日程を休日に変更したり、かつては子供が行っていた行事を大人が主体となって実施したり、祭礼の内容を簡略化したりするなど、継承に向けた努力もみられるが、様態の変更により、それらの持つ本来の意味が失われてしまうという課題も併せもっている。

活動の主体は人であり、その存続は地域住民の手に委ねられている場合が多い。これまで、これら伝統行事の継承に取り組む各種団体等の活動に対し、報告書及び映像記録の作成や活動費の補助等の支援を行ってきた。令和７年(2025)３月 28 日には、「瀧山寺鬼祭り」が、市内初となる国の重要無形民俗文化財に指定されるなど、伝統行事の活性化に繋がる事例もあったが、依然として支援を求める声は多くあるため、継続的な支援が課題となっている。また、担い手の育成や次世代への継承に関する効果的な支援の仕組みが十分ではなく、新たな支援策の検討が求められる。

経済産業大臣指定伝統工芸品である岡崎石製品や三河仏壇等の伝統産業については、親善都市等への石製品の寄贈や市内外のイベントにおける展示、紹介、実演等を行い、その歴史や価値についての理解や周知を図ってきたが、いまだ十分とはいえない。また、伝統産業を担う後継者も不足している。

(3)歴史的建造物に関する課題

昭和 20 年(1945)の岡崎空襲により当時の市域の大半が焼失したが、戦災を免れた地区や郊外の街道筋には、中世の建築で国の文化財に指定されている８棟の建造物を始め各時代の歴史的建造物が存在している。

このうち、特に文化財的な価値の高いものは、文化財保護法や愛知県文化財保護条例、岡崎市文化財保護条例に基づく文化財の指定等により、その保護に努め、また、特に地域の景観上重要なものは、景観法に基づく景観重要建造物の指定により、その外観の保全に努めてきた。このように、文化財行政と景観行政の両面から、歴史的建造物の保存・活用のための

支援を行ってきたが、それらは市内に存在する膨大な数の歴史的建造物のうちのごく一部にすぎない。それ以外の多くは行政による保護の対象とはなっておらず、特に民間所有の歴史的建造物においては、居住者の高齢化や相続等の問題により修理等が進まない、又は老朽化による破損や耐震上の問題により修理等を迫られているものも多くある。さらに、所有者の理解が得られず、調査も行われることなく、その価値が充分に認識されないまま取り壊されるなど多くの課題を抱えている。

昭和 20 年(1945)以前に建築された建造物の数をみても、平成 28 年度(2016)6,549 棟から令和６年度(2024)5,191 棟へ 1,358 棟も減少しており、８年間で全体の約 21%が失われていることから、今後も歴史的建造物の滅失が懸念される。歴史的建造物は一般の建築物と比較してその適切な維持管理には多くの手間や費用がかかる。近年では、ふるさと納税やクラウドファンディング[1]等の仕組みを活用した保全も全国で展開されつつあることから、これら所有者等に対する維持管理の負担の軽減等の支援措置が求められる。

指定等文化財といえども、同様に老朽化や後継者不足など建物の保存に関する課題に直面しているケースも少なくない。歴史的風致の重要な要素となる寺社は、その建物規模が大きいこともあり、多額の修理・修繕費用がまかなえず、老朽化が進んでいるものも多い。

市が所有する歴史的建造物についても、老朽化に伴う耐震化やユニバーサルデザイン[2]化への対応等の課題を抱え、充分な公開活用ができていないものもある。

具体的には、平成 22 年(2010)に耐震性を理由に岡崎市郷土館(旧額田郡公会堂及物産陳列所)を閉鎖するなど、歴史的建造物としての保存・活用が十分に行われているとはいえない状況にある。岡崎の歴史文化の価値や魅力を多くの人々が享受できるよう、積極的かつ効果的な活用に向けた整備や公開等が望まれるほか、市指定史跡の岡崎城跡においては、石垣の孕み(変形)が進行しており、全国的にも貴重な曲輪の遺構等についても整備が不十分である。

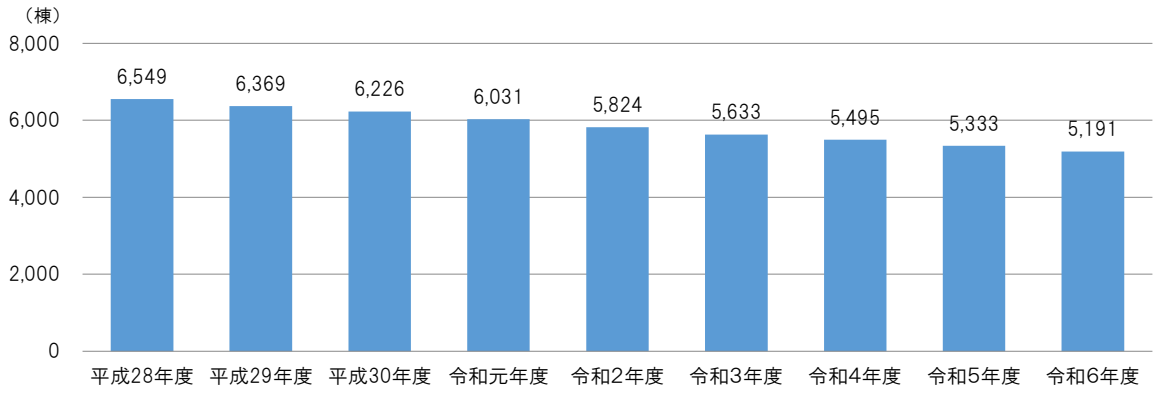


図3-1-6　昭和 20 年(1945)以前に建築された建造物の課税件数の推移(資料:固定資産課税台帳を基に作成)

[1] インターネット上の基盤サービスを通じて、不特定多数の人々から少額ずつ資金を募り、事業、製品開発、研究、社会活動などを実現するための資金調達手法。支援者は金銭的見返り、物品、サービス、又は社会的意義への共感などを動機として参加する。

[2] 年齢、性別、障害の有無、国籍などの違いにかかわらず、できる限り多くの人が利用しやすいよう、製品、建築物、情報、環境などを計画・設計するという考え方。

(4)歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する課題

歴史的建造物の周辺は、これらと調和しない屋外広告物の増加や電柱電線類による景観の阻害が見られるところも多く、歴史的風致の魅力を減退させる一因になっている。また、歴史的建造物単体が適切に保全されていても、その周囲に連続して建ち並ぶ建造物の空き家化による景観阻害や、跡地が中高層建築物や駐車場へ変わることで、優れた眺望景観やまちなみ全体としての連続性が失われ、結果的に歴史的風致の維持向上を図ることができなくなる。例えば、電柱電線類等の景観阻害要素については、能見神明宮大祭の山車巡行のルートとなる足助街道や、大樹寺から岡崎城天守への眺望空間等にもみられ、華やかな神輿や行列等の後ろに電柱や電線が写り込み、興をそがれるなど歴史的風致の魅力を減退する一要因になっている。こうしたなか、令和２年(2020)から７年(2025)には、八丁地区景観形成重点地区内の市道２路線において無電柱化を行っており、今後、道路舗装の整備を行うことにより、歴史的景観の向上を図る必要がある。また、他地区の無電柱化や道路美装化についても、整備優先度の整理が課題となっている。

また、優れた眺望景観の保全に関して、本市のシンボルである岡崎城天守は市街地の各所から望むことができる。特に、大樹寺から岡崎城天守を望む歴史的な眺望景観(通称：ビスタライン)は、住民の理解と協力のもと、昭和 60 年(1985)から行政指導、平成 24 年(2012)からは景観法に基づく景観計画制度による高さ制限を行い、平成 30 年(2018)からは市条例に基づく眺望計画を策定し、変更命令や罰則を伴う実効性の高い高さ制限を行ってきた。さらに、事業者の協力を得て、ビスタライン内の電柱や電線類の移設も行っている。これらの取組みにより、将来にわたって優れた眺望を保全するよう努めてきたが、現在も電線類を含む景観阻害要素は残っている。また、現行のビスタラインの景観規制区域よりさらに遠景にあたる区域の景観保全等、新たに検討すべ事項も生じている。

このほか、木造の建物が密集する歴史的な市街地等の多くは、古くからの町割りや道筋が歴史的な風情を醸し出す一方で、火災や地震等の災害に脆弱である。また、岡崎城公園や旧東海道沿いのマツのように、歴史的建造物等と一体となった緑は、潤いのある市街地環境の形成になくてはならないものである。これらを踏まえ、歴史的な市街地としての文脈に配慮しながらも、住民が安心して安全で健やかに暮らせるよう、防災及び自然・歴史的景観上の観点からまちづくりを進めていくことも重要な課題となっている。



図3-1-7　岡崎城と高層建築物



図3-1-8　岡崎城への眺望と電線類



図3-1-9　駐車場や空き地

(5)歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する課題

本市は、都市部から山間部に至るまで、数多くの歴史文化資産に恵まれているが、なかには歴史や伝統の価値が十分に認識されているとはいえないものもある。こうした歴史文化資産が、市民の誇りと愛着の源泉となることはもとより、本市の魅力を高め、地域活性化や観光振興に寄与する可能性についても理解が十分とはいえない。

地域活性化や観光振興を通じて、市民や来訪者が歴史文化資産の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうためには、それぞれの場所に「点」として存在しているこれらの資産をネットワークでつなぐ回遊性が不足しており、その風情や佇まいを感じにくい状況にある。本市の歴史的風致を構成する要素である歴史的建造物や伝統的な活動等のまちづくりにおける活用が、それぞれ単体ではなく、相互に連携して行われることで歴史文化資産の関係性が見えてくることから、一定のテーマやストーリーでこれらをつなぎ、岡崎の魅力を「面」としてわかりやすく体験を通じて感じられるような環境づくりや国内外からの観光客の受入環境整備の促進が求められる。

これまで、市内の歴史文化資産を関連させて巡るような周遊ルートの作成や、多言語に対応したサインや地域の歴史文化を理解するための案内板・説明板の整備等を行うことにより、国内外の来訪者の回遊性の向上を図ってきた。しかし、サイン整備が未完の地域や、案内所や休憩所等の滞留拠点施設が不足している地域、生活道路や歩道幅員が狭い道路のため安心して散策できる歩行者空間が確保されていない地域等が残されている。さらに、周遊するのに必要となる駐車場の不足や観光バスの入れない狭い道路等もあり、駐車場やアクセス道路の確保に加えて公共交通の利用促進も課題となっている。

また、令和２年(2020)、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症の影響を受け、年々増加していた観光客が急激に減少した。感染症の収束とともに観光需要が回復していることに加え、令和５年(2023)の大河ドラマによる観光特需もあり、本市を訪れる観光客は戻りつつあるが、コロナ以前ほどの回復には至っていない。


図3-1-10　各種案内板


図3-1-11　旧東海道の車両通行


図3-1-12　旧東海道沿いの休憩所

3-2.上位計画及び関連計画との関連性

本市では、総合計画や都市計画マスタープランが時代に即して改定され、さらに、『岡崎市景観計画』、『岡崎城跡整備基本計画』など岡崎の歴史的風致の維持及び向上に関わりの深い計画もすでに策定されている。このため、これらの計画との整合や調和、連携を図り、岡崎市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

まず、本計画は、本市の基本構想を含む『岡崎市総合計画』に即するとともに、都市計画区域内においては『岡崎市都市計画マスタープラン』と整合が保たれたものとする。

そして、『岡崎市景観計画』や『岡崎市文化財保存活用地域計画』など関係する各種計画と連携・調和を図り、歴史・文化、自然が織りなす歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する具体的な計画として位置付けることとする。

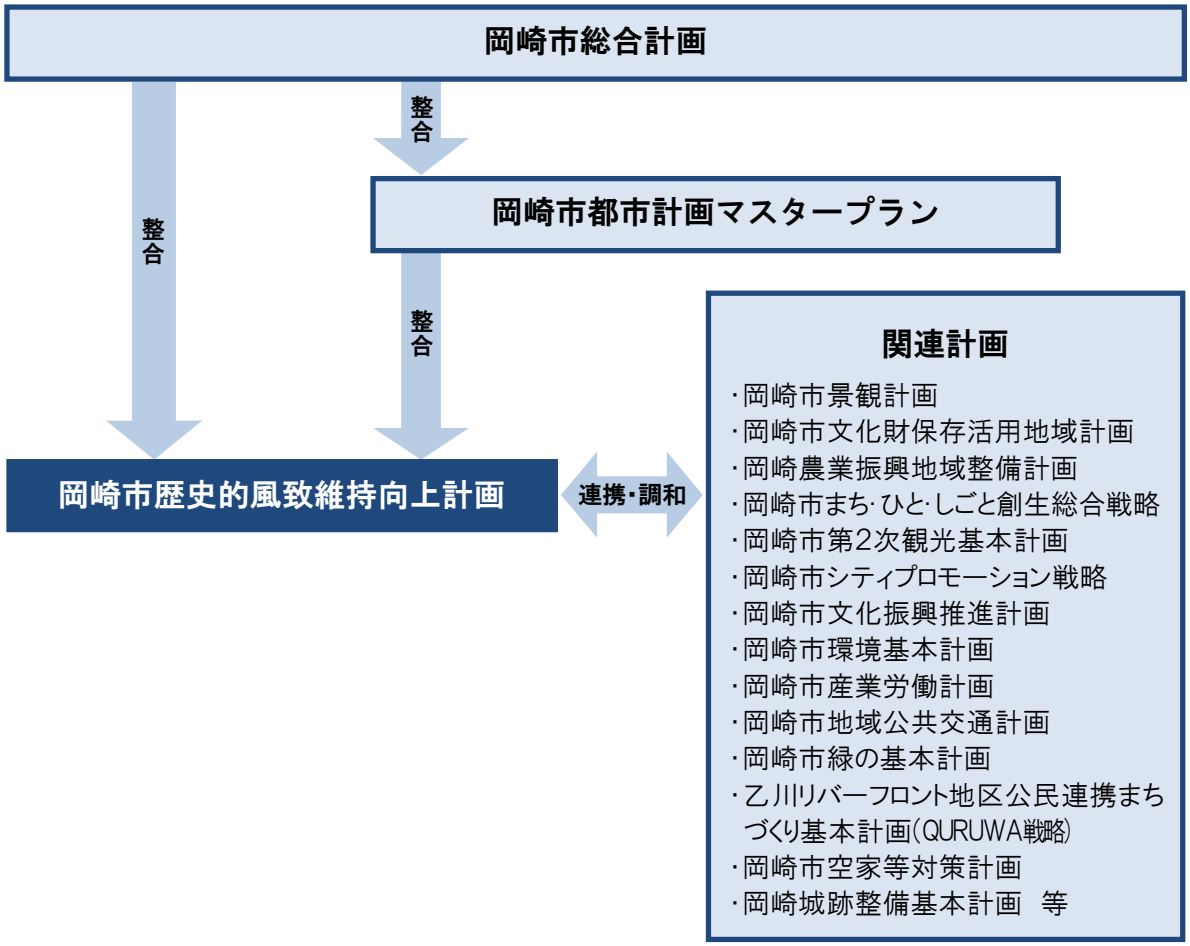


図3-2-1　関連計画との相関

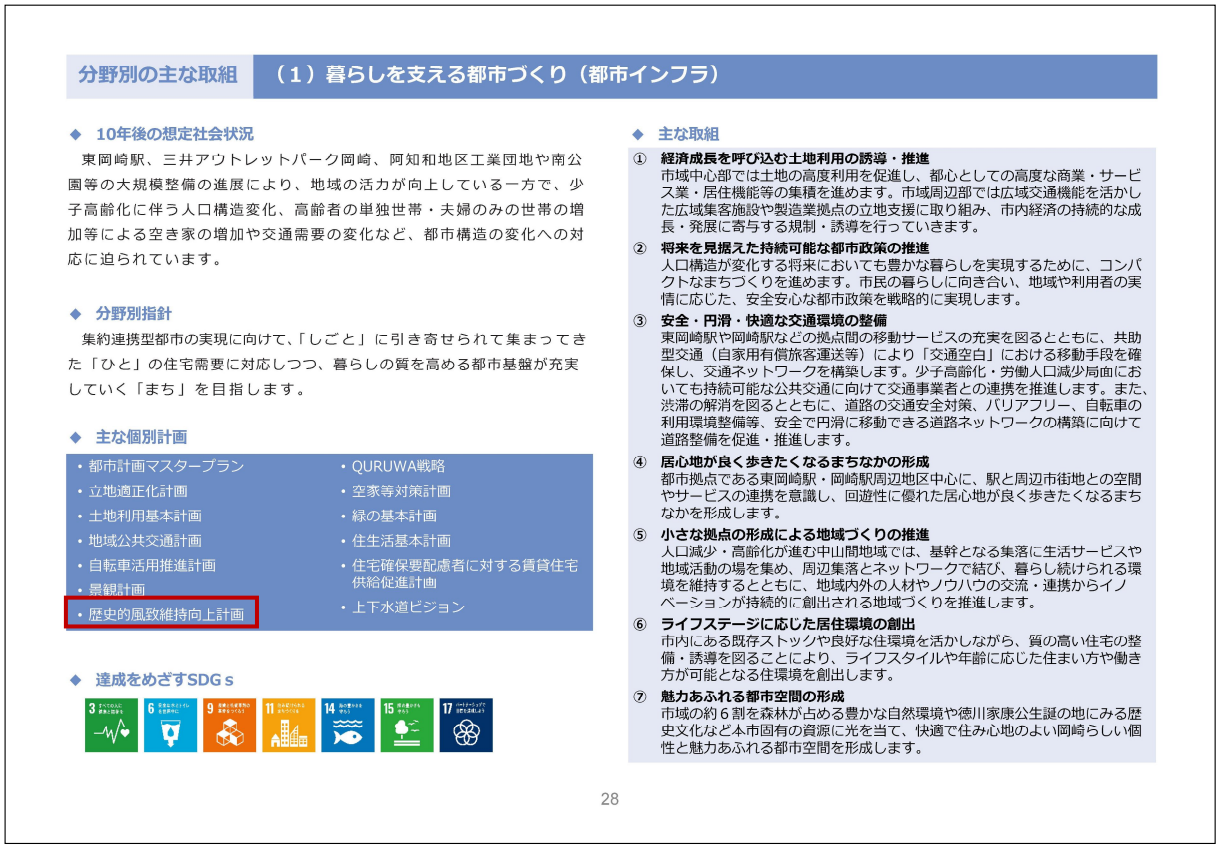
(1)第7次岡崎市総合計画(後期計画)(令和8年3月改定)

令和３年(2021)からスタートした『第７次岡崎市総合計画』は、「一歩先の暮らしで三河を拓く　中枢・中核都市おかざき」を　30　年後の将来都市像とし、その実現を目指したものである。

この計画は、30 年先を見据えた 10 年間の政策指針である「総合政策指針」（将来都市像、基本指針、都市のグランドデザイン、分野別指針）と、将来都市像の実現に向けた 10 年間の推進事業パッケージを５年ごとの前期・後期に分けて示す「未来投資計画」、分野別指針を踏まえた各分野の「個別計画」で構成している。

また、将来都市像の実現に向けて、「公民連携による成長戦略の推進」「コンパクトな都市機能の構築」「まちへの誇りが育まれる社会づくり」「周辺都市との連携体制の推進」による持続可能な都市経営を推進することを示している。

そうしたなか、未来投資計画の中に位置付けられる「分野別の主な取組」の「暮らしを支える都市づくり(都市インフラ)」と「誰もが学び活躍できる社会づくり(教育・文化)」において、歴史文化及び歴史まちづくりに関連する指針と主な取組みが示されている。



分野別の主な取組　（１）暮らしを支える都市づくり（都市インフラ）

◆ 10年後の想定社会状況

東岡崎駅、三井アウトレットパーク岡崎、阿知和地区工業団地や南公園等の大規模整備の進展により、地域の活力が向上している一方で、少子高齢化に伴う人口構造変化、高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の増加等による空き家の増加や交通需要の変化など、都市構造の変化への対応に迫られています。

◆ 分野別指針

集約連携型都市の実現に向けて、「しごと」に引き寄せられて集まってきた「ひと」の住宅需要に対応しつつ、暮らしの質を高める都市基盤が充実していく「まち」を目指します。

◆ 主な個別計画

- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 土地利用基本計画
- 地域公共交通計画
- 自転車活用推進計画
- 景観計画
- 歴史的風致維持向上計画
- QURUWA戦略
- 空家等対策計画
- 緑の基本計画
- 住生活基本計画
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画
- 上下水道ビジョン

◆ 達成をめざすSDGｓ

◆ 主な取組

① **経済成長を呼び込む土地利用の誘導・推進**
市域中心部では土地の高度利用を促進し、都心としての高度な商業・サービス業・居住機能等の集積を進めます。市域周辺部では広域交通機能を活かした広域集客施設や製造業拠点の立地支援に取り組み、市内経済の持続的な成長・発展に寄与する規制・誘導を行っていきます。

② **将来を見据えた持続可能な都市政策の推進**
人口構造が変化する将来においても豊かな暮らしを実現するために、コンパクトなまちづくりを進めます。市民の暮らしに向き合い、地域や利用者の実情に応じた、安全安心な都市政策を戦略的に実現します。

③ **安全・円滑・快適な交通環境の整備**
東岡崎駅や岡崎駅などの拠点間の移動サービスの充実を図るとともに、共助型交通（自家用有償旅客運送等）により「交通空白」における移動手段を確保し、交通ネットワークを構築します。少子高齢化・労働人口減少局面においても持続可能な公共交通に向けて交通事業者との連携を推進します。また、渋滞の解消を図るとともに、道路の交通安全対策、バリアフリー、自転車の利用環境整備等、安全で円滑に移動できる道路ネットワークの構築に向けて道路整備を促進・推進します。

④ **居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成**
都市拠点である東岡崎駅・岡崎駅周辺地区中心に、駅と周辺市街地との空間やサービスの連携を意識し、回遊性に優れた居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成します。

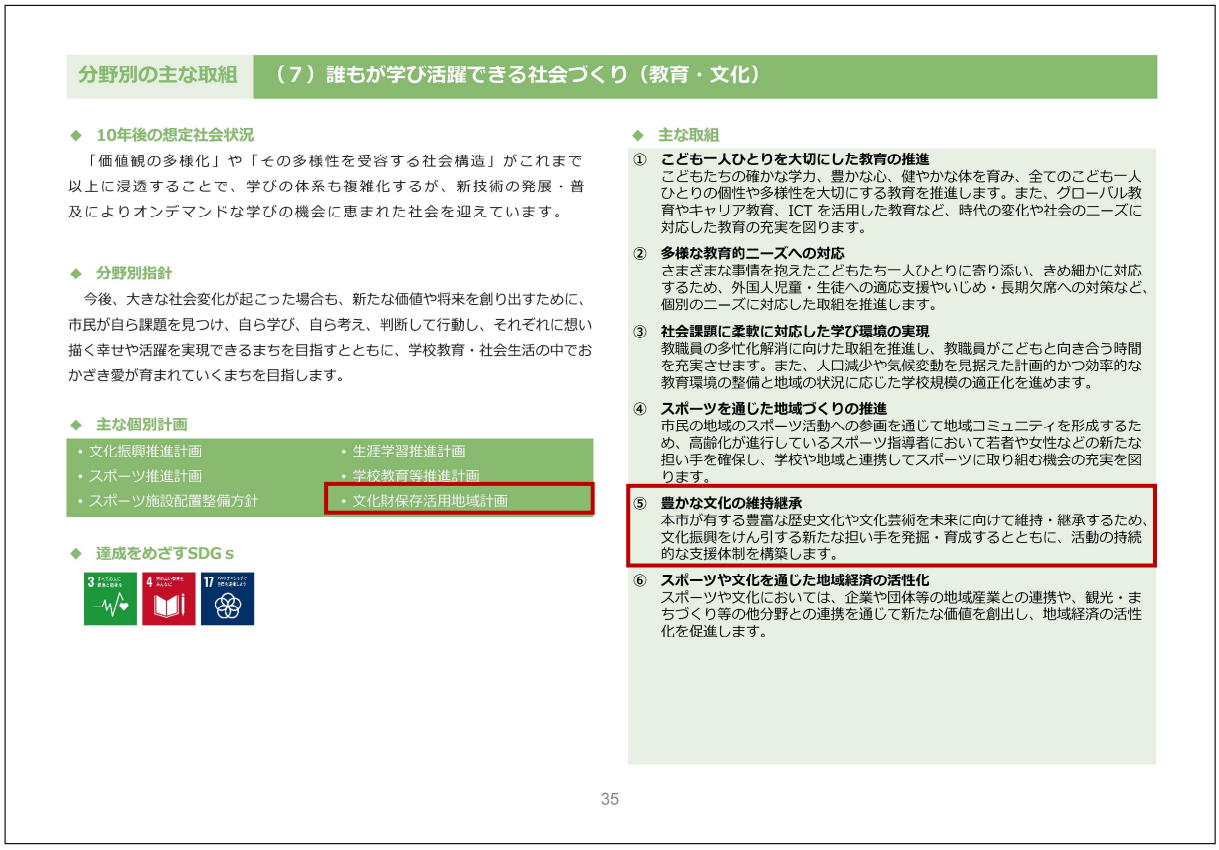
⑤ **小さな拠点の形成による地域づくりの推進**
人口減少・高齢化が進む中山間地域では、基幹となる集落に生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結び、暮らし続けられる環境を維持するとともに、地域内外の人材やノウハウの交流・連携からイノベーションが持続的に創出される地域づくりを推進します。

⑥ **ライフステージに応じた居住環境の創出**
市内にある既存ストックや良好な住環境を活かしながら、質の高い住宅の整備・誘導を図ることにより、ライフスタイルや年齢に応じた住まい方や働き方が可能となる住環境を創出します。

⑦ **魅力あふれる都市空間の形成**
市域の約６割を森林が占める豊かな自然環境や徳川家康公生誕の地にみる歴史文化など本市固有の資源に光を当て、快適で住み心地のよい岡崎らしい個性と魅力あふれる都市空間を形成します。

28

図3-2-2　分野別の主な取組み[都市インフラ](第7次岡崎市総合計画)



分野別の主な取組　（７）誰もが学び活躍できる社会づくり（教育・文化）

◆ 10年後の想定社会状況

「価値観の多様化」や「その多様性を受容する社会構造」がこれまで以上に浸透することで、学びの体系も複雑化するが、新技術の発展・普及によりオンデマンドな学びの機会に恵まれた社会を迎えています。

◆ 分野別指針

今後、大きな社会変化が起こった場合も、新たな価値や将来を創り出すために、市民が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに想い描く幸せや活躍を実現できるまちを目指すとともに、学校教育・社会生活の中でおかざき愛が育まれていくまちを目指します。

◆ 主な個別計画

- 文化振興推進計画
- スポーツ推進計画
- スポーツ施設配置整備方針
- 生涯学習推進計画
- 学校教育等推進計画
- 文化財保存活用地域計画

◆ 達成をめざすSDGｓ

◆ 主な取組

① **こども一人ひとりを大切にした教育の推進**
こどもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、全てのこども一人ひとりの個性や多様性を大切にする教育を推進します。また、グローバル教育やキャリア教育、ICT を活用した教育など、時代の変化や社会のニーズに対応した教育の充実を図ります。

② **多様な教育的ニーズへの対応**
さまざまな事情を抱えたこどもたち一人ひとりに寄り添い、きめ細かに対応するため、外国人児童・生徒への適応支援やいじめ・長期欠席への対策など、個別のニーズに対応した取組を推進します。

③ **社会課題に柔軟に対応した学び環境の実現**
教職員の多忙化解消に向けた取組を推進し、教職員がこどもと向き合う時間を充実させます。また、人口減少や気候変動を見据えた計画的かつ効率的な教育環境の整備と地域の状況に応じた学校規模の適正化を進めます。

④ **スポーツを通じた地域づくりの推進**
市民の地域のスポーツ活動への参画を通じて地域コミュニティを形成するため、高齢化が進行しているスポーツ指導者において若者や女性などの新たな担い手を確保し、学校や地域と連携してスポーツに取り組む機会の充実を図ります。

⑤ **豊かな文化の維持継承**
本市が有する豊富な歴史文化や文化芸術を未来に向けて維持・継承するため、文化振興をけん引する新たな担い手を発掘・育成するとともに、活動の持続的な支援体制を構築します。

⑥ **スポーツや文化を通じた地域経済の活性化**
スポーツや文化においては、企業や団体等の地域産業との連携や、観光・まちづくり等の他分野との連携を通じて新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促進します。

35

図3-2-3　分野別の主な取組み[教育・文化](第7次岡崎市総合計画)

(2)岡崎市都市計画マスタープラン（令和8年3月改定）

『岡崎市都市計画マスタープラン』は、『第７次岡崎市総合計画』が目指す将来都市像を実現するため、土地利用、市街地整備、都市施設等の都市計画部門に関する具体的な施策の方向性を示したものであり、「自然・歴史・文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市　岡崎」を都市づくりの基本理念と定め、都市像と都市づくりの目標を設定している。

５つある都市像のうちの１つに「自然・歴史・文化の趣を実現できる都市」を掲げ、その都市像の実現を目指した３つの目標として、「地域資源を活用した観光まちづくりの推進」「賑わい・交流を促進する環境の創造」「地域資源のリデザインによる魅力ある公共空間の整備」を設けている。

1.都市づくりの基本的な考え方

■都市づくりの基本理念

自然･歴史･文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市　岡崎

■都市像と都市づくりの目標

【都市像１】
新たな活力を創造する都市
- 目標１　新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域の拠点としての機能の強化
- 目標２　市内企業の産業競争力の向上
- 目標３　駅や駅周辺の都市機能強化による産業振興

【都市像２】
将来にわたって持続可能な都市
- 目標１　コンパクト・プラス・ネットワークの取組みによる持続可能な都市構造への転換
- 目標２　公民連携まちづくりや既存ストックの効率的な利活用の推進
- 目標３　地域コミュニティの維持
- 目標４　自然環境と調和した都市づくり
- 目標５　新技術導入による持続可能な都市の実現

【都市像３】
住みやすい、住み続けられる都市
- 目標１　暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境の創造
- 目標２　地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進
- 目標３　誰にもやさしい交通環境の整備

【都市像４】
自然・歴史・文化の趣を実感できる都市
- 目標１　地域資源を活用した観光まちづくりの推進
- 目標２　賑わい・交流を促進する環境の創造
- 目標３　地域資源のリデザインによる魅力ある公共空間の整備

【都市像５】
安全安心に暮らせる都市
- 目標１　防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成
- 目標２　被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化

都市づくりの基本理念は、第7次岡崎市総合計画が目指す将来都市像を実現するための都市計画に関する基本的な考え方で、本市固有の資源である「自然･歴史･文化」を守り、生かしながら、魅力ある住みやすい暮らしを「新たなくらし」とし、積極的に機能強化を図り産業振興などを推進する「活力」を創造することで、本市独自の都市構造が構成される「風格ある都市」を目指します。

目標1　地域資源を活用した観光まちづくりの推進
本市の豊富な自然･歴史･文化といった地域資源を、市民自ら活用、発信することで、市民も来訪者も楽しむことができる観光まちづくりを推進します。

目標2　賑わい･交流を促進する環境の創造
市内に広く分布する本市ならではの地域資源の回遊性を高め、まちに賑わいと活気を生み出し、市全体での交流を創造します。

目標3　地域資源のリデザインによる魅力ある公共空間の整備
自然･歴史･文化といった地域資源をリデザインし、魅力ある公共空間の整備を推進します。

図3-2-4　都市像と都市づくりの目標(岡崎市都市計画マスタープラン)

2.分野別都市づくり計画

■分野と分野別の基本方針

分野	基本方針
土地利用	1　地域の特性に応じた良質な居住環境の形成 2　QURUWA地区の公民連携まちづくりによる暮らしの質とエリア価値向上 3　地域の特性に応じた都市機能の導入・集積による利便性が高く魅力ある市街地の形成 4　多様な交流の拡大に資する観光産業交流機能の誘導 5　産業振興に資する産業用地の確保・誘導 6　土地利用混在箇所の相互の調和による操業環境・居住環境の確保 7　無秩序な市街地拡大の抑制と市街化調整区域、都市計画区域外の自然環境の保全
市街地整備	1　都市拠点などにおける都市機能の更新や地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成 2　産業用地の整備 3　土地区画整理事業などの確実な推進による良好な市街地の形成 4　低未利用地などの利活用の推進
道路・公共交通	1　広域道路網の整備促進、幹線道路網の強化、身近な道路の整備推進 2　安全で快適な歩行者、自転車通行空間の確保 3　鉄道やバス、次世代モビリティなどの連携による公共交通ネットワークの構築 4　交通結節点の利便性向上のための環境整備、ユニバーサルデザイン化の推進 5　都市経営の観点からの管理の推進
公園・緑地	1　生活に密着した公園の整備推進 2　風致地区や生産緑地地区、社寺林などの自然環境の保全 3　長期未整備の都市公園の計画などの見直し 4　公民連携も含めた適切な維持管理・利活用の推進
河川・上下水道・その他都市施設	1　治水・浸水対策の強化 2　河川の良好な水質の確保 3　自然環境に配慮した川づくり 4　親水性の高い水辺空間の創出と活用 5　インフラ類型の都市施設の計画的な更新と適切な維持管理 6　ハコモノ類型の都市施設の計画的な更新と適切な維持管理
景観・自然環境	1　景観計画及び歴史的風致維持向上計画に基づく景観や歴史・文化資源の保全と活用の推進 2　歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進 3　乙川や矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導 4　無秩序な開発の抑制による自然環境及び農地の保全・活用
防災	1　市街地の耐震化や不燃化の促進 2　防災都市基盤の強化による災害に強い都市づくりの推進 3　土砂災害対策の強化 4　市民・事業者への情報発信や自主防災組織の支援・育成による防災活動の推進 5　復興事前準備の取組みの推進

■基本方針の考え方

基本方針1　景観計画及び歴史的風致維持向上計画に基づく景観や歴史・文化資源の保全と活用の推進
景観計画や歴史的風致維持向上計画に基づき、ビスタラインなど市民共有の財産として守られてきた地域固有の歴史的風致の維持向上や良好な景観形成により、魅力の高い市街地を形成します。

基本方針2　歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進
点在する多彩な歴史・文化資源のネットワーク化を図り、市民や来訪者の回遊性を向上させ、地域の活性化、エリアの価値の向上につなげます。

基本方針3　乙川や矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導
本市を特徴づける資源である水辺空間は、眺望も含めたその環境を保全し、良好な景観を誘導します。

基本方針4　無秩序な開発の抑制による自然環境及び農地の保全・活用
本市の市街地周辺から山間部にかけての地域に分布する森林は、水源かん養や土砂災害防止、保健・レクリエーション、生物多様性保全などの多面的機能を有しているため、無秩序な開発を抑制し、持続可能な森林づくりを行います。
本市のまちなかや中山間地域に分布する農地は、米や野菜などの食料を安定的に供給する基盤であるとともに、国土の保全、雨水の一時的な貯留による洪水や土砂災害の防止、水源かん養、都市景観の向上、生物多様性の保全、文化の伝承といった多面的機能を有しているため、無秩序な開発を抑制し、農地を保全します。
本市の豊かな農業環境を生かし、周辺環境や景観に配慮しつつ、市民自らが農に触れる機会や生産者と交流する機会を提供する場の創出に取り組みます。

図3-2-5　分野別の基本方針とその考え方(岡崎市都市計画マスタープラン)

(3)岡崎市景観計画（令和8年3月変更）

平成 16 年(2004)の景観法の施行を受け、より幅広い価値観と地域特性を活かした岡崎のまちづくりに向け、多様な景観施策の展開を目指したマスタープランとして『岡崎市景観計画』を策定し、「美しく風格ある岡崎の創生～自然・歴史・くらしをつなぎ、誇りと愛着を育む景観まちづくり」を基本理念に、将来の景観像を次のように位置付けている。

この基本理念、景観像を踏まえ、市全体の良好な景観形成を図る上での基本方針の 1 つとして「固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成」を掲げている。

■景観像(歴史・伝統)

歴史が輝き、伝統が息づく景観

景観像（歴史・伝統）

古くから東西交通の要衝であり、城下町や宿場町、門前町等を基盤として発展し、今も威風堂々たる歴史・伝統が息づいています。

歴史的な建造物やまちなみ、文化財等を保全・活用しながら、くらしの中に歴史と文化の薫る景観を形成します。



■景観形成の基本方針

（2）固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成

徳川家康公生誕の地である岡崎城をはじめ、本市においてこれまで培われてきた数多くの歴史的・文化的資産は、固有の歴史を継承しながら発展を続ける都市の風格を感じさせるものです。

この固有の歴史・伝統を守り、未永く将来にわたり継承する景観形成を進め、歴史と未来をつなぎます。



歴史と未来をつなぐ

□地域固有の歴史や成り立ちを表現する

古くからの道路の線形等の「土地の記憶」を活かし、新たなデザインへ反映　等

□歴史的・文化的資産を発掘し、保全・活用する

歴史的建造物等の外観の保全、地域の景観まちづくりの核としての活用　等

□城下町、宿場町及び門前町等の風情をつくる

城下町等の地域特性を表現する要素を活用し、歴史的建造物等と新たなデザインとの融合・調和を図り、まとまりや連続性のあるまちなみを形成　等

□岡崎城のシンボル性を高める

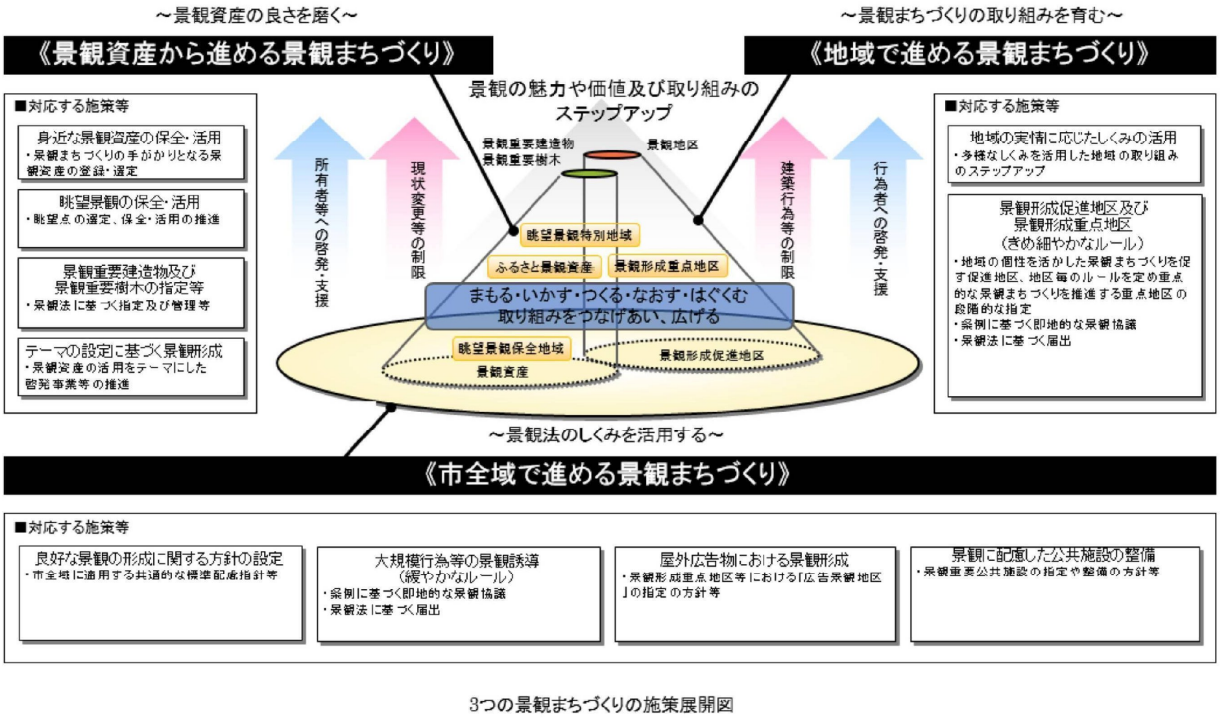
主要な眺望点（大樹寺、殿橋、矢作橋、明神橋等）からの岡崎城への眺望の確保、岡崎城と周辺市街地の建築物等との調和による眺望景観の魅力向上　等

図3-2-6　岡崎市の歴史・伝統に関する景観像と景観形成の基本方針(岡崎市景観計画)

また、岡崎らしい景観を形成していくために、特に重要な区域を「景観形成重点地区」として位置付け、地域別の方針や詳細なルールを定め、良好な景観の形成を誘導していくこととし、総合的なまちづくりの推進に向けて、まちづくりの機会を魅力的な景観づくりへと展開する「景観まちづくり」を積極的に進めていくこととしている。

「景観まちづくり」を進めるための施策としては、景観に影響を与える個別の開発行為や建築活動を規制・誘導する施策、良好な景観形成の先導的役割を担う公共施設の整備や良好な景観形成に関する事業の実施、市民の景観に対する意識を高めるための普及啓発などを進めていくこととしている。

さらに、岡崎市景観計画では、良好で美しい景観を形成するため、規制・誘導そして支援の対象として、景観計画区域(市全域)において、具体的な景観形成の方針やルールの策定及び景観形成上の重要な建築物や樹木の指定を行っている。



3つの景観まちづくりの施策展開図

図3-2-7　景観まちづくりの進め方(岡崎市景観計画)

(4)岡崎市文化財保存活用地域計画（令和3年7月認定）

『岡崎市文化財保存活用地域計画』では、本市の歴史文化資産を取り巻く状況を整理・分析した上で、保存・活用のための基本方針を定め、計画期間内に実施する具体的な取組み・事業を示した。本計画を文化財行政におけるマスタープランかつ、措置を定めたアクションプランと位置付けて事業の推進を図る。

本計画では４つの保存・活用の方向性を定め、この方向性に則った５つの分類の基本方針に基づく措置を推進することで 、基本理念である「歴史と文化に親しみ　おかざき愛を育む地域づくり」の実現を目指す。

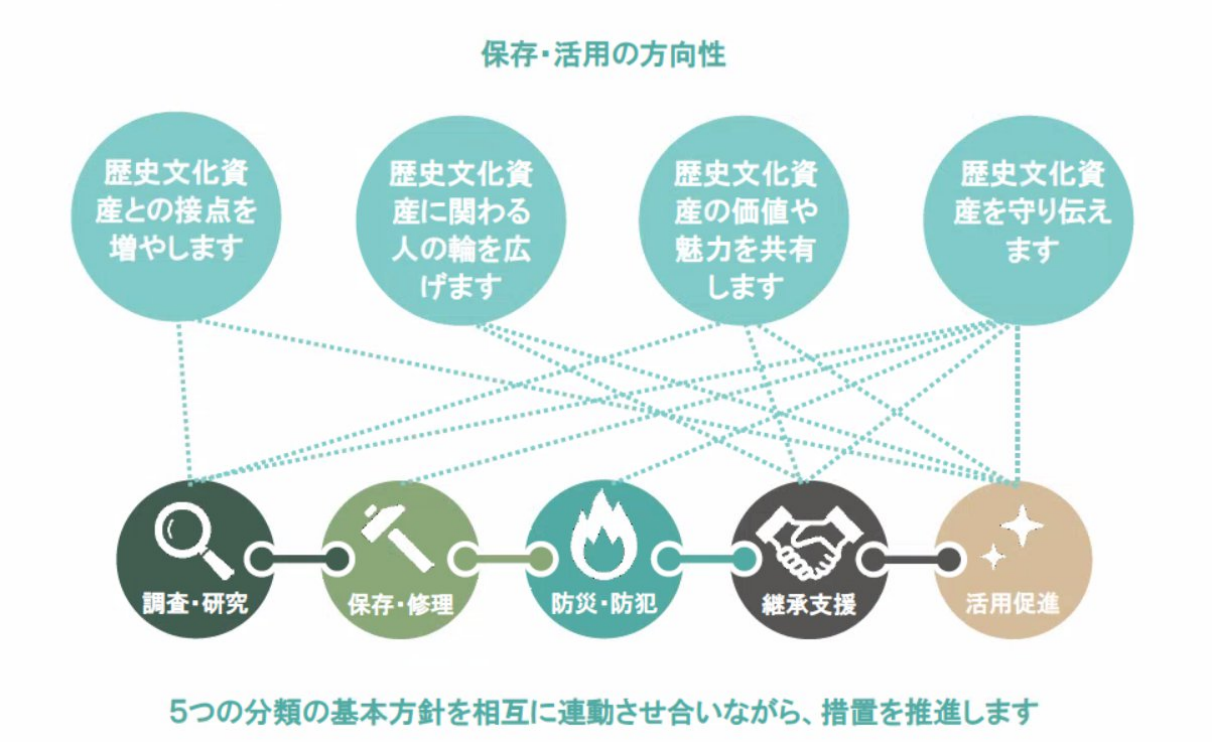


図3-2-8　基本理念と文化財の保存・活用の基本方針
（岡崎市文化財保存活用地域計画）

本計画では、文化財保護法第２条で規定する文化財や埋蔵文化財、文化財の保存技術に加え、その類型に収まらない本市固有の歴史や文化、人々の暮らしを物語るすべてのものやこと（生活文化、名産品、地場産業など）を含めて「歴史文化資産」と表記する。

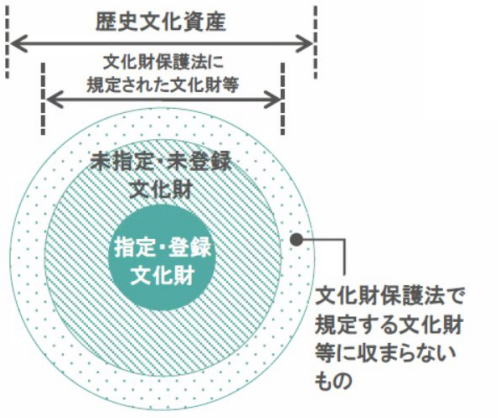


図3-2-9　文化財保存活用地域計画における文化財
（岡崎市文化財保存活用地域計画）

(5)岡崎農業振興地域整備計画（令和元年 11 月計画見直し）

『岡崎農業振興地域整備計画』は、農業生産に必要な農用地を確保し、農業の健全な発展を促進することを目的として、農用地利用計画をはじめ、農業生産基盤の整備開発計画、用地等の保全計画等を示している。

農用地利用計画における農用地等利用の方針として、本市の農用地は、水稲主体の持続的な農用地の利用等を図るため、以下のような内容を示している。

■農用地等利用の方針（一部抜粋）

本市における農用地は、安定した米の生産をベースとした営農体系を整え、他産地よりも“売れる米づくり”を基本に、農地中間管理事業を活用した農地の集約化・集積による農業経営の規模拡大の推進のほか、新規需要米（米粉用米及び飼料用米等）、大豆、麦または野菜等への転作を進め、利用に努めていく。

畑は、生産者の顔が見える安全・安心な農産物の多品目化による地産地消を、今後も産直施設が充実した本市の特徴を生かして実施し、また、6次産業化（生産・加工・販売）による農地の高度利用に努めていく。

併せて、小中学生や都市住民の農作業体験の場として、観光農業の維持発展に努めるとともに、市民農園や観光農園として農地の利用に努めていく。

一方、中山間地域は、自然条件等の特性を生かした産地形成を目標に、水稲と併せて野菜・花き・畜産等を主体とする専業農家と、他産業で就業する兼業農家が、その役割分担を明確にした地域複合としての農業の発展を目指し、そのための効率的な土地利用を図る。

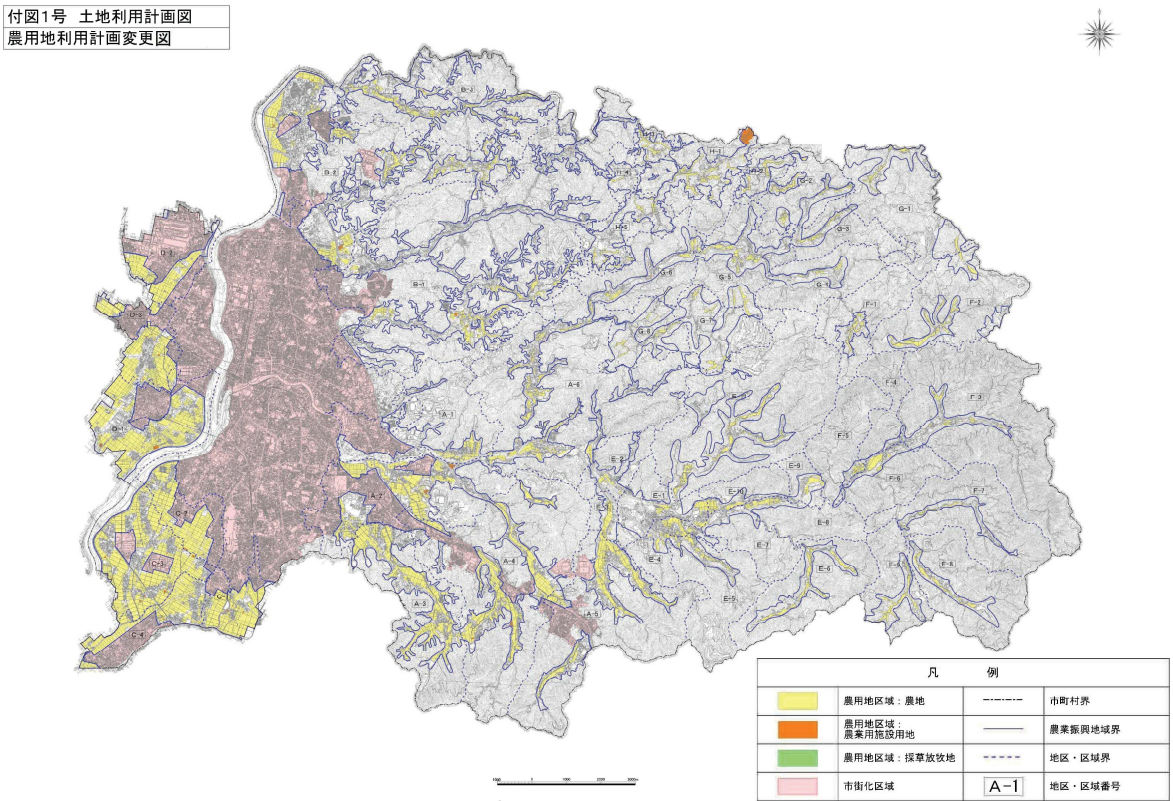


図3-2-10　土地利用計画図（岡崎農業振興地域整備計画）

(6)第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和5年3月改訂）

『第２期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、平成 26 年(2014)11 月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定された計画(計画期間：平成 27 年度(2015)～令和元年度(2019))の２期目の計画である。

本計画では、４つの基本目標を掲げるとともに、それぞれに対して基本的方向を示している。

基本目標①　未来のまちづくり

- 基本的方向①　公共投資だけではなく民間投資を合わせて誘導することで、新たな都市課題に対応した多世代・多機能な骨太の集約連携型都市を実現し、市民の暮らしの質の向上を図る。

基本目標②　未来のひとづくり

- 基本的方向②　すべての市民が活躍できるよう、町内会組織による地域課題解決の取組をはじめとする地域住民の活躍を支援しつつ、より多様性を受容する社会へと変革し、多様な主体や個人が活躍できる地域共生社会の実現を図る。

基本目標③　未来のしごとづくり

- 基本的方向③　各産業の事業者の活動や進出を促進し、未来をけん引する産業の育成・誘致を進め、市民が多様に活躍できる就労環境の構築を図っていく。

基本目標④　未来のパートナーシップづくり

- 基本的方向④　先進技術の活用などで都市経営のスマート化を進めるとともに、幅広く民間事業者とパートナーシップを確立・強化し、公民連携を誘発していくことで、市民・事業者・行政の連携によるまちづくり体制の構築を図る。

図3-2-11　基本目標と基本的方向(第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

(7)岡崎市第2次観光基本計画（令和6年3月策定）

『岡崎市第２次観光基本計画』は、『第７次岡崎市総合計画』に掲げる将来都市像「一歩先の暮らしで三河を拓く中枢・中核都市おかざき」の実現に向けて、観光を本市の「成長戦略の柱」及び「地域活性化の切り札」として位置付け、観光による持続可能な交流市場の開拓を進めることを通して、市域及び市域経済の活性化を図ることを目的としている。

■位置づけ・基本目標

本計画の上位計画

第７次岡崎市総合計画
➡「しごと・経済」分野における目指す姿
・観光と商業機能が連動した観光産業都市
・誘客資源（コンテンツ）が充実したまち

本市における「観光」の位置付け

「成長戦略の柱」
「地域活性化の切り札」

本計画で目指す岡崎市の姿

「持続可能な交流市場を拓き
三河を導く　岡崎市」
※故郷岡崎で自立を果たし、天下統一の基礎を築いた若き日の家康公のように、観光において三河地域を導くリーダーの役割を果たしていくことを目指します。

◎基本目標

観光客の感動を市民の幸せにつなげる観幸（かんこう）都市の創造
※本計画における市民＝岡崎で暮らす人、岡崎で働く人、岡崎の観光に携わる人

（目標数値）
●観光客満足度　80%以上（≒10%増）
（令和５年度本市観光アンケート「満足」＋「概ね満足」＝73%）※岡崎市来訪経験者へのインターネット調査

●市民満足度　60%以上（≒10%増）
（令和３年度市民意識調査11段階評価「５～10」＝55%）※岡崎市の「観光・商業の取組」に対する市民の満足度

■重点事業と重点事業を構成する主な事業(例)

重点事業1　シン・岡崎観光「もっと岡崎、きっと家康ツーリズム」
①国内屈指の規模を誇る岡崎城郭を始め、寺社や文化財、市内各所に残る砦・山城跡等の本市の強みを活かした歴史観光の磨き上げ
②若き家康公を中心に、岡崎時代を共に生きた家族・家臣・松平氏等を題材とした大河ドラマ観光の継承とレガシーづくり

重点事業2　若者流入促進「カモン若者ツーリズム」
①岡崎観光伝道師の更なる活用と活躍支援
②夜間の観光消費を促進するナイトタイムエコノミーの取組による若者誘客と地域経済活性化

重点事業3　未来へつなぐ「サスティナブルツーリズム」
①観光イベントや地域の祭りなど、観光関連伝統行催事の保存・継承への支援
②観光関連産業の育成、観光関連産業に携わる人々の働き甲斐獲得への支援

重点事業4　どうする岡崎「オリジナル観光マーケティング」
①本計画の策定・進捗管理、計画推進委員会（有識者等）、市民、事業者等からの意見聴取
②観光に関する統計データを整理した岡崎市観光白書の編集・発行

図3-2-12　位置付け・基本目標と重点事業（岡崎市第2次観光基本計画）

(8)岡崎市シティプロモーション戦略（平成 26 年3月策定）

『岡崎市シティプロモーション戦略』では、シティプロモーション活動の定義を「将来にわたり市が活力を維持し持続的に発展するため、魅力づくりを推進し、それを市内外に発信する活動」と定め、「岡崎ブランドの確立」のための「新たな視点の魅力づくり（魅力向上戦略）」、そして「岡崎ファン」の拡大のための「効果的な情報発信（魅力発信戦略）」の２つを基本方針としている。

また、本市の伝統や文化を革新し、新しい価値を生み出そうとする未来に向かった前向きな活動を、「岡崎ルネサンス」活動として推進し、本市の活力維持、持続的な発展に繋げていくこととしている。



図3-2-13　基本方針と戦略(岡崎市シティプロモーション戦略)

(9)第2次岡崎市文化振興推進計画（令和4年3月改定）

『第２次岡崎市文化振興推進計画』では、前計画から踏襲した、「伝統と市民文化が息づく家康公のふるさと岡崎」を基本理念に掲げ、独自の文化振興を図ることを目指している。

これは、「家康公の生誕地としてこれまで継承されてきた伝統文化と、豊かな市民文化からなる岡崎の文化が本市の個性として確立し、全国に発信、紹介され、市民が岡崎市に暮らすことに誇りを持てる文化の薫り高い都市となる」ことを明文化したものであり、理念実現のため、３つの基本方針を定め、数多くの事業を展開している。

とりわけ、基本方針２では、「歴史文化の継承と活用」として関連する施策をまとめており、「歴史文化を活かしたまちづくり」についても位置付けている。



図3-2-14　施策の体系(第2次岡崎市文化振興推進計画)

(10)第2次岡崎市環境基本計画（令和3年3月策定）

『第２次岡崎市環境基本計画』は、豊かな自然の恵みを享受しながら、自然とふれあい、活気にあふれた未来都市を形成することを目指して、「自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会『環境共生都市　岡崎』」を環境ビジョンに掲げるとともに、５つの環境目標と、それを実現するための施策の方向性及び重点施策を示している。

自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会
「環境共生都市　岡崎」

本市は、市内を流れる矢作川や乙川をはじめとした河川、豊かに広がる森林・緑地並びにそこに生息する動植物など豊かな自然に恵まれています。

これらの豊かな自然を私たちの子や孫に引き継ぐとともに、日常生活から排出される廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）に努め、エネルギーの脱炭素化を推進し、持続可能なまちづくりを目指していきます。

なお、今後10年間の環境施策もこれまでの環境施策を踏まえるものとし、1999（平成11）年に策定した環境基本計画のビジョンである「環境共生都市　岡崎」を継承するものとします。

環境目標	施策の方向性	重点施策
1.自然共生 豊かな自然と共生するまちに	豊かな自然を確保する	野生生物の保護及び自然環境の保全
	人と自然がふれあえる場を確保する	自然体験プログラムの充実・施設の整備
2.生活環境 良好な生活環境が確保されるまちに	ごみのない美しく快適なまちづくりを推進する	環境美化の推進
	環境汚染を防止し、リスクを低減する	環境汚染の防止に係る適切な規制、指導及び環境調査の充実
3.地球環境 気候変動の対策が進んだまちに	地球温暖化を緩和し、気候変動に適応する	地球温暖化の緩和策及び適応策の推進
		株式会社岡崎さくら電力と連携した地域の低炭素化の推進
4.循環型社会 ごみの排出が抑制され、資源やエネルギーが循環するまちに	ごみ減量、リサイクルを推進する	ごみ減量と資源化、ごみ処理体制の整備
	廃棄物の適正処理を推進する	廃棄物の適正処理に係る指導、啓発の徹底
5.環境教育 環境を考え実践するまちに	環境教育を推進する	環境教育の推進

図3-2-15　環境ビジョンと環境目標等（第2次岡崎市環境基本計画）

(11)岡崎市産業労働計画（令和3年3月策定）

『岡崎市産業労働計画』は、「仕事のしやすい働き甲斐のある共創イノベーション都市　岡崎」を将来都市像に掲げるとともに、将来都市像の実現に向けた５つの基本戦略を示している。

令和の新しい時代を迎え、未来志向の「イノベーション」を生み出す都市として、また、多様な人々の価値観やライフスタイルに寄り添った仕事のしやすい、働き甲斐のある都市として、事業者や市民から選ばれる都市になることを大きな使命として、各種施策を講じていくことが示されている。

■将来都市像

仕事のしやすい 働き甲斐のある 共創イノベーション都市　岡崎

基本戦略１　　中小企業・小規模事業者の振興

本市の雇用と経済のみならず、地域社会そのものを支え続ける中小企業・小規模事業者が未来に向けて持続的な成長・発展を遂げるために、中小企業等がこれまでに培った技術・知見・信頼・実績等の強みを活かしつつ、国内外の多様かつ革新的な技術・知見・人材等との共創・交流による新たな価値の創造につながるよう、中小企業等の挑戦意欲を高める取組を進めます。

基本戦略２　　ものづくり産業・新産業の振興

本市の基幹産業である製造業及び製造業周辺産業を含む「ものづくり産業」の強靭化を目指して、ものづくり産業のイノベーションに不可欠なデジタル技術などの革新的な技術を活用した先端産業や新産業の参入・創出を推進・誘導し、本市産業の柱として「魅力ある仕事」を引き続き創造するなど、企業立地や企業活動のしやすい環境づくりを進めます。

基本戦略３　　商業機能と観光の連動

商業･サービス業はもとより､工業･農林業を含むあらゆる分野の産業に存する「商業機能(市民・消費者への直接的なサービス提供機能)」が本市の多様な観光資源と連動・共創し、誘客資源の充実が地域の活気や賑わいにつながり、市民・事業者・労働者・来街者がまちの魅力や楽しさを実感できるまちづくりを進めます。

基本戦略４　　創業・起業のしやすい環境の整備

高度な専門技術を始め、独創的なアイデアや信頼性の高い研究成果等から生まれた新製品・新サービス等によって、社会課題の解決、あるいは、社会への新たな価値の提供を目指すソーシャルビジネスを推進・誘導しつつ、本市で生まれ・育ち・学び・働き・暮らす人々が創業・起業の魅力を理解し、夢と希望を持って、いつでも、何度でも、創業・起業にチャレンジできる環境づくりを進めます。

基本戦略５　　産業人財の育成・働き甲斐の獲得

「働きやすい職場環境の整備」と「生産性向上による経営基盤の強化」を一体的に進める質の高い働き方改革を、国・県・本市の各種施策と連動して推進しつつ、多様な人材の活用・活躍により「人材」を「人財」にかえる「社会人のための教育(リカレント教育)」の環境整備を進め、仕事を通して誰もが働き甲斐を実感できる環境づくりを進めます。

図3-2-16　将来都市像と基本戦略(岡崎市産業労働計画)

(12)岡崎市地域公共交通計画（令和4年3月策定）

『岡崎市地域公共交通計画』は、『第７次岡崎市総合計画』を上位計画とし、その主要課題に対して、他の分野政策・計画と連携・連動を図りながら、地域交通網の形成及び確保に資するマスタープランとするための計画である。また、都市計画や地方創生、環境、住宅、福祉、観光振興などの本市の各分野の計画との調和・整合を取り、各種計画の推進を交通の面から支援するものである。



図3-2-17　計画の理念と基本目標・基本方針(岡崎市地域公共交通計画)

(13)岡崎市緑の基本計画（令和3年3月改訂）

緑の基本計画は、都市緑地法第４条に基づいて策定される計画であり、緑地の保全や公園の整備、公有地や民有地の緑化の推進など、都市の緑全般についての将来像とそれを実現するための施策を明らかにすることを目的とし、緑地の保全及び緑化の目標や、それに向けた方針及び施策を定めるものである。

『岡崎市緑の基本計画』では、「緑とともに未来を歩む風格あるまち おかざき」を計画の理念とし、その理念を達成するために掲げた４つの基本目標のうちの１つに、「岡崎の歴史・文化、多様な魅力を支える緑の活用」を掲げ、５つの基本方針を設定している。

特に、基本方針①「歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用」においては、「旧東海道、岡崎城公園などのマツを保全し、岡崎市の歴史的景観を維持する」「歴史的文化資産などを際立たせ、人々が守り育ててきた緑を保全する」などの推進施策が示されている。

■計画の理念

緑とともに未来を歩む風格あるまち　おかざき

■基本目標・基本方針（一部を抜粋）

基本目標3　**岡崎の歴史・文化、多様な魅力を支える緑の活用**

本市の歴史・文化・自然資源と一体となった特色ある緑や大規模公園など、内外に岡崎市の魅力を発信する拠点的な緑の価値をより一層高めるため、民間事業者との連携など多様な手法を取り入れた保全・維持管理・活用を推進します。

【基本方針】
①歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用
②水と緑のふれあいの場の創出と活用
③岡崎を代表する公園の魅力の向上
④魅力的なまちづくりに資する花と緑の活用
⑤健やかな暮らしを支える緑の活用

歴史あるマツ並木や名木の保全と育成



本市のシンボルとなっているマツやサクラの並木・名木などの樹勢診断や病虫害対策を進め、樹木の保全と健全な育成を図ります。

岡崎公園（岡崎城跡）の魅力の向上



岡崎公園（岡崎城跡）は、適切な樹木や植物の管理を進め、城跡にふさわしい景観づくりを進めます。

※上図は、令和3年3月改訂の計画内容を抜粋しているため、「岡崎公園」は変更前の名称を表示している。

図3-2-18　計画の理念と基本目標・基本方針(岡崎市緑の基本計画)

(14)乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画(QURUWA戦略)(令和6年3月改訂)

【まちづくりの目的】

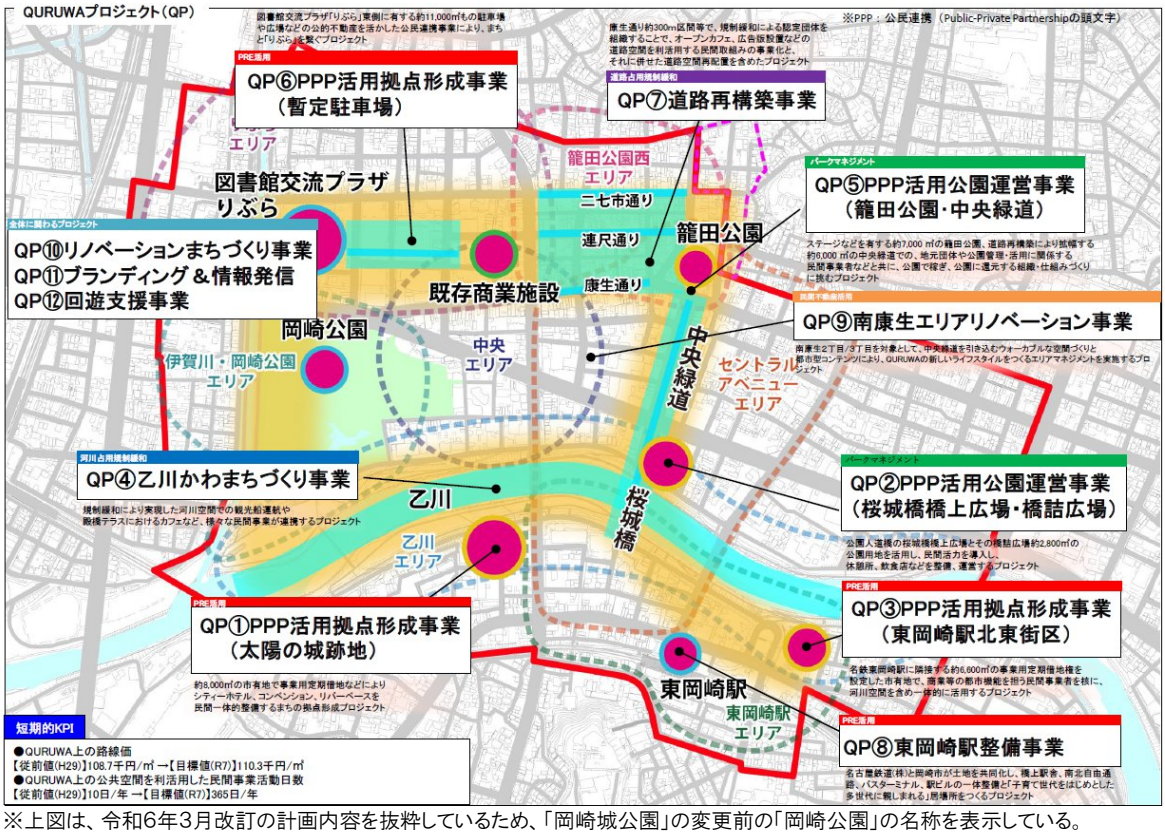
「これからの 100 年を暮らすウォーカブルなまち-新しい住み方･働き方･遊び方を楽しむ-」

ＱＵＲＵＷＡ地区の公共投資を経営課題の解決につなげるとともに、公共サービスの受益最大化を図る公民連携まちづくり導入のモデルとする。

そして、公民連携により市民･来街者に新たな交流･体験を通じた「良質な都市空間を楽しむ日常」と「暮らしやすいまち」として、くらし創発都市を実現し、その結果として観光産業都市を目指す。

【QURUWA戦略とは】

ＱＵＲＵＷＡ地区内の豊富な公共空間を活用して、パブリックマインドを持つ民間を引き込む公民連携プロジェクト(ＱＵＲＵＷＡプロジェクト)を実施することにより、その回遊を実現させ、波及効果として、まちの活性化(暮らしの質の向上・エリアの価値向上)を図る戦略。



※上図は、令和6年3月改訂の計画内容を抜粋しているため、「岡崎城公園」の変更前の「岡崎公園」の名称を表示している。

図3-2-19「QURUWAプロジェクト概要図」※QP＝QURUWAプロジェクトの略

※【QURUWA(くるわ)とは】

･岡崎市中心市街地の多様な魅力を味わうことができる約3km のまちの主要回遊動線。
･名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地、桜城橋、中央緑道、籠田公園、りぶら、岡崎城公園など公共空間の各拠点を結ぶ主要回遊動線。岡崎城跡の「総曲輪(そうぐるわ)」の一部と重なること、また、動線が「Q」の字に見えることから、「QURUWA」と命名。

(15)岡崎市空家等対策計画（令和5年3月改定）

『岡崎市空家等対策計画』は、市域全域を対象に、令和５年度(2023)から令和 14 年度(2032)までの 10 年間を期間とし、市民の生活環境を守りつつ空き家問題を総合的・計画的に解決することを目的とし、本市の空家対策の基本方針や具体的施策を定めた計画である。

計画では、「空家等の発生抑制」、「空家等の活用促進」、「空家等の管理不全解消」、「跡地の活用促進」の４つの課題ごとに応じた具体的な取組みを示している。



図3-2-20　基本方針と主な取組み(岡崎市空家等対策計画)

(16)岡崎城跡整備基本計画　ー平成 28 年度改訂版ー（平成 29 年3月改訂）

『岡崎城跡整備基本計画』は「史跡岡崎城跡整備基本構想」（平成 15 年３月策定）、「史跡岡崎城跡整備基本計画」（平成 16 年３月策定）の理念・方針に沿う。岡崎城跡の歴史文化資産としての価値を高めるため、史跡指定範囲内の整備のみならず、近世の城下町を含めた総構え全体についても一体としてとらえ、史跡を未来へ確実に保存し、本質的価値を顕在化させること、史跡部分の整備を城下町である市街地へつなげ、流れ（ストーリー）のある総構えの整備・活用を目指すこととしている。

■整備基本方針

①整備理念

◆岡崎城は、中世末期の築城時から近代に至るまで歴史や政治の舞台として岡崎のまちを形成してきた現在の都市の核であり、本市の歴史文化保護の象徴として位置づけ、将来に渡り確実にその価値を継承し保存していく。

◆岡崎城跡ならではの特性や価値を顕在化する城跡整備を目標に掲げる。その保存管理の方法を確立し、史跡保存の目的にかなった文化財活用整備を進めていく。

◆総構え等の城郭遺構がもつ価値を史実に基づきわかりやすく示すことで、良質な都市空間を形成し、観光やまちづくり、文化財活用ネットワークの拠点として整備する。利用者に対し岡崎城跡の魅力の向上を行い、総じて市民に身近な存在で愛着のある整備を図る。

②整備基本方針

◆調査研究

〇継続的な調査研究による岡崎城跡の全容の解明　〇資料の収集･整理

◆整備、活用

〇史実に基づく復元整備　〇城郭全体がわかる整備と回遊性の創出

〇資料･情報の公開活用の実施

◆史跡の保存、修復

〇城郭遺構の確実な保存　〇保存のための追加指定　〇公開活用に資する保存修復

◆環境整備

〇史跡と都市公園が調和する整備　〇歴史を感じる良質な都市空間の形成

〇史跡の風致を高める植栽整備

◆運営、維持管理

〇史跡としての保存管理　〇史跡公園としての管理体制の整備

〇理解と愛着を生む市民の関わりづくり

◆整備の基本方針

■内郭（史跡･岡崎公園）

歴史文化資産の価値を　まもる･高める･いかす

■外郭（総構え･城下町）

日本屈指の城郭規模を　見せる･つなぐ･いかす

※上図は、平成 29 年3月改訂の計画内容を抜粋しているため、「岡崎公園」は変更前の名称を表示している。

図3-2-21　岡崎城跡整備に関する整備基本方針(岡崎城跡整備基本計画)

■整備基本計画

ゾーン名称	整備の方向性
内郭エリア	
内郭1ゾーン　【本丸・持仏堂曲輪・清海堀・風呂谷曲輪・坂谷曲輪(部分)】	
	ー史跡の価値を将来にわたり確実に保存するー 市史跡指定地を構成し、城郭中枢部である本丸を中心とした史跡の価値が良好に保存されているゾーン
内郭2ゾーン　【二の丸(部分)・三の丸(部分)・東曲輪・隠居曲輪・菅生曲輪(部分)・坂谷曲輪(部分)・龍城堀・総構え(部分)】	
	ー遺構を保全しつつ、歴史文化資産としての価値を顕在化するー 市史跡指定地を構成し、比較的往時の空間が残され、史跡の本質的価値が内在しているゾーン
内郭3ゾーン　【二の丸(部分)・三の丸(部分)・備前曲輪・浄瑠璃曲輪・菅生曲輪(部分)・北曲輪・稗田曲輪・白山曲輪】	
	ー岡崎城内郭の市街地へ回遊性を持たせるー 内郭のうち市史跡指定地の外側のゾーン
総構え(外郭)エリア	
総構えゾーン　【籠田総門、松葉総門、御馳走屋敷、総堀、菅生川 等】	
	ー岡崎城総構えや東海道二十七曲りへ回遊性を持たせるー 外郭を構成する総構え内の城下町(武家屋敷・町家)ゾーン

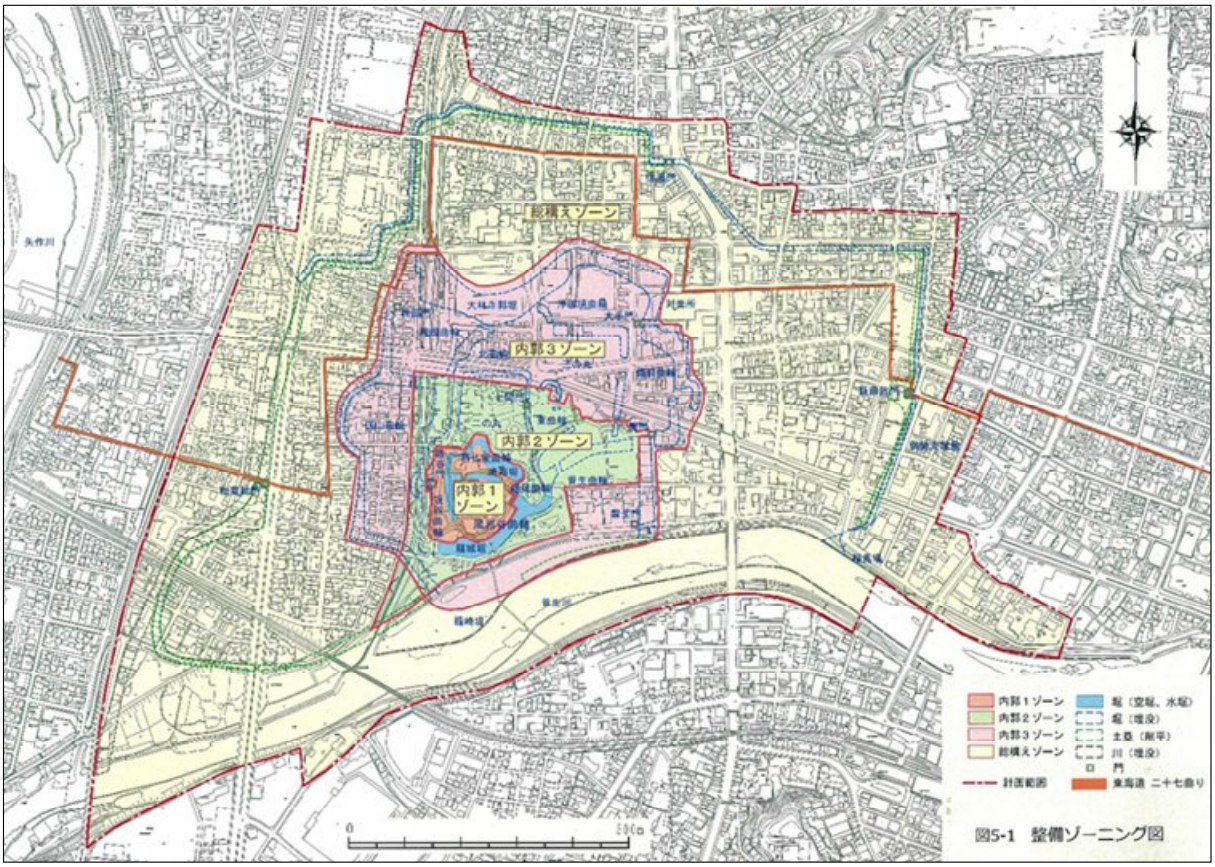


図3-2-22　岡崎城跡整備に関する整備基本計画(岡崎城跡整備基本計画)

3-3.歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

(1)基本理念

古くは旧石器時代にはじまり、令和の時代へと続く岡崎の歴史の流れの中にいる私たちには、過去から受け継いだ貴重な歴史文化資産を後世に伝え残していく責務がある。

歴史都市・岡崎が有する多数の歴史文化資産の魅力や価値を再認識し、それらを守り、まちづくりに活かしながら、都市の個性と魅力に磨きをかけ、ふるさと岡崎への愛情と誇りを一層確かなものにするとともに、これらを地域の活性化や観光の振興につなげていくことが求められている。

このため、本市の歴史まちづくりは、市民それぞれが自らまちに関わり、愛情と誇りを持って岡崎の歴史を語り合い、皆で糸を撚(よ)るかのように過去から未来に歴史をつむいでいくものとし、以下の基本理念を設定する。

未来へつむぐ 歴史まちづくり

(2)行動目標

「歴史」は、今を生きる我々が無関心で何もしなければ、いつか忘れ去られ、消え失せてしまうものである。しかし、「歴史」は、今を生きる我々がその大切さを認識し、心に留め、過去から現在へ大切につむぎ、次世代に伝えていくことで、いつまでも輝き続けるものである。

歴史的風致維持向上計画(第１期)では、岡崎の歴史文化やそれに関わる多数の資産がまちの資産であるとともに市民共有の財産でもあることを一人ひとりが認識し、岡崎の歴史に向き合い、市民や行政を始めとする様々な主体が協働しながら、「気づき、共有し、行動する」まちづくりを進めていくことを歴史的風致維持向上の行動目標とし、その成果を上げてきた。

歴史的風致維持向上計画(第２期)では、これらの行動を継続しながらも、地域住民等が歴史まちづくりに積極的に「参加する」場や機会を設けることにより、一層の地域の活性化と観光振興等を進めていくことを、新たな歴史的風致維持向上の行動目標に加えるものとする。

気づく → **共有する** → **行動する** → **参加する**

(3)歴史まちづくりの視点

前項の基本理念、行動目標及び歴史的風致の維持向上に関する課題を踏まえ、以下に歴史まちづくりの視点を示す。また、それぞれの歴史まちづくりの視点に対する「歴史的風致の維持向上に関する方針」の関係について整理する。

歴史まちづくりの視点は、具体化を進める際において相互に関連しあうことが考えられる。その相互のおおよその関係を以下に示す。

行動目標	歴史まちづくりの視点	
気づく	しる	忘れ去られて、消え失せてしまうおそれのある歴史文化（資産）等に光を当てて、改めてその価値や魅力に触れ、知ることができるようにしていきます。
共有する	つたえる	永い時の流れによって積み重ねられてきた岡崎の歴史文化を、埋もれさせることなく、人から人へ語り伝え、皆の心の中に生き続けさせます。
	つなぐ	断片的な「歴史文化（資産）」に、「人」、「物」、「事」を関連づけながら一編の物語としてつないだり、歴史的建造物と周辺のまちなみとの調和を図りながら良好な市街地の環境を形成していきます。
行動する	まもる	光を当てた歴史文化（資産）を、市民共有の財産として位置づけ、保存・保全します。
	いかす	市民の心の奥底に生き続けてきた歴史文化や、まちなかに残る多数の歴史文化資産を、岡崎のこれからのまちづくりに活かします。
	つくる	失った歴史文化資産等を史実に基づいて再生したり、魅力的な歴史的環境を向上させていく施設等を新しく創出します。
参加する	かかわる	歴史まちづくりの取組みに対して、市民等に参加の場や機会を提供し、公民連携によって持続可能な地域づくりを進めます。

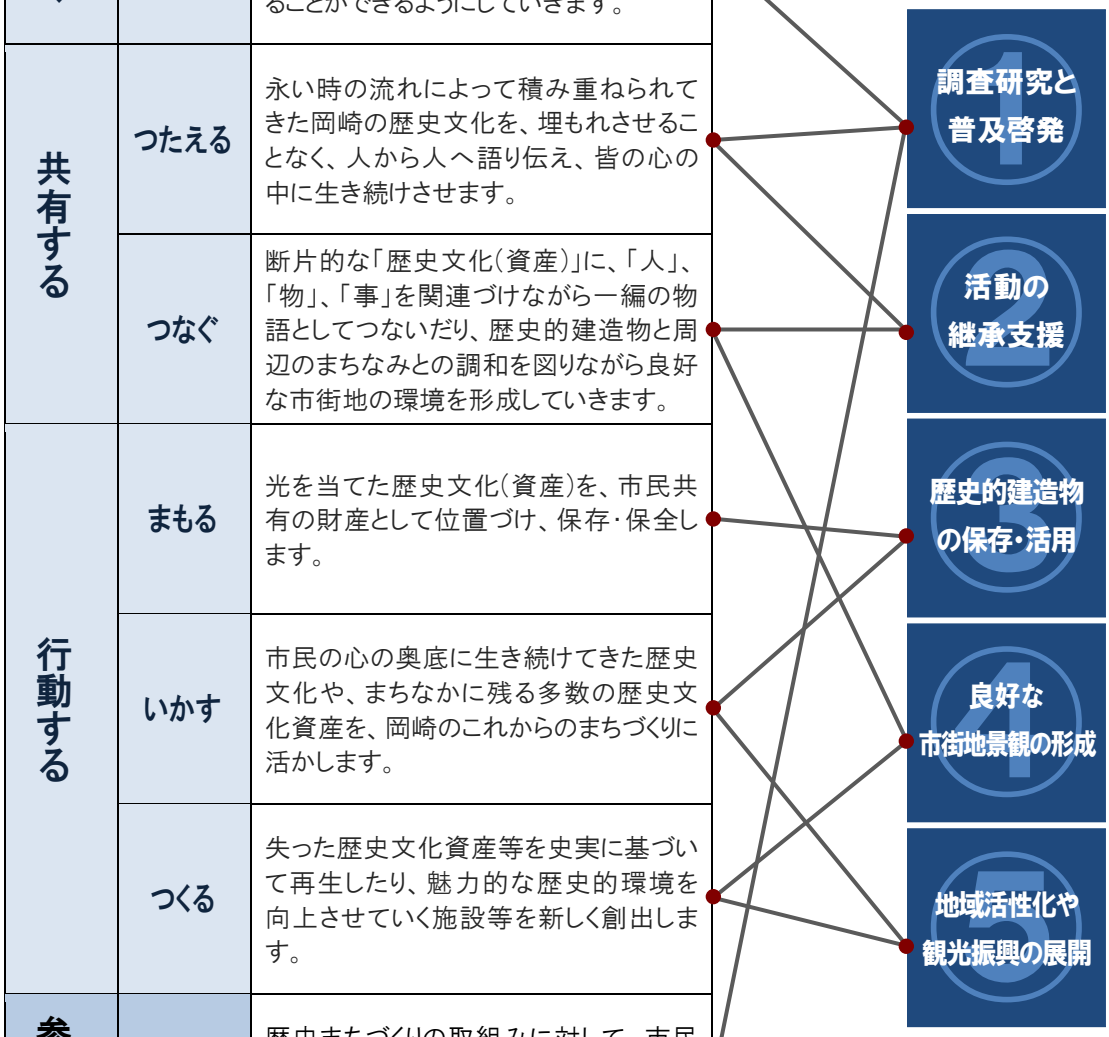


図3-3-1　歴史まちづくりの視点と歴史的風致の維持向上に関する方針の関係

(4)歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史都市・岡崎の歴史的風致の維持向上に関する課題と基本方針等を踏まえ、将来にわたって本市固有の歴史的風致の維持向上を図ることを目的とした基本方針を以下に定める。

①歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進
②歴史や伝統を反映した活動の継承への支援
③歴史的建造物の保存・活用の推進
④歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成
⑤歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開

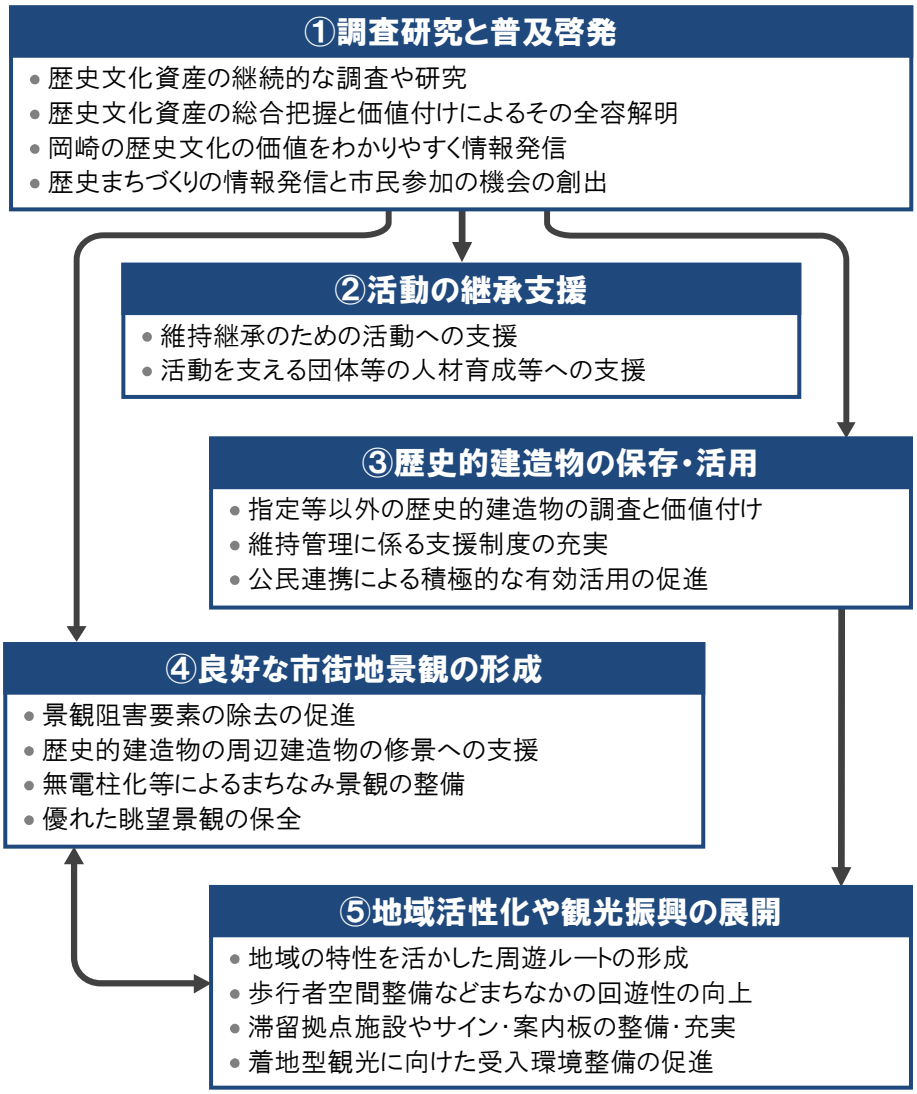


図3-3-2　歴史的風致の維持向上に関する方針とその関係

①歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進

市民や来訪者に岡崎の歴史文化をわかりやすく伝え、より深く理解してもらうためには、その価値や魅力をテーマごとに編集・整理し、広く効果的に情報発信することに加え、身近で楽しめるものとして歴史文化が見える化(可視化・顕在化)されており、体感を通じて、容易に理解できることが重要である。また、歴史的風致を維持向上させ将来にそれを継承するためには、歴史的建造物や伝統行事など、歴史的風致を構成する要素への市民等の理解が最も重要であることから、これらの普及啓発に努め、歴史まちづくりに対する市民意識の向上を図る。

具体的には、未指定の建造物や祭り・習俗等の無形民俗文化財、そして発掘調査等の検証が行われていない埋蔵文化財については、文献史料や発掘による学術的調査を順次実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点等も明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、本市の歴史文化資産の全容解明に努める。そして調査によって価値が判明した歴史文化資産については、調査結果をまとめ、活用することにより、新たな文化財としての指定や、歴史的風致形成建造物、景観重要建造物等への指定につなげ、将来への確実な保存と積極的な活用を進めていく。また、普及啓発として、市民一人ひとりが歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、愛情と誇りを持てるよう、市ホームページのほか、必要に応じてＸ(エックス)、Instagram(インスタグラム)、YouTube(ユーチューブ)、LINE(ライン)等のＳＮＳを用いて各種情報を容易に入手できる場や機会の創出を進め、歴史の重層性や多様な伝統文化を総合的な観点からわかりやすく情報発信する。

特に、岡崎城跡については、ＶＲ[3]やＡＲ[4]などを用いた「伝わる」取組みにより、失われた建造物を視覚的に感じることができるよう検討を進める。

また、歴史まちづくりの実績等の情報提供に併せて、歴史まちづくりに対して積極的な参加を望む市民等に対して、いつ、どこで、どのような歴史まちづくりを進め、市民参加の有無等を整理した参加の場と機会等に関する情報の提供を行い、公民連携による持続可能な地域づくりを進める。

②歴史や伝統を反映した活動の継承への支援

受け継がれてきた祭礼等の伝統行事は、各々の文化的価値に加え、愛情と誇りの醸成の場や機会になることはもとより、地域活性化や観光振興にもつながることから、地域住民や専門家等と連携しながら、状況に応じて、活動の継承のために必要となる実態調査や記録作成等について支援を行い、担い手となる後継者の育成につなげる。

また、ふるさとへの愛情と誇りを育み、地域で歴史や伝統を反映した活動の継承を支える

[3] コンピュータによって生成された仮想空間を現実の代替として提示し、利用者があたかもその空間に存在しているかのような没入的体験を可能にする技術。

[4] 現実世界の映像や環境に、コンピュータによって生成された文字、画像、三次元物体などの情報を重ね合わせて表示し、現実の知覚を拡張する技術。

ことのできる仕組みや環境づくりも進める。

具体的には、地域の祭礼等の伝統行事については、地域固有の希少性や継承の必要性等を内外に周知することにより、活動の担い手がこれらを誇りに思い、やりがいを感じ、守っていなければならないという機運を醸成する。また、学校教育の場や継承に取り組む地域内外の組織と連携協力しながら後継者の発掘や育成に努めるとともに、祭礼等に使用する道具の修理等の必要な支援を行う。

岡崎石製品や三河仏壇等の伝統工芸品については、その価値や魅力、歴史等を発信する場を確保し、広く周知を図るとともに、特に若い世代がこれらを体験できる機会を設け、後継者を育成する環境づくりに努める。

③歴史的建造物の保存・活用の推進

市内各所で大切に受け継がれてきた歴史的建造物は、地域の財産として、また地域の顔として良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、地域で支え、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存し、大胆かつ柔軟で持続可能な活用に取り組む。

歴史的建造物のうち、すでに文化財の指定等の措置が講じられているものについては、引き続き、国・県・市や学識経験者等の指導、助言のもと、文化財保護法等に基づき適切に保存管理するとともに、一般公開や先端技術の活用、ユニークベニュー[5]等を検討し、積極的な活用を促進する。保存管理についての計画を策定している建造物については、これに沿って保存管理を行う。

一方、歴史的風致を構成している未指定の歴史的建造物については、必要に応じて実態を把握するための調査を行い、文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、市条例に基づく資産の指定や登録等を検討するなど新たな価値付けを行い、その保存・活用を図る。

指定・未指定に関わらず、歴史的建造物の保存に対する所有者の理解を促進するための啓発とともに、修理・修景等への助成やクラウドファンディング等を活用した資金調達など、所有者の維持管理の負担軽減に係る支援制度の充実を図り、生活等にも配慮した上で、一般公開など公民連携による積極的な有効活用も促進する。

なお、市が所有する歴史的建造物については、文化財等への指定・未指定に関わらず、必要に応じて、耐震や防火対策、ユニバーサルデザイン化、建物用途の変更を進めるとともに、誰もが安心して快適に利用できる施設として活用することを目指す。

具体的には、岡崎城跡については、発掘調査を継続して実施し、歴史的な価値を深めていくとともに、その成果に基づく整備に向けた検討を行っていく。旧額田郡公会堂及物産陳列所のように老朽化等が見受けられ、将来的な保存管理に懸念が持たれる建築物については、

[5] 歴史的建造物、文化施設、公共空間など、本来は会議や催事を目的としていない場所を、会議、展示会、レセプション等のイベント会場として活用すること、又はその会場。従来の施設にはない独自性や特別感を提供できる点を特徴とする。

損傷状態の現状を調査・把握し、修理・整備の優先順位を付け、適切な方法で修繕を図る。このほか、火災等による歴史的建造物の滅失を防ぐため、歴史的建造物の耐震性や耐火性の向上・防火設備の設置等の対策を図る。

④歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成

歴史的なまちなみや良好な景観を保全･活用することは、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化にもつながる。このため、本市固有の自然・歴史・くらしをつなぎ、美しく風格ある景観を創生する。

市全域において、良好な景観の形成に向け、景観計画や水と緑・歴史と文化のまちづくり条例、屋外広告物条例に基づき景観形成重点地区等の指定をし、建造物等の形態意匠等の規制・誘導等を行っている。引き続きこれらの取組みを進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、建造物等の外観修景や除却、集約化、道路の美装化や電柱電線類の無電柱化等を実施し、歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善を図る事業を推進することで、歴史的建造物とその周辺市街地との一体的な景観形成に規制と事業の両面から取り組む。

具体的には、歴史的建造物の周辺建造物等の景観上の改善による歴史的なまちなみの維持や再生を図るため、その外観修景に対し支援を行うほか、良好な景観を阻害する要素の除却についても、促進策を講じる。特に、本市のシンボルである岡崎城周辺については、大樹寺から岡崎城天守を望む歴史的な眺望景観（通称：ビスタライン）に加え、新たな眺望景観の保全を検討し、岡崎城への優れた眺望を確保する。また、文化財防災と一体となった歴史的なまちなみの防災性の向上などその対策について検討を進める。

⑤歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開

本市にとって、歴史文化資産は、都市の魅力であり、観光資源でもある。これら歴史文化資産の確実な保存を前提に、再編集して物語化するなどの更なる価値付けや魅力づくりを通じて、これらに磨きをかけ、地域活性化や観光振興の面からも活かしていくことは、その役割や可能性を高めることであり、保存・活用を一層進めることにもつながる。寺社を始めとする歴史的建造物やその周辺の市街地と、祭礼等の伝統行事、伝統産業や工芸等の伝統的な活動とが有機的に連携することで、より一層それらが魅力的なものになるという認識のもと、これらが地域活性化や観光振興につながるまちづくりを展開する。

具体的には、岡崎の歴史文化の特徴を、様々な歴史的建造物や伝統的な活動との組み合わせによりつなぎ、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地として、交通アクセスも含めてネットワーク化した「観光周遊ルート」の形成に取り組み、国内外へ積極的に情報発信することで、旅行者の周遊を促進する。その際は、バスやタクシー等を活用したル

ート設定など、観光交流の促進に向けた交通環境の整備も検討していく。

また、岡崎の歴史文化を視覚的イメージとして目で見ることができ（見える化）、そして体験的に理解できる（体感）ことが重要であるとの認識のもと、岡崎ならではの着地型観光[6]に向けて、これまで観光資源としては認識されていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態であるニューツーリズム[7]など地域の特性を活かした多様な施策を検討するとともに、観光案内機能の充実など受入環境整備の促進も図る。特に、新型コロナウイルス感染症の影響が薄れ、入込客数が徐々に回復しつつある外国人観光客に対し、岡崎城公園内の三河武士のやかた家康館を始め、茶室や能楽堂等の活用を通じた本物の歴史・文化の提供や、市内伝統産業、伝統工芸等の体験機会の提供を図る。また、多言語観光パンフレット等の作成や外国人向け観光 PR 動画の作成及び海外への動画配信等による一層の広報・案内活動の充実を図る。

これら一連の取組みは、市民が岡崎の魅力や地域で受け継がれる歴史文化資産の価値を再認識し、地域の資産を守り、活かそうという取組みでもあることから、歴史文化を活かしたまちづくりの活動団体等への情報提供や活動に必要な支援を行うことにより、市民が主体となって取組みを推進する仕組みを構築するとともに、文化財の所有者や関係団体、松平氏・徳川家ゆかりの周辺・遠方都市との連携、そして関係団体等の相互の連携を促し、活動のより一層の推進に取り組む。

このほか、歴史文化資産の豊富なまちなかの回遊性を向上するため、市民や国内外の旅行者が歴史的風致を感じながら安心して快適に散策できる歩行者空間の整備、休憩等の滞留拠点施設やサイン・案内板の整備や充実も図る。

また、歴史文化資産の周辺のアクセス道路や駐車場対策と併せて、公共交通の利用促進や流入する自動車交通の抑制対策も総合的な検討を進める。

[6] 旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態。

[7] 従来の物見遊山的な観光旅行に対し、テーマ性が強く、体験型や交流型など旅行先での人や自然との触れ合いの要素を取り入れた新しい形態の旅行。

3-4.歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施にあたっては、「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議」において、行政内部における計画の進行管理及び連絡調整を行うこととする。そのとりまとめについては、事務局となる都市政策部まちづくり推進課と教育委員会事務局社会教育課が行うとともに、関係部局が連携協調して取り組み、都市整備・景観・文化財・観光等の分野が横断的かつ効果的な取組みが行えるような仕組みとする。さらに本市の歴史的風致の維持向上に資する事業の追加など計画変更に関わる検討事項がある場合や、事業実施に係る懸案事項等がある場合には、「岡崎市歴史まちづくり協議会」のほか、「岡崎市文化財保護審議会」「岡崎市景観審議会」「岡崎市都市計画審議会」に意見聴取を求めるものとする。

計画に位置付けた事業については、各種団体や事業者等と連携するとともに、国や愛知県の関係機関と協議しながら実施していく。また、事業完成後にはその成果又は課題を検証し、結果をフィードバックしながら本計画の事業効果を高めていくこととする。

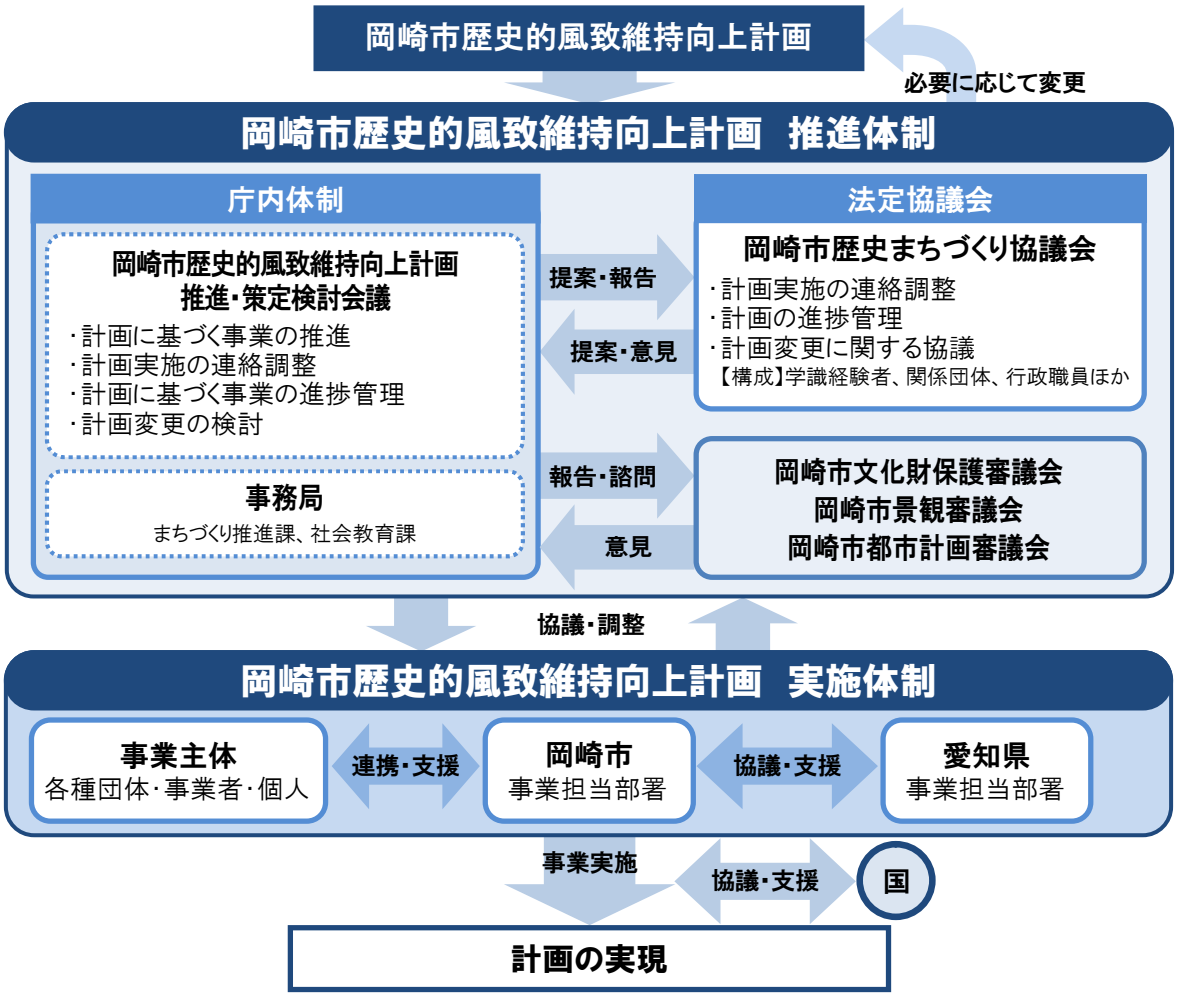


図3-4-1　計画の実施体制

第4章　重点区域の位置及び区域

4-1.重点区域の位置及び区域

(1)重点区域設定の考え方

本市には、地域特性や時代背景のもと、長い歴史の中で人々が築き上げ、継承してきた多様な歴史的風致が形成されており、第２章の「岡崎市の維持向上すべき歴史的風致」に示したように、各地域独自の歴史的風致が現在も息づいている。

1　家康公生誕の地にみる歴史的風致
2　東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致
3　瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致
4　岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致
5　郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致
6　六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致
7　額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致

これらの歴史的風致が存在する地域のうち、重点区域は、その区域内に国指定文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物が数多く集積し、そこで行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な市街地の中でも、市として特段の施策を講じることにより、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的かつ重点的に推進することによって施策の効果が市域全体にも波及することなども考慮しながら、歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心にその維持向上が最大限に図られる区域を設定するものとする。

設定にあたっては、第３章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題・方針、さらには、本市がこれまで歴史文化を活かすために実施してきた様々な取組みや施策、総合計画や都市計画マスタープランといった各種計画における位置づけを踏まえることとする。

また、歴史まちづくり法第２条第２項には、重点区域設定の土地の区域の要件として、「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」とあり、これらを含む区域を重点区域とする。

本市には、東海道の宿場町であった岡崎宿、藤川宿、また、城下町として栄えた岡崎城を中心とした江戸時代からの町割(まちわ)りを今に残す市街地、そして由緒ある寺社や昔ながらの生業(なりわい)が行われる建造物が所在し、そこでは江戸時代前後から続く神輿渡御(みこしとぎょ)、神輿(みこし)には欠かせない囃(はや

子や木遣り、八丁味噌や三河仏壇、石製品等の伝統産業など人々の活動が営まれている。

これらの歴史的風致は、文化財保護法に基づく保護措置、都市計画法や景観法又は屋外広告物法等に基づく規制、その他多種多様な施策によって、これまでもその維持向上を図ってきているところではあるが、往時の生業や文化を今に体験できる歴史的な建造物の減少と変化、少子高齢化等に伴う地域コミュニティの衰退、伝統産業や伝統文化の後継者不足などにより、本市固有の歴史的風致が徐々に失われつつある。

このため、本計画では、これらの課題を解決し、今残されている歴史的風致を守り、育て、次世代へ伝えていくために、本市の維持向上すべき歴史的風致の分布を踏まえて重点区域を設定する。「家康公生誕の地にみる歴史的風致」「東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致」「岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致」「郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致」の重なりが見られる、本市のシンボルである岡崎城を中心として、大樹寺を始めとする松平氏・徳川家ゆかりの寺社周辺、及び近世の宿場町であった岡崎宿、藤川宿を含む旧東海道沿いを加えた地域を「岡崎城下及び東海道地区」として、また、重要文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物の集積が見られる「瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致」のうち、祭りの巡行経路を中心とした地域を「滝山寺地区」として重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合等に随時見直しを行うものとする。

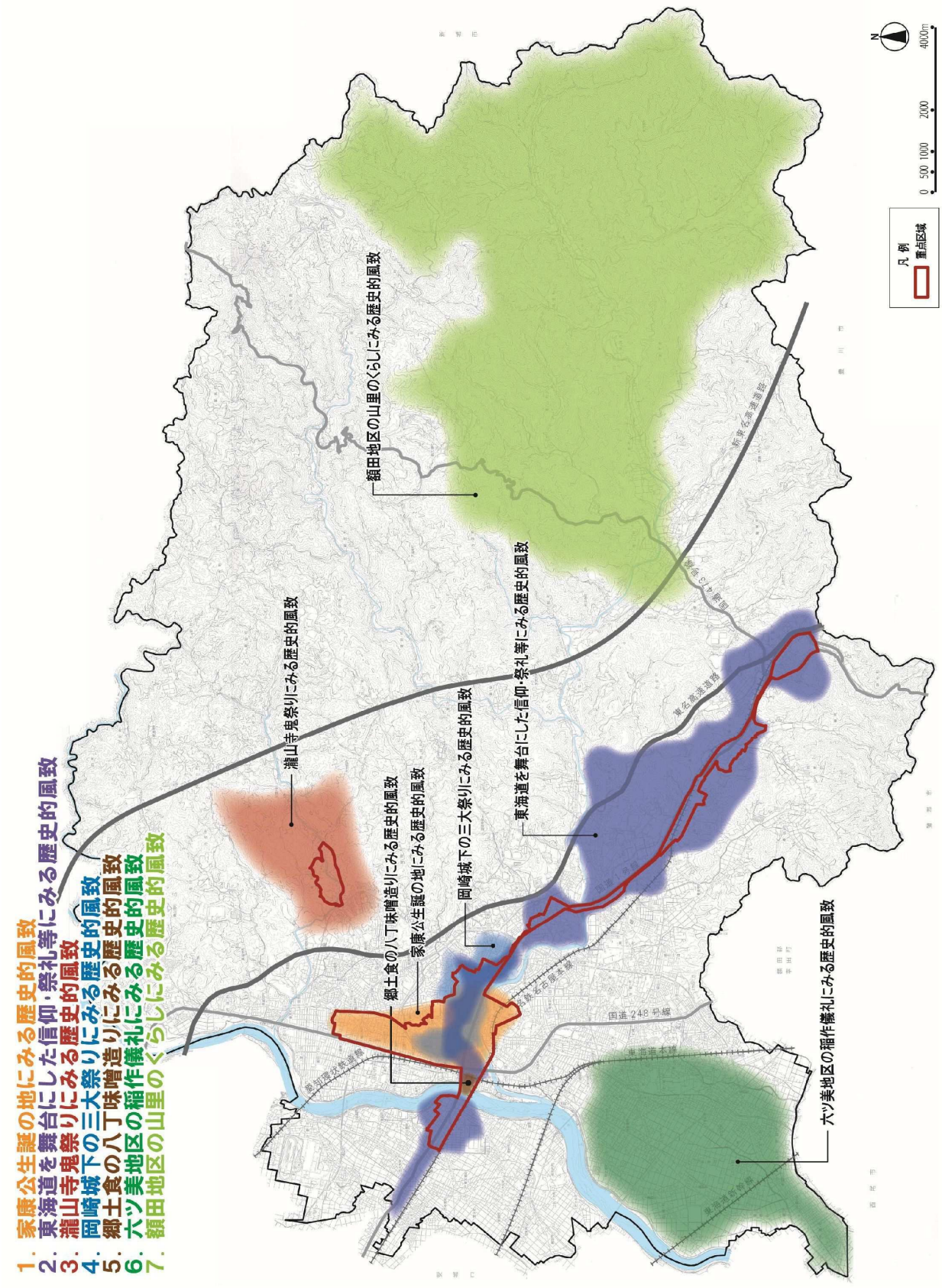


図4-1-1　歴史的風致の範囲と重点区域の関係

(2)重点区域と他計画との関係

重点区域の位置は、本計画における事業を効果的に推進し、これまで岡崎の良好な景観形成を図るために行われてきた岡崎市景観計画、水と緑・歴史と文化のまちづくり条例、屋外広告物条例に基づく規制等や岡崎城跡整備基本計画を始めとする文化財関係の諸計画との連携を図り設定する。

なお、具体的な境界は、岡崎市景観計画により、現に良好な景観が形成され、かつ、一体として景観まちづくりを重点的に推進すべき土地の区域として指定している「景観形成重点地区」、岡崎城下町及び東海道の範囲を中心に、まちなみの連続性が認められる用途地域境界(市街化区域界)など地形地物や他法令に基づく区域界で設定する。

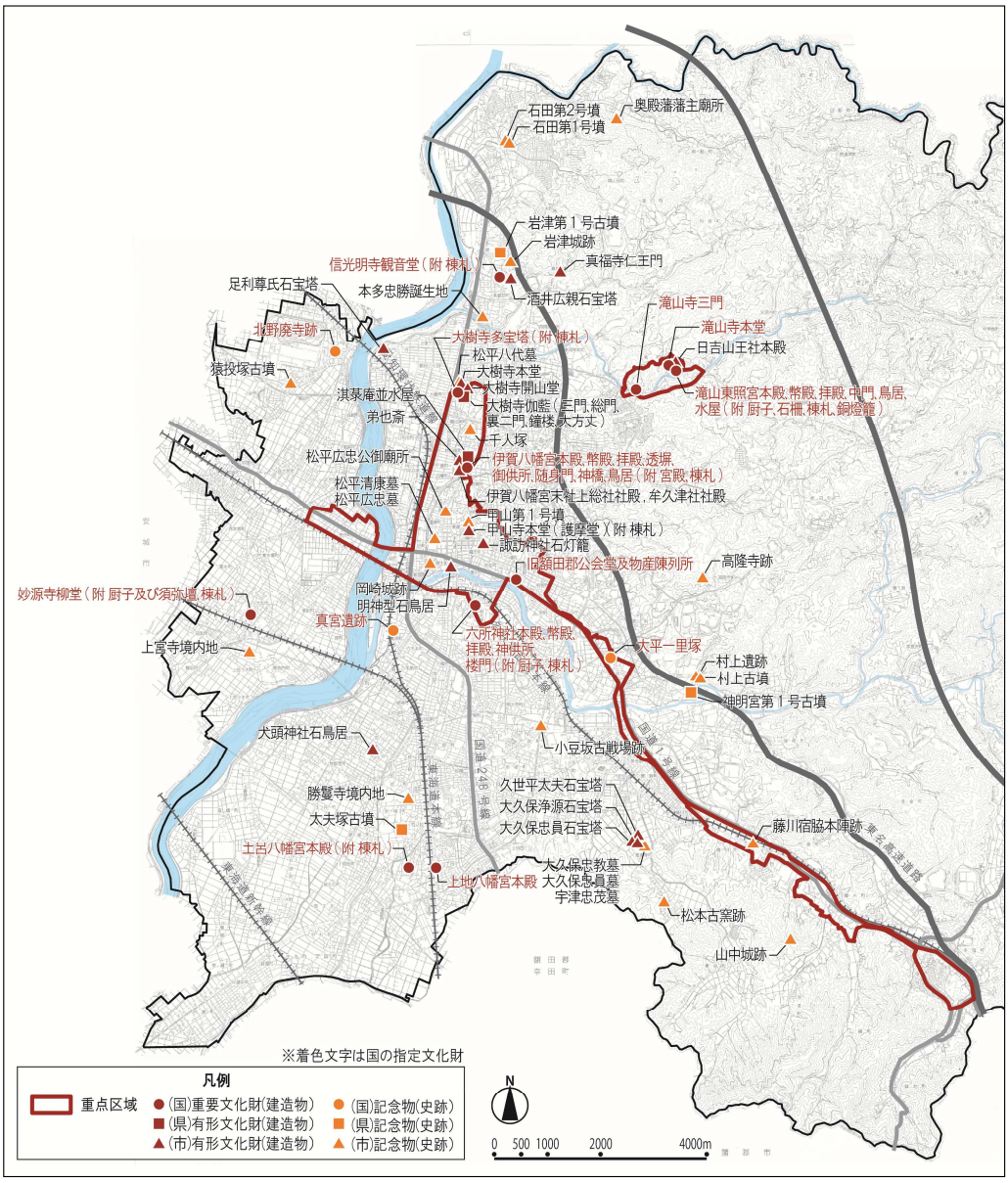


図4-1-2　重点区域の位置

(3)重点区域の位置

①岡崎城下及び東海道地区

名称：岡崎城下及び東海道地区

面積：約 780 ヘクタール

重点区域は、祭りを支える氏子町等の範囲、寺社の分布等を考慮して、本市の象徴である岡崎城及び大樹寺(重要文化財)を結ぶ南北軸、そして東海道を中心とする東西軸を中心に、景観形成重点地区に指定している「大樹寺から岡崎城への眺望」「八丁地区」「藤川地区」を含み、松平氏・徳川家ゆかりの寺社である伊賀八幡宮(重要文化財)、龍城神社、六所神社(重要文化財)と、岡崎三大祭りの舞台となる菅生神社、岡崎天満宮、能見神明宮、東海道沿いの本宿神明社、山中八幡宮、津島神社、矢作神社、そして、八丁味噌本社事務所及び史料館等を含む範囲とする。

②滝山寺地区

名称：滝山寺地区

面積：約 64 ヘクタール

重点区域は、祭りを支える氏子町等の範囲、寺社の分布等を考慮して、県道南大須鴨田線を中心に滝山寺三門、滝山寺本堂及び家康公ゆかりの滝山東照宮(いずれも重要文化財)や日吉山王社本殿(市指定有形文化財)を含み、それら歴史的建造物や市街地を舞台に繰り広げられる伝統的な祭りの巡行ルートの背景となる周辺の山並みや河川と一体となった歴史的な風情が感じられるまちなみを含む範囲とする。

(4)重点区域の区域(境界)

重点区域の区域(境界)は、下図及び次ページに示す表の地形地物等に基づいて設定する。

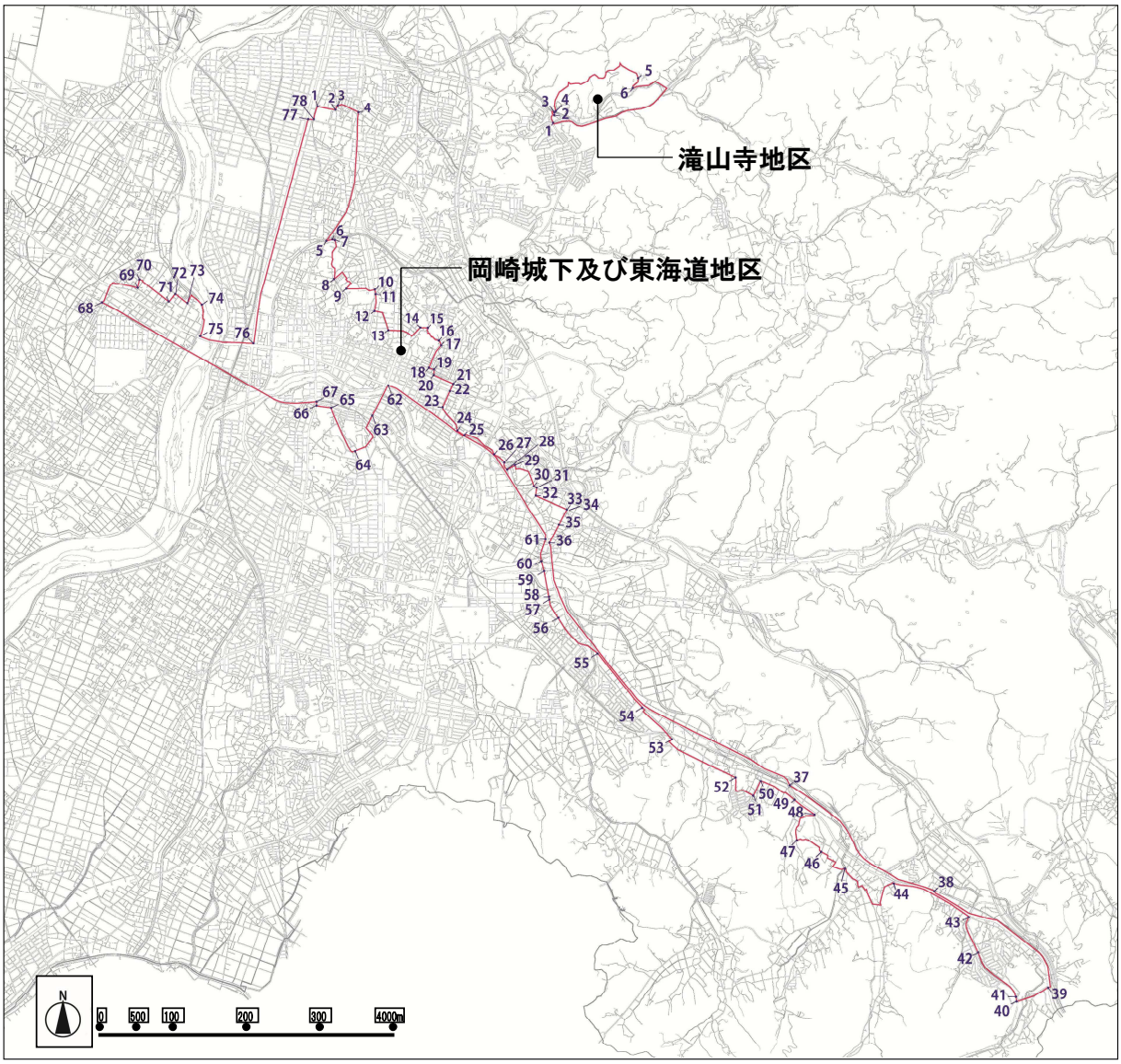


図4-1-3　重点区域の区域(境界)（図中番号は次ページの区間番号）

表4-1-1　重点区域の区域(境界)【岡崎城下及び東海道地区】

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
1 － 2	町界	2 － 3	市道楼赤城線
3 － 4	市道池内北浦線	4 － 5	主要地方道岡崎足助線
5 － 6	市道伊賀川堤7号線	6 － 7	市道伊賀町 15 号線
7 － 8	市道愛宕小学校西線	8 － 9	都市計画用途地域界
9 － 10	市道能見師範学校線	10 － 11	市道明代橋線
11 － 12	一般県道東大見岡崎線	12 － 13	市道梅園門前線
13 － 14	市道梅園町7号線	14 － 15	市道梅園小学校周囲線
15 － 16	都市計画用途地域界	16 － 17	市道中町 10 丁目1号線
17 － 18	市道岡崎環状線	18 － 19	市道東本願寺南線
19 － 20	市道中町7丁目6号線	20 － 21	市道中町7丁目4号線
21 － 22	市道小呂町 19 号線	22 － 23	市道市立病院東線
23 － 24	市道朝日町4丁目1号線	24 － 25	道路(里道)
25 － 26	更紗川	26 － 27	市道東名側道 32 号線
27 － 28	市道東名側道 29 号線	28 － 29	市道東名側道 31 号線
29 － 30	市道大平八幡北線	30 － 31	市道大平田口1号線
31 － 32	市道中町大平線	32 － 33	市道男川小学校北線
33 － 34	市道伝馬町線	34 － 35	市道男川小学校東線
35 － 36	市道大平 35 号線	36 － 37	一般国道1号
37 － 38	名古屋鉄道本線	38 － 39	一般国道1号
39 － 40	市道北尻線	40 － 41	市道グリーンランド 52 号線
41 － 42	市道グリーンランド 33 号線	42 － 43	市道本宿 36 号線
43 － 44	一般国道1号	44 － 45	都市計画市街化区域界
45 － 46	市道舞木 12 号線	46 － 47	市道山中八幡宮南線
47 － 48	市道市場 10 号線	48 － 49	一般国道1号
49 － 50	藤川地区景観形成重点地区界	50 － 51	市道藤川団地線
51 － 52	市道藤川団地1号線	52 － 53	都市計画市街化区域界
53 － 54	藤川地区景観形成重点地区界	54 － 55	一般国道1号
55 － 56	市道美合蓑川1号線	56 － 57	市道美合北屋敷1号線
57 － 58	主要地方道岡崎刈谷線	58 － 59	市道大平橋美合線
59 － 60	乙川	60 － 61	市道大平 28 号線
61 － 62	一般国道1号	62 － 63	市道明大寺吹矢橋線
63 － 64	市道明大寺戸崎線	64 － 65	市道明大寺西郷中1号線
65 － 66	都市計画用途地域界	66 － 67	一般県道岡崎幸田線
67 － 68	名古屋鉄道本線	68 － 69	都市計画用途地域界
69 － 70	市道矢作橋目線	70 － 71	市道中園矢作1号線
71 － 72	市道矢作9号線	72 － 73	市道矢作1号線
73 － 74	市道矢作 37 号線	74 － 75	都市計画市街化区域界
75 － 76	一般国道1号	76 － 77	一般国道 248 号
77 － 78	市道大樹寺南線	78 － 1	市道柿田川西側道1号線

表4-1-2　重点区域の区域(境界)【滝山寺地区】

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
1 － 2	市道滝長坂3号線	2 － 3	市道滝長坂1号線
3 － 4	青木川	4 － 5	尾根筋
5 － 6	市道山篭岡楽線	6 － 7	市道瀧山寺参道線
7 － 1	一般県道南大須鴨田線		

4-2.重点区域の設定の効果

重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致の中でも、特に代表的な寺社や岡崎のシンボルとして認知されている岡崎城を中心とする地区、そして旧東海道筋の寺社やかつて宿場町であった市街地等を対象としている。

重点区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の環境について、重点的かつ一体的な整備に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、歴史文化を活かしたまちづくりとして効果的なシティプロモーション[1]となり、市外からの歴史的風致の評価が高まることによって、本市の認知度も更に向上し、観光振興等を目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待する。

また、歴史的風致の維持向上による交流人口の増加により、本市固有の歴史的風致に対する地域住民の理解を一層深めることを通じ、岡崎の発展に尽くした先人に感謝の気持ちや敬意を抱くことで、市民のふるさと岡崎への愛情と誇りが生まれることを期待する。これにより、祭礼行事など地域行事への積極的な参加につながり、地域の伝統文化が次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

なお、重点区域は、岡崎市景観計画で位置づけている「景観形成重点地区」と連携することにより、いっそう効果的に歴史的風致の維持及び向上を図ることが可能となる。

本重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては、本市全体の歴史文化を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できる。

[1] 自治体などが主体となり、地域の魅力や価値を内外に発信することで、認知度や好感度を高め、定住・交流人口の増加、観光振興、地域活性化を図るための総合的な広報・戦略活動。

4-3.重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

重点区域における歴史的風致の維持向上に関する課題に対応するためには、良好な景観の形成に関する施策との連携を図り、総合的かつ一体的な取組みを展開していくことが必要である。

本市では、重点区域を中心に、都市計画法や景観法等の様々な制度の活用を通じて、良好な景観の形成に努めている。本計画の推進にあたっては、これらの既存の制度やこれまでに策定した計画の適切な運用とさらなる拡充を検討し、歴史的な建造物の周辺の景観や伝統的な活動の舞台や背景となる景観の形成を通じて、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

(1)重点区域における都市計画との連携(都市計画法)

①区域区分と用途地域

本市は、市域約 38,720 ヘクタールのうち、約 67%にあたる 26,079 ヘクタールが都市計画区域となっている。都市計画区域のうち、約 23%にあたる約 5,956 ヘクタールが市街化区域であり、約 77%にあたる約 20,123 ヘクタールが市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に指定されており、市街化区域の全域に用途地域が定められている。

本計画における重点区域は、全て都市計画区域内であり、「岡崎城下及び東海道地区」は、一部の市街化調整区域を除いて、ほぼ全域が市街化区域に指定されている。近世には城下町、又は宿場町等として繁栄し、その後も国道 1 号及び名古屋鉄道名古屋本線の主要交通が通るとともに、本市の玄関口である名鉄東岡崎駅を始め主要駅が位置する地域経済活動の中心地としてその発展を支えてきたことから、その多くの範囲が商業地域、近隣商業地域等の用途地域に指定され、適切な土地利用の誘導により、都市機能の集積と中心部を流れる一級河川乙川が織りなす自然環境とが調和した良好な都市的空間の形成が図られている。

一方、「滝山寺地区」は、全てが市街化調整区域に指定されており、無秩序な開発等が発生しないよう土地利用が制限されている。

今後においても、区域区分及び用途地域の指定状況を踏まえた上で、適切な土地利用の規制誘導によって周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

また、より明確かつ強制力のある景観形成を図る必要がある場合には、景観地区の活用も検討していくものとする。

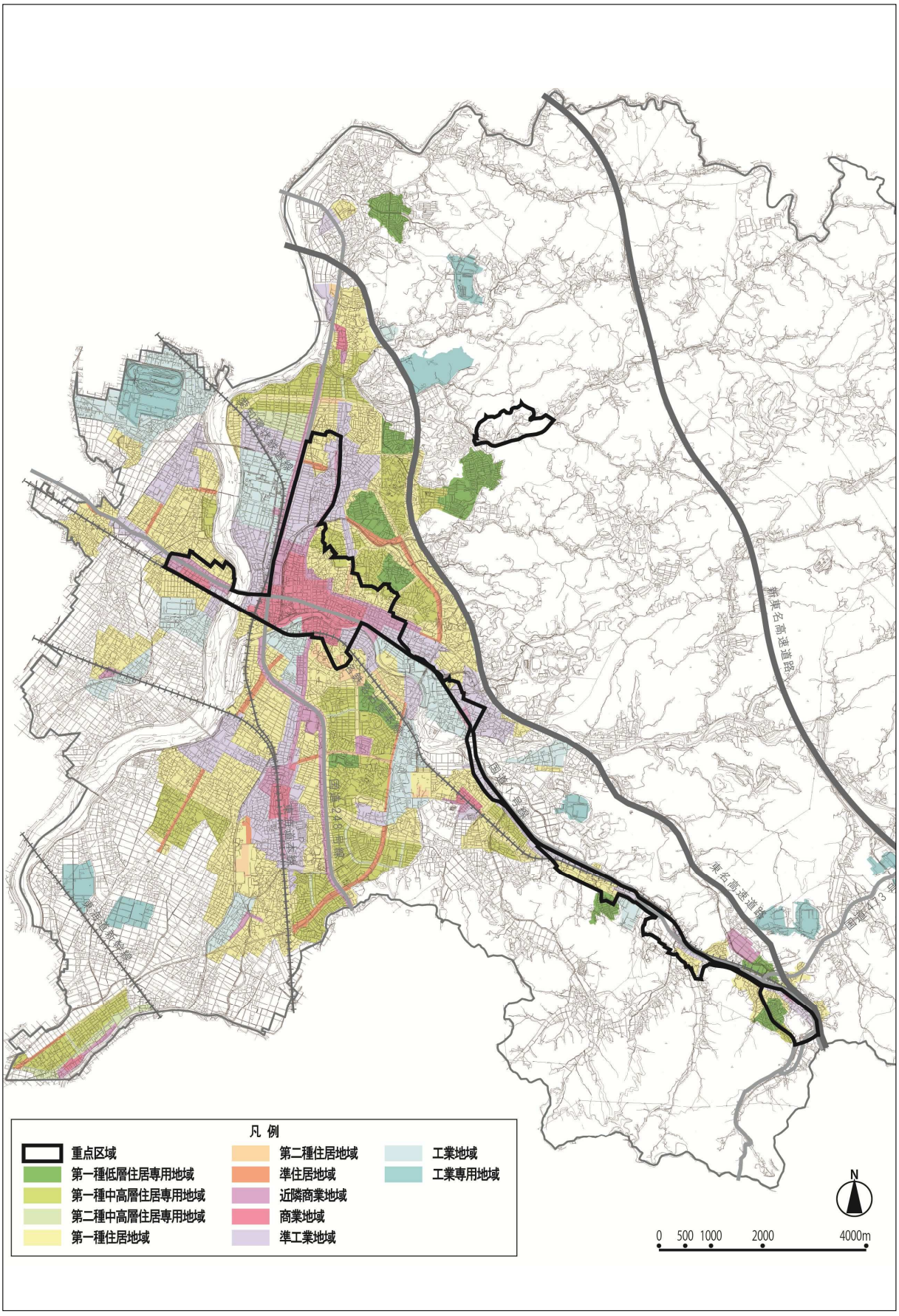


図4-3-1　用途地域と重点区域（用途地域図は令和3年(2021)3月 30 日岡崎市告示 121 号）

②地区計画

本市では、地域の特性を踏まえ、良好な居住環境の保全と形成を目的とした地区計画の運用を進めている。

「岡崎城下及び東海道地区」においては、緩和型地区計画により伝統的な地場産業である八丁味噌を製造する味噌製造工場が立地する八丁地区で、原動機を使用する豆味噌製造工場及びそれに併設する豆味噌関連加工食品製造工場に対する作業場の床面積の制限が緩和されるなど、地域の特性を活かした計画となっている。

今後においても、地域の特性に応じてきめ細やかなルールを定める制度を活用して、周辺に見られる歴史的風致との調和に努め、良好な市街地環境の形成を図っていくものとする。

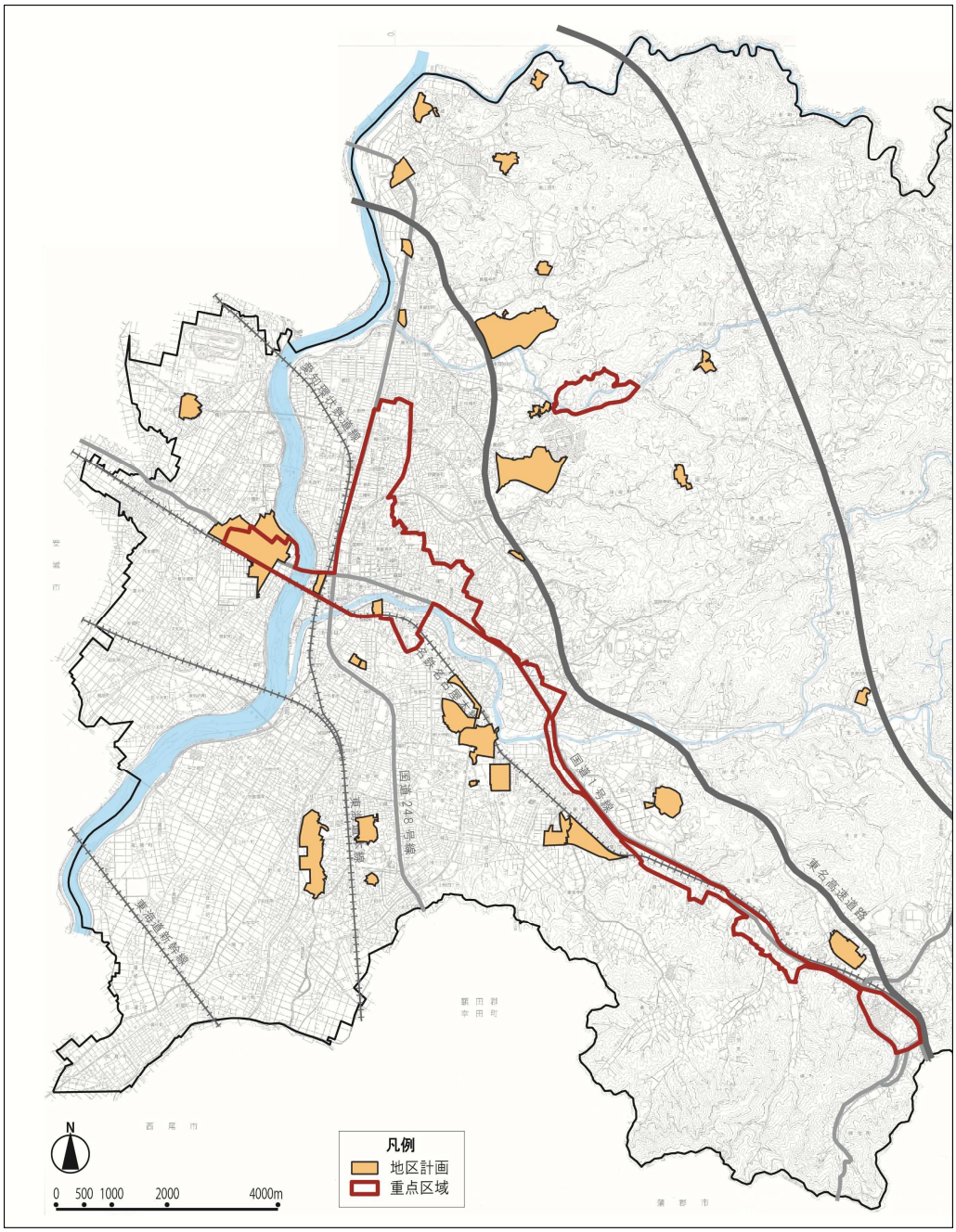


図4-3-2　地区計画と重点区域

③高度地区

本市では、地域の特性に応じた良好な居住環境を保全し、秩序ある良好なまちなみの形成を目的として、高度地区の指定によって建築物の最高高さについて規制誘導している。

中心市街地及び名鉄東岡崎駅からＪＲ岡崎駅周辺までを除いた住居系用途地域（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域）において、建築物の高さの最高限度を 18 メートル又は 25 メートルとしている。

今後においても、これらの最高高さの規制誘導により、周辺に見られる歴史的風致との調和に努め、良好な市街地環境の形成を図っていくものとする。

表4-3-1　高度地区

種類	面積	建築物の高さの最高限度
第一種高度地区	約 1,338 ヘクタール	18 メートル
第二種高度地区	約 1,479 ヘクタール	25 メートル

※適用除外

地区計画や風致地区で、すでに高さ制限がある区域では、高度地区による制限値ではなく、地区計画などの制限値が最高高さとなる。

また、告示日（平成25年(2013) ２月 １日）に、すでに建築されている（又は建築中の）建物は、高度地区の制限は適用されない。

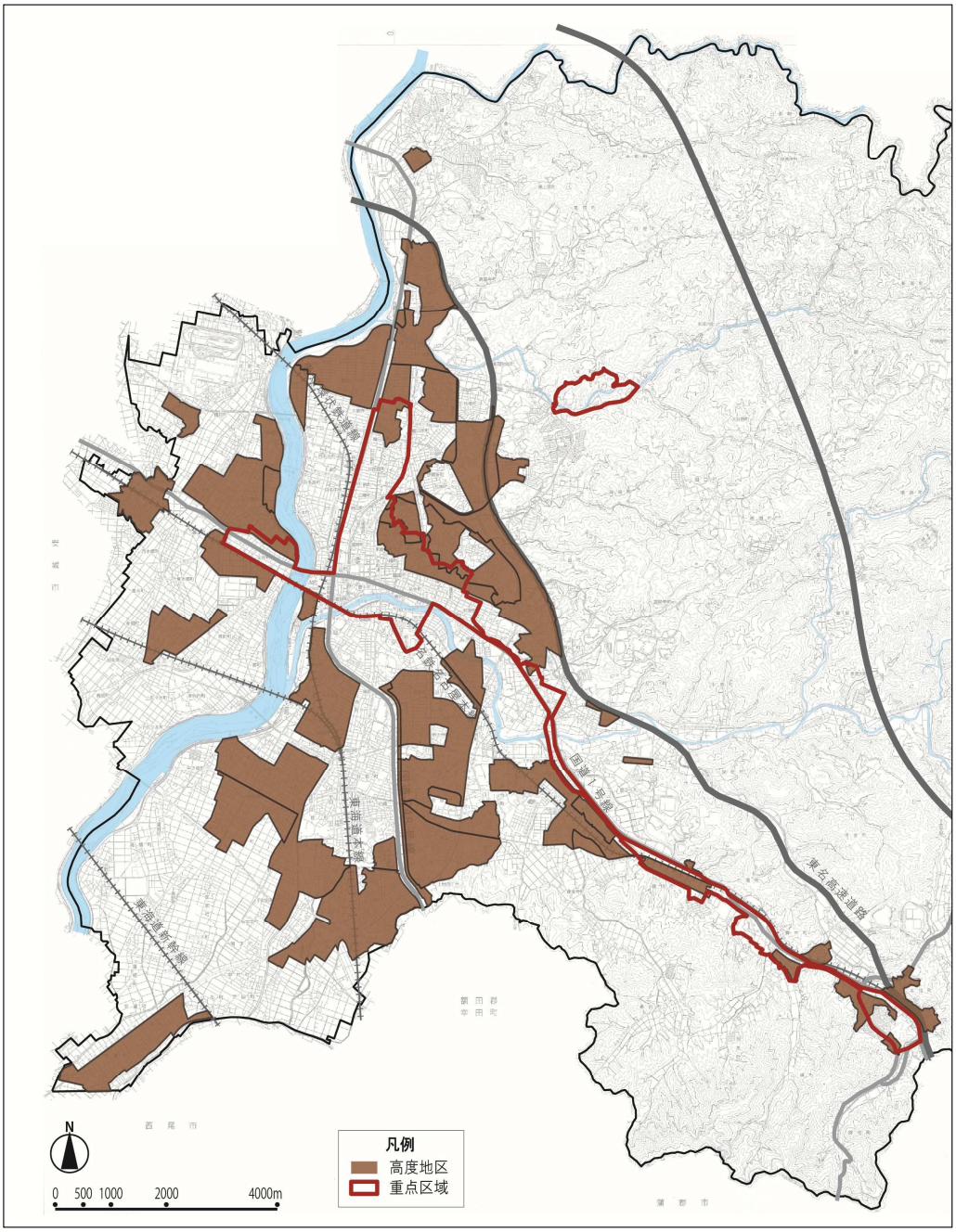


図4-3-3　高度地区と重点区域

④風致地区

都市における良好な自然環境の保全を目的とした制度として「風致地区」があり、市内の各地で指定されている。

「岡崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例」では、都市計画法の規定に基づき、市域のうち約 764 ヘクタールの風致地区において、本市の樹林地又は河川等の沿岸部、その他その状況がこれらに類する区域及び市街地における風致を維持することを目的とし、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採、その他の行為について必要な規制を行うため、市長の許可を受けなければならないこととしている。また、大樹寺、甲山（かぶとやま）、竜城等の 15 地区を地域内の地形や森林等の自然的要素の実情に応じて２種に区分（第２種・第３種風致地区）しており、地区ごとに建築物の高さ、建ぺい率、外壁後退距離、緑化率等を定めている。

重点区域のうち、「岡崎城下及び東海道地区」においては、岡崎城の旧城郭内や大樹寺周辺等が風致地区に指定され、歴史文化資産を活かした都市景観の維持・保全及び良好な市街地環境の一助となっている。

今後においても、本制度を適切に運用することで、まちなみと一体となって都市の景観を構成している市街地の良好な自然を保全するとともに、都市の自然風致を維持し、本市固有の歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

表4-3-2　風致地区内における許可等の基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>基準内容</th></tr>
<tr><td>1.建築物の建築、その他の工作物の建設</td><td>○建築物等の位置、形態、意匠などが周辺の風致と調和すること
○建築物が周辺の地面と接する位置の高低差が、6m以下であること
○建築物の高さ、建ぺい率、外壁の後退距離、緑地率は次の基準を満たすこと
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">建物高さ（m）</th><th rowspan="2">建ぺい率（%）</th><th colspan="2">外壁の後退距離(m)</th><th rowspan="2">緑地率（%）</th></tr>
<tr><th>接道部</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>第2種</td><td>10 以下</td><td>30 以下</td><td>2以上</td><td>1以上</td><td>40 以上</td></tr>
<tr><td>第3種</td><td>15 以下</td><td>40 以下</td><td>2以上</td><td>1以上</td><td>30 以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2.土地の形質の変更</td><td>○周辺を含む木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと
○緑地率、のりの高さ等は次の基準を満たすこと
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">緑地率（%）</th><th colspan="2">切土･盛土ののりの高さ等(m)</th></tr>
<tr><th>1ha超</th><th>1ha以下</th></tr>
<tr><td>第2種</td><td>40 以上</td><td>3以下</td><td>3mを超える場合、植栽等の措置</td></tr>
<tr><td>第3種</td><td>30 以上</td><td>5以下</td><td>5mを超える場合、植栽等の措置</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3.木竹の伐採</td><td>○木竹の伐採が周辺の風致を損うおそれが少ないこと
○次のいずれかに該当すること
・建築物の建築その他工作物の建設、土地の形質の変更を行うための最小限度の伐採
・森林の択伐　・伐採後の成林が確実な森林の皆伐（1ha 以下に限る）
・森林である土地の区域外における伐採</td></tr>
<tr><td>4.建築物等の色彩の変更</td><td>○変更後の色彩が周辺の風致と調和すること</td></tr>
<tr><td>5.水面の埋立又は干拓</td><td>○周辺を含む木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと
○水面の埋立て又は干拓が周辺の風致と調和すること</td></tr>
<tr><td>6.土石の類の採取</td><td>○採取の方法が、周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと</td></tr>
<tr><td>7.屋外の土石等の堆積</td><td>○堆積行為が、周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと</td></tr>
</table>

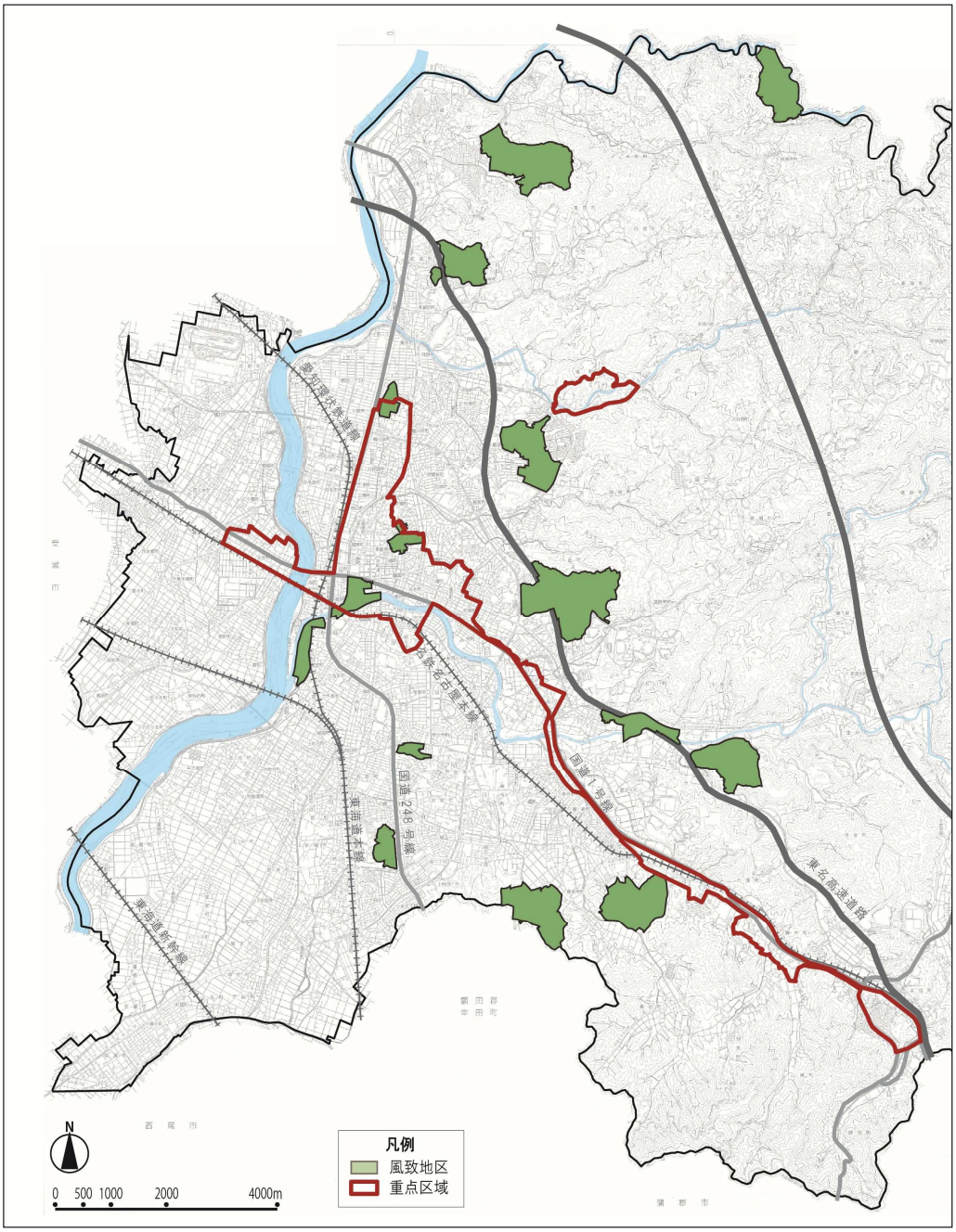


図4-3-4　風致地区と重点区域

(2)重点区域における景観計画の活用(景観法)

本市では、昭和 60 年(1985)に「岡崎市都市景観環境条例」を制定、昭和 63 年(1988)には「岡崎市都市景観環境基本計画」を策定し、景観まちづくりを進めてきた。その後、景観への意識の高まりや平成 16 年(2004)の景観法施行など、景観を取り巻く社会環境が変化してきたことを踏まえ、平成 24 年(2012)に景観法に基づく「岡崎市景観計画」の策定及び「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」を改正し、景観法の諸制度を活用して良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めている。

景観計画では景観法の諸制度を活用するため、市全域を景観計画区域に指定し、建築物においては、高さが 18 メートルを超える又は延べ面積が 1,000 平方メートルを超える規模を対象に、一定の建築行為等に対し規制誘導を、また、景観計画区域のうち、優れた眺望景観又は良好な景観の保全及び創出を重点的に推進する必要がある区域として指定した「景観形成重点地区」においては、規模に関わらず全てを対象に、一定の建築行為等に対し、地区独自のきめ細やかな規制誘導を、それぞれ景観まちづくりの方針や建築物等の形態意匠等に関する景観形成基準を定め、事前協議や届出勧告制度により景観まちづくりを推進している。

重点区域には、景観形成重点地区として指定している「八丁地区」「藤川地区」「中央緑道周辺地区」の３地区が含まれており、それぞれきめ細やかな規制誘導を行っている。

歴史的風致維持向上計画の重点区域と景観計画の景観形成重点地区を重ね、両計画を相乗効果的に関連づけることで、行為の届出を機会に、きめ細かな協議を行い、建築物等の景観誘導と歴史的風致に配慮した市街地整備を連携して推進し、歴史的風致の維持向上を図る。

今後においては、既に指定されている景観形成重点地区において、地域住民の意向を踏まえて景観形成基準(行為の制限)の上乗せ等を随時検討し、拡充を図るとともに、新たな区域の指定など景観形成重点地区の拡大についても検討し、重点区域における歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めていくものとする。

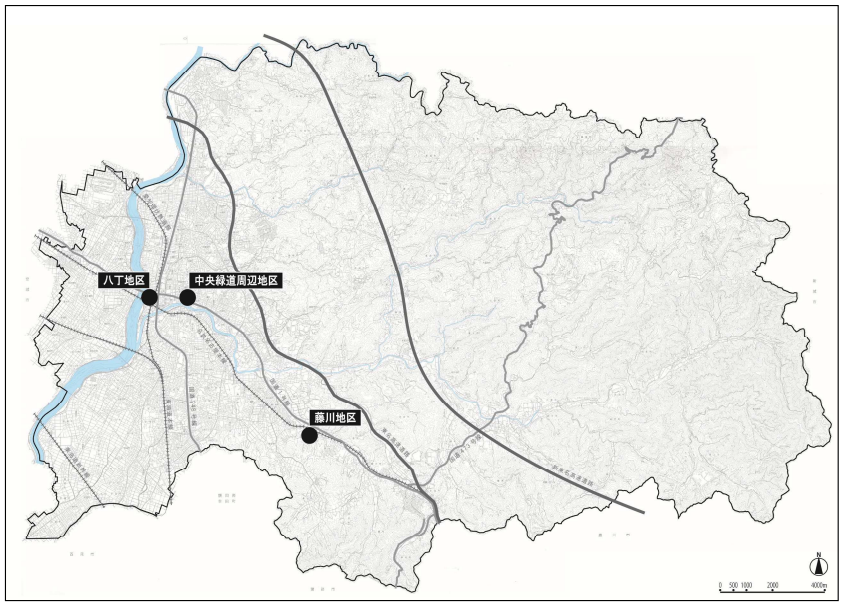


図4-3-5　景観形成重点地区

表4-3-3　景観形成重点地区の概要

名称	地区の概要	区域
八丁地区 （面積約 12.8 ヘクタール）	全国に名が知られる「八丁味噌」の地場産業や旧東海道の歴史文化を活かしたまちづくりを進めてきた地区	旧東海道の陸運や矢作川の舟運とともに地場産業が発展してきた特性を踏まえた区域
藤川地区 （面積約 17.7 ヘクタール）	東海道の宿場町「藤川宿」の歴史文化を活かしたまちづくりを進めてきた旧東海道を軸とする地区	旧東海道の端から両側 20 メートルを基本に、地形地物により一体的に捉えられる約2キロメートルにわたる区域
中央緑道周辺地区 （面積約 0.7 ヘクタール）	中央緑道は歴史的なまちの名残と新しいまちなみを同時に感じることができるほか、乙川への眺望を楽しむことができる地区	中央緑道に接する道路と民地境界から 20 メートルの範囲の区域

①市域全域対象の方針及び基準

ア.良好な景観の形成に関する方針（景観まちづくりの基本方針）

〇豊かな自然環境と調和し、潤い、安らぐ景観形成
〇固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成
〇場の特性を読み解き、魅力を高める景観形成
〇周辺環境との関係性に配慮し、調和する景観形成
〇身近な活動を通じ、コミュニティを育む景観形成

イ.良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（大規模行為等の景観誘導）

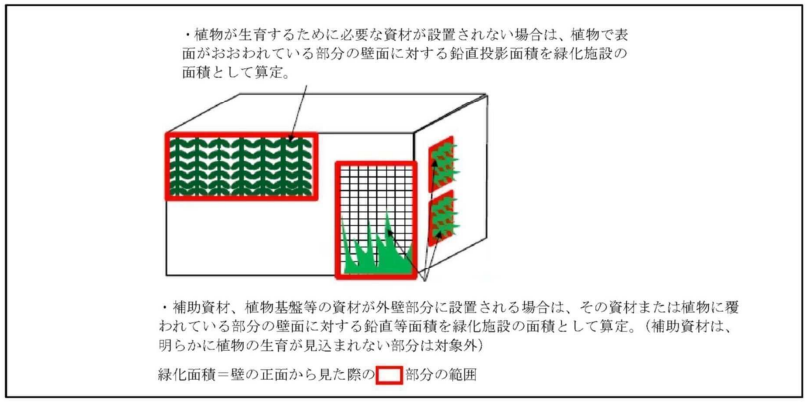
a.景観形成基準

表4-3-4　大規模行為等における景観形成基準

項　目		指導基準（勧告）
建築物	緑化	□敷地面積の 100 分の５以上の緑化面積を確保すること。ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、緑化以外の方法により良好な景観の保全・創出に寄与するものと認める場合はこの限りでない。 □新たに緑化を行う場合は、地域環境や土壌を含めた敷地条件を十分に確認し、緑化の目的に応じて、地域の自然環境と調和した樹種の選定や、植栽後の成長や維持管理を踏まえて行うこと。

【緑化面積の算定方法】
※緑化面積の算定方法は、都市緑地法に定める緑化施設の鉛直投影面積を基本とし、樹木や地被植物、花壇等の他、水流や池（緑化されていない調整池等は除きます。）等も含めることとします。
※壁面や屋上等に設置する緑化施設については、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される位置にあり、景観上の効果を期待できる場合は、緑化面積に含めることができるものとします。
※既存の緑を保全する場合も緑化面積に含めることとします。

※壁面緑化にあっては、緑化施設が整備された外壁直立部分の鉛直投影面積の合計とします。



出典：都市緑地法改正のポイント（国土交通省）

b.届出対象行為

表4-3-5　大規模行為等における届出対象行為

区　分	規　　模	行　　為
建築物	□高さが 18 メートルを超える、又は延べ面積が 1,000 平方メートルを超えるもの	□新築

②景観形成重点地区

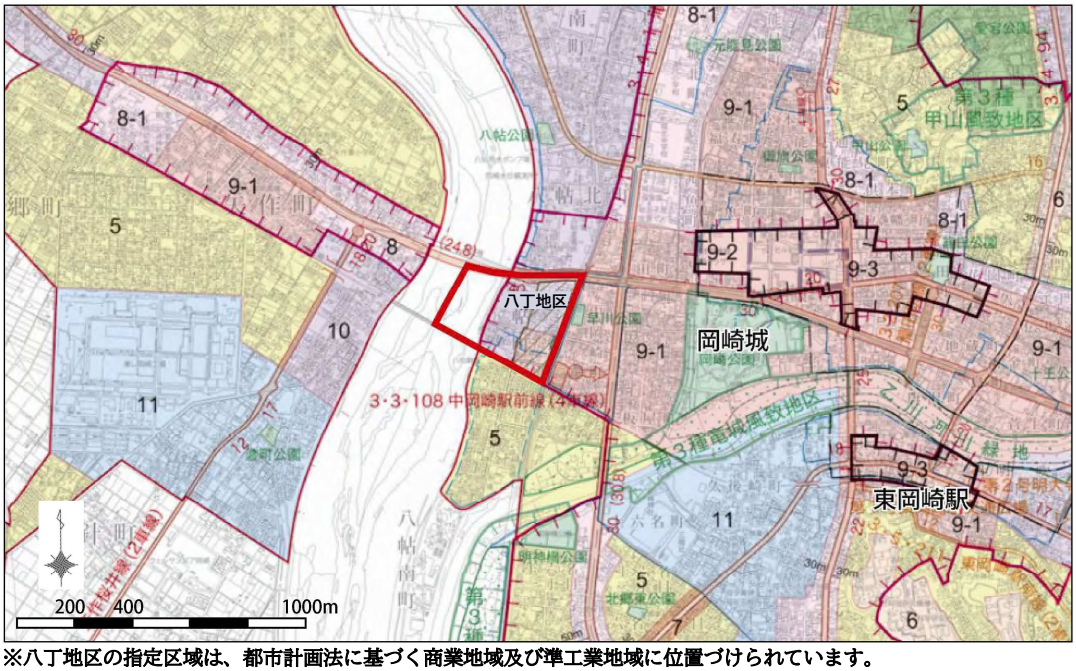
ア.八丁地区景観形成重点地区

a.地区の区域

八丁地区は、旧東海道や八丁味噌の地場産業に代表される歴史文化資産が旧東海道沿いだけでなく、一定の広がりのある範囲に分布していること、また、矢作川の舟運とともに発展してきた地区の特性を踏まえ、矢作川、鉄道及び国道に四方を囲まれた範囲を区域としている。



図4-3-6　八丁のまちなみ



※八丁地区の指定区域は、都市計画法に基づく商業地域及び準工業地域に位置づけられています。

図4-3-7　八丁地区景観形成重点地区の区域(広域)

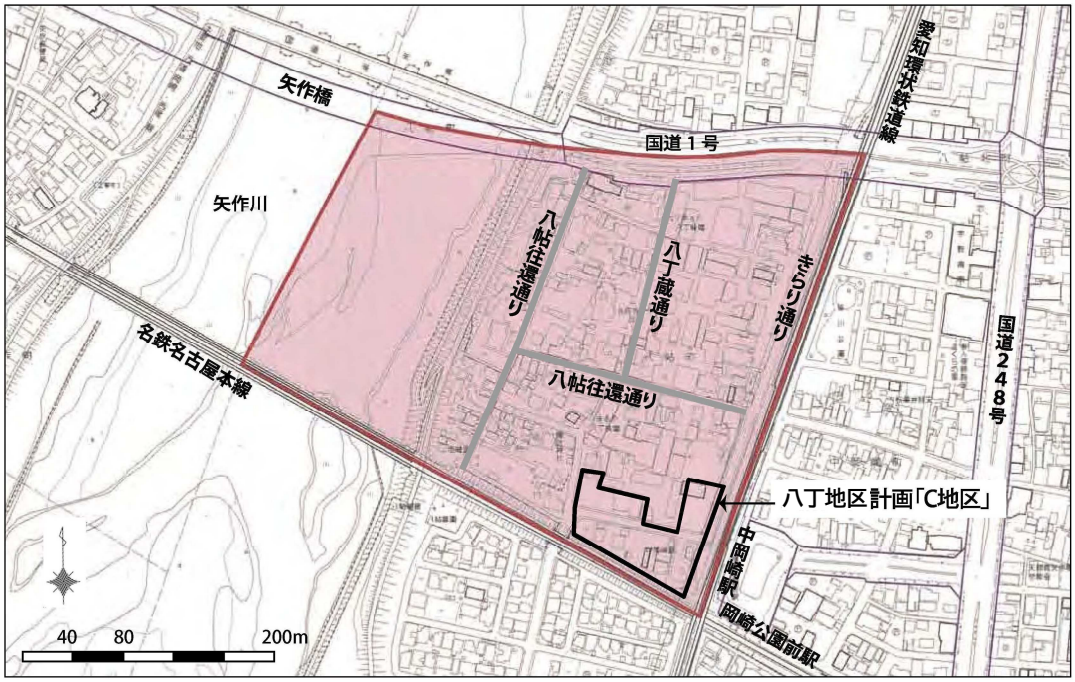


図4-3-8　八丁地区景観形成重点地区の区域(詳細)

b.将来の景観像

くらしと地場産業が共生し、
活気あふれ、賑わいのあるまちなみ

c.景観形成方針

〇一人ひとりが地域への関心を高め、できることから主体的に取り組む
〇八丁味噌の蔵並み等を、「まちなみ」の核として活かす
〇まちの変化をつなぎ、共生により活力と賑わいを生み出す

d.景観形成基準など

八丁らしいまちなみ景観を維持するため、建築物等の高さの最高限度を定めている。

表4-3-6　八丁地区景観形成重点地区における景観形成基準

項　目		景観形成基準（勧告基準）
建築物及び工作物	高さ	□地盤面からの高さが 15 メートルを超えないものとする。 □ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りでない。

表4-3-7　八丁地区景観形成重点地区における届出対象行為

区　分	規　模	行　為
建築物	□高さが 10 メートルを超えるもの	□新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
工作物		□新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

※当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが届出対象行為の規模を超えるものを含む。

【適用除外】

◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項

◆都市計画法に基づく**八丁地区**計画の「C 地区（商業地域）」

◆10 メートルを超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕又は模様替

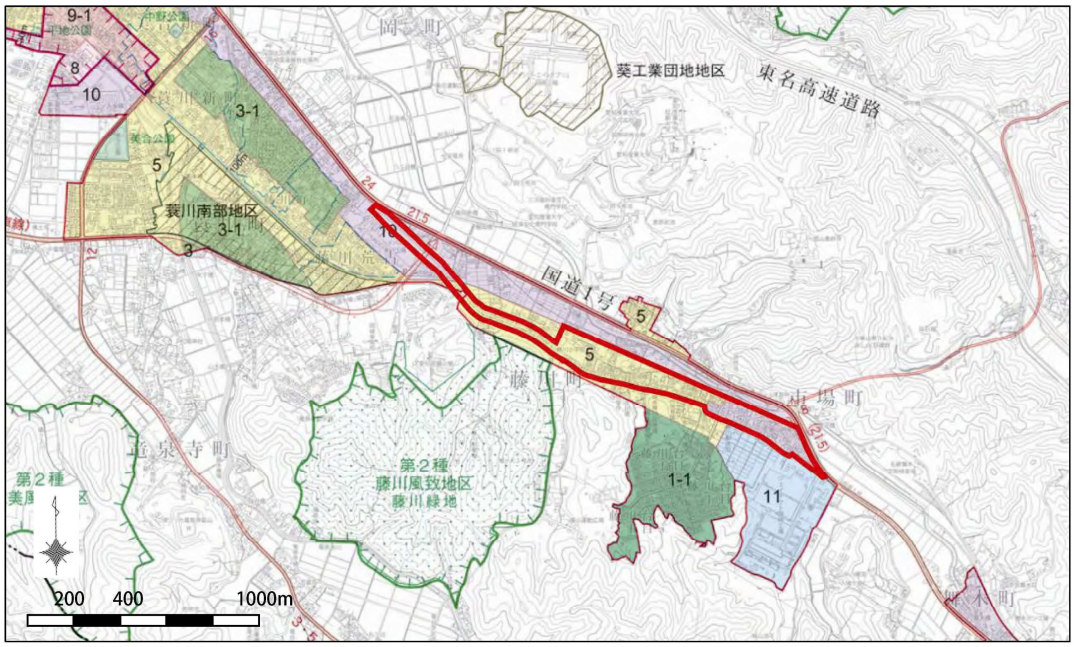
イ.藤川地区景観形成重点地区

a.地区の区域

旧東海道の端から両側 20 メートルを基本に、宿場町であった西棒鼻（にしぼうばな）と東棒鼻（ひがしぼうばな）の間については、路地や水路、地域の玄関口である藤川駅周辺を含め、鉄道や道路、河川等の地形地物により一体的に捉えられる区域としている。



図4-3-9　藤川のまちなみ



※藤川地区の指定区域は、都市計画法に基づく第一種住居地域及び準工業地域に位置づけられています。

図4-3-10　藤川地区景観形成重点地区の区域(広域)

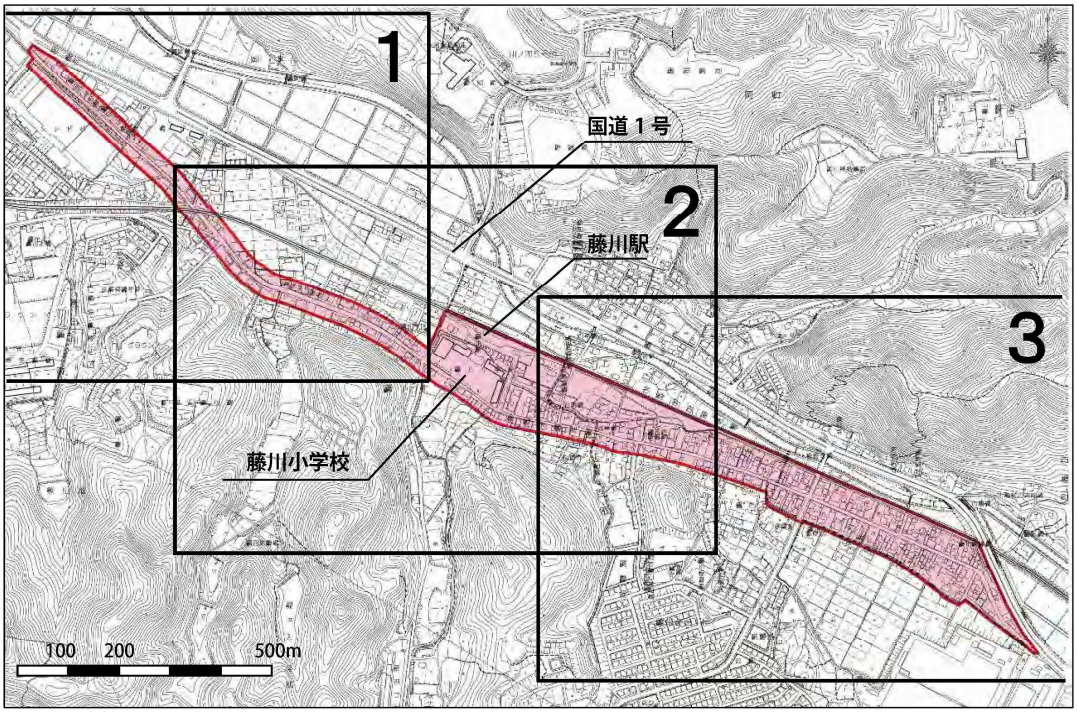


図4-3-11　藤川地区景観形成重点地区の区域(総括)

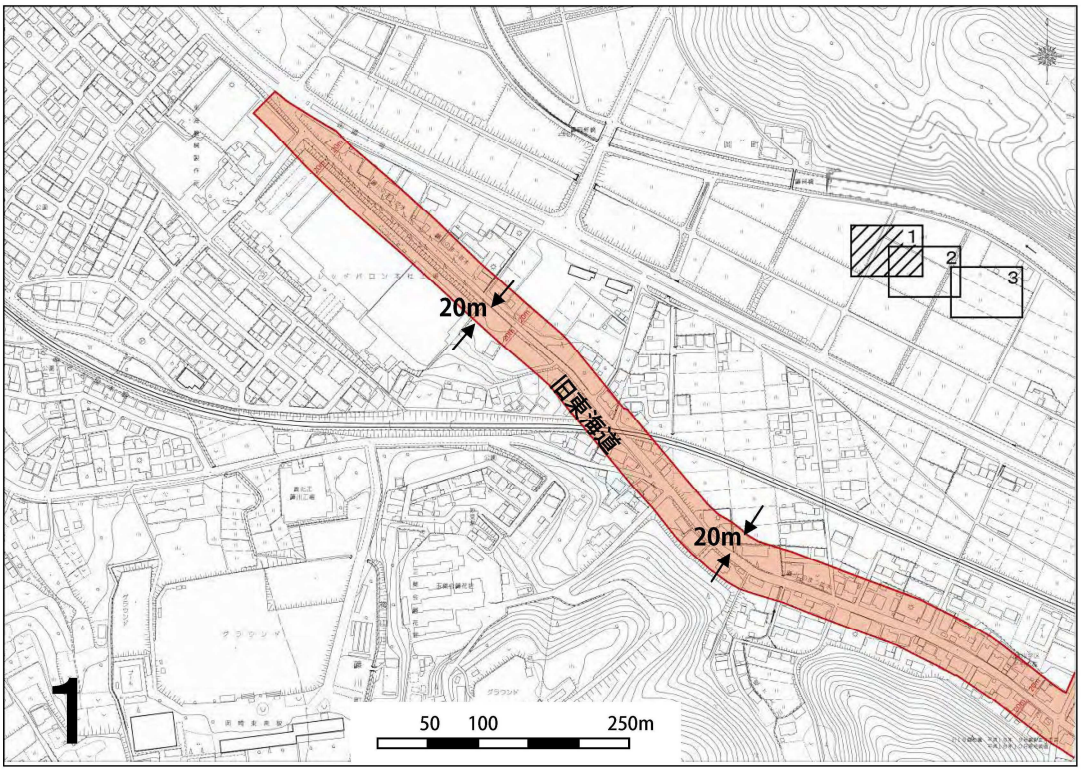


図4-3-12　藤川地区景観形成重点地区の区域(分割 1/3)

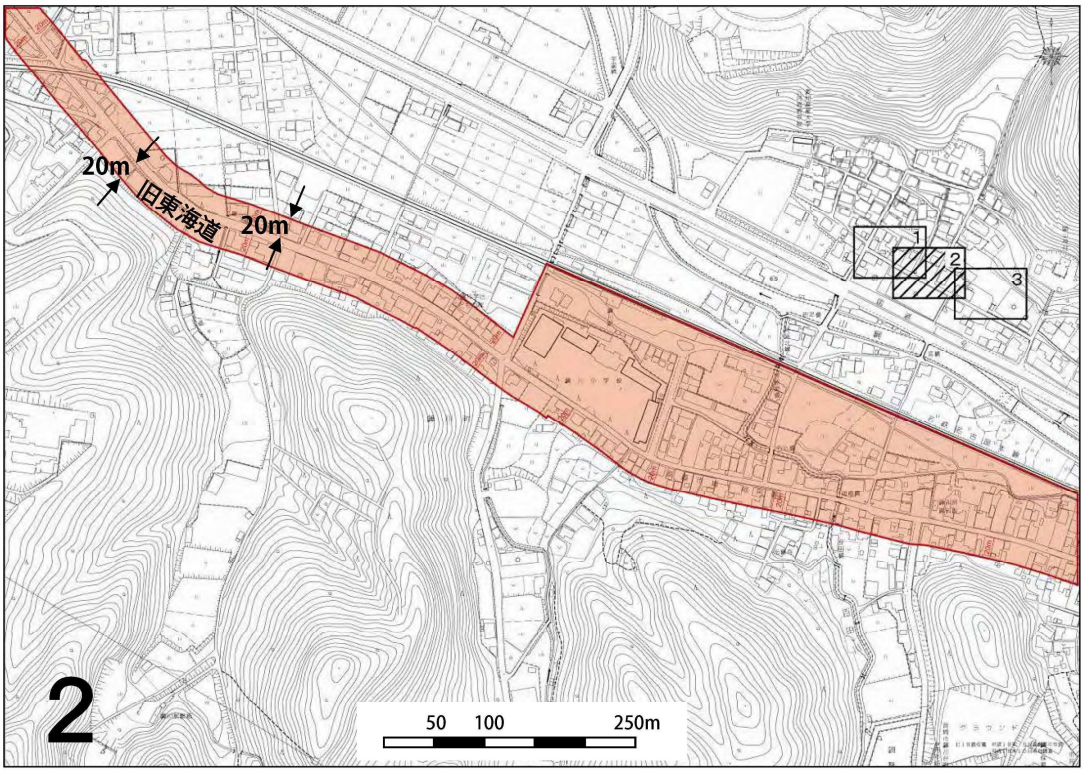


図4-3-13　藤川地区景観形成重点地区の区域(分割 2/3)

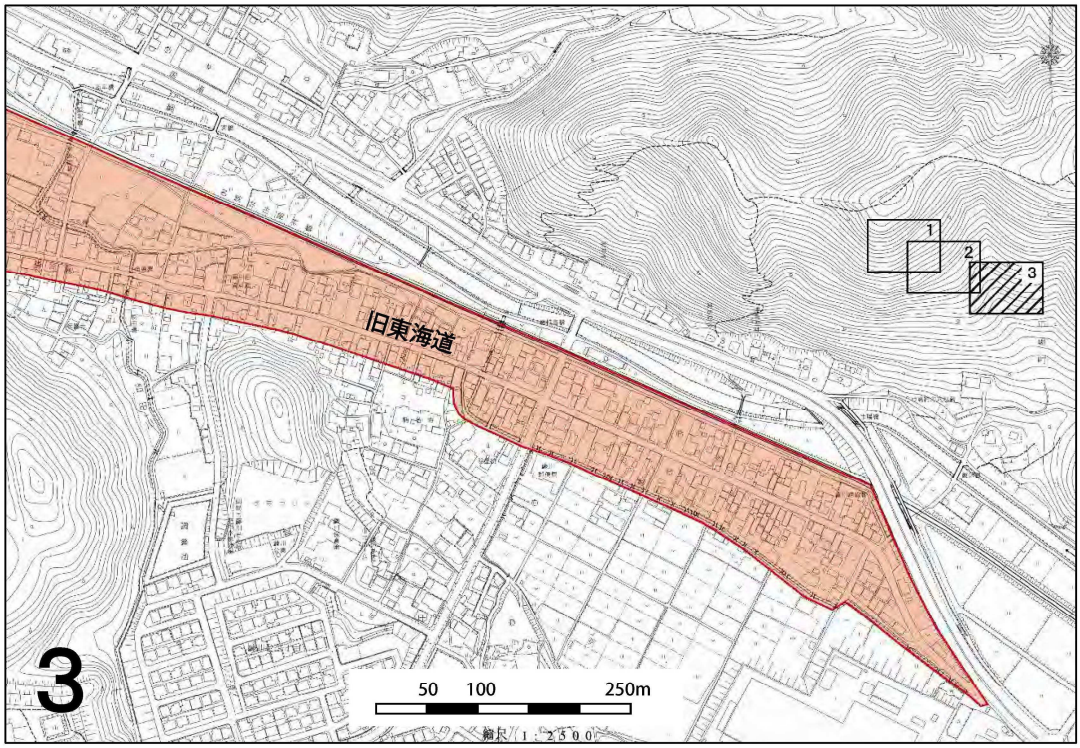


図4-3-14　藤川地区景観形成重点地区の区域(分割 3/3)

b.将来の景観像

豊かなくらしに
宿場町の風情がただようまちなみ

c.景観形成方針

〇一人ひとりが地域への関心を高め、できることから主体的に取り組む
〇歴史的な建造物等を守り、「まちなみ」の核として活かす
〇まちの変化をつなぎ、生活環境の向上とともに宿場町の風情をつくる

d.景観形成基準など

藤川らしいまちなみ景観を維持するため、建築物等の高さの最高限度を定めている。

表4-3-8　藤川地区景観形成重点地区における景観形成基準

項　目		景観形成基準（勧告基準）
建築物及び工作物	高さ	□地盤面からの高さが 12 メートルを超えないものとする。 □ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りでない。

表4-3-9　藤川地区景観形成重点地区における届出対象行為

区　分	規　模	行　為
建築物	□高さが 10 メートルを超えるもの	□新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
工作物		□新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

※当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが届出対象行為の規模を超えるものを含む。

【適用除外】

◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項

◆10 メートルを超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕又は模様替

《参考：岡崎市無電柱化推進計画》

令和３年度(2021)に、岡崎市無電柱化基本計画を岡崎市無電柱化推進計画として策定し、国の無電柱化推進計画と連携し、計画的な無電柱化を推進しています。これまで、リバーフロント地区やシビックコア周辺などにおいて整備を行ってきました。



リバーフロント地区



シビックコア周辺

【電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例】

円滑な交通の確保に該当しない場合においても、景観上の必要性が高い地区・歴史的まちなみを形成する地区等の非幹線道路を景観重要道路として景観計画に位置づけることで、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定することが可能となり、その整備が促進されます。

ウ.中央緑道周辺地区景観形成重点地区

a.地区の区域

中央緑道に接する道路と民地境界から 20 メートルの範囲を区域としている。なお、中央緑道を都市軸とし、一貫した景観形成を図るため、籠田公園から桜城橋までの全区域の指定を進めるが、先行して籠田町と康生通南の町境から国道１号以北の一部区域としている。



図4-3-15　中央緑道の周辺

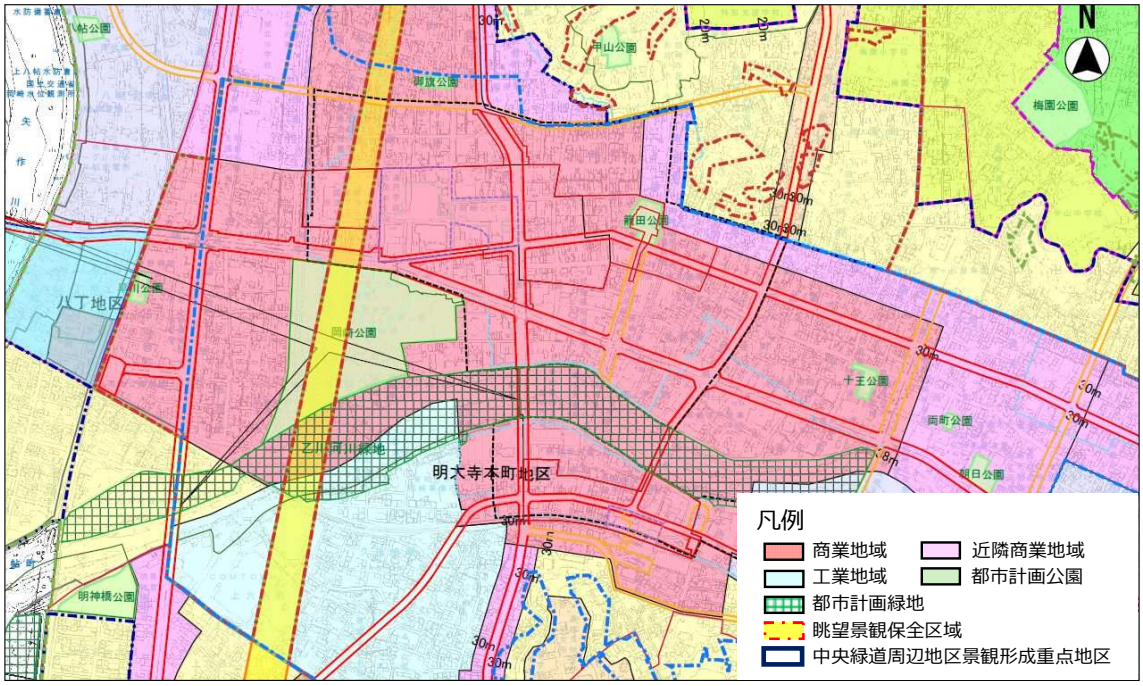


図4-3-16　中央緑道周辺地区景観形成重点地区の区域(広域)

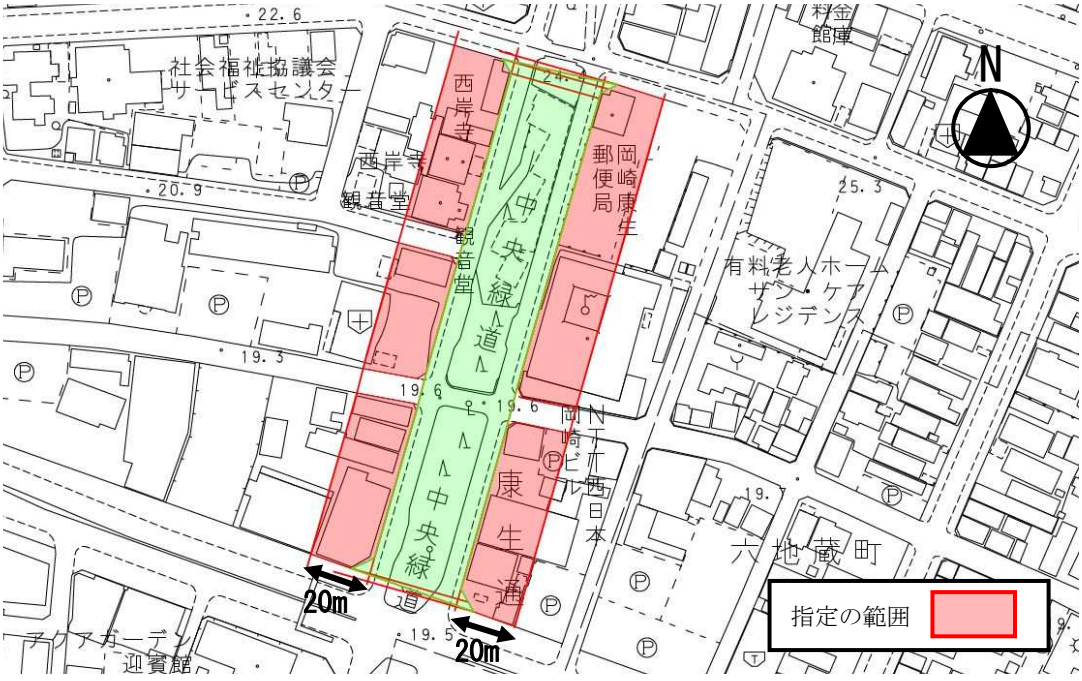


図4-3-17　中央緑道周辺地区景観形成重点地区の区域(詳細)

b.将来の景観像

緑道内の取組をまちが包括的にサポートし、
歩いて楽しい魅力あるまちなみ

c.景観形成方針

〇地域の「かお」となるまちなみ
〇緑道の居心地を展開したまちなみ
〇乙川に連続する空を感じられるまちなみ
〇緑道の自然・歴史と連続するまちなみ

d.景観形成基準など

中央緑道周辺地区らしいまちなみ景観を維持するため、建築物等の色彩等を定めている。

表4-3-10　中央緑道周辺地区景観形成重点地区における景観形成基準

項目		指導基準（勧告）（※）
建築物及び工作物	色彩	建築物の外壁や屋根、工作物の色彩は、低彩度かつ中明度の色彩を基準とする。具体的には、外壁等の面積に応じて使用可能な基調色・補助色・強調色の色域を定めた色彩基準を用いる。
	位置配置	中央緑道と連続したまちなみを創出するため、延床面積 300 ㎡以上の建築物を新築等する場合は、敷地面積の５％と 200 ㎡のうちいずれか小さい面積以上のオープンスペースを中央緑道に面して確保する。
	屋外設備	建築物を新築する場合は、屋外設備等が中央緑道側に露出せずに配置できるスペースを事前に計画する。やむを得ず緑道側に屋外設備等が露出する場合は、建築物の意匠・色彩と一体的なデザインとしたり、植栽等で修景を行うなどの配慮を行う。
	照明	中央緑道側に外部照明を設置する場合は、電球色や温白色（色温度 2700K から 3500K）とする。
	緑化	延床面積が 1,000 ㎡を超える建築物を新築する場合は、敷地面積の５％以上の緑化施設（壁面緑化や屋上緑化等）を中央緑道から見える場所を中心に設ける。また、岡崎市の在来種を栽培するなど中央緑道との統一感の創出に寄与する種類の植栽を推奨する。

※ 形態意匠（色彩）は変更命令
※ 駐車場はオープンスペースに含まない

表4-3-11　中央緑道周辺地区景観形成重点地区における景観形成基準（色彩）

基調色（建築物の外壁や屋根等、工作物の各面の見付面積の 4/5 以上） 建築物等の基調となり、建築物等全体のイメージを生む色彩						
色相	R（赤）、YR（黄赤）		Y（黄）		その他の色相	
明度	４以上８以下	８を超える	４以上８以下	８を超える	４以上８以下	８を超える
彩度	６以下	２以下	４以下	２以下	２以下	１以下

補助色（建築物の外壁や屋根、工作物の各面の見付面積の 1/5 未満） 基調色を引き立て建築物等のデザインに変化をつける色彩			
色相	R（赤）、YR（黄赤）	Y（黄）	その他の色相
明度	規制なし	規制なし	規制なし
彩度	６以下	６以下	２以下

表4-3-12　中央緑道周辺地区景観形成重点地区における景観形成基準（色彩/強調色）

強調色（建築物等の外壁や屋根、工作物の各面の見付面積の 1/20 以下） ごく小面積で使用することによりアクセントを与える色彩			
色相	R（赤）、YR（黄赤）	Y（黄）	その他の色相
明度	規制なし	規制なし	規制なし
彩度	規制なし	規制なし	規制なし

※各面の見付面積：建築物等の一つの面における鉛直投影面積

※基本は基調色とし、補助色＋強調色≦外壁各面の面積 1/5 とする

※高さ 15m 以下かつ延床面積 300 ㎡以下の建築物の場合は、基調色に使用できる明度基準を「２以上８以下」としてもよい

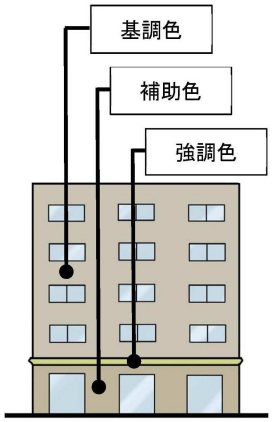


表4-3-13　中央緑道周辺地区景観形成重点地区における届出対象行為

区　分	規　模	行　為
建築物	すべてのもの	新築、改築、増築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更
工作物		

【適用除外】

◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項

③景観重要建造物

景観法第 19 条の規定に基づき、市長が良好な景観の形成に寄与する重要な建造物を、所有者の意見を聴き指定するものである。現在、13 件を指定している。

表4-3-14　景観重要建造物の指定基準

(1)以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。		
	○地域の拠点や象徴であるもの	・人々が集まる地域の拠点として長年にわたり親しまれてきたもの ・芸術・文化等で取り上げられたもの、あるいは歴史上の著名人との関わり等のいわれがあり地域で親しまれているもの ・本市の象徴である岡崎城の建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石、庭園等
	○地域の歴史を伝えるもの	・商家や蔵、社寺など、城下町や宿場町、門前町としての歴史を物語る伝統的な建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石、庭園等 ・伝統的な地場産業を今に伝える建造物とそれらと一体となって景観を形成している煙突や塀、敷石等 ・本市の近代における発展を物語る洋風建築等の建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石等 ・農家住宅や蔵、茅葺の屋根など、本市の山村集落、田園集落におけるくらしに根ざした伝統的建造物とそれらと一体となった景観を構成している石垣や水路、塀等 ・現代の社会において再現することが容易でないもの ・登録有形文化財に登録されているもの
	○景観上の役割が高いもの	・まちかどやアイストップ[2]に位置するなど、地区レベルの景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの ・形態意匠に一定の様式美があり、地域の景観上のシンボルとして愛され親しまれているもの ・地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く現れており、地域の良好な景観形成の模範となるもの ・優れた建築デザインにより、地域の良好な景観の形成に寄与するもの
(2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。		

表4-3-15　景観重要建造物指定一覧

○第1号指定	岡崎城天守	(指定日:平成 25 年(2013)　4 月 17 日)
○第2号指定	六供配水場配水塔	(指定日:平成 25 年(2013)　5 月 31 日)
○第3号指定	旧石原家住宅	(指定日:平成 25 年(2013)　8 月 30 日)
○第4号指定	旧野村家住宅(米屋)	(指定日:平成 25 年(2013)　8 月 30 日)
○第5号指定	カクキュー八丁味噌	(指定日:平成 26 年(2014) 10 月 30 日)
○第6号指定	まるや八丁味噌	(指定日:平成 26 年(2014) 10 月 30 日)
○第7号指定	本光寺	(指定日:平成 27 年(2015)　4 月　8 日)
○第8号指定	アイチ味噌溜店舗	(指定日:平成 27 年(2015)　7 月 24 日)
○第9号指定	善立寺	(指定日:平成 29 年(2017) 10 月 31 日)
○第10号指定	岡崎信用金庫資料館(旧岡崎銀行本店)	(指定日:平成 29 年(2017) 10 月 31 日)
○第11号指定	日本福音ルーテル岡崎教会教会堂	(指定日:平成 30 年(2018)　9 月　1 日)
○第12号指定	十王堂	(指定日:平成 31 年(2019)　3 月　1 日)
○第13号指定	旧平岡家住宅(銭屋)	(指定日:令和　7 年(2025)　3 月 21 日)

[2] 街角や通りの正面にあり、視線を引きつけたり、印象に残ったりするもの。山、建造物、樹木など。


図4-3-18　岡崎城天守


図4-3-19　六供配水場配水塔


図4-3-20　旧石原家住宅


図4-3-21　旧野村家住宅(米屋)


図4-3-22　カクキュー八丁味噌


図4-3-23　まるや八丁味噌


図4-3-24　本光寺


図4-3-25　アイチ味噌溜店舗


図4-3-26　善立寺


図4-3-27　岡崎信用金庫資料館


図4-3-28　日本福音ルーテル岡崎教会教会堂


図4-3-29　十王堂


図4-3-30　旧平岡家住宅(銭屋)

今後においても、重点区域の良好な景観の形成に寄与する重要な建造物を、景観重要建造物に指定し、その建造物を核とするまちなみ景観の形成を進め、もって歴史的風致の維持向上を図っていく。

(3)重点区域における屋外広告物の規制(屋外広告物法)

本市では、平成 14 年(2002)に「岡崎市屋外広告物条例」を制定し、市全域を禁止地域と許可地域に区分し、高さや大きさ等についての許可基準を設定して屋外広告物の規制誘導を行っている。

今後においても、重点区域やその周辺地域において、景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物の規制の強化の検討や地域の特性に応じたガイドラインを策定するなど、重点区域における歴史的風致の維持向上に関する実効性を高めていくとともに、積極的に歴史的風致に調和するよう、良好な屋外広告物の誘導を図っていくものとする。

表4-3-16　岡崎市屋外広告物条例に基づく禁止地域

禁止地域
(1)　都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区及び特別緑地保全地区並びに同項の規定により定められた生産緑地地区で市長が指定する区域
(2)　文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条又は第 78 条第1項の規定により指定された建造物の周囲 50 メートル以内の地域及び同法第 109 条第1項若しくは第2項又は第 110 条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
(3)　愛知県文化財保護条例(昭和 30 年愛知県条例第6号)第4条第1項又は第 24 条第1項の規定により指定された建造物の周囲 50 メートル以内の地域及び同条例第 29 条第1項の規定により指定された地域
(4)　岡崎市文化財保護条例(昭和 33 年岡崎市条例第 11 号)第6条第1項又は第 25 条第1項の規定により指定された建造物の周囲 50 メートル以内の地域で市長が指定する区域及び同条例第 34 条第1項の規定により指定された地域
(5)　森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第1項第 11 号に掲げる目的を達成するため指定された保安林
(6)　自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第 22 条第1項の規定により指定された自然環境保全地域
(7)　自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和 48 年愛知県条例第3号)第 20 条第1項の規定により指定された愛知県自然環境保全地域
(8)　高速自動車国道及び自動車専用道路(休憩所又は給油所の存する区域のうち市長が指定する区域を除く。)の全区間並びに新幹線鉄道の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の市長が指定する区間並びに鉄道(新幹線鉄道を除く。)、軌道及び索道の市長が指定する区間
(9)　道路並びに鉄道、軌道及び索道に接続する地域で、市長が指定する区域
(10)　都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他公園、緑地等の公共空地で市長が指定する区域
(11)　河川、池沼、渓谷、山及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
(12)　官公署、学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 134 条第1項に規定する各種学校を除く。)、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館及び体育館の敷地
(13)　古墳及び墓地並びに火葬場及び葬祭場の敷地
(14)　神社、寺院及び教会の境域で、市長が指定する区域

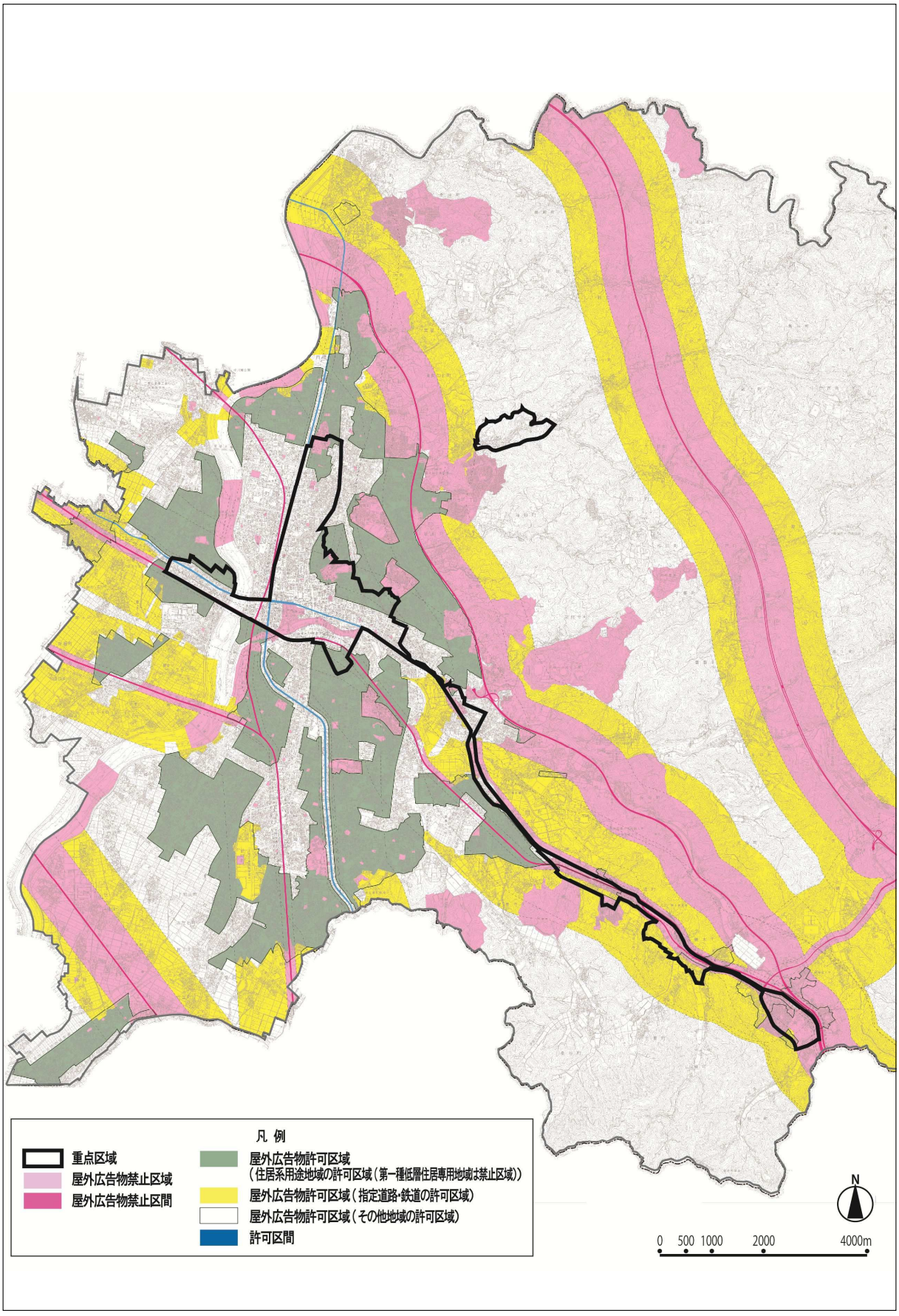


図4-3-31　屋外広告物の規制と重点区域　（屋外広告物の規制図は令和5年7月作成）

(4)重点区域における市独自条例の運用(岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例)

①ふるさと景観資産(条例第 39 条など関連)

市では、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づいて、景観計画区域内の良好な景観の形成に寄与する建造物若しくは樹木、又はこれらと一体となって良好な景観の形成に寄与する土地その他の物件であり、規則で定める基準を満たしたものとして登録された「景観資産」のうち、以下の基準を満たすものを「ふるさと景観資産」として選定している。

選定された「ふるさと景観資産」の所有者又は管理者は、当該ふるさと景観資産の良好な景観の形成における価値を尊重し、その保全に努めることが求められている。

なお、令和 7 年(2025) 3 月、「景観資産」の登録数は 134 件、そのうち「ふるさと景観資産」の選定数は、樹木が 84 件、樹木の集団(並木とそれ以外の集団)が 37 件、合計 121 件となっている。

表4-3-17　ふるさと景観資産の選定基準　(「岡崎市景観資産及びふるさと景観資産の登録等に関する要綱」第4条より)

選定基準
第4条　条例第 39 条第1項の規定によりふるさと景観資産として選定する場合の基準は、登録基準に加え、次の1号から3号までのいずれにも該当するものであって、次の4号又は5号に掲げるふるさと景観資産の区分に従い、当該各号に定める要件を満たすものとする。 (1) 地域住民に親しまれていること (2) 保全及び活用の活動の内容が明らかなもの (3) 所有者の同意が得られたもの (4) ふるさとの名木　樹木が健全であり、樹容が美観上特に優れていると認めるもので、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 ア　地上 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね 1.5 メートル以上であること。 イ　樹木の高さが地上 15 メートル以上であること。 ウ　株立ちした樹木の高さが3メートル以上であること。 エ　樹木がはん登性のもので、高さが3メートル以上で、かつ、枝葉の面積が 30 平方メートル以上であること。 オ　奇形木又は珍奇な樹木で相当な樹齢を経たものであること。 カ　希少価値又は歴史的価値があるものとして認められ、かつ、保全の必要があると認めるものであること。 キ　当該地域において教育的な価値があるものとして認められ、かつ、保全する必要があると認めるものであること。 (5) ふるさとの森　樹木が健全であり、その集団の樹容が美観上特に優れていると認めるもので、かつ、次のいずれにも該当するものであること。 ア　樹木の集団の存する土地の区域が市街化区域内にあり、かつ、その土地の面積が 500 平方メートル以上であること。 イ　樹木の集団について、管理協定を締結することとなる日から8年以上保存し、管理が可能であると認めるものであること。 ウ　当該地域において教育的な価値があるものとして認められ、かつ、保全する必要があると認めるものであること。

②眺望景観（条例第 11 条の2など関連）

市では、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づいて、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、優れた眺望景観の保全を図るため、眺望景観の保全に関する計画（以下「眺望計画」という。）を定めることができる。

「眺望計画」には、以下に示す事項を定めることとし、市長は「優れた眺望景観を保全する必要がある地域等」を定めることができる。

なお、「眺望景観保全地域」とは、現に優れた眺望景観を保全するために必要な土地の区域とし、また「特別地域」とは、眺望景観保全地域内で建築物又は工作物の高さや形態意匠が眺望景観に及ぼす影響が特に大きい土地の区域としている。

現在、「大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域（特別地域）」を指定している。

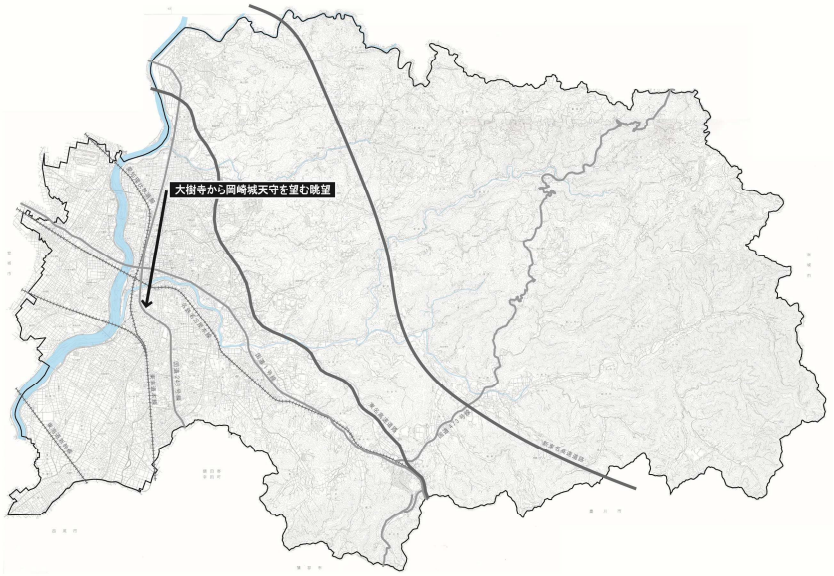


図4-3-32　眺望景観保全地域

表4-3-18　眺望計画に定める事項と地域（「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」第 11 条の3より）

眺望計画に定める事項
第 11 条の3　眺望計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 （1）優れた眺望景観を保全する必要がある地域等 （2）優れた眺望景観の保全に関する方針 （3）優れた眺望景観の保全のための行為の制限に関する事項 （4）前3号に掲げるもののほか、優れた眺望景観の保全に関し必要な事項 2　市長は、前項第1号に掲げる事項として、次に掲げる地域等を定めることができる。 （1）視対象及び眺望点 （2）眺望景観保全地域 （3）特別地域

表4-3-19　眺望景観保全地域(特別地域)の概要

名称	地区の概要	区域
大樹寺から岡崎城天守を望む眺望 (面積約 25.5 ヘクタール)	徳川家の菩提寺･大樹寺から徳川家康公の生誕地･岡崎城天守を望む歴史的眺望を保全する地区	大樹寺三門前を眺望点とし、岡崎城天守の後背地を含む約 4.5 キロメートルの眺望空間を保全する区域

ア.大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)

a.地域の区域

大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)は、大樹寺三門前を眺望点とし、その地上 1.5 メートルの視点から大樹寺総門を通して眺める眺望の中で、視点と見かけ上の岡崎城天守二層下部の延長線とを結ぶことによってつくられる面を、国道 248 号南側(都市計画法の用途地域の近隣商業地域の境界)まで伸ばし、この基準面を地盤に垂直に投影した区域を対象としている。

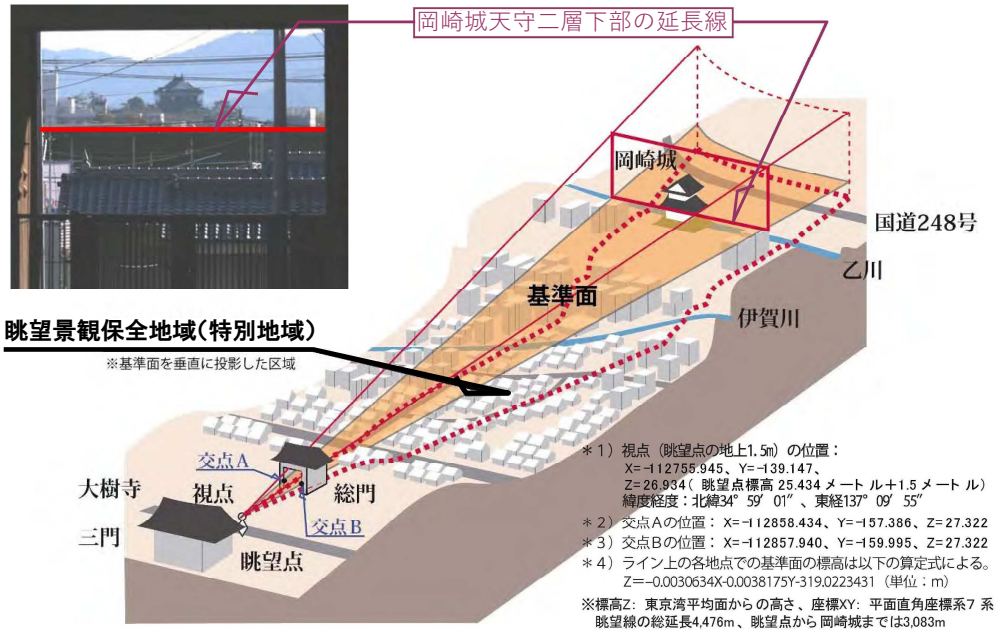


図4-3-33　大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)の区域(解説)

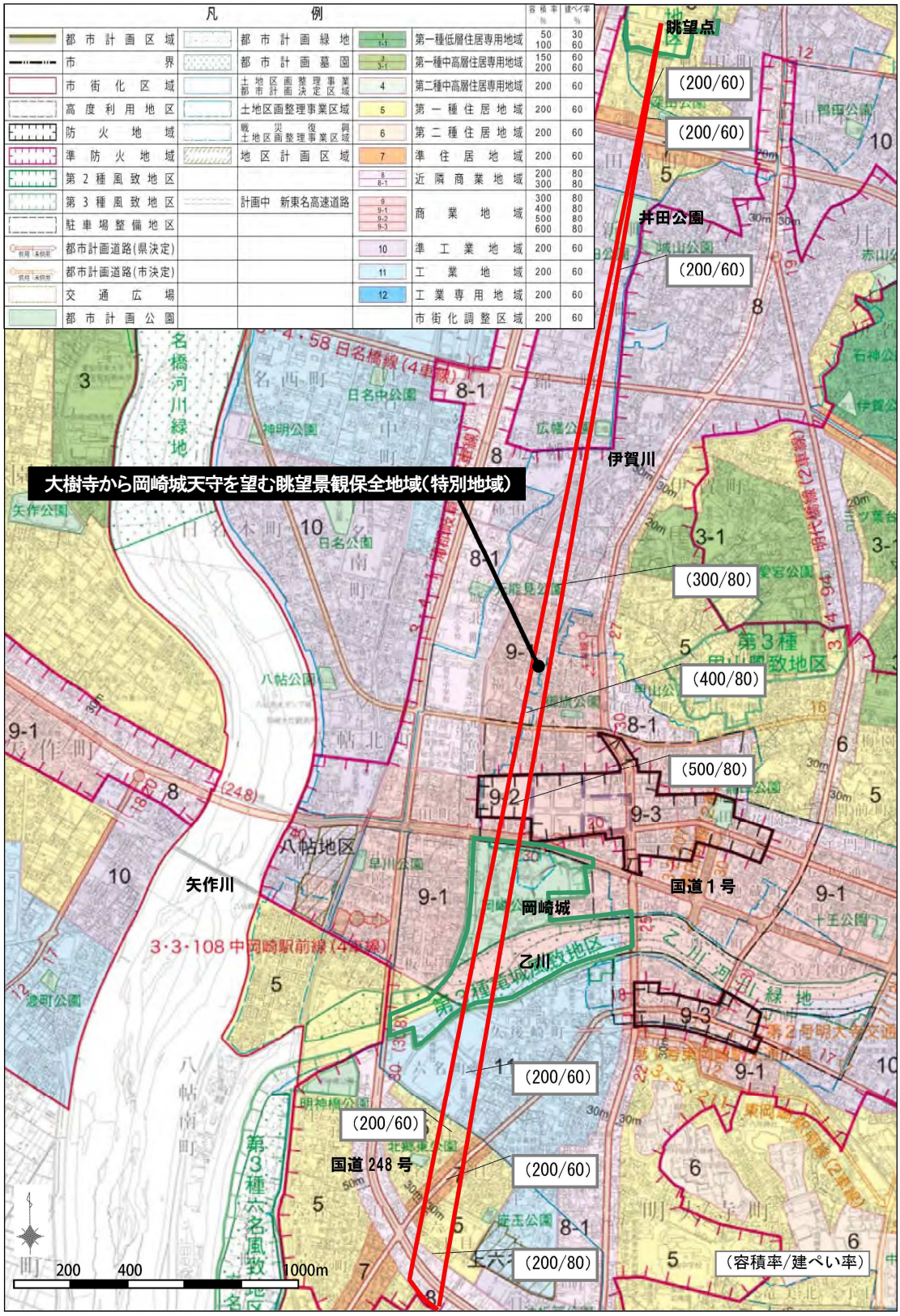


図4-3-34　大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)の区域(広域)

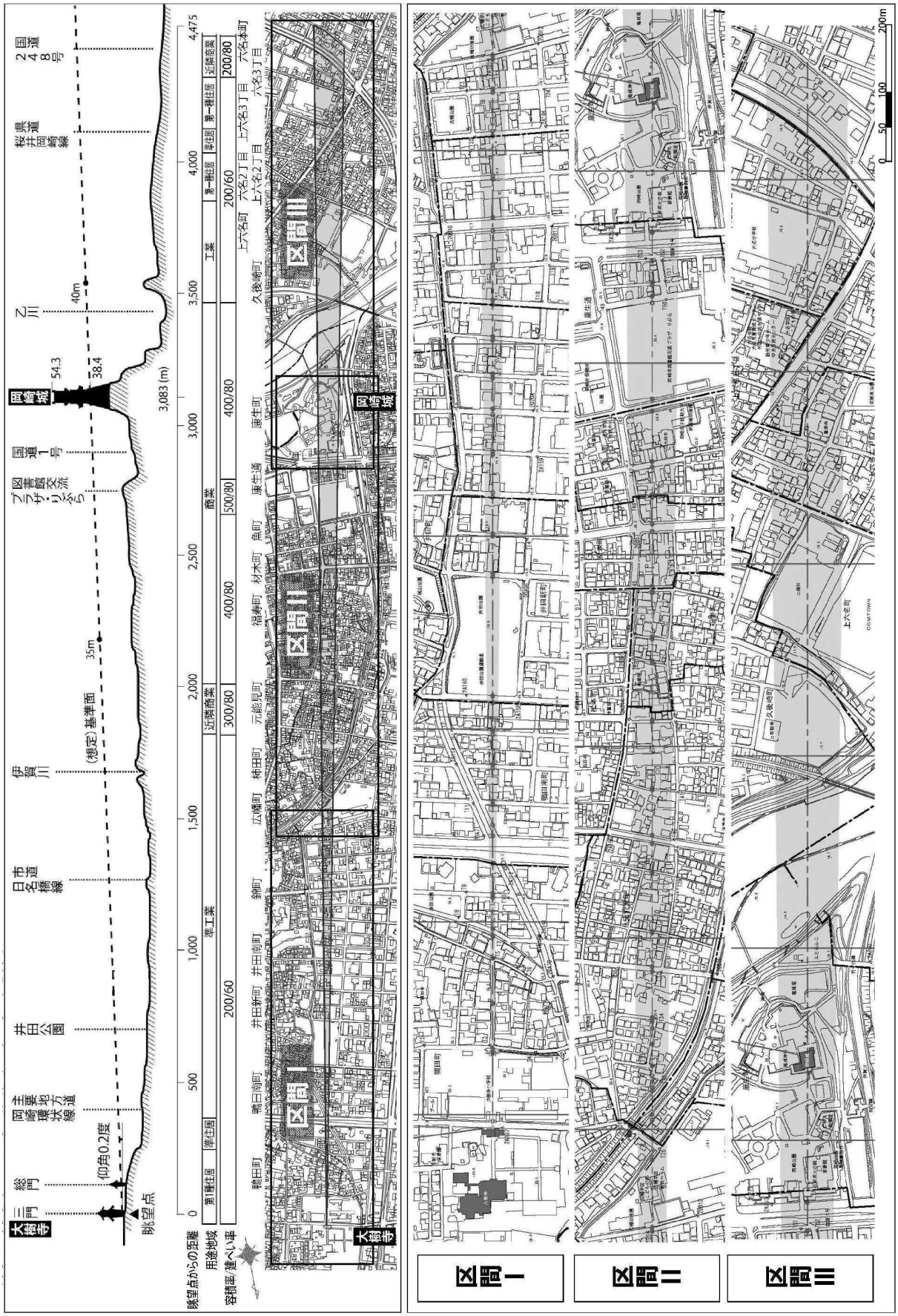


図4-3-35　大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域（特別地域）の区域（詳細）

b.将来の景観像

一幅の絵のように美しく、
都市の風格を感じさせる岡崎城の歴史的眺望

c.景観形成方針

〇大樹寺から岡崎城天守への歴史的眺望を確保する
〇岡崎城と市街地とが一体となって調和する景観の魅力を高める

d.景観形成基準など

視点を大樹寺三門前に設定し、大樹寺総門内を通して岡崎城天守を眺める眺望のうち、岡崎城天守二層下部の延長線より上部の眺望を確保するため、建築物等の高さの最高限度を定めている。

表4-3-20　大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)における景観形成基準

項　目		指導基準（改善命令）
建築物及び工作物	高さ	□建築物等の各部分の高さは、区域の範囲に規定する「基準面」の標高値を超えないものとする。 □ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りでない。

※標高規制のため、具体的な高さの最高限度は、個々の場所によって異なる。(標高は、東京湾平均海面からの高さ。)

※建築物等の各部分の高さ（屋上の工作物等を含む絶対的な高さ）は、視点の標高（26.934m＝眺望点の地盤の高さ 25.434m＋人の目線の平均的高さ 1.5m）に、眺望点から建築物等の各部分までの水平距離に仰角０度 12 分 49 秒（tan0° 12′ 49″ ＝0.003728）を乗じた数値を加えた標高から、建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。

【建築物等の高さの上限の算定式】
＝(視点の標高 26.934＝眺望点の地盤の標高＋1.5)＋(眺望点からの建築物等の各部分までの水平距離×tan0° 12′ 49″)－計画地の地盤標高（単位：m）

表4-3-21　大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)における届出対象行為

区　分	規　　模	行　　為
建築物	□近景保全区域：高さが４メートルを超えるもの □中景保全区域:高さが 10 メートルを超えるもの □遠景保全区域:高さが 20 メートルを超えるもの	□新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
工作物		□新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

【適用除外】

◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項

◆それぞれの保全区域の届出対象行為の規模を超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕又は模様替

今後においても、本市の独自条例による取組みについては継続し、きめの細かい対応を図りながら重点区域における歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めていくものとする。

第5章　文化財の保存又は活用に関する事項

5-1.市全体に関する事項

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は古く旧石器時代に形成が始まった矢作川(やはぎがわ)や乙川(おとがわ)流域の文化を素地とし、その後、中近世には徳川家康公生誕の地である岡崎城を核とし東海道を取り込んだ城下町が形成され、さらに近代以降は度重なる市町村合併等によって拡大し、発展してきた。現在を生きるわれわれは、こうした過去から受け継いだ、貴重な歴史文化資産の価値を明らかにし、大切に守るだけでなく、後世に正しい形で伝え残していく責務がある。

市内には、令和７年(2025)11 月末現在、国指定文化財 33 件、県指定文化財 46 件、市指定文化財 252 件、総数 331 件の指定文化財があり、国登録有形文化財 20 件、県登録文化財１件がある。これらの文化財は文化財保護法や愛知県文化財保護条例及び岡崎市文化財保護条例等の法令に基づき、その保存・活用が図られている。

しかし、市内には未指定の文化財も多数あり、『新編岡崎市史』編さん時(昭和 52 年度(1977)～平成４年度(1992))及び同『額田資料編』編さん時(平成 18 年度(2006)～平成 22 年度(2010))に文化財として調査されたものの、未指定文化財は法律の庇護下にはなく、知らないうちに滅失してしまうおそれがあるため、それらもまた地域の歴史文化を物語る貴重な資源として捉え、継続的な調査を通して、積極的に状況把握に努めていくことが必要となっている。さらに、調査によってその価値が評価されたものについては、所有者の理解を得て、順次、市の指定又は国・県の登録制度を活用して、適切に保存するよう検討していくものとする。

こうした本市における文化財保護と活用の方針を明確にするため、文化財保護行政のマスタープランとなる「岡崎市文化財保存活用地域計画」を令和３年(2021) ７月に作成した。「歴史と文化に親しみ　おかざき愛を育む地域づくり」を基本理念に設定し、歴史文化資産との接点を増やすことで、関わる人の輪を広げ、その価値や魅力を共有し、守り伝えていくという保存・活用の方向性を定め、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用を図っている。

しかし、市内には数多くの文化財があるものの、それらの多くは「点」として存在しており、それぞれをつなぐネットワークや回遊性が不足している現状にある。このため市民や来訪者が文化財の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうために、文化財を巡り、散策する上での拠点となる施設や休憩所、各種案内板を設置し、まちなみ整備と連携した施策を実施していくものとする。

また、市民が身近にある文化財に関心を持ち、その価値に気づき、理解を深め、誇りと愛

着のもと自らまちづくりに活かしていけるよう、文化財情報を発信していくものとする。

一方、有形文化財だけでなく、現在も継承されている祭礼行事や民俗芸能、伝統産業等については、少子高齢化、経済事情等により継承が困難な状態になりつつある。これらの活動に取り組む団体への支援のしくみを作り、後継者の育成につなげていくものとする。

また将来的な文化財行政の ICT 化を見据えた電子化を推進し、保存修理、継承支援、活用促進などの事業と組み合わせることで、歴史文化資産の保存・活用の体制強化を図る。

(2)文化財の修理(整備)に関する方針

文化財の修理においては、日常的な観察と定期的な現状把握に努め、破損等が判明した場合には、その状況や緊急性を勘案して修理時期を検討し、修理を実施していく。指定文化財の修理及び整備にあたっては、その内容に応じて所有者の経済的負担を軽減するために、必要な経費に対して補助金による支援を実施するほか、クラウドファンディングやふるさと納税などの手法を検討して支援制度を拡充し、文化財の確実な保存・活用を図る。

市所有の文化財においても、重要文化財建造物「旧額田郡公会堂及物産陳列所」のように、経年劣化による破損が見られるものがあるため、適切に維持、管理した上で修理を行っていくものとする。

指定文化財の修理及び整備を実施する場合には、文化財保護法等の法令に基づき、適切な手続きを行った上で、文化庁や愛知県教育委員会から指導、助言を受けるとともに、岡崎市文化財保護審議会等の関係機関の意見聴取の上、実施していくものとする。

また、岡崎城跡については、専門家等で構成された岡崎城跡整備委員会から指導・助言を受けるとともに、発掘調査等の調査を実施した上で、史実に基づき、史跡の価値を顕在化するための適切な整備を行っていくものとする。

(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、登録博物館として「岡崎市美術博物館」があり、文化財の収集、保管、調査、研究を行うとともに、様々な展覧会を開催し、文化財の活用を行っている。

その他、文化財の活用を行う施設として、市南部の六ツ美(むつみ)地域の歴史や文化財を展示紹介する「六ツ美歴史民俗資料室」や、藤川宿脇本陣跡に建てられ藤川宿に関する資料を展示する「藤川宿資料館」、東部地域の歴史や文化を紹介する「旧本宿村役場」、人々の暮らしの移り変わりや祭り、岡崎の偉人の功績等の歴史資料を紹介する「岡崎むかし館」がある。岡崎城公園内の「岡崎城天守」は江戸時代の岡崎を紹介する歴史資料館となっている。また、同じく岡崎城公園内の「三河武士のやかた家康館」では、三河武士や松平氏の歴史と家康公の生涯に関する歴史資料を展示している。民間の施設では、「岡崎信用金庫資料館」や「八丁(はっちょう)味

噌の郷」等が存在する。

本市は旧石器時代から現代に至るまで連綿と続く歴史や文化を常設で展示、紹介する施設がなく、また市内にある数多くの文化財を展示するための施設が不足している。

このため、市内の全ての文化財施設の目的を明確にした上で、個々の施設の役割や機能を整理して体系立てるとともに、特色を持たせてすみ分けるなど、施設が果たす役割を位置づけていくとともに、岡崎の通史を常設で展示、紹介する場を設けるものとする。

(4)文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つ。特に建造物や史跡など土地に密着する文化財は、文化財単体にのみ措置を講じるだけでなく、その周辺環境と一体的に措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要で、周辺環境とともに活かされ、保存されるべきである。そのためには、都市計画法や景観法等の関連法令等と連携し、文化財とその周辺環境を一体的に保全することが求められる。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、その改善や除去をするとともに、景観法を活用した景観の規制誘導を図ることにより文化財の魅力の向上を図る。また、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン、便益施設等の公共施設は、新たに設置する際や劣化によりその機能を発揮できていないものを再整備する際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。このほか、文化財の周辺環境の景観向上を図るため景観行政と連携して、無電柱化や道路の美装化を推進する。

(5)文化財の防災・防犯に関する方針

文化財を適切に保存・活用していくために、火災や震災等の災害に対する備えや防犯体制の強化を行う必要がある。

本市の地域防災計画に基づき、適時、適切な修理並びに常に文化財及び周辺の環境整備を実施するとともに、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保を促進し、被害を最小限にできるよう努める。市内に保存されている文化財の実態を把握し、特に、建造物、絵画、彫刻、工芸品など有形の文化財の保護のため、文化財の修理、防災施設の設置及び環境の整備を促進し、火災、風水害及び地震災害に対する予防措置を推進する。

また、消防機関と連携し、文化財防火デー等の機会を利用して、市内の文化財建造物に対する防火査察を実施するとともに、火災を想定した文化財防御（ぼうぎょ）訓練を行い、非常時における防災設備の適切な使用や消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、文化財の防火に対する意識の高揚を図っていくものとする。

文化財は、所有者及び地域住民の努力により、災害等から守られ今日まで受け継がれており、文化財所有者、消防署、地元消防団、周辺地域住民が連携を図り、文化財を守っていくという社会意識をより高めていくものとする。

近年、全国的に文化財が傷つけられる事件が発生しているため、防犯設備の設置や定期的な見回り、点検など防犯体制についても強化していくものとする。

(6)文化財の保存又は活用の普及・啓発に関する方針

本市では、文化財の保存・活用に対し、広く市民の理解と協力を得るため、文化財情報の提供と様々な普及啓発活動を行っている。毎年、新たに指定された文化財や発掘調査の現地説明会等を開催し、文化財に対する理解を深める機会を設けている。職員出前講座は、「岡崎城」や「岡崎の文化財」、「岡崎市文化財保存活用地域計画」などについて、各分野を担当する市職員が直接会場に出向いて講座を行い、文化財に親しむ機会を提供している。また、「文化財目録」や「文化財ガイドマップ」等の作成や、指定文化財に対する説明看板の設置を行っている。

しかし、生活の場や身の周りに指定文化財等があることが十分に認知されていないため、学校教育や生涯学習の場においても、文化財への関心と理解の向上を深める場や機会を積極的に設けることが必要である。

身近な文化財を紹介するための案内板や施設等の整備に加え、文化財の公開等を積極的に行い、市民が文化財に親しむ機会を増やしていくものとする。また、イベント等の開催や、文化財に係る情報を整理し、パンフレット等の情報誌の配布や、市ホームページのほか、必要に応じてＸ(エックス)、Instagram(インスタグラム)、YouTube(ユーチューブ)、LINE(ライン)等のＳＮＳでの公開等を通じて、多様な形で情報を発信する。特に岡崎城跡については、ＶＲやＡＲなどを用いた「伝わる」取組みにより、失われた建造物を視覚的に感じることができるよう検討を進める。また、ユニークベニュー[1]等の手法やフィルムコミッションとの連携などによる活用を図るなど、様々な事業主体と連携して歴史的な資産との接点を増やし、市民が文化財に対して親しみや愛着、誇りを持てるよう努めていくものとする。

文化財への回遊性の向上を図り、観光・交流を促進するため、乗換拠点となる主要駅で文化財パンフレットと共に公共交通マップを配布する。また、バスのフリー切符など企画切符等を検討し、バス、タクシー等を活用した交通環境の整備を検討していく。

指定文化財だけでなく、未指定の文化財も含め、祭礼行事等の無形民俗文化財の調査を実施し、活動記録の作成を行う。無形民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるとともに、さらにはそれらを活かした地域の活性化につなげていくものとする。

[1] 博物館・美術館、歴史的建造物(城郭、神社仏閣など)、庭園・公園などの文化財や公的空間を、本来の目的を超えて会議・レセプション・イベント会場として利用する「特別な場所」のこと。

(7)埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市における周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は、旧石器時代から江戸時代にわたる約 440 か所が確認されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発を行う場合は、事業者が文化財保護法に基づく届出又は通知を行うこととされている。埋蔵文化財の保護が困難な場合には、記録保存のために発掘調査等の指示をすることとする。さらに、開発場所が埋蔵文化財包蔵地に近接しており、遺跡の発見が予想される場合などには、必要に応じて試掘調査や工事立会を行い、可能な限り埋蔵文化財の保護に努める。

埋蔵文化財の保存・活用にあたっては、それぞれの遺跡の状況を把握した上で、その保護に十分留意し、文化庁及び愛知県の指導や助言を受けながら進めていくものとする。

(8)教育委員会等の体制と今後の方針

本市では、主に教育委員会事務局社会教育課文化財係と岡崎城跡係が文化財保護事務を担当し、文化財の保存、活用に関する業務を実施している。埋蔵文化財整理事務所も岡崎城跡係の所管である。令和７年(2025)４月１日現在の職員数と構成は次のとおりである。

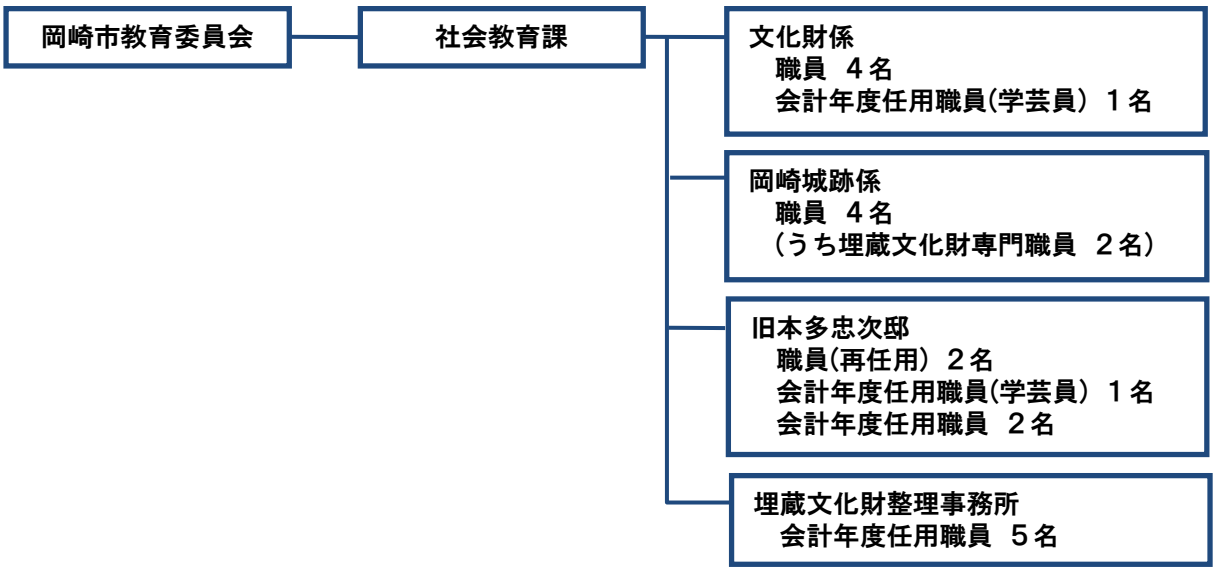


図5-1-1　市教育委員会の体制

文化財の活用に関しては、教育委員会事務局社会教育課をはじめ、社会文化部美術博物館や経済振興部観光推進課等でも実施している。また、岡崎城跡については、都市基盤部公園緑地課と連携して整備を進めている。

今後は、まちづくり部局と一層の緊密な連携を図りながら、歴史文化資産を活かしたまちづくりを重点的かつ一体的に推進していくため、必要となる推進体制と組織づくりを行う。また、そうした体制を下支えする特定分野に特化した専門性の高い文化財担当職員(学芸員)

の確保及び育成を行う。

一方、文化財の保存・活用に関する重要事項については、文化財保護法第 190 条第１項及び岡崎市文化財保護条例に基づき設置された岡崎市文化財保護審議会において、調査審議している。

なお、文化財保護審議会は、学識経験者等による委員 10 名で構成されており、専門分野別では、考古１名、建造物１名、美術工芸１名、自然２名（動物１名、植物１名）、歴史４名、民俗１名となっている。

今後は、文化財保護審議会で審議される文化財の新たな指定、解除、現状変更、さらには文化財の保存や活用に関する指導や助言を歴史まちづくりに活かすため、文化財部局とまちづくり部局との緊密な連携を図っていくものとする。

また、岡崎城跡の保存・活用については、岡崎城跡整備委員会の助言を受け、整備の在り方と方法の検討を行う。

(9)各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市においては、様々な団体が文化財の保存・活用に関わっている。特に、民俗文化財では、祭礼山車（だし）を保持する保存会や「瀧山寺鬼祭り保存会」「千万町（ぜまんちょう）神楽保存会」「六ツ美悠紀斎田保存会」「デンデンガッサリ保存会」「万足平（まんぞくだいら）を考える会」等の活動により保存や伝承がされてきた。史跡等においても、地元保存会等が清掃や管理を行っている。

また、主に岡崎城公園内を案内する「おかざき観光ガイド」や市内同行型の「岡崎歴史かたり人」、「おかざき手話ガイド『デフ葵』」が岡崎おもてなしガイドとして解説を担当し、その他、「悠紀の里サポーターの会」「旧本宿村役場運営委員会」がそれぞれの施設の解説を行っている。さらに、歴史的建造物調査従事者及び岡崎歴史的建造物マイスター講座終了者を中心に設立された団体である「一般社団法人まちづくりマイスター」が、歴史的建造物の調査を行っている。

今後は、これらの各種団体との連携や多様な活動の一層の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等の支援を積極的に行い、地域住民等が主体となる文化財保護活動を進めていくものとする。

5-2.重点区域に関する事項

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

岡崎城下及び東海道地区には、岡崎城を中心とする城下町があり、その周辺には松平氏・徳川家ゆかりの寺社が多く存在している。岡崎城跡については、平成 15 年(2003) 3 月に「史跡岡崎城跡整備基本構想」、平成 16 年(2004) 3 月に「史跡岡崎城跡整備基本計画」を策定し、これを基に保存整備事業を実施してきたが、計画策定後 10 年以上が経過したこともあり、平成 29 年(2017) 3 月に「岡崎城跡整備基本計画」として改訂した。この計画に基づいて、現在保存・活用を進めている。

保存管理の方法として、岡崎城跡を構成する諸要素を把握し、地区や状況に応じた適切な保存管理方法と現状変更等の取り扱い基準を定める。

岡崎城跡の石垣は、現存する築城当時の遺構として、岡崎城跡の歴史的価値の根幹をなし、高めている重要な要素である。これを後世まで保存・継承するために平成 30 年(2018) 3 月に「岡崎城跡石垣保存修理基本計画」を策定した。この計画を基に石垣カルテの作成・更新をはじめとして石垣の状態を定期的に点検し、適切な維持管理を行っていく。

総構えについては、試掘調査・文献調査等を行い価値の顕在化を図る。調査によって重要な遺構が発見された場合は、史跡の追加指定を検討し、遺跡の保護に努める。

資料、石垣、発掘等の調査成果の蓄積により、岡崎城跡の本来の形態が明らかとなった事実を整理・活用し、岡崎城跡の価値のさらなる向上をめざす。

旧城下町である市街地まで流れのある整備・活用を検討し、「岡崎城下二十七曲り」を始め旧東海道までの回遊性の向上を図っていくものとする。また岡崎城下及び東海道地区には、祭礼山車が多く残っており、現在も曳き回しが行われている。しかし、後継者不足や巡行ルートの確保等の課題があるため、保存会等と連携し継承に向け取り組んでいくものとする。

滝山寺地区は、滝山寺、滝山東照宮、日吉山王社(ひよしさんのうしゃ)が一つの境内地に建ち、また、この境内地を舞台に瀧山寺鬼祭りが行われる。建造物については、文化庁等の関係機関と連携を図り、適切に修理を行っていくものとする。また瀧山寺鬼祭りについて保存会等と連携し継承に向け取り組んでいくものとする。

重点区域内には重要文化財を始め数多くの文化財があるが、現状ではその価値が市民に十分に認識されていない状況にあるため、分かりやすいパンフレットやガイドブックの作成、文化財教室の開催等を通じて普及啓発に取り組んでいくものとする。

(2)文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備に際しては、文化財保護法等の法令に基づいた手続を遵守し、関係機関との連携を図り、また専門家等の知見を得ながら実施していくものとする。

岡崎城跡の整備では、岡崎城公園が持つ歴史的価値に鑑み、その歴史を活かした公園として再整備を進めていくこととする。

平成 29 年 3 月に改訂した「岡崎城跡整備基本計画」を基に発掘調査及び石垣の調査、併せて文書や絵図等の文献調査を継続的に進めていく。また、それら調査研究結果による史実に基づき、岡崎城跡の価値や特徴を活かし、わかりやすく顕在化する復元整備を目標とする。特に坂谷門については、遺構の残存状況に優れ、文化財的価値も高いことから整備の手法を検討する。なお、事業実施にあたっては専門家・学識経験者らで構成される岡崎城跡整備委員会に諮り、岡崎城跡の適切な保存・管理・整備及び活用に関する助言を受けながら進めていく。

現在は市街地となっている旧総構えにあたるエリアでは、旧城郭・旧城下町であるという歴史的条件を活かしたまちづくりと岡崎城公園内と関連させ、総構えの城下町を囲む総堀や二十七曲り(旧東海道)の「見える化」も進め、歴史文化を体感する歩行者空間の整備を行っていくものとする。

岡崎城跡の城郭関連施設であった籠田総門跡、御馳走屋敷跡、また籠田公園、御旗公園等の総堀の遺構が残存している可能性がある場所については発掘調査を順次進め、遺構が確認できた場合には、保存・復元等の整備方法を検討していくものとする。

重点区域内には、重要文化財建造物を始め、多くの歴史的建造物が存在する。これらの中には、経年による老朽化がみられるものもあることから、適切な修理・修景を実施していく。指定文化財の修理においては、補助金を交付し、適切な文化財の保存・活用を図る。

大樹寺は、多宝塔(重要文化財)、三門、総門、裏二門、鐘楼、大方丈(いずれも県指定有形文化財)、本堂、開山堂(いずれも市指定有形文化財)が一つの境内地に建つ。老朽化した建造物については、文化庁等の関係機関と連携を図り、修理を行っていくものとする。

旧額田郡公会堂及物産陳列所(重要文化財)は、保存活用計画に基づき重要文化財としての価値を伝えるため建物内部も公開していくとともに、本市の歴史文化を紹介する場としての活用などの検討を進め、保存修理を行っていくものとする。

(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

岡崎城公園内の施設では、「岡崎城天守」「三河武士のやかた家康館」がある。岡崎城天守は、江戸時代の岡崎を紹介する歴史資料館となっており、三河武士のやかた家康館は、家康公と家康公に仕えた三河武士たちの人間像を中心に展示を行っている。これらの施設は、家

康公顕彰の核となる施設として引き続き活用していくものとする。

大樹寺では、大方丈障壁画岡田為恭筆(重要文化財)等の文化財を収蔵する施設、滝山寺では木造観音菩薩・梵天・帝釈天立像(重要文化財)等を安置する宝物殿があり、これらとも連携を図っていくものとする。

旧額田郡公会堂及物産陳列所(重要文化財)は、昭和44年(1969)より市郷土館本館、同収蔵庫棟として利用されていたが、平成22年(2010)度より耐震性能の不足から閉館中である。郷土館の機能は美術博物館に引き継がれたものの、岡崎の通史等の常設展示の場がないなど、課題がある。

具体的な活用方法は、保存活用計画をもとに、耐震補強・保存修理工事を実施し、建物の価値を示すよう整備し、内部を公開するとともに、歴史的空間を活かした文化的交流の場として演奏会や講演会等を開催する集会機能の復活や、本市の歴史や文化を紹介する文化財巡りの拠点施設として活用していくことを検討していく。

市民や来訪者が文化財の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうため、文化財を巡り、散策する上での観光情報の発信機能やまち歩きの休憩機能を備えた拠点施設の整備を行っていくものとする。

(4)文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域には、重点的に景観形成を図っていく地区である「八丁地区」「藤川地区」の景観形成重点地区及び「大樹寺から岡崎城天守を望む歴史的眺望」の眺望景観保全地域が含まれており、文化財も含めた歴史的なまちなみ景観の維持・再生とともに、無電柱化や道路の美装化を推進していく。また、景観を阻害する要素となっている屋外広告物等の除去や修景など歴史的な環境と調和した整備を行うものとする。

街道沿いでは、祭礼山車が今も残され、祭礼の日には山車の曳き回しが現在も行われている。電柱電線類が街道沿いの旧城下町や旧宿場町の面影を残すまちなみを背景に町衆が山車を曳く景観を阻害しているため、無電柱化を進めていく。祭礼等の伝統行事の場として歴史的な趣が感じられるまちなみ景観の整備を進めていくものとする。

(5)文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保を促進し、文化財及び周辺の環境整備を進めていくものとする。地震対策では、文化財建造物を中心に耐震診断を行い、耐震性がない場合は保存修理の際に、耐震工事を行うよう指導していくものとする。

文化財所有者、消防署、地元消防団、周辺地域住民が連携を図り、重点区域内の文化財建

造物に対し、防火査察を実施するとともに、火災を想定した文化財防御訓練を行い、非常時における防災設備の適切な使用や消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、文化財の防火に対する意識の向上を図っていくものとする。さらに、防犯対策も、防犯設備の設置や定期的な見回りを地域の協力の下で行っていけるよう防犯体制を強化していくものとする。

(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については、老朽化した案内板の更新や案内板の新設を行っている。岡崎城公園内では、岡崎城跡の価値を高めるために、石垣、堀、櫓跡等の遺構や、石垣や城郭特有の動植物等に対する案内板の充実を進めるとともに、総合案内板、方向指示板等の各種サインについても、岡崎市歴史まちづくり協議会等において近世の雰囲気に合わせたデザインを検討し、整備を行うことで統一を図っている。今後も、案内板等を順次更新・新設していく。旧城下町についても岡崎城跡と連動した回遊性の向上に向けて、分かりやすい周遊コースの設定や、サイン表示の統一、パンフレット等の作成を行う。

また、来訪者を歴史的資産へ誘導するために観光ルート等に関する案内板を設置する。

職員出前講座や発掘調査の現地説明会等の開催に関しては、歴史的風致の視点を取り入れ、本市の歴史文化資産や歴史まちづくりを理解する機会を提供していくものとする。

国の重要無形民俗文化財である瀧山寺鬼祭りの調査を行い、作成した報告書や映像記録を活用し、ホームページ等で情報発信をしていくものとする。

(7)埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の埋蔵文化財については、市全体の方針と同様に、開発業者による必要な届出と事前協議を徹底する。試掘調査・分布調査等による埋蔵文化財包蔵地の現況把握を行い、範囲の拡大についても検討する。

岡崎城跡周辺は交通や景観の良さから、近年開発が進んでいる地区である。共同住宅や、再開発などの大規模な工事は、遺構面に達し、破壊の恐れもあるため事前の情報収集に努める。また、大規模な工事は発掘調査を伴うことが多いため、事業者に対しては期間や費用の調整を確実に行う。

岡崎城跡の価値の一つは総構えの広さにある。総構え全体の中で、地下に埋蔵されている門・堀の遺構については、埋蔵文化財として取り扱い、試掘調査・文献調査による把握に努める。

(8)各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

岡崎城公園内では「おかざき観光ガイド」が公園内の名所や史跡を案内し解説を行っている。旧東海道沿いでは、「藤川まちづくり協議会」「旧本宿村役場運営委員会」等が地元宿場町等の歴史文化資産の保存・活用を行っている。歴史文化資産を案内する案内人（観光ガイド）の養成、スキルアップを行うなど、これらの活動が更に活性化していくよう支援を行っていくものとする。

無形民俗文化財では、祭礼山車を保持する保存会や町内会、瀧山寺鬼祭り保存会等により継承されているが、後継者不足等の課題があるため、活動費の一部を補助するなど、後継者の育成や開催への支援を行っていくものとする。

また、無形民俗文化財の調査や活動記録の作成を行い、無形民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるとともに、地域の活性化につながるよう支援していく。

伝統的な技術や技法を保持する者と、そのもとで技術や技法を習得しようとする者に対し、技術伝承にかかる活動費の支援を行い、伝統的技術・活動の継承支援をしていく。